衆議院議員　浅野 哲

国会質疑全集4

2021年1月~2021年12月

衆議院議員 浅野哲事務所　編

目　次

委員会質疑

【閉会中審査】

議院運営委員会

・二〇二一年一月七日　「新型コロナウィルス緊急事態宣言発出」……3
雇用調整助成金の延長を求める
事業者に対する給付金制度の延長を求める
受験生に対する最大限の配慮を求める
・二〇二一年一月十三日　「新型コロナウィルス緊急事態宣言対象地域拡大」…9
飲食店取引先などへの一時金について
特定都道府県と同様の取組を行う都道府県への財政支援について
受験生への支援について
電力需給状況について

【第二〇四国会】

本会議

・二〇二一年一月二十九日　「まん延防止等重点措置の創設について」……17
事業者への支援について
感染症法および検疫法について
国民へのメッセージ
・二〇二一年二月一日　「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案」……23
・二〇二一年三月十八日　「新型コロナウィルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法案に対する答弁」……27
・二〇二一年四月一日　「子ども・子育て支援法の改正案」……31
少子化対策に向けて安定的な財源確保を
児童手当は全ての子どもに平等に給付すべき
国民民主党は「子ども国債」を提案
・二〇二一年四月二十七日　「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」……37
脱炭素化　中小企業に対する支援を求める
制度の活用を促す取り組みを求める
取引の透明性・公正性の確保を求める

議院運営委員会

・二〇二一年二月二日　「新型コロナウィルス緊急事態宣言期間延長」……45
生活に困窮する世帯への支援について
ホテル療養に伴う事業者への支援について
中小事業者に対する支援（一時金）について
・二〇二一年二月十二日　「まん延防止等重点措置創設による基本的対処方針の変更」……51
重点措置における事業者への支援
アフターコロナに備えた事業者への支援について
・二〇二一年二月二十六日　「緊急事態宣言区域変更」……55
飲食店に要請する営業規制について
まん延防止等重点措置に係る事業者への支援について
・二〇二一年三月五日　「緊急事態宣言期間延長」……59
モニタリング検査の実効性について
・二〇二一年三月十一日　「人事官の任命　所信聴取」……63
・二〇二一年四月一日　「まん延防止等重点措置の発動」……65
緊急事態宣言解除後の感染者の再拡大傾向について
まん延の恐れがある地域には先回りして指定すべき
事業者へ事業規模を踏まえた協力金を支給すべき
・二〇二一年四月二日　「内閣提出法案の条文誤り」……73
政府内における法案作成スケジュールは過密でなかったか
法案作成部署と内閣法制局の役割分担は明確か
ＲＰＡ技術の導入による作業の自動化・効率化を提案
今後の対応指針を策定しておくべき
・二〇二一年四月九日　「まん延防止等重点措置の区域変更」……79
まん延防止等重点措置や緊急事態措置の発動要件について
まん延防止措置近隣エリアの感染対策について
飲食店以外への時短要請の必要性について
・二〇二一年四月十六日　「まん延防止等重点措置の区域変更、期間延長」…83
早期発見のための検査拡充について
子どもたちへの定期検査について

・二〇二一年四月二十三日　「緊急事態宣言期間延長及びまん延防止等重点措置の区域変更、期間延長」……89
国内のワクチン接種効果の分析状況について
緊急事態宣言解除後のリバウンド対策について
罹患可能性を見える化する仕組みについて
・二〇二一年五月七日　「緊急事態宣言期間延長及びまん延防止等重点措置の区域変更、期間延長」……95
緊急事態宣言後のリバウンド抑制について
職場や学校、高齢者福祉施設での自主点検強化について
・二〇二一年五月十四日　「緊急事態宣言区域変更及びまん延防止等重点措置の区域変更、期間延長」……101
緊急事態宣言の発出方法について
自治体における抗原検査やＰＣＲ検査への支援を
・二〇二一年五月二十一日　「緊急事態宣言地域変更及びまん延防止等重点措置の区域変更、期間延長」……105
政府の意思決定の頻度について
・二〇二一年五月二十八日　「緊急事態宣言期間及びまん延防止等重点措置の期間延長」……109
令和3年度予算の追加補正の必要性について
地方創生臨時交付金の追加交付について

予算委員会

・二〇二一年二月十九日　「令和3年度予算案」……113
事業者への支援について
複数の支援策をパッケージとして利用促進すべき
事業再構築補助金の補助対象について
政策効果の向上に向けた取組について
・二〇二一年二月二十五日(第8分科会国土交通)
「令和3年度予算案について」……123
久慈川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について
国道6号、国道245号の機能強化について
特殊車両の通行許可制度の緩和について
高速道路料金のＥＴＣ割引制度について
・二〇二一年二月二十六日(第6分科会環境)
「令和3年度予算案について」……131
再エネ自家消費型設備の普及策について
新たな電力貯蔵用蓄電池の社会実装に向けて
自治体の脱炭素に向けた取組の促進について

経済産業委員会

・二〇二一年四月二日　「大臣所信に対する質疑」……139
新型コロナ対策事業再構築補助金　前向きに取り組めるよう条件の精緻な検討を
新型コロナ対策事業再構築補助金　補助金支給後の徹底したフォローアップを
我が国の半導体産業の今後について
国際連携プロジェクト・技術開発への支援を求める
電力ＤＸ　スマートメーターデータの利活用について
・二〇二一年四月十四日　「一般質疑」……149
ＡＬＰＳ処理水海洋放出　徹底した風評被害対策を求める
ＡＬＰＳ処理水海洋放出　風評を受けた方々に寄り添った支援を求める
ＲＣＥＰ協定　国内産業の成長を阻害しない対策を求める
特許出願に関連する支援策の拡充を求める
・二〇二一年四月二十一日　「特許法等の一部を改正する法律案」……155
特許出願費用の負担軽減策について
国際出願の奨励・支援について
知財に関わる人材育成と支援制度について
宇宙における知財保護について
・二〇二一年四月二十八日　「一般質疑」……161
温室効果ガス排出46％削減　産業界に寄り添った情報公開を求める
高温ガス炉による水素製造　水素の国内製造に向け、産業界への支援を求める

・二〇二一年五月七日　**「産業競争力強化法改正案」**……167
カーボンニュートラル投資促進税制について
税額控除率の水準について
ＤＸ投資促進税制について
・二〇二一年五月十二日　**「産業競争力強化法改正案」**……173
取引の透明性・公正性の確保を求める
発注書面の交付義務付け範囲を拡大すべき
・二〇二一年五月十四日　**「産業競争力強化法改正案」**……183
地方銀行等を活用した地域循環型経済の構築
ＤＸ投資促進税制の適用要件について
税額控除上限の撤廃について
・二〇二一年五月十九日　**「産業競争力強化法改正案」**……191
一時支援金および月次支援金について
人権デューデリジェンス（ＤＤ）について
エネルギーコストの現状と見通しについて
・二〇二一年五月二十六日　**「一般質疑」**……199
新型コロナ事業者支援策について　非指定地域の事業者の努力に報いる支援を求める
電力多消費産業の電力コスト負担の軽減を求める
卒ＦＩＴ電源を活用した自家消費システムを普及させるべき
・二〇二一年六月四日　**「外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積み地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件」**……207
対北朝鮮輸出入禁止措置の延長期間について
自治体情報システム統一化について　改修作業の過密化によるＩＴ業界への負荷について
・二〇二一年六月十一日　**「一般質疑」**……211
日本と世界の研究開発投資について
日本と世界のビジネス環境（規制見直し）について
直流送電技術の現状と今後の活用見通しについて

経済産業・原子力問題調査特別委員会連合審査会
・二〇二一年三月十八日　**「東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の一部機能喪失について」**……217
評価による東京電力の事業活動への影響
経済産業省としての課題認識について

原子力問題調査特別委員会
・二〇二一年四月八日　**「一般質疑」**……225
原子力防災における避難計画の策定義務について
原子力防災における避難計画の検討体制について
東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の一部機能喪失について再発防止策については透明性のある説明を求める
・二〇二一年四月二十七日　**「参考人質疑」**……231
・二〇二一年五月二十七日　**「一般質疑」**……235
避難生活を余儀なくされている方々に十分なケアを求める
原子力関連事業を支えるため、戦略的な取り組みを求める
将来にわたって技術革新を継続するための支援を求める

国土交通委員会
・二〇二一年四月二十一日　**「一般質疑」**……243
建築物の省エネ計算　中小事業者に寄り添った支援を求める
省エネ住宅の促進　建替時の支援策の同時併用を求める
ドローンレベル４飛行　安全性確保に向け実効性のある対策を求める
特殊車両通行時間の見直し　特殊車両の通行許可制度の緩和を求める
・二〇二一年五月十四日　**「航空法等の一部を改正する法律案」**……251
現場の実態を把握した上での基本方針の策定を求める
航空保安の確保に向け、責任主体の見直しを求める
国家レベルの課題に対し、適切な費用負担を求める
安全性確保に向け実効性のある対策を求める

【閉会中審査】
議院運営委員会
・二〇二一年六月十七日　「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長、区域変更」……259
五輪競技会場内や周辺エリアにおける酒類の提供について
五輪に参加する選手等の行動管理について
・二〇二一年七月八日　「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長、区域変更」……265
デルタ株に対するワクチンの効果について
ワクチン接種率と緊急事態宣言期間について
事業者支援の拡充について
・二〇二一年七月三十日　「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長、区域変更」……271
感染拡大対策の実効性について
局所的なワクチン接種の加速化について
イベント中止・延期に対する支援について
アフターコロナの日本の経済再興について
・二〇二一年八月五日　「まん延防止等重点措置の区域変更」……277
基本的対処方針について
緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出基準について
原則自宅療養とする政府方針について
飲食店の取引事業者に対する支援拡充について
・二〇二一年九月九日　「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長、区域変更」……283
自宅療養者への健康観察サポートについて
自治体が行うコロナ検査費用の財源について
若い世代へのワクチン接種枠について
臨時休校中の子どもの居場所確保について
雇調金や失業保険給付の財源について

【第二〇七回国会】
本会議
・二〇二一年十二月十五日　「令和3年度補正予算案」……293

一期目（二〇一七年十月～二〇二一年十月）活動記録……297
【提出議員立法一覧】
【質問主意書】
・一九八回国会　託児所における補助金適用の範囲に関する質問主意書
・二〇一回国会　障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充に関する質問主意書
・二〇一回国会　保育所における食物アレルギーへの対応に関する質問主意書
・二〇一回国会　国家公務員の倫理の保持に関する質問主意書
・二〇四回国会　温室効果ガス削減目標46％の根拠に関する質問主意書

党内役職……343
スタッフ名簿……345

閉会中審査

2021年1月 7日
2021年1月13日

2021年1月7日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

雇用調整助成金の延長を求める

2021.1.7（Thu）　議院運営委員会

現状・課題意識

●雇用を維持するための雇用調整助成金の申請期限は2月末となっている。

●解雇通告は1か月前に行う必要があり、経営者は緊急事態宣言下で判断を迫られるため、大量の失業者が発生する恐れがある。

●経済の下支えと雇用維持のために、申請期間を延長すべき。

委員会での浅野の発言要約

「申請期間の延長を含め、政府としていつ判断するのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「申請期間の延長については、しかるべきタイミングで結論を出す。」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言

事業者に対する給付金制度の延長を求める

2021.1.7（Thu）　議院運営委員会

現状・課題意識

●売上が減少した企業に対する持続化給付金と家賃支援給付金の申請期限は1月15日となっている。

●このタイミングでの打ち切りは経済活動へ深刻な影響を与える。

●緊急事態宣言を発出する以上影響を受ける全ての事業者を支える責任がある。

委員会での浅野の発言要約

「持続化給付金と家賃支援給付金について、申請期間の延長と複数回化をすべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「中小企業・小規模事業者に対して、必要な支援策を機動的に講じていく。」

西村国務大臣

2021年1月7日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス
緊急事態宣言

受験生に対する最大限の配慮を求める

2021.1.7（Thu）　議院運営委員会

現状・課題意識

●大学入学共通テストの日程が迫っており、受験生の不安も募っている。

●体調不良となった場合や濃厚接触者になった場合の基本方針が明確に示されていない。

●受験生への配慮方針を明確に発信すべき。

委員会での浅野の発言要約

「もし体調不良や濃厚接触者になってしまった場合、追加の試験機会が確実に確保される方針を積極的かつ明確に発信すべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「共通テストについて、病気等で受験できなかった場合に対応するため、複数の追試験日を設定している。
個別入試についても9割以上の大学で追試験などの配慮が行われている。」

西村国務大臣

第二百三回国会
衆議院

議院運営委員会議録　第十二号（閉会中審査）

令和三年一月七日（木曜日）
午後三時開議

出席委員

委員長　高木　毅君

理事　御法川信英君　理事　丹羽　秀樹君
理事　盛山　正仁君　理事　大塚　高司君
理事　松本　洋平君　理事　福田　達夫君
理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君
理事　佐藤　英道君

高村　正大君　武部　新君
本田　太郎君　伊藤　俊輔君
枝野　幸男君　塩川　鉄也君
遠藤　敬君　浅野　哲君

議長　大島　理森君
副議長　赤松　広隆君
国務大臣　西村　康稔君
事務総長　岡田　憲治君

委員の異動
一月七日
辞任　補欠選任
伊藤　俊輔君　枝野　幸男君
同日
辞任　補欠選任
枝野　幸男君　伊藤　俊輔君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の事前報告に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　委員各位におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況につきまして、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと判断し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、緊急事態宣言を発出することといたしました。

本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、宣言の公示案について御了解をいただいたところであり、これを受け、本日夕刻、政府対策本部を開催し、緊急事態宣言を発出したいと考えております。

今般の緊急事態宣言は、その期間を一月八日から二月七日までの一カ月間とし、実施すべき区域を東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の四都県とするものであります。

政府としては、これまでの経験、知見や専門家の分析を踏まえ、飲食店の営業時間短縮要請など、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている飲食の対策と、その実効性を上げるために、飲食につながる人流の抑制を始めとする効果的な緊急事態措置を講ずることとしております。社会機能維持のための事業継続は引き続きお願いしつつ、不要不急の外出・移動自粛、特に二十時以降の外出自粛、出勤者数の七割削減を目指したテレワークの推進など、国民の皆様の御理解と可能な限りの御協力をいただきたいと考えております。

今後とも、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県とも緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。松本洋平君。

○松本（洋）委員　自由民主党の松本洋平です。

冒頭、新型コロナウイルスによって亡くなられた皆様方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、このコロナウイルスに対応するために最前線で戦っておられます医療従事者を始め、全ての皆様方に心から敬意を申し上げたいと思います。

さて、今回、緊急事態宣言の発出でありますけれども、そもそも、宣言の発出を望んでいる人は誰もおりません。こうした状況になったことは、大変遺憾であり、残念なことだと考えております。この思いは、西村大臣も、そして菅総理を始め全ての皆様方の同じ思いだと思っております。

その上で、私は東京が地元としているわけでありますけれども、地元の皆さんを始め多くの方々から大変厳しい御意見というものを寄せていただいております。新型コロナウイルス感染症への対応、そして今回発出される宣言、これを実効性のあるものとしていくためにも、国民の皆様方の御理解と御協力というものが必要不可欠だと思っております。

そうした思いを込めつつ、限られた時間ですので、四点を一括して確認してまいりたいと思います。

まず第一点目。今回、緊急事態宣言が発令されることとなりました。感染状況につきましては、昨年十二月には既に新規陽性者数が過去最多の水準になっておりましたけれども、年明けのこのタイミングで緊急事態宣言を発令した理由は何でしょうか。もっと早くに発令すべきだったとの批判に対しどのように応えるのか、確認をいたします。

二点目。昨年春の感染拡大に対する緊急事態宣言では、国民の社会経済活動を全面的に抑制して感染拡大を減少させてまいりましたが、今回の緊急事態宣言ではどのような措置を行うのか、確認をいたします。

三点目。緊急事態宣言後の見通しをどのように考えているのでしょうか。昨年春以降、コロナとの戦いが続き、国民の間にも自粛疲れが見られるように思います。今回の措置は、前回に比べると社会経済活動への影響は限定的ではありますが、本当に感染拡大の減少につながるのでしょうか。また、緊急事態宣言の解除についてどのように考えているのか、確認をいたします。

四点目。今回の措置は飲食などの感染リスクに的を絞っておりますけれども、これらに重点を置くエビデンスはあるのでしょうか。緊急事態宣言に伴い、飲食業を始め影響を受ける事業者への支援はどうするのか、確認をいたします。

以上四点、お願いいたします。

○西村国務大臣　お答えを申し上げます。

私は、担当大臣として、常にさまざまな事態、最悪のような事態も含めて想定をしながらこの間対応してきたところであります。

昨年の春と夏に大きな流行を経験し、この冬、また経験しているわけでありますが、昨年の春、夏は国民の皆様の御協力によって減少傾向に転じさせることができて、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

実は、今見ている姿は二週間前の姿であります。きのう、きょう、高い数字が報告されていますけれども、これはちょうど二週間前、クリスマスの時期であります。その時期、東京を始めとして首都圏は非常に人の出が多く、時短をお願いし、また、自宅での自粛なども知事も要請されておられましたけれども、その活発な活動が、今、潜伏期間や検査期間などを経て、二週間後のきのう、きょうと感染者の数が報告されている、これ

えてきたところでございます。そうした中で、法制局長官とも直接議論も何度かしてまいりましたし、ぜひ早くこの法案を国会に提出し、一日も早く成立させるべく努力をしたいというふうに考えているところでございます。

内容については、もう御案内のとおり、支援と罰則を明記するということを考えておりますし、また、緊急事態宣言に至らないようにするために、その前段階から、より実効性を上げるために強い措置を盛り込めないか、あるいは、より柔軟に臨時の医療施設を設けることができないか、こういったことを検討しているところでございます。

○遠藤（敬）委員　お金があっても道具や武器がなかったら効果がないんですね。なので、私どもは、先回りをするという意味ではセットで出していただきたいと。昨日も与党の国対委員長のお二人に要望をいたしましたけれども、結局、周知期間というのも必要らしいですね。となると、二月の初めに特措法が仕上がって、いつぐらい、周知期間というのは、大臣、何日ぐらい必要なんですか。

○西村国務大臣　まず、与野党間でこの改正に向けまして審議を急いでやろうというふうな方向で御議論が進んでいることを聞いておりまして、大変私の立場からはありがたいというふうに、まずもって感謝申し上げたいというふうに思います。

一日も早く審議できるように、まず私の方で案をしっかりとつくって国会に提出をしたい。その際、与野党のさまざまな御意見を聞きながら成案をまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

その上で、仮に成立した後、罰則を伴うものでありますから、さまざまな他の法令の前例なども調べておりますけれども、少なくとも十日間ぐらいは周知期間として必要なのかなというふうに考えております。

いずれにしましても、一日も早く提出に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○遠藤（敬）委員　ということは、二月の初めに、まあ四日間ぐらいで衆参で仕上がっても、十日を乗せると二月の十日以降になる。緊急事態宣言で二月七日までにできるだけ抑えたいという大臣のお話もありましたけれども、二月七日以降になる。

この一カ月間が一番重要だと思うんですね。そこで特措法が使えなければ、お金があったって道具や武器がない、それじゃ意味がないと僕は思うんです。なので、急ぎ特措法の改正は安倍政権時より常々申し上げてきたところなんです。

ぜひここは、補正予算が先だからとか、議法が後なんだと、政府の案をお待ちしているわけなんですけれども、そのお待ちしている間に爆発的な感染があったときにどうするんですかということを申し上げているわけなんです。

ぜひその点を十分御留意していただいて、これ以上の爆発感染がないことを祈っておりますが、もしそういうことになったときに、特措法があったらよかったのになということは後の祭りになってしまいますので、急ぎ対応できるように特措法の改正を急ぐということをぜひ西村大臣も政府を挙げて、また、これは与野党を超えて仕上げることが大事ではなかろうかということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日、ポイントを絞って質問させていただきたいと思いますが、まず雇用調整助成金について。

昨日、この延長についての報道も一部出されておりますけれども、雇用調整助成金の申請期限は二月末を予定されております。解雇通告は一月前に出さなければいけないことになっていますので、つまり、経営者の方々は緊急事態宣言下でこの判断を迫られることになっておりました。

ただ、これですと大量の失業者が生まれるおそれがあり、経済の下支えと雇用維持のために、申請期限を少なくとも私たちは半年間延長すべきだと考えてきました。

政府としては、この問題についていつまでに判断を下すつもりなのか。即刻判断をしなければいけない問題だと思っております。これが一点目。

二点目は、持続化給付金と家賃支援給付金の問題についてであります。

これらの申請期限は一月十五日を予定されております。緊急事態宣言の発出によって経済活動への深刻な影響が出ることは明らかであります。このタイミングで打ち切るとなると、政府としては協力金を払うのだから後の経営努力は経営者が頑張ってください、そういうふうなメッセージにも捉えかねない、そんな内容だと理解せざるを得ません。ですが、それは当然違うと思います。

緊急事態宣言を発出する以上、影響を受ける全ての事業者を支える責任があります。申請期間延長と複数回化を検討すべきだと思いますし、先ほど大臣の答弁の中でも、御要望があれば機動的な対応も検討する、こういった発言がございました。こういったことについてぜひ検討していただきたいと思います。

そして、三点目。受験生たちへの支援です。大学の共通試験が迫っています。受験生の不安も募っています。受験生に対する配慮方針をもっと政府は明確に発信すべきだと思います。

例えば、当日、体調不良なんだけれども原因が特定できずに受験会場に入れなかった場合や、家族が感染して濃厚接触者になってしまった場合、いろいろなケースが考えられますけれども、今の基本方針では明確な表現が余り見受けられません。受験生の安心感につなげるためにも、追加の試験機会が確実に確保されるような方針を積極的に、明確に発信していただきたいと思います。

以上、三点。

最後に、要望させていただきますが、生活資金の確保で苦しむ方々への給付金を検討していただきたいと思います。

コロナ不況が長引く中、国内の雇用環境は悪化をし続けています。まず影響を受けたのが、アルバイトや有期契約雇用の方々。仕事を失って厳しい環境の中でこの年末年始を過ごした方もたくさんいらっしゃいますし、話も聞きました。こういった方々については、貸付制度はありますが、この貸付制度だけではとても彼らの不安は払拭できない、生活は維持できない。

ぜひ給付金制度の御検討をお願いして、私からの発言を終わります。

○西村国務大臣　お答えを申し上げます。

まず、御指摘の雇用調整助成金につきましては、追加で約二・一兆円の財源を確保しているところでございます。しっかりと雇用を守っていきたいと考えております。

月額上限三十三万円の特例措置につきましては、現在二月末までと、先ほど御指摘のあったところであります。もう時期が迫っているわけであります。緊急事態宣言ということであります。しかるべきタイミングでこの延長についての結論を出す必要があるというふうに考えているところであります。

それから、持続化給付金を始めとして幾つかの支援策について御指摘がございました。

厳しい影響を受ける事業者の皆様に対して、特に中小企業、小規模事業者の皆様に対して、必要な支援策を機動的に講じていきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、生活が非常に厳しくなっている皆様方に対して、年末に、一人親世帯への支援、あるいは緊急小口資金を六カ月まで延長する、あるいは住居確保給付金、これは、住宅代を支援する、家賃を支援する、これも九カ月まで延長しているものというふうに承知をしております。

さまざまな支援策を講じながら、厳しい世帯の皆さん方にもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

そして、四・六兆円の予備費も確保しておりますので、機動的にそういったことに対しても対応してまいりたいというふうに考えております。

受験のお話がございました。

まさに受験生が安心して実力を発揮できるよう

に、そして、人生の進路をまさに左右する受験であります。何としても受験機会の確保をできるように、全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

その上で、大学入学共通テストにおいては、病気等によって受験できなかった場合に対応するため、複数の追試験の日を設定しておりますし、その日もふやすことにしております。

個別の入学者選抜試験においても、文科省において、従来、追試験の設定は別日での振りかえ受験を可能とする措置を講ずることを各大学に対して強く要請してきておりまして、現在、大学でいえば九割以上の大学で追試験などの配慮が行われるものというふうに承知をしております。

いずれにしましても、これから本番を迎えるわけであります。全ての受験生が安心して受験を受けられるよう、私の立場からも全力で対応していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　終わります。

○髙木委員長　これにて発言は終わりました。

○髙木委員長　次回は、来る十五日金曜日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

また、同日午前十時三十分から庶務小委員会、午前十時四十五分から図書館運営小委員会を開会することといたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

2021年1月13日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

対象地域の拡大について

2021.1.13（Wed）議院運営委員会

現状・課題意識

●1月13日、緊急事態宣言の対象地域に大阪府、兵庫県、京都府、福岡県、愛知県、岐阜県、栃木県が追加された。

●上記以外の地域でも感染者が増加する傾向にあり、臨機応変な対応が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「対象地域について、今後も状況を見ながら追加、見直しをしていくのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「感染の状況、病床の状況を確認しながらステージ4の対策が必要となれば、知事と状況を共有し、専門家の意見を聞いて判断する。」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言

飲食店取引先などへの一時金について

2021.1.13（Wed）議院運営委員会

現状・課題意識

●特定都道府県内の飲食店と取引のある事業者などについても一時金が支払われる方針を政府が示した。
（中小企業に最大40万円、個人事業主に最大20万円）

●一時金の対象となる事業者の詳細が分かっておらず、多くの事業者から問合せを受けている状況。

委員会での浅野の発言要約

「飲食店の場合、酒造業や卸売業、運転代行業なども取引があり影響を受けている。対象はどのような業種になるのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「飲食店と直接・間接の取引がある、あるいは不要不急の外出自粛などの影響を直接受け1月または2月の売上が対前年で50％以上減少したことが要件となる。」

西村国務大臣

2021年1月13日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

特定都道府県と同様の取組みを行う都道府県への財政支援について

2021.1.13（Wed）議院運営委員会

現状・課題意識

●特定都道府県以外においても営業の時短要請を行い、協力支援金を支払っている。

●指定されている場合の水準は6万円だが、そうでない場合の水準は4万円となっている。

●全国の自治体からは、同等にしてほしいという声が挙がっている。

委員会での浅野の発言要約

「特定都道府県と同等の取組みを行っている都道府県について、政府の財政措置は同等とすべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ステージ4に近づきつつあると判断される場合、知事と状況を共有した上で、この緊急事態宣言の対象地域における措置に準じた取組みを行う。」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言

受験生への支援について

2021.1.13（Wed）議院運営委員会

現状・課題意識

●1月16日から大学共通入学テストが行われる。

●追試験が何らかの理由で受けられなかった場合、再追試は受けられない規則となっている。

●新型コロナの濃厚接触者となる可能性や感染のリスクはあり、そのようなリスクに対しても担保すべき。

委員会での浅野の発言要約

「追試験が何らかの理由で受けられなかった場合、再追試の機会を確保していただきたい。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「複数の追試験日を設定し、試験会場、追試験会場の数も増やして対応している。」

西村国務大臣

2021年1月13日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス
緊急事態宣言

電力需給状況ついて

2021.1.13（Wed）議院運営委員会

現状・課題意識

●気温低下やテレワークの増加等で、電力の需給状況が逼迫している。

●政府は国民に既にコロナ対策などの自粛要請を出していることを踏まえて、積極的な発信をしなかった。

●電力事業の現場からは、早めに政府から情報を出してほしいとの声が出ていた。

委員会での浅野の発言要約

「電力の効率的な利用について、情報を発信していくべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「経済を担当する立場からも、国民の皆様に無理のない範囲で効率的な使用をお願いしたい。」

西村国務大臣

第二百三回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第十三号（閉会中審査）

令和三年一月十三日（水曜日）

午後四時開議

出席委員

委員長　髙木　毅君

理事　御法川信英君　理事　丹羽　秀樹君

理事　盛山　正仁君　理事　大塚　高司君

理事　松本　洋平君　理事　福田　達夫君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

武井　俊輔君　武部　新君

本田　太郎君　森山　浩行君

塩川　鉄也君　遠藤　敬君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

一月十三日

辞任　補欠選任

武内　則男君　森山　浩行君

同日

辞任　補欠選任

森山　浩行君　武内　則男君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更の事前報告に関する件

○髙木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　委員各位におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本年一月七日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の四都県を対象とし、期間を一月八日から二月七日までとして、緊急事態宣言を発出いたしました。

その後、大阪府、京都府、兵庫県、さらに、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県の合計七府県では、感染が拡大し、医療提供体制及び公衆衛生体制が逼迫するなど、非常に厳しい状況となっております。地域の感染状況や医療提供体制を最もよく把握している知事との間で、このような状況認識を共有し、これら七府県を新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に加えるべきと判断をいたしました。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、緊急事態宣言の区域変更の公示案について御了解をいただいたところであり、これを受け、本日夕刻、政府対策本部を開催し、緊急事態宣言の区域を変更したいと考えております。

今般の変更は、一月十四日から二月七日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域に、先ほど申し上げた七府県を追加するものであります。

政府としては、これまでの経験、知見や専門家の分析を踏まえ、飲食店の営業時間短縮要請など、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている飲食の対策と、その実効性を上げるために、飲食につながる人流の抑制を始めとする効果的な緊急事態措置を講ずることといたしております。社会機能維持のための事業継続は引き続きお願いしつつ、昼間も含めた不要不急の外出・移動自粛、出勤者数の七割削減を目指したテレワークの推進など、国民の皆様の御理解と可能な限りの御協力をいただきたいと考えております。

今後とも、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県とも緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○髙木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。盛山正仁君。

○盛山委員　自由民主党の盛山正仁でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症によって命を落とされた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

また、最前線で御尽力いただいております医療関係者を始めとする多くの皆様方に心より感謝申し上げます。

私事でありますが、愚息が勤務する都内の大手病院では、昨日は新型コロナの救急患者五名を受け入れることができなかったと愚息が嘆くような状況になっております。

さて、けさの衆議院内閣委員会でも御指摘がなされたとおりですが、新型コロナウイルス感染症対策について、国民の皆様から政府の対応に不満が表明されています。都道府県からの要請がなければ政府は動けないのでしょうか。

緊急事態宣言を、先週七日に一都三県を対象に発令したばかりです。なぜ、きょう、二府五県を対象として追加発令するのでしょうか。昨年の場合も、四月の七日に七都府県に発令された緊急事態宣言を十六日に全国に拡大しておりますが、都道府県からの要請がなくても、政府が感染拡大の状況をしっかりと把握しながら、先手先手で判断すべきだったのではないでしょうか。

発令が遅いと批判されていた緊急事態宣言ですが、発令の具体的な内容について国民の皆様によく理解をされていないのではないかと感じられます。

政府は、昨年末まで、緊急事態宣言を発令しなくても都道府県の対応で新型コロナウイルス対策を十分に講じることができると説明していたのではないでしょうか。緊急事態宣言を発令することによってどのような効果が発生するのか、あるいは、次期通常国会に提出する予定の新型インフルエンザ特別措置法を改正しなければ、罰則も含め強制的な手段をとることができないのではないか。私も含めまして国民の皆様にはそのような違いなどについてよく御理解をいただいているというような状況になっていないのではないかと感じられます。

今後の新型コロナウイルス感染症の増加を防ぎ、新たな変異種への対応、ワクチンの接種、重症者、死亡者をなくす対策、医療体制崩壊を阻止する対策をどのように考えているのかも含め、政府側から国民の皆様に、誤解があればそれを解消する、わかりやすい説明が求められていると考えておりますが、御答弁をお願いします。

○西村国務大臣　お答えを申し上げます。

まず、緊急事態宣言の発出についてでありますけれども、日々感染状況などを分析し、特に、感染拡大をしている地域の知事とは緊密に連携をとり合って、そうした状況、さらには、今御指摘のあった医療の提供体制の状況、これをしっかりと把握し、さまざまな事態に備えて、対策を協議しながら対応をとってきているところであります。

知事からの要請は、要請がある場合はそれはより緊迫した状況のあらわれだと思いますけれど

あとは、僕、ちょっとお願いしたいんですけれども、もう常会が間もなく開催しますので、きょうは、大島議長、赤松副議長、また高木委員長にお願いを申し上げたいんですが、質問取りですね。これから各委員会は質問取りがあります。官僚の皆さんも八時までに帰っていただかなくてはならないのに、質問取りに夜遅くまで時間がかかって、国会また霞が関を往来しなくてはならないということが必ず起こりよります。これもまたクラスターが起こり得る。国会だけが別の話ではないんですね。

かなり、先般来より、国会の我々の活動、そういったものに厳しい視線が注がれております。そういったことも、今、この状態で常会に突入すると、役所の皆さんも同じような対応をせざるを得ないということもございますので、夜間待機とか、あとは質問取りをまさにオンラインでやるとか、そういったことも、きょう、我々議員側とまた政府側と、ぜひ、議長、副議長、また委員長にも御配慮をしていただいて、永田町の常識と国民の常識とは全く違うわけではありませんから、まず我々から七割できるように、実践できるように、西村大臣のリーダーシップを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思いますが、まず最初、大臣にお伺いをいたします。

ちょっと通告内容からこの質問については少し変えさせていただいているんですけれども、対象地域について、今後も状況を見ながら随時追加、見直しをしていくという理解でよろしいかどうか、この点、まず確認させてください。

○西村国務大臣　感染の状況それから病床の状況、こういったことをしっかりと確認しながら、感染拡大が続き病床が逼迫する厳しい状況にある地域、そして、いわゆるステージ4の対策が必要となってくるという段階になれば、知事ともそうした状況を共有しながら、専門家の意見を聞いて適切に判断していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

次の質問ですけれども、今度は経済対策について伺いたいと思います。

現在、先ほど四十万、二十万という一時金の話が出ましたけれども、特定都道府県内の飲食店と取引のある事業者などへ支給する一時金、これは外出自粛の影響を受けた事業者等も対象になり得るというふうに聞いておりますけれども、対象はどのような業種が対象になるんでしょうか。例えば、飲食店の場合、酒造業や卸売業、また運転代行業なども、取引がある若しくは影響を受けるとみなして対象となるのかどうか、このあたりを確認させていただきたい。

二つ目は、特定都道府県と同等の取組、例えば時短要請などですけれども、これを行うそれ以外の都道府県に対しても、政府からの財政措置の内容については同等とすべきではないかと思うんですね。

例えば、私の地元の茨城県を例に挙げますと、今、特定都道府県には指定されていませんが、八時以降、時短要請を出して、協力金を支払っています。ですが、その水準は四万円。ただ、以前と違って、事業者もしっかりその必要性を理解して円滑に協力をしてくれている状況にあるんですが、指定されているかされていないかで四万円と六万円の違いが出ている状況にあり、全国の自治体からは、同等にしてほしいという声が出ています。この点、ぜひ御検討をいただきたい。

この二点についてお願いいたします。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

まず一点目の一時金の支給につきましては、御指摘のように、直接間接取引飲食店であるということ、あるいは、不要不急の外出自粛などの影響を直接受けるということで、一月又は二月の売上げが対前年で五〇％以上減少するという要件で対象になり得るということであります。

この点の確認方法も含めて、要件の詳細につきまして、現在、経産省において詰めを急いでいるところであります。今後、制度を具体化する中で検討していくということでございます。

そして、同等の取組についての支援であります。

茨城県、昨日、大井川知事とも、私、話をしまして、全ての指標がステージ4の指標に当てはまる、これも機械的にやるわけではありませんけれども、まだなっていない中で、知事としては、全力を挙げて緊急事態宣言にならないように何とか取り組むということでございました。

その上で、ステージ3相当の対策が必要な地域から4に近づきつつあるということで判断をされる場合、私と知事とそうした状況を共有した上で、この緊急事態宣言の対象地域における措置に準じた取組を行うということを対処方針の中に書かせていただいているところであります。その場合には、同等の支援策を講ずるということを考えたい、六万円も含めて考えていきたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございます。

では、続いての質問ですけれども、間もなく大学入学共通テストが行われます。今の仕組みですと、追試験を受ける学生が何らかの理由でその追試験も受けられなくなった場合の再追試は受けられませんというふうな規則になっているようでありますが、コロナは、今、いつ、どこで濃厚接触者になるのかわからない、感染するかわからない状況の中で、やはりそういったリスクに対してもしっかりと担保をしてあげるべきではないか。学生の、子供たちが一生懸命努力を重ねてきた、その最後の機会をしっかり我々世の中で支えていくべきだと思うんですけれども、この再追試の機会を確保していただきたいというのが一点。

そしてもう一点は、このところ電力の需給状況が逼迫をしております。全国的に電力供給状況が九九％、一〇〇％近くまで達することもある中で、こういったあたりの情報発信をぜひお願いしたいと思います。

時間がなくなってしまいましたが、一言だけいただければと思います。

○西村国務大臣　複数の追試験日を設定しておると聞いておりますし、また、試験会場、追試験会場の数もふやすというふうに聞いております。受験生の皆さんができる限り人生を決めるそうしたチャンスをちゃんと得られるように、私の立場でも取り組んでいきたいというふうに考えております。

電力需給につきましては、この厳しい寒さ、それから天候不順による太陽光の電力量が低下、あるいはＬＮＧの在庫も減少など、いろいろな状況が重なっているようでありますけれども、電力会社において、自家発電の要請なども含めて全力を挙げて取り組んでいると聞いております。

私の、経済を担当する立場からも、国民の皆様に無理のない範囲で効率的な使用を続けていただければということでお願いしていければと思っております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

○高木委員長　次回は、来る十五日金曜日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

また、同日午前十時三十分から庶務小委員会、午前十時四十五分から図書館運営小委員会を開会することといたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

第204回国会
委員会質疑

2021年1月～2021年6月

2021年1月29日
本会議
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

まん延防止等重点措置の創設について

2021.1.29（Fri）衆議院本会議（新型インフル特措法改正案　代表質問）

現状・課題意識

●政府案では、まん延防止等重点措置を新設し、緊急事態措置と同様に、事業活動の制限や罰則が導入される。

●罰則については、政府が定める「正当な理由」に当てはまらない場合に適用される。

●コロナ対策は国民の理解と協力が必要。政府案は複雑すぎるため、制度全体はできる限りシンプルにすべき。

委員会での浅野の発言要約

「既存のガイドラインに沿ったコロナ対策を実施した上で、『生活・従業員・会社』を守るために営業することは、正当な理由に当たるのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「罰則の対象については、感染拡大を抑えるため、限定的に適用するものと考える。
ご指摘の事例については、具体的な事情を考慮して客観的に判断されるものと考える。」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言

事業者への支援について

2021.1.29（Fri）衆議院本会議（新型インフル特措法改正案　代表質問）

現状・課題意識

●時短要請に応じた場合、宣言区域では1日最大6万円、その他の地域では4万円が給付される。

●他方、大規模店と小規模店の経営状況を比較すると、特に従業員を多く抱える大規模店にとっては十分な額とは言えない。

●政府案では支援内容を法的な根拠として位置付けるが実情に応じた対応が必要。

委員会での浅野の発言要約

「検討されている一時金などの一律給付制度ではなく、影響度に応じた支援にすべきだ。
国民の立場に寄り添った姿勢を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「与野党協議において、事業規模の応じた支援の在り方について、支援が効果的なものになるよう取り組む旨を附帯決議で明確化すると合意された。
政府としてはこの合意を踏まえ適切に対応していく。」

菅内閣総理大臣

2021年1月29日
本会議
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

感染症法および検疫法について

2021.1.29（Fri）衆議院本会議（新型インフル特措法改正案　代表質問）

現状・課題意識

●政府案では、自宅やホテルでの療養拒否に対し、入院措置を勧告できる規定が導入される。

●他方、重症者数は1000人を超え、感染状況や病床のひっ迫度合いは厳しさを増している。

●自宅等で入院調整中の方が亡くなるケースが相次いでおり、病床ひっ迫状況を圧迫される政府案は再考すべき。

委員会での浅野の発言要約

「病床ひっ迫状況を鑑みると、むしろ端的に療養命令を可能にする改正をすべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「入院措置については、現場でのより確実な取組を後押しするものと考える。
今後の法案審議を通じて国民の皆さんからご理解が得られるように丁寧に説明していく。」

田村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言

国民へのメッセージについて

2021.1.29（Fri）衆議院本会議（新型インフル特措法改正案　代表質問）

現状・課題意識

●1月13日の緊急事態宣言発令から約2週間が経過。

●対象地域を含め、全国的に新規感染者の大きな減少傾向は見られず。

●多くの国民が苦境に立たされており、国民の立場に寄り添った支援策が急務。

委員会での浅野の発言要約

「コロナ禍を乗り越えるには、政府と国民が危機意識を共有し、協力しなければならない。そのためには国民の政府に対する信頼と共感が必要だ。トップリーダーとしての強い決意と国民へのメッセージを伺う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「国民の皆さんの声に丁寧に耳を傾けるとともに、この感染拡大を何としても収束させるべく先頭に立って対策を進めていく。」

菅内閣総理大臣

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和三年一月二十九日

○第二百四回国会 衆議院会議録 第五号

令和三年一月二十九日（金曜日）

令和三年一月二十九日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長（大島理森君）　これより会議を開きます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（大島理森君）　この際、内閣提出、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣西村康稔君。

〔国務大臣西村康稔君登壇〕

○国務大臣（西村康稔君）　ただいま議題となりました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、必要な法制を整えることが喫緊の課題であります。

このような状況に対処し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく感染症対策を強化するため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前から実効的な感染症対策を講ずることができるようにするため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設します。

第二に、国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者や医療機関等を支援するための必要な措置を講ずることとします。

これらの措置により、都道府県知事は、措置が必要な業態に係る事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請するとともに、必要な財政上の措置等の支援を行うこととします。正当な理由なく当該要請に従わない場合には、当該要請に係る措置を命令することができることとし、当該命令に従わない場合には過料を処することにより、実効性を担保します。

第三に、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設に併せて、新型インフルエンザ等緊急事態措置を見直し、特定都道府県知事は、施設管理者等が正当な理由なく施設の使用制限等の要請に従わない場合には、当該要請に係る措置を命令することができることとし、当該命令に従わない場合には過料を処することにより、実効性を担保します。

第四に、新型コロナウイルス感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型インフルエンザ等感染症として位置付けます。

第五に、厚生労働大臣及び地方公共団体間の情報連携、電磁的な方法による届出等について、必要な規定を整備することとします。

第六に、厚生労働大臣及び都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、医療関係者、検査を行う民間事業者等に必要な協力を求めるとともに、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、協力するよう勧告するとともに、従わない場合は、その旨を公表することができることとします。

第七に、厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症及び新感染症について、患者等に対して宿泊療養又は自宅療養に関する協力を求めることができることとします。また、検疫法上も、宿泊療養又は自宅待機その他の感染防止に必要な協力を求めることができることとします。

第八に、入院先から逃げた場合又は正当な理由がなく入院措置に応じない場合及び積極的疫学調査に応じない場合の罰則を設けることとし、実効性を担保します。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して十日を経過した日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

（拍手）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（大島理森君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。中山展宏君。

〔中山展宏君登壇〕

○中山展宏君　自由民主党の中山展宏です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について質問いたします。（拍手）

新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられました方々へ衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々に心からのお見舞いと、現在入院、療養を行っている皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

今般の国難というべき有事に際し、前線で力を尽くしてくださっている医療関係者を始め、かけがえのない社会経済機能を支えてくださっている

セーフティーネットの在り方、こうした点について、平時から、最悪を想定して検討し、万全を期するべきと考えますが、いかがでしょうか。

第三波の収束後、間を取ることなく、こうした危機管理上の重要課題に政府を挙げて取り組むことを強く求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕

○内閣総理大臣（菅義偉君）　足立康史議員にお答えをいたします。

特措法と補償についてお尋ねがありました。

特措法で感染症の拡大防止を目的として休業等を要請した場合でも、事業活動に内在する制約であることから、憲法二十九条三項の損失補償の対象とはならないと解釈されております。

これは、施設の休業等の要請が、施設の使用自体が感染症の蔓延の原因となることから実施されるものであること、緊急事態宣言中に限って行われるものであり、一時的なものであること、こうしたことによるものと法制定時に整理されております。

その上で、そうした基本的な考え方は、今回の改正によっても変わるものではないと考えます。

次の感染拡大に備えた準備についてお尋ねがありました。

現在、緊急事態宣言に基づき、飲食店の営業時間短縮等の強力な対策を講じており、まずは、一日も早く感染を収束させるため、全力を尽くしてまいります。

その上で、御指摘も踏まえながら、これまでの経験を踏まえ、様々な対策について問題点や改善点を検討し、更に対策を進化してまいります。

しかしながら、新型コロナは新型インフルエンザと比べて感染の特徴等がかなり異なっており、こうした中で、国民の皆さんの命と暮らしを守るという強い思いの下、日々の感染状況を把握し、専門家の意見も聞きながら、必要な対策を講じてきました。

まずは、一日も早く現在の感染を収束させるために全力を尽くしてまいります。

その上で、決して気を緩めることなく、今後、これまでの経験を踏まえ、問題点や改善点を検討し、対策を更に進化させてまいります。（拍手）

○議長（大島理森君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党・無所属クラブの浅野哲です。（拍手）

昨年十二月、私たち国民民主党は、他の野党とともに、万全の補償と罰則をセットにした特措法改正案を提出いたしました。万全の補償を前提に、一定の統制力を持たせ、短期で感染を抑え込む方が、国民の健康リスクや経済ダメージを最小化でき、財政的にも負担が少なくて済むと考えたからです。

また、私たちの案では、国民の皆様に行動制限や罰則を科すのはあくまでも緊急事態宣言下に限り、非宣言下では私権制限を極力行わない方針でした。新型コロナ対策は、国民の理解と協力がなければ成立しません。制度全体ができる限り簡素であることが望ましいと考えております。

一方、今回の政府案では、蔓延防止等重点措置を新設することによって、制度全体が複雑化し、分かりづらくなりました。蔓延防止等重点措置は、緊急事態措置同様に、事業活動の制限に関する勧告、命令及び罰則規定が含まれます。そして、理屈上は、対象地域や対象者について、同様な範囲を指定することが可能です。つまり、この二つの措置は、効能的に極めて高い同一性があります。

西村大臣にお伺いします。

蔓延防止等重点措置で実施しようとしていることは、そもそも緊急事態措置でも実施可能ではありませんか。国民の協力を得やすいシンプルな制度とするべきです。蔓延防止等重点措置でやろうとしていることを緊急事態措置の制度を活用して実施できない理由があれば、お答えください。

一月二十六日の予算委員会で、西村大臣は、特定の地域や特定の業種に絞れば私権の制約の程度は相当低いと発言しました。だから国会への報告は不要であるという意図での発言だと理解しています。しかし、対象者が少数であっても、私権制限であることに違いはありません。対象者が少ないからといって、国民の代表たる国会の理解なく私権制限を正当化することなど、あってはなりません。

蔓延防止等重点措置について国会の関与が不要であるとした根拠について、法制上の観点も踏まえ、明確に御説明をお願いいたします。あわせて、国会へ報告を行うよう再考を求めます。

条文中には、正当な理由なく命令に従わなかった場合に罰則の対象となるという記載があります。この正当な理由の要件は何でしょうか。今後、具体的な指針を定める予定はありますか。例えば、既存のガイドラインに沿ったコロナ対策を実施した上で、生活を守るため、従業員を守るため、会社を守るためなどの理由で営業することは、正当な理由に当たりますか。明確にお答えをお願いします。

西村大臣は、先日の予算委員会の中で、休業要請は事業活動に内在する制約であることを理由に損失補償の対象とはならない旨を答弁されました。しかしながら、新型コロナ拡大が長期にわたり、事業者の皆さんは大変厳しい経営環境に置かれています。それなのに、政府は、事務作業の負担を理由に一律給付にこだわっているように見えます。政府には、国民の立場にもっと寄り添う姿勢を見せていただきたい。

本法案の第六十三条の二では、事業者に対する支援等の規定が新たに設けられていますが、事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置の内容の妥当性については、どのように確保されるのでしょうか。また、効果的に講ずるとは、具体的に何に対する効果を意図しているのでしょうか。

また、事業者への支援について総理に質問します。

この条文の趣旨に照らした場合、現在検討されている一時金などの一律給付制度の内容は妥当と言えますか。私は、国民民主党がこれまで提案してきた、事業者が受けた影響に応じた措置の内容とする方が、条文の趣旨に合っていると思います。影響度に応じた支援の是非についても、総理の見解をお伺いいたします。

入院拒否に対する刑事罰については、修正協議の結果、削除されることとなったと承知していますが、改めてお伺いいたします。

人に居場所を強制する制度に関しては、違憲となる可能性が高いという指摘があります。また、入院しなかったことで感染が拡大したという証拠も明らかになっておりません。本件に関する立法事実及び合憲性について御説明をお願いいたします。

あわせて、自宅やホテルでの療養拒否に対する入院命令を可能とする点については、強く再考を求めます。自宅等で入院調整中の方の死亡がこれだけ問題になっている中、病床逼迫状況を悪化させる本末転倒の施策です。むしろ、端的に療養命令を可能とする改正の方が現実的ではないでしょうか。また、その前段階として、療養者の病状把握等を強化するなど、協力へのインセンティブを高める努力をするべきだと思いますが、田村大臣の見解をお伺いいたします。

菅総理に質問します。

コロナ禍を乗り越えるには、政府と国民が危機意識を共有し、協力しなければなりません。その前提となるのは、国民の政府に対する信頼と共感です。トップリーダーの強い決意と国民へのメッ

セージが不可欠です。現在、緊急事態宣言の期間延長も検討されていると伺っていますが、延長される場合には、議院運営委員会に出席し、総理御自身の言葉で国会と国民に対して総理のお考えを発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に一言申し上げます。

先頃より国民民主党は、国会内での感染防止のために質疑通告等のオンライン化を始めました。そうしたところ、国会議員と官僚双方の感染リスクを減らせるだけでなく、官僚の皆さんの働き方改革にもつながると喜ばれています。官僚の皆さんは、議員会館への移動に片道約二十分程度を要しています。一日複数回往復することも多いと聞いています。彼らが移動に使う時間も、この国にとっては貴重な資源です。質問通告や打合せにおけるオンライン活用について、現在、他会派の皆様も多く実行されており、大変喜ばしく思っておりますが、更に多くの議員の皆様が活用されることをお願い申し上げまして、私の発言を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕

○内閣総理大臣（菅義偉君）　浅野哲議員にお答えをいたします。

特措法改正案における事業者への支援についてお尋ねがありました。

今回の特措法改正法案は、休業要請などを受けた事業者の経営や国民生活への影響を緩和するため、支援を行うこととしています。

時短営業に協力する飲食店への一日六万円の支援金は、迅速な支援を行うために店舗ごとに一律としておりますが、多くの地域において、店舗数に応じた支援金としております。さらに、影響を受ける納入業者等については、一時金を支給することとしております。

なお、今回の与野党協議について、事業規模に応じた支援の在り方については、事業者の状況、必要性等を踏まえて検討し、支援が効率的なものとなるよう取り組むと合意されたと承知しており、政府としては、この合意を踏まえて適切に対応してまいります。

新型コロナに対する決意と国民へのメッセージについてお尋ねがありました。

九月の就任以降、一貫して、国民の命と暮らしを守ることを最優先に、日々の感染状況を把握し、専門家の意見も聞きながら、対策による国民生活やなりわいへの影響にも常に思いをはせながら、適切な判断を行い、必要な対策を行ってきたところです。

その上で、今、私に求められていることは、一日も早く感染を収束させ、国民の皆さんが安心して暮らせる日常、そしてにぎわいのある町を取り戻すことだと思っています。

引き続き、国民の皆さんの声に丁寧に耳を傾けるとともに、この感染拡大を何としても収束させるべく、先頭に立って対策を進めてまいります。

議院運営委員会への出席については国会でお決めになるものと承知しておりますが、国会の場においては真摯かつ丁寧な説明に努めるとともに、国民の皆さんに対しては、会見の場などにおいて、分かりやすく丁寧な情報発信に努めてまいります。（拍手）

〔国務大臣西村康稔君登壇〕

○国務大臣（西村康稔君）　浅野哲議員からの御質問にお答え申し上げます。

蔓延防止等重点措置について、緊急事態措置の制度を活用して実施できないかについてお尋ねがありました。

緊急事態宣言発出は国民生活に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、緊急事態宣言を発出するような事態とならないよう、感染が拡大してきている場合に機動的な対策を講じることを可能とするために、知事会からの御提言も踏まえ、今般、蔓延防止等重点措置の創設を盛り込んでおります。

蔓延防止等重点措置は、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施する仕組みとしており、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込むことで、全国的かつ急速な蔓延への発展を防ぐため、知事の行う要請等の実効性を高める趣旨で実施するものであります。

また、特措法第五条において、国民の私権の制限を必要最小限とすべきことが規定されており、この趣旨からも、緊急事態宣言前の段階においては、より私権制限が少ない措置とする必要があり、期間、区域、業態を絞った措置を設けることとしております。

蔓延防止等重点措置に関する国会への報告についてお尋ねがありました。

緊急事態宣言の発出は、住民に対する全面的な外出自粛の要請や物資の供給や運送の要請、その他全市町村における対策本部の設置など、国民生活、国民経済に大きな影響を及ぼす幅広い措置を含むため、緊急事態宣言を発出するような事態とならないよう、感染が拡大してきている場合に機動的な対策を講じることを可能とするために、知事会からの御提言も踏まえ、今般、蔓延防止等重点措置の創設を盛り込んだところであります。

蔓延防止等重点措置は、発生の動向等を踏まえた集中的、機動的な対策により、地域的に感染を抑え込むことで、知事の行う要請等の実効性を高め、全国的かつ急速な蔓延への発展を防ぐこと等の趣旨で実施するものであります。

また、特に措置が必要な地域、業態を限って、期間を限定した営業時間の制限等が想定されるにとどまり、国民の権利を制限する内容は、緊急事態宣言措置と比べれば相当程度少ないものであります。このため、公示のみとし、国会の承認や報告は規定をしておりません。

今回の与野党協議において、蔓延防止等重点措置の速やかな国会報告について行うよう附帯決議で担保すると合意されたと承知しており、政府としては、この合意を踏まえて真摯に対応してまいります。

蔓延防止等重点措置の正当な理由についてお尋ねがありました。

改正法案第三十一条の六の第三項では、施設管理者等が正当な理由がないにもかかわらず要請に応じない場合であって、重点区域における新型インフルエンザ等の蔓延を防止するため特に必要があるときに限り、当該要請に応じるよう命令をすることができると規定しております。

この正当な理由の解釈は、今回の改正案においては、国及び地方公共団体が新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者等を支援するために必要な措置を講ずる義務を明記していることも踏まえ、また、憲法第十二条の趣旨に照らし、感染拡大を抑えるため、限定的に解釈されるべきものと考えております。

御指摘の事例も踏まえ、具体的な状況における諸般の事情を考慮して客観的に判断されるものと考えております。

事業者支援の内容の妥当性の確保及び効果的に講ずるの意図についてお尋ねがありました。

今般、国及び地方公共団体が新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者を支援するための必要な措置を講ずる義務を明記することといたしました。

新型インフルエンザ等や蔓延の防止に関する措置が事業者の経営に及ぼす影響は千差万別であるため、事業者を支援するに当たっては、それぞれの影響の程度も踏まえて支援を行うことが重要であり、このため、効果的にという文言を規定したものであります。

今回の与野党協議において、事業規模に応じた支援の在り方について、事業者の状況、必要性等

を踏まえて検討し、支援が効果的なものとなるよう取り組む旨を答弁及び附帯決議で明確化すると合意されたと承知しており、政府として、この合意を踏まえて対応してまいります。（拍手）

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣（田村憲久君）　浅野哲議員にお答えいたします。

感染症法上の入院に対する罰則についてお尋ねがありました。

感染拡大を防止するためには、感染者に対する入院勧告、措置は重要であり、個人の人権に配慮しながら、実効性を高めるための措置を講ずる必要があると考えております。

御本人の御理解を得ながら入院していただくことが基本でありますが、自治体等からの協力要請に応じていただけない場合があることや、全国知事会から罰則の創設を求める緊急提言が出されていることなどを踏まえ、罰則を創設することといたしました。

また、現在の感染症法においても、感染症の蔓延を防止するため、入院の勧告に従わない場合は強制力のある入院措置を取ることができるところであり、更に実効性を担保するために、今般の改正案では強制措置と罰則を組み合わせております。

このような例としては、既に検疫法において、隔離、停留中に逃げた場合の罰則が設けられており、今回創設する罰則もこれを参考にしており、憲法に違反するものとは考えておりません。

なお、今般の改正案については、与野党間で協議が行われたものと承知しており、政府としては、与野党間の協議を経た上での国会での御審議の結果を尊重して対応してまいります。

宿泊療養等の拒否に対する入院勧告についてお尋ねがありました。

今国会に提出している感染症改正法案においては、これまで運用で行ってきた宿泊療養、自宅療養について、その実効性を確保するため、これらを法的に位置づけるとともに、要請に従わない場合に入院勧告の対象となる、これまでの政令上の取扱いを法律で明確化したものであり、現場でのより確実な取組を後押しするものであります。

療養者の健康観察については、これまでも、保健所で定期的に健康観察を行い、症状が変化した場合等に備え、患者からの連絡や相談に対応する体制を構築するとともに、健康観察を医師会等に委託することも可能とし、その費用は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において支援をいたしております。

いずれにしても、今回の法案審議の過程を通じて、国民の皆様から御理解を得られるよう、丁寧に御説明させていただきたいと考えております。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（大島理森君）　本日は、これにて散会いたします。

午後三時一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	菅　義偉君	
財務大臣	麻生　太郎君	
厚生労働大臣	田村　憲久君	
国務大臣	西村　康稔君	

出席内閣官房副長官及び副大臣

内閣官房副長官	坂井　学君
内閣府副大臣	赤澤　亮正君

○議長の報告

（通知書受領）

一、昨二十八日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和二年度一般会計補正予算（第3号）

令和二年度特別会計補正予算（特第3号）

一、昨二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

（報告書受領）

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任		補欠	
安藤　高夫君		髙木　啓君	
井林　辰憲君		深澤　陽一君	
奥野総一郎君		武内　則男君	
櫻井　周君		山川百合子君	
田嶋　要君		宮川　伸君	
井上　一徳君		高井　崇志君	
武内　則男君		奥野総一郎君	
宮川　伸君		田嶋　要君	
髙井　崇志君		井上　一徳君	
髙木　啓君		安藤　高夫君	
深澤　陽一君		井林　辰憲君	
山川百合子君		櫻井　周君	

財務金融委員

辞任		補欠	
武井　俊輔君		大岡　敏孝君	
大岡　敏孝君		武井　俊輔君	

文部科学委員

辞任		補欠	
丹羽　秀樹君		上野　宏史君	
福井　照君		小寺　裕雄君	
上野　宏史君		丹羽　秀樹君	
小寺　裕雄君		福井　照君	

予算委員

辞任		補欠	
河村　建夫君		武部　新君	
根本　匠君		岩田　和親君	
今井　雅人君		関　健一郎君	
逢坂　誠二君		篠原　孝君	
玄葉光一郎君		森田　俊和君	
藤野　保史君		笠井　亮君	
藤田　文武君		馬場　伸幸君	
西岡　秀子君		玉木雄一郎君	
関　健一郎君		青山　大人君	
森田　俊和君		伊藤　俊輔君	
玉木雄一郎君		西岡　秀子君	
青山　大人君		堀越　啓仁君	
伊藤　俊輔君		屋良　朝博君	
西岡　秀子君		高井　崇志君	
堀越　啓仁君		緑川　貴士君	
屋良　朝博君		長谷川嘉一君	

明治二十五年二月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和三年二月一日

○第二百四回国会 衆議院会議録 第六号

令和三年二月一日(月曜日)

令和三年二月一日
午後五時　本会議

○本日の会議に付した案件
新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
議員辞職の件

午後五時三十二分開議

○議長(大島理森君)　これより会議を開きます。

○武部新君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
内閣提出、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君)　武部新君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君)　御異議なしと認めます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君)　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。内閣委員長木原誠二君。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔木原誠二君登壇〕

○木原誠二君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活や国民経済への影響を緩和するため、新型インフルエンザ等蔓延防止等重点措置を創設するほか、新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者や医療機関等への支援措置を講ずるとともに、入院措置等に応じない場合及び積極的疫学調査に応じない場合の罰則の創設等の措置を講ずるものであります。
本案は、去る一月二十九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。
本委員会においては、同日、西村国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見を聴取いたしました。さらに、本日、厚生労働委員会との連合審査会を開会し、質疑を終局いたしました。
質疑終局後、本案に対し、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党及び日本維新の会・無所属の会の共同提案により、緊急事態宣言時及び蔓延防止等重点措置時の命令に違反した場合における過料の額を引き下げるとともに、入院措置等及び積極的疫学調査に係る罰則を、刑事罰から行政罰に修正すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。
次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君)　討論の通告があります。順次これを許します。塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君　私は、日本共産党を代表して、新型コロナ感染症対応の特別措置法等改正案に反対の討論を行います。(拍手)
今、新型コロナの感染拡大を抑止するために必要なことは、罰則導入ではありません。事業規模に応じた補償、政府、自治体からの要請で不利益を被る個人への補償など、正当な補償を明記する法改正です。政府がなすべきは、コロナ感染者の不安をなくし、過酷な医療現場を改めるため、公衆衛生、医療提供体制の整備に全力を注ぐことです。
本案の最大の問題は、コロナ感染者や、コロナ対策で営業が困難になる、仕事を失う、収入が落ち込むなど不利益を被る国民を犯罪者扱いし、責任を国民に転嫁して、国が行うべき補償を免れようとする罰則の問題であります。
重大なのは、入院措置や積極的疫学調査の拒否に罰則を導入する点です。政府案に対し、刑事罰撤回の修正が行われましたが、罰則を科して強要することに違いありません。
また、入院したくてもできず、自宅で亡くなる事態を放置したまま、自宅療養を位置づけ、これを求めています。
さらに、医療が逼迫する中で必死に地域医療を支えている医療機関に対し、減収補塡を行わず、ベッド増床の協力勧告に応じなければ公表の制裁を加える規定まで盛り込んでいます。
罰則導入が、いかに感染抑止に逆行し、重大な困難をもたらすか、この短い審議の中でも明らかになりました。
公衆衛生の専門家の参考人は、罰則があることで、水面下に潜ってしまう行動を誘発する可能性を指摘。さらに、罰則の導入で保健所には事件の

通告義務が生じ、業務が追加となるため、今の保健所では業務的にもたないと告発。感染症法に関して、罰則は一切踏みとどまるべきだと強調しています。

罰則導入は、国民の不安、差別を助長させ、保健所業務に支障を来し、国民の協力を得にくくし、感染コントロールを困難にするものです。絶対に認められません。

私の質問に対し、政府は、入院拒否で感染拡大した科学的証左も示さず、入院措置の事例すらつかんでいませんでした。

菅総理は、罰則導入について、保健所を所管する都道府県知事からは全国知事会として要望があったと述べ、厚生科学審議会感染症部会からはおおむね了承が得られたと答弁しました。

しかし、保健所から知事に対し要望を上げてくれとは言っていないという発言がその審議会の議論中にあったのです。そして、審議会で十八人のうち十一人が反対、懸念、慎重論を表明していました。にもかかわらず本案を提出したことは、到底許せません。

本案は、こんなにも矛盾に満ちています。多くの関係者が反対している声を無視して押し通すなど、断じて許されません。罰則、制裁措置の導入は全面撤回すべきであります。

特措法は、現行においても、緊急事態の要件や私権制限の内容が曖昧で、その恣意的運用が問題となってきました。

これを放置したまま本案で持ち込まれた蔓延防止等重点措置は、更に問題を拡大するものです。政府、都道府県の判断で、罰則つきで私権制限を国民に押しつけ、事業者への要請事項など肝腎な中身は政令で定めるとし、国会の関与も法定していません。政府や自治体の裁量が大きく、更に恣意的な運用が懸念されるものであり、認められません。

特措法の対象を拡大し、政府が決めれば法改正なしに今後新たに発生する感染症にこの枠組みが使えるようにしていることも問題です。

特措法は私権制限を伴うものであり、国民の権利利益を救済する措置が不可欠です。私権制限がもたらす人権侵害に対する救済措置や、経済的措置に対する補償の法定化を欠いたままの法改正は許されません。

また、検疫法に自宅待機を位置づけていますが、これは、感染症の病原体が国内に侵入することを防止することを目的とする検疫における水際対策に穴を空けるものであり、反対です。

以上、討論を終わります。（拍手）

○議長（大島理森君）　平将明君。

〔平将明君登壇〕

○平将明君　自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。（拍手）

まずは、今回の新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表します。

また、現在治療、療養中の皆様の一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。

今回の法改正に賛成する理由は、第一に、これまでの経験、知見を踏まえて、特措法における感染症対策の枠組みを強化し、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前から一定の強制力を伴う措置が可能となるようにする必要があると考えるためです。

この点、私権の制約とのバランスが重要となりますが、今回の改正法では、この措置を実施するに当たって専門家の意見を聞くこととしているほか、地域や業種等を絞って措置を講ずることとしており、私権の制約は低く抑えつつも、緊急事態措置が必要な蔓延状況に陥ることを防止しようとするものとなっています。

その上で、第二に、影響を受けた事業者や医療機関等への支援についても、それらの一定の強制力を伴う措置との両輪として、法制化する必要があると考えるためです。

この点についても、今回の改正案では、国や自治体は事業者等を支援するための必要な措置を行うこととしており、政府からは、審議においても、規定の趣旨や与野党の合意に基づく附帯決議を十分に踏まえながら対応していく旨の答弁がありました。

第三に、感染者や医療従事者、その家族等への差別はあってはならないことです。

法改正では、こうした方々に対する差別的取扱いなどの実態把握や啓発活動等を行うことを国や自治体の責務としており、悪質な偏見や差別の撲滅に向けた確かな一歩となるものと考えています。

また、第四に、感染症法に基づく対策の実効性を高め、より確実な取組を推進することにより、現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一日も早く収束させ、また、次なる拡大の波を起こさないようにする必要があると考えるためです。

この点、今回の改正案においては、これまで得られた様々な知見や経験を法制度に反映し、入院や宿泊療養等の措置の実効性の確保、国と地方自治体の間の情報連携や役割、権限の強化等を講ずることとされており、こうした措置により、感染の早期収束につなげていくことができると考えています。

また、今回、入院する医療機関から逃げた場合や積極的疫学調査への回答拒否をした場合などに罰則を科することとされています。

この点、私権制約の観点からいえば、当然、慎重な運用が求められますが、政府からは、審議において、患者の人権に配慮をして適切な運用を図っていく旨の答弁がありました。

感染症対策の実効性を高めるために、今回の罰則は必要最小限の措置としてやむを得ないものと考えますが、責任ある与党として、実際の運用についてもしっかりと注視をしていく必要があると考えております。

以上、本法案に賛成する理由を述べました。

今回の法律案は、その検討の段階から政府・与野党連絡協議会で各党の御意見をお伺いし、御意見をできるだけ取り入れて提出された経緯があります。また、法律案の審議に先立って、与野党で真摯な協議を積み重ね、修正の合意に至り、それを踏まえて法律案とするなど、現下の感染状況の下で、異例の対応を経て現在の案となっているものです。

議員各位の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（大島理森君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党・無所属クラブの浅野哲です。（拍手）

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に哀悼の誠をささげるとともに、療養中の皆様にお見舞いを申し上げ、医療従事者の皆様、その他エッセンシャルワーカーの皆様には、心からの敬意と感謝を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特措法等改正案について、私は反対の立場から討論をいたします。

緊急事態宣言が延長された場合、多くの事業者は時短営業等に協力する意思があります。しかし、先行きが見通しにくい中で、更なる借入れを行える事業者は多くありません。法律の実効性を高めるためにも、事業者が受けた影響に応じた支援に踏み込むべきです。

私たち国民民主党は、持続化給付金、家賃支援給付金の再給付及び損失補塡的な内容への見直しを求めてきました。アメリカが行っているペイチェック・プロテクション・プログラムのような返済免除特約つきの融資制度の創設なども必要だと考えております。国際通貨基金、ＩＭＦも、各国政府に対して追加的な財政出動を求める意思を表明しています。今、踏ん張るべきは事業者だけではありません。国の決断こそ求められています。

蔓延防止等重点措置は、制度全体を複雑化させています。国民は、緊急事態宣言の発出を目安に日常の行動を切り替えてきました。国民の理解と協力を得るためにも、簡素な制度を維持し、緊急事態措置の機動的かつ柔軟な運用を進めていくべきだと考えます。

蔓延防止等重点措置は、罰則規定によって国民や事業者の社会活動を著しく制限するものです。それにもかかわらず、国民の代表たる国会の関与は法律上規定されておらず、民主性を欠いています。対象者が少ないからとか機動的な対応が求められるからという理由では、国会の関与を不要とする理由としては不十分です。国民の理解と協力を得るためにも国会への説明義務を法律の中に明記するべきであり、それなくして罰則による私権制限はあり得ません。

この法律の目的は、経済活動の抑制ではなく、あくまでも感染拡大防止です。多くの事業者が既に一年近く辛抱している中、営業を継続する際の正当な理由の具体的中身が今に至って検討中というのでは、政府の誠意が国民に伝わりません。この法律は、成立後一月もせずに施行されることとなっております。詳細を政令で定めるにしても、条文上に何らかの指針を示す責任があるのではないでしょうか。緊急性の高い案件であるからこそ、予見可能性があり、経済界の理解が得られる内容を提案すべきだったと考えます。

現在、特に深刻なのは、コロナ不況によって失業率が高まってきていることです。雇用調整助成金の活用を産業界に対してより強く求めていくことはもちろんのこと、失業者が増加しているサービス業を始め、仕事を失った方々がほかの業界で就労を継続できるように、雇用の弾力的な運用を政府として支援することを求めます。

コロナが感染拡大を続けている要因の一つに、無症状感染者の把握が難しい点が挙げられます。今後の第四波を封じ込める戦略の中では、十分な支援を前提とした活動制限の徹底と抗原検査キットなどを用いたスクリーニング検査など、集中的な感染ポテンシャル低減が重要であると考えております。医療機関の負担に配慮しつつ、検査体制の強化に向けた検討をお願い申し上げます。

最後に、この法改正は、罰則を新たに導入するなど、私権制限を創設する重要な法改正にもかかわらず、衆議院における審議が実質一日というのは国会審議の在り方として本来全く不十分であり、実効性のある中身とするためにも、今後も随時見直しを重ねていくことを期待申し上げ、私の発言を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　白石洋一君。

〔白石洋一君登壇〕

○白石洋一君　立憲民主党・無所属を代表し、政府提出の新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案及び我が党など提出の修正案に賛成の立場から討論を行います。（拍手）

新型コロナウイルスの感染拡大によって亡くなられた方々に哀悼の意を表し、御遺族の方々に心からお見舞い申し上げます。

新型コロナと戦う医療・介護従事者、社会機能維持者の方々、そして、困難に耐えながら、感染拡大を防ぐ生活に協力されている全ての方々に、心から敬意を表したいと思います。

本題に入る前に、政府・与党が起こした上塗りの不祥事について触れないわけにはいきません。

先週発覚した松本純国会対策委員長代理の銀座飲食に、田野瀬太道文科副大臣と大塚高司議院運営委員会理事が同席していたのです。

コロナ禍での銀座連れ会食というおきて破りも大問題ですが、それ以上に、本会食が発覚してから一週間も、御三方そろってマスコミに対し事実を否定し続けた、すなわち、口裏を合わせてうそをつき通していたことは、国民に対する最大の裏切りではないでしょうか。国民の皆さんは、真剣に自粛をされています。

菅政権は、コロナ対策、危機管理を後手後手にし、国民に批判されていますが、まだ懲りていないのでしょうか。国対委員長代理といえば党の要職、議運理事は院の要職、副大臣は政府の要職、まさに、政府・与党一体で国民をだまそうとしていたことは、万死に値します。

政府・与党の責任者である菅総理が、この一大不祥事の事実究明に関し、明日の議院運営委員会で予定されている緊急事態宣言延期報告においても、きっちりと説明していただくことを強く要請いたします。

本題に入ります。

感染拡大への対応は、まず早く、強く行うべきです。いわゆるハンマーが必要です。しかし、これまでの政府の対応は遅く、そして、総理としての政府対応への説明は不足しています。

感染者の数は昨年十一月から急増しており、第三波は始まっていました。それに対し、私たち野党は、十二月二日、都道府県による緊急事態宣言の要請、国、地方の連携強化、知事の立入検査、国負担の給付金、医療検査体制の強化、海外からの入国制限などの法案を出しました。

しかし、与党・政府は、私たちの法案を審議せず、十二月五日に国会を閉じてしまい、ようやく一月十八日に開会し、本法案の審議にたどり着きました。

本来の順番は、私たちの法案を成立させてから、緊急事態宣言を出すべきです。今の法案は、衆議院を通過しても、それから参議院の審議を経、成立したとしても、施行までにまだ時間がかかります。

GoToキャンペーンの停止が遅れたこと、水際対策、すなわち、ビジネストラック、レジデンストラックを含む入国禁止が遅れたこと、勝負の三週間が中途半端で、緊急事態宣言再発令が遅れたことという三つの後手を指摘せざるを得ません。その緊急事態宣言も、一月七日に東京など四都県に出したその六日後に七府県を加えるなど、小出しの対応と言われても仕方がありません。

今回の政府原案提出の前に、政府、与野党の連絡会議が開催され、野党の意見も踏まえられたことは評価します。

協議の段階で、野党案にあった、臨時の医療施設の開設、宿泊療養、自宅療養に関する規定、国と地方自治体の連携が盛り込まれました。

さらに、当初は努力義務規定だった事業者や地方公共団体への財政上の措置、支援措置が義務規定となったこと、間接的に影響を受けた事業者への支援、差別の防止に関する国や地方の責務が盛り込まれることになったことは前進です。

しかし、政府原案は大きな問題を含んだままでありました。それは、初めに刑事罰ありきの枠組みでした。野党が提出した法案には罰則は入れておらず、正当な補償を図るための法案でした。

私権制限は最小限であるべきで、我が党は、本来、過料の導入すら慎重であるべきとの考えであり、刑事罰の導入は罪刑均衡の観点から明らかに重過ぎます。

感染症法の前文にも、過去にハンセン病などの感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として、患者等の人権を尊重しつつ、医療など総合的な施策の推進を図るべきことが表明されています。

与野党の交渉の結果、以下の大きな四つの点で罰則に関する修正に至りました。

第一に、入院を拒否した人を対象とした刑事罰の一年以下の懲役又は百万円以下の罰金を削除し、行政罰の五十万円以下の過料に変更。

第二に、保健所などによる積極的疫学調査を拒否した人に対する五十万円以下の罰金を三十万円以下の過料に変更。

第三に、緊急事態宣言下での営業時間の短縮命令などを拒否した事業者への過料額を五十万円以下から三十万円以下に減額。

第四に、蔓延防止等重点措置下で拒否した事業

明治二十六年二月二十八日　第三種郵便物認可

官報　号外

令和三年三月十八日

○第二百四回国会　衆議院会議録　第十三号

令和三年三月十八日（木曜日）

議事日程　第七号
令和三年三月十八日
午後一時開議
第一　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）
第六　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
日程第一　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）
日程第六　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第七　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案（中島克仁君外七名提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○**議長（大島理森君）**　これより会議を開きます。

日程第一　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（大島理森君）**　日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長義家弘介君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔義家弘介君登壇〕

○**義家弘介君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十七人減少しようとするものであります。

本案は、去る三月九日本委員会に付託され、翌十日上川法務大臣から趣旨の説明を聴取し、十二日、質疑を行い、質疑を終局しました。次いで、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（大島理森君）**　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（大島理森君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（大島理森君）**　日程第二、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長あかま二郎君。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔あかま二郎君登壇〕

○**あかま二郎君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ＪＲ北海道及びＪＲ四国並びにＪＲ貨物の経営基盤の強化を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について、これらの会社に対する支援措置を拡充すること等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、機構は、ＪＲ北海道及びＪＲ四国の経営安定基金の運用益を確保するため、基金の一部を借り入れ、利子を支払うこと、

第二に、機構は、令和十三年三月三十一日までの間、ＪＲ北海道、ＪＲ四国及びＪＲ貨物の鉄道施設等の整備に必要な助成金の交付や生産性向上等に必要な資金の出資等の業務を行うことができること、

第三に、機構は、青函トンネル及び本州四国連絡橋の鉄道施設の改修費用を負担すること

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第六　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　日程第六、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長あべ俊子君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○あべ俊子君　〔あべ俊子君登壇〕　ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

ベトナムに在ダナン日本国総領事館を新設すること、

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、

在勤基本手当の月額について部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定めること、

在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を四歳から三歳へ引き下げることなどであります。

本案は、去る九日外務委員会に付託され、翌十日茂木外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。昨十七日に質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　日程第七、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長左藤章君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○左藤章君　〔左藤章君登壇〕　ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校等の学級編制の標準を改めるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公立の小学校及び義務教育学校前期課程の学級編制の標準を現行の四十人から三十五人に引き下げること、

第二に、令和七年三月三十一日までの間における学級編制の標準については、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、四十人とすることなどであります。

本案は、去る三月九日本委員会に付託され、翌十日萩生田文部科学大臣から趣旨の説明を聴取しました。十二日に質疑に入り、十六日には参考人から意見を聴取しました。昨十七日、質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案（中島克仁君外七名提出）の趣旨説明

○議長（大島理森君）　この際、内閣提出、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案及び中島克仁君外七名提出、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案について、順次趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣田村憲久君。

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣（田村憲久君）　ただいま議題となりました良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

今後とも、人口減少、高齢化の進展等に伴う人口構造や医療需要の変化が見込まれ、また、新興感染症等への備えと対応が一層求められる中、医師の働き方改革と地域医療の確保の両立、医療専門職が自らの能力を活かし、より能動的に対応できる取組の推進、新興感染症等にも対応した医療計画の策定や地域医療構想の実現等を通じて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進していくため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、令和六年四月の医師に対する時間外労働の上限規制の適用の開始に向け、提供する医療の性質上、勤務する医師が長時間労働となる医療機関を都道府県知事が指定する制度を創設し、当該指定を受けた医療機関の管理者は医師の労働時間の短縮及び健康確保のための措置を実施することとしています。

第二に、診療放射線技師等について、専門性の活用の観点から、その業務範囲を拡大するとともに、医師及び歯科医師について、資質向上の観点から、養成課程の見直しを行うこととしております。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案についての田村厚生労働大臣の趣旨説明

第三に、医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制に関する事項を追加するとともに、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援を行うこととしています。

第四に、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のため、医療資源を重点的に活用する外来医療等についての報告制度を創設することとしています。

第五に、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度の期限を令和五年九月三十日までとすることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和六年四月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

（拍手）

○議長（大島理森君）　提出者尾辻かな子君。

〔尾辻かな子君登壇〕

○尾辻かな子君　立憲民主党の尾辻かな子です。

冒頭、本法案を並行審議としていただいたことに心から感謝を申し上げます。

ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案について、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国で新型コロナの感染確認がされてから一年以上が経過しましたが、医療、介護、障害福祉、子ども・子育て支援の現場で働く方々は、自らの感染リスク、自分が患者や利用者に感染させてしまうのではないかとの不安を抱きながらも、支援が必要な方々の生活を支え、そして命や健康を守るため、強い使命感を持って日々懸命に努力されています。

しかし、政府の慰労金の支給は昨年六月末までの期間にとどまり、保育所や学童保育で働く方々や保険薬局の薬剤師などは支給対象外でした。

その後、第二、第三波と感染者も増加し、再びの緊急事態宣言、変異株など、現場で働く環境は過酷さを増し、離職者も増加しています。

多くの医療機関、介護、障害福祉サービス事業所等の経営は悪化しており、その結果、病院の約四割が冬のボーナスを減額支給したという調査結果もあります。厚労省の病床確保支援も届いておらず、医療崩壊、介護崩壊しかねない状況です。

このため、私たちは、医療などの現場を支援するため、再度慰労金を支給すべきと考えました。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

本法律案では、国は、一定の要件を満たす医療従事者等、医療機関等以外の場所において新型コロナの患者と接する業務に従事する者、医療の提供に密接に関連する業務の従事者、保険薬局の薬剤師、介護、障害福祉サービス事業所等の職員及び子ども・子育て支援施設等の業務従事者に対して、その者の請求により、慰労金を支給することとしております。

具体的には、二〇二〇年七月一日から二〇二一年一月三十一日までの間に新型コロナの発生等に対応した医療機関や介護、障害福祉サービス事業所等で患者や利用者と接する業務に十日以上従事した場合には、二十万円の慰労金を支給いたします。

前回政府が実施した慰労金の対象者に加え、保育所、幼稚園、学童保育等の子ども・子育て支援施設等の業務従事者、保険薬局の薬剤師等に対しても、五万円等の慰労金を支給いたします。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ御賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案（中島克仁君外七名提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（大島理森君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山川百合子君。

〔山川百合子君登壇〕

○山川百合子君　立憲民主党の山川百合子です。

立憲民主党・無所属を代表して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案及びコロナ対応医療従事者等慰労金法案に対する質疑を行います。（拍手）

まずは、武田総務大臣に伺います。

本日の報道によれば、昨年十一月十一日、日本料理店和田倉にて澤田純ＮＴＴ社長と遠藤典子ＮＴＴドコモ独立社外取締役と食事をしたことがありますが、これは事実でしょうか。その際、武田大臣は会食費を御自分で払われたのか、払われたとしたら幾らだったのか、また、払われていなかったとすればどなたが負担したのか、それぞれ御答弁ください。

大臣は、再三再四、国民の皆さんから疑念を抱かれるような会食に応じたことはありませんと答弁なさっていますが、ＮＴＴがＮＴＴドコモの完全子会社化を企図する株式公開買い付け中に、所管大臣が買収当事者である所管企業のトップと被買収当事者である所管企業の社外取締役と会食することは、一切国民から疑念を抱かれることはないと断言できるのか、イエスかノーかでお答えください。

政府は、一都三県に発出している緊急事態宣言について、解除の是非を、本日夕方、正式に決定されると伺っています。一月に宣言を発出して二度延長したにもかかわらず、東京都では昨日は四百人を超えるなどリバウンドも懸念され、また、感染力だけでなく致死率もより高いとの報告もある変異株の感染拡大が懸念される中、田村大臣は宣言を解除してよいと思われますか。お伺いをいたします。

本日提案されたコロナ対応医療従事者等慰労金法案について伺います。

新型コロナウイルスとの戦いが長期化する中で、医療従事者が働く環境は過酷さを増し、心身の疲労は限界に達しています。立憲民主党など野党は、第二波以降に新型コロナウイルスの患者等に対応している医療従事者等にもう一度二十万円の慰労金を支給する法案を提出しています。慰労金の再支給の必要性についてどのように認識しているか、議員立法提出者に伺います。

政府が第一波で支給した慰労金は、医療機関、介護、障害福祉サービス事業所等に勤務されている方に対象が限定されていましたが、野党の法案では、対象を拡大しています。対象を拡大している趣旨についても、議員立法提出者に伺います。

一方で、厚生労働省は、私たちの提案に対して、慰労金の再支給を行う予定はないと回答しています。慰労金の必要性を感じていない厚生労働省は、現在の医療従事者の心身の疲労をどのように認識しているのか、お答えください。厚労大臣の答弁を求めます。

続いて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案について、田村厚生労働大臣に伺います。

私は、新興感染症が発生した場合、国家の公衆衛生において、ワクチン開発と保健医療体制が極めて重要であると思います。

た。

これまで、我が国の医療は、医師の自己犠牲的な長時間労働によって支えられてきた側面があります。しかし、我が国で将来にわたって良質な医療を提供し続けるためにも、医師の働き方改革を進め、医師の長時間労働を是正していくことが必要と考えております。

また、今般の感染症への対応を行う中で、働き方改革の推進を求める医師の声があるほか、今後の新興感染症への対応をより確実なものとする観点からも、通常の医療において適切な労働環境の下で従事していただくことが重要と認識しております。

このような観点に立ち、今回の改正法案を提出したところであります。

ゲノム解析の推進による感染の封じ込めについてお尋ねがありました。

検査については、感染が疑われる方など検査が必要と判断される方がより迅速、スムーズに検査を受けられるようにするとともに、濃厚接触者に加え、感染拡大の防止が必要である場合には広く検査が実施されることが重要であります。

このため、重症化リスクの高い方々のいる施設に対し重点的な検査を実施することとしており、感染拡大地域の医療や介護の施設の従事者や入院、入所者などに対して、実質的に国の費用負担で検査を実施できるようにしております。

また、ゲノム解析については、国立感染症研究所のみならず、地域においてゲノム解析が可能な大学等が存在することを踏まえ、文部科学省と連名で、大学に対し、ゲノム解析も含めた積極的疫学調査に御協力いただくことを依頼しており、引き続き、自治体や民間とも連携して、しっかりと取り組んでまいります。

いずれにしても、感染者の早期把握等を図り、感染拡大を抑えるという方向性については、現在の政府が目指すものと同じであると考えております。

立憲民主党の提案に対する見解や全ての医療機関への支援についてお尋ねがありました。

新型コロナの感染が長期化する中、必要な方に必要な医療が提供されることが極めて重要だと考えております。

医療機関の前年度からの減少額を試算すると、昨年四月から十二月までの九か月で、全体で一・三兆円の減収であり、これに対して、緊急包括支援交付金について申し上げれば、二月末現在で医療機関から約一・八兆円の申請があり、既に約一・五兆円を交付しております。

また、緊急包括支援交付金や医療従事者の支援も含め、これまで医療機関支援として総額四・六兆円の予算を措置しているところであり、このほか、ワクチン接種体制等の整備に係る支援も実施しております。

これらの取組を通じて、医療機関や医療従事者の皆様への幅広い支援をしっかりと行ってまいります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣武田良太君登壇〕

○国務大臣（武田良太君）　山川議員からの御質問にお答えをします。

私のＮＴＴ関係者との会合についての御質問をいただきました。

本来であれば、個別の事案一つ一つにお答えするのは控えさせていただきますが、今回の件に関しましては、事前の事実確認の問合せが私の方に一切ないままに一方的な報道がなされており、私としましても大きな驚きを覚えておると同時に、本件の事実関係を明らかにしなければならないという思いを強く持つに至りました。

令和二年十一月十一日、私が出席したＪＲ東海の葛西名誉会長主催の会合の場に、澤田ＮＴＴ社長及び遠藤ＮＴＴドコモ独立社外取締役が出席したことは事実であります。

会食当日、私は、食事は注文せず、飲物のみいただき、中座したと記憶しており、その費用は一万円をお支払いいたしております。

また、出席者からは特定の許認可等に関する要望、依頼を受けたことはなく、当時の状況を総合的に勘案すると、大臣規範に抵触する会食ではなかったと考えております。

引き続き、国民の皆様からの疑念を招くことのないよう、自らを律し、職務に励んでまいります。（拍手）

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　山川百合子議員から、慰労金の再支給の必要性についてお尋ねがありました。

第一波に係る対応では、令和二年度第二次補正予算により、医療機関、介護、障害福祉サービス事業所等に勤務して、患者、利用者と接する者を対象に、慰労金が支給されました。

しかし、第二波以降、新型コロナウイルスの感染者が増加し、戦いが長期化する中で、再び緊急事態宣言が発出される事態となり、現場で働く環境は過酷さを増しております。加えて、昨春以降、医療従事者等の方々は、強い緊張状態が続く中、私生活においても自粛を求められ、心身の疲労は限界に達しています。

また、政府の新型コロナウイルス対応従事者慰労金の対象期間の終期は昨年六月末であり、昨年七月以降に新たに新型コロナウイルス感染症の患者等に対応した場合には二十万円の慰労金支給の対象とはならず、昨年七月以降に働き始めた方は五万円の慰労金支給すらないといった不公平感も存在するところであります。

この間、政府は、予備費を使って新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業を実施し、医療機関に対し医療従事者の人件費を補助していますが、処遇改善に結びつくことは担保されておらず、対象地域も限られています。

こうした状況を踏まえ、一刻も早く、新型コロナウイルス感染症の患者等に対応している医療従事者等に再び二十万円の慰労金を支給するとともに、昨年七月以降に働き始めた医療従事者等にも五万円又は十万円の慰労金を支給すべきであると考えております。（拍手）

〔早稲田夕季君登壇〕

○早稲田夕季君　山川百合子議員の質問にお答えいたします。

私たちが提出をした法案は、医療従事者等慰労金法案でありまして、医療、介護の現場のみならず、薬局薬剤師、障害福祉事業所や、保育園、幼稚園、学童保育など子ども・子育て支援施設の現場で働いている方々、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる方々を含め、広く対象としています。

とりわけ子ども・子育ての分野に慰労金の対象を拡大した趣旨を申し上げます。

コロナとの戦いが長期化する中で、医療従事者が安心して働けるのも、休業や閉園をせずに頑張っていただいている保育園などの子育て支援施設のおかげです。さらに、子供の感染リスクが高いと言われる変異株の感染が拡大しています。

だからこそ、感染リスクに配慮をしながら、深い愛情で献身的に日々子供たちの面倒を見ていただいている保育士、幼稚園教諭、学童指導員にも、慰労金を支給すべきということであります。（拍手）

○議長（大島理森君）　高木美智代君。

〔高木美智代君登壇〕

○高木美智代君　公明党の高木美智代です。

私は、自民党・無所属の会並びに公明党を代表し、ただいま議題となりました良質かつ適切な医

2021年4月1日
本会議
（質疑要旨）

子ども・子育て支援法等改正案　少子化対策に向けて安定的な財源確保を

2021.4.1（Thr）衆議院本会議（子ども・子育て支援法等改正案　代表質問）

現状・課題意識

●これまで子育て支援の財源確保のために、消費増税や扶養控除の廃止が行われた

●今回の改正案では、待機児童対策の財源として事業主の拠出金割合を1/6から1/5に引き上げることと、児童手当の見直しが行われる

●拠出金を活用した企業主導型保育事業では、昨年度全国23の施設で助成金の不正受給等が発覚した

委員会での浅野の発言要約

「少子化対策については、社会全体で支えるための安定的な財源確保が必要。
企業主導型保育事業の整備については、不正受給対策等の徹底を求める」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「新子育て安心プランの方針に従って、児童手当の見直しと事業主からの追加負担で安定的な財源を確保する。事業者の不正については、審査の厳格化や監査、指導員の巡回等を実施していく」

坂本国務大臣

子ども・子育て支援法等改正案　児童手当は全ての子どもに平等に給付すべき

2021.4.1（Thr）衆議院本会議（子ども・子育て支援法等改正案　代表質問）

現状・課題意識

●児童手当は一人につき、年齢に応じて月額1万円から1万5千円で、所得限度額以上の収入がある方は特例給付として5千円支給される

●今回の改正案では、所得が1,200万円以上の方について児童手当の特例給付が対象外となる

●一方で共働きの場合、双方の所得が1,200万円未満であれば支給対象となる

委員会での浅野の発言要約

「子どもに関する社会手当や現物給付は、子ども自身に対する給付と位置づけ、世帯の所得によらず全ての子どもを平等に取り扱うべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「これまでも幼児教育、保育の無償化を行っており、さらに不妊治療助成の拡充や、待機児童解消などを行っていく。
このように高所得者を含め、子育て世帯全体への支援を充実させていく」

坂本国務大臣

2021年4月1日
本会議
（質疑要旨）

子ども・子育て支援法等改正案

国民民主党は「子ども国債」を提案しています

2021.4.1（Thr）衆議院本会議（子ども・子育て支援法等改正案　代表質問）

現状・課題意識

●諸外国に比べて日本は子育て支援に対する国の予算規模はまだまだ十分でない。（家族関係社会支出の対GDPは1.29％（2016年））

●全ての子どもたちが安心できる環境で健全に育まれ、全ての保護者がゆとりと責任をもって子育てができる社会基盤の構築が必要

委員会での浅野の発言要約

「国民民主党は、2年前から特定財源として“子ども国債”の創設を提案している。政府内においても検討いただきたい」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「将来世代の負担増を招くことがないよう、必要な安定財源を確保しながら、少子化対策を全体として確実に進めていく」

坂本国務大臣

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和三年四月一日

○第二百四回国会 衆議院会議録 第十六号

令和三年四月一日（木曜日）

議事日程　第九号
　令和三年四月一日
　午後一時開議
第一　民法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
総務大臣武田良太君不信任決議案（安住淳君外四名提出）
議員辞職の件
人事官任命につき同意を求めるの件
食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件
預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件
国地方係争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件
公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件
日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件
労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件
中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件
運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

午後一時二分開議

○議長（大島理森君）　これより会議を開きます。

日程第一　民法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（内閣提出）
子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

○武部新君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
　安住淳君外四名提出、総務大臣武田良太君不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（大島理森君）　武部新君の動議に御異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

総務大臣武田良太君不信任決議案（安住淳君外四名提出）

○議長（大島理森君）　総務大臣武田良太君不信任決議案を議題といたします。
　提出者の趣旨弁明を許します。本多平直君。

総務大臣武田良太君不信任決議案
（本号末尾に掲載）

（本多平直君登壇）

○本多平直君　立憲民主党の本多平直です。
　私は、立憲民主党・無所属、日本共産党、国民民主党・無所属クラブを代表して、総務大臣武田良太君不信任決議案について、提案の趣旨を御説明します。（拍手）
　まず、決議案の案文を朗読します。
　本院は、総務大臣武田良太君を信任せず。
　右決議する。
（拍手）
　以上であります。
　三年半前、五年ぶりに国会に戻ってきた私は、安全保障委員会で野党の筆頭理事を仰せつかりました。常任委員会での理事自体初めて、ましてや筆頭を初めて務める私の交渉相手が、与党筆頭理事を務める武田良太議員でした。
　欧州視察、沖縄、岩国などへの数度にわたる米軍基地視察なども御一緒し、時には対立し、時には協力しながら、委員会を運営させていただきました。日程交渉中には、本来、法案審議を進めたいはずの武田筆頭から電話をなぜか途中で切られたりしたことを懐かしく思い出しています。
　武田筆頭の手練手管に、不慣れな私が丸め込まれ、他の野党の皆さんに大変御迷惑をおかけするなど、いろいろなことがありました。今の自民党には少なくなってきた、野党の立場も一定理解できる、古きよき自民党を体現している方だということを知り、一定の敬意を持っておつき合いをさせていただいてまいりました。
　国家公安委員長で初入閣をされた際には、率直にお祝いも伝えさせていただきました。内閣が替わって留任され、総務大臣という重職に就かれた際は、失礼ながら正直驚きましたが、その御活動を注視してまいりました。
　今回、この趣旨弁明の大役を仰せつかりました。国民の間には大きな不信が渦巻いています。当然ですが、これまでのこうした経緯を超えて、しっかりと趣旨弁明をさせていただきます。
　国民の多くがコロナ禍で深刻な打撃を受けています。先日も、ある飲食店経営者の方から、もう持ちこたえられないかもしれないという悲痛な声を直接伺いました。菅政権のコロナ対策の問題点には今日は触れませんが、政治や行政が国民に厳しい御協力をお願いする、まさに今ほど政治や行政に信頼が必要とされているときはありません。
　ところが、政治と行政の側では不祥事の連続です。
　予算委員会で質問させていただきましたが、カジノ汚職も未解決、安倍前総理の桜を見る会問題も秘書のみに責任を押しつけた形ですが、到底納

両案は、去る三月十六日本委員会に付託され、翌十七日上川法務大臣から趣旨の説明を聴取し、十九日に質疑に入り、同日参考人から意見を聴取いたしました。三十日、質疑を終局し、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○副議長（赤松広隆君）　この際、内閣提出、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣坂本哲志君。

〔国務大臣坂本哲志君登壇〕

○国務大臣（坂本哲志君）　ただいま議題となりました子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府においては、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築するための改革を進めており、長年の課題である少子化対策を推進する一環として、待機児童の解消に向け、全世代型社会保障改革の方針に沿い、増大する保育の需要等に対応し、新子育て安心プランの実現を図るとともに、子ども・子育て支援の効果的な実施を図る必要があります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべきこととしております。

第二に、特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の費用のうち満三歳未満児相当分について、事業主拠出金をもって充てることができる割合の上限を五分の一に変更することとしております。

第三に、政府は、令和九年三月三十一日までの間、雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対して助成及び援助を行う事業ができることとしております。

第四に、児童手当が支給されない者のうちその所得が一定額未満のものに限り特例給付を支給することとする措置を講ずることとしております。

最後に、この法律案は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとしており、これに伴う必要な経過措置について定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。（拍手）

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○副議長（赤松広隆君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。大西健介君。

〔大西健介君登壇〕

○大西健介君　立憲民主党・無所属の大西健介です。

私は、会派を代表し、また、立憲民主党子ども・子育てプロジェクトチームの座長として、ただいま議題となりました法律案について質問いたします。（拍手）

安倍前総理は、我が国の少子化を、国難とも言える状況と言い、二〇一七年九月には、急速に進む少子高齢化克服を理由の一つとして、いわゆる国難突破解散を行いました。

菅総理は、内閣発足に当たり、安倍政権の継承が私の使命と述べました。

そこで、少子化は国難であるという考え方は菅政権においても引き継がれているのか、また、それを理由にして解散・総選挙まで行った結果、少子化は克服に向かっているのかについて、まず、坂本大臣に伺います。

足下では、新型コロナウイルスの感染拡大によって、結婚や妊娠、出産を控える動きが広がっています。少子化が一層進むことが懸念されています。出生数が二〇一九年に初めて九十万人を割り、八十六万ショックと言われましたが、このままでは八十万人割れする可能性があるとの見方が出ています。

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大が婚姻数や出生数に与える影響をどう見ているのか、厚労大臣に伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、出生数の減少だけではなく、子供のいる世帯の収入にも影響を与えています。そのような状況の中、なぜ今このタイミングで子育て世代の負担増となる児童手当削減を強行するのでしょうか。

今は子育て世帯を国が全力で応援するときなのに、ここで児童手当を削減することは、子育て世帯に対して、国は子育てに冷たいというメッセージとなり、子供を持つこと自体や、二人目、三人目を諦めることにつながりかねないと思いますが、坂本大臣、いかがですか。

我が国の家族関係社会支出は先進国の中で最も低い水準であり、その水準を大幅に引き上げるべきです。政府は児童手当を削って待機児童対策に充てるとしていますが、これは、兄のお小遣いを減らして弟に回しているようなもので、同じ子育て予算の中でのやりくりではなく、他の先進国に比べて少ないと言われている子育て予算全体を増やすべきだと考えますが、坂本大臣、いかがですか。

また、菅総理は、常々、省庁縦割り打破ということを言われています。待機児童対策に必要な予算を同じ子育て予算の中でやりくりすることは、この菅政権の方針に反するものではありませんか。坂本大臣に伺います。

子ども・子育て政策は多くの省庁にまたがっており、見事に省庁縦割りとなっています。そこで、民主党政権では、子供政策、家庭政策を一元的に立案、遂行する独立の省である子ども家庭省の創設を目指しましたが、東日本大震災の発生などもあり、実現には至らず、内閣府に現在の子ども・子育て本部ができました。

一方、最近になって、自民党の若手議員有志が子供関連政策を一元的に所管する子ども庁創設を求める提言をまとめたと聞きました。

私どもがずっと以前から言ってきたことであり、本当にやる気があるなら、是非、私たちも協力して、一緒に実現したいと思います。菅政権として、子供関連政策を一元的に所管する独立の省庁をつくるつもりが本当にあるのか、加藤官房長官にお尋ねします。

今回、特例給付をもらえなくなる六十一万人の方々は、所得制限で、既に高校授業料無償化や給付型奨学金など多くの子育て支援を受けられておらず、児童手当の特例給付が唯一受けることができる子育て支援給付となっています。特例給付をもらえなくなる方々からは、頑張って稼いで高い税金や保険料を納めているのに、児童手当の特例給付まで取り上げるのは子育て罰の厳罰化だと声が上がっていますが、坂本大臣はどう思われますか。

ているわけでありますが、この人口動態の問題は、経済成長の鈍化、労働力不足、地方の衰退、年金を始めとする社会保障制度の持続可能性の低下など、あらゆる社会問題に波及しています。

これまで、民主党政権、自公政権を通じて様々な少子化対策を実施してきたことについて全否定はしませんが、特殊出生率を最も重要なＫＰＩと考えるならば、これまでの取組が大きな効果を上げたとは決して言えません。

調査によると、理想の子供の数を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという経済的な理由です。本改正案は、児童手当に所得制限を設けるというものですが、社会全体で全ての子供や子育て世代を支えていくという観点から、非常に後ろ向きな改正であると言わざるを得ません。

今考えるべきは、児童手当の額を数千円上げるか下げるかや、所得制限を設けるか否かというような小手先の微修正案ではなく、中長期的な人口動態の在り方を見据え、更に踏み込んだ大胆な政策を立案し、実行することであると考えます。

我が党はこれまで、幼児教育から大学、専門学校、高等教育までの完全教育無償化、子供の数が多いほど税負担が大幅に軽減されるＮ分のＮ乗方式の所得税制、児童税額控除型の給付つき税額控除、そして、最強の子育て政策とも言える、ゼロ歳から全国民一律でのベーシックインカムの検討などを提案してまいりました。

子供への投資は、日本社会の未来への投資です。今こそ、微修正型の政策から脱却し、こうした大胆な政策を本格的に検討することで、社会全体で全ての子供や子育て世代を支えていくという決意を示すべきであると考えますが、大臣の御見解をお聞きいたします。

今回のコロナショックは、我々が先送りにしてきた多くの本質的問題を日本社会に対して突きつけ、産業構造や都市機能、税制や社会保障、政治システムの在り方といった、日本の根本的な社会構造についても転換を迫ることになります。現在の日本政治の根源的問題は、目の前の課題に対して後手後手に対応するばかりで、中長期的な国家ビジョンから巻き戻した網羅的な政策立案がなされないことに尽きます。

短期的かつ現状維持、微修正型である政府・与党のプランＡに対し、我が党は、国家百年の計に立った大きな視点と思い切った発想で新しい時代の社会像を指し示すプランＢ、経済成長と格差解消を両輪で実現するグレートリセット、日本大改革プランを提案し、政権与党に対して正面から挑戦することを宣言して、私からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣坂本哲志君登壇〕

○国務大臣（坂本哲志君）　藤田文武議員の御質問にお答えします。

大胆な少子化対策についてお尋ねがありました。

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っています。中でも、子育てや教育にかかる費用負担の重さは、子供を産み育てたいという希望がかなわない障壁の一つになっています。

政府では、これまでも、幼児教育、保育の無償化、高等教育の修学支援など、子育て世帯全体の支援を充実させてきたところです。

引き続き、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に大胆に取り組むことで、個々人の希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組み、子育てを社会全体で支えてまいります。

以上です。（拍手）

○副議長（赤松広隆君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党・無所属クラブの浅野哲です。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について質問をいたします。（拍手）

今回の改正案は、待機児童対策としての保育の受皿十四万人分確保に向けた財源を確保するため、事業主の拠出金割合を五分の一に引き上げるという内容になっていますが、そもそも財源が足りないことに対する抜本的な対策が示されていません。消費増税の際、量的拡充と質の向上を実現するために必要とされた一兆円超のうち、〇・七兆円分は消費増税で確保する方針でしたが、残り〇・三兆円のめどは立っていません。

少子化対策も含めて考えるのであれば、社会全体で支えるための安定的な財源確保が必要と考えますが、政府の見解を伺います。

また、拠出金を活用した企業主導型保育事業については、内閣府の報告によれば、昨年度は全国二十三の施設で助成金の不正受給が発覚するなど、一部の施設でずさんな運営実態が明らかとなっています。

新しい子育て安心プランにおいても、企業主導型保育事業による保育の受皿整備を行うのでしょうか。行われる場合、約十四万人分のうちどの程度の受皿が企業主導型保育事業によって整備されるのでしょうか。まずは不正受給対策等を徹底する必要もあると考えますが、お考えを伺います。

今回の見直しの影響で、約六十一万人、全体の四％の子供が受給の対象から外されます。子供を育成する基本的な責任は保護者にありますが、子供は育ちの場を選ぶことはできません。子供に関する社会手当や現物給付は子供自身に対する給付と位置づけ、世帯の所得によらず、全ての子供を平等に取り扱うべきと考えますが、政府の見解を伺います。

また、今回の改正によって、手当の廃止対象となる子育て世帯の負担が増えることは明白です。年収千二百万円の御家庭の場合、そこから税金や保険料を差し引くと手取りは約八百六十万円。このくらいの収入であれば月五千円の負担増は大丈夫だろうという理屈があると推察しますが、なぜ千二百万円なのか、改めてその根拠を御説明ください。また、今後この年収要件が更に引き下げられる可能性についても、政府の見解をお聞かせください。

これまで子育て支援の財源確保のために消費増税や扶養控除を廃止してきた経緯を踏まえれば、待機児童対策の財源三百七十億円を捻出するために、新たな予算措置をすることなく、児童手当を縮小するという形で子育て世帯間の負担のつけ替えを行っている点は問題だと考えます。消費増税等で解消できなかったのであれば、その理由説明や予算検証、ほかからの財源確保の検討などを先にしっかりと行い、国民に示すべきと考えますが、政府の見解を伺います。

また、日本の子育て支援に対する国の予算規模はまだまだ十分ではありません。児童手当や保育所運営費を含む家族関係社会支出の対ＧＤＰ比は僅か一・二九％となっています。これは、イギリスやスウェーデンなど諸外国に比べて低い現状にあります。

私は、少子高齢化先進国である日本は、今後、世界で一番子供を育てやすい国、子供に手厚い国を目指すべきだと考えています。そのためにも、まずは児童手当や扶養控除等の家族政策に関する予算を少なくとも現状の二倍以上にすべきと考えますが、政府の認識を伺います。

最後に、国民民主党は、全ての子供たちが安心できる環境で健全に育まれ、同時に、全ての保護者がゆとりと責任を持って子育てができる社会基盤を構築することを目指し、特定財源として子供国債の創設を二年前から提案しています。政府内においても是非とも検討していただきたいと思います。

以上で私の発言を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣坂本哲志君登壇〕

○国務大臣（坂本哲志君）　浅野哲議員の御質問にお答え申し上げます。

安定的な財源確保の必要性についてお尋ねがありました。

待機児童対策については、これまで、待機児童解消加速化プラン、子育て安心プランに基づき、消費税財源や事業主からの拠出金を活用しつつ、待機児童の解消に取り組んでまいりました。

今般の新子育て安心プランの財源については、昨年末の全世代型社会保障改革の方針において、「社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。」とされていることから、児童手当の見直しにより生じる財源等に加えて、事業主からの拠出金の追加負担を求めることにより、安定的な財源を確保するものです。

引き続き、少子化社会対策大綱等に基づき、必要な安定財源を確保しつつ、更なる保育の受皿確保を含め、少子化対策を全体として確実に進めてまいります。

新プランにおける企業主導型保育事業の位置づけについてお尋ねがありました。

新子育て安心プランにおいては、市町村計画の積み上げや女性就業率の上昇見通しを基に、約十四万人分の保育の受皿整備をすることとしたものです。

約十四万人分の受皿整備については、これまでの市町村における受皿整備量を踏まえれば、市町村において整備可能であると考えられるため、企業主導型保育施設の整備は含まれておりません。

なお、企業主導型保育事業については、不正事案等の課題に対応するため、実施機関である児童育成協会において、新規申請施設に対する審査基準の厳格化や、運営施設に対する年一回の立入調査のほか、公認会計士等による専門的な財務監査、施設長ＯＢ等の巡回指導員による巡回指導などを実施することにより、不正受給事案の防止はもとより、施設における保育の質の向上や事業の継続性の確保を図っているところです。

引き続き、実施機関による事業の実施状況等について、内閣府による指導、支援の下、継続的に点検、評価を行い、事業の効果的、安定的な運営を図ってまいります。

子ども・子育て支援の所得制限についてお尋ねがありました。

子育て世帯に対する支援としては、これまでも、幼児教育、保育の無償化などを行っており、さらに、不妊治療助成の拡充や、新子育て安心プランの実施による待機児童の解消などを行っていくことから、高所得者の方も含め、子育て世帯全体への支援を充実させてまいります。

このうち、待機児童問題については、四年間で十四万人分の保育の受皿を整備することとしました。

この運営に必要となる追加費用については、今般の児童手当の見直しにより生じる財源等に加え、企業からも一千億円を追加拠出していただき、所要額を確保しています。

児童手当の特例給付の見直しについては、このような総合的な少子化対策を進める中で、長年の課題である待機児童問題の最終的な解決を図るものであり、全体のバランスを考えた上での措置であることを御理解いただきたいと考えています。

児童手当の所得制限の額として、今後の見直しについてお尋ねがありました。

児童手当について、年収一千二百万円相当以上の方については月額五千円の特例給付を支給しないこととしておりますが、これは、他の制度等を参照しながら、総合的に検討した結果です。

具体的には、例えば、税制において、配偶者控除を受けることができる年収の上限が一千百九十五万円となっていることや、保育料の所得判定区分のうち最も高い保育料が適用される区分が世帯年収一千百三十万円以上となっていることも参照しながら、総合的に検討したものです。

なお、改正法案では、附則に検討規定を設け、子供の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方や支給要件の在り方について検討することとしています。その際には、少子化の状況を始め、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況、子育て家庭への影響もよく注視しながら、少子化の進展への対処に寄与する観点から検討してまいります。

家族政策に関する予算への政府の認識についてお尋ねがありました。

国によって国民負担率などが異なることから、単純に比較することは適当ではありませんが、我が国の家族関係社会支出の対ＧＤＰ比は、欧州諸国に比べて低水準となっているものと認識しています。総合的な少子化対策を大胆に進めていくためには、必要な安定財源を確保しつつ、効果的な少子化対策に、できることから速やかに着手することが重要だと考えています。

これまでも、幼児教育、保育の無償化などを行っており、今般、子育て世帯全体への支援を更に充実させることとしています。

引き続き、少子化社会対策大綱等に基づき、必要な安定財源を確保しつつ、少子化対策を全体として確実に進めてまいります。

子供国債の検討についてお尋ねがありました。

総合的な少子化対策を進めていくための財源確保の方策については、様々な議論があると承知しています。将来世代の負担増を招くことがないよう、必要な安定財源を確保しながら、少子化対策を全体として確実に進めてまいります。

以上です。（拍手）

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣（田村憲久君）　浅野哲議員にお答えいたします。

待機児童の解消についてお尋ねがありました。

保育の利用申込みの増加に対応するために、政権交代以来、約七十二万人の保育の受皿を整備し、昨年四月の待機児童数は、調査開始以来最少の一万二千四百三十九人となっております。

一方、各市町村の計画の積み上げや女性就業率の上昇を踏まえ、更なる保育ニーズに対応するため、関係省庁と連携し、新たに必要となる財源を確保しつつ、四年間で約十四万人分の受皿を整備する新子育て安心プランを取りまとめたところであります。地域の特性に応じた支援などにより、できるだけ早く待機児童が解消されるように取り組んでまいります。（拍手）

○副議長（赤松広隆君）　これにて質疑は終了いたしました。

○副議長（赤松広隆君）　本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

出席国務大臣

財務大臣　麻生　太郎君
国務大臣　武田　良太君
総務大臣　上川　陽子君
法務大臣　田村　憲久君
厚生労働大臣　赤羽　一嘉君
国土交通大臣　井上　信治君
国務大臣　加藤　勝信君
国務大臣　坂本　哲志君

出席副大臣

内閣府副大臣　三ツ林裕巳君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る三月二十六日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和三年度一般会計予算

2021年4月27日
本会議
（質疑要旨）

産業競争力強化法 改正案　脱炭素化　中小企業に対する支援を求める

2021.4.27（Tue）衆議院本会議（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案　代表質問）

※炭素生産性：「同量のCO2排出で、どれだけのGDPを生み出せたか」を測る指標。
（脱炭素化の取り組みとして、この数値は高いほうが望ましい）

現状・課題意識

●主要諸国は炭素生産性※を継続的に引き上げているのに対し、日本は逆に低迷を続けている。

●改正案では炭素生産性を高める設備投資への優遇税制が創設されるが、中小企業においては炭素生産性の評価自体が難しい現状がある。

●2050年CNの実現のためにも、全ての事業者が広く平等に優遇税制を受けられるような措置が必要。

本会議での浅野の発言要約

「中小企業を含む全ての事業者が炭素生産性を評価できるように、環境設備や支援体制の整備を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「簡単に算定できる計算ツールを提供し、利用しやすい税制を検討している。利用者視点に立って、中小企業にとっても分かりやすく使いやすい税制措置となるように設計していく。」

梶山経済産業大臣

産業競争力強化法 改正案　制度の活用を促す取り組みを求める

2021.4.27（Tue）衆議院本会議（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案　代表質問）

現状・課題意識

●3年前に施行された、産業競争力強化法では「IoT税制」や「サンドボックス制度」、「各種計画認定制度」が創設された。

●他方、IoT税制の認定件数は210件、サンドボックス制度の認定実績は19件に留まり、その他認定件数も少ない。

●改正案では計画認定を前提としており実効性が問われる。

本会議での浅野の発言要約

「これまでの実績を踏まえると改正案が産業現場の脱炭素化やDXを後押しする制度となるか疑問だ。制度は利用されなければ意味がない。一層の周知を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ご指摘の通り、利用件数を伸ばすことが重要と認識している。事業者が迅速かつ円滑に制度を活用できるよう、周知徹底、利用促進に取り組む。」

梶山経済産業大臣

2021年4月27日
本会議
（質疑要旨）

産業競争力強化法
改正案

取引の透明性・公正性の確保を求める

2021.4.27（Tue）衆議院本会議（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案　代表質問）

現状・課題意識

●国内企業の99％超、従業員数の70％を支えている中小企業は国内経済を支える重要な存在。

●改正案では中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度が創設される。

本会議での浅野の発言要約

「自由かつ公正な取引を阻害しないよう、新設される認定事業者に対する取引の透明性や公正性の確保を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「中小企業者の不利益となる価格設定を行わないことを確認するとともに、2年ごとの認定の更新や取消しなどの措置を講じていく。」

梶山経済産業大臣

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和三年四月二十七日

○第二百四回国会 衆議院会議録 第二十五号

令和三年四月二十七日（火曜日）

午後一時二分開議

○議長（大島理森君）　これより会議を開きます。

議事日程　第十七号
令和三年四月二十七日
午後一時開議
第一　日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
第二　民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
第三　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
日程第一　日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第二　民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第三　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

日程第一　日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第二　民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。外務委員長あべ俊子君。

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔あべ俊子君登壇〕
○あべ俊子君　ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
日・インド物品役務相互提供協定は、令和二年九月九日にニューデリーにおいて署名されたもので、自衛隊とインド軍隊との間で物品役務を相互に提供する際の決済手続等を定めるものでございます。
日・EU航空安全協定は、令和二年六月二十二日にブリュッセルにおいて署名されたもので、双方の航空当局による民間航空製品に対する重複した検査等を可能な限り省略するための枠組みを定めるものでございます。
両件は、去る二十日外務委員会に付託され、翌二十一日茂木外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。二十三日に質疑を行い、質疑終局後、まず、日・インド物品役務相互提供協定について、討論の後、採決を行いましたところ、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決し、次に、日・EU航空安全協定について採決を行いましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第でございます。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　これより採決に入ります。
まず、日程第一につき採決いたします。
本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（大島理森君）　起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。
次に、日程第二につき採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第三　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長石原宏高君。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

（本号末尾に掲載）

〔石原宏高君登壇〕

○石原宏高君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、二〇五〇年までの脱炭素社会の実現等の地球温暖化対策の推進に当たっての基本理念を新たに定めるとともに、地方公共団体の実行計画の記載事項の見直し、地域脱炭素化促進施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業の実施に関し市町村の認定を受けた事業者に対する温泉法等に基づく手続についての特例措置の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十五日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌十六日小泉環境大臣から趣旨の説明を聴取し、二十日から質疑に入り、二十三日参考人から意見を聴取しました。

同日、立憲民主党・無所属より修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。

次いで、修正案について内閣の意見を聴取した後、原案及び修正案について討論、採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（大島理森君）　この際、内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣梶山弘志君。

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

○国務大臣（梶山弘志君）　御説明に先立ちまして、法案の条文案に四カ所、条文案以外の参考資料に二十カ所の誤りが判明したことにつきましては、国会に法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として誠に申し訳なく、改めて深くお詫びを申し上げます。今後、このようなことがないように、しっかりと対応してまいります。

ただいま議題となりました産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済が戦後最大の落ち込みを記録する中、厳しい状況に置かれている事業者に対し、引き続きその事業継続や雇用の維持に必要な支援を行っていく必要があります。他方、世界各国で新たな日常への模索が続く今こそ、我が国が旧態依然とした経済社会システムから本格的に脱却し、グローバルな構造変化へと一気に適応していくチャンスでもあります。

成長戦略としての二〇五〇年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、新たな日常に向けた事業再構築など、山積する課題に対し必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要です。さらに、人口が急激に減少する中、地域の経済や雇用を支える小規模事業者の持続的発展を図りつつ、中小企業から中堅企業への成長を促すことで海外で競争できる企業を増やしていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、産業競争力強化法の一部改正等です。

第一に、グリーン社会への転換のための施策を講じます。カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を認定し、脱炭素化効果が高い製品の生産設備への投資や、生産工程等の脱炭素化を進める設備への投資に対する税額控除や計画の実施に必要な借入れに対する利子補給を措置します。

第二に、デジタル化への対応のための施策を講じます。デジタル技術を活用した全社レベルのデジタルトランスフォーメーションに関する事業者の計画を認定し、クラウド技術を活用したソフト、ハードのデジタル関連投資に対する税額控除などの措置を講じます。

第三に、新たな日常に向けた事業再構築のための施策を講じます。コロナ禍などで赤字を被った企業が、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、事業再構築等に取り組む場合に、事業者の計画を認定し、繰越欠損金の控除上限の引上げなどの措置を講じます。

このほか、コロナ禍を踏まえ、パーチャルのみで株主総会を開催することができる特例や、大型ベンチャー企業への債務保証制度、事業再編、事業再生の円滑化等に関する制度を措置します。

次に、中小企業等経営強化法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び下請中小企業振興法の一部改正です。

第一に、中堅企業への成長促進のための施策を講じます。中小企業の積極的な事業や規模の拡大を促進する経営革新計画の承認制度等について、新たな支援対象類型を創設し、金融支援等を措置します。

第二に、中小企業の経営資源の集約化のための施策を講じます。MアンドAに先立ち実施する調査に係る事項を記載した経営力向上計画を認定し、MアンドA後の簿外債務等のリスクに備えるために積み立てた準備金の金額の損金算入や金融支援を措置します。併せて、中小企業が所在不明の株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間を五年から一年に短縮する特例を措置します。

第三に、中小企業等の経営基盤の強化のための施策を講じます。中小企業者と連携して事業継続力の強化に取り組む中堅企業に対して金融支援等を措置します。併せて、フリーランスにみられる取引をはじめ、より広い取引を下請中小企業振興法の対象とする等、措置を講じます。

また、これらの措置に加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようよろしくお願い申し上げます。（拍手）

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（大島理森君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。宮川伸君。

〔宮川伸君登壇〕

○宮川伸君　立憲民主党・無所属の宮川伸です。ただいま議題となりました法律案について、会派を代表して質問します。（拍手）

本法律案は、新型コロナウイルス感染症の影響で日本経済が厳しい状態にある中、ポストコロナを見据えて、グリーン社会やデジタル化への対応を行うものです。いわゆるV字回復を目指していくわけでありますが、新たな日常に移っていくときに、その支えとなる企業がなければ、V字回復したくてもできません。したがって、今、この厳しい状態において、しっかりと事業者を支える必要があります。

日曜日の二十五日、東京、大阪、京都、兵庫に対して三度目の緊急事態宣言が発出されました。東京で二度目の緊急事態宣言が解除されてから、たった一か月での発出です。当時、病院の逼迫状態は改善していたものの、感染者数は微増、変異株が拡大していました。

私たちは、今のままで緊急事態宣言を解除したら変異株が一気に蔓延する可能性があり、時期尚早と申し上げてきましたが、まさにそのとおりになってしまったのではないでしょうか。中途半端なウィズコロナ対策を取っていたら、感染拡大が繰り返されて、助けられる命が助けられません。そして、本当に経済が行き詰まってしまうのではないかと大変危機感を持っております。

政治判断の失敗で苦しんでいる事業者がたくさんいる目の前でポストコロナの経済対策を議論することに違和感を持つ者は、私だけでしょうか。

緊急事態宣言の解除の目安を五月十一日に設定し、十七日間となっていますが、一回目の緊急事態宣言は約一か月半、二回目は二か月半であったのに、なぜこれほど短い期間で大丈夫だと判断したのでしょうか。また中途半端に解除して、すぐに第五波が来るのではないでしょうか。

解除の要件は前回よりも厳しくするのかどうか、西村大臣にお伺いします。

菅総理大臣は、先週金曜日の記者会見で、希望する高齢者に七月末を念頭に各自治体が二回の接種を終えることができるよう、政府を挙げて取り組んでまいりますと発言されました。しかし、一昨日の野党ヒアリングで甲府市に確認すると、市の想定では、高齢者二回接種には三・七か月かかり、市として医療従事者が打ち終える予定の六月下旬から打ち始めると、終了は十月上旬になる、また、国からこの終了予定を問われたこともなく、報告したこともないとのことでした。

高齢者のワクチン接種終了時期について、七月末を念頭に置くこととした根拠は何でしょうか。根拠もない期限でしたら、それは、単なる願望、単なる思いつきではありませんか。河野大臣、七月末の根拠をお示しください。

加藤官房長官が、先週の記者会見で、インドで新型コロナウイルス感染急増の要因となっている二重変異ウイルスが日本国内で五件確認されていることを明らかにしました。また、昨日の発表では、二十一件に増えたとのことです。そのうちの一件は、空港検疫ではなく、国内で発見されたと聞いています。

これは、またもや空港での水際対策に失敗したということなのでしょうか。また、このインド変異株が第五波の要因になる可能性はあるのでしょうか。現在、感染封じ込めのために具体的にどのような対策を取っているのか、厚労大臣にお伺いいたします。

このインド変異株は、しっかりと科学をベースにして封じ込める必要があります。そのために、濃厚接触者よりも広い範囲で徹底的にゲノムシークエンスと追跡を行う必要があると考えています。ゲノムシークエンスは国立感染症研究所が中心となって行っていますが、公的機関だけではなく、検査会社やベンチャー企業の力も総動員すべきです。こういったことが、新たな技術を生み、産業競争力強化にもつながります。

現在、ゲノムシークエンスは陽性者の何％行っているのでしょうか。また、経産省はその数字を上げるために産業界にどのような働きかけをしたのでしょうか。さらに、本法律案にはバイオの分野の遅れを取り戻すための施策は盛り込まれているのでしょうか。経産大臣にお伺いします。

昨年、五万社以上が休廃業や倒産に追い込まれています。持続化給付金や家賃支援給付金などの政府支援策が終わった中、今後、経営環境は厳しさを増す可能性が指摘されています。

私たちは、一か月以上前に、事業規模に応じた持続化給付金の再給付に関する議員立法を提出しています。厳しい事業者を支えるために、一刻も早く法案審議をすべきではないでしょうか。

一方、政府は休業要請に応じた東京・銀座の百貨店に一日二十万円の協力金を支払うと聞いていますが、これは冗談でしょうか。

本法案にはMアンドAを行いやすくするための施策が幾つも盛り込まれていますが、政府は、コロナで苦しんでいる企業を支えるのではなく、MアンドAを推し進めようとしているのではないでしょうか。

今回の緊急事態宣言の発出に対する事業者支援の具体的な内容と財源、支給の開始日を経産大臣にお伺いします。

ワクチンは経済を正常化するための切り札の一つです。しかし、今の日本の接種状態は、ＯＥＣＤ諸国で断トツの最下位と聞いています。なぜこうなってしまっているのでしょうか。ワクチン接種が遅れれば、それだけ経済の回復も遅れることになります。

日本は、国産のコロナワクチンの開発ができていません。ファイザー社のワクチンはＲＮＡワクチンという新しいタイプのワクチンでありますが、ビオンテック社というドイツのバイオベンチャーが作りました。また、米国のバイオベンチャーであるモデルナ社も、同様のＲＮＡワクチンを開発しました。これらは、簡単にできたわけではなく、しっかりしたバイオテクノロジーの基礎研究が基にあって達成されています。

例えば、このワクチンはＲＮＡでできていますが、ＲＮＡは体の中で不安定なので薬にはならないと言われていました。そのため、ＲＮＡの安定性を上げる、たんぱく質の製造効率をアップし、そして細胞内に入りやすくするなど、多くの基礎研究を粘り強くやってきた結果、このワクチンができたのです。また、モデルナ社は、約十年間で二千五百億円の規模の資金を集めて研究開発を進めています。日本には、まだまだこのようなベンチャー企業を支えるための環境が整っていません。

日本のベンチャー企業をバックアップするために産業革新投資機構がありますが、三年ほど前の経産省とのトラブルで、田中社長始め九人の役員が辞任しました。そして、長期間の間、投資ができない状態になっていました。

これはベンチャー企業にとって大きなマイナス要因だったと思いますが、産業革新投資機構が現在しっかりと機能しているのか、現状について御説明ください。また、本法案には産業革新投資機構の強化について盛り込まれているのでしょうか。経産大臣にお伺いします。

私たち政治家は、自分たちの世代のことだけを考えるのではなく、子供たちのために、未来の日本に対しても責任ある行動を取る必要があります。

地球温暖化の問題は深刻さを増しており、もはや気候変動ではなく、気候危機と言われるようになりました。私たちは、以前から、原発ゼロとと

厚生労働省としては、引き続き、変異株に関する情報収集、水際対策の強化や監視体制の強化など、感染拡大防止対策を徹底してまいります。（拍手）

○議長（大島理森君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党・無所属クラブの浅野哲です。

産業競争力強化法等の一部改正案について質問します。（拍手）

まず、先日の気候変動サミットで、二〇三〇年までの温室効果ガス排出量削減目標として、二〇一三年度比マイナス四六％を目指すこと、さらに、五〇％への上積みを図ることが表明されました。この四六％という数字の根拠を教えてください。

本改正案は、炭素生産性を高める設備投資への優遇税制を創設する内容ですが、中小企業は炭素生産性の評価自体が難しい現状があります。まずは、全ての事業者が炭素生産性を評価できるような環境整備や支援体制の整備が必要と考えますが、見解を伺います。

また、二〇三〇年の排出削減目標が大幅に引き上げられたことを受けて、本改正内容についても見直す必要があるか、認識を伺います。

ＤＸ投資促進税制について、取締役会等での意思決定を要件とすることは、経営変革に向けた責任の所在を明確化するものであり、評価します。一方、クラウド技術の活用を要件としていることについては、疑問です。そもそも、この場合のクラウド技術とは何を指すのでしょうか。

昨年十二月に作成された「ＤＸレポート２　中間取りまとめ」で指摘されているように、ＤＸの本質は、経営情報の見える化の先にある経営改革と生産性改革です。本改正案においては、クラウド技術の活用ではなく、企業変革に資するデジタル情報活用技術などと、より包括的な概念とすべきではないでしょうか。

また、三年前に施行され、本年三月に廃止されたＩｏＴ税制の認定件数が二百十件しかなかったことを踏まえると、計画認定を前提とした本改正内容が産業現場の脱炭素化やＤＸ促進を後押しする制度となるか、疑問です。これらの税制の利用数をどのように増やしていくか、伺います。

本改正案は、三年前に創設された規制のサンドボックス制度を恒久化する内容ですが、本年二月時点では認定実績が十九件しかなく、なぜ恒久化の判断に至ったのか、分かりません。本制度により規制が見直された事例や今後の規制見直しが期待される分野を教えてください。

経営力向上計画において、債務保証などのインセンティブを規定した上でデューデリジェンスに関する情報を記載できるようにしたことは、評価いたします。しかし、利用されなければ意味がありません。実際、経営力向上計画を作成した中小企業は昨年末時点で全体の三・二％しかないことを踏まえ、経営力向上計画やデューデリジェンスの重要性を一層周知することが必要と考えますが、見解を伺います。

同様に、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画についても、昨年末時点での作成率は〇・六％しかないことを踏まえ、今後どのように対応するか、伺います。

本改正により、適正な下請取引を示す振興基準の例示に発注書面の交付が明記されることは、評価します。しかし、そもそも、下請法第三条において、親事業者には書面交付の義務が課せられているはずです。まずは下請法に基づく事業者への監督指導の強化で対応すべきではないでしょうか。本改正の必要性について御説明ください。

また、新設される認定下請中小企業取引機会創出事業者は、親事業者と下請事業者の間を仲介する役割を担いますが、自由かつ公正な取引を阻害するおそれはないのでしょうか。認定事業者による取引の透明性や公正性の確保は、いかに実現しますか。教えてください。

昨年六月に、ＩＭＤ、国際経営開発研究所が公表した世界競争力年鑑において、日本の国際競争力は過去最低の三十四位とされました。私は、この国の競争力低下に強い危機感を抱いております。

本法律を所管する経済産業省には、日本の競争力強化に対してより一層の使命感と緊張感を持って対応いただくことを強く求めるとともに、私自身も、産業現場で技術開発を担当していた当事者として、日本が再び競争力を取り戻すために全力を尽くすことをお誓い申し上げ、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

○国務大臣（梶山弘志君）　浅野議員からの御質問にお答えをいたします。

二〇三〇年温室効果ガス削減目標についてお尋ねがありました。

先週、総理から、二〇五〇年目標と整合的で野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四六％削減することを目指す、さらに、五〇％の高みに向けて挑戦を続けていくことが表明されました。

二〇三〇年に向けては、これまでも、総合資源エネルギー調査会や、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合等において、二〇五〇年カーボンニュートラル目標を踏まえた議論が進んでおります。

例えば、エネルギーの分野では、二〇三〇年における省エネ量の深掘りの見通しや再エネの導入拡大量の見通しなどの議論を進めており、こうした点も踏まえつつ、二〇五〇年目標と整合的かつ野心的な目標として、総理が決断されたものと考えています。

今後、新たな目標に向けた施策を具体化すべく、検討を加速してまいります。

炭素生産性の評価支援についてのお尋ねがありました。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制では、よりＣＯ²を排出せずに収益を伸ばすことを表す指標である炭素生産性について、その向上につながる設備投資を対象としています。

炭素生産性の計算は、一年に一回は必ず作成される決算書の記載内容と省エネ法の定期報告の内容のみで簡単に計算できることを念頭に置き、申請者の負担がなるべく増えることがないようにしております。

また、これまで自社のＣＯ²排出量を把握したことがないような、エネルギー使用量の少ない企業に対しては、ＣＯ²排出量を簡単に算定できる計算ツールを提供し、利用しやすい税制とすることを検討しています。

このほか、分かりやすい広報はもちろんのこと、利用者視点に立って、中小企業にとっても分かりやすく使いやすい税制措置となるように設計をしてまいります。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直しの必要性についてお尋ねがありました。

本税制では、炭素生産性の目標を三年以内に最大一〇％以上向上させることを要件としています。また、税制の措置内容として、最大一〇％の税額控除等を設けています。

これらの要件及び措置内容は、非常に高い水準であり、今般の二〇三〇年目標を踏まえても十分なものと認識をしており、現時点で見直す必要はないものと考えております。

ＤＸ投資促進税制の要件についてお尋ねがありました。

ＤＸ投資促進税制では、インターネット等を介してデータの処理、保管等のＩＴサービスが他社から提供される技術をクラウド技術と位置づけ、その活用を税制適用の一つの要件としています。

他方で、ＤＸの本質は、単にＩＴシステムを各部門に導入することではなく、デジタル技術を活用して、新商品、サービスの開発や新たな生産、

販売方式の導入による市場拡大の取組などであると認識をしております。

こうした観点から、本税制では、クラウド技術の活用といった要件に加えて、経営戦略と連動したデジタルトランスフォーメーション計画の策定や、一定以上の生産性向上といった企業変革要件を設けることで、デジタル化の先にある経営改革や生産性改革を促すこととしております。

カーボンニュートラル投資促進税制やＤＸ投資促進税制の税制の利用をどのように増やしていくかについてお尋ねがありました。

税制の活用に当たっては、炭素生産性の目標を三年以内に一〇％以上向上させることなどを要件としており、要件に合致しているかを確認するため、所管大臣が事前に本法案に基づく計画を認定する制度としております。

御指摘のとおり、税制の利用件数を伸ばすことが重要と認識をしており、計画の認定申請の利便性や迅速性を確保するため、オンラインによる申請も可能とし、事業者が迅速かつ円滑に本制度を活用できるよう、各業界団体を始め、事業者への説明も積極的に行っていくことで、税制の積極的な活用を促してまいります。

規制のサンドボックス制度についてお尋ねがありました。

本制度は、これまで、二十件の認定が行われ、百三十九の事業者が実証に参加をしております。

この実証の結果、電動キックボードに関する道路交通法関係省令等の特例措置の整備等が実現をし、さらに、本法案においても債権譲渡の通知の電子化に関する民法等の特例措置が盛り込まれるなど、実際に規制改革が実現をしております。

規制のサンドボックス制度の活用により、今後、フィンテックやＩｏＴなど幅広い分野において、更なる規制の見直しが進んでいくことが期待できると考えております。

経営力向上計画及びデューデリジェンスの必要性の周知についてお尋ねがありました。

委員御指摘のとおり、本法案において措置する金融支援や関連する税制などの支援策が多くの中小企業に行き渡ることが重要です。このため、商工会、商工会議所などと連携し、関連する支援策のセミナーを開催するなど、経営力向上計画の周知徹底、利用促進に一層取り組んでまいります。

また、デューデリジェンスを含めたＭアンドＡの基本的な事項などを示した中小Ｍアンドガイドラインや、具体例を漫画も交えて解説をした中小ＭアンドＡハンドブックについて、中小企業支援策のポータルサイトなどを通じて積極的に発信してまいります。

事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画についてお尋ねがありました。

従来の中小企業等経営強化法では、中小企業と連携して事業継続力強化に取り組む中堅企業に対する支援措置が講じられていませんでした。このため、本法案では、このような中堅企業に対して、災害発生時の金融支援措置を講ずることにより、中堅企業が牽引する形での事業継続力強化を促すこととしております。

また、事業継続力強化を促進するためには、中小企業が災害発生リスクを正確に理解することが必要です。このため、本法案では、地方自治体がハザードマップ等を活用して行う、中小企業に対する災害リスクの周知を後押しすることとしております。

本法案の措置に加えて、普及啓発を目的としたシンポジウムの開催や計画の策定支援のための専門家派遣等も行うことにより、中小企業の事業継続力の強化を総合的に推進してまいります。

下請振興法改正の必要性及び認定下請中小企業取引機会創出事業者についてお尋ねがありました。

規制法である下請代金法は、下請振興法と比較して、対象となる取引が限定的であります。このため、今回の法案では、より多くの取引を対象とする下請振興法を改正し、振興基準に定める事項として発注書面の交付を明記することで、下請取引の一層の適正化を図ることとしております。

また、認定下請中小企業取引機会創出事業者の認定に際しては、中小企業者の不利益となる価格設定を行わないことを確認するとともに、二年ごとの認定の更新や基準に適合しなくなった場合の取消しなど、取引の透明性や公正性を確保するための措置を講じてまいります。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（大島理森君）　本日は、これにて散会いたします。

午後二時七分散会

出席国務大臣

外務大臣	茂木　敏充君	
厚生労働大臣	田村　憲久君	
経済産業大臣	梶山　弘志君	
国土交通大臣	赤羽　一嘉君	
環境大臣	小泉進次郎君	
国務大臣	麻生　太郎君	
国務大臣	河野　太郎君	
国務大臣	西村　康稔君	

出席副大臣

経済産業副大臣	長坂　康正君	

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自然公園法の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

（報告書及び文書受領）

一、去る二十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和二年度中小企業の動向」に関する報告

中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「令和三年度中小企業施策」についての文書

小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和二年度小規模企業の動向」に関する報告

小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和二年度小規模企業施策」についての文書

一、去る二十三日、内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部長菅義偉君から、次の報告書を受領した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の報告

（理事補欠選任）

一、去る二十三日、厚生労働委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　田畑　裕明君（理事菅原一秀君去る二十三日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任		
長尾　敬君		
牧島かれん君		
松本　洋平君		
宮崎　政久君		
吉川　赳君		
補欠		
渡辺　孝一君		
工藤　彰三君		
高村　正大君		
八木　哲也君		
深澤　陽一君		

2021年2月2日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　生活に困窮する世帯への支援について

2021.2.2（Tue）議院運営委員会（緊急事態宣言の期間延長）

現状・課題意識

●政府はコロナ禍の影響で生活に困窮する世帯への支援として緊急小口資金と総合支援資金の制度を設置。

●総合支援資金について支給期間別の利用件数は以下。

3か月：５４５，２０１ 6か月：２６２，２８１　※単位（件）

●国民民主党で実施したパブリックコメントにおいても貸付枠の拡大を求める声が多数あり。支援の拡充が急務。

委員会での浅野の発言要約

「約半数の方々が最大限の枠（6か月）を使われており、生活に困窮する世帯からのニーズが非常に多い。貸付期間をさらに3か月～6か月延長し、支援を拡充すべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ご指摘を踏まえ、しっかりと受け止めさせていただく。」

要望が実現へ

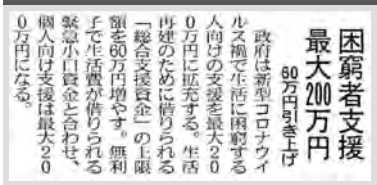

困窮者支援 最大200万円
60万円引き上げ

政府は新型コロナウイルス禍で生活に困窮する人向けの支援を最大200万円に拡充する。生活再建のために借りられる「総合支援資金」の上限額を60万円増やす。無利子で生活費が借りられる緊急小口資金と合わせ、個人向け支援は最大200万円になる。

（2021.2.3　日本経済新聞　朝刊）
https://www.nikkei.com/article/DGXZQODF022AW0S1A200C2000000/

新型コロナウイルス緊急事態宣言　ホテル療養に伴う事業者への支援について

2021.2.2（Tue）議院運営委員会（緊急事態宣言の期間延長）

現状・課題意識

●療養において、ホテルを借り上げる場合、1室あたり13，100円／日が上限として補助される。

●他方、重症者用のベッドを確保した医療機関には一床あたり最大1，950万円の補助がある。

委員会での浅野の発言要約

「ホテル従業員の方々も健康不安を抱えながら対応している。医療機関と同じようにインセンティブを強化すべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「13，100円／日を超える費用については地方創生臨時交付金の対象としている。こうした支援を通じて宿泊療養施設の確保に万全を期していく。」

西村国務大臣

2021年2月2日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

中小事業者に対する支援（一時金）について

2021.2.2（Tue）議院運営委員会（緊急事態宣言の期間延長）

現状・課題意識

●政府は緊急事態宣言により影響を受けている中小事業者を対象に、法人は40万円個人事業者は20万円として一時金の支給を決定。

●対象地域は緊急事態宣言発令地域とステージ4に向けて感染が拡大している非発令地域。

●特措法※で新たに、「まん延防止等重点措置」が新設されるが支給対象に含まれるかどうか定まっていない。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案

委員会での浅野の発言要約

「特措法で新設される、『まん延防止等重点措置』の対象となった中小事業者についても一時金支給の対象とすべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「1月または2月の売上が前年比50％減の要件を満たせば地域や業種を問わずに対象となる。詳細については現在、経産省で検討している。」

西村国務大臣

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第七号

令和三年二月二日（火曜日）

午後四時開議

出席委員

委員長　高木　毅君
理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君
理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君
理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君
理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君
理事　佐藤　英道君
武井　俊輔君　武部　新君
深澤　陽一君　伊藤　俊輔君
塩川　鉄也君　遠藤　敬君
浅野　哲君

議長　大島　理森君
副議長　赤松　広隆君
内閣総理大臣　菅　義偉君
国務大臣　西村　康稔君
事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

二月二日

辞任　補欠選任
木村　次郎君　深澤　陽一君

同日

辞任　補欠選任
深澤　陽一君　木村　次郎君

同日

理事丹羽秀樹君及び大塚高司君同月一日委員辞任につき、その補欠として井上貴博君及び井野俊郎君が委員長の指名で理事に選任された。

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更の事前報告に関する件
次回の本会議等に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。

まず、理事の補欠選任についてでありますが、理事丹羽秀樹君及び大塚高司君がそれぞれ委員を辞任されました。

よって、委員長は、後任の理事に、井上貴博君及び井野俊郎君を指名いたしましたので、御了承願います。

○高木委員長　この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について、菅内閣総理大臣及び西村国務大臣からそれぞれ事前報告を聴取いたします。菅内閣総理大臣。

○菅内閣総理大臣　まず冒頭、緊急事態宣言の下、深夜まで会食をし、かつこれを明らかにしなかったことを受け、昨日、田野瀬太道文部科学副大臣を更迭いたしました。

また、自民党においては、松本純議員、大塚高司議員、田野瀬議員に離党勧告を行い、この三名は離党をいたしました。

国民の皆さんに御苦労をおかけしている中にあって、政治家は率先して範を示すべきところ、こうした行動はあってはならないことであり、極めて遺憾であります。私からも国民の皆さんに心からおわびを申し上げます。いま一度、身を引き締め、新型コロナ対策に全力を尽くしてまいります。

本年一月七日、緊急事態宣言を発出し、政府と各都府県が一丸となって対策を進め、国民の皆さんにも御協力をいただきました。この結果として、全国の新規感染者数は減少傾向にありますが、今後もこの減少傾向を継続させ、入院者数、重症者数を減少させる必要があります。

本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、感染の状況や医療提供体制等を総合的に勘案した上で、緊急事態宣言の一か月の期間延長及び緊急事態宣言を実施すべき区域を十都府県に変更する公示案について御了解をいただいたところであります。詳細は担当大臣から説明させますが、本日、政府対策本部を開催し、決定したいと考えております。

今後とも、国民の皆さんの命と暮らしを守ることを第一に、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

○高木委員長　次に、西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本年一月七日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の四都県を対象とし、期間を一月八日から二月七日までとして緊急事態宣言を発出し、一月十四日から二月七日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の七府県を追加いたしました。

その後、国民の皆様にも御協力をいただき、政府と各都道府県が一体となって対策を進め、栃木県については、新規感染者数が人口十万人当たり十五人を下回る水準であり、病床使用率も低下傾向となっていることから、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められます。その他の十都府県の新規感染者数も減少傾向でありますが、医療提供体制が厳しい状況が続いていることから、緊急事態措置を引き続き実施し、新規感染者数の減少傾向を確かなものとし、医療提供体制の負荷を軽減する必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更の公示案について御了解をいただいたところであり、これを受け、この後、政府対策本部を開催し、栃木県を除外し、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の十都府県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を令和三年三月七日まで延長したいと考えております。

今後とも、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大防止を最優先に、取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。福田達夫君。

○福田（達）委員　自由民主党、福田達夫でございます。

まずは、新型コロナウイルスによりまして命を落とされた皆様に心からの御冥福をお祈り申し上げ、また、この瞬間も社会のあちらこちらでしっかりとこの社会を支えられている皆様、医療関係者、介護、福祉若しくは保育、教育、そういう方々に心からの感謝を申し上げたいと思います。

こういう誰もが思いを一つにしてしっかりと乗り越えないといけないこの時期におきまして、我が党所属の議員が国民感情とかけ離れたそういう行動を取ったことに対しまして、与党の一員として国民の皆様に深くおわびを申し上げたいと思います。

本日の質問は、全て西村大臣にお願い申し上げたいと思います。まとめて申し上げますので、最後にお願い申し上げます。

先ほど、菅総理、西村大臣からお話がありましたとおり、医療体制などはまだ気の抜けない状態

に陥ると思うんです。その中で、いかにこのセーフティーネットをつくって国民に安心をお届けするかということは、もう政府の、我々議員も同じですけれども、与野党一緒になってやっていくべきだと思っています、皆さん一緒だと思いますけれども。

それで、根本的な話なんですけれども、このコロナ禍にあって、海外から商品とか生活必需品とかいろいろなものが来ておりますけれども、転換期として、是非、政府を挙げてやっていただきたいのは、メイド・イン・ジャパンですね。日本製のものをいかにこの転換期の中でつくり上げていくか、内需をいかに回していけるかというのが、大きな、こういうときにやっていく、過渡期だと思うんです、これも西村大臣のコメントだと思いますけれども、是非そういうことも考えていただけないかというのが我々の要望であります。

○西村国務大臣　まず、御指摘の、飲食店の方も大変厳しい状況ですけれども、それ以外の方々も厳しい状況にありますので、今回の延長も踏まえ、これまでの対策をしっかりと講じると同時に、経済への影響、経営への影響などを注視しながら、機動的に必要な対策を講じていきたいというふうに考えているところであります。

その上で、御指摘のように、国内で生産をしていくこと、これも、特に医療物資など、非常に大事なことであります。既に、サプライチェーン補助金、一次補正で二千二百億円、予備費で八百六十億円を追加して、これまでも国内生産に取り組んできているところでありますし、さらに、今般成立をいたしました二次補正でも二千百億円を措置しております。

御指摘のように、必要なものを国内でしっかりと確保できる体制、引き続き、全力を挙げてつくっていきたいというふうに考えております。

○遠藤(敬)委員　まさにマスクがそうであったように、できるだけ、こういうときだからこそ、日本製、メイド・イン・ジャパンを国内で回していくということに少しでも貢献できたらな、こういうときだからこそ、是非お願いをしたいと思います。

あと、西村大臣にお伺いしますけれども、明日参議院で特措法が通った場合、前回私お伺いしましたけれども、公布日から十日間とおっしゃいましたけれども、正確には何日からでしょうか。

○西村国務大臣　法律案におきまして、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとしております。

採決の後、速やかに公布できるように手続を進めたいと考えております。

○遠藤(敬)委員　十日間ということなので、罰則の規定も含めてそこからスタートになると思うんですけれども、是非、国民の皆様に、そういう期日もはっきりと早めにお知らせをいただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、緊急事態宣言の中で、この特措法の改正によって、各知事のまた権限が多少なりとも強くなると思うんですけれども、時短営業等の変更等は首長の権限でできるのでしょうか。

○西村国務大臣　私ども、基本的対処方針で大きな方針はお示しをしております。それに基づいて、それぞれの知事が、感染状況やあるいは病床の確保の状況、こうしたものを踏まえて、最終的には知事がその下で判断をして措置をしていくことになります。

仮に解除した後も、一遍に全部そうした制限、要請をなくすことではなく、再拡大しないように段階的に解除していくこととしておりますけれども、最終的には知事の判断で措置を講じていくことになります。

○遠藤(敬)委員　ありがとうございます。終わります。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

与党議員のさきの行動に国民の怒りは沸点に達しております。私も言いたいことは山ほどありますけれども、今日は五分しかありません。緊急事態宣言に的を絞って質問させていただきますので、是非、正面から御答弁をいただきたいと思います。

まず最初、総理にお伺いします。

緊急事態宣言の対象期間は、当初、一か月とされておりました。結果として緊急事態宣言の解除には至らなかったわけですけれども、何が原因だと考えていらっしゃいますか。

そして、これまでの一か月とこれからの一か月、何を変えようと思っているのか、国民が何を意識しなければいけないのか、その点について御答弁をお願いいたします。

○菅内閣総理大臣　まず、緊急事態宣言当初、一か月と申し上げました。そのことは、専門家の皆さんから、判断をするのに一か月ほど必要だという御意見もありました。そういう中で一か月という判断を私は下したわけであります。

そして、今日の状況でありますけれども、これは、東京都を始め、全国の感染者数が、この宣言をした後に極めて減少しているということが、手に取るように分かるぐらいに減少をしてきております。これは、この宣言の中で、飲食を中心とする、的を絞って宣言をし、国民の皆さんに協力をお願いしてきた、そのことが効果を上げていることだろうというふうに思います。

そういう中で、このコロナ感染というものをとにかく収束に近づけていく、持っていくためには、やはりもう一度ここで一踏ん張りをして、国民の皆さんから御協力をいただいて減少させていく、そういう判断が必要だと考えました。

今の対策を徹底して、そして速やかに解除できるようにしていきたい、そういうふうに思っています。そういう思いの中で、更に一か月をお願いさせていただいているところであります。

○浅野委員　国民の皆様と一緒に踏ん張りたい、そういう思いがありましたけれども、ここからは西村大臣に、それならば、是非、政府にも踏ん張っていただきたい、その思いで、三つの提案をさせていただきます。

一つ目は、我々国民民主党が国民の皆様から意見を募集したところ、二千件以上の意見が寄せられています。その中で、総合支援資金の貸付枠の拡大を求める切実な思いが多くありました。

現在は、最長六か月、最大百二十万円まで借入れができるんですけれども、これまでの約五十四万五千人の申請者のうち、既にその半分の方々が最大限の枠を使われています。今、これからまだ更に延長される中で、更に三か月から六か月延長することを我々は提案してきましたけれども、最近、政府の中でも検討がされていると伺いました。この点について状況を教えていただきたい、これが一点目。

二つ目は、重症者用のベッドを確保した医療機関には、一床当たり最大で千九百五十万円の補助が出ますけれども、ホテル療養については一日最大一万三千百円の借り上げ費用補助しかありません。これから入院拒否に対する対応も法改正の中に含まれておりましたが、この入院拒否を予防するためにも、ホテル従業員も健康不安を抱えながら対応している状況もありますので、ホテル側へのインセンティブ強化を提案したいと思います。

最後、三点目、現在検討されている一時金について。

こちらは、今回、蔓延防止等重点措置という新しい制度も検討がされておりますが、この蔓延防止等重点措置の対象となった事業者もこの一時金の対象にはならないのか。

是非、その三つ、大臣にはお答えをいただきたいと思います。

○西村国務大臣　まず、緊急小口資金、総合支援資金についてでありますけれども、これまで、両方合わせまして最大百四十万円までの貸付けを行っているところであります。御指摘の点につきましては、しっかりと受け止めさせていただきます。

そして、二点目の宿泊療養施設の確保についてでありますけれども、御指摘のように、一室一日一万三千百円を上限に、一棟単位で借り上げるこ

とを基本に借り上げ費用を補助しております。加えて、この補助限度額を超える費用については、新型コロナウイルス感染症のいわゆる一般の地方創生臨時交付金、この対象とすることが可能であります。こうした支援を通じて、宿泊療養施設の確保に万全を期してまいりたいと思います。

そして、最後、新たな一時金でありますけれども、御指摘のように、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動自粛による厳しい影響を受け、一月又は二月の売上げが前年比五〇％以上減少した中堅・中小企業に対して支給するということでありますので、要件を満たせば、地域や業種を問わず、幅広く対象となります。

詳細は、現在、経済産業省においてその制度を具体化する中で詰めの作業を行っているところであります。

いずれにしましても、必要な人に必要な支援がしっかり届くように努めてまいりたいと思いますし、三・八兆円の予備費の活用も含めて、様々な状況を注視しながら、必要な支援を機動的に講じていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　是非、政府の踏ん張りを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

○高木委員長　次に、次回の本会議及び委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。

なお、来る四日木曜日午前十一時から理事会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

2021年2月12日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言 重点措置※における事業者への支援について

2021.2.12（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置について）

※2月１３日から施行される新型インフル特措法で新設される措置

現状・課題意識

●政府は一時金の支給額を法人60万円、個人事業者30万円に増額するも、対象は緊急事態宣言発令地域に起因する事業者に限定されている。

●時短要請に対する協力金についても、従業員を多く抱える大規模店にとっては十分な額とは言えない。

●2月13日から特措法が施行されるが、重点措置における支援内容が未だ決定しておらず、早急な策定が必要。

委員会での浅野の発言要約

「一時金制度の対象に、重点措置の要請を受けた事業者を対象にすべきだ。
また、協力金についても一律給付ではなく、経営への影響度合いに応じた支援を行うべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「必要な支援策となるよう、経営への影響度合いなども勘案しながら、不断の検討を進めていく。」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言 アフターコロナに備えた事業者への支援について

2021.2.12（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置について）

現状・課題意識

●米国では中小事業者支援策として「給与保障プログラム（PPP）」を実施。一定の条件を満たせば2．5カ月分の運転資金の返済が免除される。

●日本の雇用調整助成金制度は、あくまでも企業が支給した休業手当に対する事後的な助成のため、この間に資金繰りに行き詰まる懸念あり。

●米国の支援策は格段に迅速かつ強力であり、日本でも同様の対策が必要。

委員会での浅野の発言要約

「アフターコロナに備えた事業者への支援として、米国と同様の支援策の導入を強く求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「PPPについて、複数の経済学者の研究では雇用維持の効果が限定的ではないかという指摘もある。我々も引き続き、研究を重ねていく。」

西村国務大臣

第二百四回国会
衆議院

議院運営委員会議録　第九号

令和三年二月十二日（金曜日）
午後五時三十分開議

出席委員
委員長　髙木　毅君
理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君
理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君
理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君
理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君
理事　佐藤　英道君
高村　正大君　武部　新君
本田　太郎君　山内　康一君
塩川　鉄也君　藤田　文武君
浅野　哲君

議長　大島　理森君
副議長　赤松　広隆君
国務大臣　西村　康稔君
事務総長　岡田　憲治君

委員の異動
二月十二日
辞任　補欠選任
武内　則男君　山内　康一君
遠藤　敬君　藤田　文武君
同日
辞任　補欠選任
山内　康一君　武内　則男君
藤田　文武君　遠藤　敬君

本日の会議に付した案件
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の報告に関する件

○髙木委員長　これより会議を開きます。
この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について、西村国務大臣から報告を聴取いたします。西村国務大臣。
○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。
政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、蔓延防止等重点措置の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、本年二月三日に成立いたしました。これにより、改正された法の施行日は二月十三日とされております。
改正法の施行を踏まえ、本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、蔓延防止等重点措置の創設等を受けた基本的対処方針の変更案について御了解をいただいたところであり、この後、政府対策本部を開催し、基本的対処方針を変更したいと考えております。
蔓延防止等重点措置は、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込むことで、全国的かつ急速な蔓延を防ぐことを目的としております。
蔓延防止等重点措置の実施に当たっては、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制、公衆衛生体制に支障が生じるおそれがあると認められる事態が発生していることを踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断いたします。
また、都道府県がステージ3相当の対策が必要な地域において、感染が減少傾向であっても、当該都道府県の特定区域において感染水準が高く又は感染が拡大しているなど、感染の再拡大を防止する必要性が高い場合等においては、同様に判断していきます。
さらに、蔓延防止等重点措置の終了に当たっては、都道府県の感染及び医療提供体制、公衆衛生体制の逼迫の状況を踏まえて、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断いたします。
蔓延防止等重点措置を実施すべき区域である重点措置区域においては、都道府県知事が定める期間、区域及び業態において、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底することとします。重点措置区域である都道府県においては、一定の業態に対する営業時間の短縮の要請、業種別ガイドラインの遵守の要請、営業時間の変更を要請した時間以降、当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと等の取組を行います。
政府は、地方創生臨時交付金に設けた協力要請推進枠により、営業時間短縮要請等に係る協力金の支払いを行う都道府県を支援します。
なお、蔓延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、要請に十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努めます。
罰則、過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないよう、慎重に運用いたします。
以上、附帯決議を踏まえながら、蔓延防止等重点措置を有効に活用しつつ、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大防止を最優先に、取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。
○髙木委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。井野俊郎君。
○井野委員　自由民主党の井野俊郎でございます。
早速でございますけれども、先ほどの蔓延防止措置について質問をさせていただきます。
緊急事態宣言を受け、現下、足下の状況においては、コロナの陽性者数は減少傾向にあるものと考えております。しかしながら、残念ながら、医療提供体制は逼迫状況にあると言えます。
この新型コロナについてでありますけれども、日本は、諸外国に比べて、致死率、死者数は共に比較的低い傾向といいましょうか、状況にあるのかなというふうに考えられます。
こういった新型コロナとの戦いももうこれで一年になりますけれども、これまでの知見からしますと、高齢者であったり基礎疾患のある方が比較的重症化しやすいという知見も得られているというふうに考えられます。
他方で、若年者、若しくは基礎疾患のない健康な方については、比較的症状も安定しており、それほど医療提供をする必要といいましょうか、そういった、トリアージといいますか、そういう意味では、それほど、必要ないとは言いませんけれども、ある程度、重症化しやすい、リスクの高い方を重点的に我々は医療提供をしていかなければならないのではないかというふうに考えられるところであります。

更なるバックアップをよろしくお願いしたいと思います。

それから、最後に一問だけ。

大阪では、休業要請時に支援金、協力金をお配りしている、この六万円、四万円というのがあるんですけれども、六万円なり四万円であったとしても、この不公平感、規模の大小によってあるというのは、これはずっと国会でも取り上げられてきました。

なので、大阪では、家賃見合いで少し上増しして補助したいという意向が今示されているわけでありますけれども、この場合、やはり財源のところが問題になってきます。これは、国のバックアップや財政の支援、是非ともプラスアルファでやっていただきたいと思いますが、この支援の在り方について御見解をいただけたらと思います。

○西村国務大臣　まず、今、一日最大六万円、月額換算で最大百八十万円の協力金、それを国が八割バックアップをして行っているところでありますけれども、この六万円も、実は都道府県の判断で、規模が小さなところは三万円にするとか四万円にするとか、いろいろ可能なんですが、やはり執行の迅速性ということも考えて、どこの都道府県も一律で六万円ということで行われております。

その上で、一兆円の地方創生臨時交付金を配分させていただいておりますので、これを是非うまく活用していただいて、これは感染状況も加味して、大阪府、大阪市、それぞれ、そして市町村にも配分させていただいていますので、うまく活用していただければというふうに考えております。

その上で、さらに、まさに経営への影響の度合い、公平性、円滑な執行、これも含めて、引き続き、私どもも検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○藤田委員　ありがとうございます。終わります。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

よろしくお願いいたします。

私も、これまで指摘のありました事業者の支援について今日は集中して質問をさせていただきたいと思います。

まず、先日、九日に閣議決定された政令を見ますと、蔓延防止等重点措置の適用要件、あるいは事業者へ要請できる措置の内容を見てみますと、都道府県独自で緊急事態宣言を出している地域において、既に同様な取組が第二十四条の規定の範囲内で行われているというふうに認識をしております。

こうした背景から、蔓延防止等重点措置が適用になったから何らかの追加的な支援というふうになることに対して、多少不公平感の声が上がるのではないかというふうに懸念をしております。

そこで、最初の質問ですけれども、今回の法改正で新たに定められた事業者への支援に関する規定、第六十三条の二がございますが、ここには、蔓延の防止に関する影響を緩和し、そして、国民生活、国民経済の安定を図ることが目的とされています。

この考え方に基づけば、影響を緩和するわけですから、事業者が受けた影響がある程度同様であれば、どの措置が適用になっていたとしても同じような支援を行うべきではないか、そのように考えるわけですけれども、政府の見解をまず伺いたいと思います。

まとめて質問してしまいますが、二問目は、先日の十日の予算委員会の中で、西村大臣御自身が、蔓延防止等重点措置の影響を受ける事業者への支援について、経営への影響の度合いが異なることに言及をした上で、適切に対処をしたい、対応したい、そんな御答弁をされておりました。この発言の趣旨というのは、同措置によって事業者が受けた影響の度合いに応じた支援を行う意思は政府にはあるというふうに理解をしてよいのかどうか。これが二問目の質問になります。

続いて、三問目になりますが、私たち国民民主党は、これまでも、玉木代表を始め、アメリカが既に行っているＰＰＰ、ペイチェック・プロテクション・プログラムのような制度を日本でも導入すべきではないかというふうに主張してまいりました。

先日、大臣の答弁の中で、検討はしているということだったんですが、雇用を守ることに関しては雇用調整助成金があります。ただ、今事業者が求めているのは、当面の運転資金を確保しつつ、次の、アフターコロナに備えた業態転換、事業改革を行う体力、一時的な体力が欲しいという方々も大変多くいらっしゃいまして、是非とも検討いただきたい。これはお願いでございますが、これが三問目です。

最後、四問目になりますが、今回、一時金制度についても検討がされております。ただ、現状、政府からの発表内容を見ますと、緊急事態措置の影響を受けた事業者若しくはそれによって外出自粛の影響を受けた事業者というのが対象になっておりますが、是非ここに蔓延防止等重点措置の要請を受けた事業者も対象に加えていただきたい。これが今、現場から強く出ている声だと我々は思っておりますので、是非、この四問に御答弁をお願いいたします。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

まず、事業者への支援、具体的な支援措置につきましては、その時々の感染症の蔓延状況、あるいは、社会あるいは経済情勢によっても随時変わってくるものというふうに思っております。また、都道府県知事から要請される措置内容、それにもよってくるんだろうというふうに思っております。

いずれにしましても、時間短縮要請のその内容とか、あるいは御指摘ありました経営への影響の度合い、これをしっかり勘案して、そして、これも御指摘いただきました公平性の観点、それと併せて円滑な執行の観点、こうしたことも配慮しながら、要請に十分な理解をいただけるような必要な支援策を講じていきたいというふうに考えております。

蔓延防止措置の際にどういった支援策を行うかは現在検討中でございまして、今申し上げたような必要な支援となるように引き続き検討していきたいと思いますし、関連の事業者につきましても、協力金の在り方と同様、必要な支援となるよう引き続き検討を進めていきたいと考えております。

最後に、アメリカのＰＰＰでありますが、私どもも研究を重ねております。その中で、課題としては、審査を物すごく簡素化していますので、四千億円以上の不正受給があったり、あるいは、対象期間中に従業員の方を一旦解雇して、申請時に人数をまた戻すといったようなことも行われているようでありますし、複数の経済学者の研究では、雇用維持の効果が限定的ではないかということも指摘をされております。それと、御指摘ありましたように、雇調金、私どもはありますので、これとの調整をどうしていくのか。

こういったことも含めて、私ども、実は昨年も仕組みを検討したことはあります。ただ、当時、日本政策金融公庫を使ってと思ったんですが、当時もう無利子無担保ので手いっぱいになって、とても追加的なことができないということもございました。

御指摘の、資金繰りについては、四千万円までの上限を六千万円まで引き上げたところでありますし、引き続き支援をしっかり行っていきたいと考えておりますが、いずれにしましても、このアメリカの仕組みであるとかドイツなど、ほかの国々の仕組みもしっかり研究をして、事業者向けの支援策、先ほど申し上げたような必要な支援策となるよう、影響の度合いなども勘案しながら、公平性の観点も入れながら、引き続き不断の検討を進めたいというふうに考えております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時九分散会

2021年2月26日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　飲食店に要請する営業規制について

2021.2.26（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言の一部解除）

現状・課題意識

●従来の飲食店に対する時短要請協力金は、緊急事態措置地域6万円/日、その他の地域4万円/日であった。

●今後、規模に応じた協力金として支出総額の平均が1日あたり4万円又は2万円を超えない範囲で支給が可能に。（2021．2．26 西村大臣会見）

●長引くコロナ禍により、多くの事業者が疲弊しており、感染対策状況を踏まえた柔軟な対応が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「時短要請だけが唯一の方法ではない。ケースに応じて柔軟な対策を要請し、協力頂くように運用すべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「データに基づいて、より効果的な対策となるように今回の経験も踏まえて対策を進化させていく。」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言　まん延防止等重点措置に係る事業者への支援について

2021.2.26（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言の一部解除）

現状・課題意識

●政府はウィズコロナ時代を見据え、業種転換を伴う中小企業を支援する制度として事業再構築補助金を創設。

●緊急事態宣言特別枠として売上が30％以上減少している場合には補助率をかさ上げ、加点措置が実施される。

●しかし、まん延防止等重点措置の影響に対する考え方が明記されておらず、制度として拡充すべき。

委員会での浅野の発言要約

「事業再構築補助金の加点対象に、まん延防止等重点措置の対象地域の皆さんを加えるべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ご指摘として、しっかりと経産省に伝える。」

西村国務大臣

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第十二号

令和三年二月二十六日（金曜日）

午後四時開議

出席委員

委員長　高木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

高村　正大君　武部　新君

本田　太郎君　髙木錬太郎君

塩川　鉄也君　串田　誠一君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

二月二十六日

辞任　補欠選任

遠藤　敬君　串田　誠一君

同日

辞任　補欠選任

串田　誠一君　遠藤　敬君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更の事前報告に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本年一月七日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の四都県を対象とし、期間を一月八日から二月七日までとして緊急事態宣言を発出し、一月十四日から二月七日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の七府県を追加いたしました。

その後、感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析、評価を行い、栃木県を除外し、緊急事態措置を実施すべき区域を十都府県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を三月七日まで延長いたしました。

国民の皆様にも御協力をいただき、政府と各都道府県が一体となって対策を進め、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の六府県については、新規感染者数はステージ3相当となるとともに、全体としてはステージ2相当となり、更に改善傾向が続いており、療養者数の減少に伴い医療提供体制の負荷の軽減が見られることから、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められます。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の四都県については、感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷がいまだステージ4の指標を示しているところもあり、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である三月七日に向けて、緊急事態措置を引き続き実施し、新規感染者数の減少傾向を継続させ、医療提供体制の負荷を軽減する必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、緊急事態宣言の区域変更の公示案について御了解をいただいたところであり、これを受け、この後、政府対策本部を開催し、緊急事態措置を実施すべき区域について、六府県を除外し、四都県に変更したいと考えております。解除された府県においても、感染の再拡大を防止するため、効果的な感染防止策を講じてまいります。

今後とも、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○高木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。井上貴博君。

○井上（貴）委員　自由民主党の井上貴博でございます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました方々に対しまして心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染で現在療養中の皆様方にも心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

また、命の最前線で日夜御尽力いただいております医療従事者の皆様方を始め、感染拡大防止に御協力をいただいております全ての国民の皆様方に、心から感謝申し上げます。

それでは、先ほど諮問委員会が終わったばかりということでもありますけれども、早速質問に入らせていただきたいというふうに思います。

先ほど行われました諮問委員会において、二府四県において緊急事態宣言の解除が答申されたとお聞きしました。当初の予定どおり三月七日までとせず、先んじて二府四県の緊急事態宣言を解除することとした判断根拠、理由についてお聞かせいただきたいと思います。

また、解除後、再び感染拡大させないためにも、必要な感染防止対策をどのように実施されていくおつもりなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

緊急事態宣言の解除の要件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、分科会から示されておりますステージ3の幾つかの指標を当てはめまして、そして、その相当の対策が必要な地域になっているかどうか、感染者の数あるいは病床の状況などの指標を総合的に判断することとしております。

今回除外する六府県につきましては、まさに、新規陽性者数はステージ3を下回り、2程度になってきておりますし、また、病院、病床への負荷も軽減が見られるところであります。

こうした中で、それぞれの、関西三府県の知事、愛知県知事、そして福岡県副知事からも、解除に向けた検討の要請を受けたところでございます。

本日、諮問委員会において了承されたところでありますが、ただし、諮問委員会の委員の皆様方からは、変異株についての強い懸念が示されました。引き続き、医療提供体制の確保、そして私どもで行うモニタリング検査など、しっかりと取り組んで、再拡大しないように取り組むようにということのいわば条件をいただいたものというふうに思っております。

いずれにしましても、検査もしっかり行いながら、また、高齢者施設も重点的に検査を全ての施設で行うこととしておりますし、それから、福岡県を始め全ての府県で、解除後も二十一時までの

昨年とは違う日本型の、新型コロナに打ちかつ、これは非常に有効だと思いますので、是非検討していただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

大臣、単刀直入にまず一問お伺いします。再拡大防止のためにどのような対策を行うのか、是非、まず御答弁をお願いします。

○西村国務大臣　引き続き、国民の皆様に基本的な感染防止策を徹底していただいた上で、私どもも、検査を戦略的に拡充したいと考えておりまして、もう既に、高齢者施設は全ての従事者の皆さんに全数検査を行うこととしておりますし、モニタリング検査を全国各地、繁華街などで行うこととしております。そこで兆しをつかめば、特措法でお認めいただいた蔓延防止等重点措置を機動的に活用して、何かの兆しを見つければ、そこの範囲で抑え込んでいくということで再拡大を防いでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員　現状把握をまずするということは大事だと思います。ただ、一つ思うのは、今、ワクチン接種、既に始まっておりますが、例えば、この解除された地域、依然として、繁華街地域が多く、その感染拡大リスクも高いです。こういう地域に集中的にワクチン接種を行うような案というのがこれまで出なかったのか、戦略的にはそういった方法もあり得るのではないかと思うんですが、こちらについてはいかがでしょうか。

○西村国務大臣　ワクチン接種につきましては、田村大臣、河野大臣の下で、確保できるワクチンの量、つまり、供給量を見ながら円滑に接種を行っていくということで進められております。これまで、私のところで整理をいたしました、分科会で御議論いただいた接種の順番に従って、今、医療従事者から、そして高齢者、基礎疾患のある方というふうに順次接種がなされるものというふうに理解をしております。

○浅野委員　続いて、二つ要望をさせていただきたいと思います。

まず、今回、これから始まろうとしている事業再構築補助金、元々、緊急事態宣言の対象地域、そして、これから蔓延防止措置の対象になる地域というのはそういったリスクがあります。それが分かった上で、事業者の皆さんには、是非それを乗り越えるような事業再構築をしてもらいたいと思いますが、この補助金の加点対象にそういった地域の皆さんはならないのか、是非加えてほしいというのが一点目。

そして、先ほど小川委員からもございましたが、これから感染再拡大を防ぐためには、時短だけが唯一の方法ではありません。例えば、お店の中の密度を下げる、こういう方法もあると思いますし、事業者の中には既に十分な対策を取っている方々もいらっしゃいます。こういったケースに応じて柔軟に、何でもかんでも時短ではなく、柔軟な対策を要請して、協力をいただくような運用にしていただきたい。

この二点、お願いいたします。

○西村国務大臣　事業再構築補助金につきましては、経産省の方で対応されておりますけれども、御指摘のように、この緊急事態宣言の影響によって売上げが三〇％以上減少している場合には、従業員規模に配慮した特別枠で補助率をかさ上げする、あるいは通常枠においても加点措置を実施するというふうに承知をしておりますので、御指摘もしっかり経産省にもお伝えしたいと思います。

その上で、ある一定レベルに感染状況が達した場合には、もう人と人との接触や、正しい行為であっても一定の制約をかけなきゃいけないというレベルになりますので、緊急事態宣言になりますと、きちんと感染防止策を取っている店もそうでない店も、一律八時までということで今回対応してまいりました。

去年の春に比べれば、スパコンを使ったり人工知能を使った解析に基づいて、データに基づいて、幅広く休業や時短を求めるのではなく、飲食店に限って求めたわけであります。

御指摘のように、大事なことは、今後同じように飲食をまた繰り返していれば十二月のようなことが起こってしまいますので、アクリル板を置くとか、換気をよくするとか、あるいは会話のときにはマスクをするとか、きめ細かな対応が必要になってくると思いますので、また様々な分析をしながら、より効果的な対策となるように、今回の経験も踏まえて対策も進化をさせていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　事業者の皆さんは、地域の皆さんもそうですけれども、この一年間、耐えに耐えて、ずっとこらえながら走り続けています。いつまでも走れるものではない。やはり、どこかでエネルギーを補給する、そして、状況が改善することでこの先の道のりに希望が持てる、そんな環境を整備していかなければなりませんので、大臣には、そういった形で、皆様に希望を持っていただけるような発信は是非お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

2021年3月5日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

モニタリング検査の実効性について

2021.3.5（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言の延長）

現状・課題意識

●政府は緊急事態宣言解除後の再拡大防止に向け、モニタリング検査を行うことを表明。

●海外の主要諸国では、既に全国民に無料の検査を行っている国も存在する。

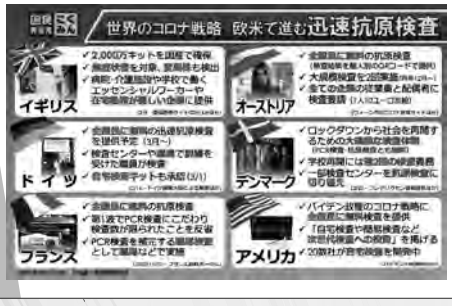

委員会での浅野の発言要約

「世界はスケールが全く違う。『お金と人』をもっと集中的に投じて対策を行うべきだ。」

政府の答弁要約

「全国でトータル1万件/日の検査を行う予定。その上で民間検査機関やSNS上のデータを人工知能で分析しながら再拡大を防いでいく。」

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第十四号

令和三年三月五日（金曜日）

午後五時三十分開議

出席委員

委員長　高木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

古賀　篤君　武部　新君

藤丸　敏君　原口　一博君

日吉　雄太君　塩川　鉄也君

遠藤　敬君　浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

三月四日

辞任　補欠選任

遠藤　敬君　浦野　靖人君

同日

辞任　補欠選任

浦野　靖人君　遠藤　敬君

同月五日

辞任　補欠選任

武内　則男君　原口　一博君

同日

辞任　補欠選任

原口　一博君　武内　則男君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長の事前報告に関する件

次回の本会議等に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本年一月七日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の四都県を対象とし、期間を一月八日から二月七日までとして緊急事態宣言を発出し、一月十四日から二月七日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の七府県を追加いたしました。

その後、栃木県を二月八日から除外し、緊急事態措置を実施すべき区域を十都府県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を三月七日まで延長いたしました。

三月一日から、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を除外し、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の四都県に変更いたしました。

この首都圏の四都県について、直近の感染状況や医療提供体制の状況を見ますと、ステージ3相当以下となってはおりますが、ステージ3ぎりぎりの指標もあることから、特に医療提供体制に対する負荷を軽減するため、緊急事態措置を引き続き実施し、対策の徹底を図り、病床使用率が安定的に下がることを見極め、ステージ3相当を確実なものとする必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、緊急事態措置を実施すべき期間を三月二十一日まで延長することについてお諮りし、御了承をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、四都県の緊急事態宣言の期間延長を決定したいと考えております。あわせて、感染の再拡大を防止するための取組も進めてまいります。

今後とも、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○高木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。松本洋平君。

○松本（洋）委員　自由民主党の松本洋平です。

冒頭、新型コロナウイルスによって亡くなられた皆様の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、この国難に立ち向かっている全ての皆さんに感謝と敬意を表したいと思います。

さて、二度目の緊急事態宣言発令以降、政府の方針に自治体や各事業者、国民の皆様の御協力をいただき、感染者数の減少や病床使用率の低減など、状況は改善しています。一方、誰もが、一日も早くふだんの日常を取り戻したい、そのように願う中、宣言の再延長を首都圏の一都三県でせざるを得なくなったことは、大変に残念なことであります。

今回の宣言延長によって、国民の皆様には不自由な生活を、事業者の皆様には更なる協力をお願いすることになります。国民の理解と協力なくして緊急事態宣言を実効あるものにすることはできない、そうした観点から、以下、一括して質問をいたします。

一点目。一月七日の衆議院の議院運営委員会におきまして、西村大臣は、様々な指標がある中、一例として、東京都は新規感染者数が五百人を下回ることを解除の一つの目安として示されました。今回、更なる再延長を決断した理由は何でしょうか。また、二週間の延長とする根拠は一体何なのか、確認をいたします。

二点目。緊急事態宣言解除後のリバウンドを懸念する声があります。宣言解除後を見据えて、リバウンド対策が必要と考えますが、どのような対応を行うのでしょうか。特に、今回の延長において、医療体制の逼迫が続いていることが大きな要因となっていると理解していますが、どのように医療体制の確保に向けた取組を行うのでしょうか。これまでの実績を含めて、確認をいたします。

三点目。これまでの緊急事態宣言によって、事業者は大変厳しい状況に置かれていますが、更なる宣言の延長は、これに追い打ちをかけることになります。また、緊急事態宣言による経済への影響は、地域的にも、時間的にも、広く長く影響が出てまいります。

そうした観点に加えまして、支援策につきましては、二月の新型インフル等対策特別措置法等の一部を改正する法律の附帯決議におきまして、「経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、要請に十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努めること。」とされております。これらを踏まえました支援策の検討状況を確認いたします。

四点目。当初二月七日までであった緊急事態宣

ありがとうございました。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

西村大臣、まず一問質問いたします。

この緊急事態宣言下におきまして、飲食店の方々、そして国民の皆様、また協力金の支援を受けられない幅広い業種の皆様の理解の下で、かなり感染者数を減少させることができていますが、ここに来てこの減少傾向に鈍化が見られています。原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘のとおり、減少傾向は鈍化をしてきておりまして、幾つか要因があるというふうに分析をされておりますけれども、例えば、夜間の人流が少しまた増えてきていること、それから、各地で若年層の感染者数の下げ止まり傾向が出てきております。このところ、若い方々の感染は、十二月は多かったんですけれども、その後、一月、二月、かなり減ったんですけれども、むしろ高齢者の方の方が感染者が多かったんですが、ここに来て若い人たちの感染も少し増えてきています。下げ止まり感が出てきています。

それから、これが大きな一つですけれども、高齢者施設でのクラスターが継続的に発生をしてきております。一都三県、緊急事態宣言をやったほかの地域も含めて、高齢者施設の従事者の皆さんに全員検査を行うということで計画を立ててもらって、もう既にスタートしております。三月中にそれをやるということでもありますので、こういったことによって、何とかこの鈍化傾向を抑えていければというふうに考えているところであります。

いずれにしましても、引き続き、テレワーク七割であるとか、あるいは二十時の時短とか、またお願いもしていければというふうに考えているところであります。

○浅野委員　ありがとうございました。

今おっしゃっていただいたような、これまでに見えてこなかった原因というのが一つ一つ明るみに出てきていると思いますけれども、やはり今、減少傾向が鈍化する中で、ここから更に下げるためには、そういった明確なターゲットの対象に当たる方々に対して、しっかりとその必要性を理解していただくことが必要だと思いますので、是非その原因の分析結果を国民の皆さんに周知していただきたい。お願いをいたします。

そして、次の質問ですが、これから緊急事態宣言解除後の再拡大防止に向けてモニタリング検査というのを行うというふうになっておりますが、このモニタリング検査の実効性について、大臣から御説明をいただきたいと思います。

○西村国務大臣　解除後の再拡大を防ぐために、無症状の方々に繁華街などで検査を行っていただいて、それで再拡大の兆しをつかもうというものであります。

既に解除しました栃木県において、先週一週間で五百三十六件の検査を実施しまして、陽性率はゼロでありましたが、今週また六百件やります。先般解除した大阪などの六府県についても、今週末から数百件規模から始めて、繁華街、町中、あるいは事業所や大学なども、協力していただけるところはやろうと思っておりますけれども、順次開始をして、トータルで全国で一日一万件程度はこの兆しをつかむための検査をやりたいと思っております。

そして、その上で、この検査のデータと、行政検査で、症状がある人のデータも、あるいは濃厚接触者のデータも出てきます。民間検査機関も行っておりますので、そのデータも連携していただきながら、そして更に言えば、ＳＮＳ上で様々なつぶやき、最近はカラオケというつぶやきがちょっと増えているんですけれども、先ほどの若い人の感染が増えている一つの要因かもしれませんが、熱があるとか、そういう人が出てきているとか、そういったつぶやきも併せて人工知能を使って分析をして、再拡大の兆しをつかみ、つかめば、クラスター対策をやるなり、あるいは、特措法でお認めいただいた蔓延防止等重点措置を機動的に活用するなり、再拡大を防いでいきたいというふうに考えているところであります。

○浅野委員　今大臣がおっしゃっていただいたような考え方、言い方を変えれば、広範にわたるモニタリング検査を実施した上で、必要に応じてですけれども、集中的に行動規制とワクチン接種を組み合わせることで再拡大を抑える。

これは、基本的には正しい選択だと思いますが、世界を見ると、スケールが全く違うんです。アメリカやドイツ、フランス、オーストラリアでは、既に全国民に無料の検査を行っておりますし、イギリスやデンマークでも大規模な検査を実施しています。イギリスは、二千万回分の無料検査、もう確保しているという報道もあります。

ですから、日本が一日一万件と聞くと、規模が大きいように見えるんですが、世界はもっと大規模に、そして集中的に行っている。お金と人をかけるんだったら、やはりこういうところに集中的にかけるべきだというふうに思いますので、是非これからの具体的な行動計画の中で検討していただきたいと思います。

最後に、もう時間が来てしまいましたが、協力金の話。

もうお願いで終わらせていただきますが、政府の中でも事業規模に応じた協力金の在り方の検討が始まったというふうに聞いております。国民民主党も、本日、議員立法を提出させていただきました。この内容も十分に加味していただきながら、今後の在り方について御検討していただくことをお願い申し上げて、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

○高木委員長　次に、次回の本会議の件についてでありますが、次回の本会議は、来る九日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時十四分散会

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第十六号

令和三年三月十一日（木曜日）

午前十一時一分開議

出席委員

委員長　髙木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

武井　俊輔君　武部　新君

本田　太郎君　伊藤　俊輔君

塩川　鉄也君　遠藤　敬君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

事務総長　岡田　憲治君

参考人（人事官候補者（早稲田大学大学院経営管理研究科教授））　川本　裕子君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

人事官任命につき同意を求めるの件

次回の本会議等に関する件

○髙木委員長　これより会議を開きます。

人事官任命につき同意を求めるの件についてでありますが、去る九日の理事会において、坂井内閣官房副長官から、内閣として、人事官に早稲田大学大学院経営管理研究科教授川本裕子君を任命いたしたい旨の内示がありました。

つきましては、理事会の申合せに基づき、人事官の候補者から、所信を聴取することといたしたいと存じます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本日、参考人として人事官候補者川本裕子君の出席を求め、所信を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○髙木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○髙木委員長　まず、議事の順序について申し上げます。

最初に、川本参考人に所信をお述べいただき、その後、参考人の所信に対する質疑を行いますので、委員の質疑に対してお答えいただきたいと存じます。

それでは、川本参考人、お願いいたします。

○川本参考人　川本裕子でございます。

本日は、所信を述べる機会をいただき、大変にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

国家公務員制度は、我が国の行政の円滑な運営を確保するための重要な基盤であります。また、国家公務員法は、国民に対し、公務の民主的かつ能率的な運営を保障することを基本理念としております。

人事院は、この基本理念の下、国民全体の奉仕者である国家公務員の人事行政の公正を確保するため、また、労働基本権制約の代償機能を果たすため、中立第三者機関として設置されており、その構成員の人事官には、強い責任感と高い倫理観が求められると認識しています。

私は、企業経営への助言の仕事からキャリアをスタートし、大学院で金融機関経営や企業統治全般についての研究及び実務者教育、職員研修などに従事してまいりました。その傍ら、二十以上の企業及び国際組織の社外取締役、監査役、理事などの立場から、経営・人事戦略などの監督、助言にも携わってきました。また、平成二十六年から五年間、国家公安委員会委員として、警察行政の管理の任に当たりました。

私が人事官に就任した際には、このような経験を生かして、お役に立ちたいと考えております。

昨今、内外の情勢変化は激しく、行政を取り巻く環境も複雑高度化しています。その中で、公務や公務員が国民に対して果たすべき役割の重要性は一層増しております。一方で、国家公務員は、公務の遂行に当たり、規律を厳正に保ち、国民全体の奉仕者として、信頼を得ていくことが何よりも重要と考えます。

組織の基本は、人です。一人一人の公務員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮することによって、初めて組織として重要な役割を果たしていくことができます。いかにすれば、活力にあふれ、国民から信頼され、魅力ある行政組織を実現できるか。人事院は、国家公務員の採用から退職に至るまでの人事管理全般の諸課題に取り組んでおり、行政組織運営の要として重責を担っていると認識しています。

人事官を命ぜられた場合に私が取り組みたい課題について、三点申し上げたく思います。

第一は、行政組織の経営管理力を高めることにより、個々の公務員が意欲を持って全力で仕事に取り組める環境を実現することです。

私の経験からも、公務は、仕事として大変やりがいもあり、魅力もある一方で、長時間労働など不合理な慣行も残存している部分があります。幹部職員を始めとして、働き方を考え、組織を活性化させる経営管理力を磨いていくことが、日本の行政組織にとって重要課題です。

第二は、時代環境に適応できる能力の確保です。

地政学的に複雑さを増す国際環境、デジタル技術による産業の激変、感染症、自然災害やセキュリティーへの脅威など、環境変化のスピードと規模は想像を超えるものがあります。人口減少と高齢化に向かう我が国で、公務員には、こうした変化の情報を常に幅広く、鋭敏に収集、分析し、政治に対し正しい政策の選択肢を提言していく、高い能力が求められます。

このためには、民間の資源や能力を最大限に活用する必要もあります。採用や任用方針を含め、組織運営や人事管理の在り方を不断に見直していく覚悟と実行力が求められます。

第三は、国際性と開放性です。

常に世界の動向に目を向け、日本国民に世界最高の行政サービスを届ける、強い気持ちを持つことが大事だと思います。そのために、人材の多様性を重視し、新しい考え方を取り込む柔軟性と積極性が必要です。

こうした行動原理が定着していけば、諸外国と比べ大幅に遅れていて、喫緊の課題である女性の活躍についても、改善が図られると思っております。

仮に人事官に任命されたときには、人事院会議の構成員としての自覚と責任感を持ち、これまでの私の知識や経験を生かし、全力を尽くす所存です。そして、国民の代表である国会での御議論を始め、様々な御意見に真摯に耳を傾け、先任のお二人の人事官と協力しながら、重責を果たしてまいりたいと思います。

以上、簡単でございますが、私の所信を述べさせていただきました。

本日は、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

めて候補者にお伺いをしたいと思います。

○川本参考人　人事評価がいかに適切に行われるかということは、組織運営の基本だというふうに思っております。

組織の発展、衰退に関わる話でありまして、国家公務員制度においても、年次制ではなく、能力、実績に基づく人事評価制度が導入されて、人員配置、昇進管理、給与処遇の基礎となっていると伺っています。さらに、最近は、有識者会議で人事評価の改善に向けた検討がなされているというふうに理解をしています。

ただし、人事評価改革が実際にどの程度進展しているのか、仮に人事官に着任することがあれば、詳しく調査をして、進展度合いやボトルネックを探りたいと思っております。

この問題に関しては、組織人全員が人を適切に評価する能力を獲得して、評価は毎年多大なエネルギーと時間を注いで運営していくべき仕事です。今、全員というふうに申し上げましたのは、管理職でない個人も、自己認識能力を高める必要があるからであります。

この評価基準をはっきりと具体的に定めて、個々人の達成目標を決めて、客観的な材料を持って評価する。一上司の評価のみならず、上司、部下、同僚からの三百六十度評価も材料の一つだと思いますし、長年にわたる客観的な評価データの管理も大切であると思いますし、評価者としての能力、私心を持たずに冷静に人を評価する能力があるのかどうかのトラックレコードも記録され、検証される必要があるというふうに思っております。

○遠藤（敬）委員　ありがとうございます。

是非、川本参考人には、先ほどの御指摘をどんどん言っていただいて、浄化作用、我々も共に頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○髙木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず、川本参考人に一問お伺いいたしますが、川本参考人の経歴を拝見させていただいたところ、大変多くの職に現在まで就かれてこられた。今の時点で、大学の教壇に立たれたり、あるいは、多くの社外取締役の職に就いていらっしゃいます。

今回、これを全て辞してこの人事官という職務になろうというお心をお持ちということなんですが、川本参考人にとって、それほど、今ある職を手放してまで人事官に就くということ、そこにどのような価値を見出したのか、是非御開陳いただければありがたいと思います。

○川本参考人　国家公務員制度は、我が国の行政を支える非常に重要な制度であります。人事官は大変な重責であります。

所信で申し上げましたように、私は、これまで、組織の運営とかマネジメントとか人事戦略に民間で関わってまいりまして、国家公安委員などの行政にも知見を得ておりました。これらの経験を踏まえつつ、微力を尽くせるかなというふうに思いました。

また、第三者機関、中立、独立の立場でいかに貢献するのかは、政府の委員とかあるいは社外取締の立場で多く経験してまいりましたので、中立機関というのは説得力のある議論を展開できるのかということが一番大事なポイントだと思うんですけれども、それも生かせて、もし国に尽くせればというふうに思った次第でございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

冒頭の所信の中で、参考人は、公務員制度は円滑な運営のための重要な基盤である、そして、そのための課題感として三つお述べになっていらっしゃいました。経営管理力の向上や時代に対応する力、国際性と開放性、重要なキーワードを我々も聞かせていただいたというふうに思っております。

その一方で、今、コロナ禍の中にありますが、国家公務員のテレワーク導入というのは、民間と比べれば遅れている印象があります。そして、先ほどもありましたように、官僚の長時間労働というのも深刻化している実態が浮き彫りになっております。

人事行政に関する国家公務員の利益の保護というのは人事院の重要な役割の一つでありますが、公務員の利益の保護に向けてどのような視座をお持ちか、是非お述べいただきたいと思います。

○川本参考人　国家公務員の長時間労働の是正は、職員の健康確保やワーク・ライフ・バランスの推進、ひいては国家公務員への人材確保の観点からも、非常に重要だと認識しています。

国家公務員の超過勤務縮減については、やはり政府全体で取り組まなければいけない問題、その必要がありまして、人事院としても、一昨年の四月に導入した超過勤務命令の上限規制措置の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導していくなど、引き続き適切に役割を果たしていくことが求められるというふうに承知しております。

既に、超過勤務命令の上限規制措置というのがなされているわけですから、ルールがありますので、ルールは守っていただくということが非常に大事なのではないかというふうに思っております。

また、勤務時間、休暇、給与などの公務員の勤務条件については、民間の状況に準拠することを基本として決められるものと承知しておりまして、人事院は、民間法制の状況、民間の状況を踏まえつつ、長時間労働の是正や両立支援制度の拡充などの取組を順次進めてきていると思いますが、民間の様子もよく聞きながら、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、適正な勤務条件の確保に全力で取り組む必要があるというふうに思っております。

○浅野委員　ありがとうございます。

今触れていただきました、人事院規則の中で、勤務時間の上限に関する規定、私も拝見をさせていただきました。これも、まずは守ることが大事だと思いますけれども、人事院の方には、これの妥当性や、これからの働き方の変化に応じた、その内容の引き続きの改善というものは是非不断に行っていただきたいというふうに私は思っております。

また、先ほどからの川本参考人の発言を聞いておりますと、非常に、民間感覚といいましょうか、民間の企業では当たり前のガバナンス、やり方というものをこれから政府の中に持ち込んでいただき、それをしっかりと発信していただけるような印象を持っておりますが、是非そこは私は個人的には期待をしたいと思っているところであります。

最後になりますが、公務員制度、コロナを乗り越えたその先、先ほども民間採用等の話もありましたが、人事制度、処遇制度、働き方、今も少し触れていただきましたけれども、女性活躍も含めて、最後に川本参考人の思いをお伺いして、終わりたいと思います。

○川本参考人　国家公務員は、国民全体の奉仕者として、使命感に燃え、気概があり、エネルギーを持っている方たちが応募していらっしゃると思うんですね。高い専門性と高い倫理観と市民感覚も必要であるわけでありますので、その方たちがやりがいや可能性などを感じられるような職場に、ですので、長時間労働などというものを是正し、若者にとって魅力のある、働いていて魅力のある、持続可能であるような組織というものをつくっていくということをポリシーとしてやってまいりたいというふうに思っております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○髙木委員長　これにて各会派を代表する委員の質疑は終了いたしました。

これより自由質疑を行います。

質疑される方は、挙手の上、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、発言の際は、所属会派及び氏名をお述べいただき、一人一問一分以内としていただきますようお願いいたします。

2021年4月1日
議院運営委員会
（質疑要旨）

まん延防止等重点措置　緊急事態宣言解除後の感染者の再拡大傾向について

2021.4.1（Thr）議院運営委員会（まん延等防止重点措置）

現状・課題意識

●第1波－第2波の間
　間隔：50日前後
　感染者数平均：約50人
●第2波－第3波の間
　間隔：60日前後
　感染者数平均：約500人
●第3波－第4波？の間
　間隔：30日前後
　感染者数平均：約1,000人

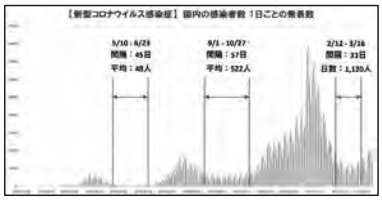

委員会での浅野の発言要約

「第1波、第2波、第3波と時間が進むにつれて、波の間隔が狭まり、感染者数の底も上がっている。この原因は何か」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「病床確保数や検査能力は上がっているが、感染者数は去年ほど低くならなかった。変異株が広がっている指摘もある。いろいろな事態を想定しながら知事と連携し対応していく」

西村国務大臣

まん延防止等重点措置　まん延の恐れがある地域には先回りして指定すべき

2021.4.1（Thr）議院運営委員会（まん延等防止重点措置）

現状・課題意識

●大阪や宮城では病床の逼迫状況はステージ3相当だが、加速度的に悪化している状況

●兵庫の病床逼迫状況はステージ4相当であり、緊急事態措置を発動してもおかしくない状況

●首都圏でも緊急事態宣言解除後に、同様の感染者数の増加が見られており、早めの対策が必要と考える

委員会での浅野の発言要約

「東京や神奈川といったこれからまん延する恐れのあるところを先回りして指定すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「首都圏についても感染者数が増えてきており、専門家からも警戒感を持って対応するように言われている。モニタリング検査や飲食店の感染対策を徹底していく」

西村国務大臣

2021年4月1日
議院運営委員会
（質疑要旨）

まん延防止等重点措置

事業者へ事業規模を踏まえた協力金を支給すべき

2021.4.1（Thr）議院運営委員会（まん延等防止重点措置）

現状・課題意識

●現在、時短営業等の協力金は一律の基準となっている

●国民民主党は事業規模に応じた支援策を定めた法律案を4月2日に提出する

委員会での浅野の発言要約

「まん延防止等重点措置の適用地域において、事業者への協力金は事業規模に応じたものにすべき」

政府の答弁要約

「規模に応じた支援を検討している。提出される法案についても、ぜひ参考にさせていただきたい」

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第二十一号

令和三年四月一日（木曜日）

正午開議

出席委員

委員長　高木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君
理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君
理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君
理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君
理事　佐藤　英道君

高村　正大君　武部　新君
藤丸　敏君　本田　太郎君
高木錬太郎君　日吉　雄太君
村上　史好君　塩川　鉄也君
遠藤　敬君　浅野　哲君

議長　大島　理森君
副議長　赤松　広隆君
国務大臣　西村　康稔君
事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

三月三十一日

辞任　補欠選任
遠藤　敬君　藤田　文武君

同日

辞任　補欠選任
藤田　文武君　遠藤　敬君

四月一日

辞任　補欠選任
武内　則男君　村上　史好君
塩川　鉄也君　高橋千鶴子君

同日

辞任　補欠選任
村上　史好君　武内　則男君
高橋千鶴子君　塩川　鉄也君

本日の会議に付した案件

総務大臣武田良太君不信任決議案（安住淳君外四名提出）の取扱いに関する件

議員河井克行君辞職の件

国家公務員等任命につき同意を求めるの件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施の報告に関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてでありますが、昨三月三十一日、安住淳君外四名から、立憲民主党・無所属、日本共産党、国民民主党・無所属クラブの三会派共同提案による総務大臣武田良太君不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の本多平直君が行います。

討論につきましては、自由民主党・無所属の会の鈴木淳司君から反対、立憲民主党・無所属の岡島一正君、日本共産党の本村伸子君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、鈴木淳司君、岡島一正君は各々十分以内、本村伸子君は五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、討論終局から十分後に、記名投票をもって行います。

○高木委員長　次に、議員辞職の件についてでありますが、去る三月二十五日、議員河井克行君から辞表が提出されました。

本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○高木委員長　次に、国家公務員等任命につき同意を求めるの件についてでありますが、人事官、食品安全委員会委員、預金保険機構理事、国地方係争処理委員会委員、公害等調整委員会委員、日本銀行政策委員会審議委員、労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会公益委員、運輸審議会委員に、お手元の印刷物にあります諸君を任命するについて、内閣から本院の同意を求めてまいっております。

一、国家公務員等任命につき同意を求めるの件

人事官

川本　裕子君　一宮なほみ君（6・21任期満了につきその後任）

食品安全委員会委員

脇　昌子君　佐藤洋君（6・30任期満了につきその後任）

川西　徹君（6・30任期満了につき再任）

浅野　哲君（6・30任期満了につきその後任）

伊藤　充君（通称　吉田充）（6・30任期満了につき再任）

香西みどり君（6・30任期満了につき再任）

高原　和紀君（通称　松永和紀）（6・30任期満了につきその後任）

預金保険機構理事

大塚　英充君（手塚明良君9・7任期満了につきその後任）

福田　正信君（内藤浩文君9・7任期満了につきその後任）

国地方係争処理委員会委員

菊池　洋一君（富越和厚君4・16任期満了につきその後任）

山田　俊雄君（成瀬純子君（通称：小幡純子）4・16任期満了につきその後任）

小高　咲君（牛尾陽子君4・16任期満了につきその後任）

勢一　智子君（齋藤誠君4・16任期満了につきその後任）

辻　琢也君（4・16任期満了につき再任）

公害等調整委員会委員

若生　俊彦君（松田隆利君6・30任期満了につきその後任）

大橋　洋一君（高橋滋君6・30任期満了につきその後任）

日本銀行政策委員会審議委員

中川　順子君（西田貴子君（通称：政井貴子）6・29任期満了につきその後任）

労働保険審査会委員

植木　敬介君（渡邉英寿君6・30任期満了につきその後任）

中央社会保険医療協議会公益委員

秋山　美紀君（6・20任期満了につき再任）

飯塚　敏晃君（荒井耕君6・14任期満了につきその後任）

運輸審議会委員
和田　貴志君　7・5任期満了につき再任

○高木委員長　本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○高木委員長　次に、趣旨説明を聴取する議案の件についてでありますが、内閣提出の子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、これに対する質疑を行うことに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
なお、本法律案の趣旨説明は、坂本国務大臣が行います。
本法律案の趣旨説明に対し、立憲民主党・無所属の大西健介君、公明党の古屋範子君、日本維新の会・無所属の会の藤田文武君、国民民主党・無所属クラブの浅野哲君から、それぞれ質疑の通告があります。
質疑時間は、大西健介君は十五分以内、古屋範子君は十分以内、藤田文武君、浅野哲君は各々五分以内とするに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、趣旨説明を聴取する議案の件
子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）
趣旨説明　国務大臣　坂本　哲志君

質疑通告　時間　要求大臣
大西　健介君（立民）　15分以内　坂本国務（少子）、厚労、官房、財務
古屋　範子君（公明）　10分以内　坂本国務（少子）、厚労
藤田　文武君（維新）　5分以内　坂本国務（少子）
浅野　哲君（国民）　5分以内　坂本国務（少子）、厚労

○高木委員長　次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。
○岡田事務総長　まず最初に、動議により、総務大臣武田良太君不信任決議案を上程いたします。
立憲民主党の本多平直さんが趣旨弁明を行います。次いで二人の方々からそれぞれ討論が行われますが、順序は印刷物のとおりでございます。討論が終局いたしましたら、議長から、十分後に採決を行う旨の宣告がございます。議員の方々が議場に参集されましたら、記名投票をもって採決いたします。
次に、議員辞職の件についてお諮りをいたします。
次に、国家公務員等任命につき同意を求めるの件についてお諮りいたします。採決は三回になりますが、順序は印刷物のとおりでございます。
次に、日程第一及び第二につき、義家法務委員長の報告がございます。両案を一括して採決いたしまして、全会一致でございます。
次に、子ども・子育て支援法等改正案につきまして、坂本国務大臣から趣旨の説明がございます。これに対しまして、四人の方々からそれぞれ質疑が行われます。
本日の議事は、以上でございます。

一、決議案の取扱いに関する件
総務大臣武田良太君不信任決議案（安住淳君外四名提出）

趣旨弁明　本多　平直君（立民）
討論通告　反対　鈴木　淳司君（自民）
賛成　岡島　一正君（立民）
賛成　本村　伸子君（共産）
採決（記名）

採決順序
①（全会一致）
人事官
食品安全委員会委員
脇　昌子君
浅野　哲君
香西みどり君
預金保険機構理事
大塚　英充君
国地方係争処理委員会委員
菊池　洋一君
小高　咲君
公害等調整委員会委員
若生　俊彦君
労働保険審査会委員
中央社会保険医療協議会公益委員
秋山　美紀君
②（反対　立民）
食品安全委員会委員
高原　和紀君
③（反対　共産）
国地方係争処理委員会委員
辻　琢也君
日本銀行政策委員会審議委員
中川　順子君
運輸審議会委員
和田　貴志君

議事日程　第九号
令和三年四月一日

午後一時開議
第一　民法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（内閣提出）

○高木委員長　それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○高木委員長　次に、次回の本会議の件につきましては、後刻理事会で協議いたします。
この際、暫時休憩いたします。
午後零時四分休憩

午後四時三十一分開議

○高木委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施について、西村国務大臣から報告を聴取いたします。西村国務大臣。
○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。
政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、蔓延防止等重点措置の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、本年二月三日に成立いたしました。これにより、改正された法律は二月十三日に施行されました。早期の法案審議に御協力いただいた与野党の皆様に、改めて感謝申し上げます。
この蔓延防止等重点措置は、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大を防ぎ、さらには全国的かつ急速な蔓延の防止につなげるものであります。

新型コロナウイルス感染症の感染状況について、宮城県、大阪府及び兵庫県は、ステージ3相当の状況にあり、特定の区域で感染の拡大が見られるとともに、医療提供体制の逼迫が懸念されることから、蔓延防止等重点措置を実施し、感染の再拡大を防止する必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、蔓延防止等重点措置を実施すべき期間を四月五日から五月五日までとし、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とすることについて御了解をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、蔓延防止等重点措置の実施を決定したいと考えております。

同分科会では、感染力が高いと言われている変異株が大阪、兵庫で広がっているとの警戒感が示されました。こうした議論も踏まえ、これらの府県においては、知事が区域を定めて、飲食店における二十時までの営業時間短縮要請や、府県全体でのイベントの人数制限、アクリル板の設置を含めたガイドラインの遵守の徹底、感染拡大地域におけるモニタリング検査の拡充、高齢者施設等の従事者等に対する頻回検査等の取組を講じることとなります。それ以外の都道府県についても、引き続き連携しながら、感染拡大防止に努めてまいります。これらの旨を記載した基本的対処方針の変更についても御了解をいただいたところであります。

その際、営業時間短縮要請に係る協力金については、蔓延防止等重点措置として二十時までの時短要請に応じていただいた事業者に対しては、これまでの支援の水準を継続した上で、国会での附帯決議なども踏まえて、公平性や円滑な執行に配慮しつつ、経営への影響の度合いに応じた必要な支援となるよう、規模に応じた仕組みに改善を図ることといたします。

以上、蔓延防止等重点措置を有効に活用しつつ、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大防止を最優先に、取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。高村正大君。

○高村委員　自由民主党の高村正大です。

本日は、質問の機会をいただき、ありがとうございました。

まず、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に心から御冥福を申し上げたいと思います。

そして、このコロナ対策に最前線で戦っていただいている医療関係を始め多くの皆様に感謝と敬意を申し上げたいと思います。

さて、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県の六府県に関しては、二月二十八日をもって緊急事態宣言の区域から除外されました。

大阪府においては、緊急事態宣言の区域除外後の三月一日以降も、大阪府民への基本的な感染防止対策の徹底の呼びかけや飲食店等への営業時間短縮の要請などが実施され、感染拡大の防止に取り組んでいたものと承知をしております。

しかし、現状としては、大阪府では、昨日には五百九十九名の新規感染者が確認され、直近一週間では、ステージ4相当の目安とされる十万人当たり二十五人を超えるなど、感染が拡大しております。加えて、大阪府での病床使用率も四〇％前後と増加傾向にあり、今後、ステージ4相当に至るおそれもあります。

そのような現状の中、昨日には、大阪府対策本部が開催され、大阪府知事から政府に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の四第六項に基づいて、大阪府を蔓延防止等重点措置として適用するように要請がありました。

そこで、時間も限られていますので、四点について一括して政府の見解を伺いたいと思います。

まず最初に、政府は、どのような判断基準に基づいて蔓延防止等重点措置を適用するのか、適用する地域は、府県全体に適用するのか、それとも特定の地域に限定して適用するのか、政府の見解の御説明をお願いいたします。

二番目として、今回蔓延防止等重点措置を適用する地域以外にも、感染状況や医療提供体制の状況の厳しい地域もあると考えますが、今回知事から要請のあった地域以外にも蔓延防止等重点措置を適用しないのか、今後、五月雨式に各地に蔓延防止等重点措置が広がっていく可能性があるのか、あるいは緊急事態宣言の再発動となるのか、政府の見解をお願いいたします。

三つ目ですが、国民の皆さんが多分一番分かりづらい点だと思いますが、今回の蔓延防止等重点措置では、緊急事態宣言とどのような違いがあり、具体的にどのような措置を講じるのか、政府の見解の御説明をお願いいたします。

四つ目、最後ですが、今の日本の中で経済もしっかりと回していかなければならない、こういった中におきまして、緊急事態宣言も蔓延防止等重点措置も適用されていない地域における飲食店の営業時間短縮要請に関する方針について、政府の見解をよろしくお願いいたします。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

まず、蔓延防止等重点措置をどのような基準でということでありますが、これは、対処方針にもお示しをしておりますが、都道府県内で特定の区域において感染が拡大して、それによって全体に感染が広がるおそれがあるというような場合、そして、それに伴って医療の提供体制が逼迫するおそれがあるという場合であります。

特に、分科会で示されておりますそれぞれの指標のステージ3相当の場合にこうした蔓延防止等重点措置を活用していくこととされております。更に上のステージ4になると、もう緊急事態宣言のレベルということであります。

その上で、国が都道府県単位で指定をいたしまして、その上で、それぞれの知事が期間、区域、業態を絞った措置を講ずることとしております。

大阪府の場合は大阪市、兵庫県の場合は神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、宮城県は仙台市をこの区域として想定しているというふうに承知をいたしております。

いずれにしましても、それぞれの知事と連携をしながら、その範囲で感染拡大を抑えていけるように全力を挙げていきたいと考えております。

そして、それぞれの知事とは連携をしながら対応してきているところでありますけれども、緊急事態宣言は、まさに強力な私権制約、幅広い業種に休業要請までできることとなっておりますけれども、今回は、蔓延防止等重点措置は、休業要請はできないこととなっておりまして、私権制限がより小さいやり方で、その地域の範囲で抑え込んでいこうというものであります。

また、命令、罰則の仕組みはあるんですが、過料の額なども低く設定をされております。

そして、今後も、感染は何度も何度も起こると思っております。ですが、それを大きな流行にしないことが大事でありますので、そのために、この蔓延防止等重点措置を機動的に活用しながら、それぞれの知事と連携して封じ込めていければ、その範囲で抑え込んでいければというふうに考えております。

そして、最後に、支援策でありますけれども、今回指定する地域以外であっても、それぞれの知事の判断で時短の要請ができることとなっております。それに対して、私ども、仮に二十一時までの時短を行う場合は、四万円の支援ということであります。その四万円も、規模に応じて柔軟に都道府県の判断でできることとしております。そして、それぞれの影響を受ける事業者に対する支援策についても、早急に検討し、今、最終の調整を行っているところでございます。

いずれにしましても、しっかりと支援も行いながら感染拡大を抑えていければというふうに考えております。

○高村委員　ありがとうございました。

時間ですので、終わります。

当たり七千円を上限に補助する仕組みを創設いたしました。

こうした仕組みを通じて、様々な影響があると思いますので、しっかりと支援をしていきたいと思いますし、新年度の予算で五兆円の予備費も計上させていただいておりますので、そうした活用も含めて、機動的に必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員　地方創生臨時交付金の拡充はしっかりやると同時に、国の直接支援制度、これは、今、直ちに行うべきだと申し上げたい。

昨日の厚労省のアドバイザリーボードの会合におきまして、「変異株に関する入院時の扱いや退院基準等医療提供体制や公衆衛生体制での取組の在り方について早急に検討が必要。」と指摘をしております。どう対応するのか、お答えください。

○西村国務大臣　まさに、アドバイザリーボードで、変異株に対する脅威がかなり大きくなってきている状況、また、感染力がかなり高いという分析が示され、また、本日の議論におきましても、この変異株に対する最大の警戒感を持って取り組むようにという御指摘もいただいているところであります。

そして、アドバイザリーボードで指摘をされた、二度のＰＣＲ検査の陰性確認を求めることなどで入院期間が延びることなどの課題の指摘もあったところでありますし、大阪や神戸からも、私自身に直接、変異株の方を個室に入れる、あるいは、今の二回のＰＣＲ検査が陰性でないと退院できないなど、元気な方もおられる中で、結果的に病床の逼迫につながっているという御指摘もいただいておりますので、このことについては厚労省において退院基準等の見直しを早急に検討するものというふうに承知をしております。本日の対処方針にもこの旨を記載させていただいているところであります。

いずれにしましても、変異株への対応、最大限警戒をしながら、そして他方で、エビデンスに基づいて適切な対応をして、病床の逼迫など何としても避けられるように対応していきたいというふうに考えております。

○塩川委員　終わります。

○高木委員長　次に、遠藤敬君。

○遠藤（敬）委員　日本維新の会の遠藤敬でございます。

西村大臣におかれましては、先週から、地元、吉村知事と、相談に乗っていただきながら、順次、この蔓延防止対策でも実施に向けた方策を御検討いただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

先ほど来より、自治体の考え方、そして政府の考え方がおろそかじゃないか、解除した瞬間にこうなっているじゃないかという御指摘はありますけれども、今日、一か月後にこういった国会報告を受けるとは思いもしませんでした。とても残念でありますし、こんな国会報告が解除後になければいいのになと心から思っておりましたが、こういう状況。まさに、ウイルスとの戦い、パンデミックとの戦いに勝ち残れるかどうか、そういうことだと思うんです。

私、いろいろと考えておるんですけれども、こういった、政府や自治体の方策で何とか抑え込んでいって、前回も申し上げましたけれども、病床を崩壊させない、医療を崩壊させないということが一番のポイントだと思うんですが、これはなくなることはもう絶対無理だと思うんですね。

先日、報道番組にもありましたように、イスラエルでは、日に一万人を超えていた感染者が、五五％のワクチン接種でほぼ五百人未満に抑えられているという報道を耳にしましたし、一方では、フランスは三回目のロックダウンということで、世界でも様々な態様で、状況は異なると思いますけれども、日本では、実際に、大臣、もうこれはワクチン以外に手だてがないと思うんです。

いろいろな、経済を締め上げていくことで大きな悲鳴を上げている事業者、国民の皆さん方にも、本当に申し訳ないなという思いも、政府にも、我々議員にも当然あるんだと思います。しかし、この方策をどこかで打ち切るというのは、乗り越えていって、その後にワクチンが接種されて、国民の皆さん方が自然に社会活動ができるということが本来の姿だと思うんですけれども、実際、今何％、日本の国民、医療従事者を含めて、接種できているのか、お答えいただきたいと思います。

○西村国務大臣　御指摘のように、専門家の皆さんも、まずは高齢者へのワクチンの接種が進めば重症化するリスクがかなり減りますので、これは海外の事例を見てもそうですし、その点をまず、円滑に接種をやって、そこまでしっかりと、感染が大きくならない、その頃まで、何度も波は来ます、来ますけれども、それを大きな波にしないよう踏ん張っていこうという話を専門家の皆さんもよくされておりますし、昨日はノーベル賞の山中教授とも意見交換しましたけれども、山中先生も、やはり、ワクチン接種は鍵だ、これを円滑に進めることが大事だということも強く御指摘をされていました。

その上で、ワクチンについては、三社と合計三億一千四百万回分の供給を受ける契約の締結に至っているというふうに承知をしております。そして、ファイザー社のワクチンについては既に接種が始まっているところでありますけれども、現時点でのワクチン接種数は、厚生労働省によりますと、三月三十一日時点で累計百万二千七百三十九回、二回目の人も十二万五千五百八十人おられます。

政府として、できる限り必要なワクチン確保に努め、自治体に対して、希望する方が速やかに受けられるように、体制の整備、私の立場からもサポートしていきたいというふうに考えております。

○遠藤（敬）委員　大変申し上げにくいんですけれども、西村大臣が今お答えできるかどうかは別にしまして、大体の目安でいいんですけれども、イスラエルが五五％で、約一万人を超えた感染者が五百人以下になっているということですから、国民全体ですね。五五％の接種を年内にできるのかどうかということは、社会活動も、一定経済活動も復活できるのではないかという認識なんですけれども、大臣、それは確定的なことは難しいと思うんですけれども、今の、考え方といいますか、状況だけ教えていただきたいと思います。

○西村国務大臣　まず、ワクチン接種について、医療従事者向けに、国立病院であるとか、先行して一万人程度を接種、そして医療従事者向けの接種が約三百万人程度というふうに聞いております。そのうち、今百万回でありますから、一回目の人と二回目の人がいますので、どう計算するかですけれども、そういう状況です。

そして、高齢者向けに三千万人から四千万人の方が受けられるということを想定しながら、四月十二日から高齢者への接種を開始して、六月末までに六十五歳以上全員分にワクチンの配送を終える予定にしておりますので、できるだけ、配送を終えて円滑に接種を進めて、まずは重症化するリスクのある高齢者にしっかりと接種をしていければというふうに考えております。

○遠藤（敬）委員　終わりますが、これは、政府が悪い、また自治体が悪いとかいうレベルをもう超えていると思うんです。先ほど大臣がおっしゃるように、何回も波がやってきている。これがまさに、今回がそうだと思うんですけれども、我々の世代でいうと、車でいう半クラですね、クラッチの半クラ、半クラでずっとつなぎ止めていって、最後にはワクチン接種がうまく国民に行き渡り、社会経済活動が、普通に国民生活ができる。その半クラの状態をずっと続けていかないといけないということは、誰が悪い、彼が悪いとかじゃなくて、我々国民が一緒になって山を乗り越えるということだと思いますので、共に、我々微力ですけれども、頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

まず、大臣、蔓延防止の話に入る前に、状況についてちょっと教えてほしいことがあります。

私、最近気になっていることは、第一波、第二波、第三波と、時間が経過するにつれてその波と波の間の間隔が短くなっているというデータがあります。第一波と第二波の間は大体五十日前後から六十日前後。第二波と第三波の間は大体三十日ぐらいになっているんですね。この間隔が狭くなっていますし、底を打ったときの、ボトムのところの一日の感染者数、最初は五十人ぐらいだったんですが、五百人になり、そして千人になりました。こういう状況になっています。

この原因がどういうところにあるのか、政府の見解を教えていただけますでしょうか。

○西村国務大臣　まず、去年の感染拡大、三月から四月、それから数か月を経た八月に大きな流行がございました。それから数か月を経て十二月ですので、この間は三か月から四か月ということで間隔はほぼ同じだったんですが、十二月から収束まで、収束というか一旦下がる三月まで二か月半ぐらいから三か月かかりました。それで、三月までに解除した大阪、関西地域について、今回、三月末ぐらいからまた上がってきたということでありますので、確かにこの春の今回の流行については間隔が短いものというふうに思います。

理由については、専門家もいろいろな解釈というか見解を述べられていますけれども、御指摘のように、一旦下がり切ったレベルが、最初の五十人、今回は、東京でいえば三百人ぐらい、大阪でいえば二桁になったりしていましたけれども、ここはいろいろ対応できる能力も増えていますので、病床も確保したり、検査能力も上がっていますから。そういう意味で、レベルは、我々の対応能力が上がったという面もありますが、それがやはり去年のように低くなかった面もあるという御指摘もあります。

それと、関西は、今回はもう変異株。変異株がもう大阪、兵庫でかなり広がってきているということが、感染を拡大、昨日も今日も専門家の議論は、感染力が強い、このことの御指摘をいただいていますので、これが東京にもし来た場合はどうするのかという、いろいろな事態も想定しながら我々は対応しなきゃいけない。

まずは、大阪、兵庫、関西との移動をどういうふうにできるだけ控えていただくのか、こういったことも含めて、それぞれの知事と連携して対応していきたいと考えております。

○浅野委員　そういったこれからの再拡大を防ぐために今回蔓延防止等重点措置を発動させるということなんですが、そもそも、これまでの議論にもありましたが、大阪や宮城では、既に今、病床の逼迫状況はステージ3なんですが、加速度的に悪化している状況。兵庫県に関しては既に六〇％を超えている状況にあります。既にこれは緊急事態措置を発動してもいいんじゃないかという声もあります。むしろ、我々は、東京や神奈川、これから拡大する、蔓延するおそれのあるところを先回りして指定すべきではないかという声もあるんですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○西村国務大臣　まず、兵庫県のことを申し上げれば、兵庫県は、病床が空いていれば、できるだけホテルじゃなくて病床に軽症の人も入れていくという方針でやっているものですから、一定程度まではぐっと上がっていくんです。したがって、今ももう六〇％ぐらいとなっていますけれども、その上で軽症の人はホテルに移していくということをされていますので、そういった面もあるということ。

ただし、御指摘のように、かなりもう病床は神戸市自身は逼迫をしておりますし、感染状況は非常にレベルが高い、もうステージ4ですので、緊急事態宣言を出してもおかしくない、そういった状況になってきております。ですので、そこで抑えるために今回蔓延防止措置を活用するということであります。

その上で、首都圏についても、私ども、日々連絡を取り合って、何とか今横ばいから微増、ちょっと東京がふえてきておりますので、今日も東京の状況を警戒感を持って対応するようにということで専門家からも御指摘をいただいております。

しっかりと連携をしながら、私どものモニタリング検査も、重点的に集中的に、感染源を見つけるために活用しながら、そして、今も二十一時までの時短もお願いしておりますので、この飲食店への呼びかけと同時に、アクリル板とか感染対策、マスクを使った会食とか、こういったものを徹底を図っていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　最後の質問です。

これから協力金についても事業規模に応じた対応をするというふうにありました。

ちょうど、我々国民民主党は、明日、この事業規模に応じた支援を定めた法律案を提出させていただきます。是非、政府内においてこれから具体化されるということなんですが、その内容について現状を教えていただきたいのと、もう丸のみで構いませんから、我々があした提出するものも参考にしていただきたいと思います。質問にお答えいただきたいと思います。

○西村国務大臣　これまでも浅野議員におかれては様々な御提案をいただいておりまして、私どもも、規模に応じた、経営への影響に応じた支援ということで真摯に検討を重ねてきております。

現在、最終の詰めを行っておりますので、できるだけ早くお示しをできるようにと思っておりますし、議員提出の立法については、国会でどう扱うかということには私ども従っていきたいと思いますが、参考には是非させていただきたいというふうに考えております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○髙木委員長　これにて発言は終わりました。

○髙木委員長　次に、次回の本会議の件についてでありますが、次回の本会議は、明二日金曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会

2021年4月2日
議院運営委員会
（質疑要旨）

政府作成の法案ミスについて　政府内における法案作成スケジュールは過密でなかったか

2021.4.2（Fri）議院運営委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●法案作成のスケジュール
- 毎年6月頃から立法に向けた基礎検討を開始
- 8月から年末までの間で法案作成部署と内閣法制局が共同で法案概要を構築
- 年明けから2月頃までに要綱、新旧対照表、条文案、参考条文等を作成、チェックしている

●チェックする期間が第204回国会召集の冒頭の時期と重なっている

委員会での浅野の発言要約

「そもそも法案作成のスケジュールが過密すぎるのではないか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「新型インフル等特措法改正のような緊急な事案を除けば、法案提出に向けたスケジュールは概ね例年同様であり、特段過密ではない」

加藤内閣官房長官

政府作成の法案ミスについて　法案作成部署と内閣法制局の役割分担は明確か

2021.4.2（Fri）議院運営委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●省庁の担当部署が作成した法案は、法律として正しい条文となっているか等を内閣法制局がチェックしている

●内閣法制局は「条文の表現」「配列等の構成」「用字・用語の誤り」をチェックするが、今回は是正されなかった

委員会での浅野の発言要約

「内閣法制局のチェック体制は十分なのか。また、法案作成部署と内閣法制局の役割分担が曖昧になっていないか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今後のプロジェクトチームにおいても、法案作成府省庁と内閣法制局の役割の在り方について改善する点がないか議論していく」

加藤内閣官房長官

2021年4月2日
議院運営委員会
（質疑要旨）

政府作成の法案ミスについて

RPA※技術の導入による作業の自動化・効率化を提案

2021.4.2（Fri）議院運営委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●今回、条文に誤りが見つかったのは改正法案であり、新旧対照表を作成してから新たな条文を書くのが自然

●新旧対照表から条文への変換作業を自動化すれば、人為的なミスはなくすことができる

●民間企業や地方自治体においてもRPA技術の導入は既に広まっており、活用されている

委員会での浅野の発言要約

「当該作業に関して<u>RPA技術を導入し、作業の自動化を進めるべき</u>ではないか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「政府内でも同様の機能をもったRPAを有しているが、活用内容を検証しながら、今後業務フローの見直しも併せて行っていく」

加藤内閣官房長官

※RPA：Robotic Process Automationの略語。コンピュータが人間に代わって操作を行い、業務の効率化や自動化を図る技術。

政府作成の法案ミスについて

今後の対応指針を策定しておくべき

2021.4.2（Fri）議院運営委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●産業競争力強化法の条文ミスについて、野党は閣議決定のやり直しを求めているが、政府は前例がないことから議論は平行線となっている

●閣議決定後に不備が発覚した場合の国会への報告フローや事態解消のための手続きは予めルールを定めるべきと考える

委員会での浅野の発言要約

「今後のためにも政府・与野党合意の上でルールを定めることを求める」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「政府・与野党合意のルールについては、国会でお決めいただくことであり、政府としては法案にご理解いただけるようしっかりと説明を尽くしていく」

加藤内閣官房長官

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第二十二号

令和三年四月二日（金曜日）

正午開議

出席委員

委員長	高木　毅君		
理事	御法川信英君	理事	盛山　正仁君
理事	松本　洋平君	理事	井上　貴博君
理事	福田　達夫君	理事	井野　俊郎君
理事	小川　淳也君	理事	青柳陽一郎君
理事	佐藤　英道君		
	古賀　篤君		武部　新君
	根本　幸典君		伊藤　俊輔君
	塩川　鉄也君		遠藤　敬君
	浅野　哲君		

議長	大島　理森君
副議長	赤松　広隆君
国務大臣（内閣官房長官）	加藤　勝信君
事務総長	岡田　憲治君
政府特別補佐人（内閣法制局長官）	近藤　正春君

本日の会議に付した案件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

内閣提出法律案及び条約の再点検の結果等の報告に関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。

まず、趣旨説明を聴取する議案の件についてでありますが、地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、これに対する質疑を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本条約の趣旨説明は、茂木外務大臣が行います。

本条約の趣旨説明に対し、立憲民主党・無所属の小熊慎司君、国民民主党・無所属クラブの山尾志桜里君から、それぞれ質疑の通告があります。

質疑時間は、小熊慎司君は十五分以内、山尾志桜里君は五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、趣旨説明を聴取する議案の件

地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件

趣旨説明	外務大臣	茂木　敏充君	
質疑通告時間	要求大臣		
小熊　慎司君（立民）	15分以内	外務、農水、経産、厚労	
山尾志桜里君（国民）	5分以内	外務	

○高木委員長　この際、内閣提出法律案及び条約の再点検の結果等について、内閣官房長官から報告を聴取いたします。加藤内閣官房長官。

○加藤国務大臣　この度、内閣として国会に提出した法律案及び条約に相次いで誤りが判明いたしました。こうした誤り、特に条文の誤りについては極めて遺憾に思っており、心からおわびを申し上げます。

こうした事案を受け、既に国会に提出した全ての法律案及び条約について再点検を行ったところ、再点検までに判明していた法律案等の誤りに加え、条文の誤りが三本の法律案において四件、参考資料の誤りが十八本の法律案において七十七件判明いたしました。

これにより、条文の誤りは、合計四本、十二件、参考資料の誤りは、合計二十二本、百二十二件となり、所管府省庁等は十三に及ぶことが判明したところでございます。

以上については、三月二十五日の理事会において御報告をさせていただきました。

政府として、今般の事案を重く受け止めており、今後、実効性のある再発防止策を、政府一丸となってしっかりと検討し、実行してまいります。

このため、三月二十六日には、総理から、特に誤りが判明した府省庁等に対し、原因の徹底究明と再発防止策の検討に全力を挙げるよう指示するとともに、私から、各事務次官に対し、関係機関とも緊密に連携しながら、実効性のある再発防止策をしっかりと議論すること、その際、デジタル、ICT技術を積極的に活用する形で、業務フローそのものを見直していくといった観点を含め、検討を行うよう指示をしたところであります。

これを受け、三月三十一日、誤りの再発防止に向けて、各府省庁共通の課題を抽出し、府省庁横断的に解決するための法案誤り等再発防止プロジェクトチームを発足させ、杉田内閣官房副長官をチーム長とする検討をスタートさせたところであります。

以上、全体状況について御説明をさせていただきました。

各法案等の誤りの詳細につきましては、各所管委員会において、必要に応じ、各担当府省庁より御説明をさせていただきたいと存じます。

今後、再発防止に政府一丸となってしっかりと取り組み、国会及び国民の皆さんの信頼を取り戻すべく、全力を尽くす所存でございます。

私からの御報告は以上でございます。

○高木委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。盛山正仁君。

○盛山委員　自由民主党の盛山正仁です。

時間が限られておりますので、早速ですが、内閣提出法律案及び条約の再点検の結果等について質問を行ってまいります。

加藤官房長官が入省された当時もそうであったのではないかと存じますが、私が入省しました昭和五十二年には、運輸省のコピー機はまだ湿式のものや青焼きと呼ばれるものが残っておりまして、ワードプロセッサーもパソコンも存在しておりませんでした。国会答弁も手書きで清書しておりまして、現在のように簡単に何部でもコピーできるという状況ではありませんでした。

法律、政令、省令などは、職場におられた邦文タイピストに、カーボン紙を挟んで八枚タイプしてもらっておりました。ですから、一字でも間違えると、初めから全部打ち直すこともありました。そのため、係長や係員は、法令の文章に間違いがないよう、かぎ、行なう、かぎ閉じを、かぎ、行う、かぎ閉じに改める、マルといったように、読み合わせを行っておりました。

それでもミスを犯すことは当然ありまして、そのようなときには、ベテランのタイプの方から、また初めから打ち直しをしなくてはならないじゃないの、いいかげんにしてよと怒られたものでありました。

また、官報に掲載する法令については、大蔵省印刷局に提出した際、間違いがありますと、原稿誤り、あるいは印刷局が間違えた場合には、印刷

ように、国民の皆さんの権利義務に関わる罰則に係る条文に誤りがあったこと、そして、その誤りが担当者に認識された段階で速やかに国会及び国民の皆さんに報告がなされていなかったこと、これは大変重く受け止めているところであります。

感染症法の誤りについては、三月の全省庁における今国会提出法案の総点検の中で、厚労省において、成立済みの新型インフル特措法の感染症法改正部分の法案提出時の条文に誤りを発見し、報告がなされたところであります。

これを受け、一連の過程の確認を厚生労働省で行ったところ、条文の誤りについて、一月の法案の修正作業の土壇場のタイミングで、衆議院法制局の指摘で担当者の一部が認識をしていた、しかしながら、局内幹部に共有されるに至っていなかったということが明らかになりました。当該担当者は法案審議に向けた対応あるいは衆議院修正案への対応等行う中で局内幹部への報告に至らなかったと聞いておりますが、担当者の認識も甘く、報告するという意識が希薄だったのではないかという指摘、これは免れないと受け止めております。

いずれにせよ、結果的に修正されているとはいえ、提出法案の条文に誤りがあったこと、そして、その誤りが担当者に認識された段階で、省内に認識の共有がなされず、速やかに報告等適切な対応がなされなかったこと、これはあってはならないというふうに考えており、こうした点も含めて、このプロジェクトチームにおいてしっかりと検討していき、万が一、誤り等が起きた場合にも、組織内で速やかに共有され、適切な対応が取れるなど、体制の整備も図っていきたいというふうに考えております。

○塩川委員　なぜこのような誤りが相次いだのか。

第一点、効率化重視の民間手法が行政に持ち込まれ、国民の権利義務に係る業務だという意識が公務員に希薄になったのではないか。行政のデジタル化も、間違ったら直せばいいといった、間違いを容認する安易な風潮を生じさせたのではないか。

また、規範意識を保持し実務を担ってきた公務員が減ってきているのではないか。公務員削減の負の影響が出ているのではないか。

また、デジタル関連法案やコロナ対策の特別措置法等、菅政権が拙速に政策を推進したことがこのような誤りの要因となっているのではないか。

そして、大本には、公文書の改ざん、隠蔽、虚偽答弁といった安倍政権以来の政権のおごりがあり、それが官僚にも浸透した結果ではないのか。

以上、この点についてお答えいただきたい。

○加藤国務大臣　行政におけるデジタル化等による業務の効率化でありますけれども、こうした効率化を図ることは、職員がその持てる力を十二分に発揮し、行政サービスの質の向上につなげ、国民生活の利便性を向上させるためにも重要であると考えているところであります。

また、今回、誤りの原因として、先ほど申し上げた、人員体制、システムに関連する誤り、認識の問題等が指摘をされているところでありますが、職員間に規範意識の低下、おごりが生じているといったことによってこうしたミスが生じているということは承知をしておらず、担当職員においては真摯に職務に当たっているものと考えております。

また、公務員削減の負の影響との御指摘でありますが、政府においても、一律に定員を削減しているものではなく、必要な部局には必要な体制整備を行っているところであります。

御指摘のデジタル改革関連法案については、政府としても、喫緊の課題であるデジタル化についてもスピード感を持って対応するなど、いずれも社会的なニーズに的確に応えるべく、必要な法案を今国会に提出する準備を進めたものであり、拙速という認識は私どもは持っていないところであります。

しかし、いずれにしても、今回こうした誤りがあったということ、これは真摯に受け止め、原因を究明し、そして、今後の、こうしたミスが再び起こらない、こうした対策をしっかりと講じていきたいというふうに考えております。

○塩川委員　誤りが決して繰り返されないということを強く求めて、質問を終わります。

○高木委員長　次に、遠藤敬君。

○遠藤（敬）委員　日本維新の会の遠藤敬でございます。

この問題が生じたときに、議運の理事会でも、私から要望といいますか、お願いもさせていただきましたが、坂井副長官、また、御法川筆頭にも、委員長にもお願いをしましたけれども、これは、内閣が提出した法案を一度見直していただけませんか、こういったことがあるかも分からないので確認をしていただきたいということで、私からも要望、お願いをさせていただいた。各役所の方からも御説明をいただきましたけれども、私は、これは自助努力といいますか、各省庁が努力をされて見直されたと思いますので、ここは了としたいと思うんです。

今後こういうことのないようにどうするか。先ほどから、長官からも、法制局長官からもございましたけれども、そういうことなんですけれども、それ以上でも以下でも全くありません。なので、今後、そういう再発防止をどうしていくかということだと思いますが、法制局長官に確認をしたいんですけれども、あってはならないことでありますけれども、参考資料のミスによって法的な効果の変動があるのかどうかをお答えいただきたいと思います。

○近藤政府特別補佐人　お答えいたします。

国会の議決の対象となり、法律となるのは条文部分でございますので、参考資料の誤りが、成立した法律の法的効果に影響することはないものと考えております。

○遠藤（敬）委員　加藤官房長官にもお聞きしますけれども、僕は、いろいろなチェックをする段階で、人の目を通すといいますか、その目が少ないんではないかということを議運の理事会でも申し上げさせていただいたんです。目ではもう難しい。働き方改革もあり、しかし、こういうミスは犯してはならないという、本当に難しい時代だと思うんですけれども、これは外部に出すというのは駄目なんでしょうか。長官にお伺いします。

○加藤国務大臣　まず、複層的チェックをしっかりやって、確認強化すべき、これが基本的な対応だと思いますが、それだけでは、今委員御指摘のように、現場の負荷をいたずらに増やし、それは再発防止に、実効性の確保にもつながらないということは十分あり得ると考えておりまして、今、プロジェクトチームにおいては、現場でいろいろこうした作業に取り組んできた、そうした方々の視点もしっかり踏まえ、デジタル、ＩＣＴ技術を積極的に活用する中で、業務フローの見直しを行っていきたいと考えておりますし、また、範囲が当然あるとは思いますけれども、可能なものであれば外部の力をおかりするということも十分あるのではないかというふうに思います。

○遠藤（敬）委員　終わりますけれども、こうやって調べて、また短時間で洗い直したという経緯もあると思うので、結局、無駄な時間をつくってしまった。それを出す前にきちっとチェックしていればこの二度手間がなかったわけなので、彼ら自身も大変な思いをされたと思うので、しんどい思いをするのは最初にしておきましょう、ただ単にそれだけのことだと思いますので、長官も法制局長官も大変だと思いますけれども、爾後、こういうことのないようにお願いをしたいと思います。

終わります。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

よろしくお願いいたします。

今回、法案のミスに関する件について、まとめて四点質問させていただきますので、御答弁をお願いいたします。

まず一点目は、政府内における法案作成のスケジュールについてであります。

私の方で省庁にヒアリングをさせていただきま

したところ、ある部署では、毎年六月頃から立法に向けた基礎検討を開始、八月頃から年末頃までの間で担当部署と内閣法制局が共同で法案概要を作成する。そして、年明けから二月頃までの期間に要綱や新旧対照表、条文案などを作成、そして閣議決定の直前の短い期間で読み合わせなどのチェックを行っているということでありました。

そもそも、この法案作成のスケジュール自体が非常に後半に行けば行くほど負担がかかり過ぎているような印象も受けますが、改善できないのでしょうか。

二点目は、法案作成担当部署と内閣法制局の役割分担についてであります。

内閣法制局のホームページを見ますと、法制局の役割としては、条文の表現や配列などの構成、用字、用語の誤りなどのチェック、誤りを発見することだそうであります。

今回はこの誤りが発見されることはなかったわけでありますが、内閣法制局のチェック体制が十分であるかどうか。そして、先ほども申し上げたように、担当部署と法制局との共同作業期間が数か月に及びますから、その間に役割分担が曖昧になって、チェックが甘くなっているようなことはないのか、その点についてお伺いします。

三点目。今回、条文本体に誤りが見つかったのは、いずれも改正法案であります。改正法案というのは、新旧対照表を作り、その相違点を改正条文に落とし込む作業になりますが、この落とし込む作業がミスの発生場所であったというふうに聞いております。

そもそも、この落とし込む作業自体を自動化できないのか。地方自治体や民間企業では、ＲＰＡ、ロボティクス・プロセス・オートメーションという技術で既に自動化がされております、文章変換なども含めて。こういったものを是非導入していただくのはどうかと思います。

最後になります。四点目になります。

今回、産業競争力強化法については、野党は閣議決定のやり直しを求めておりますが、議論が平行線のまま、現在に至っております。その理由としては、過去にそういった例がなかったことなどから、明確な対応指針がない点が挙げられます。今後のためにも、政府、与野党合意の上でこうした対応ルールを決めるべきだと考えますが、御見解を伺います。

以上四点、お願いいたします。

○加藤国務大臣　まず、法案作成に至るスケジュールでありますけれども、各省庁からの報告では、新型インフルエンザ等特措法の改正のような緊急な法改正の事案を除けば、法案提出に向けたスケジュールはおおむね例年同様ということで、特段過密であるという認識ではないとのことであります。

また、そもそも、必要性があれば、それに対して、国民の生活のために必要であると判断される場合など、速やかに対応していくことが求められるわけでありますから、大事なことは、各府省において必要な体制を整備していく、その上で法案を国会に提出すべく準備を進めていくことが大事だというふうに考えております。

それから、二点目でございますけれども、内閣法制局と法案作成部局、府省庁との役割分担でありますが、現状は、法案作成府省庁は法律案を立案し、国会へ提出する立場から、内閣法制局は法律案の審査を所掌する立場から、それぞれチェックを行っているところでありますが、こうした中で、今回、こうした条文の誤りがあったところであります。

今後のプロジェクトチームにおいても、法案作成府省庁と内閣法制局の役割分担の在り方といった点についても改善すべき点がないかどうか、こうした議論をしっかり重ねていきたいと考えております。

それから、ＲＰＡ、ロボティック・プロセス・オートメーションの手法の導入というお話でございますが、実は、政府内においても、例えば法制支援業務システム、ｅＬＡＷＳの中に新旧対照表から条文案を自動作成する機能を有しているところではありますが、今般の誤りの原因究明において、こうした機能が法案作成の現場で十分に活用できているのかといったことが指摘をされております。活用できる内容になっていたかということも当然あると思います。

そういった点を含めて、しっかり検証していき、そして、こうしたものも活用する中で、先ほど申し上げた業務フローの見直し、そういったものを図っていきたいと思っております。

最後に、誤りがあった場合のルールでありますけれども、閣議決定後に条文の誤りが判明した場合の国会への御報告等の手続について明文化したルールはないと承知をし、これまでには、衆参両議院の議案課にお知らせをし、訂正について対応を御相談させていただいた上で、その条文の誤りについて、国会の御了解をいただいた場合には政府から国会に正誤通知を行ってきたというふうに承知をしているところであります。

御指摘の政府、与野党合意の上でのルールについては、まず国会においてお決めをいただくということなんだろうと思います。

政府としては、今回の法案についても、御理解いただくべくしっかりと説明を尽くしていきたいと考えております。

○浅野委員　以上で終わります。ありがとうございました。

○髙木委員長　これにて発言は終わりました。

○髙木委員長　それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○髙木委員長　次に、次回の本会議の件についてでありますが、次回の本会議は、来る六日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

2021年4月9日
議院運営委員会
（質疑要旨）

まん延防止等重点措置　まん延防止措置や緊急事態措置の発動条件について

2021.4.9（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●4月12日から東京、京都、沖縄でまん延防止等重点措置が適用される

●政府においてまん延防止等重点措置を発動するためのサーキットブレーカー※の仕組みを検討しているが、まん延防止から緊急事態措置への移行時は設定されていない

※サーキットブレーカー
感染状況が一定の水準に達したら自動的にまん延防止措置を発動させる仕組み

委員会での浅野の発言要約

「まん延防止から緊急事態措置へ移行するときも、サーキットブレーカーの仕組みを検討すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「緊急事態措置はステージ4に達したら視野に入ってくるが、今後はこれまでの病床の使用率に加えて入院率を見ていく」

西村国務大臣

まん延防止等重点措置　まん延防止措置近隣エリアの感染対策について

2021.4.9（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●まん延防止等重点措置は緊急事態措置よりも狭いエリアで活動制限を強いるため、エリア外に出ることが比較的容易となっている

●営業時間短縮の命令ができない地域を介して感染が拡がる懸念がある

委員会での浅野の発言要約

「周辺地域においても同様の取組みをそろえて行うべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「まん延防止対象地域外でも21時までの時短など、類似の措置で感染を抑えていく」

西村国務大臣

2021年4月9日
議院運営委員会
（質疑要旨）

まん延防止等重点措置

飲食店以外への時短要請の必要性について

2021.4.9（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●4月7日開催の第29回アドバイザリーボードでは、まん延防止等重点措置が発動している大阪、兵庫だけでなく周辺自治体においても感染者数が増加していると報告されている

●クラスター発生場所は、医療機関や福祉施設のみならず学校や職場、飲食店、スポーツ関連施設等多様な場所となっている

委員会での浅野の発言要約

「飲食店だけに時短要請をするという考え方を変えなければいけないのではないか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「イベントの制限、テレワーク等人と人が接触することを避けなければならない。モニタリング検査や積極的疫学検査を活用してクラスター対策を講じていく」

西村国務大臣

第二百四回国会
衆議院

議院運営委員会議録　第二十五号

令和三年四月九日（金曜日）
午後一時開議（衆議院規則第六十七条の二による）

出席委員
委員長　高木　毅君
理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君
理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君
理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君
理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君
理事　佐藤　英道君
武部　新君　根本　幸典君
藤丸　敏君　伊藤　俊輔君
塩川　鉄也君　杉本　和巳君
浅野　哲君

議長　大島　理森君
副議長　赤松　広隆君
国務大臣　西村　康稔君
事務総長　岡田　憲治君

委員の異動
四月九日
辞任　補欠選任
遠藤　敬君　杉本　和巳君
同日
辞任　補欠選任
杉本　和巳君　遠藤　敬君

本日の会議に付した案件
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更の報告に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。
この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更について、西村国務大臣から報告を聴取いたします。西村国務大臣。
○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。
全国的に新規陽性者数の増加が続いており、変異株の感染も広がっていることから、政府として、非常に強い危機感を持っており、徹底的な対策を講じて、何としても感染拡大を抑え込む必要があります。
このような中、本年四月一日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、宮城県、大阪府及び兵庫県を対象とし、期間を四月五日から五月五日までとして、蔓延防止等重点措置の実施を決定いたしました。
現在、東京都、京都府及び沖縄県においては、感染の拡大が見られ、全体としてステージ3相当の指標が多く出ており、医療提供体制の逼迫が懸念されることから、蔓延防止等重点措置を実施し、感染拡大を防止する必要があります。
このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県を加えるとともに、東京都においては期間を四月十二日から五月十一日までとし、京都府及び沖縄県においては期間を四月十二日から五月五日までとすることについて、御了解をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、蔓延防止等重点措置の区域変更を決定したいと考えております。
これらの都府県においては、知事が区域を定めて、飲食店における二十時までの営業時間短縮要請や、都府県全体でのイベントの人数制限、アクリル板の設置を含めたガイドラインの遵守の徹底、感染拡大地域におけるモニタリング検査の拡充、高齢者施設等の従業者等に対する頻回検査等の取組を徹底するとともに、変異株による感染が増加していることを踏まえ、不要不急の都道府県間の移動を極力控えるように促すこととなります。
国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、蔓延防止等重点措置を機動的に活用し、感染拡大防止を最優先に、今後とも、取組を徹底、強化してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。
○高木委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。藤丸敏君。
○藤丸委員　自由民主党の藤丸でございます。
新型コロナ感染症で九千二百八十六名の方がお亡くなりになられております。心より御冥福をお祈りいたします。
医療関係者の皆様には感謝申し上げます。
新型コロナウイルスへの対応は、国民の命と暮らしを守る重要課題であります。
政府におかれましては、本年一月に緊急事態宣言を発出し、感染者数をピーク時から八割以上減少させ、感染拡大を抑えられております。しかし、三月上旬以降、増加が続いております。
四月の五日には、蔓延防止等重点措置を適用されました。来週十二日より、東京、京都、沖縄に蔓延防止等重点措置を適用することとされております。
国や自治体の取組、そして国民の皆さん一人一人の対策の徹底が重要であります。どのようなお願いをされるのかを改めてお聞きいたします。
次に、今月六日にＩＭＦが世界経済見通しの改定を行いました。今年、二〇二一年、アメリカ、プラス六・四、中国、プラス八・四、日本、プラス三・三と、今年の年末にはコロナ前の水準に戻ると言っております。
現状では、飲食、旅行、交通等、物すごくへこんでおります。政府においては経済の見通しについてどのようなお考えかをお伺いいたします。
最後に、ワクチン接種後、熱が出ると言われております。
三十七・五度は、人の免疫力が一番高まる温度であります。自分の脳の視床下部から命令で、体温を自ら上げて抗体を作っていると言われております。
もちろん、熱が出ない人も多いわけですが、インフルエンザウイルスは強いので、インフルエンザの場合は、自ら三十九度、四十度と上げて退治をしているということであります。
また、過剰免疫反応のアナフィラキシーの血圧低下、意識障害は、アドレナリンを打つことによって血圧を上げて落ち着かせるという対応もされております。
この三点、お伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。
○西村国務大臣　お答え申し上げます。
まず、東京都、京都府、沖縄県のいずれも、全体としてステージ3相当の指標が多く出てきているところであります。
こうした中で、東京都は、特に、感染力が一・三二倍あると評価をされております変異株、さらには、比較的若い世代も重症化しやすいという報告がありますこの変異株の割合が上昇してきていること、さらに、入院が必要な療養者数がもうステージ4の状況になっていること、こうしたこと。

○西村国務大臣　今日も分科会でも議論になりました。数字だけを見ますと、まだステージ2の状況じゃないかと思っていない、ステージ3にもなっていますが、ただ、先週、今週の比が一・七九ぐらいになっていますので、かなり感染が急速に上がってきております。変異株も確認をされておりますので、この点、病床もじわじわと使用率が上がってきておりますので、しっかりと知事とも連携しながら、状況を確認し、機動的な対応をしていきたいというふうに考えております。

○杉本委員　終わります。ありがとうございました。

○髙木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

本日から三つの都府県が蔓延防止等重点措置の対象になりますけれども、そのほかの都道府県を見ますと、これからそういった警戒期間を終える都道府県も中にはございます。例えば茨城県、蔓延防止警戒期間として三月二十一日から定めておりましたけれども、これは県独自の施策でありますが、予定どおり明日で解除になるというようなところもございます。

大事なのは、早め早めの対策、そして現地の首長の迅速な判断だと思っています。

それで、一問目を質問したいと思うんですが、今現在、政府においては、この蔓延防止等重点措置を発動させるためのサーキットブレーカーの仕組みというのを検討しているというふうに伺いました。できるだけこの仕組みを具体化させてほしい、その概要も今日はお聞きをしたいんですけれども、それに加えて、これから、蔓延防止から緊急事態措置の移行についてもサーキットブレーカーの仕組みを検討すべきではないかというふうに思っておりますが、この点について大臣の御見解を伺いたいと思います。

○西村国務大臣　御指摘のように、感染症対策は、常に早め早めの対応が必要でありますし、今回、変異株で更に急速に感染が広がるということも分かってきておりますので、そういった意味で、更に機動的な対応が必要だというふうに認識をしております。

そうした観点も含めて専門家の中で様々な議論がなされ、昨日のいわゆるコロナ対策の分科会におきまして、これまでの病床の使用率に加えて、入院率というのも見ていこうと。つまり、入院が必要な人がどれだけきちっと入院できているか。つまり、入院率が低いと、なかなか入院できず調整が続いている、つまり、保健所の機能も負担が大きくなってきている。ホテルあるいは病院も確保できていない、入院できていない、自宅療養が増えている。こういった指標を加えられないかということで、より緊急性を判断しやすい基準を加えていこうということで、議論が進んでおります。

いずれにしましても、今回、蔓延防止等重点措置を講じることによって、その範囲で抑え込んでいきたいと考えておりますが、これが変異株の影響もあって更に広がってくるような状況になって、さらに、指標でお示ししておりますステージ4の状況になってくれば緊急事態宣言が視野に入ってくるということであります。

もちろん、国民の皆さんの命を守るために必要があれば、これは当然、緊急事態宣言もちゅうちょなくやらなきゃいけないんですが、そうならないようにこの蔓延防止等重点措置で緊急事態宣言と同等の強い措置も講じておりますので、二十時までの時短、イベント制限、さらには、一店一店の店舗の見回り、呼びかけ、こういったことを通じて何とか感染を抑えていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　緊急事態措置にならないようにということなんですが、そうなったときの迅速な判断のための備えというのも是非必要だと思いますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

続いての質問なんですが、先日、四月七日に開催された第二十九回アドバイザリーボードの資料を読みますと、蔓延防止等重点措置が発動している大阪、兵庫だけでなく、その周辺自治体においても感染者数が増加している状況にあるという報告がございました。加えて、クラスター発生場所の多様化も見受けられるということで、例えば、医療機関や福祉施設のみならず、学校や職場、飲食店、スポーツ関連施設、多様な場所でのクラスターが発生しているということだそうであります。

今、少し危惧しておりますのは、蔓延防止等重点措置は緊急事態措置よりも狭いエリアで活動制限を強いるために、その指定エリアから外に出ることが比較的容易だという特徴があります。外に出てしまえば、時短の命令ができない地域になりますので、そういった地域を介して感染が広がるような懸念もあるのではないかというふうに思っております。

是非、蔓延防止等重点措置の地域内のみならず、その周辺地域においても取組としては同様な取組をやはりそろえてやるべきではないか、このように考えるわけですけれども、これに対して大臣の御見解を伺いたい。

加えて、クラスター発生場所が多様化している現状を踏まえれば、飲食店だけに時短要請をするという考え方も変えなければいけないんじゃないか、こういうふうに思いますが、御見解を伺います。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

御指摘のように、蔓延防止等重点措置は、ある都道府県の中で感染が拡大している地域を絞って集中的に対策をやることによって、そこで抑え込んでいこうという考え方でありますが、必ずしも、大阪の場合は大阪市を指定しております、兵庫県の場合は神戸市だけではなくて阪神間の都市、東京都も二十三区に加えて幾つかの市を対象にしようということで知事が判断されると思います。

そういう意味で、感染が拡大しているところは対象としながら、そして、それぞれの都府県そうなんですが、それ以外のところも、時間は二十時までではないですけれども、二十一時までの時短など、類似の措置で感染を抑えていこうとしております。

あわせて、飲食のみならず、御指摘のように、クラスターが多様化してきております。工場や職場でも起きておりますので、こういったところの注意喚起、これは例えば、関西の経済三団体には、昨日私から改めてまた様々な要請をさせていただきましたし、それから、全体として、イベントの制限、あるいはテレワーク、やはり人と人が接触することを避けなきゃいけませんので、こういったことを引き続き徹底していただけるようにお願いをしていきたいと思いますし、モニタリング検査なども活用しながら、そうした感染源を特定して、クラスター対策、積極的疫学調査で、その範囲で抑え込んでいければというふうに考えております。

○浅野委員　終わりますが、最後に、変異株E484Kについてはまだまだ知見が足りないという情報がございます。政府としても全力で研究を進めていただくことをお願いして、私の発言を終わります。

ありがとうございました。

○髙木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

2021年4月16日
議院運営委員会
（質疑要旨）

まん延防止等重点措置　早期発見のためのコロナ検査拡充について

2021.4.16（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●4月5日にまん延防止等重点措置が発動してから11日経つが、大阪ではいまだに増加が続いている

●広島県では薬局やPCRセンターで誰でも無料で検査が可能となっており、茨城県日立市においても自己負担3,000円で何度でもPCR検査を受けられる取り組みが始まる

●検査拡充に取り組んでいる自治体へ予備費等を活用して後押しが必要

委員会での浅野の発言要約

「無料のコロナ検査や、簡易検査キットの無料配布を全国的に実施するべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「検査は極めて重要なので、戦略的に拡充していきたいが、自治体、医療機関において適切な検査を実施していく」

西村国務大臣

まん延防止等重点措置　子どもたちへの定期検査について

2021.4.16（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●変異株の増加が顕著であり、若者や子どもたちの感染例が増えている

●現在、頻回検査の対象は医療従事者、高齢者施者となっている

●COCOAの利用、オリパラアプリの仕様見直しで、接触確認履歴、ワクチン接種履歴、検査履歴を総動員して国民の行動変容を促す必要がある

委員会での浅野の発言要約

「頻回検査の対象に、子どもたち、学校を加えるべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現時点で子どもについては、変異株を含めて重症化しやすいというエビデンスがないが、今後の知見の蓄積を踏まえながら必要な対応を取っていく」

西村国務大臣

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第二十八号

令和三年四月十六日（金曜日）

正午開議

出席委員

委員長　高木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

木村　次郎君　武部　新君

藤丸　敏君　本田　太郎君

高木錬太郎君　塩川　鉄也君

青山　雅幸君　浅野　哲君

大島　理森君

議長

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

四月十六日

辞任　補欠選任

遠藤　敬君　青山　雅幸君

同日

辞任　補欠選任

青山　雅幸君　遠藤　敬君

本日の会議に付した案件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

本日の本会議の議事等に関する件

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更の報告に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。

まず、趣旨説明を聴取する議案の件についてでありますが、内閣提出の出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、これに対する質疑を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本法律案の趣旨説明は、上川法務大臣が行います。

本法律案の趣旨説明に対し、立憲民主党・無所属の屋良朝博君、公明党の吉田宣弘君、日本共産党の藤野保史君、国民民主党・無所属クラブの山尾志桜里君から、それぞれ質疑の通告があります。

質疑時間は、屋良朝博君は十五分以内、吉田宣弘君は十分以内、藤野保史君、山尾志桜里君は各々五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、趣旨説明を聴取する議案の件

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）

趣旨説明　法務大臣　上川　陽子君

質疑通告　時間　要求大臣

屋良　朝博君（立民）　15分以内　法務、防衛、丸川国務（オリンピック・パラリンピック）

吉田　宣弘君（公明）　10分以内　法務

藤野　保史君（共産）　5分以内　法務、外務

山尾志桜里君（国民）　5分以内　法務

○高木委員長　次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○岡田事務総長　まず最初に、日程第一につき、金子災害対策特別委員長の報告がございまして、全会一致でございます。

次に、日程第二につき、石田総務委員長の報告がございまして、共産党が反対でございます。

次に、出入国管理及び難民認定法等改正案につきまして、上川法務大臣から趣旨の説明がございます。これに対しまして、四人の方々からそれぞれ質疑が行われます。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程　第十四号

令和三年四月十六日

午後一時開議

第一　災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（内閣提出）

○高木委員長　それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○高木委員長　次に、次回の本会議の件についてでありますが、次回の本会議は、来る二十日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後二時三十三分開議

○高木委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更について、西村国務大臣から報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

全国的に新規陽性者数の増加が続いており、従来よりも感染力が強いとされ、また、比較的若い世代でも重症化しやすいと報告されている変異株の感染も広がっていることから、政府として、極めて強い危機感を持っており、徹底的な対策を講じて、何としても感染拡大を抑え込む必要があります。

このような中、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、宮城県、大阪府及び兵庫県においては期間を本年四月五日から五月五日までとし、東京都においては期間を四月十二日から五月十一日までとし、京都府及び沖縄県においては期間を四月十二日から五月五日までとして、蔓延防止等重点措置を実施しているところであります。

その上で、現在、埼玉県、千葉県及び神奈川県においては、全体としての指標では必ずしもステージ3相当とはなっていないものの、東京に近接する地域を中心に新規陽性者数が増加しており、また、愛知県においては、幾つかの指標でステージ3相当であり、名古屋市を中心に感染が急

速に拡大しております。いずれの県においても変異株の占める割合が急速に増加しており、国立感染症研究所の専門家によりますと、五月には首都圏、関西圏、中京圏ではほぼ変異株に置き換わると予測されるなど、変異株による感染の拡大に対し、高い警戒感を持っているところであります。このため、蔓延防止等重点措置を実施し、早期に感染拡大を防止する必要があると判断したところであります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域に、期間を四月二十日から五月十一日までとし、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加えることについて、御了解をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、蔓延防止等重点措置の区域変更を決定したいと考えております。

これらの県においては、知事が区域を定めて、飲食店における二十時までの営業時間短縮要請や、県全体でのイベントの人数制限、アクリル板の設置を含めたガイドラインの遵守の徹底、感染拡大地域におけるモニタリング検査の拡充、高齢者施設等の従業者等に対する頻回検査等の取組を徹底するとともに、変異株による感染が増加していることを踏まえ、不要不急の都道府県間の移動を極力控えるように促すこととなります。

国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しつつ、都道府県全体の状況のみならず、地域ごとの状況もきめ細かに分析、評価を行い、専門家の御意見も聞きながら、蔓延防止等重点措置を機動的に活用し、感染拡大防止を最優先に、今後とも、取組を徹底、強化してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。木村次郎君。

○木村（次）委員　自由民主党の木村次郎です。

今日は、質問の機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

まず冒頭、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、治療や入院等を余儀なくされている方々にお見舞い申し上げます。

そして、ワクチン接種の現場も含め、医療の現場の最前線で寝食を忘れ御尽力をされている全ての皆様に対して、改めて感謝と敬意を表します。

時間の限りがありますので、早速質問に入らせていただきます。三つの質問がございますが、通して申し述べさせていただきます。

まず一つ目として、今し方、西村大臣からるる御説明をいただいたところではございますが、この新型コロナウイルス、変異型の割合が高まっている、また実数も増えている。ここ最近、連日の報道にもあるわけでございますが、これが、今現在、大変懸念されているところでございます。その実態として、どういう状況なのかということをまず一つ目としてお伺いいたします。

二つ目として、この変異種が全国的に猛威を振るいつつある中で、蔓延防止等重点措置の適用が必要な地域が今後も拡大していくのではないかということもまた懸念されているわけでございますが、今現在の見通しとして、どのように受け止めておられるのかということをお伺いいたします。

三つ目になります。

昨日は、公表されました日銀のいわゆるさくらレポートによりますと、私の地元青森県を含めた東北地方、そしてまた北海道と併せて、景気判断というものも引き下げられたということでございます。

しかしながら、経済というものをどうにかこうにか回していくということも大変大事なことでございます。私の地元青森県においても、大変皆様方はぎりぎりのところで踏ん張っているわけでございます。

春、各市町村で祭りが中止になったところもございますが、全国随一を誇る私の地元の弘前さくらまつり、昨年は中止となりました。公園も封鎖となったわけでございますが、今年は様々な対策を講じ、そしてまた最大限の努力を払いながら、祭りを開始していくというような今準備を進めている。それが地方の実態でございます。

県境をまたぐ移動を大変控えている、そういう空気がある中、重点措置の対象となっていない、あるいは時短要請を行っていない地域、地方においても、人出の減少による経済的な影響が大変大きいわけでございます。地元の各自治体、首長さん方からは、地方創生臨時交付金の追加の交付であるとか、あるいは民間宿泊、あるいは飲食業等々、様々な観光にまつわる産業を含めていろいろな業種において、今般、例えば、六月末まで延長が決定されました雇用調整助成金の、状況次第では更なる延長といったニーズも、大変要望も高いわけでございます。

西村大臣は、それぞれ交付金等は所管の大臣があるわけでございますが、経済社会情勢全体を俯瞰されていく、そういうお立場にある大臣として、今後の必要な支援をどのように行っていくお考えなのかをお伺いいたします。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

まず、変異株についてでありますが、従来株と比べて感染力が一・三倍程度、一・三二倍強い、そして比較的若い世代でも重症化しやすい、こういう報告を受けております。

増加傾向が全国的に広がってきており、特に関西圏では約八割、首都圏でも三割程度、そして愛知県も五割強というふうに言われております。五月にはほぼ全てが変異株に入れ替わる、こういう予測が感染研からなされているわけでありまして、極めて強い危機感を持っているところであります。

スクリーニング、これも引き上げているところで、全国平均で約三割、もっと高いところもありますけれども、実施をしてきております。

感染力が強いということで、是非、マスクも隙間がないように、できれば不織布、どうしても布マスクの場合、二枚重ねとか、不織布との二枚重ねなりで感染防止策を徹底していただきたいというふうに考えております。

そして、今日、分科会でも了承いただいたんですけれども、それ以外の地域として、指標を見ますと、例えば奈良県の状況とか福岡県とか、専門家の皆さんから、こうした県の状況をしっかり見ていくようにという御指摘をいただいております。

奈良県は、何か県内でクラスターというよりかは大阪に通っている人が広げているということで、知事とも、早速対策を強化していくことで、今日お電話もしました。

それから、福岡県も、福岡市内で少し増えてきているということで、対策を強化していくということで、危機感を共有しながら対応していきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、状況を見ながら、知事としっかり連携をし、必要があれば蔓延防止等重点措置を機動的に活用して、感染を抑えていきたいというふうに考えております。

そして、経済支援策。

不要不急の県をまたぐ移動など、お願いをすることから、それぞれの地域で必要な対策をしっかりと行っていきたいというふうに考えておりますが、既に、地方創生臨時交付金を活用して、今も、二十二の道県において、県内旅行の割引事業、県民が県内で行う事業に取り組まれておりますし、今回、約三千億円を活用してこうした県内旅行の割引事業の支援を国で行うということで、五千円の割引、それから飲食、土産物に対しては二千円のクーポンを補助していくということで、これまで岩手県、秋田県、高知県に対して交付決定をいたしておるところであります。

また、感染が落ち着いていればＧｏＴｏイートの食事券なども活用ができるわけでありまして、是非、青森県におかれましても、こうした事業も御活用いただければというふうに思います。

いずれにしましても、予備費五兆円もございま

の夏に東京大会を開催すべく、関係者が一丸となって準備を進めているところであります。

東京大会に関する最終的な判断権限はＩＯＣにあると理解をしております。先日、四月十三日にも、ＩＯＣのコーツ調整委員長、これは三日前ですか、東京オリンピック百日前に合わせたビデオメッセージの中で、大会は必ず開催され、七月二十三日に開幕すると述べられたというふうに承知をしております。

私自身はこの開催の可否についてコメントする立場にはありませんけれども、今後も、このコロナをゼロにすることは難しい、必ず流行の波は発生するわけであります。

私の立場では、安全、安心の大会に向けて、今日御審議いただいておりますまさに蔓延防止等重点措置の機動的な活用も含め、感染拡大防止に全力で取り組んでいきたいと考えております。

○塩川委員長　時間ですので、終わります。

○髙木委員長　次に、青山雅幸君。

○青山（雅）委員　日本維新の会・無所属の会、青山雅幸です。

私からは、二点お尋ねいたします。

蔓延防止等重点措置の適用区域が拡大しているということは、感染者数が急増しているということでございます。当然、宿泊、自宅療養者数も急増していると考えられます。特に、医療が逼迫していると言われておりますので、今まで以上に本来は入院すべき方が宿泊、自宅療養に回ってしまっていることも多いかと存じます。そのような報道も目にします。

一方で、現在は、昨年の春と違って、ステロイド投与などで重症化を防ぐ対症療法もございます。また、ＣＴで重症の判断もできます。

ところが、これを保健所任せにしておきますと、単なる安否確認になってしまうことが多くて、投薬はされない。そして、療養中に悪化して死亡される方がおるというのは、先日も報道されておられました。これを何としても防いでいきたい。

ここで、私の地元で静岡モデルというものがございまして、御紹介させていただきますと、コロナ感染判明後の初診時に対面で症状を把握した後、毎日、朝と夕の二回、電話で診察する。事前に貸し出した機器で酸素濃度等を測ってもらって、体調の変化や悩みを聞く。家族内の濃厚接触者がいれば、そういった方にもきちんと問診をして、そして診察した結果を保健所に毎日一回報告する。

要は、これは最初は子供に対して行われていたようですけれども、今では、静岡市医師会と保健所と提携いたしまして、大人の患者にも適用が拡大されているそうです。

今の自宅療養、施設療養は、残念ながら医療からの隔離になってしまっております。こういった取組が進めば、隔離ではなく診療という本来の在り方に変化していく。当然ながら、重症者や死亡者も減っていくと思います。

是非、こういった試み、静岡以外でもやっているところはあるようですけれども、積極的に、自治体任せにせずに、政府がこれを全国に広げるように手を尽くしていただきたい。これが一点目です。

二点目は、世界的に第何波と言われる波が重なるたびに、感染者数が増えております。これは日本だけのことではございません。ここまで新型コロナウイルスが拡大した以上、これはある程度やむを得ないところもあると思いますし、ウイルスが、本当に二回接種が全ての方に行き渡るのには相当時間がかかりますので、これからもそうなるということが考えられます。

そうしますと、これを前提とした対策を取るしかないというふうに考えられますけれども、やはり医療の提供体制の拡充、これはずっともうこの一年、課題でございます。政府も努力されておりますし、自治体も努力されております。しかしながら、地方自治体は、財政、権限に限りがある。不断の努力をしていますけれども、残念ながら、日本では、民間病院の比率が多いということもありまして、なかなかこれが拡大しない。

ですから、これは本当に、首相が医療団体のトップをお呼びになって官邸でお話をされたというようなことも承知しておりますが、是非、政府が、額に汗をかくといいますか、現場に降りていって医療体制の拡大に汗をかいていただきたいと思います。

その二点についてお伺いしたいと思います。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

まさに御指摘のように、この間の一年間の経験で、治療方法、これは御指摘がありましたステロイド、デキサメタゾンとかですね、あるいはレムデシビルといった治療薬も定着をしてまいりましたし、また、静岡でもやられている、パルスオキシメーターで血中酸素濃度を測って状況をしっかり確認していく、こういった取組も定着をしてきているところであります。そして、まさに静岡モデルで、自宅療養となった方に対して地元の医師会が担当されてしっかりと状況を確認していく。

まさに、安心感のある対応だということで評価をされていると承知をしております。地元の医師会の皆さんに敬意を表したいと思いますし、まさに、地域のこうした医師会との協力が極めて重要であるというふうに認識をしております。

それぞれの地域で工夫を凝らしながら、自治体と地域の医師会との間で協力をしながら、様々な取組がなされております。そういった創意工夫された取組、知事会でも共有されておりますが、政府としても、厚労省とも連携しながら、優良な事例、すばらしい事例を共有していければというふうに考えております。

そして、病床の確保は、本当に何より重要であります。この一年間経験してきたわけでありますので、まさに医療機関の間の役割分担、最近でいえば、特に、重症から中症に、さらに、軽快して治ってきた方々が次に転院できるような、あるいは退院の調整、こういったところを更に強化していければと考えております。

各都道府県において、医療機関と十分協議していただいて、五月中までに病床確保計画の見直しを行う、さらに、急激に増えてきた場合に備えて四月中に対応を行うということでしてきておりますが、国として、一床当たり最大一千九百五十万円の支援、それから、国公立病院、大学病院、国として支援できるところをしっかりと支援し、また働きかけも行いながら、さらには、看護師や医師の派遣、こういった枠組みをしっかり活用して、地域の病床確保に全力を挙げていきたい。

特に、もう既に大阪、奈良は大変厳しい状況ですので、こういった取組を、一つ一つの病院への働きかけも含めて、今、対応しているところであります。

御指摘のような点を踏まえて、全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

○青山（雅）委員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○髙木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

まず、大臣に、一問お伺いいたします。

蔓延防止等重点措置が四月五日に発動してから、十一日目になります。この間、大阪ではいまだに増加が続いている状況になりますが、この蔓延防止等重点措置に対する現時点での評価を教えてください。

○西村国務大臣　大阪が四月五日からですので、今日で大体十日間ぐらいたってきております。

大阪の感染者の伸びは若干鈍化して、それでも千百人、千二百人のレベルが続いておりますので、これが続くと、当然、病床は更に逼迫をしていくということでありますので、極めて強い危機感を、大阪府知事とも、連日電話で確認をしておりますけれども、共有しているところであります。

一方、先行して始めた宮城県、先行して始めたというのは、三月十八日から独自の緊急事態宣言を出し、二十五日から時短要請を行ってきておりますので、四月五日の蔓延防止重点措置の前に少

し対応をやっていますので、これは先行して減少傾向に感染者の数がなってきております。

こうした状況を専門家の皆さんにも日々分析していただいております。

いずれにしても、非常に強い緊張感を持ちながら、特に病床の確保に全力を挙げていきたいと考えておりますし、また、必要があれば、蔓延防止等重点措置でも更に強い措置も取れますし、国民の皆さんの命を守るために必要であれば緊急事態宣言もちゅうちょすべきではない、こういうふうに考えているところであります。

○浅野委員　ありがとうございました。

今のお話からいいますと、蔓延防止等重点措置の取組をしっかりやるとともに、各自治体に合わせた、状況に応じた取組、セットで行っていかなければいけないということでありますが、特に、直近では、先ほど大臣も申されていたとおり、変異株の増加が顕著です。中でも、若者や子供の感染例が増えている、ここに危機感を強く感じております。

やはり早期発見が重要だと思っておるんですが、そのためにも、無料のコロナ検査や、簡易検査キットの無料配付というのを全国的に実施するべきではないのか、このことを私たちは提案しております。

直近では、広島県がこのような取組を行っているそうでありますし、私の地元の茨城県日立市でも、間もなく、自己負担を三千円に抑えた形でＰＣＲ検査、希望者は何度でも受けられる、こういった取組が始まります。是非、政府には、予備費等を活用して、こうした取組を後押ししていただきたいというお願いが一つ。

そして、頻回検査の対象、現時点では医療従事者や高齢者施設ですけれども、是非、子供たち、学校を加えていただけないか、ここについて御答弁をいただきたいと思います。

○西村国務大臣　検査は、本当に極めて重要でありますので、戦略的に拡充をしていきたい、また、そういうふうに対応してきているところであります。

特に、無症状の方への対応が重要でありますけれども、検査で仮に陰性となっても、偽陰性、あるいはその後に感染する可能性もあります。したがって、活用方法については慎重な検討が必要である、これは多くの専門家が指摘をされているところであります。

そして、御指摘の抗原簡易検査キットでありますけれども、専用の機材が不要で、迅速に検査できるというメリットがございます。価格も安いという面もあると思います。

ただ、無症状者に使用する場合にはＰＣＲ検査と比較して感度が低いこと、あるいは、高齢者施設等の定期検査で用いる場合であっても、ＰＣＲ等の実施が困難である場合に用いるべきとされていること、あるいは、唾液検体を用いることができない、鼻腔検体あるいは鼻咽頭の検体の採取が必要なことなども留意しながら、自治体、医療機関において、ＰＣＲなども含めた検査全体の中で適切なものを選んでいくことが大事ではないかと思っております。

高齢者施設は、御指摘のように、定期の頻回検査を行うこととしておりますが、他方で、子供については、これは変異株も含めてなんですが、重症化しやすいというエビデンスが現時点で必ずしもあるわけではなく、また、学校については、一斉、定期的な検査を求めているわけではありませんけれども、今後の知見の蓄積も踏まえながら、必要な対応を取っていきたいと考えております。

なお、私どものモニタリング検査については、感染している地域においては、例えば、保育園、幼稚園、こういったところのスタッフなども含めて、協力を求めながら対応していきたいと考えておりますので、いずれにしても、様々なデータに基づいて対応を強化していければというふうに考えております。

○浅野委員　時間が来ましたのでこれで終わりますが、今、ＣＯＣＯＡの利用、そしてオリパラアプリの仕様見直し、こういったものも進んでいると思います。是非、接触確認履歴、ワクチン接種履歴、そして検査履歴、こういったものを総動員して、国民の行動変容を促す、そういったシステムを早期に確立していただきたい、これをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会

2021年4月23日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　国内のワクチン接種効果の分析状況について

2021.4.23（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●新型コロナワクチンの接種実績は、4月9日時点で約160万人

●海外ではワクチン接種の効果について研究が進んでいる

●ワクチンの効果をしっかりと把握しながら対策を考えていくことが重要

委員会での浅野の発言要約

「国内におけるワクチン接種の効果について、現在の分析体制、分析状況はどうか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ワクチン安全性のコホート調査※を進めており、感染研においても再感染後のウイルス解析、接種者の血液サンプルの抗体価の推移などを分析評価している」

西村国務大臣

※コホート調査：たくさんの個人の生活習慣を含む環境要因を調べ、さらに長期にわたり追跡することで、その後の病気の発症との関連を調べる研究のこと

新型コロナウイルス緊急事態宣言　緊急事態宣言解除後のリバウンド対策について

2021.4.23（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●何度も感染の波が起こっているが、一回の波をいかに抑えるかが重要

●緊急事態宣言解除後のクッション役は、まん延防止等重点措置になると考える

●これまで以上のリバウンド対策が必要になる

委員会での浅野の発言要約

「緊急事態宣言解除後のまん延防止等重点措置の適用を含めて、政府の見解はどうか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「これまでの経験から段階的に解除、緩和していくのが基本。専門家の意見も聞いて適切に判断していきたい」

西村国務大臣

2021年4月23日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

罹患可能性を見える化する仕組みについて

2021.4.23（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●現在、COCOAやオリパラアプリなど様々なシステムが構築されている

●ワクチン接種履歴、コロナ検査履歴、濃厚接触の有無などの情報から、罹患の可能性を見える化して、国民の行動変容を促す必要がある

委員会での浅野の発言要約

「罹患可能性を『見える化』して注意喚起をする仕組みを早急につくるべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在、保健所で収集した情報はHER-SYSで共有・分析しているが、情報集約については、課題を整理しながら様々な考え方を検討していきたい」

西村国務大臣

第二百四回国会
衆議院

議院運営委員会議録　第三十一号

令和三年四月二十三日（金曜日）

午後一時開議（衆議院規則第六十七条の二による）

出席委員

委員長　高木　毅君
理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君
理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君
理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君
理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君
理事　佐藤　英道君　武部　新君
木村　次郎君　松尾　明弘君
藤丸　敏君　遠藤　敬君
清水　忠史君　浅野　哲君

議長　大島　理森君
副議長　赤松　広隆君
国務大臣　西村　康稔君
事務総長　岡田　憲治君

委員の異動
四月二十三日
辞任　補欠選任
武内　則男君　松尾　明弘君
塩川　鉄也君　清水　忠史君

同日
辞任　補欠選任
松尾　明弘君　武内　則男君
清水　忠史君　塩川　鉄也君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の事前報告に関する件

次回の本会議等に関する件

○**高木委員長**　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○**西村国務大臣**　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

全国的に新規陽性者数の増加が続いており、これに伴い、重症者数も増加をしております。

大阪府、兵庫県では、多くの指標でステージ4相当であり、感染力の強い変異株の割合が約八割となる中で、連日新規陽性者数が高い水準で推移し、厳しい状況にあります。特に、病床の確保について極めて厳しい状況が続いております。

東京都では、新規陽性者数の増加傾向が続き、幾つかの指標がステージ4相当であり、変異株の割合も約三割と上昇してきており、五月にはほぼ変異株に置き換わると予測されていることを踏まえれば、今後、感染の急拡大もあり得ると懸念されます。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染状況について、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと判断し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、緊急事態宣言を発出することといたしました。

今般の緊急事態宣言は、四月二十五日から五月十一日までを期間として、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象とするものです。何としても感染拡大を抑え込むため、大型連休という機会を捉えて強力な対策を集中的に実施するものであります。

また、愛媛県においては、幾つかの指標でステージ3相当であり、特に松山市で新規陽性者数がステージ4相当に近い状況にあり、感染が県全体に拡大するおそれがあることから、蔓延防止等重点措置を機動的に活用し、感染拡大を防止する必要があります。

本日、基本的対処方針分科会を開催し、緊急事態宣言を発出すること、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域に、四月二十五日から五月十一日までを期間として、愛媛県を加えること、及び、宮城県及び沖縄県における蔓延防止等重点措置を実施すべき期間を五月十一日まで延長することについて、御了解をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

緊急事態措置を実施すべき区域においては、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業要請を行うなど、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、人の流れを抑制する観点から、イベントの原則無観客化、千平方メートルを超える生活必需関係等を除いた大型店舗に対する休業要請、交通事業者に対する平日の終電繰上げの要請などに取り組むこととしております。

さらに、蔓延防止等重点措置の措置区域も含め、飲食店一店一店へのガイドライン遵守の見回り、テレワークや大型連休中の休暇取得の促進等による出勤者の七割減、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施、学生等の部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛といった対策を講じてまいります。

また、大阪府及び兵庫県において医療提供体制が厳しくなっていることについては、必要な人材の派遣を含め、国を挙げて病床の確保に最大限の支援を行っているところです。引き続き、都道府県と連携し、人材の確保も含め、医療提供体制及び公衆衛生体制の確保に万全を期してまいります。

国民の皆様におかれましても、こうした厳しい状況について御理解をいただき、不要不急の外出自粛や都道府県間の移動の自粛など、是非とも御協力をお願いしたいと思います。また、事業者の皆様にも様々な御負担をおかけすることになりますが、必要な支援策を講じてまいります。御協力をよろしくお願いいたします。

国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しつつ、こうした強い措置を集中的に取り組むことにより、何としても感染拡大を抑えていければと考えております。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○**高木委員長**　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。盛山正仁君。

○**盛山委員**　三点まとめて質問を行います。

まず、蔓延防止等重点措置を、今月の五日から大阪府、兵庫県に、十二日から東京都、京都府で講じているにもかかわらず、このように発令後二週間、三週間といった短期間で緊急事態宣言を再発出することになったことは誠に遺憾です。

国民の間からは、政府、地方自治体の対応はころころ変わる、国民生活への影響について十分に

オーストラリアの場合は、個人に対して最大百六十六万円、法人は八百三十三万円。フランスでも、一回目は一万七千五百円ですけれども、二回目は二十万円近い罰金を科されるということで、日本の対応とはかなり違う、国民の一人一人に対する強い規制で、ロックダウンで抑え込んできているわけであります。

ただ、こうしたことをやっても、何度もやはりロックダウンを繰り返されている国もありますので、このコロナはなかなか難しい、何回も波が起こるということも御理解をいただきたいと思います。

その上で、諸外国にこうした制度があることも踏まえながら、まさに、この感染症を抑えていくためにどういったことが必要なのか、何をやらなきゃいけないのか、これは常に真剣に考えていきたい。今も考えておりますし、今後も考えていきたいと思います。特に、我が国の法体系の中で、憲法上の議論、整理もしていかなきゃいけないと思います。是非、こうしたことについて、私自身は不断の検討をしてまいりたいと思いますし、国会の場でもそうした議論が深まっていくことを期待したいと思います。

更に一言申し上げれば、以前から、維新の会の皆さんからは、条例で何かそういった措置ができないかということの御提案もいただいておりまして、最終的には司法判断になるわけでありますけれども、特措法上、国民の皆様に対しても様々な努力義務規定もあります、四条の規定などもありますので、こういった法令の規定を根拠に条例を制定していく、こういったことも含めて、地方自治体においても不断の検討、研究も進めていただければというふうに思います。

○遠藤（敬）委員　終わりますが、なぜか最近、若い人の行動が、人流が一番の軸が若い人になっているとか、余りにも若い人がかわいそうだなと思いますので、そういうことも踏まえて、次世代に少しでも我々は責任が果たせるように一致結束して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ワクチン接種の効果について大臣にお伺いしたいと思います。

海外では研究が進んでおりますが、国内においてはこのワクチン接種の効果についてどのような分析体制、分析状況なのか、まずお答えください。

○西村国務大臣　ワクチン接種の効果分析については、内外で様々な研究がなされております。御指摘のとおりです。

国内においては、二月十七日から医療従事者を対象に先行接種を実施してきているところであります。

その中で、ワクチンの安全性等の、いわゆるコホート調査を進めて、厚労省の審議会において評価を進めているというふうに聞いております。

また、感染研においても、ワクチン接種をした人が再感染した場合のウイルスの解析、あるいは接種者の血液サンプルの抗体価の推移など、分析、評価を今行っているものと承知をしております。

今後、ワクチン接種が進んでいく中で、国、大学、民間、連携してこうした研究を更に進めていければと考えているところであります。

○浅野委員　今後、様々な対策を取ることになろうかと思いますが、ワクチンの効果をしっかりと把握しながら対策を考えていくことは大変重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問ですが、リバウンド対策です。

先ほど大臣は、何度も何度もコロナの波が起こるとおっしゃっておりました。しかしながら、その一回一回の波をいかに抑えるかというのが大変大事だと思います。物を床に落としたときにそこに何もなければ跳ね返ってまいりますが、クッションが一個あれば跳ね返る力は弱くなります。緊急事態宣言解除後のクッション役は何か。私は蔓延防止等重点措置になると思っておりますが、今から解除後の話をするのは時期尚早と先ほど大臣もおっしゃっておりましたが、やはり、そういった先を見据えながら対策を考えていかなければなりません。

緊急事態宣言解除後の蔓延防止等重点措置の適用も含めて、現在の政府の見解についてお考えをお聞かせください。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

まさに、この十七日間、国民の皆様、事業者の皆様にお願いして、極めて強い措置で、何とか感染を、変異株の拡大を抑えていければと考えているところであります。

その上で、本日も分科会におきまして様々議論がございました。専門家からは、十七日間、徹底して対策を行えば、必ず効果はあるという御意見もなされております。他方、それ以外の県も含めてしっかりと見ていかないといけないと。様々なシミュレーションも出されておりますが、東京都のシミュレーションも紹介がされました。更に変異株が拡大するというようなこともありました。

したがって、その状況については、しっかりと分析、評価をこの間もずっと進めていくことになるわけでありますけれども、いずれにしても、十一日までにでありますので、その前に専門家の皆さんに分析、評価をいただいて、その後、どういう対策をしていくのか、どういうふうに対応していくのか、このことについてしっかりと、分析、評価をいただいて、判断をしていきたいと考えております。そして、その上で、御指摘のように、蔓延防止等重点措置を活用することももちろんあると思います。

いずれにしても、これまでの経験でいえば、一遍に何か、全て解除するというのではなく、段階的に解除、緩和していくというのは基本でありますので、そういったことを、これまでの経験も踏まえながら、専門家の御意見も聞いて、適切に判断していきたいと考えております。

○浅野委員　抑え込む力が強ければ強いほど、ばねが伸びる力も強くなります。ですから、リバウンド対策はこれまで以上にしっかりと御検討いただきたいと思います。

続いて、注意喚起の仕組みについて質問させていただきます。

前回の質疑でも申し上げましたが、ワクチン接種の履歴やコロナ検査の履歴、濃厚接触の有無などの情報から、罹患している可能性を評価、見える化して、国民の行動変容を促す、注意喚起をする仕組みを早急につくるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘のように、コロナに係る情報については、保健所で収集した情報をＨＥＲ－ＳＹＳというシステムで共有し、また、個人情報に十分配慮しながら、専門家の皆さんに分析も行っていただいているところであります。

さらに、御指摘のような、ワクチンなど、ＨＥＲ－ＳＹＳに掲載されていない関連情報も集約し、分析できるようにしていくことの重要性、このことについては私も認識をしております。

ただし、それぞれの情報をどう理解し、正しい行動につなげていくかについては課題もあるというふうに、これは専門家の皆さんからも指摘をいただいております。

例えば、罹患している可能性を評価して注意喚起することについては、偽陰性の可能性とか偽陽性の可能性、あるいは、偽陰性であっても検査の後感染している可能性もあります。それから、先ほどのコロナワクチンについても、感染予防効果がどの程度あるかはまだはっきり明らかになっていないところもあります。

こうしたことを含めて、幾つかの課題を整理しながら情報を集約していくことについても、様々な考え方を検討していきたいというふうに考えて

おります。

○**浅野委員**　最後です。

今夜八時をめどに、総理が、この緊急事態宣言の発令を受けて記者会見をし、国民に呼びかけるという報道が出ております。

やはり、西村大臣はこれまでも動画などで国民にメッセージを何度も送っていますが、これは総理のメッセージが、今、大変重要だと思います。しっかりと国民に届くように、カメラ目線で国民に語りかけていただきたいことをお伝えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**西村国務大臣**　私も、連日、毎日のように総理に状況を報告し、こういう危機感を共有しているところでありますし、私以上に菅総理は強い危機感を持って、今回、緊急事態宣言の判断をされたというふうに思います。

その上で、今日、記者会見をされます。総理自らの、御自身の言葉で発信をされる、発言をされるというふうに思いますので、国民の皆様に、是非お聞きをいただいて、御協力いただけることを私からもお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○**浅野委員**　終わります。ありがとうございました。

○**高木委員長**　これにて発言は終わりました。

○**高木委員長**　次に、次回の本会議の件についてでありますが、次回の本会議は、来る二十七日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

2021年5月7日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　緊急事態宣言解除後のリバウンド抑制について

2021.5.7（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●これまでの緊急事態宣言発令後、街中の滞留人口の減り方は、その減り幅が徐々に少なくなっている

※主要繁華街の夜間滞留人口の推移

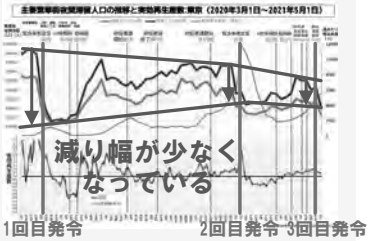

●毎回必ずリバウンドが起きており、対策をしなければいつまでも繰り返すことになる

委員会での浅野の発言要約

「緊急事態宣言解除後は、まん延防止措置の適用や、国民としての責務を果たせるようなルール作りを進めるべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「まん延防止措置も機動的に活用して対応していく。国民の責務については、法律の四条で明確化したが、今後の対策については、憲法議論も含め不断の検討を進めていく。」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言　職場や学校、高齢者福祉施設での自主点検強化について

2021.5.7（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●地方創生臨時交付金を活用して、飲食店・繁華街の見回りや設備導入を強化する方針が示された

●直近ではクラスター発生場所は飲食店・繁華街だけでなく、職場や学校、高齢者福祉施設の割合が増えている

●まん延防止措置が適用されなかった地域においても、医療従事者、事業者、行政の方の努力が報われる制度運用が必要

委員会での浅野の発言要約

「職場や学校、高齢者福祉施設の見回りを強化するとともに、該当する施設、職場が自主的な点検・対策を強化できるよう支援すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「高齢者施設に800万回程度の抗原検査キットを確保し、今月中旬を目途に配布を進めている※。職場や学校での活用も検討していく」

提案実現

西村国務大臣

※答弁にある抗原検査キットによる頻回スクリーニング検査は、国民民主党がどの政党よりも早く提案していたものであり、また一つ提案が実現しました！

第二百四回国会
衆議院

議院運営委員会議録　第三十三号

令和三年五月七日（金曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　髙木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

武部　新君　根本　幸典君

藤丸　敏君　泉　健太君

武内　則男君　塩川　鉄也君

遠藤　敬君　浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

五月七日

辞任　補欠選任

武内　則男君　泉　健太君

同日

辞任　補欠選任

泉　健太君　武内　則男君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の事前報告に関する件

○髙木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、四月二十五日から五月十一日までを期間として、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象に、緊急事態宣言を発出いたしました。大阪府や東京都の人流は、夜間のみならず昼間においても大きく減少しています。国民や事業者の皆様には、大変御協力をいただき、感謝申し上げます。

一方で、新規陽性者数はステージ4の水準をいまだ大きく超えており、医療提供体制も厳しい状況が続いていることから、新規陽性者数の減少傾向を確実なものとし、医療提供体制の負荷を軽減する必要があります。

また、愛知県、福岡県については、多くの指標でステージ4相当であり、変異株の割合が高い水準にあり、病床の状況も極めて厳しいことから、緊急事態措置を実施すべき区域に追加する必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、五月十二日以降、緊急事態措置を実施すべき区域として、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に、愛知県及び福岡県を加えるとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を五月三十一日まで延長することについて、御了解をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

緊急事態措置を実施すべき区域におけるこれまでの措置については、大型連休中は、例年、人々の活動、移動が活発になる時期であり、感染拡大を抑えるため、そうした人流を抑制するとの観点から、集中的に厳しい人流抑制策を取ったところですが、今回、大型連休を終えて、人々が通常の生活パターンに戻る中、引き続き、人と人との接触を減らすための徹底した対策を講じていくものであります。

具体的には、事業者に対し、テレワーク、休暇取得の促進等により、出勤者数の七割減を目指すことの要請を行うとともに、緊急事態措置を実施すべき区域においては、飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請や、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請を継続するとともに、新たに、利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店に対する休業要請を行うこととといたします。イベントについては、人数上限五千人かつ収容率五〇％を適用しつつ開催を二十一時までとし、千平方メートルを超える大型店舗については、二十時までの営業時間短縮要請を行うこととといたします。

なお、東京都や大阪府など、感染状況を踏まえ、都府県知事の判断でこれまでの取組が行えることとしており、国としても、しっかり支援し、連携して取り組んでいきます。

また、本日の分科会においては、併せて、五月九日から五月三十一日までを期間として、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、五月十二日以降については宮城県を除外する変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県について、蔓延防止等重点措置を実施すべき期間を五月三十一日まで延長することについて、御了解をいただきました。これらについても、政府対策本部において決定したいと考えております。

北海道、岐阜県、三重県については、幾つかの指標でステージ3又は4相当であり、特定の区域で感染の拡大が見られるとともに、感染が道県全体に拡大するおそれがあることから、蔓延防止等重点措置を機動的に活用し、感染拡大を防止する必要があります。本日の分科会で、北海道について、緊急事態宣言にすべきという議論がありましたが、札幌市に感染拡大が集中していること、緊急事態措置と同等の厳しい措置を講じていただくことを説明し、最終的には原案どおり了解されました。

なお、茨城県、石川県、徳島県から、蔓延防止等重点措置の適用について要請がありましたが、茨城県については、新規陽性者数がステージ3相当を下回る水準であり、直近の伸び率も鈍化していること、石川県については、病床使用率は高いものの、基本的に新規陽性者を自宅やホテルではなく入院をさせているためであり、入院率の水準は高く、医療提供体制は確保されていること、徳島県については、感染拡大のペースは鈍化しており、新規陽性者数の増加はクラスターの発生が主要因であることから、引き続き、県とともに感染状況の分析を進めてまいります。これらの県におけるこれまでの取組に敬意を表したいと思います。

また、同分科会では、高齢者に対するワクチン接種を早急に進めるべき、変異株に対する警戒を強めるべき、抗原簡易キットを活用して戦略的に検査を行うべきといった意見が示されました。こうした議論も踏まえ、感染拡大防止に努めてまいります。

国民や事業者の皆様には、様々な御負担をおかけしておりますが、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様に

おかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○高木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。井野俊郎君。

○井野委員　自由民主党の井野俊郎でございます。

本日、緊急事態宣言の延長ということで御報告を西村大臣からいただきました。残念ながら、このゴールデンウィーク中、連休期間中、いろいろな形で国民の皆様の御協力をいただきながらも、来週十二日の解除の判断ができなかったということで、本当に、とても私も残念に思うところであります。

今回の延長は五月三十一日までということになります。先ほど西村大臣の御説明がありましたとおり、今回、人流を大きく抑制したということでございましたけれども、人流について、今後も引き続き抑制をしていくのか。それとも、あくまでも、日常生活、必要な仕事ないしは経済活動というのは、日常、今も行われているわけでございます。こういった活動を維持したまま、どう感染リスクを抑え込むのか。

この点について、政府の狙いといいましょうか、どういった活動を抑え込んでいくのかということをまず説明いただきたいと思っていますし、その場合、国民はどういった活動をどの程度抑制ないしは我慢といいましょうか、すればよいのか、その点についても具体的にお示しをいただければと思います。

○西村国務大臣　お答えを申し上げます。

御指摘がありましたように、大型連休中は、例年、人々の活動が活発になる時期でありますので、今回は変異株ということもあり、感染拡大を抑えていくために、何としても人の活動、人流を抑制しなきゃいけないということで、飲食店の時短要請に加えまして、千平米を超える大型商業施設などの休業要請、あるいはイベントを無観客で行っていただくなどの強い措置を集中的に行ったところであります。本当に多くの皆さんの御協力をいただいて、昼間も夜も人流はかなり減ってきております。

ただ、感染レベルが引き続き高く、また、病床も、特に関西圏は非常に厳しい状況にあることから、引き続き、大型連休を終えて、人々がふだんの生活に戻る中でありますけれども、できる限り人と人との接触を下げていく、減らすため、そのための対策を徹底していきたいというふうに考えております。

まず、先ほど申し上げたテレワーク、これは平日の人出を減らす最も大きな手段であります。昨年は七割ぐらい出勤者数が減りましたので、今回、改めて、経済界には、それぞれの企業で出勤者数をどのぐらい減らしているのか、こういったことの開示も要請をしていきたいというふうに考えておりますし、また、飲食店の皆さんには、引き続きで申し訳ないんですけれども、八時までの時短と、酒類、カラオケ類、こうしたものの提供の停止、あるいは、酒類の持込みを認めているお店も見受けられることから、こうした店は休業をお願いしたいというふうに考えております。

そして、イベントや大型店舗への時短など、引き続き要請をしてまいりますが、東京、大阪などは引き続き厳しい状況にありますので、これまで取られてきた対策を継続されることも含めて、私ども国、地方、連携をして取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしましても、変異株は感染力が強いものですから、マスクをしっかり、隙間がないように装着していただいて、さらに、これまで以上に人と人との距離を取るなどのそうした感染防止策の徹底を改めてお願いしたいというふうに思います。

○井野委員　結局、経済活動を再開すれば、やはり感染者が増える。これまでの、波があるということでありましたけれども、今後、やはりこういった波は、どうしても経済活動を再開すれば増えてくるわけですけれども、コロナとの共存した社会経済活動の在り方、これを我々は考えていかなければならないと思っております。

是非、その点、政府としてどのように考えているのか、最後にお聞かせいただければと思います。

○西村国務大臣　これまでも繰り返し申し上げていますとおり、今後も流行の波は起こり得ます。それを大きな流行にしないことが大事でありますので、今回、緊急事態宣言を延長させていただきました。この間でできる限り感染拡大を抑えていきたいというふうに考えておりますし、ワクチン接種は、希望する高齢者には七月末までに二回接種を終えるよう政府を挙げて取り組んでいるところでありますので、そうしたことも見据えながら、徹底した対策で感染を抑えていければと考えております。

その上で、先ほど申し上げたテレワーク、これは新たな日常の象徴でもあります。オンライン化、キャッシュレス、デジタル化、こういったことをしっかりと推進したいと思いますし、やはり東京の一極集中、これを分散していくこと、地方に移住、分散、こういったことも含めて進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、夏、骨太方針をお示ししますので、その中での、向けての議論の中でしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○井野委員　ありがとうございました。

○高木委員長　次に、泉健太君。

○泉委員　立憲民主党の泉健太です。

大臣、事態は非常に深刻です。まずは事業者と生活者に追加支援が必要です。

立憲民主党は、四点提案をしたいと思います。まず一つ、ＧｏＴｏは、これは当面無理ですから、観光関連産業への直接給付金、これです。二つ目、ライブハウス、演劇、映画館など、文化関連産業への支援金。三つ目、やはり全産業の持続化給付金の再開。四つ目、雇用調整助成金の九月末までの延長。

これら四点を実現するならば、立憲民主党は賛成したいと思います。一緒に実現しませんか。

○西村国務大臣　私ども、様々な支援策を講じてきているところであります。

観光事業者には、ステージ2以下の、感染が落ち着いている場合には県民の県内旅行の支援、これを総額三千三百億円で行ってきておりますし、また、宿泊事業者の感染防止対策、これも一千億円で、過去に支出した分も含めて支援をしていこうということにしております。

文化事業につきましては、キャンセル料など最大二千五百万円まで支援。さらには、個人の事業主もおられますので、二か月分、法人最大四十万円、個人二十万円の支援。あるいは、映画館など事業規模に応じた支援、飲食店にも事業規模に応じた支援を行ってきております。

雇調金についても、引き続き、六月まで、厳しい状況にある企業については一日上限一万五千円で、一〇〇％国が支援をすることとしております。

いずれにしましても、今後の感染状況、経済的な状況を見ながら、予備費が四・五兆円ございますので、残りですね、この活用も含め、必要な対策を機動的に講じていきたいと考えております。

○泉委員　それでは弱いということを申し上げたいと思います。

そして、感染状況です。

今年一月の段階で現在の状況を予測してきた東大の研究チーム、ここがシミュレーションを出しています。そして、今後、東京都で例えると、もし一日五百人で解除したならば、七月には再拡大で、再度宣言レベルになります。もし一日二百五十人の新規感染者数で解除したならば、八月に再拡大し、再度宣言レベルになります。

再度の宣言というのが、今後、一番実は経済損失が大きくなります。ただ、一日百人まで抑えて解除したならば再宣言を防げる、そういうシミュレーションです。そして、経済損失も、その場

最後に、人流を抑制するということで、自治体も国も一緒になってやっておりますが、人流を抑制するために、一番大変な、観光業とか、交通とか、バスとかタクシーさんとかありますけれども、そこに対するサポート、リース代とかも大変だとかいって、本当に、もうもたないよ、もう限界だという声が聞こえますけれども、それに対するサポートというのはお考えになられないですか。例えばリース代とか。

○西村国務大臣　御指摘のように、大変、観光事業者、あるいは交通関係の事業者の皆さん、多くの皆さんが厳しい状況にあるんですけれども、特に、この大型連休、本来なら多くのお客さんを迎え入れたいところが、残念ながらできなかった皆さん方はたくさんおられると思います。

感染レベルが非常に低いところは、ステージ2以下であれば、県民が県内を旅行する、これを支援する枠組み、三千三百億円用意をしておりまして、既に十一の県において決定をしているところでございます。

また、宿泊事業者がこれまで取ってきた感染防止対策、サーモグラフィーを入れたり、アクリル板を入れたり、様々な、いろいろな対策を取られていますけれども、そうした費用を総額一千億円で支援していくこととしております。

あわせて、比較的大規模な事業者が多いものですから、そうした方々には、いわゆる資本性のローン、長期の資本として扱われるローンとか出資とか、こういったことを含めて十二兆円の規模を用意しておりまして、私の担当しております地域経済活性化支援機構、ＲＥＶＩＣも、既に九州の交通機関への出資などを決めているところでありますけれども、さらに、観光関係からも相談を受けているところであります。

こうした資金も活用しながら支援をしていきたいと考えておりますし、また、地方創生臨時交付金を、先般、三千億円分はもう配分をさせていただきまして、それぞれの自治体が地域の事情に応じて支援ができるという枠組みもございますので、こういったものも含めてしっかりと支援をしていければと考えております。

○遠藤(敬)委員　終わりますけれども、大臣、大規模事業者じゃなくて中小零細観光業の方が一番大変な思いをしているということを是非御理解いただいて、御支援の方をお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

よろしくお願いいたします。

大臣、大臣の冒頭の発言、緊急事態宣言期間中の人流が大きく抑えられた、この大臣の御発言が世の中に何となく安心感を広げているのだとしたら、私はそこは慎重に考えなければいけない、そういうふうに思っています。

なぜなら、これまで何回か緊急事態宣言を発令するたびに、町中の滞留人口の減り方については、この減り幅が徐々に徐々に少なくなってきています。そして、必ず、毎回リバウンドが起こる。この対策をしなければいつまでも繰り返すことになりかねない。

これに対して政府に是非対策を具体化していただきたいんですが、例えば、蔓延防止等重点措置を緊急事態の後には適用するだとか、あるいは、適用しないにしても、国民の皆様が感染防止に向けた国民としての責務を果たせるようなルール作り、これを進めるべきと考えますが、大臣の御見解を伺います。

○西村国務大臣　この大型連休中の人流の分析、更に進めているところでありますけれども、都心部、そして大阪の中心部などは、昼間も夜もかなり人流は減っております。ただ、その周辺部、観光施設など、例えば私の地元の淡路島でも、かなり大阪や神戸からも観光客がたくさん来たようでありますけれども、そういったところを含めて、周辺に少しにじみ出ている部分もございます。

それから、中心部が減ったからといって、今回、変異株は感染力が強いものですから、これが減少につながっていくかどうか。特に、この連休中、ちょっと検査件数がばらつきがあるものですから、少なかったりするものですから、ちょっとならしてみないと分からないところもあって、まだ分析が十分できているわけではございませんけれども、しかし、今回の緊急事態宣言で、多くの皆さんに御協力いただいて、都心部はかなり人出が減ったことは事実でございますので、その効果がどういうふうに出てくるのか、分析は進めたいと思っております。

その上で、御指摘のように、ずっと緊急事態宣言を永遠に続けるわけにはいきませんので、どこかで解除する。そうすると、当然、様々な活動が活発化して、そうした中で感染がまた起こってくる。ですので、これはゼロにすることはなかなかできなくて、要は、感染が起こってきたときに、次にまたそこでしっかりと感染対策をやるということ。御指摘のように、そのときに、広げないために蔓延防止等重点措置を使うというのは、まさにそのための制度でございますので、機動的にそうした活用をして対応していきたいと考えております。

国民の皆様には、法律の四条で、まさに感染防止、拡大の防止に努めるという責務を明確化したところでありますけれども、先ほどもございましたけれども、民主的な先進国家では、更に強い、外出禁止に対して罰金なども設けられております。我が国ではそこまではこの法律では取っていないところでありますけれども、今後、様々な分析をしながら、本当にどういった対策が必要なのか、このことについては、引き続き、憲法の議論も含めて、将来の課題として私どもも不断の検討を進めていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　是非お願いいたします。

先ほど大臣もおっしゃっておりました、今、飲食店に酒類を持ち込む客が増えているのが問題視されています。この対策として、持込みを許可している飲食店に対する休業要請ということを、今、政府は考えていますが、全て事業者に任せるというのも、これもどうかと思います。やはり、持ち込む側のお客側、国民側にも何らかの働きかけを是非御検討いただきたい。

そして、次の質問ですが、今回、地方創生臨時交付金を活用して見回り対策の強化をするという報道もありました。これは、飲食店や繁華街ばかりが注目をされていますが、実は、クラスターの発生場所には学校や職場というのも含まれています。最近の分析では、これらの割合もある程度あります。しっかりとこういったところも見回りを強化するとともに、該当する施設、職場が自主的な点検、対策を強化できるような支援も追加でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘のように、様々な呼びかけを行って、多くの皆さんに御協力いただいて、かなり人流は減ってきたところでありますし、飲食店の皆さんにも御協力いただいているところでありますが、路上で飲むとか公園で飲むとか、こういったところもあって、それでクラスターが出ている例もございます。

そういったことから、マスク会食、あるいは路上飲みの自粛、こういったことの協力を法律の四十五条を使って要請するということを今回考えておりますが、これは命令、罰則があるわけではございませんので、あくまでも要請でございます。こうしたことに対して将来どう考えていくのか、いわゆる迷惑条例のような条例で対応している都道府県や自治体もあるわけでありますけれども、将来の課題として検討を進めていきたいと考えております。

その上で、御指摘のように、飲食店の見回りだけでなく、それ以外のところもという御指摘、まさに、地方創生臨時交付金を活用して、そうした飲食店のみならず、様々な態様の見回りの費用も、設備の導入などにも使えることにしておりますので、そういった活用をいただきたいと思います。

抗原検査キットを、高齢者施設において、これは症状が表れた人には有効に判断できますので、

早期に陽性者を発見するために使っていこうということで、今回、八百万回程度を今月中旬を目途に確保し、従事者等に応じた形でできるだけ早く施設に配付を進めることとしておりますし、今日、分科会でも議論がありましたけれども、御指摘の大学や職場でもクラスターが多く最近は発生しておりますので、そういったところで、ちょっと具合の悪い人、この方々にこうした簡易なキットで判断し、もしその人が陽性ということになれば、その部署、関係者はＰＣＲ検査をやるといったようなことも含めて、この検査キットの活用も今後検討を深めていきたいというふうに考えているところであります。

○浅野委員　検査キットの活用は是非お願いします。

最後に、意見になりますが、今回、蔓延防止等重点措置が適用されなかった茨城、石川、徳島県、それぞれ、努力に努力を重ねてこの状態を何とか維持しています。そこにいる事業者、行政の皆さん、医療従事者の皆さん、疲弊をしている。是非、努力をした者が報われる、そして救われる、こういう制度運用をお願いしたいと思います。

以上です。終わります。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十八分散会

2021年5月14日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　緊急事態宣言の発出方法について

2021.5.14（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言区域変更）

現状・課題意識

●先週は茨城県、石川県、徳島県、今週は福島県、香川県、長崎県からまん延防止措置の適用申請があったが、適用されなかった

●措置があることで、的確な行動規制と事業者に対する支援が行える

●感染拡大期は緊急事態宣言、感染減退期はまん延防止措置を適用してリバウンド抑制策を図るといった対策が必要

委員会での浅野の発言要約

「全国一斉に緊急事態宣言を発出したうえで、地域に合わせた最善の対策を知事に委ねるべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「緊急事態宣言は極めて強い措置を伴うため、そこまでやるのかという判断がある。既に全国の半分近い都道府県が緊急事態と重点措置であり、皆さんの協力を得て、感染拡大を抑えていきたい」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言　自治体における抗原検査やPCR検査への支援を

2021.5.14（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言区域変更）

現状・課題意識

●医療機関や高齢者施設ではPCR検査が行政検査として行われている

●高齢者施設向けに800万回分の抗原検査キットを確保している

●直近では、医療機関、高齢者施設だけでなく、学校や職場でのクラスターが多くなっている

委員会での浅野の発言要約

「各自治体が独自に行っている抗原検査、PCR検査について更なる支援策をお願いしたい」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今後、感染リスクの高い大学や職場等でも活用できるように厚生労働省を中心に今議論している」

西村国務大臣

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第三十五号

令和三年五月十四日（金曜日）

午後二時開議（衆議院規則第六十七条の二による）

出席委員

委員長　髙木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

高村　正大君　武部　新君

根本　幸典君　伊藤　俊輔君

塩川　鉄也君　井上　英孝君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

五月十四日

辞任　補欠選任

遠藤　敬君　井上　英孝君

同日

辞任　補欠選任

井上　英孝君　遠藤　敬君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更の事前報告に関する件

次回の本会議等に関する件

○髙木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

全国的に新規陽性者数が増加をしており、変異株への置き換わりも進んでいることから、政府として、危機感を強めており、これまで以上に徹底的な対策を講じて、何としても感染拡大を抑え込む必要があります。

現在、北海道、岡山県、広島県においては、感染状況や病床の状況が極めて厳しいことから、緊急事態措置を実施すべき区域に追加する必要があります。

また、群馬県、石川県及び熊本県においては、感染力の強い変異株の影響もあり、新規陽性者数が非常に多く、その直近の伸びも高く、病床使用率や人口十万人当たりの療養者数が非常に高い水準であるなど、幾つかの指標でステージ4相当であり、特定の区域で感染の拡大が見られるとともに、感染が県全体に拡大するおそれがあることから、蔓延防止等重点措置を機動的に活用し、感染拡大を防止する必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、五月十六日から五月三十一日までを期間として、緊急事態措置を実施すべき区域に北海道、岡山県及び広島県を加えること、また、五月十六日から六月十三日までを期間として、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、石川県及び熊本県を加えることについて、御了解をいただいたところであります。

なお、北海道、岡山県及び広島県については、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域とする案で分科会にお諮りしたところですが、変異株の影響により今後も感染拡大が予想されることから、緊急事態宣言の対象とすべきとの強い御意見をいただき、当初の諮問を取り下げて新たな諮問を行った上で、御了解をいただいたものであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

このほか、本日の分科会では、大都市でのワクチン接種はロジスティクスの問題に留意する必要がある、国民の理解と協力を得るためには行政からのメッセージの効果を高めるべきといった御指摘をいただきました。こうした議論も踏まえ、感染拡大防止に努めてまいります。

なお、福島県、香川県及び長崎県から蔓延防止等重点措置の適用について要請がありましたが、福島県については、会津若松市などで感染が広がっているものの、入院率が高い水準で入院調整中の者もいないこと、香川県については、新規陽性者数に増減がある状況にあり、また、五月十二日から飲食店に対して二十時までの営業時間短縮を開始したことの効果の分析を進めていること、長崎県については、入院率が高い水準であり、感染も福岡県からのにじみ出しが原因と考えられ、福岡県における緊急事態措置の効果の分析を進めていることから、引き続き県と連携してデータの分析を進めており、いずれの県においても、徹底した感染防止策を講じつつ、必要となれば機動的に対応してまいります。

国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○髙木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。根本幸典君。

○根本（幸）委員　自民党の根本幸典です。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、治療や入院等を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

時間の都合もありますので、三つの点についてまとめてお伺いをしたいというふうに思います。

変異株による感染拡大等が続く中、政府におかれましては、先週、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置について、五月三十一日まで延長することを決定しました。

専門家の分析によれば、現在、全国的に新規陽性者数が増加している中で、特に、地域によっては急速に増えているところがあると伺っており、引き続き予断を許さない状況であると考えております。

そこで、一点目でありますが、政府として、今回、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の対象地域を追加する判断に至った理由を改めてお伺いしたいというふうに思います。

また、感染拡大を抑え込むために、国民の皆様お一人お一人の御協力が不可欠です。国民の皆様には、これまでも多大な御協力をいただいてきたところでありますが、今般、対象地域を新たに追加し、更なるお願いをすることになります。

そこで、二点目として、政府として、引き続き国民の皆様の御理解と御協力を得るためにどのようにメッセージを発していくのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

そして、国民の皆様には事業者の方々も含まれます。政府におかれましては、感染拡大を抑えるため、都道府県と連携して、事業者の方々に対

していただいた上で、私どもとして、感染状況や経済の状況をしっかりと見て、予備費四兆円の活用も含めて、必要とあれば機動的に対策を講じていきたいというふうに考えております。

○井上(英)委員　ありがとうございます。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

大臣、まず一問お伺いしますが、先週は、茨城県、石川県、徳島県、そして今週は、福島県、香川県、そして長崎県、これらの都道府県から蔓延防止等重点措置の適用申請があったにもかかわらず、それに応えなかったという判断をいたしました。これは、国民から見ると、政府が消極的な姿勢に見えて、不満が募っている状況もあるんではないかと私は思っています。

やはり、措置というのは、ないよりは当然あった方がいい。なぜならば、的確な行動規制と、そして事業者に対する支援が行えるからであります。

是非、これからは地方の、都道府県の要請を最大限尊重して検討いただきたいことをまずお願いさせていただいた上で、私自身は、感染拡大期においては、蔓延防止よりも緊急事態宣言から適用した方がいいのではないかと思うんです。なぜなら、やはり、事業者の皆様が既に疲弊をしている。そして、行動規制もなかなか国民感情として難しくなってきている状況がある。

ですから、感染拡大期においては緊急事態措置から入り、感染減退期においては蔓延防止等重点措置を適用してリバウンド抑制策を図る、こういった対策が必要だと思うんですが、大臣はいかにお考えでしょうか。

○西村国務大臣　まず、蔓延防止等重点措置の要望のあった様々な知事さんと連絡を緊密に取らせていただいております。それぞれの知事の危機感を本当に共有して、私も知事の思いを最大限受け止めて対応しなきゃならないと常々思っているところであります。

他方、蔓延防止等重点措置とはいえ私権の制約を伴うものでありますので、これまでの議論の中でもかなり強い措置を入れてきたこともあって、やはり慎重に考えなきゃいけない面もあるという中で、専門家の御意見を聞いて判断をしてきております。

その後、徳島県や茨城県など、知事のリーダーシップもあって、かなり新規の陽性者の数も抑えられてきておりますので、引き続き分析を進めながら、必要となれば機動的に対応したいというふうに考えております。

その上で、蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言、どう考えるか。様々、私ども、いろいろな地域の態様を見ながら、蔓延防止等重点措置ではなく、いきなり緊急事態宣言になることもありますし、知事の要望に沿って蔓延防止措置をやり、それでも収まらないときは緊急事態ということもあります。

ただ、二つ申し上げるとすれば、一つは、蔓延防止等重点措置が、何となく緊急事態に比べるとちょっと弱いから、国民の皆さん、住民の皆さんにメッセージがちょっと伝わりにくいという面があるのかなというのが、前回、今日も、分科会でも実はそんな議論がありました。

他方、前回から、蔓延防止等重点措置であってもお酒なりカラオケなりの提供を止めていただくと要請をする、こうした強い措置も入っておりますので、今回、私ども、北海道で考えたのは、あの広いエリアでありますから、全域を対象とするというよりかは、札幌で広がっていますので、あるいはその周辺でありますが、その周辺に強い措置、いわば地域限定の緊急事態宣言ともいうべき強い蔓延防止等重点措置で抑えることができないのかというふうに当初は考えたわけでございます。

それから、もう一つは、感染が収まってくるときは、これもなかなか難しくて、やはり緊急事態宣言が最強のカードですから、そこから蔓延防止に変わると、また何となく気持ちが、ただでさえ長引くと緊張感が途切れやすいところに、蔓延防止措置になると、ああ、ちょっと緩まったなと思う、そんな印象を与えかねないところでありますので、この辺り非常に注意をしなきゃいけないんですが、ただ、蔓延防止等重点措置も、緊急事態の解除の際に、これも活用すること、機動的に使うことによって、その後のリバウンドを防ぐということもできると思いますので、状況を見ながら、的確に、これは専門家の意見を聞きながらでありますが、適切に判断して対応していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　ポイントは、緊急事態措置も蔓延防止等重点措置も、知事に権限を与えるということであって、どの地域でどのような取組をするかは知事が決めることになります。

ですから、例えば、今日もありましたが、私は、全国にもう一斉に緊急事態宣言を発動した上で、地域に合わせた最善の対策を知事に委ねる、これこそが機動的な対策と言えるのではないかとも考えるわけですけれども、この全国一斉の宣言発出について、もう一度御説明をお願いいたします。

○西村国務大臣　大型連休の前には私もそういったことも含めていろいろ考えたわけでありますが、今の時点では、ちょっと正確に、今日の時点で何県か分かりませんけれども、感染が一桁で、比較的低く抑えて、県民の皆さんに県内旅行を支援する事業を行っている県も複数県、一週間ほど前は十県ほどあったと思います。そうした中で、そうした県まで含めて、不要不急の外出自粛、あるいは、八時までの時短、お酒類も含めて停止をしていただくなど極めて強い措置を、私権の制約を伴うものでありますから、そこまでやるかどうかという判断があるかと思います。

その上で、先ほど御指摘があったように、もう全国のうちの半分近い県が緊急事態そして蔓延防止ということでありますし、それぞれ隣接している県も入れればかなりの数になりますので、国民の皆さんには、それだけ全国的に変異株で感染が急速に広がっているということ、そして、若い世代も重症化するリスクがあるという報告、先般は二十代で基礎疾患がない方も亡くなられたという本当に悲しいこともありました。是非御理解をいただいて、皆さんの協力を得て、何とか感染拡大を抑えていければと全力を挙げていきたいと思います。

○浅野委員　最後に一問、お願いがあります。

今、各自治体が独自に行っている抗原検査キットの無料若しくは低額配付、あるいはＰＣＲ検査キットの配付、これについて、政府として地方創生臨時交付金を使った更なる支援策をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　まさにＰＣＲ検査を、行政検査で行える、あるいは医療施設や高齢者施設で行えるようにしておりますし、また、八百万回分の抗原検査キット、これが確保できるということでありますので、これをまず、やはりクラスターが多く発生し、重症化リスクがある高齢者施設や医療機関で活用いただくことを考えておりますが、御指摘のように、様々御提案もいただいております。

今後、感染リスクの高い大学、運動部とか合唱部とか、あるいは職場とか、こういったところでも活用できるように、厚労省を中心に、今、議論を進めておりますので、私の立場からもこうした対応を急いでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

○高木委員長　次に、次回の本会議の件についてでありますが、次回の本会議は、来る十八日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

2021年5月21日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　政府の意思決定の頻度について

2021.5.21（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言区域変更）

現状・課題意識

●茨城県からのまん延防止措置の適用要請が二度にわたり見送られた

●直近では、金曜日にまん延防止等重点措置あるいは緊急事態措置適用の判断が行われている

●全国一斉に緊急事態措置の対象とし、各都道府県知事に判断の裁量を委ねることが機動的な対策と考える

委員会での浅野の発言要約

「政府の判断が一週間に一回だと、都道府県が判断してから効力発動までに時間を要する。政府の意思決定の頻度をもっと高めるべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「日々の感染者数は、土・日曜の検査数減少や、病床の最新値が木曜の夜に公表されることなどから、どうしても曜日にばらつきが生じてしまう。知事からの要請を踏まえて、できるかぎり機動的に対応していく」

西村国務大臣

第二百四回国会
衆議院

議院運営委員会議録　第三十八号

（二九八）

令和三年五月二十一日（金曜日）

午後二時開議（衆議院規則第六十七条の二による）

出席委員

委員長　髙木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君
理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君
理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君
理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君
理事　佐藤　英道君
武井　俊輔君　武部　新君
根本　幸典君　屋良　朝博君
塩川　鉄也君　青山　雅幸君
浅野　哲君

大島　理森君
赤松　広隆君
西村　康稔君
岡田　憲治君

議長
副議長
国務大臣
事務総長

委員の異動

五月二十一日

辞任

武内　則男君
遠藤　敬君

同日

辞任

屋良　朝博君
青山　雅幸君

補欠選任

武内　則男君
遠藤　敬君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更の事前報告に関する件

○髙木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

全国の各都道府県の新規陽性者数を見ると、横ばいや減少傾向にある県が見られる一方、引き続き増加傾向にある地域も多く、感染力の強い変異株が広がる中で、多くの地域で病床が厳しい状況にあり、重症者数や死亡者数も増加傾向が続いております。政府として、極めて強い危機感を持って対応し、何としても感染拡大を抑え込む必要があると考えております。

特に、沖縄県においては、新規陽性者数が非常に多く、その直近の伸び率も高く、病床使用率や療養者数が非常に高い水準であるなど、複数の指標でステージ4相当であることから、緊急事態措置を実施すべき区域に追加する必要があります。県からも緊急事態措置の適用について要請をいただいており、酒類の提供の停止や、県をまたいだ移動、特に県外からの来県の自粛要請を含めた強い措置が必要と考えております。

また、愛媛県については、県独自の取組として四月当初から営業時間短縮要請を行い、四月二十五日から蔓延防止等重点措置を実施してきたことで、新規陽性者数は一桁台まで減少し、病床使用率もステージ2相当が視野に入るなど、ほとんどの指標でステージ2相当以下であることから、蔓延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められます。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、五月二十三日から六月二十日までを期間として、緊急事態措置を実施すべき区域に沖縄県を加えること、また、五月二十三日以降、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域から愛媛県を除外することについて、御了解をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

このほか、本日の分科会では、インドで最初に確認された変異株を踏まえ水際対策を強化すべき、抗原検査キットの活用など検査を拡充すべき、蔓延防止等重点措置をより柔軟に適用できるよう運用の在り方を見直すべきといった御指摘をいただきました。こうした議論も踏まえ、感染拡大防止策の強化に取り組んでまいります。

なお、岐阜県からは緊急事態措置の適用について要請があり、茨城県からは蔓延防止等重点措置の適用について改めて要請がありました。

まず、岐阜県については、病床使用率は高いものの、入院率が高いことにも表れているように、これまで基本的に陽性者を全て入院させる方針を取っているためであり、自宅療養者はゼロであること、また、蔓延防止等重点措置で酒類提供を停止するなど緊急事態宣言と同等の強い措置により繁華街の人出が減少傾向にあるとともに、新規陽性者数は愛知県の影響もあり高い水準であるものの、愛知県において今週末から大型商業施設の土日休業を要請するという対策強化を行う方向にあること、私自身、中京圏の経済団体に対し、テレワークの徹底等による出勤者の七割削減を直接強く要請したことから、引き続き、岐阜県と連携して状況やデータの分析を進めてまいります。

また、茨城県については、療養者数及び陽性率がステージ2相当であることを含めて全ての指標でステージ3相当以下であり、急激に感染拡大している状況ではないと見られること、また、県独自の施策として飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請等に取り組んでいることから、引き続き、他の都道府県も含め、各県と連携して状況やデータの分析を進め、徹底した感染防止策を講じつつ、必要となれば機動的に対応していくことといたします。

国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○髙木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。井上貴博君。

○井上（貴）委員　自由民主党の井上貴博です。

時間もありませんので、四問まとめて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、本日、ファイザーに加え、モデルナ、アストラゼネカが承認されると聞いております。新型コロナウイルス対策は、迅速なワクチンの接種の完了にもう尽きるものだというふうに感じております。

そういう中で、各地で集団接種が行われるということもお聞きしております。福岡市でも、五月の二十八日から集団接種会場を五時間延長し、七月から二十四時間体制で行うように計画をさせていただいております。そういう中で、全国でも三十か所以上、集団接種会場をやられるとお聞きしておりますが、その中で、予診票の記入、問診、接種という流れの中で、そのオペレーションがどのように行われることが一番効率的なのかというのを厚生労働省は明確に持っていらっしゃいます。

そういう中で、その御指示をまずいただきたい

あわせて、事業規模に応じた協力金あるいは雇用調整助成金などでも対応してきているところでありますし、地方創生臨時交付金を三千億円配分して、地域ごとに地域の事情に応じた支援を講じていただいているところであります。

いずれにしましても、感染状況、経済的な影響をしっかりと見ながら、予備費の四兆円の活用も含めて、必要な対策を機動的に講じていきたいというふうに考えております。

○塩川委員　雇用調整助成金、休業支援金の五月からの縮小を撤回し、維持、拡充、延長、遡及適用を強く求めたい。いかがでしょうか。

○西村国務大臣　厚生労働省におきまして、雇調金やあるいは休業支援金など、適切に判断し、対応していくものと考えておりますけれども、今回、沖縄県を六月二十日まで緊急事態宣言措置の対象地域としたことも含めて、感染の状況、経済への影響などをしっかりと見極めながら、そうしたものを踏まえながら、私の立場でも、田村大臣と連携して対応していきたいというふうに考えております。

○塩川委員　時間が参りましたので、終わります。

○高木委員長　次に、青山雅幸君。

○青山（雅）委員　日本維新の会・無所属の会、青山雅幸です。

私は、国がやるべき対策を放置していることについて、まずお聞きします。

やるべきことは、二つだけです。介護施設での防疫対策、そして都道府県の枠を超えた医療融通体制の構築です。

重症者の圧倒的多数は高齢者。しかも、その大半は、実は介護施設でのクラスター発生によるものです。対策は施設への感染流入を防ぐことで、これは施設従事者への頻回な抗原検査で防げます。

海外からの観光客受入れを再開しましたギリシャは、全民間部門の全従業員に週二回の頻度で義務づけております。抗原検査を。ところが、日本では、感染拡大地域でさえ、二週間に一度、介護施設に対して任意で呼びかけているにすぎません。これでは効果が薄い。

また、EUでは、既に、昨年三月、州境、国境越えの移送を実施しております。フランスでは、TGVを改造して、州を越えて移送しています。

この点、総理に、四月二十三日、質疑しました。総理は、オール・ジャパンで取り組む、こう言われたのにもかかわらず、厚労委員会で私が田村大臣と質疑しますと、後ろ向き、できない言い訳ばかり述べておられます。

四千五百人の重症者用病床を確保し、重症者は千五百人。三万の入院用病床を確保し、一万人しか使っていないのに医療逼迫。不思議でなりません。そして、若者が放置死されている有様です。

ドイツのハイコ外相は、昨年四月、友人であるイタリアのそばにいるのだから、共に戦うしかないと言って、緊急救命機をイタリアに派遣して、患者を受け入れています。

日本は、都道府県境を越えれば友人ではなくなるのか、共に戦う仲間ではなくなるのでしょうか。国民に負担を呼びかける前に、政府はまずやるべきことをやるべき、そう思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　国民の皆さんの命を守ることは最も大事なことでありますので、私どもも、高齢者施設、あるいは医療の広域連携を含めて、それぞれの都道府県で取り組んでいることを支援しながら対応してきているところであります。

御指摘の、高齢者施設への集中的な検査、二月から三月に行ったところでありますが、強制がなかなかできない中で、多くの事業者、施設の皆さんが協力に応じていただいて、集中検査を実施いたしました。

また、現在、四月から六月にかけても、大都市の自治体はもとより、そのほかの自治体においても、集中的な実施計画を策定し、定期的な検査を実施してきているところであります。

さらに、抗原検査キットを活用して、八百万回分確保しておりますので、これを事業者に応じて配分するということを可能な限り早く進めることとしておりますし、それぞれの事業者で、リスクがある場合、一人でも陽性者が認められた場合など、これは行政検査として全額公費負担で対応できることとなっておりますし、また、それぞれの施設で感染防止策を講じたことに対して予算措置などを講じてきているところであります。

いずれにしても、一時期に比べて、こうした取組もあって、高齢者施設でのクラスターは減ってきておりますし、また、もちろん油断はできないわけでありますが、今後、高齢者向けのワクチン接種が進む中で、重症化、そしてさらには感染防止にもつながっていくものと思います。

そして、御指摘の広域搬送についてでありますが、全くないわけではなくて、例えば、滋賀県が大阪府から患者を受け入れていただいて搬送した例もございますし、鳥取県が兵庫県から受け入れるという意向を示されましたり、あるいは神奈川県が大阪から受け入れるというようなこともございました。

ただ、搬送時間が長くなることに伴う身体への負担とか、様々な課題もありますので、広域連携も含めて、私ども、医療提供体制をしっかりと確保し、対応していきたいというふうに考えております。

○青山（雅）委員　今御紹介があった高齢者施設への抗原検査、頻度が全く足りません。そして、大阪から滋賀への移送というのは一例だけです。

全く体制構築されていないに等しい状況であることは素直にお認めいただいた上で、きちんとやるべきことをやっていただかなければ、本来、日本の感染者レベルは欧米に比べれば、比較すればやはり少数である、そこを、国民にこれだけ負担をかけてしまっていることについて、政府は真摯に反省すべきです。その点を指摘しまして、質問と代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

よろしくお願いいたします。

まず、通告しておりませんが、一問伺います。

先週に引き続き今回も、二度目の蔓延防止等重点措置の適用申請をした茨城県が適用になりませんでした。これは、現場からも強い抗議の声が届いております。

大臣は、先ほど、療養者数や陽性者数がステージ2相当であることを理由に挙げられておりましたけれども、重症者病床や、あるいは濃厚接触者以外の感染者、つまり追跡できない感染者の割合はステージ3と、かなり危険な状況が続いております。

岐阜県と茨城県、今回適用しなかった都道府県について、是非適用をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘のように、岐阜県知事、そして茨城県知事から要請をいただきましたので、私ども、知事の意向をしっかりと受け止めながら、分析を進めました。

その上で、御指摘がありましたけれども、岐阜県は確かに感染者の数が非常に多い状況で、先ほども申し上げたとおり、愛知県の影響も非常に強いということもございます。愛知県が対策を強化していくということ。そして、茨城県の場合、御指摘のように、感染者のレベル自体は、大きな県ですので、日々、五十人、六十人と感染が出ているんですが、全体として見れば、この一週間、十万人当たり十五人、そしてほぼ横ばいの数字になっているものですから、全国で三十番目ぐらいの十万人当たりの感染者の数でもありますので、そういったことを踏まえて、本日、分科会にもこうしたことを御説明し、専門家の皆さんからも御了解をいただいたところであります。

ただ、御指摘のように、感染状況そして病床の状況、私ども警戒を持って見ておりますので、引き続き、県としっかり連携し、分析を進めながら、必要となれば機動的に対応していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　五月十九日のアドバイザリーボードの資料の中では、流行の早い段階から対策を進めることが重要だと、政府自身がそのように申しております。更に加えて、この立法府の意思として、新型インフル特措法附帯決議第三項、地方から要請があった場合には、その意向を最大限尊重せよというのをつけさせていただいております。是非、地方自治体の意思をしっかり尊重していただきたい。

そして、その上で次の質問ですけれども、今、金曜日に蔓延防止等重点措置あるいは緊急事態措置の判断が続いております。ただ、一週間に一回だけですと、都道府県が判断をしてから実際に効力が発動するまで、長い場合だと一週間くらいかかるケースもあります。是非、判断する頻度を上げていただきたい。

また、実際に会議が開けないという場合があるかもしれませんが、今はネットを使った会議もできます。是非、意思決定の頻度をもっと高めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘、しっかりと受け止めたいというふうに思います。

この日々の感染者の数、これも、土曜日、日曜日はどうしても検査数が少なくなったりしますので、前半の日、月、火はどうしても感染者の数が多く出て、水、木、金ぐらいで陽性者の数が多く出てくる、平日で検査をしっかり受けてということですので、どうしても曜日のばらつきがあること。

それから、全国の病床の体制、厚労省が、金曜日に、毎週木曜日の夜から金曜日にかけて最新のものを整理して、公表するということになっております。

もちろん、感染拡大している県あるいは要請のあった県については、日々我々はやり取りをしておりますので、それを待つことはないんですが、全国の状況を判断していく上で、どうしても週後半になってくるというのはありますけれども、御指摘のように、それぞれの知事からの要請、沖縄県の場合はおとといありましたので、今回こういう早い対応になっておりますけれども、以前から茨城県を始め要請を受けておりますので、そうした要請も踏まえながら、できる限り機動的に対応していきたい。

国会にも場合によってはこういう形で無理をお願いする場面もあるかもしれませんけれども、機動的に考えていきたいというふうに思います。

○浅野委員　最後の質問です。

今の答弁を聞いておりましても、政府の意思決定はある程度スピード感の制約がございます。

先週も申し上げましたが、全国一斉に緊急事態の対象とし、各都道府県知事にその判断の裁量を委ねる、そして機動的な対策を講じてもらう、この対策方法はいかがでしょうか。

○西村国務大臣　今回、緊急事態宣言、大型連休前に考えるに当たって、去年は、全国一斉に、一律にお願いをしましたので、私自身、全国に緊急事態宣言を発出することも含めて、様々な対応を検討いたしました。

その上で、今、それぞれの県で、臨時交付金を使って県独自の、県民が県内観光を行うということを支援している県が十二県あります。それから、国の支援策を使っているところも七県あります。これらの県も含めて、全国一律に、外出自粛であったり、非常に強い措置、私権の制約を伴う強い措置を講じていいのかということも考えた上で、やはり厳しいところに緊急事態宣言なり蔓延防止等重点措置を発出するというふうに考えたところであります。

いずれにしましても、今の状況、今日の状況は、横ばい、減少している県も、幾つかというか、かなり出てきております。一方で、拡大している県もあるわけでありますので、そうした状況を日々見ながら、専門家の意見を聞いて、適切に判断をしていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十四分散会

2021年5月28日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　令和三年度予算の追加補正の必要性について

2021.5.28（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言期間延長）

現状・課題意識

●令和三年度の予備費（新型コロナ対策費用：5兆円）の残額は現在4兆円程度

●協力金や支援金、無利子・無担保の融資、雇用調整助成金など様々な支援策が行われているが、国民や事業者は厳しい状況に置かれている

●財源の制約は、政策の制約につながりかねない

●国民民主党は30兆円の財政出動を提案している

委員会での浅野の発言要約

「感染が拡大する中、これから大規模な検査、病床の確保が必要。また、変異株による予測できない今後の動きが見通される中で、予備費の追加補正が必要ではないか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「様々な支援策で一定の成果は出てきていると思っているが、まずは4兆円の予備費を活用して機動的に行っていく」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言　地方創生臨時交付金の追加交付について

2021.5.28（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言期間延長）

現状・課題意識

●自治体はコロナ対策費用として地方創生臨時交付金を活用し、例えば国の支援金は売上が50％以上減少した事業者に対してだが、地域によっては事情に応じて30％減でも支援策を講じている

●事業者に対する協力金や一時支援金を受け取れない事業者も存在する

●自治体が主体的に実施しているコロナ検査の円滑化が求められている

委員会での浅野の発言要約

「都道府県の支援を国が後押しするために、地方創生臨時交付金の追加交付を求める」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「地方創生臨時交付金については、全国で地方単独事業分の約7,400億円が今年度繰り越しされているので、まずはこの繰越分を有効活用いただきたい」

西村国務大臣

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第四十号

令和三年五月二十八日（金曜日）

午後二時開議（衆議院規則第六十七条の二による）

出席委員

委員長　髙木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

古賀　篤君　武部　新君

藤丸　敏君　渡辺　周君

塩川　鉄也君　遠藤　敬君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

五月二十八日

辞任　補欠選任

武内　則男君　渡辺　周君

同日

辞任　補欠選任

渡辺　周君　武内　則男君

五月二十八日

国会における請願の取扱いの改善に関する請願（穀田恵二君紹介）（第一一〇三号）は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長の事前報告に関する件

次回の本会議等に関する件

○**髙木委員長**　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○**西村国務大臣**　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、十都道府県で緊急事態措置を実施しております。

国民の皆様の御協力により、全国の各都道府県の新規陽性者数は、横ばいや減少傾向となっている地域があるものの、依然として増加傾向にある地域もあり、特に、緊急事態措置を実施している地域を見ると、北海道は増加傾向が継続、沖縄県では急増、愛知県、岡山県、広島県及び福岡県についても高い水準が続いております。これらの道県においては、病床も逼迫した状態が続いております。

また、東京都や大阪府などでは、新規陽性者数は減少傾向が見えつつあるものの、依然として高い水準にあり、特に大阪府など関西圏では、引き続き病床の厳しい状況が続いております。

このように、緊急事態措置を実施している各都道府県において、ほとんどの指標でステージ４相当となっていることから、緊急事態措置を引き続き実施し、対策の徹底を図る必要があります。

以上の状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、五月三十一日までとしている北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県の九都道府県における緊急事態措置を実施すべき期間、並びに、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県の五県における蔓延防止等重点措置を実施すべき期間を六月二十日まで延長することについて、御了承いただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

今後も流行の波は起こると考えられる中、大きなリバウンドとならないよう対処可能なものとなるように、感染水準を安定的に引き下げ、また、医療提供体制への負荷を軽減し、病床を安定的に確保するための取組を進めたいと考えております。

このほか、本日の分科会では、危機意識が適切に共有されるよう国民に対する情報発信を効果的に行うべきであること、ワクチン接種が進む中で偏見、差別の問題について配慮すべきこと、今後緊急事態措置等の解除に向けて変異株の状況やワクチン接種の状況などを含め考え方を整理することといった御指摘をいただきました。こうした議論も踏まえ、取組を強化、徹底してまいります。

今回の緊急事態宣言等の延長に当たり、飲食店や集客施設等に対する対策について、感染状況に応じた都道府県知事の判断による上乗せが可能であることも含め、対策を継続していきます。

また、多様化するクラスターの大規模化及び医療の逼迫を防ぐ観点から、検査を大幅に拡充強化することとしております。具体的には、高齢者へのワクチン接種を円滑に、かつ加速化して進めていくことと併せ、新規陽性者数の半数以上を占める若い世代の感染拡大を防ぐため、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約八十万回程度分の抗原簡易キットを可能な限り早く配付し、少し具合が悪いなど軽症状の者に対する積極的検査を速やかに実施いたします。職場においても検査の実施体制を整備し、検査を促していくことについても早急に具体化を図ることとし、併せて、ＰＣＲ検査能力の向上などに取り組みます。

さらに、本日、五月二十八日より、インド等六か国からの入国者については、指定施設での待機を十日間に強化したところですが、そうした水際対策を含め、国内監視体制の強化や積極的疫学調査の徹底など、変異株対策の強化に取り組んでまいります。

国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○**髙木委員長**　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。古賀篤君。

○**古賀委員**　自由民主党の古賀篤です。

西村大臣に、二点お伺いいたします。

コロナ禍が一年を超え、私の地元もそうですが、多くの国民の方々の自粛疲れ、あるいは悪い意味での自粛慣れを感じます。

現在、高齢者の方のワクチン接種が進んでおります。インド型の変異株の拡大懸念などがありますので、ワクチン接種が済めば直ちにマスクを外すということは容易ではないと思うものの、ワクチン接種の進展、そして、今大臣がおっしゃったような更なる強化策によって、重症化率が下がる

いるんです。

○西村国務大臣　なかなか明確にお答えするのは難しいものですから、七月末までには約三割終わる。そして、それぞれの市町村によって差があります。御案内のとおりですね。もう既に、高齢者が終わって、若い世代、次の現役世代に接種が進み始めている自治体も地方では見受けられます。幾つかのところからも相談も受けているところであります。

その上で、もう一つの、モデルナを活用して、大学や職場、これが、高齢者がめどがついた自治体はその次のステップに行けるわけでありますので、そうなるとまた加速がなされると思います。

今の段階で、少なくとも七月末には三割は完了させたいという目標で進めておりますが、そこから、以前にも、どれだけ加速をするかによってかなり変わってきますので、その辺りの状況を御理解いただいて、いずれにしても、一日百万回以上、しっかりと接種をできる体制をつくり、できる限り早く全国民に二回打てるように、希望する方には打っていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○遠藤(敬)委員　西村大臣にこれ以上言っても本当に申し訳ないのですけれども、五〇％を目標、これぐらいになったらなりますよというのをやはり掲げないと、国民ももう萎えていますから。是非、目標設定を明確にしていただきたい。

あと、先ほど佐藤委員からもありましたけれども、雇調金、一部報道で出ていましたけれども、どうなっていますか。

○西村国務大臣　足下の雇用情勢はかなり厳しいものもございます。さらには、今回延長するということでありますので、厚生労働省におきまして今検討を急いでいるところでございます。適切に対応されるものというふうに思いますし、私からも、田村大臣に対しても様々な状況を共有しながら、連携して対応していきたいと考えているところであります。

○遠藤(敬)委員　大臣、これは早くしてあげてくださいね。段取りがありますから、来月のことなので、今からやっておかないと、どないもいかない。雇用がもう成り立ちませんので、是非早く検討を急いでいただきたいと思います。

あと、昨年より今年の方が悪うなっています。法人税の猶予について今どのように考えておるか、お考えをお聞かせいただきます。

○西村国務大臣　御指摘の法人税の特別猶予は昨年行ったわけでありますけれども、それが終了しておりますが、国税通則法に基づいて既存の猶予制度というのがございます。これは、適用される延滞税も、令和三年分からは年一・〇％に引き下げておりますし、担保についても、担保提供が明らかに可能な場合を除き不要というふうにもしております。

こうした制度を活用していただいて、納付が困難な事業者、納税者の方々には、資金繰り、収支の状況を十分に伺いながら、当局において適切に対応していきたいというふうに承知をしております。

なお、法人税の場合は、欠損金の繰越還付という制度もございますので、今期の赤字を前期の黒字と相殺できるような仕組みもありますので、赤字の程度にもよりますけれども、黒字で前期に納税を猶予していた法人税の負担は生じなくなる、こうした場合もあるということでございます。

いずれにしても、そうした制度を活用していただきながら、適切に対応していきたいと考えております。

○遠藤(敬)委員　昨年よりも今年の方が悪くなっているということは十分政府でも認識いただきたいと思います。

最後に、助成金の支援金というものがいろいろな部分で出ていますけれども、これは不平等と物すごく地元でも言われています。不平等をなくしていくというのは本当に大事なことだ、モラルハザードが起こりますので。是非、大臣、これは、税務署とか、納税額に合わせて、そこをにらみて、そこはきちっと明確にしてあげていただきたい。これは、不平等がまかり通るようなことであれば、納税する人がもうやっていられないという声が多く出ていますので、是非そこは十分に御検討し、透明性を高めていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

まず、大臣に、一問お伺いいたします。

令和三年度の予備費の残額は、現在、四兆円程度と聞いておりますが、感染が拡大する中、これから大規模な検査、そして病床の確保、そして各地方では集団接種会場の準備、対応、何よりも変異株による予測できない今後の動きが見通される中で、この予算、予備費の追加補正というものの必要性があるのではないかと思うんですが、大臣はどうお考えでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘のように、経済、非常に厳しい状況に置かれている方々がおられます。私ども、協力金やあるいは支援金、無利子無担保の融資、あるいは雇用調整助成金、様々な支援策で支援を行ってきているところであります。

こうした中で、失業率も、今日、ちょっと上がりましたけれども、二・八％だったと思います。そして、倒産件数も、昨年はここ三十年で最も低い水準でありますし、この四月は五十年で最も低い水準に四月だけ比べるとなっておりますので、こうした様々な支援策で、私ども、これまで厳しい状況にある事業者の皆さんの事業、あるいは雇用、生活を支援してきている。

一定のそうした成果は出てきているものと思っておりますが、それでもなお厳しい方々がおられますので、先ほどの緊急小口資金や、あるいは一人親の方々への五万円の給付も五月で済んでいると思いますけれども、様々、必要な方々にやはり必要な支援を行っていく。

こうした取組、まずは四兆円の予備費を活用して機動的に行っていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員　先ほどもありましたけれども、昨年よりも今年の方が国民の皆様や事業者の方々は厳しい状況に置かれている。それだけ、現金や生活の糧が必要な状況になっている中で、やはり財源の制約というのは、選択肢の制約、政策の制約につながりかねない。

私たち国民民主党は、三十兆円という財政出動を提案しておりますけれども、必要な財源確保に向けては必要な議論はいたします。是非御検討いただきたいと思います。

そして、次の質問ですけれども、自治体が主体的に実施しているコロナ検査の円滑化や、事業者の問題、協力金や一時支援金を受け取れない事業者、こうした方々も大変苦しい状況に置かれている。

こうした方々に対する都道府県の支援を国が後押しするために、臨時交付金の追加交付をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　地方創生臨時交付金ですね。

これは、それぞれの地域に応じて、例えば国が、国の支援金は、売上げが五〇％以上減少があった方ですけれども、地域によっては、三〇％減でも支援をするというふうなことを含めて、様々、地域の事情に応じて支援策を講じられております。これまで四兆円近く措置をしておりまして、そうした中で、例えばお地元茨城県でも、約八百億円、これは市町村分も含めて支援をしてきております。

そうした中で、全国で、まさに地方単独事業分なんですけれども、約七千四百億円が繰越しを今年度にされております。茨城県でも百六十三億円の繰越しがございます。ですので、まずはこの繰越分を有効に使っていただくということをお願いしたいと思いますし、先般、三千億円を更に追加で配分させていただいたところでありますが、二千億円まだありますので、この配分については、今回まさに緊急事態宣言を延長するということでありますし、経済状況、地域の状況などを見ながら、今後、活用を考えていきたいというふうに考

えております。

○**浅野委員**　交付金を繰り越した理由は様々あろうかと思いますけれども、本当に都道府県は、今、きりきり、ぎりぎりの財政状況の中で協力金の拠出を行っている現状がありますから、是非、残っているから余っているんだろうというわけではないんだということは十分に御認識いただきたい。

その上で、別の質問ですが、生活困窮世帯向けの給付金、三月頃に決定したものがまだ給付されていないというふうに聞いております。いつ頃給付される見通しでしょうか。

○**西村国務大臣**　児童お一人当たり五万円の特別給付でありますけれども、一人親の方々につきましては、これは五月の末までに支給をするということで、既に多くの自治体で済んでいるものというふうに聞いております。それ以外の、住民税非課税世帯の子育て世帯の方々に対しては、小規模自治体で早ければ来月下旬、六月下旬、そして、大きなところでは七月の中下旬になるというふうに聞いておりますが、それまでの間、生活が困窮しないよう、六月末まで申請を受け付けております緊急小口資金などによって、御活用もいただきながら、生活をしっかりと支えていければというふうに考えております。

○**浅野委員**　最後の質問になりますが、今回の基本的対処方針の見直しによって、通所系の介護事業所の方々がサーベイランスの対象になりました。こういった方々はワクチンの優先接種の対象には入っておりませんので、この訪問介護、通所介護職員の皆様、是非、ワクチンの接種機会を優先させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**西村国務大臣**　訪問介護や通所介護等の在宅サービス事業所の従事者については、市町村の判断によって、地域における病床の逼迫時に高齢者の感染者が自宅療養を余儀なくされた場合、介護サービス等を提供する意向のある事業者を把握した上で、まさに介護サービスの提供を行う職員について高齢者施設等の従事者に含めて優先接種の対象とされているところであります。

いずれにしても、自治体のそうしたことをよく伺いながら、適切に対応していければというふうに考えております。

○**浅野委員**　終わります。ありがとうございました。

○**高木委員長**　これにて発言は終わりました。

○**高木委員長**　次に、次回の本会議の件についてでありますが、次回の本会議は、来る六月一日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会

2021年2月19日
予算委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言 事業者への支援について

2021.2.19（Fri）予算委員会（令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●政府の一時支援金（法人60万円、個人事業者30万円）の対象は緊急事態宣言発令地域に起因する事業者単位に限定されている。

●時短要請の協力金は、大規模店にとって十分な支援額とは言えないため、事業者単位から店舗単位への給付に変更された経緯あり。

●全体平均の給付額ではなく事業者の規模に応じた支援が求められている。

委員会での浅野の発言要約

「事業者にとって有効な支援策となるよう、時短協力金と同様に一時支援金についても、事業者単位ではなく、店舗単位での給付とすべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「地域や事業の実態に応じた支援については、地方創生臨時交付金を活用頂き、それぞれ地域の実情に応じて行われることが適用と考えている。」

飯田政府参考人

新型コロナウイルス緊急事態宣言 複数の支援策をパッケージとして利用促進すべき

2021.2.19（Fri）予算委員会（令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●政府のコロナ支援策は、各省庁の所管ごとに非常に多岐にわたる。

●他方、衆議院調査局の調査では各支援策ごとに利用率が大きく異なっている。

●本来であれば、併用して利用できるはずの支援策が、単体の利用のみとなっている懸念あり。事業者に寄り添った制度設計が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「事業者の目的に合わせて各支援策をパッケージ化し、事業者にとって分かりやすい制度にすべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「非常に重要な視点だ。
今後ホームページ等の使い勝手を向上させ、窓口もワンストップで更に支援策がしっかりと行き届くよう改善する。」

西村国務大臣

2021年2月19日
予算委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言 事業再構築補助金の補助対象について

2021.2.19（Fri）予算委員会（令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●政府はウィズコロナ時代を見据え、業種転換を伴う中小企業を支援する制度として事業再構築補助金を創設。

●コロナ以前（3カ月間）と比較して10％以上減少している中小企業に、最大6，000万円が補助される。

●飲食店の業種転換ではデリバリーが多いが、自動車は補助対象外となっている。制度の主旨として矛盾しており、支援拡充が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「業種転換の際にキーとなるのは自動車である。補助の対象とすべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「改造費用や荷台をつける購入については対象経費となるが車両は対象外。車両そのものについては日本政策金融公庫の融資対象になり得るため積極的に活用頂きたい。」

梶山国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言 政策効果の向上に向けた取組みについて

2021.2.19（Fri）予算委員会（令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●2020年4月に政府は緊急経済対策として、特別定額給付（全国民へ10万円を給付）を実施。

●「施策効果については、緊急経済対策の一連の施策の1つであるため、給付金の効果のみ抽出することは困難。」
（総務省の見解）

●全体は総務省、個別には各行政機関、といったように政策効果の向上に向けた取組みが弱い。

委員会での浅野の発言要約

「省庁縦割りの影響で、アウトプットが出ていない。どう変えていくべきか見解を問う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「エビデンスに基づいた政策が必要だ。個々の政策がどのように結果に反映されたのか、データをしっかりと見極めながらEBPM※を進めていく。」

※Evidence Based Policy Making：
証拠に基づく政策立案

河野国務大臣

第二百四回国会　衆議院　予算委員会議録　第十四号

令和三年二月十九日（金曜日）

午前九時三分開議

出席委員

委員長　金田　勝年君

理事　後藤　茂之君　理事　齋藤　健君

理事　橋本　岳君　理事　藤原　崇君

理事　細田　健一君　理事　山際大志郎君

理事　奥野総一郎君　理事　辻元　清美君

理事　濵地　雅一君

秋葉　賢也君　秋本　真利君

伊藤　達也君　石破　茂君

今村　雅弘君　岩屋　毅君

うえの賢一郎君　江藤　拓君

衛藤征士郎君　小倉　將信君

鬼木　誠君　神山　佐市君

河村　建夫君　北村　誠吾君

佐々木　紀君　斎藤　洋明君

菅原　一秀君　鈴木　貴子君

鈴木　憲和君　田中　和徳君

武部　新君　津島　淳君

根本　匠君　野田　毅君

原田　義昭君　古屋　圭司君

村井　英樹君　山本　幸三君

山本　有二君　渡辺　博道君

今井　雅人君　尾辻かな子君

大西　健介君　逢坂　誠二君

岡田　克也君　岡本　充功君

川内　博史君　玄葉光一郎君

小宮山泰子君　後藤　祐一君

末松　義規君　髙木錬太郎君

武内　則男君　本多　平直君

道下　大樹君　村上　史好君

森山　浩行君　山岡　達丸君

吉川　元君　太田　昌孝君

濱村　進君　吉田　宣弘君

笠井　亮君

宮本　徹君

藤田　文武君

西岡　秀子君

財務大臣　麻生　太郎君

総務大臣　武田　良太君

外務大臣　茂木　敏充君

文部科学大臣　萩生田光一君

厚生労働大臣　田村　憲久君

農林水産大臣　野上浩太郎君

経済産業大臣　梶山　弘志君

国土交通大臣　赤羽　一嘉君

国務大臣　小泉進次郎君

環境大臣　岸　信夫君

防衛大臣　加藤　勝信君

国務大臣（内閣官房長官）　平沢　勝栄君

国務大臣（復興大臣）　小此木八郎君

国務大臣（防災担当）　河野　太郎君

国務大臣（行政改革担当）　坂本　哲志君

国務大臣　西村　康稔君

国務大臣（経済財政政策担当）　藤野　保史君

国務大臣（情報通信技術（ＩＴ）政策担当）（デジタル改革担当）　青山　雅幸君

国務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）　浅野　哲君

財務副大臣　伊藤　渉君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　向井　治紀君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　梶尾　雅宏君

政府参考人（特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長）　髙田　陽介君

政府参考人（国家公務員倫理審査会事務局長）　荒井　仁志君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　村手　聡君

政府参考人（総務省大臣官房長）　原　邦彰君

政府参考人（総務省大臣官房総括審議官）　前田　一浩君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　川窪　俊広君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　湯本　博信君

政府参考人（総務省行政評価局長）　白岩　俊君

政府参考人（総務省情報流通行政局長）　秋本　芳徳君

政府参考人（文部科学省初等中等教育局長）　瀧本　寛君

政府参考人（厚生労働省大臣官房長）　大島　一博君

政府参考人（厚生労働省健康局長）　正林　督章君

政府参考人（厚生労働省医薬・生活衛生局長）　鎌田　光明君

政府参考人（厚生労働省政策統括官）　伊原　和人君

政府参考人（農林水産省生産局長）　水田　正和君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　矢作　友良君

政府参考人（資源エネルギー庁次長）　飯田　祐二君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君

政府参考人（中小企業庁経営支援部長）　村上　敬亮君

政府参考人（観光庁長官）　蒲生　篤実君

政府参考人（環境省自然環境局長）　鳥居　敏男君

政府参考人（防衛省防衛政策局長）　岡　真臣君

政府参考人（防衛省整備計画局長）　土本　英樹君

政府参考人（防衛装備庁長官）　武田　博史君

参考人（東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長）　文挾　誠一君

経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君

予算委員会専門員　小池　章子君

委員の異動

二月十九日

辞任

岩屋　毅君

うえの賢一郎君

河村　建夫君

根本　匠君

渡辺　博道君

今井　雅人君

大西　健介君

逢坂　誠二君

岡田　克也君

岡本　充功君

玄葉光一郎君

後藤　祐一君

本多　平直君

森山　浩行君

補欠選任

斎藤　洋明君

鬼木　誠君

武部　新君

鈴木　憲和君

津島　淳君

武内　則男君

吉川　元君

尾辻かな子君

末松　義規君

道下　大樹君

山岡　達丸君

村上　史好君

高木錬太郎君

小宮山泰子君

て、十五分じゃ足りなければ三十分にするとか、それはきちんと是非やっていただきたいと思います。

それからもう一つ、緊急時の対応として、エピネフリンの用意、これは絶対にするはずだと思いますけれども、それだけじゃなくて、さっき言ったように、気道閉塞して息ができなくなるというのが命を奪う可能性があるわけですね。

先ほど御紹介したようなＪＡＭＡの記事によれば、七人、気管挿管を実際にしているわけです。ということは、気管挿管しなければこの方は亡くなっているわけですね、普通で考えると。そのままＩＣＵに十八人、これを上回る方が入っているわけです。

それを考えると、エピネフリンを用意しておけばいいというものではなくて、マスクでもって換気するマスク換気であるとか、それから、本来でいえば、最初の方は、挿管器具をきちんと用意しておいて、何かあったらすぐ挿管できるようなお医者さんが対応しないと、お医者さんによっては、基本的にできるはずなんですけれども、やはりそれは上手、下手もありますし、経験もあるので、そういったこともやはり気を配る必要があると思います。

特に、若い方に打つようになると、逆により必要になってくるかなと。要は、コロナで亡くなることがない方が副反応で亡くなるようなことがあっては、最初に申し上げましたけれども、それは絶対に防止しなきゃいけないことだと思っています。

そういったことに関して厚労省は今どう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○田村国務大臣　接種会場で、おっしゃられるとおり、まず、責任者、何か急変があったときの責任者をちゃんと決めておくということ。それから、今エピペンの話もありましたけれども、そういう製剤ですね。それから、あわせて、救急用のいろいろな処置ができる、そういう物品、こういうものもおそろえをいただくということ。何より、何かあったときに搬送しなきゃいけませんから、対応していただく医療機関でありますとか搬送方法、こういうこともしっかりと決めておくこと。

本当に、言われたとおり、アナフィラキシーが起こったときに十分に対応できるような、そんな体制というものも含めて対応いただくということが前提条件になってまいりますので、しっかり、今もこれはお伝えさせていただいておりますけれども、更に徹底をさせていただきたいというふうに思っております。

○青山（雅）委員　私がこれを聞いたのは、別に何か世間を怖がらせるとかそういうことではなくて、アナフィラキシーショックに関しては、対応さえきちんとできれば救命できる可能性が高いわけですね。イギリスやアメリカは実際にそうできているから、日本でそこが万が一手抜かりがあって亡くなることが出れば、これはもうワクチン接種事業に大きな差し障りが出るということですので、二重三重に、今言ったような挿管器具の用意、厚労省に事前に聞いたところによると、そのお医者さんが持っているかどうかという若干心もとない返事だったので、そんなことを言っていないで、全ての会場に用意する、それをきちんとやっていただきたいと思います。

そういった対策の徹底とともに、情報開示、最初、大臣もきちんとやるよとおっしゃいましたけれども、素早く有害事象、有害事象の段階で、因果関係があるかどうかは別として、きちんと開示していくことが必要だと思いますが、この二点について、大臣に改めて答弁をお願いいたします。

○田村国務大臣　副反応、重いもの、今言われたようなアナフィラキシーでありますとかギラン・バレー症候群でありますとか、こういうことが起こったものは、これはしっかりと報告をいただき、そして、ＰＭＤＡに集まった事例、これを審議会におかけをして、そして、因果関係のあるなし、分からない関係なしに集めた上で、ちゃんと御評価をいただいて、その上で情報公開していく。

審議会の方も今までよりも頻度を増やさなきゃいけないというふうに思っておりますし、何か緊急なことがある場合には緊急にお開きをいただいて対応いただくということにお願いをいたしております。

あわせて、今ちょっと先行事例で、医師の方々数万人に打っていただいております。この方々には、健康調査という形で、観察日誌みたいなものをおつけをいただくわけでありますが、そこは比較的、症状があろうがなかろうが軽かろうが、いろいろな、腫れや痛みというものも含めて日々おつけをいただくという形になります。

こういうものに関しても、先行事例でございますから、これを集めまして、比較的軽いものが多いと思いますけれども、こういうものも、どういうような頻度でこういうものが発症しておるかということも含めて、国民の皆様方へしっかりと情報開示してまいりたいというふうに考えております。

○青山（雅）委員　最後、一点だけ。

ワクチンに関しては是非よろしくお願いいたします。

そして最後、春先、国は、発熱患者の診療をある程度回避するという目的もあったと思います。三十七・五度が四日続かなければ診療を受けるなというようなミスリードをした部分が否定できないと思っております。

今では町のお医者さんも診てくれますし、ＰＣＲに限らず抗原検査もあるので、発熱などがあった場合には積極的に受診するようにということを、是非、厚労大臣から今きちんと言っていただきたいと思うんですけれども、お願いいたします。

○田村国務大臣　今、発熱があればということもそうですし、あと倦怠感でありますとか息苦しさ、こういうものがあった場合も医療機関をお受けいただきたい。特に基礎疾患のある方々はしっかりとこういう形で、重症化するおそれがありますから、お受けをいただきたいということでお願いいたしております。

今委員おっしゃられたとおり、今はもう既に、診療・検査外来といいますか医療機関というもの、もう二万八千、九千だと思いますが、それぐらい登録をいただいておりますので、以前よりかは、いろいろな形で検査を受けやすくなっておるというふうに思いますので、是非とも国民の皆様方にも分かっていただくように、更に我々周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○青山（雅）委員　時間が参りました。

是非、今の点、積極的な広報もよろしくお願いします。どうも今日はありがとうございました。

○金田委員長　これにて青山君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、よろしくお願いいたします。

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の、現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれませんが。例えば、フランス、英国、ドイツを今例示しておりますけれども、いずれも、事業者が営業制限の影響を受けた場合、給付金が既に支援策として用意されてございます。

フランスを見ますと、休業した場合でも、あるいは営業制限の、休業には至らなくても影響を受けた場合でも、約百二十八万円相当の給付が、最大、上限値として設定されておりましたり、また、ドイツにおいては、売上高の七五％相当を給付するような支援策もあるということでございます。

こうした諸外国の動向も踏まえて、本日、まず最初に、日本国内でこれから実施されようとしております一時支援金について質問をさせていただきたいと思います。

少し昨年のことを振り返りたいと思いますが、

昨年、持続化給付金というのがございました。中小企業、個人事業主、最大二百万円までの給付を行われていたわけですけれども、この最大二百万円という数字がどのような根拠で、どういった要素で算出されていたのかというのを、簡潔にまずは教えていただきたいと思います。

○飯田（健）政府参考人　お答えいたします。

令和元年中小企業実態基本調査における二〇一八年度実績によりますと、従業員五十人以下の中小法人につきまして、地代家賃等の固定費が年間約四百万円程度、個人事業主では年間約二百万円程度というふうになってございます。

持続化給付金は、このような推計も勘案しながら、売上高が少なくとも半減する事業者に対しまして、年間のこうした法人、個人の支払い負担の半分程度に相当する額として、法人に二百万円、個人に百万円を上限に給付を行うという考え方に基づいております。

○浅野委員　どうもありがとうございました。

平均値の半分程度ということで二百万という数字が決まったということでありますが。その上で、今回、一時支援金の制度設計に当たっては、この支給水準の検討に当たって、この持続化給付金の水準を参照しながら決めたということを事前に聞かされておりますが、この一時支援金の上限額、今回、最大六十万円というふうになっておりますが、この六十万という数字がいかなる要素、根拠で決まっているのか、こちらも改めて御説明をいただけますでしょうか。

○飯田（健）政府参考人　お答えいたします。

ただいまの委員の御指摘のとおりでございまして、先ほど御答弁申し上げました持続化給付金と同様の調査に基づいて設定をしております。

ただし、対象期間につきましては、持続化給付金のように年間ではなく、今回、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業などにより影響を受ける三か月分ということで、その固定費の半分程度に相当する金額として設定してございます。

○浅野委員　どうもありがとうございました。

一時支援金の算定要素というのは、先ほど持続化給付金のときに御紹介いただきました、従業員五十人以下の企業が負担している固定費の平均値から算出したものを使っているということでありました。

実は、平均値を出した際の基データとして令和元年度中小企業実態基本調査というのがございますが、こちらの内訳をもう少し細かく見ていきますと、この五十人以下というのが一つのカテゴリーではなくて、実は、五十人から二十一人まで、二十人から六人まで、五人以下という三つのカテゴリーに分けられて、それぞれ調査をされておりました。

実際、それぞれ、一番少ない五人以下という企業においては、平均値が、私の確認によれば年間百八十九万円、六人から二十人の企業の場合、二百七十六万円、法人企業、二十一人から五十人の規模の場合、かなりちょっと増えますが、千二百三十八万円、さらに、ここに個人事業主の要素も加えて平均約四百万円ということなのだそうであります。

私が言いたいのは、これは全体平均を取って四百万の半分で二百万だよ、それをベースに今回六十万円というふうに計算をしているんですが、あくまでも、やはり、今のように事業規模、従業員の規模別に見ますと、かなり格差があります。

当然ながら、一店舗で完結している事業者と複数店舗を持っている事業者があるわけですけれども、今回、この一時支援金については、店舗単位ではなく事業者単位での給付になっている。

これが一つ目の指摘したい問題点でありまして、このような、規模に応じて実はかなり固定費負担に格差がある中で、これを一律に給付してしまう、しかも法人単位で、事業所単位、店舗単位ではないというふうにしたことは、これはいささか現場の実態に沿わないんじゃないかということを御指摘申し上げて、この点の改善ができないのか。この点について、事務方、答弁をいただければと思うんですが。

○飯田（健）政府参考人　お答え申し上げます。

規模別に応じて支給の上限額を変えるべきではないかという御指摘でございます。

今申し上げたような積算というか判断に基づきまして、三か月分の固定費の半分程度に相当する金額として設定したものでございますけれども、五十人以下で九五％の中小事業者が対象になるということでございまして、平均的な事業者についてのカバーはこれでできているというふうに考えております。

一方で、御指摘のように、事業規模によってもちろん差はあるわけでございますけれども、それは様々な地域あるいは事業の実態によって変わってくるものだろうと思います。地域や事業の実態に応じた支援につきましては、それぞれの地域あるいはそれぞれの事業において行われているのが適当というふうに考えております。

以上でございます。

○浅野委員　今、九五％カバーしているから大丈夫だという御発言があったんですけれども、確かに、九五％の企業に対して何らかの金額は行くと思います。ただ、その支援した金額がその事業者にとって十分なのかどうなのか、支援として有効性があるのかないのか、そこが大事なポイントかと思いますので、是非そこは、これ、制度設計が終了しているわけではなく、まだ詳細は検討も続いているというふうにも聞いておりますが、この点、是非御考慮をいただきたいということを申し上げさせていただきます。

そして、二つ目の問題点をちょっと指摘したいと思いますが、二つ目は、今回、一時支援金の対象者が緊急事態措置の影響を受ける事業者に限定されているというところでございます。さきの新型インフル特措法改正で蔓延防止措置も新設をされました。その中でも罰則規定つきで一部時短要請をする権利が行政に与えられておりますが、この蔓延防止措置、なぜこれが範囲に含まれないのか、なぜ緊急事態に限定されているのか、まずはここの点について答弁をいただきたいと思います。

○飯田（健）政府参考人　お答えいたします。

特措法に基づく基本的対処方針におきまして、緊急事態措置地域では、全国的かつ急速な感染症の蔓延防止のために、外出自粛要請に加えまして飲食店の時短営業要請が行われますけれども、その実施、時間共に都道府県知事の裁量はないというふうに承知しております。

一方、緊急事態措置地域外にありましては、蔓延防止等重点措置を行う地域を含めまして、自治体の裁量により、時短営業要請を行う対象区域あるいは対象の業態、時間帯、外出自粛の内容などに差異があるというふうに承知しております。

したがいまして、影響を受ける事業者も様々でありますことから、国による一律の制度ではなく、地域の実情に応じて地方創生臨時交付金を積極的に御活用いただいて、飲食店のほか、影響を受ける事業者を支援することがより効果的であるというふうに考えてございます。

したがいまして、一時支援金といたしましては、緊急事態宣言による影響を受けた事業者を対象に、緊急事態宣言の期間、措置を講ずる、このような考え方に基づいて支援してございます。

以上でございます。

○浅野委員　今、答弁のポイントとしては、緊急事態の場合は、国がかなり詳細まで決める、蔓延防止措置の場合は、自治体に裁量があるから臨時交付金も活用してという話でした。

ただ、蔓延防止措置の実効性を担保するために罰則規定を設けているのは国の法律でありますし、その新型インフル特措法六十三条では、国の支援規定も新たに設けられております。こういった中で、本当に、臨時交付金でやっているから大丈夫だというような姿勢を中企庁が取っていいのかどうか、やはりここに私は問題意識を持っております。

その上で、ちょっと西村大臣にお伺いをしたいと思います。

今、臨時交付金の話が出ました。蔓延防止等重点措置の影響を受けた者に対する協力金、臨時交付金の中での支援というのは今どのような検討状況にあるのか、教えていただけますでしょうか。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

もう御案内のとおり、緊急事態宣言の対象地域においては協力金は月額換算最大百八十万円、それ以外の地域は月額換算で最大百二十万円という形で協力金を交付させていただいております。

その上で、蔓延防止等重点措置に係る支援内容についてでありますけれども、まさにエリアを絞って、都道府県知事が要請の内容もどういった内容にするか判断をしていくことになりますので、そういった措置の内容、何時までの時短とするのか、どういった業種にするのかということも含めて、そして、それによる経営への影響の度合い、こういったことを勘案して、公平性の観点あるいは円滑な執行、こういったことも配慮して、十分な理解が得られるように検討を進めているところであります。

そして、先ほど来、この資料もいただきました、私どもも、アメリカやドイツやフランス、英国、こういった仕組みも研究をしながら、まさに経営への影響の度合い、これを勘案して、引き続きしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

ちょっと済みません、御答弁をいただきました内容のポイントだけ確認させていただきたいんですが、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠の活用を通じて、蔓延防止措置の影響を受けた事業者に対しても支援ができるような検討を今されているという状況だという理解でよいのかどうか、その点だけ、支援する意思があるというところを確認させていただきたいと思います。

○西村国務大臣　まさに協力要請推進枠でありますので、これは知事が、今念頭に置いているのは飲食店が対象となっているわけですけれども、飲食店であれば、その事業者に対して何時までの時短とするか、この要請の内容に応じて、その要請に応じていただけるように支援策を考えていきたいという、検討しているところであります。

○浅野委員　ありがとうございました。

検討しているということで、この協力金、内閣の方では、この蔓延防止等重点措置の影響を受ける事業者に対する支援策を検討しているというところを確認させていただきました。

その一方で、やはり、この一時支援金の考え方、先ほど申し上げたように、事業者といっても、その中にいろいろな規模の事業者があって、一つの店舗だけの事業者もあれば、たくさんの店舗を持っている事業者もいる。そうした中でこういったきめ細かな支援をすべきだと思いますし、さらに、今回、蔓延防止重点措置が新設された中で、こうした影響を受ける事業者に対してもしっかりと支援の目を向けていくべき、中企庁は向けていくべきだと思っているんですけれども、この蔓延防止重点措置の影響を受けた者を今含めていない、含められない理由、改めて大臣にお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣　一時支援金については、政府全体で、またコロナ本部で考えた上での決定であります。

そして、できれば規模別にというお話もあることも承知をしておりますけれども、そういった地方の事情によるもの、地域の事情によるものに関しましては、地域の裁量において、例えば今言った三次補正での手当て、また予備費での手当てというものもしておりますので、そういったものも手当てできるようにするということが政府の共通した認識であります。

○浅野委員　コロナ本部の決定に従ってというところも冒頭ございましたけれども、やはり国民、事業者から見たときに、協力金ももらえるからいいという事業者もいらっしゃるかもしれませんが、制度の詳細まで、私、今回見させていただいた中で、中小企業の支援をつかさどる中企庁がもっとやはり前向きに、積極的に支援の姿勢を国民に見せてほしい、それは一つ思ったところであります。

それぞれの省庁で役割分担や財源の整理等があるのも承知をしておりますが、やはり中小企業庁こそ中小企業を守る最終のとりでだというふうに現場では思われておりますし、中企庁がこれから現場の事業者に頼りにされるような存在になっていくためには、今回、やはりこういった点には是非配慮をいただきたいし、これから、これで終わりではないと思いますので、今後の支援策の中で是非そういった要素は取り入れていただきたいと思いますが、大臣の方から御見解をいただければと思います。

○梶山国務大臣　売上げの減少によって給付金を支給するということでありますけれども、その売上げの減少額によって、また様々な制度もあるわけであります。そういったものも含めて御利用をいただきたいと思いますし、ただ、その売上げ、規模によって給付の仕方があるんじゃないかといいますけれども、やはり一律に配っていくという考え方の下に、またセーフティーネットとして政府全体で、中企庁の責任があるだろうということでありますけれども、政府としても、そこは中企庁だけではなかなかやはりしっかりと捉え切れない部分もあるねということの中でこういう制度になっているということを御理解いただきたいと思います。

○浅野委員　今後の支援策の議論の中でも、是非この点は議論させていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思いますが、今度は西村大臣にお伺いをしていきたいと思いますが、コロナ支援策、今たくさんございます。官邸のホームページを開くと、いろいろな省庁が所管している支援策がずらっと一覧表で出てくるのも確認をさせていただきました。一時期よりも改善されているのも確認しております。

ただ、やはりこれ、一つ一つの支援策は本当に省庁の皆さんが一生懸命考えてつくられた支援策なんですけれども、今日私が提起したいのは、単体、単体ではなく、もう少し組合せ、パッケージで活用を促進していくべきではないのか、こういった視点から幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず最初、事務方で結構ですけれども、今、コロナ支援策、様々ございますが、それぞれの利用状況について概要を教えていただきたいと思います。

○西村国務大臣　事業者への支援として、持続化給付金は先ほど梶山大臣からもございました、五・五兆円、四百二十二万件給付をしているところ。家賃支援給付金につきましては約百万件に約八千七百億円、それから雇用調整助成金は約二百五十九万件に約二・八兆円、それから無利子無担保の融資は約百九十万件に約三十三兆円であります。それから休業支援金、これがこの国会でもなり、知られていない、使いにくいということで言われました、九十四万件の七百二十五億円であります。それから緊急小口資金、住居確保給付金、これはどちらかというと個人の方になりますので、あと、小学校等対応助成金もありますけれども、割愛させていただいて、文化芸術の事業者への支援策として約七万件で約三百五十八億円、それから、コンテンツグローバル需要創出促進事業ということで約二万件に対して交付決定を約六百六十億円行っているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、幾つかの各支援策について執行状況を教えていただきましたけれども、ちょっと私が問題提起したいのは、本日の資料の二の方を御覧いただければと思います。

こちらは、先日、帝国データバンクが行ったインターネットを活用したアンケート結果を衆議院調査室が整理をしたものでございます。回答企業数は約一万一千社ということで、それなりの統計精度を持ったアンケート結果でございますが、これを見てみますと、コロナウイルスに関連した支援策で、利用したと回答があった制度がかなり偏りがあるという印象を私は持っております。

例えば、金融機関からの融資あるいは持続化給付金、雇用調整助成金といったものについては、約三割程度の企業が利用したというふうに回答しておりまして、それなりの普及割合なのかなというふうに思っておりますが、その一方で、例えば、もの補助とかＩＴ導入補助金のような従来からある制度、そして、経営相談といったソフト面での支援というものはなかなか利用割合が高くない、こういった実態がございます。

私の今日御提案したいことは、その裏の、次の資料三の方を御覧いただきたいと思いますが、これはあくまでもイメージでございます。

例えば、これまで、私も地元を中心に事業者の皆様の話を聞いておりますと、現状の事業を維持したい、運転資金が欲しいと言っている事業者の皆さんが一つ。もう一つは、感染対策をしたいんだけれども、その費用負担に困っている事業者。さらには、アフターコロナを見据えて事業再構築をしたい事業者。大まかに、この三つの目的を持つ事業者の方々がいらっしゃいました。

今、既にあるコロナ支援策を眺めてみますと、やはり一つ一つの、例えば持続化給付金だとか家賃支援給付金だとか今度の再構築補助金、これは、一つ一つの施策は注目をされていて周知がされているんですが、やはり、事業再構築なのか、感染対策なのか、当面の事業維持なのか、こういった目的に応じて、ある程度の組合せというのをもっと政府から発信していくべきではないかというふうに考えております。

先ほどちょっと触れました、今、官邸のホームページからきれいに整理された一覧表というのが見ることができるんですけれども、こちらがそうなんですが、これを見てみますと非常に、一見分かりやすいんですが、あくまでも一つ一つの支援策の使用要件と支援内容が分かるんですが、では、どれとどれを組み合わせればいいのかというところについては、なかなか事業者自身では判断ができないということであります。では、専門家に相談すればいいじゃないかというと、先ほど示したアンケートのように、経営相談の利用実態が低いので、個々人での判断に依存しているのではないか、そんな懸念を持っております。

ですので、是非、事業者がどういう支援を求めているのかという目的に合わせてこの支援策をパッケージにして、できるならば手続も簡素化をして集約をして、これからは行政側の効率化、そして事業者への認知性、分かりやすさの改善というものにつなげていただきたいと思うのですが、これについて、まずは西村大臣の方に御見解を伺いたいと思います。

○西村国務大臣　大変重要な御指摘をいただいたと思っております。

私どもの今お示しいただいたこの色つきのホームページから一つ一つ整理していくと、おっしゃったような、この資料でお示しいただいたような、事業再構築の場合とか、感染対策の場合とか、これができ上がってくるわけですけれども、おっしゃるように、一つ見て、あ、これ、うち使えるなと思って、それ以外見なかったら使えないわけですし、更に言えば、例えば雇用調整助成金も場合によっては、事業再構築の間、何人か休ませるというときに、あるいは新たな事業に向けて研修をさせるというときにも雇用調整助成金は使えますので、そういう意味で、一つ分かったけれども、それ以外どれが使えるか、全部丹念に見ていけば分かるということで御指摘をいただいたというふうに理解をしております。

そういう意味で、今日、このような形で一つの事例として整理をしていただきましたので、私どもも、より今あるこのホームページを更に分かりやすく使い勝手のいいように、どういう形にしていったらいいのか、進化させていきたいというふうに考えておりますし、できることなら窓口、これはむしろ経産省のお話になるかもしれませんけれども、私どもが担当している協力金の方は都道府県が窓口で、そして一時金なり持続化補助金なりは経産省の窓口、そして雇用調整助成金はむしろハローワークなり厚労省のお話ということになっていきますので、そういったときに、できる限りワンストップで、更にこういったものもありますよという、それぞれが少し紹介をしてもらえるようなことも含めて、更に支援策がしっかりと行き届くように改善を考えていきたいというふうに思います。

○浅野委員　同様の質問になりますが、経産大臣からも御見解がありましたら、お願いいたします。

○梶山国務大臣　非常に重要な御指摘だと思っております。

経済産業省では、中小企業に御活用いただける補助金を他省庁のものと含めてワンストップで紹介するポータルサイト、ミラサポプラスというものを整備しております。

資金繰り、設備投資、ＩＴ化、事業承継など、事業者の目的やお困り事から支援策を検索していただくことが可能だと思っておりますけれども、やはりもう一回、委員のおっしゃった視点から、どういった組合せが可能なのかということも含めて、分かりやすく使いやすくさせていきたいと思いますし、このミラサポに関しましては、月平均百十七万件のアクセスがあるということでありますけれども、このアクセス数にあぐらをかくことなく、しっかりと分かりやすいようなものを作ってまいりたいと思っております。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

続いては、今度、事業再構築補助金について、本日、ほかの委員の方も質問されておりましたが、私からも、ちょっと改善の要望をさせていただきたいと思います。

資料の四と五になりますが、まず四ページの方を御覧ください。

事業再構築補助金の概要はもう既にここで説明は割愛いたしますが、見ていただきたいのは、この制度の補助対象外に含まれている公道を走る車両でございます。要するに自動車の部類になりますが、資料五をそのまま見ていただきたいと思います。

これも同じ経産省、中企庁が作った資料の中にあったスライドをそのまま載せておりますが、例えば、今回、業態転換を迫られている飲食業、例えばイートインメインだったものをデリバリーにしたりといった業態転換を図るような必要性に迫られております。当然ながら、ここの絵に描いてあるように、元々は店だけでよかったものを、これからはインターネットでの広告手段や、あるいは運ぶための車両、これが必要だというふうに描いてあるんです。

にもかかわらず、補助対象外ということで、改めて確認しますが、これは事業再構築のための補助金で、今回影響を受ける飲食店は、デリバリーに業態転換が求められるケースが既に多いことが分かっています。にもかかわらず車が対象外というのは、これは制度の内部矛盾なんじゃないかというふうに感じておるわけですけれども、是非ここは、事務方に事前に確認したら、車は換金性が高いから、不正に取得されてそれを換金されたら困るというようなことも想定していたそうなんです。

ですけれども、今回は、事前の申請の際に支援機関と一緒に計画を作ったり、あるいは、その後五年間の監査というものが制度の内容に既に含まれておりますから、そこで担保をしていただいて。今回、本当に現場ではそういう業態転換の必要に迫られている状況を考えれば、ここは政府がもう少し融通していただいてもいいんじゃないか、そのように思うわけであります。

まず、この点について大臣の方にお願いいたします。

○梶山国務大臣　事業再構築補助金は、ウィズコロナ時代を見据えた思い切った新分野展開、業態転換を伴う中小企業の皆様を支援するための設備投資を補助するものであります。

補助金適正化法において、補助金により調達した機器、施設については、補助目的以外の用途への使用は認められておりません。仮に他の用途への使用が認められた場合には補助金の返還事由と

これまではなっているということであります。

御指摘の公道を走る車両については、事務方にもお尋ねいただいたということでありますけれども、汎用性が高く、事業計画に関わる取組以外にも利用できる可能性が高いために本補助金の対象経費としないこととしているんですけれども、やはり、今委員がおっしゃったように、デリバリーであるとかそういったことも含めて考えていく、また、固定の店舗じゃなくて移動型の店舗を考えるとか、いろいろなことがあると思います。

移動販売をするためのキッチンカーに必要な専用資器材、例えば、改造するときにそういったものに要する費用であるとか、あとは、宅配するためのオートバイ、従来持っていたという前提ですけれども、それにつける荷台の購入、ボックス等の購入、そして据付け等については対象経費とするということで今決めているところでもあります。

また、事業用の車両そのものについては日本政策金融公庫の融資対象にはなり得るということで、当初二年間、事業再構築に向ける設備投資に関しては〇・五％引き下げる制度を三月一日から開始するために積極的に活用していただきたいと思っておりますけれども、改造のところまではこれで了解をするということで、現時点では御理解をいただきたいと思います。

○浅野委員　ただ、それも踏まえても、やはり、今、現場で業態転換が必要なときにキーになるのは車なわけですね。与党側の先生方もすごくうなずいていらっしゃいますけれども、是非これも与党側の皆さんも検討していただきたいと思います。現場が求めている支援は、やはり、この業態転換のために必要なものをしっかり補助してほしいという思いですので、是非よろしくお願いいたします。

続いての質問に移りたいと思いますが、この事業再構築補助金については、あくまでも、これから計画を作成して認可を受けた人だけが対象になります。一部、認可を受ける前に事前に着手してもいいというような特例は設けられていくようですけれども、私が今日指摘したいのは、このコロナ禍で苦しい一年間の間で既に事業再構築に向けて一定の投資をしている方々は、ではどうするんだということであります。

これまで頑張った人たちが報われず、これから頑張る人たちだけが報われるのではやはり公平性に欠けるのではないかと思いますので、コロナという緊急時の状況を鑑みて、この件に関しては遡及適用も検討すべきではないかと思うんですけれども、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣　委員から御指摘ありましたように、事前着手申請を提出して承認された場合には、交付決定前であっても、補助金の制度概要を公表した二月十五日以降の設備の購入契約等を補助の対象とすることといたしました。

しかしながら、事前着手制度の枠組みを超えて、更に遡って支出された経費の補助を認めた場合には、補助金の後押しで事業再構築に向けた思い切った投資が行われたという関係が何ら認められないために、補助金本来の目的から逸脱した支援になってしまうと考えております。このことから、遡及適用というのは大変困難であると思っております。

なお、昨年は、ものづくり補助金やＩＴ導入補助金、持続化補助金等によって、感染症対策など経済活動の両立に資する設備投資や販路拡大などの形で一定の新分野展開や業態転換の取組を後押ししてきた点もありますけれども、併せて御理解をいただきたいし、御使用もいただきたいと思っております。

ただ、やはり遡及適用というのは今までの例としてはない中で、着手前の適用というものを入れているということで御理解をいただきたいと思います。

○浅野委員　ありがとうございました。

ただ、今日、今御答弁をいただきました、困難であることも重々承知をしております。一つ、やはり配慮いただきたいのは、この一年間に大変な努力を重ねてきた事業者の皆様と、これからこの制度を活用する事業者の方々に対する公平性の観点からの配慮、何らかの情報発信、そういったところは是非政府としても御検討いただきたいと思います。

そして、次の質問に移りたいと思いますが、次は少しテーマを変えまして、政府が行う政策をどのように評価するのかという点について伺っていきたいと思います。

今、これまで国会の議論の中でも、麻生大臣が特別定額給付金の効果について様々な発言をされてきたのは私も確認をさせていただいておりますが、まずこれは事務方にお伺いしたいと思いますが、この特別定額給付金の政策の効果がどうだったのか、これについて答弁を求めたいと思います。

○前田政府参考人　お答え申し上げます。

特別定額給付金につきましては、全国を対象に緊急事態宣言が行われた中、昨年四月二十日に決定いたしました緊急経済対策におきまして、家計への支援として実施することとしたものであります。昨年九月二十五日の時点で、予算額の九九・四％に当たります約十二・六六兆円を実際に給付したところでございます。

この特別定額給付金によります経済や国民生活への効果につきましては、この特別定額給付金が、先ほども申し上げましたが、緊急経済対策の一連の施策の一つでございまして、それ以外にも様々な施策が講じられておりました。それに加えて、緊急事態宣言の解除によります経済や国民生活への影響も生じていた中で、特別定額給付金の効果のみを抽出することは技術的に困難を伴う、かように考えております。

なお、総務省の家計調査においては、昨年六月分及び七月分のエアコンなどの家庭用耐久財やパソコンなどの教養娯楽用耐久財への支出が前年同月に比べて伸びておりまして、特別定額給付金による一定の効果があった可能性が示唆されているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

今、この特別定額給付金のみによる効果の測定は難しいということでしたけれども、その総務省の方での分析で何らかの示唆がされているということなんですが、今度、総務省の方に伺いたいと思いますが、個別政策の評価が難しい場合、政策評価そのものを、全体を見ているのが総務省の政策評価局というところですけれども、そちらではこの特別定額給付金に関連した効果分析というのは行っているんでしょうか。

○白岩政府参考人　お答え申し上げます。

政策評価制度では、各行政機関がその所掌する政策の効果を測定、分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案や実施に役立てることが基本となっております。

他方で、今答弁もございましたけれども、具体的な政策の評価に際しては、把握可能なデータの限界や関連する政策との相互の関係などがあることを考慮し、各行政機関が評価の目的に照らして適切と判断する評価を行っていくという形になります。

その上で、いずれにいたしましても、制度を所管する総務省行政評価局としては、各省における政策評価の質の向上が図られるよう、その評価の結果を踏まえながら考えていくことになると思います。

○浅野委員　時間が参りましたが、最後、河野大臣に一言だけいただきたいと思います。

やはり政策効果、この省庁縦割りの影響でなかなか、個別政策の評価そして全体評価、今答弁ありましたように、うまくやっているような答弁をしていましたが、実際にはアウトプットが出てきていないんです。

これをどう変えていくべきなのか、是非、河野大臣、行政改革の観点も踏まえていただけるとありがたいですが、いただけますでしょうか。

○金田委員長　河野太郎国務大臣、時間が来ていますので、簡単にお願いいたします。

○河野国務大臣　限られた財源の中で質の高い行

政を行っていくためには、やはりエビデンスに基づいた政策というのがしっかり行われる必要があると思います。

個々のデータをいかに取っていくか、いろいろな制約があるのかもしれませんけれども、データが取れませんといってそれで終わりにしたのでは政策の評価ができませんので、引き続き、個々の政策がどのように結果に反映されたのか、データをしっかりと見極めながらＥＢＰＭを進めてまいりたいと思っております。

○**浅野委員**　終わります。ありがとうございました。

○**金田委員長**　これにて浅野君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る二十二日午前八時五十五分から委員会を開会し、集中審議を行うこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

令和三年三月十九日印刷　令和三年三月二十二日発行　衆議院事務局　印刷者　国立印刷局　F

2021年2月25日
予算委員会 第8分科会
（質疑要旨）

久慈川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について

2021.2.25（Thu）予算委員会 第8分科会（国土交通省　令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●鹿児島県の羽月川では治水対策によって令和2年7月豪雨の際に、浸水被害を防ぐことができた。

●茨城県では令和元年10月の台風による豪雨災害により、久慈川が氾濫。現在、治水対策が行われているが、地元から早期の工事完了を求める声が多い。

●近年、豪雨などの自然災害が頻発しており、治水対策の重要性が一層高まっている。

委員会での浅野の発言要約

「地元の皆さんに進捗を『見える化』して理解を得ながら早期の工事完了を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「決壊した堤防7カ所の復旧は完了し、現在洪水を流下させるための対策に取り組んでいる。県、市町とも連携し、住民理解を得ながら令和6年度の工事完了に向け、着実かつ早期に進めていく。」

井上政府参考人

国道6号、国道245号の機能強化について

2021.2.25（Thu）予算委員会 第8分科会（国土交通省　令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●日立市内では、南北の主要な幹線道路である国道6号や国道245号で日常的に激しい交通渋滞が発生。

●特に、国道6号の混雑時旅行速度の県平均は30．5km/hだが、日立市内においては16．7km/hと最低の旅行速度になっている。

●通常の生活道路であり、緊急輸送道路としても使われる。早急な渋滞対策が必要。

委員会での浅野の発言要約

「地方に行けば国道が担う役割は非常に大きい。住民の命と健康・暮らしを守るためにも、早期の国道6号および国号245号の機能強化対策を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「地元の協力を得ながら防災機能強化、地域活性化に向けて整備推進と必要な支援を実施していく。」

吉岡政府参考人

2021年2月25日
予算委員会 第8分科会
（質疑要旨）

特殊車両の通行許可制度の緩和について

2021.2.25（Thu）予算委員会 第8分科会（国土交通省　令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●新型コロナウイルス感染拡大によりネット購入等が増加し、運送業界の繁忙感は高い。

●現行では、特殊車両の通行可能時間帯は21時～6時までと制限されているが外出の自粛要請により日中の一般乗用車の通行量は減少。

●国内の物流の円滑化、運送業界の繁忙感の緩和に向けた対策が必要。

委員会での浅野の発言要約

「事業者の生産性が高まり、かつ働き方改革が進むよう、特殊車両の通行時間帯を緩和するなど、柔軟な制度の見直しを行うべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「通行可能な時間帯については、個々の道路の事情に応じて対応していけるよう勉強会を立ち上げた。今後も不断の検討を行っていく。」

赤羽国務大臣

高速道路料金のETC割引制度について

2021.2.25（Thu）予算委員会 第8分科会（国土交通省　令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●新型コロナウイルス感染拡大後、キャッシュレス決済と現金決済の比率が逆転。キャッシュレス決済が主流へ。

●高速道路のETC割引（大口・多頻度割引制度）は、専用のコーポレートカードを作らなければ利用できない。

●決済手段の多様化が進む中で、コーポレートカードを作らなければ利用できないのでは利便性が高まらない。

委員会での浅野の発言要約

「決済手段に関わらず、割引制度を利用できる環境を構築すべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「新たな決済方法の導入の必要性について、今後、高速道路会社と勉強していく。」

吉岡政府参考人

第二百四回国会　衆議院　予算委員会第八分科会議録（国土交通省所管）　第一号

本分科会は令和三年二月二十二日（月曜日）委員会において、設置することに決した。

二月二十五日

本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

秋本　真利君　　石破　茂君
今村　雅弘君　　玄葉光一郎君
濵地　雅一君　　西岡　秀子君

二月二十五日

濵地雅一君が委員長の指名で、主査に選任された。

令和三年二月二十五日（木曜日）

午後一時開議

出席分科員

主査　濵地　雅一君
秋本　真利君　　石破　茂君
今枝宗一郎君　　今村　雅弘君
繁本　護君　　簗　和生君
城井　崇君　　玄葉光一郎君
末松　義規君　　浅野　哲君
西岡　秀子君
兼務　木村　次郎君　兼務　稲津　久君

国土交通大臣　赤羽　一嘉君
文部科学副大臣　丹羽　秀樹君
国土交通副大臣　岩井　茂樹君
国土交通大臣政務官　小林　茂樹君
政府参考人（外務省大臣官房参事官）　石月　英雄君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　蝦名　喜之君
政府参考人（厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官）　達谷窟庸野君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　山本　史君
政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君
政府参考人（国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官）　久保田雅晴君
政府参考人（国土交通省国土政策局長）　中原　淳君
政府参考人（国土交通省水管理・国土保全局長）　井上　智夫君
政府参考人（国土交通省道路局長）　吉岡　幹夫君
政府参考人（国土交通省住宅局長）　和田　信貴君
政府参考人（国土交通省鉄道局長）　上原　淳君
政府参考人（国土交通省自動車局長）　秋川　直也君
政府参考人（国土交通省港湾局長）　髙田　昌行君
政府参考人（国土交通省航空局長）　和田　浩一君
政府参考人（観光庁長官）　蒲生　篤実君
政府参考人（海上保安庁長官）　奥島　高弘君
国土交通委員会専門員　武藤　裕良君
予算委員会専門員　小池　章子君

分科員の異動

二月二十五日

辞任　　補欠選任
石破　茂君　　簗　和生君
今村　雅弘君　　今枝宗一郎君
玄葉光一郎君　　城井　崇君
西岡　秀子君　　浅野　哲君

同日

辞任　　補欠選任
今枝宗一郎君　　今村　雅弘君
簗　和生君　　繁本　護君
城井　崇君　　末松　義規君
浅野　哲君　　玉木雄一郎君

同日

辞任　　補欠選任
繁本　護君　　石破　茂君
末松　義規君　　玄葉光一郎君
玉木雄一郎君　　前原　誠司君

同日

辞任　　補欠選任
前原　誠司君　　西岡　秀子君

同日

第五分科員木村次郎君及び稲津久君が本分科兼務となった。

本日の会議に付した案件

令和三年度一般会計予算
令和三年度特別会計予算
令和三年度政府関係機関予算
（国土交通省所管）

○濵地主査　これより予算委員会第八分科会を開会いたします。

私が本分科会の主査を務めることになりました。副主査の先生方、また、分科員の先生方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本分科会は、国土交通省所管について審査を行うことになっております。

令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算及び令和三年度政府関係機関予算中国土交通省所管について、政府から説明を聴取いたします。赤羽国土交通大臣。

○赤羽国務大臣　国土交通省関係の令和三年度予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計予算の国費総額は、五兆八千九百八十一億円です。

また、復興庁の東日本大震災復興特別会計に一括計上されている国土交通省関係予算の国費総額は、三百九十八億円です。このほか、自動車安全特別会計及び財政投融資特別会計に所要の予算を計上しております。

北海道、離島及び奄美群島に係る公共事業予算につきましては、他省関係予算を含め、国土交通省予算に所要額を一括計上しております。

財政投融資計画には、二兆八十七億円を計上しております。

次に、令和三年度予算の基本的な考え方を御説明申し上げます。

今、我が国は、新型コロナウイルスの感染拡大、そして、昨年の令和二年七月豪雨災害などの相次ぐ大規模自然災害という未曽有の危機に直面をしております。こうした危機から国民の命と暮らしを守り抜くことは国土交通省の最重要の使命であり、とりわけ、激甚化、頻発化する自然災害に屈しない、強靭な国土づくりが不可欠であると考えております。

また、一日も早く感染を収束させ、国民の皆様が安心して暮らせる日常を取り戻した上で、持続的な経済成長に向けて、落ち込んだ民間投資の喚起、デジタル改革やグリーン社会の実現、生産性の向上や国際競争力の強化に取り組むことも重要です。

さらに、感染症による生活様式の変化を踏まえ、東京一極集中型から多核連携型の国づくりに転換し、豊かで活力ある地方をつくり上げる必要があります。

こうした認識の下、令和三年度予算では、国民の安全、安心の確保、持続的な経済成長の実現及び豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくりを三本柱として、令和二年度第三次補正予算と合わせ、切れ目なく取組を進めてまいります。

この際、公共事業を効率的かつ円滑に実施するため、施工時期の平準化や市場実態を反映した予定価格の設定、適正な工期設定などを進めてまいります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、時間の関係もございますので、詳細な説明は省略させていただきますが、主査におかれましては、お手元の印刷物の内容を会議録に掲載されますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○濵地主査　この際、お諮りいたします。

ただいま赤羽国土交通大臣から申出がありましたとおり、国土交通省所管関係予算の概要につきましては、その詳細な説明を省略し、本日の会議録に掲載いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濵地主査　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔赤羽国務大臣の説明を省略した部分〕

それでは、各分野の主要事項を御説明申し上げます。

第一に、「国民の安全・安心の確保」についてです。

東日本大震災や大規模自然災害からの復旧・復興を着実に進めるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」を計画的に進め、あらゆる関係者の協働による「流域治水」の推進、将来を見据えた戦略的なインフラ老朽化対策、サプライチェーン等を強化する交通ネットワーク整備等に取り組み、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を構築します。加えて、危機に瀕する地域公共交通の確保・維持や戦略的海上保安体制の構築等を図ってまいります。

第二に、「持続的な経済成長の実現」についてです。

社会資本の整備は、未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に確実に引き継ぐため、戦略的かつ計画的な社会資本整備を推進します。また、感染拡大防止策を徹底した上で、観光産業の再生と「新たな旅のスタイル」の普及・定着を図るとともに、インフラ・物流分野等のデジタルトランスフォーメーション、海事・港湾分野等のカーボンニュートラルの実現、我が国の技術力・人材育成を活かしたインフラ海外展開などに取り組んでまいります。

第三に、「豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり」についてです。

全ての人に優しい持続可能な地域を実現するため、バリアフリー社会の形成や二拠点居住・ワーケーションなどの住生活環境の充実、スマートシティ・次世代モビリティやグリーンインフラの導入、コンパクトで歩いて暮らせるゆとりとにぎわいあるまちづくりを進めてまいります。

以上をもちまして、国土交通省関係の令和三年度予算の説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○濵地主査　以上をもちまして国土交通省所管についての説明は終わりました。

○濵地主査　この際、分科員各位に申し上げます。

質疑の持ち時間はこれを厳守され、議事進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、政府当局におかれましても、質疑時間が限られておりますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。

築和生君。

○築分科員　自由民主党の築和生でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、赤羽大臣を始め国土交通省の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策を始め当面する諸課題に対しまして、現場の最前線で御尽力をいただいておりますことに心から敬意を表します。誠にありがとうございます。

質問の時間が限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策について質問をさせていただきます。

今年に入り、緊急事態宣言が十一都府県で再発令をされ、十の都府県については二月七日以降も延長され、現在も宣言が発令中の状況にあります。地方公共団体による飲食店への営業時間短縮の要請や不要不急の外出、移動の自粛により、経済に大きな影響が生じているわけですが、観光、宿泊関係事業者及び交通関係事業者のそれぞれの状況につきまして国交省としてどのように認識をしているか、まず伺いたいと思います。

そして、あわせて、政府は、この緊急事態宣言の再発令と延長を踏まえ、二月の二日に緊急事態宣言の延長等を踏まえた経済支援策の全体像というものを示し、対策パッケージを公表したわけでございますが、これらの支援施策が、影響を受けている事業者が事業を継続していく上で十分なものであるかどうか、こちらの方も、それぞれの事業者について見解を、説明を求めたいと思います。

○蒲生政府参考人　お答え申し上げます。

宿泊業や旅行業を始めとする観光関連産業は、新型コロナウイルス感染症発生直後より、大変深刻なダメージを受けているところでございます。

観光庁の調査では、GoToトラベル事業開始後、昨年十一月までは回復傾向にあったものの、一月からの一都二府八県における緊急事態宣言に伴いましてGoToトラベル事業の全国一律の一時停止措置が講じられたこと等によりまして、宿泊施設においては、今年一月の予約が対前年同月比で七〇％以上減少と回答した施設が約半数に上り、また旅行会社の一月の国内旅行に係る予約人員につきましても前年同月比約九割減となるなど、緊急事態宣言の再発令によりまして、観光関連産業は非常に深刻な影響を受けているものと認識しております。

これまで、観光関連産業の事業の継続と雇用の維持に向けまして、政府部内の関係各所に働きかけて、雇用調整助成金の特例措置のほか、持続化給付金制度の創設、ＮＨＫ受信料の免除などを実現してきたところであり、例えば宿泊事業者では八割以上の事業者で雇用調整助成金が活用されるなど、こういった支援措置は非常に多くの事業者に御活用いただいております。

加えまして、先日発表されました支援策におきましては、従前より観光関連産業の事業者に多く御活用いただいていた雇用調整助成金の拡充、延長、実質無利子無担保融資や公租公課の猶予といった措置のほか、緊急事態宣言により影響を受けた事業者に対する一時金の上限の引上げといった措置が講じられており、特に一時金の上限引上げの措置につきましては、緊急事態宣言発令地域はもとより、それ以外の地域におきましても、緊急事態宣言発令地域における移動の自粛等の影響により売上高が五〇％以上減少する等の要件を満たす事業者であれば支給対象とされており、多くの宿泊事業者等にも活用いただける制度と承知しております。

今後とも、必要な事業者にこうした措置が行き渡るよう、地方運輸局に設置した相談窓口等を通じてきめ細かく周知等に取り組むほか、関係省庁に対しましても、業界の実情に関する情報提供をしっかりと行い、その時々の感染状況や経済の動向に応じまして必要な措置が講じられるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○久保田政府参考人　お答え申し上げます。

公共交通事業は、人口減少、少子高齢化が進む

ます。

海上保安庁としましては、海警法が施行される二月一日も見据えまして、様々な事象が発生した場合に備え、尖閣諸島周辺海域の領海警備体制を強化してきておりますが、これまでのところ、現場海域において、中国海警局に所属する船舶の動きに大きな変化はございません。

今後とも、中国海警局に所属する船舶の動きについては、僅かな変化も見逃すことがないよう、引き続き緊張感を持って警戒監視に努めますとともに、中国海警局に所属する船舶への対応に当たりましては、常に相手隻数より多い巡視船を配備するなど、領海警備に万全を期すとともに、関係省庁と緊密に連携し、冷静に、かつ毅然として対応を続けてまいります。

○簗分科員　この中国海警局という組織は、皆さん御案内のとおり、中国の軍の組織の傘下に転属をされたわけであります。海上保安庁法第二十条にある警察官職務執行法七条を準用する形での対応、つまりは正当防衛などにおける武器使用ですけれども、こういったもののみで対処し切れるのかということです。

事態に応じ合理的に必要と判断される範囲内においてという警察比例の原則に基づく対応が、実際にそうした事態が今生じているか否かという議論ではなくて、そうした事態が起こり得るということを想定した場合に、あるべき法制度として十分なものであるかどうか、あるいは現行の法制度の運用が適切なものであるかどうかということは、よく議論をして対応していかなければいけないというふうに思っております。

次の質問、最後の質問になりますが、今後の我が国の対応については、論点は二つあると考えております。

一つは、中国海警船が武器使用したとき、海上保安庁が海上保安庁法二十条に基づく対応で十分に対処できるか、あるいは、グレーゾーン事態に対し、海上保安庁が自衛隊とシームレスに連携して中国の企図をくじくことができるかといった、様々なシミュレーションに基づく我が国法制度の所要の整備についてであります。

そしてもう一つが、中国の狙いが、自国の領土のごとく中国海警船が振る舞うことを常態化させ、それを我が国が阻止できない状況を固定化させることで、我が国や国際社会に対し、それを既成事実化させていくことにその狙いがあるとすれば、領海侵入に対する外交による抗議が有効に機能をしていないという状況の中で、それに代わる実効性ある手段、方策とはいかなるものかということを検討し、それを遅滞なく実行していかなければならないということだと思います。

中国は、一九九二年に制定した領海及び接続水域法なるもので尖閣諸島を自国領土と位置づけ、領海侵入を繰り返しています。政府、外務省は、無害ではない通航であり、領海侵入や日本漁船への接近などの中国海警船の活動は国際法違反と明言しているわけですから、こうした行為を阻止する、領海侵入を排除しなければいけないというふうに思います。

排他的権限を有する我が国の領海内において、他国による不法行動、主権侵害が起きているにもかかわらず、それを止める実効性のある対処ができない状況が続くということは、必ず我が国の将来にとって取り返しのつかない禍根を残すことになると考えますが、外務省の見解を伺います。

○石月政府参考人　お答え申し上げます。

中国海警船舶が累次にわたり尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せていることは誠に遺憾であり、断じて容認できません。尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする海警船舶の活動は国際法違反であり、これまで中国側に厳重に抗議してきております。

こうした中で、二月一日に中国海警法が制定されたことを深刻に懸念しております。中国海警法により我が国を含む関係国の正当な権益を損なうことがあってはならないと考えており、こうした我が国の懸念を中国側に対し、引き続きしっかり伝えてまいります。

また、外務省としては、先般行われた日英2プラス2、日豪外相電話会談、日米外相電話会談や日米豪印外相電話会談の中で中国について取り上げ、茂木大臣から、中国海警法を含め、東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更の試みについての懸念を共有し、引き続き連携していくことで一致しております。

外務省としては、今後とも、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意の下、米国を含む関係諸国とも連携し、主張すべきは主張しつつ、冷静かつ毅然と対応していく考えです。

○簗分科員　外務省の答弁としてはそこまでが限界だと思いますが、これは、主権というものに対する国家としての意思が今まさに問われている、そういう場面だと思います。

引き続き、政府一体となってこの問題にしっかりと対応して、そうした中国の横暴に対してはしっかりとそれを阻止していく、それをお願いしたいというふうに思います。

時間がまだあるようですが、全部質問させていただきましたので、これで終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○濵地主査　これにて簗和生君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野分科員　国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願いいたします。

皆さんも記憶に新しいと思いますが、二月の十三日、つい最近、福島県沖を震源とする大きな地震が起こりました。東日本大震災の余震と考えられるそうですけれども、あれから十年。私は、当時、地元の茨城県の自宅におりまして、夜、子供を寝かせた後、テレビのニュースを見ておりましたが、突然、余震が、地鳴りが鳴ってきて、その後すぐに大きな揺れが来ました。あのとき思ったのは、十年前の記憶が一瞬にしてよみがえった、久しぶりにあんな恐ろしい思いをしたということで、本日は、コロナ禍の中、いろいろな課題がありますが、防災・減災、国土強靱化に集中して、中心に質疑を行わせていただきたいと思います。

まず、河川の治水対策、そして港湾整備について取り上げたいと思います。

自然災害が、最近、地震以外にも豪雨災害など頻発をしております。こうした状況を受けて、河川の治水対策の重要性が高まっていると思います。

河川や港湾のしゅんせつ作業や堤防の建築などの治水事業、また河川氾濫に備えた避難タワーの建設に向けた補助事業について、国の事業概要を確認してまいりたいと思いますが、特に河川、そして築堤に関して、これから質問させていただきます。

鹿児島県にある羽月川では、築堤と河道掘削によって、令和二年七月豪雨の際の浸水被害を防ぐことができたというふうに聞いております。

国交省の予算要求の資料の中でもこの事例が取り上げられておりまして、平成十八年の洪水の際には実に七十戸という世帯が浸水被害を受けたんですけれども、そこでの教訓を生かして、築堤、そして河川掘削を計画的に進めた結果、平成十八年の降水量を上回る令和二年七月豪雨の際も、浸水被害はゼロに抑えることができたということが書いてありました。

こうした実績もありますので、今後も豪雨災害が頻発する可能性が高いことを踏まえれば、治水事業に対してより一層力を入れていく必要性があるのではないか、そのように思います。

そこで、今回の予算、令和二年の三次補正と令和三年度本予算を合わせると、この関連予算、約一・五倍に増えているわけなんですけれども、それを聞くと、ああ、しっかり防災・減災、国土強靱化に取り組んだなという意思が感じられるんですが、では、果たして河川、砂防、海岸事業の予算規模、少しそういった、対象を絞ってみたときに、予算がどのように推移して、これからどのように見通されているのか、まずその点について

伺いたいと思います。

○井上政府参考人　お答えいたします。

近年の頻発、激甚化する水災害に対応していくためには、築堤や河道掘削等の事前防災を着実に進めていくことが重要です。

平成三十年七月豪雨を踏まえ、樹木繁茂、土砂堆積などの危険箇所等の緊急点検を全国で行い、これを三年間で集中的に対処するため、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策を取りまとめました。これにより、河川、砂防、海岸事業等の予算で、年間約千九百億円の追加予算を措置し、河道掘削等を行ってきたところです。

その結果、委員御指摘のとおり、鹿児島県の羽月川では、観測史上最大の十二時間雨量を観測した令和二年七月豪雨でも、河道掘削等を実施した箇所で浸水被害が軽減されるなど、三か年緊急対策の効果が早速発揮されたところでございます。

さらに、今後の気候変動の影響等も踏まえ、中長期的な視点に立って抜本的な治水対策を実施するため、昨年末、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策を取りまとめ、これによる約四千億円の令和二年度補正予算に令和三年度当初予算を合わせた十五か月予算により、加速化の取組をスタートさせることとしたところです。

この五か年加速化対策も活用し、一級河川では、戦後最大洪水等に対応するための河川整備の完了を、令和三十二年度頃から五年間前倒しして、令和二十七年度頃とすることを目標に進めてまいります。

引き続き、五か年加速化対策に基づき、必要な治水予算等の確保に努めてまいります。

○浅野分科員　どうもありがとうございました。

今答弁いただきましたが、令和二年度の三次補正で約四千億、そして令和三年の当初予算では、緊急治水プロジェクトの推進等に関して約八千四百億という予算が計上されているということを事前に確認をしておりますが、後で大臣にも見解をいただきたいと思いますが、やはりこの予算規模をどう見るかということを少し議論させていただきたいと思います。

その前に、今、緊急治水プロジェクトに触れていただきました。私の地元の話に少し触れさせていただきますと、茨城県の北部に久慈川という川があります。令和元年の台風十九号、十月に訪れたこの台風十九号による豪雨災害で、実はこの河川が氾濫をしてしまいまして、それ以降、緊急治水プロジェクトが適用され、今、築堤や河川掘削などの対策が取られているんです。これは、地元でも早く作業を進めてほしいという要望が多くあります。

国としてもこうしたプロジェクトを推進していくということなんですが、この久慈川水系の緊急治水プロジェクトの状況について伺いたいと思います。

○井上政府参考人　お答えいたします。

久慈川においては、令和元年東日本台風で、国管理区間、茨城県管理区間を合わせ七か所の堤防が決壊し、約千五百ヘクタールが浸水するなど、甚大な被害が発生しました。これを受け、国、県、市町等が連携し、令和元年東日本台風と同じ豪雨であっても家屋の浸水被害を防止できるよう、昨年一月、ハード、ソフト一体となった久慈川緊急治水プロジェクトを取りまとめ、対策に着手しました。

これまでに、決壊した七か所全ての堤防の復旧が完了しました。

また、より水位を下げて洪水を流下させるための対策にも取り組んでおり、日立市や東海村では河道掘削を進めているほか、常陸大宮市や那珂市などでは遊水機能を有する霞堤の保全、整備や、高さ、厚みが不足する箇所の堤防整備を進めており、令和六年度の対策完了を目指してまいります。

さらに、こうしたハード対策が完了するまでの間も、住民の命を守ることができるよう警戒避難体制の強化が重要であり、住民によるマイ・タイムライン作成を促すために講習会を実施する常陸大宮市や常陸太田市に対して技術的支援などを行っているところです。

こうした取組を円滑かつ効果的に進めるには、流域にお住まいの皆様の御理解が重要と認識しており、このため、取組内容や最新の進捗状況について、現地河川事務所のホームページに掲載するとともに、情報誌「久慈川だより」を毎月発行しているところです。

今後も引き続き、県、市町とも連携し、住民理解を得ながら、本プロジェクトを着実かつ早期に進めてまいります。

○浅野分科員　詳細な状況を教えていただき、ありがとうございました。令和六年度の完了を目指すということですので、是非計画どおりに進められるように、住民理解も得ながら進めていただきたいと思います。

私の手元にも、今回の久慈川緊急治水対策プロジェクトの資料をいただいて、今後の工程表のようなものも拝見をいたしました。これは是非改善をしていただきたいんですが、この資料の中にある工程表を見ますと、一年後、五年後、それ以降みたいな形で、ざっくりとしか書いてないんですね。今みたいな、令和六年度ですか、そういう目標もある程度決まったのであれば、是非これを市民の皆さんにも見える形で、進捗を見える化して、住民の理解を得ながら、協力も得ながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問ですが、次は、港湾での防災・減災対策に少し触れていきたいと思います。

今年の概略、予算要求書の中では、港湾施設の耐震、耐波性能の強化という言葉が、防災・減災、国土強靱化の取組の中で書かれておりました。これは大変大事だと思うんですね。

なぜかというと、やはり、十年前の東日本大震災のときに、沖から大きな津波がやってきて、それが海岸に直撃をし、甚大な被害が出ております。波のエネルギーを分散させる、減衰させる効果を持っているのが沖防波堤などを始めとする港湾設備なんですけれども、実は、十年前にその必要性が認識をされてから、様々な地域でこの沖防波堤の建設、補強工事というのが進められていますが、実際にはやはり、相当な金額がかかるものですから、自治体としては国の予算頼みという状況がこの十年続いております。

つい先日、またあの大きな地震があった。今回は震源が深かったから津波が起きませんでしたけれども、もし浅いところで地震が起こったらまた津波が来るような恐怖を地元の皆さんは感じました。ですから、港湾の防災・減災対策の加速、推進というのは、改めて今、注目されているというふうに認識をしております。

そこでお願いがありますが、港湾周辺の被害を防ぐ沖防波堤の耐波性能の向上、これを今日は取り上げたいと思います。

予算概略に書いてあるのでは、幾らこれにかけるのかというのがよく分かりません。事務方に聞いても、具体的にどのくらいの予算をこの事業に割り当てられるのかというのは現時点では分からない、回答が難しいということですので、是非、予算措置の具体化、これから進めていただいて、防災・減災、国土強靱化に大変重要な設備になりますから、推進を図っていただきたい。要望ですけれども、これに対して政府の見解を求めたいと思います。

○髙田政府参考人　お答えいたします。

国土交通省では、これまでも、港湾における減災効果の発揮や被災後の地域の早期復旧を目的に、津波に対して倒壊しにくい粘り強い構造の防波堤の整備を進めてきたところであります。

昨年十二月に閣議決定されました防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策におきましても、重点的に取り組むべき対策の一つとして、港湾における津波対策が位置づけられ、重点的かつ集中的に対策を講じることとしております。

委員御指摘の茨城港日立港区におきまして、港湾管理者である茨城県が行う沖防波堤の改良につきましては、防災・減災、国土強靱化五か年加速化対策を受けまして、令和二年度の第三次補正予

算の防災・安全交付金により支援をしているところであります。

引き続き、港湾における減災効果の発揮等に資する沖防波堤の耐波性能の向上に向けまして、予算確保、措置に努めてまいります。

○浅野分科員　是非よろしくお願いいたします。

陸上の防災・減災対策というのは、目に見える、例えば耐震、免震工事をしたりだとか、あるいは備蓄倉庫を造ったりだとか避難に資するような設備を整備をする、目に見えて分かりやすいし、それがどう機能するかが分かりやすいんですけれども、港湾設備とかというのは、ともすると、漁業関係者にとってはとても身近な存在かもしれませんが、一般の市民、国民の皆さんにとってはなかなか目にする機会がないし、それがどういうふうに作用するのかが分かりづらいという部分もございますので、是非それは、先ほどの話と通じますが、こういう効果があるものをこういうふうに今進めているというのを、是非国民にも分かりやすく今後示していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次は大臣に伺いたいと思います。

これまでの議論の中で、予算の話も触れました。特に、防災・減災、国土強靱化に関する予算、先ほどの繰り返しになりますが、令和二年度の三次補正では四千億確保しておりますが、令和三年の当初予算は従前と余り変わらない八千四百億円前後という予算規模になっておりました。

私は、今この議論の中で、これだけ防災・減災の重要性が高まっている中で、例年どおりでいいのかというのは是非問題提起をしたい。できましたらやはり、これはまず集中的に予算を増やしてでも、集中的に取り組んで、国民の皆さんの安心感につながるようにスピード感を持って進めていただきたいと思うんですが、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○赤羽国務大臣　まず、近年の激甚化、頻発化する自然災害に対して、防災・減災の緊急三か年対策というのを予算を計上しておりました。これは、従来の公共事業の予算とはちょっと発射台が違うというか、これこそまさに集中的な、大きな予算でありました。

全国でこの間、久慈川も含めてでありますが、大変大きな災害が出て、一昨年の台風十九号ですとか昨年の七月豪雨災害等々、私も被災地に行きまして、首長の皆さんからは、三か年対策があったからこそ何とか頑張れる、しかしこれが終わった後はどうなるのかということを大変心配もされ、強い要望を、もうほとんど全員の首長さんからいただいたところです。

この三か年対策は、そもそもでいきますと、これは河川対策だけじゃありませんけれども、全体でいきますと、三か年で総事業費約七兆円、今度の五か年の方は総事業費でいいますと十五兆円ですから、相当ボリュームも大きくなっていると思っております。この五年間で十五兆円で、まず初年度ということで、補正予算で、国交省として、事業費一兆九千八百二十三億円、国費では一兆三千六百八十五億円計上させていただいております。

これはやはり、当初にするのか補正予算にするのかという議論があって、やはり当初予算の方が確実に毎年計上できるというよい面もありますけれども、今年については十五か月予算であり、また、一部野党の方はそれが補正予算に入っているということで反対をされましたけれども、私たちの理解は、補正予算は早く成立をいたしますので、今年の出水期に対しては、この一兆三千六百八十五億円というのはすぐ執行できるという意味では、私はそういう意味では大きなメリットがあったのではないかというふうに思っております。

三か年と五か年で違うことは、三か年の中にはインフラの老朽化対策というのが入っていませんでしたので、実はインフラの老朽化対策は大変喫緊の課題でありまして、鉄道とか道路の橋脚、随分今回、一連の大雨洪水災害で流されました。水郡線のところも見に行かせていただきましたけれども、一度流されてしまうと復旧復興に時間が大変かかりますので、橋梁の老朽化というのは実は惨たんたる状況でありますので、こうしたことは入れなければいけないとか。

治水対策につきましても、先ほども話が出ていましたが、河川といっても、上流から下流まで、また本川だけじゃなくて支川も含めて、やはり俯瞰をしながら中長期的な対策を取らなければいけないというのが我々の一つの反省でありまして、これは関わる県も一つだけじゃなくて、長い川は、千曲川なんかは長野県とか新潟県、阿武隈川は福島県とか宮城県とか複数にわたる、市町村はもっと多いわけでありますので。

その河川管理者全部が協議会を立ち上げて、河川ごとの緊急プロジェクト、先ほどの久慈川もそうですけれども、緊急治水対策プロジェクトというのを立ち上げて、協議会を挙げて、関係者が全部協働しながら、中長期的な治水対策が取れるようにするというのは、私はやはり意味があるのではないかと。

それを実行させていただくという意味で、今回、国交省としてしっかりやっていこう、こう思っておるところでございます。

加えて、ハード面だけではなくて、やはりハードだけですと、より大きな災害が来るとやられてしまいますので、ソフト面で、協議会に地域住民の皆さんにも入っていただき、企業の皆さんにも参加していただいて、でき得ればハザードマップ等々を利用しながら、マイ・タイムラインですとかコミュニティータイムラインといったソフトの対策も取っていくことが大事だというふうに思っております。

いずれにしても、この五年間の十五兆円というのは、大変私たちは大きな予算だというふうに思っておりますので、これは無駄遣いしないように、より効果的に、国民の皆さんの命と暮らしが守れるような、まさに防災・減災が主流となる社会がつくれるように全力で取り組んでいきたい、こう思っております。

○浅野分科員　御答弁ありがとうございました。

五か年計画にして、かなり大規模な予算を積んで今やろうとしているんだという状況が分かりました。

確かに、当初予算なのか補正予算なのかというところは、やはりこれまでもずっとその議論はありましたが、一番大切なのは、国民の皆様に、目に見える形で、しっかり計画が見える化されていて、進捗が確実に刈り取れていることだと思いますので、是非そこは今後も進めていただきたいと思います。

次は、少し話題を変えまして、道路整備の話をさせていただきたいと思います。

予算概略要求の中では、これも災害関係ですけれども、迅速な復旧復興のためのミッシングリンク解消や道路の四車線化、ダブルネットワーク強化を推進するというような項目がありまして、予算がつけられております。

少しこれもまた地元の話を出して恐縮なんですが、ちょっと定量的な話をさせていただきます。

私の地元の日立市は、長年交通渋滞に悩んでいます。どうすればその悩みがうまく伝えられるかということを考えて、一つ、最近よく出しているデータは、道路の平均車速がほかの地域と比べてどうなんだというところを客観的にグラフにして出しているんですね。これを見ますと、日立市内の国道六号線の平均旅行速度は十六・七キロなんですけれども、これは県内を南北に貫く国道の中で一番遅いスピードなんです。つくばとか取手とか水戸がありますけれども、いずれの地域ももう少し速いスピードで車が移動できている、ただ日立市内だけはこんなに遅いんだよというところを定量的に示しています。

やはり、地方に行けば行くほど国道が担う役割というのは大きくて、通常の生活道路でもあり、緊急輸送道路としても使われるということなんですが、やはりそこを早く改善しないと、いざというときに、国民の命と健康、暮らしが守れないと

いうことにつながります。

是非、緊急輸送道路の機能強化あるいはダブルネットワーク化、この重要性は高いと思いますが、現在、日立都市圏において進められている国道六号そして二百四十五号という幹線道もありますが、この機能強化に向けた事業の更なる加速を求めたいと思うんです。

定量的に課題が明確化されていますから、やはりそこはしっかりと対処をすべきだというふうに思うんですが、それに対する政府の見解を伺いたいと思います。

○吉岡政府参考人　お答えいたします。

茨城県内の国道六号及び国道二百四十五号は、緊急輸送道路に指定されており、大規模災害時において広域的な救援ルートとして大きな役割を果たす重要な道路でございます。

日立都市圏の国道六号については、国において現道拡幅事業やバイパス事業として、日立バイパスの二期、大和田拡幅、東海拡幅を推進中であり、今年度は、調査設計、用地買収、改良工事などを実施しているところでございます。

また、日立都市圏の国道二百四十五号については、茨城県において個別補助事業を活用して日立港区北拡幅や久慈大橋、社会資本整備総合交付金を活用して勝田拡幅の現道拡幅事業を推進中であり、今年度は、用地買収、改良工事を実施していると茨城県より聞いてございます。

引き続き、地元の方々の御協力を得ながら、防災機能強化や地域活性化に向けて、日立都市圏の国道六号の整備を推進するとともに、国道二百四十五号について、引き続き必要な支援を実施してまいります。

○浅野分科員　どうもありがとうございました。

是非進めて、推進をしていただきたいと思いますが、やはり、今日お伝えしたいのは、定量的なデータがあります。しっかりと現在の課題が見える化されておりますので、そのファクトベースな政策判断というのを是非行っていただきたいということを申し添えたいと思います。

では、次のテーマに移りたいと思います。

次は、昨年の国交委員会で道路法の改正が行われましたが、それに関して質問させていただきます。

この道路法の改正の中で一つあったのは、特殊車両の通行許可制度の見直しというのをこれから行っていくよということがございました。何度も出しておりますが、今年の概算要求書の中でも、そういったことを進めていくということが書かれております。

昨年、法改正がされまして、今後二年、向こう二年間で環境整備を行うということでしたが、現在の状況についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

その上で、昨年私、国交委員会でも指摘をさせていただきましたが、やはり、コロナ禍ということで、かなり人の流れ、車の流れが変わっている状況があるということ。そして、一方で、輸送業の皆さんの働き方改革も進めなければいけないという課題があります。

そういった観点から、特殊車両の通行時間帯をいま一度見直すべきではないか。今、夜間だけしか通ってはいけないというような時間帯もあるわけですが、やはりもう少し柔軟な運用にできないものか。

更に言えば、特殊車両も様々な形がありますが、ある一定以上の大きさ、あるいは一定の要件を満たす車両については、伴走車をつけなければ、先導車ですか、先導車をつけなければいけないとか、あるいは、重さとか軸重に応じて、通っていい道路、悪い道路がある。これは、その基準が、聞いた話によると、もうかなり前につくられた基準だそうで、特殊車両の形状や重さはもちろんなんですが、荷重のかかり方が随分昔と変わっているものも多くあります。やはりこちらについても見直すべきではないかという課題提起をさせていただいて、これらに対する政府の見解をお伺いしたいと思います。是非大臣から御答弁いただければと思います。

○赤羽国務大臣　細かい点がもしあれば、また補足をしていただければと思います。

まず、昨年の国会で、特殊車両の通行に関して、制度的に非常に、手間のかかるというか前時代的な、手続のかかるという、これは党派を超えて様々な御指摘をいただいて、法改正させていただいたわけでございます。

ただ、今、公布から二年間で何をやったのかといいますと、これはよく御存じだと思いますが、高速道路や国道などの全国約六万の橋梁ですとか約二千のトンネルについての通行ができるかどうかというのを、個々の車両の重量、幅、長さ等に応じて、即時に判定するシステム、これをしなければいけない。このプログラムというのは結構、ちょっと私は、聞いた話ですけれども、それに時間がかかっているので。改正道路法の公布は令和二年五月二十七日ですが、一応、公布後二年以内に施行する、これをできるだけ早く施行するようにということが時代の要請だというふうに思っております。

また、通行可能な時間帯につきましても、今御指摘のあるように、昔のままでいいということではなくて、今考えているのは、例えば、交通への影響が少ない区間では時間帯を拡大するなど、個々の道路の事情に応じて対応できるよう、今勉強会を立ち上げて検討を行っているところであります。これは、大型の特殊車両がどんどん走ると、一般の別の車の安全ということも多分議論されるのではないかと、素人ながらそう思っておりますので。しかし、これも一定の結論を出させていただきたいと思っております。

また、通行の可否や条件を決定する基準となります特殊車両通行許可限度算定要領等の審査基準につきましては、令和二年十二月に誘導車の配置台数を二台から一台に緩和するということもやらせていただきましたが、引き続き、今委員からの御指摘を踏まえて、車両の性能なども踏まえて、実態に即するというものでなければ意味がありませんので、不断の見直しを行っていきたい、こう考えております。

○浅野分科員　どうもありがとうございました。

勉強会も立ち上げたということで、その内容も私は後ほど拝見していきたいと思いますが、是非、現場が生産性が高まり、そして働き方改革が進むような、実態に即したものになるように、引き続きお取組をお願いいたします。

もう時間が僅かとなってきました。これで最後の質問にいたします。

高速道路の料金、今様々なＥＴＣ割引制度がございますが、ピンポイントで、大口・多頻度割引制度というのがございます。ただ、これを使うためには、専用のクレジットカード、コーポレートカードをつくらなければこれは使えないそうなんですが、これからキャッシュレス化ですとか決済手段の多様化が進む中で、コーポレートカードがないと使えませんなんという制度のままでは、ちょっと利便性が高まらないんじゃないかと思うんです。これに関して政府の見解を伺って質問を終わりたいと思います。

○濵地主査　簡潔に御答弁をお願いします。

○吉岡政府参考人　お答えいたします。

大口・多頻度割引でございますけれども、事業者に割引を適切に利用していただくために、高速道路会社が発行したＥＴＣコーポレートカードを、事前に登録した車両とひもづけるようにしていただくということで、御指摘のあったとおりでございます。これは、不正行為が、過去、別納カード制度のときにあったということがありまして、こういう制度にさせていただいています。

御質問があったように変えていくためには様々な課題がございますけれども、こうした課題も踏まえながら、今後の新たな決済方法の導入の必要性について高速道路会社と勉強していきたいというふうに思います。

○浅野分科員　終わります。ありがとうございました。

○濵地主査　これにて浅野哲君の質疑は終了いたしました。

2021年2月26日
予算委員会 第6分科会
（質疑要旨）

再エネの自家消費型設備の普及策について

2021.2.26（Fri）予算委員会 第6分科会（環境省　令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●カーボンニュートラルの実現は党派を超えて、国の一大テーマとして取り組むべき課題。

●発電部門において、固定価格買取制度（FIT）による再エネ賦課金は年間2兆円を超えており、国民負担の増加が懸念される。

●太陽光を主力電源化する上で、FITからの自立が重要なテーマであり、自家消費主体の需要一体モデルの普及促進が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「今後、太陽光を普及させるための一つの手段として、長期的な視点でもPPA※モデルに対する支援策を設計すべきだ。」

※PPAモデルの仕組み

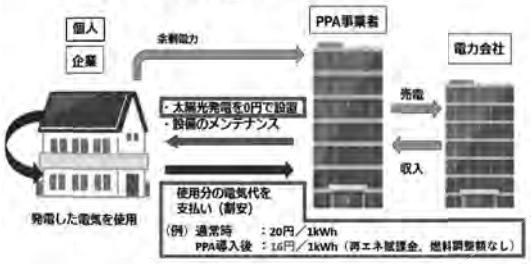

政府の答弁要約

「PPAモデルについては令和2年度1次補正予算で計上したが、ニーズも高かったことから第3次補正予算そして令和3年度予算案にも計上した。引き続き支援していく。」

新たな電力貯蔵用蓄電池の社会実装に向けて

2021.2.26（Fri）予算委員会 第6分科会（環境省　令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●蓄電池は発電した電力を最大限活用する方法として、また災害対策としても大きな役割が期待される。

●初期投資費用が高く普及促進の障壁になるケースが多いが、最近はリチウム電池の半分程度のコストを実現するものも開発されている。

●製品開発後、いち早く社会実装することが極めて重要。

委員会での浅野の発言要約

「新しい電池技術の社会実装に向けて、政府はもっと支援すべきだ。」

政府の答弁要約

「2050年カーボンニュートラル実現に向けては、今後5年、10年が勝負だ。技術のイノベーションとルールのイノベーションが重要であり、しっかりと取り組んでいく。」

2021年2月26日
予算委員会 第6分科会
（質疑要旨）

自治体の脱炭素に向けた取組みの促進について

※標準的手法による部門別ＣＯ２の現況推計結果を市町村別の個別ファイルで可視化を施した２次統計資料。

2021.2.26（Fri）予算委員会 第6分科会（環境省　令和3年度予算案について）

現状・課題意識

●政府は第５次環境基本計画において、SDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱。

●脱炭素社会に向け、2050年CO2実質排出量ゼロに取り組むことを表明する自治体が増えつつある。

●他方、自治体排出量カルテ※は比較的人口規模の大きい自治体のみで作成されており全国隅々までは作成されていない。

委員会での浅野の発言要約

「全国くまなく自治体排出量カルテを一度整理すべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本年度から全ての自治体について作成することとしており、来月公表予定である。
官邸内に設置した国・地方脱炭素実現会議の中で関係省庁と自治体でしっかりと連携策を作っていく。」

小泉国務大臣

第二百四回国会　衆議院　予算委員会第六分科会議録（農林水産省及び環境省所管）　第二号

令和三年二月二十六日（金曜日）

午前九時開議

出席分科員

主査	齋藤　健君	
	畦元　将吾君	江藤　拓君
	繁本　護君	西田　昭二君
	原田　義昭君	細野　豪志君
	山本　有二君	渡辺　孝一君
	小熊　慎司君	金子　恵美君
	後藤　祐一君	本多　平直君
	谷田川　元君	
兼務	中野　洋昌君	兼務　吉田　宣弘君
兼務	穀田　恵二君	兼務　浅野　哲君

農林水産大臣　野上浩太郎君

環境大臣　小泉進次郎君

農林水産副大臣　簗　康弘君

農林水産副大臣　宮内　秀樹君

国土交通副大臣　岩井　茂樹君

厚生労働大臣政務官　こやり隆史君

国土交通大臣政務官　朝日健太郎君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　村手　聡君

政府参考人（内閣府総合海洋政策推進事務局次長）　田邊　靖夫君

政府参考人（厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官）　達谷窟庸野君

政府参考人（農林水産省大臣官房総括審議官）　森　健君

政府参考人（農林水産省大臣官房輸出促進審議官）　池山　成俊君

政府参考人（農林水産省消費・安全局長）　新井ゆたか君

政府参考人（農林水産省食料産業局長）　太田　豊彦君

政府参考人（農林水産省生産局長）　水田　正和君

政府参考人（農林水産省農村振興局長）　牧元　幸司君

政府参考人（農林水産省政策統括官）　天羽　隆君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　矢作　友良君

政府参考人（経済産業省通商政策局通商機構部長）　黒田淳一郎君

政府参考人（資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官）　小野　洋太君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（国土交通省水管理・国土保全局水資源部長）　若林　伸幸君

政府参考人（国土交通省水管理・国土保全局下水道部長）　植松　龍二君

政府参考人（環境省大臣官房審議官）　白石　隆夫君

政府参考人（環境省大臣官房環境保健部長）　田原　克志君

政府参考人（環境省地球環境局長）　小野　洋君

政府参考人（環境省水・大気環境局長）　山本　昌宏君

政府参考人（環境省自然環境局長）　鳥居　敏男君

政府参考人（環境省環境再生・資源循環局次長）　松澤　裕君

政府参考人（環境省総合環境政策統括官）　和田　篤也君

政府参考人（原子力規制庁長官官房審議官）　金子　修一君

政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　市村　知也君

農林水産委員会専門員　森田　倫子君

環境委員会専門員　飯野　伸夫君

予算委員会専門員　小池　章子君

分科員の異動

二月二十六日

辞任　原田　義昭君　山本　有二君　後藤　祐一君　本多　平直君

補欠選任　西田　昭二君　畦元　将吾君　山川百合子君　金子　恵美君

同日

辞任　畦元　将吾君　西田　昭二君　金子　恵美君　山川百合子君

補欠選任　渡辺　孝一君　細野　豪志君　小熊　慎司君　中谷　一馬君

同日

辞任　細野　豪志君　渡辺　孝一君　小熊　慎司君　中谷　一馬君

補欠選任　繁本　護君　山本　有二君　谷田川　元君　後藤　祐一君

同日

辞任　繁本　護君　谷田川　元君

補欠選任　原田　義昭君　本多　平直君

同日

第二分科員中野洋昌君、第四分科員穀田恵二君、第五分科員吉田宣弘君及び第八分科員浅野哲君が本分科兼務となった。

本日の会議に付した案件

令和三年度一般会計予算

令和三年度特別会計予算

令和三年度政府関係機関予算

（農林水産省及び環境省所管）

○齋藤主査　これより予算委員会第六分科会を開会いたします。

令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算及び令和三年度政府関係機関予算中環境省所管について、昨日に引き続き質疑を行います。

この際、分科員各位に申し上げます。

質疑の持ち時間はこれを厳守され、議事進行に御協力をお願いいたします。

また、政府当局におかれましても、質疑時間が限られておりますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。西田昭二君。

○西田分科員　おはようございます。自由民主党の西田昭二でございます。

本日は、この分科会にお時間をいただき、誠にありがとうございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症がいまだ猛威を振るう中で、連日、果敢に新型ウイルスに対して立ち向かっていただいている医療従事者や関係者の皆様方に心から感謝を申し上げるところでございます。また、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々、また現在も治療を受けておられる方々にもお見舞いを申し上げるところでございます。

先般より、新型コロナウイルスのワクチンの接

最後に、残された時間で一問だけお伺いしたいのが、除染土のこれからの扱いなんですけれども。

来年度で、福島で人が住んでいるところから除染の廃棄物、除染土が全て撤去されて中間貯蔵施設に運ばれるということです。これは率直に言って、よく環境省はここまで頑張ったと思います。あれだけフレコンバッグが山積みになっていたのが生活空間からなくなるわけですから、本当に大変な御努力をされたと思いますので、心より敬意を表したいと思います。

ただ、一方で、私が懸念をしているのは、全て中間貯蔵施設に運ばれることによって固定化することを非常に恐れるわけです。

先日、内堀知事と大臣が非常に前向きな会談をされて、最終処分は福島県外だということでいろんな説明をされる、これもすばらしいことだと思います。ただ、受け取る側からすると、それを県外で受け止める方からすると、あれだけたまっているものを全部どこかに持ってくるというのは、それは非現実的だろうということになるわけですよね。

やはり、鍵は再生利用なんですよ。安全性がきちっと確認をされて、例えば八千ベクレルを下回っているものについては再生利用していくというプラン、あったのにずっとできてこなかった。いろいろ飯舘村などで努力をされていることは承知をしています。

ただ、大臣、これは何らかのインセンティブがないと進まないですよ。例えば、土木工事で様々な路盤材などで使うという方法もあるでしょう。さらには、例えば最終処分場の覆土などに使うという方法もあると思います。そういった方法を福島県内、県外でやるときに、やはりその予算については、環境省の予算でもなかなか難しいでしょう、国交省の予算でも難しいと思う。その場合は、復興庁の予算から持ってきて再生利用することをしないと、多分これは進まないですね。

大臣、是非お願いしたいのは、そういう仕組みをつくっていただけないですか。固定化は非常にまずいです。運び込まれた、あれで終わったねでは、福島との約束を果たせませんからね。

大臣が目指しておられることをやるためにも、やはり再生利用を他省とも連携をしながら形をつくる、インセンティブも含めて。これを是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小泉国務大臣　この再生利用の重要性についても、細野先生と思いは同じです。

減容化、つまり減らすこと、そして再生利用をすること、この二つを抜きにして県外最終処分も語れないということだと思っていますので。

私、この前、内堀知事と、最終処分に向けた福島県外の全てのブロックにおいて、しっかりこの事業を説明をする会を東京を皮切りにやっていくと申し上げましたが、まず、この県外再生利用も含めて、どのようにしたら前に進むだろうか。

私は今、環境省の中で、福島の土を活用した鉢植えを置いていて、そこに線量計を置いて、来られた方にこういう線量のものですということをお見せをしています。

本当に小さなことではありますが、この再生利用が一つ一つが実現をすることを、実現可能な方策を探る中で、今先生がおっしゃったような、多くの方に歓迎されるための仕組みづくりというものが何ができるのか、これもしっかりと検討してまいりたいと思います。

○細野分科員　非常に誠実な御答弁をいただいたと思います。

やはり、国交省を含めた他省と連携をして、違うところから予算を持ってくる仕組みがないと進まないと思います。これは固定化すると本当に、もうこれは今年一年、勝負だと思いますね。ずっと固定化するとその状態が続きますから、大臣にそこも是非指導力を発揮していただきたいということを最後に申し上げて、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○齋藤主査　これにて細野豪志君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野分科員　国民民主党の浅野哲です。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年、菅総理がカーボンニュートラル宣言をしてから、国内の産業現場は大きく変わり始めています。

先日の報道ですと、国内企業の中には、環境成果を人事の評価につなげるような企業も出てまいりました。やはりこういった動きはこれからどんどん広まっていくと思いますし、やはり国全体として、このカーボンニュートラル実現に向けた取組というのは、これはもう党派を超えて、国の一大テーマとして取り組むべきだと私も思っています。

その上で、今日は、再生可能エネルギーの普及策を中心に、まず前半、質問させていただきたいと思います。

業界団体でつくる太陽光発電関係の協会があるんですけれども、この協会が今後の見通しについて出した文書をちょっと読ませていただきましたところ、やはり太陽光に関しては主力電源化を目指すわけですが、その一つの大きなテーマはＦＩＴからの自立だということでありました。

このＦＩＴ制度、見直しがされて、今度ＦＩＰ制度というのが始まりますけれども、この方向性としてその後太陽光がどうするかということなんですが、ビジネスモデルの転換によりコスト競争力の向上そして価値創造等を図っていくことが重要になると。そして、この業界団体の目標としては、二〇三〇年頃を目途としてＦＩＴ依存からの脱却を目指すということが書いてあります。そのためにまず取り組むべきは、自家消費主体の需給一体モデル、これの普及促進だというふうに書いてございます。

より具体的に申し上げると、それによって、発電コスト、今、一般の電力会社から買う電気料金というのはキロワットアワー当たりおよそ二十六円程度というふうに相場観がありますが、発電コスト、キロワットアワー当たり七円を達成することを目標にしたいということが書かれておりました。そして、それを実現するために、既築の住宅についても第三者保有といった形で初期投資不要のビジネスモデルを普及させていきたい、こういったことが書かれてあります。

ですので、今日はまず、発電コストというテーマと、自家消費のために新しいビジネスモデルはもう生まれつつあるんですが、そちらの二点について、まず質問させていただきたいと思います。

今、七円というふうに申し上げたんですが、実は、アメリカはもう既に先を行っております。

昨年の秋口でしょうか、カリフォルニア州の南部にあるモハーベ砂漠というところに太陽光発電施設と蓄電施設を併設をした巨大な発電プラントというのが建設をされて、今動き出そうとしています。

ここでつくられている電気というのは、何と、日本円に換算して一キロワットアワー当たり四・三円なんだそうであります。内訳としては、太陽光発電で二・二円、そして蓄電設備等で二・一円、合わせて四・三円ということなんですが、やはりもう世界はそのぐらいのレベルまで行っているわけですね。だから、日本も早くこれに追いつき、そして先を行けるような勢いで、産業界を加速させていかなければいけないんです。

まず、大臣、お伺いしたいんですけれども、自家消費の際、今現在、日本の国内では一キロワットアワーを幾らで発電できるのかというのは御存じでしょうか。事務方でも構いません。

○小野（洋）政府参考人　お答え申し上げます。

自家消費する際のコストを太陽光の発電コストと同等というふうにみなしますと、民間企業の調査でございますけれども、事業用につきましては、二〇一九年の実績でキロワットアワー当たり十三・一円、これが二〇三〇年にはキロワットアワー当たり五・八円になるというふうに予想されております。

また、住宅用につきましては、これは別の民間企業の調査でございますが、二〇一八年度実績で

キロワットアワー当たり十四・六円、これが二〇三〇年度にはキロワットアワー当たり五・七円になると予想されております。

太陽光発電設備の設置につきましては初期費用がかかりますけれども、使用期間を通して考えれば、電力を他者から購入するよりも、自ら太陽光を設置して自家消費する方がコストが安い状況に、既に現状でもなりつつあるというふうに考えております。

また、先ほど申し上げましたように、太陽光の発電コストについては今後低下が見込まれておりまして、自家消費のコストは中長期的に更に低下することが期待されるということでございます。

○浅野分科員　どうもありがとうございました。

二〇三〇年度の時点で五・七円から五・八円という数字が今ありましたけれども、先ほど申し上げたように、アメリカでは既に四・三円という世界になってきているんですね。ですから、まずは五・八円、五・七円の水準でいいと思います。まずは現状を変えていく、加速をしていくことが大事だと思うんです。

例えば、先ほど紹介したようなカリフォルニアでの大規模な発電施設、これはアメリカがどういう支援策を行っているかというと、投資税控除、最大三〇％の税額控除という制度を支援策としては用意していて、これだけで運用しているんだそうですね。

日本は、ちょうどこの通常国会、生産性向上特措法、産業競争力強化法ですか、その中で、カーボンニュートラル投資減税というのを盛り込んでおりますが、これから議論しますけれども、それの税額控除は一〇％なんです。やはり、政策面でも海外に倣って、こういったところは是非加速をさせるような働きかけを大臣にはお願いしたい、期待申し上げたいというのを申し上げさせていただきます。

その上で、今答弁の方がおっしゃっておりました、初期投資はかかるんだけれども長期で見れば十分に回収はできるんだということでありますが、その一方で、今、目の前の課題としては、そういうはいっても初期投資の金額を払えない、払うのには及び腰になってしまうという現状がありまして、そういった方たちの背中を押すための新しいビジネスモデルが誕生しています。

それが、今日、資料にも準備させていただきましたＰＰＡモデルというものになっております。パワー・パーチェス・アグリーメントということで、一定期間、まず最初に、民間企業の屋上ですとか個人の家の屋根とかにＰＰＡ業者から太陽光パネルをつけてもらう、そのつけたパネルで発電した電気を市場価格よりも少し安い価格で購入することができる、いわゆる、場所を貸す代わりに少し安く電気を売ってもらえるというようなビジネスモデルになっているんですが、まずは、これから太陽光を普及させるための一つの手段として、このビジネスモデルを是非普及させていくべきではないかというふうに思っております。

そこで、次の質問ですが、このＰＰＡモデルの普及策、どういったことを考えているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○小泉国務大臣　このＰＰＡモデル、環境省としても、令和二年度第一次補正予算で、オンサイトＰＰＡモデルなどによる自家消費型太陽光発電設備の導入支援を行って、これまでに、二百四十五件を採択して、発電容量の合計は約六十メガワットに達したところであります。ニーズも高かったものですから、今回、第三次補正予算そして令和三年度の予算案にも計上していて、必要な見直しを行いながら、この自家消費型の太陽光導入支援を引き続き実施したいと考えています。

○浅野分科員　ありがとうございました。

ニーズが高いというのを今おっしゃっていただきましたが、これはまだまだこれから潜在的なニーズがどんどん出てくると思います。ですので、単発で終わらせずに、是非、これから当面の間、継続をしていただけるような対応を期待したいと思っています。

その上で、このＰＰＡの事業者については、ただ単に設備をユーザーに貸してそれを普及させていくだけではなくて、更に次の段階になると、更に高度な役割が求められていくと私は考えています。いわゆるリソースアグリゲーターと呼ばれているような、様々な分散電源を統合制御するような事業、ビジネスモデルというのがこれから出てくるわけですけれども、そういった存在になっていくのではないか、そういった予測をしております。

例えばなんですが、国内の一般家庭の屋根に設置されている太陽光発電パネルの平均の発電容量というのはおよそ四キロワット程度というふうに言われていますが、もしこれが、仮にこれからどんどんどんどん普及していって、ある一定の地域に五十万件設置されたとすると、合計容量は二ギガワット、簡単に申し上げれば、原子力発電所二基分の出力になります。

こういったものを、ＰＰＡ事業者がまずはパネルをどんどんどんどん置いていって普及させていくわけです。でも、それを個別に成り行きで管理していたのでは、系統制約の問題にもひっかかる。そこで、やはり統合制御するような技術を導入して、系統にも負荷をかけない、そして再エネの比率を高めていく、そんな役割に発展していくことが期待されていまして、是非これは、今日は余り議論しませんけれども、今、少しずつ出てきたこの新しいビジネスモデルの芽を大きな木に育てるためには、そういう長期的な視点で政府の支援策を設計していただきたい、そのお願いでございます。

その上で、次の質問なんですが、これは太陽光だけですと、やはり発電した瞬間にそれを売らなければいけない、使わなければいけません。電気は保存することができませんので。それはもう皆さん御存じのとおりかと思いますが、やはりそうなると系統制約の問題とかが出てくるということであります。

そこで、これからは蓄電池を併設して発電したものをためて、必要なときに必要な量を使う、そういった賢い使い方が増えていくわけですけれども、ただ、蓄電池は高いです。一般家庭で蓄電池を買おうと思っても、百万円単位の投資が必要で、なかなか買えません。

先日、環境省の方が新しくつくっていただいた電動車両の普及促進策、こちらが大変好評なわけですけれども、これは国民民主党の玉木代表も、先般の委員会の中で、小泉大臣に直接、電動車両の補助金を上げてくれというふうなお願いをさせていただいて、その後、こういった制度が発表になり、我々としても、そのスピード感、評価をさせていただいております。

ただ、この制度を見ていきますと、この制度を使うためには要件があるんですね。再エネ一〇〇％の電気を調達するようなメニューを使わなければいけないというようなことでありました。ただ、そうすると、ランニングコストの観点ではやはり上がる方向になって、一般の御家庭の皆さんが幾ら、欲しいな、この制度を利用したいなと思っていても、電気代が高くなるのではないかということで、なかなか及び腰になってしまいやしないかというふうに懸念が持たれています。

そこで、このランニングコストを軽減するような配慮もいただきたいというのが一つ。そして、そもそもこの制度を、今回第三次補正で措置しましたが、これからもやはり、先ほどの話と同じで、続けていくべきだと思うんです。今後の予算措置を求めたいと思いますが、この二点について御答弁をいただきたいと思います。

○小泉国務大臣　まず、今回の第三次補正の、我々環境省としては目玉のメニューが、この補助金を倍増させたＥＶとそして再エネをセットにしたものであります。

実は、補助金の条件に再エネ一〇〇％にしたというのは、恐らく日本では初めてのことだと思いますが、まさにそこに込めた思いは、先ほど浅野先生が、将来的に町の中、地域の中が仮想発電所のようにつながっていく未来像、我々も描いている姿はまさにそういった姿で、再生可能エネル

ギーそしてEV、ZEHのような脱炭素住宅、そしてそれを地域の中で融通し合うような、こういう自立分散型の地域社会が日本中至る所に生まれていくようなことを後押ししたいという思いがあって、EVを、自動車というよりもむしろ動く蓄電池、世の中のこれからの新しいインフラだ、こういう思いがあるので、今回、再エネとセットにしているわけですよね。

今、この事業が注目を浴びていると思いますが、補正予算だからといってこの三月で全部終わりということではありません。四月以降もこの予算は活用できますので、私たちとしては、こういった動向もしっかり見ながら、経産省そして国交省、電気自動車またFCV、こういったことの普及に向けて、連携するべき省庁がありますので、しっかり連携をしながら、これが単発になっては、二〇三五年以降の新車販売一〇〇％電動車ということにも、この単発支援じゃ全く駄目ですから、どうやってこれが継続的なものになっていくか、しっかりと汗をかきたいと思います。

そして、二点目に御質問いただいた、ランニングのところに対する何か配慮はないのかということでありますが、今回、例えば、JEPXの価格の高騰とかいろんな問題がある中で、例えば、再エネ一〇〇％電力の価格が高騰した際には電力小売事業者との契約を変更してほかの再エネ一〇〇％電力の小売メニューに切り替えることを可能とするなど、ユーザーに配慮した柔軟な対応を検討しています。

事業の円滑な実施に向けて、関係省庁とも連携しながらしっかり制度設計を行って、この電気自動車と再エネのセットの補助金の活用によって、今年、今までとは違う形で普及をしたな、そういったスタートになるように、我々もしっかりと取り組んでいきたいと思います。

○浅野分科員　ありがとうございました。

先ほど大臣からも触れていただきました動く蓄電池としての電動車両、私も電機業界で働いていた経験がありまして、やはりそのポテンシャルというのは強く期待をしています。

せっかく話が出ましたので少しだけ紹介させていただくと、日本で約八千万台以上ある自動車の仮に半分がこれから電動車両になった場合、一台には五十キロワットのバッテリーが積んであって、この容量の一割を、つまり五キロワット分を電力、いわゆるVPPですかに使えるというふうに仮定をすると、それだけで二百ギガワットアワーの蓄電容量が手に入る。これだけあると、町のピークシフトをするには十分な容量なんだそうであります。中長期的には、車というのは一日のうち約九割の時間が止まっているというふうにされていますし、そういった使い道に向けて。

ただ、私も非常に業界の皆さんと話をしていて思うのは、将来的な車の使い方、単なる移動手段ではない、世の中のグリッドの安定化にも寄与するようなデバイスになるんだというようなビジョンをもう少し広い皆さんに知ってもらわないと、メーカーもそうですし、営業される方、そして消費者の皆さん、それぞれがそれを共有しないと、なかなかこの施策というのは本来持っている推進力を発揮できないような懸念も持っておりますので、そこは是非広報にも力を入れていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

新しいデバイスの技術開発が今進んでおります。太陽光パネルにしても、これまではシリコンの結晶を使った発電パネルだったものが、これからは、塗布型、ペンキのように塗るとそこが発電してくれるような材料も開発されておりますし、蓄電池も様々な材料が今研究されています。

是非、今日は、とりわけその中でも、ペロブスカイト太陽電池と、あとはバイポーラ型の鉛蓄電池、こういったものを少し紹介させていただきたいと思うんですが、このペロブスカイトというのはもう大変有名です。塗布型、そして高い発電効率。ですから、例えばビルの壁、様々な曲面に塗って、そこが発電デバイスになる、そういうようなものになりますが、もう大臣も既に御存じだと思います。

もう一つ、バイポーラ型鉛蓄電池というものを今日は紹介させていただきますが、これは資料の裏面にリチウム電池との簡単な比較表をちょっとつけさせていただいております。簡単に申し上げると、設置面積当たりのエネルギー量ではリチウムよりも有利である、そしてコストが半分程度で導入できる、そんなポテンシャルを持ったデバイスなんだそうであります。

これまで、リチウムだ、そして次は全固体だという議論をしている中で、今から鉛蓄電池ですかという突っ込みも受けそうですが、これはやはり、コストの経済競争力、そして設置面積当たりのエネルギー量が高いという辺りを考えれば、非常に業界でも注目をされております。

こうした新しい技術に対してはもっと政府の支援をいただきたい、これが業界の声であります。特に社会実装ですね。いろいろな技術開発をしたり実証試験をやった、だけれども実装フェーズになった瞬間にそれが頓挫する、そういったケースがたくさんこれまでも起きておりますが、実装段階でそれが頓挫しない、いわゆる死の谷をしっかりと越えていけるような支援を考えていくべきではないか、そのように思っておりますので、政府のこれに対する御見解をいただきたいと思います。

○小泉国務大臣　今お話があった話はイノベーションの支援ということだと思いますが、私は、二つのイノベーションが大事だと思っているんです。

一つのイノベーションが、浅野先生が今日お話をしていただいた技術のイノベーション、物づくりのイノベーションとも言ってもいいと思います。このペロブスカイトについては、経産省が今、開発を支援をしているというふうに聞いています。もう一方の方は、今政府が支援というわけではないようですが、いずれにしても、民間企業の中で次の時代を見据えた開発が進められて、市場実装されることは期待をしています。

ただ、環境省の立場で申し上げると、もう一つの方のイノベーションを忘れてはならないと思っています。それは、ルールのイノベーションです。

やはり、イノベーションを物づくりのイノベーションに頼っていただけで、いつ市場実装されるか分からないものだけに過度に頼り過ぎたら、二〇三〇年までに時間は間に合いません。ですので、我々がカーボンプライシングをなぜ言っているのか。これはやはり、産業構造を含めて脱炭素の方向に前向きに歯車を回していくためには、新しいルール設定をそこに入れなければこの構造というのは変わっていかないという思いと、この五年、十年が勝負なんだ、二〇五〇年まで三十年あるわけじゃないんだ、これをやはり我々としては強調したいという思いです。

ですので、この物づくりのイノベーションに対する取組というものは、もう世界の中の大競争時代ですから、これは必要です。しかし一方で、何かもしかしたら一変するような大どんでん返しの技術が生まれることを期待して、余り変わらない努力のまま何とかならないかと考えるのは大間違いでありますから、我々としては、ルールのイノベーションもしっかりと、この五年、十年をめどにやっていきたいと思います。

その思いが、今回の国会で温対法の改正、こういったことの法律改正やプラスチックに対する法案も、やはり、世の中を変えていかなければいけない、法律というルールを変えていくんだ、こういった思いも御理解いただければうれしいです。

○浅野分科員　物づくり、技術のイノベーション、そしてルールのイノベーション、それは確かに両方大事だと思います。

今の話を伺って一つ思ったのは、確かに、規制改革、ルールのイノベーションというのは不可欠だと思います。ただ、これまで、いろいろな分野でその規制改革の議論、特にエネルギー分野でされてくる中で、度々言われてきたのは、やはり、業界で今働いている人々、技術開発をしている

方々の例えば雇用ですとか産業構造に直結するようなものも多く含まれておりますので、是非そこは、具体化していった段階で再度また議論をさせていただきたいと思います。

ついでに加えると、もう一つ必要だと思うのは、やはり私は、人材、そこがやはり、いかに技術を継承して新しいイノベーションを生み出す人材を世の中に多く生み出していくか、ここも是非、これは環境省だけの問題ではないと思いますが、ここはもう省庁横断的に取り組むべき課題だと思います。

では、次の質問、テーマに移りたいと思いますが、続いては、少しテーマを変えまして、地域循環共生圏、そしてゼロカーボンシティーの制度、これについて質問をさせていただきたいと思います。

地域循環共生圏という言葉、最近出てきましたが、私も耳には何度かしたことはありましたが、詳細までは正直勉強不足でありました。改めてこれを見てみると、大変、少し概念的に広くて、一言で説明してくれと言ってもなかなか難しいものだったんですが、改めて、この地域循環共生圏とは何なのか、そして、今全国に広がっているゼロカーボンシティー、これとの関係性というのを、一度整理をして教えていただきたいと思います。

○小泉国務大臣　この地域循環共生圏という言葉は、環境省が考えて、経済、社会、環境、この三つを統合的に推進をしていくことで、地域で資源が有効に活用され、地域の中で循環する経済社会、それがひいては、環境の改善だったり、国民生活、地域生活などがプラスになるような考え方を持った言葉でもあります。

ただ、御指摘のように分かりにくいので、私も大臣になってから、この言葉で果たして国民の皆さんに分かるものだろうか、そういった問題意識の中で、私もいろんな模索をしてきました。

例えば、今、SDGsというのが相当広がってきてはいますが、この地域循環共生圏は、地域版SDGs、ローカルSDGsとも言えるとも思いますし、私の中では、もう少し一般化した言葉で言えば、要は、エネルギーも食も、あらゆるものが地産地消型の分散型の社会をつくっていく、そういったことだと思っています。

一方で、ゼロカーボンシティーは何かというと、二〇五〇年までのカーボンニュートラルを宣言をした地域、自治体、これがゼロカーボンシティーでありますので、脱炭素という観点で強いのはゼロカーボンシティー、しかし、地域循環共生圏という取組をされている自治体は、より大きな考え方で、脱炭素に限らず、経済、社会、環境、この三つを統合的に推進していくことで、単純に環境のことだけではなくて、経済のことだけではなくて、社会課題だけではなくて、地域全体の課題を同時解決をしていくという発想だと、私はそのように捉えています。

○浅野分科員　どうもありがとうございました。

最近、ゼロカーボンシティーの宣言をする地方自治体が増えてきました。大臣の御尽力もあったかと思いますが。それぞれ話を聞いたり情報を集めておりますと、ゼロカーボンシティーをやっているから、ローカルSDGsですか、うちの自治体は堂々と胸を張れるんだというような雰囲気も少し感じております。

ただ、今大臣が申し上げたように、ゼロカーボンシティー、脱炭素というのは、地域循環共生圏、これからの持続可能な地域社会をつくっていく上で必要なんだけれども、あくまでも一側面であるというところ、ここは全く同列に考えてしまいがちなところも少し見受けられますので、是非、整理をして分かりやすく発信をしていただきたい、理解を広げていただきたいというのが一つあります。

そこで、時間もなくなってきましたので、このゼロカーボンシティーをもっと増やしたいし、実態としてゼロカーボンシティーを早く実現しなければいけないという課題があります。

そこで、今、政府では、これまで自治体ごとにCO₂排出量がどういう状況になっているかというのをまとめた自治体排出量カルテというのを作成してきております。

ただ、これはよく見ると、人口規模によって、大きい自治体は作っているんだけれども、ちっちゃい自治体については少しおろそかにされているんじゃないかというような課題を持っておりました。実際、人口が一定数以下だとしっかりとしたカルテが作られていないという実態もありました。

これは是非、今後のことを考えて、全国しっかりと、くまなくカルテを一度整理をしていただきたい。お願いでございます。どうでしょうか。

○小泉国務大臣　浅野先生には、環境省がやっている自治体排出量カルテの宣伝もしていただいて、ありがとうございます。

これは、先生御指摘のとおり、中核市とか十万人とか、自治体の規模の比較的大きくて、ある意味行政の基盤が少し大きいところから始めていましたが、より充実をさせなきゃいけない、こういった観点から、本年度から全ての地方自治体について作成をすることとしており、来月、それを公表する予定であります。

今後とも、地方自治体の取組に資するデータ、情報基盤、これをしっかりと整備をして、これからカーボンニュートラルに向けては、私は課題は地方自治体にエネルギー専門家はいないということだと思います、こういった、地元で根づいて地域が裨益するような再生可能エネルギーの導入と地域課題の解決、これを同時に進めていくためにも、このカルテのようなデータ、そして人、そしてさらに、我々のメニューを使っていただく形の物の支援、お金の支援、こういったことをどのように強化できるか、今、首相官邸の中に国・地方脱炭素実現会議という環境省が事務を担う会議体が設置をされて、関係省庁がそこに入って、自治体も入って、一緒に協議をやっていますので、そこで連携策をしっかりとつくっていきたいと考えています。

○浅野分科員　終わります。ありがとうございました。

○齋藤主査　これにて浅野哲君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして環境省所管についての質疑は終了いたしました。

○齋藤主査　農林水産省所管について、昨日に引き続き質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。繁本護君。

○繁本分科員　自由民主党の繁本護でございます。

今日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

また、野上大臣、宮内副大臣、太田局長、御準備を本当にありがとうございます。

今日は、コロナ禍にあえぐ水産の仲卸業者の経営の実態と、そして今後の支援の在り方について順次質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、政府は、食の産業あるいは食そのものに対するコロナ支援策を様々講じていただいております。また、感染を拡大させない、蔓延を防止するための対策もしていただいております。

この対策が、実際、食に大きな影響を与えている。二つあって、二極化していると思います。一つは、営業時間の短縮等に伴ういわゆる外食の不振ですね。一方において、外食しないわけでありますから、巣ごもり需要といいまして、家で食べる機会も増え、この影響が、生産者やあるいは飲食店といった外食産業のみならず、実は、その間にある流通に大きな影響を与えているということであります。

特に、高級なおすし屋さんでありますとか居酒屋等々の業務筋に鮮魚を卸している仲卸業者の皆さんに対する影響が非常に大きいです。晴れ食と化している高級な料理であればあるほど、そこを取引先とする仲卸業者に対するコロナ対策によるマイナスの影響が非常に大きいということであります。

2021年4月2日
経済産業委員会
（質疑要旨）

新型コロナ対策 事業再構築補助金 前向きに取り組めるよう条件の精緻な検討を

2021.4.2（Fri）経済産業委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●苦しい状況に置かれている企業が、前向きに取り組める環境を整備することが重要

●新分野展開では、容易な改変は非該当とあるが、容易な改変でも新しい分野に転用できる場合もある

●業態転換では、過去に行っていた事業の再開は非該当と読み取れる
（例：ワゴン販売→飲食店→ワゴン販売）

☜ 経済産業省ホームページ「事業再構築補助金の概要」

委員会での浅野の発言要約

「事業再構築補助金の適用対象になるかを判断するための例示が非常に分かりづらく、表現や条件の妥当性について、より精緻な検討をいただきたい」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「我々も、将来の事業資産の形成に向けた事業変革をこの際考えてほしいという思いを込めた。大事な文章なので、公募の度に精緻な検討を行っていく」

村上参考人

新型コロナ対策 事業再構築補助金 補助金支給後の徹底したフォローアップを

2021.4.2（Fri）経済産業委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●事業再構築補助金の基金設置法人は中小企業基盤整備機構（中小機構）となった

●本補助金を使った事業の目的は経済構造の転換であり、単にコロナ禍を乗り越えればよいものではない

●従来から中小企業庁は伴走型支援を行っている

委員会での浅野の発言要約

「中小機構についても、補助金支給後のフォローアップを徹底していただきたい」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今後、中小企業の積極的な新分野展開や業態転換を通じて、収益の拡大を実現することが重要になる。計画に従って補助事業を遂行することに加え、しっかりフォローアップする必要がある」

梶山国務大臣

2021年4月2日
経済産業委員会
（質疑要旨）

我が国の半導体産業の今後について

2021.4.2（Fri）経済産業委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●諸外国の半導体産業に対する投資規模は驚異的なものとなっている

●我が国においても半導体産業の発展の基礎をつくらなければならない

●半導体産業については、技術開発、投資促進、人材育成など、様々な課題がある

委員会での浅野の発言要約

「我が国の半導体産業をもう一度立て直すために、どういう論点が検討されているのか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「先端半導体の製造技術開発の支援、生産拠点多元化に向けたサプライチェーン強靭化の支援を行っている。新たな産業政策の検討に向けて半導体・デジタル産業戦略検討会議を開催している」

梶山国務大臣

国際連携プロジェクト・技術開発への支援を求める

2021.4.2（Fri）経済産業委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●半導体産業におけるサプライチェーン強化に関しては、海外との共同プロジェクトが重要であり、より強力な支援が必要となる

●国内のエコシステム（研究開発から社会実装）の構築については、国内の半導体技術や製品を積極的に活用していく動きも必要

委員会での浅野の発言要約

「半導体産業に関して、海外との連携や税制優遇、予算措置といった政府のより一層の支援を求める」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「補正予算からNEDOに2,000億円の基金を設置し、先端半導体の製造技術開発を支援する。サプライチェーン途絶のリスクに対して5,000億円規模の予算を確保しており、国としても支援していく」

梶山国務大臣

2021年4月2日
経済産業委員会
（質疑要旨）

電力DX　スマートメーターデータの利活用について

2021.4.2（Fri）経済産業委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●2024年度末には全国で電力スマートメーターの設置が完了し、家庭などの電力使用量をデジタルで計測できる

●現在、スマートメーターの情報は災害発生時の通電確認に利用されているが、今後のデータ利活用社会において、幅広いビジネスでの活用が期待されている

委員会での浅野の発言要約

「スマートメーターのデータをしっかりと活用できるように、すぐにでも環境整備を進めるべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在、電力会社以外の様々な利用分野の方々と使い方の検討しており、法整備を含めデータ利用に係る手続き等を整理している。しっかりと活用できるように取り組んでいく」

松山参考人

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第五号

令和三年四月二日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　富田　茂之君

理事　鬼木　誠君　理事　佐藤ゆかり君

理事　関　芳弘君　理事　武藤　容治君

理事　山際大志郎君　理事　斉木　武志君

理事　山岡　達丸君　理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　穴見　陽一君

石川　昭政君　うえの賢一郎君

上野　宏史君　神山　佐市君

神田　裕君　工藤　彰三君

小林　鷹之君　佐々木　紀君

鈴木　淳司君　武部　新君

辻　清人君　冨樫　博之君

西村　明宏君　福田　達夫君

穂坂　泰君　星野　剛士君

三原　朝彦君　宗清　皇一君

八木　哲也君　渡辺　孝一君

青柳陽一郎君　逢坂　誠二君

落合　貴之君　菅　直人君

松平　浩一君　宮川　伸君

山崎　誠君　高木美智代君

笠井　亮君　美延　映夫君

浅野　哲君　石崎　徹君

経済産業大臣　梶山　弘志君

内閣官房副長官　坂井　学君

経済産業大臣政務官　宗清　皇一君

政府参考人（内閣法制局第四部長）　栗原　秀忠君

政府参考人（経済産業省大臣官房長）　多田　明弘君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　三浦　章豪君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　岩城　宏幸君

政府参考人（経済産業省経済産業政策局長）　新原　浩朗君

政府参考人（経済産業省貿易経済協力局長）　飯田　陽一君

政府参考人（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長）　佐藤　悦緒君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君

政府参考人（中小企業庁経営支援部長）　村上　敬亮君

経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君

委員の異動

四月二日

辞任　補欠選任

冨樫　博之君　渡辺　孝一君

西村　明宏君　うえの賢一郎君

宮川　伸君　青柳陽一郎君

同日

辞任　補欠選任

うえの賢一郎君　西村　明宏君

渡辺　孝一君　冨樫　博之君

青柳陽一郎君　宮川　伸君

四月二日

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願（笠井亮君紹介）（第五五一号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長　これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣法制局第四部長栗原秀忠君、経済産業省大臣官房長多田明弘君、経済産業省大臣官房審議官岩城宏幸君、経済産業省大臣官房審議官三浦章豪君、経済産業省経済産業政策局長新原浩朗君、経済産業省貿易経済協力局長飯田陽一君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、中小企業庁事業環境部長飯田健太君及び中小企業庁経営支援部長村上敬亮君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、時間をいただき、ありがとうございます。

今日は、大きく三つのテーマで議論させていただきたいと思います。事業再構築補助金、そして、半導体産業の今後について、最後は、電力のDX、スマートメーターを取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、事業再構築補助金についてなんですが、先日の報道で、二月の企業倒産件数、四百四十六件という数字が出ているんですけれども、前月よりも減ってはいるものの、うち三分の一がコロナ関連倒産だという報道が出ておりました。その一方、あわせて、日銀短観が四月の一日に公表した内容によれば、今後の設備投資計画、中小企業についてはまだまだマイナスの数値が出ていて、依然として設備投資に対しては厳しい状況下にあるということが数値としても出されております。

その上でまず大臣にお伺いしたいんですけれども、事業再構築補助金という制度は、今回新しく設けられましたが、どういった対象、どういった状況に置かれている事業者に向けての支援策なのか、その対象についての考え方を御説明いただけますでしょうか。

○梶山国務大臣　事業再構築補助金について御質問がありました。

この補助金、アフターコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、中小企業等の思い切った事業再構築に対して支援を行うということで、日本経済の構造転換を促すことを目的としているところであります。

こうした事業目的に鑑み、本補助金の支援対象は、コロナ以前と比べて売上高が一〇％以上減少しているという厳しい事業環境に置かれながらも、新しい事業に活路を見出し、事業拡大を目指す中小企業等を想定しているところであります。

例えば、航空機部品を製造している企業が新しく医療機器部品の製造に進出するといった意欲ある事業者に対し、補助率最大三分の二で補助上限最大一億円の手厚い支援を行ってまいりたいと考えています。

また、緊急事態宣言の再発令及び延長を受けて、売上高が三〇％以上減少と、より深刻な経営状況にある事業者に対しましては、補助率を引き上げ、最大四分の三ということになりますが、優先採択を行う特別枠も措置をしたところであります。

例えば、レストランがお取り寄せ商品をオンラインで販売する、居酒屋が焼き肉店を新たに始めるといった取組を支援する、このようなことを支援することを想定しているということであります。

事業者の経営状況に応じた支援をお届けすることで、中小企業等の前向きな挑戦を力強く支援し、日本経済の構造転換を推進してまいりたいと考えておりますが、昨年度の補正予算においてサプライチェーン補助金というのをつくりました。かなりの応募数がありました。ただ、趣旨に合致しているものというのがありましたんですけれども、やはり補助があれば設備投資をしたいという意向がある会社もかなりあるということでありまして、こういった補助金を通じて設備投資を促してまいりたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございました。

私も、このコロナショックで、従来の事業形態ではもう通用しない世の中の生活様式、社会環境になってきているというのは認識をいたしておりますし、当然ながら、事業の内容を改善していくことの必要性というのは、恐らく多くの方々が共通認識を持っているんじゃないかと思うんです。

ただ、今大臣もおっしゃいましたが、苦しい状況に置かれている企業が前向きに取り組める、そして構造転換を行っていける環境をしっかり整備することというのが私も重要だと思っていまして、その観点から、今回のこの事業再構築補助金の内容について、少し細かな部分を確認させていただきたいと思います。

本日お配りした資料の一を御覧いただきたいんですが、こちらには、事業再構築補助金の適用対象になるかならないかを判断するための例示が、政府が作った資料ですけれども、記載されております。

特に、黄色いマーカーを引いているところについて今日は聞きたいんですけれども、例えば、新分野展開をする場合、こういうところに、この例示に合致する場合には適用にはなりませんというようなことが書いてあるんですが、この(4)のところでは、従来の製品とかサービスに容易な改変を加えたものは駄目ですというふうに書いてあります。そして、(6)は、従来の設備と同一設備で行う場合もこれは対象にはなりませんというふうに書いてあります。続いて説明申し上げると、(8)については、市場が同じ市場を対象とした場合にもこれは対象になりませんと。

続いて業態転換の方に移りますが、こちらについては、過去に行っていた事業展開の場合にはこちらも対象にはならないという場合なんです。

これは一見するともっともらしいんですけれども、産業現場の声を聞いてみると、少し問題があるなというふうに感じています。

例えば、容易な改変を加えた場合は駄目だと言われた場合、先ほど大臣は航空機産業から医療産業に展開する場合を後押ししたいというふうにおっしゃいましたが、例えば、これまで航空機ですとか自動車向けのワイヤーハーネスを作っている会社、このワイヤーハーネスの技術というのは非常に汎用性が高いので、少し改変を加えるだけで様々な、例えば医療にも転用できることになりますが、例えばなんですが、ハーネスの両端のターミナル部分の構造を変えただけでも転用ができるようになるんですね。

ですから、この容易な改変という一言で済ませてしまうとどうしても、新事業展開なんですが、この条件に照らし合わせると駄目だということになってしまうようなケースが出てくるのではないかという懸念をしております。

ほかにも、一番最後に、過去に行っていた事業形態に戻す場合は駄目だということなんですが、分かりやすい例は飲食店です。昔、創業当時はワゴン販売から始めて、店舗を持った。今回、店舗主体でやっていたんだけれども、コロナ禍でテイクアウトや移動販売が増えて、もう一度ワゴン販売も始めようという場合、そういう場合はこれは駄目になってしまう可能性がある文章だと思っています。

ですから、この書き方だとどうしても、事業者自身から見たときに非常に分かりづらいし、前向きに取り組みたいんだけれども、あっ、こんな駄目と書かれていたら駄目なんだと思ってしまう事業者も出てきてしまうと思うので、この表現の妥当性、条件の妥当性については、是非、政府にはより精緻な検討をいただきたいと思うんですが、見解をいただけますでしょうか。

○村上政府参考人　お答え申し上げます。

まず最初に、いずれにせよ大事な文章なので、引き続き、公募のたびに精緻な検討をというところは、是非その方向でやらせていただきたいと考えてございます。

ちょっと、審査現場のぼやきみたいな話でございますが、我々、逆に言うと、現実にこういう話をいただくのです。先ほど大臣の方から飲食店の例ということだったので、例えばフレンチでいいますと、容易な改変、ソースが変わりました、設備の変更、フライパンが新しいものになりました、昔のイタリアン時代にもう一回戻りますといったようなのが、本当に、これが私どもにとっての再構築でございますというふうに言ってこられる方々がいらっしゃるのもやはり現実でございまして。

最初にお言葉をいただきましたけれども、まさに今だからこそ、ちょっとやはり給付金とは性格が違うと思うんですね。お言葉をいただいたとおり、従来の業態から変えなきゃいけない人にどう思い切って変えてもらえるかという意味では、この文章に込めている我々の思いも、まあ、人それぞれだと思うんですけれども、足の長さは違いますが、それぞれの歩幅にとっての、一歩でも二歩でも、将来の事業資産の形成に向けた事業変革の件をこの際考えてほしいという意味で、ややちょっといろいろな要件が何か組み合わさったような形にはなってございますけれども、考えを上手に引き出すガイダンスになればという思いがございます。

これまで伺ってきた中でも、特にちょっと若干御批判がございまして、競合他社要件というのがあったんですが、競合他社が裏返しで説明できないと新製品が証明できないというのは、さすがに、中小企業の立場から見ると、競合他社がどこにあるのかがそもそも分からないのが中小企業じゃないかというお声もありましたので、三月二十九日にアップデートしたときに、この条件は落とさせていただきました。

こういったようなことも含めて工夫をしながらも、さはさりながら、やはりこれを機会に新しいお客さんを見つけて、新しい業態にちょっとでも、やはり三分の二で六千万まで普通でも出ますというのは我々としてもかなり思い切った補助制度でございますので、是非そこは考える機会にしてほしいということでやらせていただいてございます。

また是非いろいろな現場の声をお届けをいただければ、いろいろ議論させていただきたい、このように考えてございます。

○浅野委員　思っていたよりも非常に共感できる答弁だったので、大臣にこの後、一言いただこうと思ったんですが、今の姿勢で是非、やはり文章なので、細かく細かく書き過ぎると今度は分かりづらくなってしまうということがあるかと思いますが、当事者にとってみれば非常にそこは重要な文章なので、是非お願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、今回の事業再構築補助金は、基金設置法人というのを選定するプロセスがございました。私が聞いた内容によれば、これまで二度、その法人を公募したにもかかわらず、二度とも応募がゼロだったということで、最終的には中小機構に委託したということなんです。

この応募が一件もなかったというのは、いささか応募要件が厳し過ぎたり、あるいは初めからある一定の事業者を想定したものだったんじゃないかというような疑念も持たれているわけですけれども、この辺り、どういう要件、厳し過ぎだったのではないかという問題について、政府の答弁を求めたいと思います。

○村上政府参考人　お答え申し上げます。

私ども、大変本件については呻吟をいたしましたので、思いは同じなのでございますけれども、大きくは要件は二つございまして、一つは、当然、一兆円ものお金が補助として返ってきまして、普通でいえば課税対象ということになってしまうところ、税制上の問題から、非営利法人でいわゆる税金を払う必要がない、まずここで大きく母体が絞られてまいります。

加えまして、実際、これはやられる方は苦しいんじゃないかと思うんですけれども、これは補助事業でございますので、しかも、年度を越えて柔軟に運用できるようにするために基金という形をとっているわけでございますが、余り申し上げたくはないですけれども、当然、不正とか確定で、ずっと資金回収で追いかけ続けなきゃいけないという条件が残るというのが事業執行の現状でございます。

そういう意味では、事業者の業務終了の把握や取得財産の処分等の業務が終わるまでというのは、これは実は何年引きずるか分からないという条件の中で、我々、それはもう二年後は結構でございますとは言えないので、基金管理法人の方には最後まで補助金の正確な確定と回収をお願いしなくちゃいけない。

そうしますと、事業者の方から見れば、そのために、あるかないか分からないけれども、担当部隊を最後まで残しておかなきゃいけない。今日び人件費が一番つらい項目だと思いますけれども、そういう意味でも大変割に合わないところがある事業でございまして、そういう意味でも、なかなか出てこないというところと、要件は。

現状、さはさりながら、私ども、設置をさせていただきました調達等の在り方検討会の報告書を踏まえて、外部委員等にもきちっとチェックをしていただいた上でやらせていただいてございますので、基本的には、大変苦しゅうございましたが、これはやむを得ない形で最終的に機構に受けていただいたということではないかというふうに理解をしてございます。

○浅野委員　ある程度、中長期でしっかりと見ていかなければいけないというところです。今回のような結果になったというところは理解はしましたが、いずれにしても、事業者選定プロセスの透明化、公平性の確保というのは重要な問題だと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

事業再構築については最後の質問になりますが、中小機構に決まったということであれば、やはり最後までしっかりとやってもらわなきゃいけません。特に今回、冒頭大臣がおっしゃったように、事業再構築補助金を使った事業の目的は経済構造の転換でありまして、決してコロナ禍を乗り越えられればいいというわけではないと思うんですね。その乗り越えた後も持続させていかなければいけないということで、やはり、じゃ、しっかりとした持続性のある対策内容を取っていただかなければいけないと思います、事業者の皆様には。

ですから、伴走型支援というのは従来から中小企業庁はやっていただいていますけれども、この中小機構についても、補助金支給後のフォローアップ、これを改めて徹底していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣　今回のコロナ禍で課題になったこと、デジタル、グリーン、レジリエンス、ヘルスケア、様々な課題があるわけでありますけれども、時代はやはり大きく変わってきている。ということは、ビジネスの様式も必ずやはり変わってくる。そういったものに乗り遅れないようにフォローをしていくということもこの事業の大きな目的だと思っておりますけれども、その目的を達成するためには、中小企業が積極的に新分野展開や業態転換に取り組んで、新しい事業を通じて収益の拡大を実現することが重要であります。

そのためには、単に計画に従って補助事業を遂行していただくことに加えて、その後の事業化の状況をしっかりフォローアップする必要があると考えております。

具体的には、補助事業終了後五年間にわたって、各事業者に対して、補助事業の事業化の状況、経営状況、財務状況について年次報告を求めることとしております。

また、補助金申請時に事業計画の策定に参画した税理士、金融機関などの認定支援機関に対しては、必要に応じて、事業者の経営状況や事業化状況を踏まえて補助事業期間終了後も継続的にアドバイスするように要請をしているところであります。

経済産業省からも、事業再構築補助金に加えて、事業者が必要としている施策の活用を通じて事業再構築を実現いただけるように、認定支援機関に対して様々な施策メニューを周知をしてまいりたいと思っておりますし、この申請をするに当たっても認定支援機関の力をかりるということになりますので、認定支援機関の方々にはこの制度を徹底的に理解をしておいていただくための活動というものを経済産業省としてしているところでもあります。

○浅野委員　是非お願いいたします。

続いては、半導体産業に関連したテーマに移りたいと思います。

本日の報道だったかと思いますが、キオクシアという半導体メモリーの会社がございまして、これはグローバルでもかなりのシェアを持っている企業でありますが、ここに対してアメリカの大手二社が買収を打診してきたという事実が分かったということであります。

昨今は、半導体産業をもう一度足腰から鍛え直そう、発展の基礎をつくらなければいけないという議論が経済産業省の中でも行われていると思いますけれども、やはり、アメリカはもう既にそういう手を打ってきている。アメリカを始め、アジア諸国、台湾も代表的な国ですけれども、諸外国の半導体産業に対する投資規模というのがかなり脅威的なものが今あると思います。

我が国においても、やはり、技術開発や投資の促進や人材育成、いろいろな課題があると思うんですけれども、まずはこの半導体産業をもう一度立て直すためにどういう論点が今、政府の中で検討されているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○梶山国務大臣　半導体の業界、合従連衡と申しますか、場合によっては囲い込みのような形も含めて、それぞれがしっかりと半導体産業というものを掌握していこうと国単位、また企業単位でも行われていると承知をしております。

デジタル化やグリーン化が進む中で、自動車から家電、コンピューターなど、あらゆる機器に使用される半導体は、経済社会を支える極めて重要な基盤部品でもあります。さらに、経済安全保障や産業全体のサプライチェーンの強靱化の観点から、その重要性というものは増していると感じております。

米国や欧州では、半導体などの研究開発、基盤整備に、かつてない規模の強力な政策支援が実施をされております。

このような中、日本の半導体産業の足下の状況は、デジタルカメラに使用されるセンサーや、家電などに使用されるパワー半導体などの分野では、世界市場で戦える企業が国内にも残っております。また、半導体の製造装置や素材産業は、国際的に見て日本企業が高いシェアを誇る、日本の強みでもあります。

一方、日本には、スマートフォンなどに使用される高い計算能力を持つ先端のロジック半導体の製造拠点が存在しないという状況でもあります。

また、直近の世界的な半導体需要が急増する中で、最先端の半導体だけでなく、一世代前、二世

代前のミドルエンド半導体の供給能力の強化が必要であるとも考えております。

このような状況を踏まえて、経済産業省としても、先端半導体の製造技術開発の支援、そして、半導体製造工場も含めて、生産拠点を多元化するためのサプライチェーン強靱化に向けた支援を実施をしております。

また、半導体に関する新たな産業政策を検討するために、三月二十四日に、半導体・デジタル産業戦略検討会議を開催をしたところでありますけれども、これは民間も含めて、有識者も含めて、関わる方たちに集まっていただいて議論をしていこうということで、これも集中的に議論をして、方向性をしっかりと出してまいりたいと思っておりますけれども、国際情勢や有識者の御意見など、様々な点を踏まえて、五月をめどに、半導体政策の方向性を取りまとめてまいりたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございました。

半導体産業に関しては、私は大きく二つのことを同時にやらなければいけないと思っていて、まずは、サプライチェーンの、先ほど多元化と言いましたが、グローバルなサプライチェーンの強化と、あとは、国内におけるエコシステムといいましょうか、研究開発から社会実装までのエコシステムをしっかりと国内につくっていくこと、この両方を進めていかなければいけないと思っています。

サプライチェーン強化に対しては、やはり海外との共同プロジェクトというのが、今走っているものもありますけれども、こういったところに日本政府としてももっと強力に支援をすべきではないか、そういう課題意識を持っておりますし、国内のエコシステム構築については、今、規制のサンドボックスも今度恒久化されることが検討されておりますけれども、こういった新しい試みに対して、国内の半導体技術や製品というのをどんどん積極的に活用していくような動きも必要になろうかと思います。

税制優遇や予算措置が必要になっていくと思いますが、こういった点に対して、是非、政府のより一層の支援を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣　令和元年度の補正、令和二年度補正予算により、ＮＥＤＯに二千億円の基金を設置をしました。先端半導体の製造技術開発を支援をしてまいりたいと思っております。

先般、台湾の企業のＲアンドＤ拠点ということですけれども、これも次世代の先端半導体のＲアンドＤの拠点としていきたいという思いを持っているところでありますけれども、また、先ほど申しましたように、サプライチェーンの強靱化というものも必要になってまいりますので、具体的には、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な部品や部素材については、五千億円を超える規模の予算を確保して設備投資の支援を行っているところでありますが、サプライチェーン補助金で半導体に関するものというのは大体二十件以上の案件がございまして、こういったものを幅広く、手前の工程から後も含めてしっかりやっていきたいと思いますし、これと併せて、民間企業の充実ということも含めて、国がしっかり支援をしてまいりたいと思っております。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

半導体に関しては、やはり、世界各国で同時進行的にいろいろな技術開発競争が今も続いていますけれども、日本の強みというのは、本当に精緻な作り込みやメモリーですとかという部分については、従来、非常に需要もあり、それで成長してきた歴史もあります。

最近は、先端プロセス、先ほど大臣もおっしゃっておりましたが、先端プロセスの技術力という面では、やはり諸外国に後れを取っている状況でありまして、それをキャッチアップするための一つの手法として、現地の海外の研究所などでの情報をいかに国内に持ってくるのかというところは非常に重要な視点だと思っています。ジェトロなどが世界に拠点を持っていますが、ここの更なる有効活用というのが一つの私は課題だと思っていまして、これについては、今後、是非議論をさせていただきたいと思っています。

時間も参りましたので、最後、スマートメーターについて一問、させていただきたいと思います。

今、スマートメーター、家庭などの電力使用量をデジタルで計測し、それを集約するようなものが普及をしていますけれども、今、三十分に一回しか計測をしていません。これから電力データをより有効に活用していこうとした場合に、この三十分に一回という計測頻度で本当にいいのかというふうな課題を持っています。

スマートメーターは十年に一回更新しなければならなくて、前回、最初に導入され始めたのが二〇一四年ですから、二〇二四年頃から次の世代のスマートメーターになり始めるんですけれども、そのときに、是非この計測頻度を上げて、リアルタイム性を改善すべきだと思うんですね。

それに向けて政府内でも議論が進んでいると聞いているんですが、その状況を聞きたいと思っております。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のように、現在、各家庭など需要家の電力量を遠隔で監視できるスマートメーターは、導入を進めておりまして、全国で今七五％、導入が進んでまいりました。今はもう、各エリアとも五〇％を超えたぐらいでございます。二〇二四年度末には全て完了したいと思って進めているところでございます。

今委員御指摘いただきました、どれぐらいの頻度でこれを取るかという観点でございますけれども、これには二つの視点がございまして、一つは、これを需要家の中で、工場ですとかビルとか、こういうところで中の所内管理をどうするかという形でスマートメーターというものが利用されてございます。こちらの方は、今は大体三万件以上の申込みがあって利用されているわけでございますけれども、こちらについては既に一分値、一分間隔でどれぐらい動くかということが計測できる仕組みになってございますので、さらには、その欠損値というものを再取得できるような更なる高度化というものを進めていきたいと思っております。

一方で、委員御指摘の点は、これをマクロとしてデータ管理をどうしていくかというお話でございます。

今、これは実際どういう用途で使うか、ビジネスの目的、若しくは行政用途、これがどういうぐらいのデータの頻度と量が必要なのかということによってくると思います。

現在、様々な利用する分野の方々と一緒になって、電力会社のみならず、今、これの使い方の検討をしてございます。当然これはコストとも兼ね合いが出てまいりますので、国際的には実は日本はかなり短い頻度で取っているわけでございますけれども、より高度な利用ができていくように、しっかりと検討を進めていきたいと考えております。

○浅野委員　是非よろしくお願いします。

終わります。

○富田委員長　次に、美延映夫君。

○美延委員　日本維新の会の美延でございます。

本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

本日は、地域新電力会社を中心に質疑をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

地域新電力会社は全国に四十社以上あると言われております。この地域新電力会社ですが、我が国における電力システム改革を契機に、地域における再エネルギーの更なる普及や温室効果ガスの削減、地域内資金循環、雇用創出などを目的に、地域の自治体や民間企業が出資して、地域主体の会社です。特に、地方公共団体が出資している自治体新電力は、その多くが地域の電力事業を核として、収益の全てを地域に還元し、地方創生を目指すという役割を担っており、地方創生という観

す。

大阪は、先物市場として米の相場が世界で初めて行われた事例もあります、私の地元なんですけれども。電力の先物市場におかれましても、是非ともこれは大阪でも検討していただけるようお願いしまして、この質疑は終わらせていただきます。

時間がもうないんですけれども、最後に一問だけ、一時支援金の事前申請についてお伺いをいたします。

緊急事態宣言の発令に伴い、飲食店の時短営業や、不要不急の外出や移動の自粛により売上げが半減した事業所等を対象に、先月の八日から申請が始まっております。持続化給付金や家賃支援金と違い、一時支援金の不正受給や誤って受給されないための対策として、金融機関や商工会そして士業の方々などに一時支援金の登録確認機関に登録していただき、申請者の確定申告書や売上台帳などの事前確認を行う仕組みとなっております。

手数料は、高額なところでは支給額の一割も取るところがあり、梶山大臣は、十九日の参議院の予算委員会で、高額と思われる手数料を要求することは、本制度の利用を予定している事業者が厳しい経営環境にあることも踏まえると制度趣旨に反しているとして、事務局が直接無料で受け付けることができるようになり、運用を二十四日から改めたと聞いております。この運用の改正は、私は一定の評価をさせていただきます。

ところで、今回の一時支援金の件で、先日、私の大阪で税理士事務所を営んでいる知人から、この一時支援金の登録確認について相談を受けました。

税理士として中小企業庁の登録確認機関の申請をする際に、登録用メールアドレスを間違って登録してしまい、一時支援金の事務局への登録自体は完了できたのですが、登録確認を行うためのIDやパスワードのメールが事務局から届かないため、登録機関のコールセンターに何度も電話連絡して早期の修正手続を依頼したのですが、半月以上たっても一時支援金の事務局から何ら連絡すらない状態が続いている一方で、一時支援金の登録確認機関のホームページに登録機関として掲載された状態だったそうで、登録確認依頼の連絡が毎日鳴り続いている状態になっていたそうです。やっと先日修正が完了したそうですが。

ちなみに、この私の知人の税理士は、コロナ禍であることを鑑み、全くの無報酬で、いわゆるボランティアで登録確認を受け付けていたということなんですけれども。

そこで質問をさせていただきますけれども、この登録機関事務局の対応の遅さについてはどうお考えでしょうか。

また、登録機関ですら対応が遅いので、申請、支給に関しても対応の遅れが懸念されているところですが、実際のところ、八日から申請が始まっているのですが、支給実績についても教えていただけますでしょうか。

○飯田(健)政府参考人　お答えいたします。

事前登録確認の件でお尋ねをいただきました。

登録確認機関でございますけれども、御指摘のとおり、不正防止の観点から今回導入しておりますけれども、金融機関、税理士などの士業の先生方、商工会、商工会議所なども含めまして、三月二十六日金曜日時点で約二万三千、登録してございます。

登録に当たりましては、税理士などの士業の方々につきましては、ホームページ上の専用フォーム、そこから登録の申込みをしていただいておりますけれども、その際に、第三者による成り済まし、これを防止する観点から本人確認プロセスを設けております。これは、趣旨は、現にそういうことがあるんですけれども、資格を持たない個人の方が、実在する税理士に成り済まして、事前確認を行うためのアカウントを不正に取得をして事前確認逃れを行おうと、そういったようなことでございますので、本人確認を行っております。

士業の先生方などの場合には電話での本人確認ということでございまして、どうしても登録までに一定の時間を要することがございます。委員御指摘のような事例も私ども承知しておりますので、対応人員を増やすなどにより、順次解消に努めているところでございます。努力してまいります。

申請件数でございますけれども、三月八日に受付を開始いたしました。昨日四月一日時点で約四万二千件の申請を受け付けております。支給につきましては、同じく昨日一日時点で約二・六万件、給付したところでございます。

○美延委員　時間が来ました。しっかりやってください。

終わります。ありがとうございました。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日二度目の質疑の機会をいただきました。よろしくお願いいたします。

まず冒頭、一問、先ほどの続きの質問をさせてください。

スマートメーターに関する質問になりますが、以前、千葉県の豪雨災害によりまして、千葉県房総半島が非常に甚大な被害を受けた事案がございました。そのときに、スマートメーターのデータを使って通電していない家を探し当てて、復旧作業につなげたということがあったというふうに聞いております。

これだけ聞くと大変いい話のように聞こえるんですけれども、よくよく聞いてみると、当時、スマートメーターのデータというのは電力会社の中ではエクセルシートにばあっとあって、その中から、一つ一つ手作業で、どこが通電している、していないというのを探し出したという作業があったと聞きました。非常に非効率な作業で時間もかかったそうなんですけれども、せっかくこれからデータ利活用社会、そして、一分間隔での計測というのも既に始まっていると先ほど伺いましたが、これからこのデータをきちっとすぐに活用できるような環境をつくるべきだというふうに思います。

その辺りの環境整備を、是非すぐに始めていただきたいし進めていただきたいと思いますが、これについて政府の答弁を求めたいと思います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

まず一点、一分間隔だというお話、これは需要家の中のデータでございますけれども、今は三十分単位でという話になっておるわけでございますが、委員御指摘いただきましたように、一昨年の台風十五号の際には、スマートメーターの活用、これは東京電力が最も先に進んでおったこともございまして、何とか早くということで、スマートメーターをとにかく使おうということで努力されたということは我々もよく承知しておりますし、委員御指摘のように、そのとき大変課題が多かったということも聞き及んでおります。

その一つは、まず、各需要家の中での通電情報について、電気事業法上、一般送配電事業者はこれを地方公共団体等に提供してよいものかどうか、目的外利用になるのかどうか、また、個人情報保護法との関係で、個人の同意というのが取れていると考えてよいのかどうなのか、様々な運用面での問題がございました。

このことが最終的な整理がつくまでの間に結構時間がかかってしまい、結局のところ活用の度合いが大きくならなかったという反省がございまして、昨年の通常国会で成立しました改正電気事業法におきまして、災害復旧や事前の備えにスマートメーターから得られる電力データを活用するため、経済産業大臣から一般送配電事業者に対し、地方公共団体や自衛隊等の関係行政機関への電力データの提供を求める制度というものを創設してございます。

また、ここが委員の御指摘の点でございますけれども、このデータの様式ですとか手続というものが定まっていなかったということが、スピードの面において、作業の面において大変に大きな問題となったところであり、先ほども申し上げました法案の審議の中での附帯決議において、災害復

旧の現場における実効的かつ迅速な対応が図られるよう、あらかじめデータ提出の様式や手順等を定めるべきとされていましたことを踏まえまして、昨年七月、電力データの提供に係る必要な手続等を明確にした考え方というものを策定、公表するとともに、各自治体の防災主幹部局に対しその周知を行い、また、一般送配電事業者に対し、災害時等に関係行政機関等の求めに応じ電力データを提供するよう要請をしておるところであります。

しっかりとこれが活用できていくように、我々も指導し、かつ、一緒になって取り組んでいきたいと考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございました。是非、昨年の改正内容を実効性を高められるように、よろしくお願いします。

ここから残りの時間は、今回、法案のミスが多発した事案を受けまして、政府の皆様に、原因、そして今後の対策について二、三伺わせていただきたいと思います。

通告の順番を少し調整させていただきまして、坂井官房副長官にまず最初にお伺いをさせていただきます。

今回、この経済産業委員会で取り扱う予定でありました産業競争力強化法については、条文本体にミスが見つかったということで、我々野党は閣議決定のやり直しというのを求めております。それに対して、今、与野党間では議論が並行線をたどっている状況なんですけれども、そもそも、こういった事例が過去になくて、どういう対応をすべきかというルールが明確化されていないことがそもそもの原因というふうに言うことができるかと思います。

今後のためにも、衆議院の先例集はありますけれども、是非、政府、与野党間合意の上で、こういったケースにどういうふうに対応すべきかというルールメイキングをするべきではないかというふうに考えておるんですが、これに対して副長官の御意見を伺えればと思います。

○坂井内閣官房副長官　まず最初に、今回特に、今御指摘いただきましたように、条文そのものに誤りがあったということでございまして、誠に遺憾であり、改めて深くおわびを申し上げたいと思います。

その上で、閣議決定後に条文の誤りが判明した場合の国会への御報告等の手続につきましては、御指摘のとおり、明文化したルールはないと承知しておりますが、これまでは、速やかに衆参両議院の議案課にお知らせをして、そして訂正について対応を御相談させていただいてきました。

その上で、国会の各方面の御了解をいただいて、こうした条文の誤りにつきましては、政府から国会に正誤通知を行って対応してきたものと承知をしております。

御指摘の産業競争力強化法改正案についての条文誤りは誠に申し訳ないことではございますが、誤りの内容といたしましては、法案の内容に直接影響を与えるものではない、また、前例としても、正誤通知により対応させていただいてきたことなどを踏まえて、政府としては、国会の御了解をいただければ、これまでどおり正誤通知により対応させていただけないかと考えているところでございます。

ルールについての御指摘でありますが、まさしく国会対応についてでございますので、国会において御議論されるものではないかと考えておりますが、政府といたしましては、御理解を得るべく説明を尽くしてまいりたいと思っております。

○浅野委員　条文本体ではあるけれども、法律の内容に影響を与えるものではないというような発言があったかと思いますが、そこの認識が多分違うんですね。

今回、一か所だけ消す修正だったものが、誤って二か所消えてしまうような条文になっていた。二か所目が消えてしまうと、これは全く違う意味になってしまいますから、そこの認識は是非改めていただきたい、私の立場からいえば改めていただきたいし、やはり、条文本体が間違っていますから、改めて閣議決定のやり直しというのが本来あるべき手続なのではないかということを申し上げさせていただきたいと思います。

では、副長官、この後、ほかの委員会でも質疑があると伺っておりますので、退席されて結構でございます。

○富田委員長　退席してください。結構です。

○浅野委員　次の質問に移りたいと思いますが、経産省においては、今取り上げました産業競争力強化法の条文本体にミスがあったということです。私なりに、いろいろ省庁の方々にも話を聞きながら、状況を確認させていただきました。

まず、私が問題意識を持ったのは、法案策定のスケジューリングが過密なのではないかという課題意識であります。

これは全ての法律に対応する話かどうかは分かりませんけれども、毎年、経産省内では、六月頃から基礎的な検討を始めて、秋口から年末までに法案の概要を作り、そして、年明けから閣議決定までの僅か一か月程度の間に、条文の読み合わせやいろいろな承認プロセスが回っていくというフローだと伺いました。

この最後の一か月の間にかなりのチェックをしなければいけない、そこに割ける人数や時間には限りがあるという中で、やはり、この法案作成のスケジューリング、見直す余地はあるのではないかと思うんですね。この点について、まず、政府の、経産省の見解を伺えればと思います。

○新原政府参考人　まず、今回の誤りにつきまして、国会に法案を提出し御審議を仰ぐ立場として、誠に申し訳なく、深くおわび申し上げます。

御質問にお答えさせていただきます。

一般論として申し上げますと、法案作成の事務については、政策の内容の立案に加えて、閣議決定までの間、これは委員御指摘のとおりでございますが、その立案した内容を正確に反映した条文案の作成が必要となるということで、ほかの政策立案に比べて業務負荷が高いのは事実と認識しております。

その上で、この産業競争力強化法の改正法案についてでございますが、いわゆる支援法というものでございまして、グリーン社会への転換とか、あるいは、デジタル化への対応のための租税特別措置、それから、新たな日常に向けた事業再構築のための租税特別措置、さらには、当初予算措置を含む金融支援措置などを核としております。

ポイントになりますのは、租税改正案、税制の改正案ですね、あるいは予算案については、政府の案が年末に固まるものでございまして、そして、その固まった後に、その内容に沿って条文案の作成を本格化する必要がございます。ということで、どうしても若手職員のところに、一月、二月に非常に条文作成の関係で負荷がかかるという状態になっております。予算関連法案の締切日は今年でありますと二月九日でございますので、委員御指摘のとおり、一、二月のところで作業が本格化している、こういう状態でございます。

ただ、この点については、ほかの予算関連法案についても多かれ少なかれ同様の事情にあると考えておりまして、この産業競争力強化法改正案についてだけ、他の予算関連法案と比べて特別にスケジュールが過密であったというふうに申し上げることはなかなかできないのかなというふうに考えております。

いずれにせよ、現在、省庁横断の法案誤りの再発防止プロジェクトチーム、これが立ち上がりましたので、当省としても、今回の経験を踏まえまして、今回の反省に立って積極的に知恵を出して、再発防止に取り組んでいきたいと思っております。

○浅野委員　余り明確な方向性のある答弁ではなかったように思いますが、予算や税制面の方向性が定まる期間との兼ね合いというところは理解はいたしますが、それでもやはりミスは起こしてはいけませんので、そこは是非対策は検討していただきたいと思います。

時間も限られておりますので、まず大臣にお伺いしたいと思います。

今回、条文本体に誤りが見つかった法案というのは、全て、改正する法案でありました。改正法案の場合は、新旧対照表を作成し、そこの相違があるところを改正条文として起こすわけですけれども、この新旧対照表から改正条文に変換するところの作業、どこがどう違うから何を何と言い換えるという部分でありますが、ここは極めて機械的な作業で対応できるのではないかという見立てを私は持っております。

今、地方行政などでは、RPA、ロボティクス・プロセス・オートメーションという自動化が進んでおりまして、そういった、ある文章からある文章への変換作業についてはどんどん自動化が進んでいます。経済産業省内でも、こうした比較的ルーチンワークの部分についてはそういうものも導入して、職員の負荷軽減やミスの撲滅というものに本気で取り組むべきではないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣　今回の誤りについて、改めて深くおわびを申し上げます。

今回の誤りの再発防止策として、複層的チェックのような取組を一層強化するのはもちろんのことではありますけれども、単に現場の作業の負荷を増やすだけでは再発防止の実効性は確保されないと考えております。このため、御指摘のように、デジタル、ICT技術を積極的に活用していくといった観点を含め、検討していく必要があると思っております。

他方で、政府は、新たに作成する法律案と現行の法律のデータベースを突合して誤りがないかと検証する法令審査支援システムを有しております。今回の産業競争力強化法改正案についても利用しましたけれども、誤りが検出できないものでありました。どのようにすればシステムが改善できるか、省庁横断の法案誤り等再発防止のプロジェクトチームにおいて、実際に法令の立案作業を行う実務担当者などの現場の視点も踏まえて、実効性のある再発防止策を政府一丸となって検討してまいりたいと考えております。

その検討の中で、御指摘のRPA、ロボティクス・プロセス・オートメーション技術も含めて、様々なデジタル、ICT技術の活用も検討していくものと考えておりますが、経済産業省としても、省内の知見や民間事業者とのつながりなどを最大限活用して、積極的に検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員　時間が来てしまいました。

最後に、内閣法制局にも来ていただいておりましたが、改めて、今回、内閣法制局自体の役割としては、やはり条文本体の用語や記述の誤りをチェックする機能が本来あるはずでありまして、是非そこは今後再徹底をお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○富田委員長　次に、青柳陽一郎君。

○青柳委員　おはようございます。立憲民主党の青柳陽一郎でございます。

私は議運理事でございまして、経済産業委員会の委員ではないんですけれども、本日は是非大臣に直接聞いていただきたい件がありまして、質問の時間をいただきました。委員長、各理事の皆様、委員の皆様に感謝を申し上げまして、質問させていただきたいと思います。大臣、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、まず最初は、今浅野委員からもありましたけれども、産業競争力強化法の誤りについて、これは一点お伺いしておきたいと思います。

今回の事案は、今浅野委員からもありましたけれども、条文本体の誤りが四か所、参考資料が二十か所に及んでいるということでございます。参考資料や参照条文の誤りについては、いわゆる正誤対応で行うというのも、過去の事例もそういう事例はあるわけですから、一定許容される範囲ですけれども、条文本体のミスというのはやはり重いものですから、これは閣議決定からやり直すべきだという意見が、我々議院運営委員会でもそういう意見が多いということでございますが、先ほど坂井官房副長官から御説明ありましたが、大臣として、この条文本体のミス、閣議決定からやり直すべきだということに対して、大臣のまず所見を伺いたいと思います。

○梶山国務大臣　今回の誤りは、国会に法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として、誠に遺憾であり、改めて深くおわびを申し上げる次第であります。

今回の誤りについては、法律案の作成プロセスにおいて、最終的な条文案の確認が不十分であったことが原因であったと考えております。例えば、条文案については、経済産業省の法案作成担当部局、大臣官房総務課、内閣法制局で重層的なチェックを実施していたものの、同一の職員が条文案の作成とチェックに関わっており、条文案の策定に関与していない職員など第三者のチェックが十分ではなかったこと、政府の法令審査支援システムによっても誤りが検出し切れないものがあったこと、スケジュールに追われた面があったことなどが要因になったと考えております。

再発防止策につきましては、そもそも国会に提出する資料には誤りが許されないとの大前提を強く再認識させるとともに、法律案の作成に携わっていない第三者がチェックをするなど重層的かつ実効的なチェック体制を構築し、読み合わせの徹底、スケジュール管理の徹底、法律案の作成プロセスに携わる人員の増強など、十分な確認ができる体制の整備を検討してまいりたいと思っております。

また、誤りがあったことは大変遺憾であります。条文案の誤りにつきましては、国会に向けて正誤で対応し、参考資料の誤りについては、先生方に正誤表を配付することとして御審議をお願いしたいと考えております。

○青柳委員　正誤対応でということでございました。人間ですから、人間の作業ですから、ミスがあるのは当然、一定仕方のないことですが、是非、再発防止のプロジェクトチーム、省庁横断で立ち上がったということでございますから、しっかり再発防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、貿易保険法、これも法案を提出して取り下げたということでございます。この貿易保険については、昨年の十月に違反事案が担当課長には報告されていた。にもかかわらず、それを担当課長は分かっていながら、法案の策定に入って、提出までした。私はこれも非常に問題がある事案だというふうに思いますので、これは指摘をさせていただきたいというふうに思います。

その上で、経産省、中企庁でもミスがあるということですね。ミスをすれば是非やり直しをしてくださいということを、大臣は今答弁されたわけでございます。ミスがあったら廃案だというのではなくて、それは勘弁してください、正誤対応でやってください、こういうことですね。ということを踏まえていただいて、これからの本題について聞いていただきたいというふうに思います。

家賃支援給付金についてお伺いします。

この家賃支援給付金、この事業の目的を、政参人で結構です、お答えいただきたいと思います。

○村上政府参考人　お答え申し上げます。

家賃給付金は、昨年五月の緊急事態宣言の延長等により、とりわけ厳しい経営状況にある事業者の事業継続などを下支えし、地代、家賃の負担を軽減することを目的とし、この目的に沿って定められた給付規程に基づいて、売上げの減少や家賃の支払い等の申請要件を満たした事業者について、事務局による審査、確認を経て給付金を支給する、こういう仕組みであるというふうに承知をしてございます。

○青柳委員　ちょっと声が小さいので、少し聞き取りにくかったんですけれども、つまり、これは新型コロナウイルスの影響で売上げが急減した事業者を救うための制度ですね、大臣。これは公募型のいわゆる補助事業と違って、審査をして、いいものを選ぶ、駄目なものは落とすということではなくて、要件を満たしている事業者、困っている事業者、売上げが減少した事業者があれば救うための、救わないための制度じゃないんです、救

2021年4月14日
経済産業委員会
（質疑要旨）

ALPS処理水海洋放出　徹底した風評被害対策を求める

2021.4.14（Wed）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●福島第1原発では核燃料の冷却などでトリチウムを含む処理水が大量に発生。2022年夏には保管するタンクが満タンになる予定。

●この中で、政府は4月13日に処理水を海洋放出する方針を決定。（放出は2年後）

●風評被害を懸念し、特に水産事業者から政府方針に反対の声が多数。充分な補償を含む徹底した風評被害対策が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「福島県内のみならず、周辺都道府県でも同じように風評被害を受けている。地域・業種を限定せずに柔軟な対策をすべき。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「沿岸地域すべてが対象となると考えている。できれば、漁協単位での補償を迅速に行っていきたい。」

梶山経済産業大臣

ALPS処理水海洋放出　風評被害を受けた方々に寄り添った支援を求める

2021.4.14（Wed）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●政府は4月13日に処理水を海洋放出する方針を決定。（放出は2年後）

●同日決定した基本方針の中で、風評被害が生じた場合の対策として「以下の観点から東京電力を指導する」と記載されている。

①地域、業種を限定しない賠償の実施
②利害関係者への賠償方針等の説明
③被害者に寄り添った迅速な賠償

委員会での浅野の発言要約

「東京電力はあくまでも賠償請求をされる側。される側を指導するだけでは不十分だ。賠償請求をする側の立証能力も支援すべき。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「事業者、実際の風評被害を受けた方たちと一緒に立証のお手伝いを機動的に行っていく。」

梶山経済産業大臣

2021年4月14日
経済産業委員会
（質疑要旨）

RCEP協定　国内産業の成長を阻害しない対策を求める

2021.4.14（Wed）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●2020年末に8年の交渉を経てRCEP協定が合意。（署名は15か国）

●電子商取引における「ソースコードの開示要求禁止」については条文に明記されていない。

●ソースコードはソフトウェアの設計図であり、その情報流出は国内産業競争力の低下につながる恐れがある。何らかの規律が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「ソースコードが重要な資産となる今日において、その開示要求を禁止しないというのは非常に懸念がある。次の改定の際は対話のプロセスを活用し、方向性を出していくべき。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「日本企業が懸念を持つ事例が生じた場合には二国間対話の機会を通じて、RCEPの枠組みの下で開催される各種プロセスを立ち上げ、規律導入に向けて各国と議論を進める。」

広瀬政府参考人

特許　特許出願に関連する支援策の拡充を求める

2021.4.14（Wed）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●中国の特許出願件数は世界全体の約50％に到達。蓄電技術の出願件数の合計では日本が世界首位。（2018年時点）

●他方、世界各国で出願件数が増加傾向にある中、日本の件数は減少傾向。

●国際競争力を強化するためにも、特許出願に関連する支援策が必要。

委員会での浅野の発言要約

「出願関係費用の減免制度は中小企業に限定されているが大企業も対象に含めるべき。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「特許の産業財産権制度については、一般会計から独立して運営されているため、新たな減免制度など創出する場合には、ほかの技術分野への負担を増やさざるを得ない。よって慎重な対応が必要と考える。」

糟谷政府参考人

衆議院　第二百四回国会　経済産業委員会議録　第七号

令和三年四月十四日（水曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長	富田　茂之君		
理事	鬼木　誠君	理事	佐藤ゆかり君
理事	関　芳弘君	理事	武藤　容治君
理事	山際大志郎君	理事	斉木　武志君
理事	山岡　達丸君	理事	中野　洋昌君
	畦元　将吾君		穴見　陽一君
	石川　昭政君		上野　宏史君
	門山　宏哲君		神山　佐市君
	神田　裕君		菅家　一郎君
	工藤　彰三君		小林　鷹之君
	佐々木　紀君		鈴木　淳司君
	髙木　啓君		武部　新君
	辻　清人君		冨樫　博之君
	西村　明宏君		福田　達夫君
	穂坂　泰君		星野　剛士君
	三原　朝彦君		宗清　皇一君
	八木　哲也君		逢坂　誠二君
	落合　貴之君		菅　直人君
	本多　平直君		松平　浩一君
	宮川　伸君		山崎　誠君
	高木美智代君		笠井　亮君
	美延　映夫君		浅野　哲君
	石崎　徹君		

経済産業大臣			梶山　弘志君
内閣府副大臣			堀内　詔子君
外務副大臣			鷲尾英一郎君
経済産業大臣政務官			宗清　皇一君
環境大臣政務官			神谷　昇君
政府参考人（内閣府大臣官房審議官）			佐藤　暁君
政府参考人（金融庁総合政策局審議官）			伊藤　豊君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）			小林　洋子君
政府参考人（水産庁増殖推進部長）			黒萩　真悟君
政府参考人（経済産業省大臣官房長）			多田　明弘君
政府参考人（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）			太田　雄彦君
政府参考人（経済産業省大臣官房商務・サービス審議官）			畠山陽二郎君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）			萩原　崇弘君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）			福永　哲郎君
政府参考人（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長）			須藤　治君
政府参考人（経済産業省通商政策局長）			広瀬　直君
政府参考人（経済産業省貿易経済協力局長）			飯田　陽一君
政府参考人（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長）			佐藤　悦緒君
政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）			茂木　正君
政府参考人（資源エネルギー庁資源・燃料部長）			南　亮君
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）			松山　泰浩君
政府参考人（特許庁長官）			糟谷　敏秀君
政府参考人（中小企業庁経営支援部長）			村上　敬亮君
政府参考人（国土交通省自動車局次長）			江坂　行弘君
政府参考人（環境省大臣官房審議官）			森光　敬子君
政府参考人（原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官）			山田　知穂君
政府参考人（原子力規制庁長官官房審議官）			金子　修一君
政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）			市村　知也君
経済産業委員会専門員			宮岡　宏信君

委員の異動

四月十四日

辞任　補欠選任

神山　佐市君		菅家　一郎君	
福田　達夫君		髙木　啓君	
落合　貴之君		本多　平直君	

同日

辞任　補欠選任

菅家　一郎君		門山　宏哲君	
髙木　啓君		福田　達夫君	
本多　平直君		落合　貴之君	

同日

辞任　補欠選任

門山　宏哲君		神山　佐市君	

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長　これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官佐藤暁君、金融庁総合政策局審議官伊藤豊君、厚生労働省大臣官房審議官小林洋子君、水産庁増殖推進部長黒萩真悟君、経済産業省大臣官房長多田明弘君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官太田雄彦君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官畠山陽二郎君、経済産業省大臣官房審議官萩原崇弘君、経済産業省大臣官房審議官福永哲郎君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長須藤治君、経済産業省通商政策局長広瀬直君、経済産業省貿易経済協力局長飯田陽一君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長茂木正君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、特許庁長官糟谷敏秀君、中小企業庁経営支援部長村上敬亮君、国土交通省自動車局次長江坂行弘君、環境省大臣官房審議官森光敬子君、原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官山田知穂君、原子力規制庁長官官房審議官金子修一君及び原子力規制庁原子力規制部長市村知也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。山崎誠君。

○山崎委員　こんにちは。立憲民主党・無所属、山崎誠でございます。

貴重なお時間ですので、早速質問に入りたいと

て法令の適合性の確認、法令遵守の確認が十分に行われていなかったこと、そして二つ目に、個々の担当部署の業務を監督する複層的な体制が十分に構築されていなかった、あるいはそれが活用されていなかったことが原因であるというふうに考えております。

○美延委員　次に、ドイツ復興金融公庫債の取得が不適切だったということなんですけれども、これまで日本貿易保険では、投資等による余剰金の運用に関し、その妥当性や法規への適合についてどのように確認していたのでしょうか。例えば、経済産業省や第三者機関等の外部機関において個別の投資について事前事後に確認する等の措置を取られていたのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○飯田政府参考人　お答えいたします。

日本貿易保険におきましては、こうした資金の運用について、通常ですと、専門家である証券会社の意見を踏まえまして、資金運用の担当者が購入する債券を選定します。これを、副社長を長とする資金管理運用会議に付議をいたしまして、必要に応じて、金融の専門家から成るアドバイザリーグループの助言も得ながら、運用先の妥当性の確認が行われてきたというふうに承知しております。

しかしながら、このドイツ復興金融公庫債の購入に当たりましては、三点ございますけれども、一つは、資金管理運用会議に上程されたからには、担当部署において法令チェック済みであるとの理解に基づき購入を決定したということでございまして、担当者が十分な確認を行わないまま上程したわけでございますけれども、それがそのまま購入につながったということでございます。

二つ目には、こういった内容につきましては、経営会議、取締役会、あるいは先ほど申し上げましたアドバイザリーグループといった社内の他の組織による確認があるのではないかというふうに思われるわけですけれども、実際にはこの個別銘柄に関する確認は行われなかったということでございます。

三点目、今委員御指摘のございましたように、経産省への照会はあったのかということでございますけれども、このドイツ復興金融公庫債につきましては、経済産業省に対して、その法令解釈について照会することもなかったというふうに承知をしております。

○美延委員　それに対して再発防止はどうお考えなのか、併せて教えていただけますか。

○飯田政府参考人　お答えをいたします。

今回、まず、日本貿易保険におきましては、この外国債券の問題を受けまして、調査委員会を設けて原因の究明を行い、さらに、調査委員会から再発防止策についての提言を受けているわけでございますけれども、これを受けまして、一つには、先ほど申し上げました現場での対応力を強化するために、担当役員から社長への決裁ラインの高度化、証券会社との購入可能債券リストの共有、資金運用担当者に対する研修を実施するというふうに聞いております。

また、社内におけるチェック機能を強化するために、業務と管理、チェック機能を分離するということで、財務グループを総務部に移管するというふうにお聞きをしております。

また、法令全体を確認するという意味で、新しく法務・コンプライアンスグループを新設しておりますし、また、先ほどのアドバイザリーグループにつきましては、購入の前の事前承認を必ず行うということと、このアドバイザリーグループの中に法令の専門家を入れるといった再発防止策を講じるというふうに聞いております。

さらに、法令遵守全般につきましては、コーポレートガバナンス委員会の構成を見直すなど、再発防止策を策定して、四月の九日に経済産業省宛てに報告があったところでございます。

これを受けまして、経済産業省としては、厳重に注意するだけでなく、その再発防止策の速やかな実行、その実施状況の報告を求めたところでございまして、今後、ＮＥＸＩをしっかりと指導監督してまいりたいと考えております。

○美延委員　本件の経済産業省の対応でありますが、経済産業省では、十月下旬に日本貿易保険から報告を受けた後、局長への相談まで二か月以上の時間を要したと聞いております。

今回、経済産業省内での情報共有が遅れたのも法案見送りの一因になったものと承知しておりますが、経済産業省において、今回どのような組織的な問題があったか検証し、今後どのように改善を図っていくべきなのか、そして、経済産業として検討していること、それから、事前にマスコミに情報が流れてしまったことについて大臣はどうお考えか、教えていただけますでしょうか。大臣の御所見をお願いいたします。

○飯田政府参考人　まず最初に、実際にアクション、動かすまでに大きく時間がかかったことについては大変申し訳なく思っております。

その背景といたしましては、事案を早急に解決するという意識が不十分なままに進捗管理を行ったことがあったということがあると思っておりまして、そういった問題が再発しないようにするために、省内での情報共有の在り方、あるいはＮＥＸＩとの間の文書のやり取りを含めた管理の在り方について、省内でしっかりと検討して対策を講じていきたいというふうに考えております。

○梶山国務大臣　先ほど局長からお話がありましたように、再発防止策をしっかりとやってまいりたいということと、事前にマスコミに流れたことに関しましては大変申し訳なく思っておりまして、皆様に改めておわびを申し上げる次第であります。

管理体制をしっかりとしていくということ、そして、この件について、他の分野においてもしっかりと認識をした上で、業務の改善や管理というものをしっかりとしてまいりたいと考えております。

○美延委員　大臣、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、大きく三つのテーマで質問させていただきます。

まず最初は、ＡＬＰＳ処理水について伺います。

本日の委員会の中でも度々この問題が取り上げられてきておりますが、私からも、まず冒頭、昨年のたしか十月頃、このＡＬＰＳ処理水の処分方針が間もなく決まるかもしれないというような報道が出され、結果、その時点では決まらず、ここに来て方針が決まったという経緯がございました。

この間、やはりどういったところが論点になったのか、どういった検討を行ってきたのか、この半年間の内容について少し御紹介をいただきたいと思います。

○梶山国務大臣　これまで繰り返し申し上げてきたとおり、ＡＬＰＳ処理水の処分は、福島第一原発の敷地が逼迫する中で、もはや先送りできない課題であると考えております。この決定に向けて、直近に至るまで様々な方との意見交換を継続しつつ、いただいた御意見に応えるべく、関係省庁において検討を行ってきたところであります。

先ほど、昨年の十月時点のお話をされましたけれども、あの時点ではまだ、関係箇所との話合い、何か所かあるということと、なかなか、内容につきましてもまだそこまで熟していないという思いで延期をさせていただいたところであります。

十月以降は、関係省庁における議論を積み上げた結果、安全性について、科学的な根拠に基づく情報を透明性高く発信をし、説明を尽くす広報活動を行うこと、環境省を中心に新たな専門家会議を立ち上げるなど、モニタリング体制の抜本的拡充を図ること、風評の影響を未然に防ぐための漁業の販路開拓などの支援措置、万が一風評が生じた場合の丁寧な賠償等に取り組むことにいたしました。

また、三月二十三日に私自身がＩＡＥＡのグロッシー事務局長と面談をし、ＡＬＰＳ処理水を処分する場合には、その安全性について厳しい目で確認をいただくとともに、その結果を透明性高く国際社会に発信をしていただくことを約束をしたところであります。

さらに、四月七日に総理と私が全漁連の幹部の方々と面会をし、反対であるとの立場は変わらないという全漁連からの発言がありました。その上で、安全性についての科学的根拠に基づく情報発信や徹底的な風評対策を行うこと等を強く求める等の要望を直接お伺いをしたところであります。

さらに、決定後ではありますけれども、昨日、福島を訪れまして、福島県漁連の皆様からは、やはり断固反対であるという声をいただき、また、その中でも、自分たちはこの地域に住んで漁業を続けていくという考えしかないんだ、そういった我々の思いというものもしっかり理解した上で様々な対応というものもしてほしいということを強く言われて、この決断には大変重い責任が伴うものだなということを感じたところであります。

こうした検討などを積み重ねてきた結果として、風評被害に対する懸念が強い中でこの決断に至ったということでありますけれども、安全性の確実な担保と万全なモニタリング体制の整備、漁業者などの御懸念の把握と徹底した風評対策という二点について確保できると判断をし、関係閣僚会議において最終的な政府方針の決定に至ったということであります。

○浅野委員　詳細な経緯の御説明、ありがとうございました。

私からは、次の質問としては、風評被害対策について特に質問させていただきたいと思います。

今、大臣は、これまでも関係事業者の声を聞き、そして先日も現地に行って聞いてきたというような話をされておりました。私の身近にいる漁業関係者も同じようなことを言っておりましたが、やはり、この風評被害を未然に対策するとはいえ、本当に出ないかといえば、そこの点についてはかなり悲観的に見られているのが実際の状況であります。ですから、今のうちから、その対象となる方々にどのような解決策を示すのか、ここはとても関心が強く持たれているところでもあります。

本日お配りした資料の一を御覧いただくと、こちらは、先日政府が定めた基本方針の中で、風評被害が生じた場合の対策の部分を抜粋したものになります。私、この赤線を引いたところに御注目いただきたいんですが、「画一的に賠償期間や地域、業種を限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施すること。」というような記載がございます。

まさにこれはそのとおりなんですけれども、ここでは、私は、福島県内のみならず周辺都道府県の漁業者も同じように風評被害を受けている実態もあります。是非、ここに書いてあるとおり、画一的、あるいは地域、業種を限定せずに柔軟に対応していただきたいと思うんですが、この風評被害に対して、現時点で、どのような措置の方向性、ここにも書いてありますが、これを補足する部分がありましたら、是非御答弁をいただきたいと思います。

○梶山国務大臣　十年前の事故が起こった際、これは実害と風評被害が発生をいたしました。そして、太平洋岸ということで、北海道、青森、岩手、宮城、そして福島、茨城、千葉というところで大きな被害が発生をしたものと承知をしております。私も、当時、野党の議員でありましたけれども、茨城の漁業者また加工業者等と連携をしながら、その補償、対応ということもさせていただいた記憶がございます。

今回も、そういったところを、やはり沿岸地域全てが対象であると思っております。さらにまた、この太平洋沿岸だけでなくて、やはり、風評というのは、大変、人の気持ち、買う側の気持ちというものもありますから、いろいろな形で起こる可能性があります。そういったものを画一的に考えずにしっかりと対応をしていこうということと、立証責任を相手方に寄せずにしっかりやっていく。経済産業省も、しっかりそこの間に入った上で、できればやはり漁協の単位であるとかそういった形で、しっかりと皆さんが分かりやすいような説明をした上で、補償も迅速に、機動的にしてまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

今、後半で立証責任の部分に触れていただきましたが、この資料一の一番上の段落の最後に、この風評被害に関して「以下の観点から東京電力を指導する。」という文章がございます。経産省の事務方に事前に確認をしましたところ、この立証に関しては、東京電力に対する指導をしっかりやりますというような答えをいただきました。

だけれども、今大臣も少し似たようなことをおっしゃいましたが、東京電力はあくまでも賠償請求をされる側、そして漁業者は賠償請求をする側ですので、される側を指導するだけではやはり不十分だ、その賠償請求をする側の立証能力をしっかりと支えてあげられるような支援を政府は本来するべきではないか、私はそう思っていますので、今、答弁の中でも、そういった趣旨の発言をされたと思いますが、改めてそこの部分の御認識を確認させてください。

○梶山国務大臣　当事者と所管官庁の経産省という立場からこういう言葉遣いをしたと思っておりますけれども、私どもは、漁業者またそれに関連する事業者、また実際の風評被害を受けた方たちと一緒になってその立証のお手伝いをさせていただくとか、また、交渉もさせていただくとか、そういった形で、我々が中に入った形で、分かりやすいような形で、この賠償、作業というものも機動的に行ってまいりたいと考えております。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

続いて、モニタリング検査について、神谷政務官に本日はお越しいただいておりますので、お伺いしたいと思いますが、やはり、これから、今の立証責任を果たすため、そして国内外に実際の科学的、客観的根拠をしっかりと示すためには、モニタリングをどう行うのかという観点が非常に重要になると思いますので、このモニタリングの具体的な方法について、できるだけ簡潔に教えていただけますでしょうか。

○神谷大臣政務官　浅野委員にお答えいたします。

昨日決定いたしました、いわゆるＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針におきまして、風評被害を最大限抑制するための放出方法といたしまして、新たにトリチウムに関するモニタリングを漁場や海水浴場等で実施するなど、放出前及び放出後におけるモニタリングを強化、拡充することが盛り込まれています。

環境省では、これまで、福島第一原発の事故に関して、セシウムに関するモニタリングを実施してまいりましたが、新たに海域でのトリチウムのモニタリングを実施いたします。

今後、政府に設置されましたモニタリング調整会議、これは環境大臣が議長でございまして、私が副議長でございます。この調整会議において具体的な実施方法を早急に検討し、関係省庁等が連携したモニタリング体制の強化を図ってまいります。

これまでにいただいた御意見、御懸念などをしっかりと受け止めまして、福島県の皆様を始めとする関係者に安心していただけるように、透明性、客観的の視点を最大限重視したモニタリングを実施し、結果を公表することによりまして、風評被害の抑制につなげてまいります。

○浅野委員　このモニタリングは、やはりとても重要になると思うんです。なかなか目に見えない、感覚的にしか恐怖を感じられないこの脅威を数値化をする、それによって客観的、科学的な理解拡大につなげるということは、とても、まず極めて重要な課題になっていくと思います。それは、国内の国民を安心させるのみならず、海外に対しても非常に重要な取組になると思います。

例えば、ちょっと分かりやすい例で言うと、今、この福島第一原子力発電所にたまっているト

リチウムの総量というのは約八百六十兆ベクレルだそうなんですが、これを一年間に二十二兆ベクレル以内の範囲内で放出するという計画が今あると思います。じゃ、これがどのくらいの量なのかというと、海外の、国内外の原子力施設と比較した場合に、例えばフランスのラ・アーグ再処理工場からは、一年間に一京、一京です、一京三千七百兆ベクレル、そして、中国の大亜湾原子力発電所からは四十二兆ベクレル、韓国の古里原子力発電所からは四十五兆ベクレルといったものが日常的に出されている。これと比較して二十二兆ベクレルがどうなのか、そして、風評被害という観点ではどのような打ち出し方をしていけばいいのか。

ですから、数値化をすることが極めて大事だということをお伝えしたいわけですけれども、それによって、相対比較、そして安全性の感覚的な把握ができるようになると思いますので、是非ともここは、今後とも議論をさせていただきたいということをお願いさせていただきます。

では、次のテーマに移りますが、次はＲＣＥＰに移りたいと思います。

本日は電子商取引を取り上げていきたいと思いますけれども、今、ＲＣＥＰ協定が結ばれる内容は、これまでＴＰＰやいろいろな自由貿易協定が結ばれてきましたが、特にソースコードの開示要求を禁止しないような内容になっています。これから、ビッグデータ解析だとか人工知能の利活用、様々なプログラム、ソースコードがとても重要な資産となる時代が来る中で、このソースコードの開示要求を禁止しないというのはとても懸念が残るような状況になっているかと思います。

そこで伺いたいのは、万が一ソースコードの開示要求がされた場合、どのような対応ができるのか、そして、これは併せて聞いてしまいますが、協定がちゃんと履行されているかどうかを、どうしっかりと確認していくのか、ここについて政府の見解を伺いたいと思います。

○広瀬政府参考人　お答え申し上げます。

ＲＣＥＰ締約国におきまして、ソースコードの開示要求など、日本の企業が懸念を持つ事例が発生した場合には、まずは二国間対話などの機会を通じまして、問題解決に向けて適切に、そうした事例が発生した国に働きかけをしていきたいと思ってございます。

御指摘のとおり、電子商取引章におきましてはソースコードの開示要求の禁止規定は含まれておりませんけれども、ＲＣＥＰ協定に基づきまして、電子商取引に関する対話という場がございます。ここで、ソースコードを含めまして、現在、新たな問題について各国と検討を行うということになっておりますし、また、この対応の結果というのは、協定の一般見直しにおきまして考慮されるということが規定をされてございます。

今後、この電子商取引に関する対話を含めまして、ＲＣＥＰの枠組みの下で開催される各種のプロセス、これを迅速に立ち上げまして、ソースコードの開示要求に関する規律導入に向けて各国と議論を進めたいと思ってございます。

あわせまして、履行状況の確認、実効性の確保という観点では、ＲＣＥＰにおきましては合同委員会というものが設置されておりまして、協定の実施、運用に関する問題を検討したりとか、あるいは協定の解釈、運用につきまして意見の相違がある場合には協議するというメカニズムが導入をされてございます。また、この合同委員会の下部組織として、協定がカバーする個別の委員会がございまして、電子商取引章を含めまして、協定の運用状況につきまして監視を行うといった機能が働いてございます。

今後、ルールを守らない国が出てきた場合には、例えば豪州、こうした国などとも連携をしまして、この委員会での検討、討議、監視を通じまして、ルールの遵守をしっかりと求めていきたいと思ってございます。

○浅野委員　本日の資料三の方に電子商取引に関する対話条項というのがございます。赤線を引いてある一番左側を御覧いただきたいんですけれども、ここには、例えばソースコードの開示要求を含む新しい問題が生じた場合には、今後、ＲＣＥＰ協定を見直す際に、その対話の結果行われる勧告を考慮するという条項がございます。

つまり、一回対話をして何らかの方向性が決まったテーマ、物については次のＲＣＥＰ協定改定時にしっかり考慮をするということがここに明記されていますので、ある種、この条項をうまく活用して、今まだ起こっていない問題については是非対話をして方向性を出し、次の改定時に生かしていく、こういうプロセスを大事にしていただきたいと思います。

時間がなくなってきましたので、一問、大臣にちょっとお願いを含めて質問させていただきますが、現在、やはり人権問題、人権デューデリジェンスの観点が非常に注目を集め始めています。ＲＣＥＰ協定の中には、こういった強制労働や児童労働などの項目が明記されておりません。今後に向けての議論になりますが、人権問題について配慮義務、責務といったものを是非検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣　ＲＣＥＰ協定につきましては、今衆議院の方で、委員会で御審議をいただいているところであります。

ＲＣＥＰ協定は発展段階や制度が異なる多様な国々が参加する経済連携協定であり、交渉の結果として、労働に関する規律は設けられませんでした。

いずれにせよ、我が国としては、国際社会における普遍的な価値である自由、基本的人権の尊重、法の支配等を重視しております。その観点から、ＲＣＥＰ協定発効後も、どのような対応が可能か、先ほどの件と同様に、各省庁と連携しつつ、参加国と議論をしてまいりたいと考えております。

○浅野委員　どうもありがとうございます。

では、最後の質問になるかと思いますが、特許庁長官に、少し通告順を変えまして、質問させていただきます。

本日の資料五には中国の特許出願数の推移が書かれておりまして、近年、かなりの数が出ております。ですけれども、中国に対する質問は今日は少し飛ばさせていただきまして、もう一枚めくると、こんな中においても、蓄電技術分野については日本が世界トップを今走っています。これをいかに伸ばしていくか、そして社会実装していくのかという観点で、是非、特許庁長官としてのお考えを伺わせていただきたいと思います。

また、中小企業に限定されている出願関係費用の減免制度、これは是非大企業も含めて対象に加えていただきたいと思うんですが、その辺りも併せてお願いいたします。

○糟谷政府参考人　まず、後の方で中小企業の減免制度について御質問いただきましたけれども、特許等の産業財産権制度については、特許特別会計によって一般会計から独立して、収支相償の原則により運営されているわけでございます。このため、仮に特定の技術分野について新たな免除制度などを創出する場合には、ほかの技術分野への出願人などの負担を増やさざるを得ないという問題がございます。また、特許の出願や審査は、内外無差別で実施することが求められております。こうした観点から、特定の技術分野の強化の手段として特許料金の軽減を行うということについては慎重な対応が必要であろうかというふうに思っております。

電池分野における特許の出願、日本はこれまで件数としては多いわけですけれども、これに決して甘んじることなく、蓄電池のサプライチェーンの強化や技術力向上に向けた国内投資に対する支援ですとか、あと、グリーンイノベーションの基金による全固体電池などの次世代電池の開発を始めとした野心的な研究開発に対する支援、こうしたことを取り組むということで進めているところでございます。

○浅野委員　これで終わりますが、知財についても、是非今後とも引き続き議論させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○富田委員長　次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

2021年4月21日
経済産業委員会
（質疑要旨）

特許法改正案　特許出願費用の負担軽減策について

2021.4.21（Wed）経済産業委員会（特許法改正案）

現状・課題意識

●特許料はこれまで政策的判断、法令に基づいて価格が決められていたが、今回の改正案で特許料の上限額が引き上げられる

●例えば、電池技術に関する特許出願数は世界でも日本が首位であり、大企業の特許出願数が多い

●特許料の負担軽減は中小企業には適用されるが、限られた特許会計のなかで、大企業への適用は難しい

委員会での浅野の発言要約

「経済産業省として、特許会計とは切り離して、特許料、手数料等の負担軽減を図る支援ができないのか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「経済産業省では、NEDOプロジェクトのなかで、出願費用を経費に位置付けるなどの措置を行っている。特許出願等に係る費用負担を理由に権利化できないことがないよう支援を続けていく」

萩原政府参考人

特許法改正案　国際出願の奨励・支援について

2021.4.21（Wed）経済産業委員会（特許法改正案）

現状・課題意識

●国家プロジェクトに関わっていない企業のなかにも、有用性の高い特許技術を開発している企業が多い

●近年、中国で盛んに特許出願が行われている

●国際競争力強化に向けては、国内にある知財化されていない技術を知財化していくことが必要

委員会での浅野の発言要約

「国家プロジェクト、国内外を問わず、国際出願の奨励や手数料等の負担軽減策を幅広く検討すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現時点で検討はしていないが、引き続きユーザーである企業等の意見を聞きながら検討していく」

梶山経済産業大臣

2021年4月21日
経済産業委員会
（質疑要旨）

特許法改正案　知財に関わる人材育成と支援制度について

2021.4.21（Wed）経済産業委員会（特許法改正案）

現状・課題意識

●知財に関する知識は、どの業種においても基礎知識として必要

●知財に関する知識をうまく活用できる環境を広げていかなければならない

●全ての都道府県に知財の専門家が派遣されているが、中小企業の特許出願数は都道府県によってばらつきがある

委員会での浅野の発言要約

「知財に関わる人材育成について、どのような支援制度があるのか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「独立行政法人INPITにおける研修や、IPePlatサイトの教材無償提供、高専での知財教育支援、スタートアップ企業への専門家の派遣等を行っている」

糟谷政府参考人

特許法改正案　宇宙における知財保護について

2021.4.21（Wed）経済産業委員会（特許法改正案）

現状・課題意識

●米国のアルテミス計画など、世界各国が宇宙に関する技術開発を進めており、今後地球外での人類の活動の増加が予想される

●特許権は当該国の領域内でのみ効力を持つのが原則となっている

●宇宙空間では各国で取得された特許権の効力は原則として及ばない

委員会での浅野の発言要約

「宇宙空間あるいは月や火星など、他の惑星での知的財産権をどのように保護するのか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「宇宙における知財保護について、どのような課題やニーズが存在するか、関係府省と連携しながら情報収集を行っていく」

糟谷政府参考人

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第八号

令和三年四月二十一日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　富田　茂之君

理事　鬼木　誠君　理事　佐藤ゆかり君

理事　関　芳弘君　理事　武藤　容治君

理事　山際大志郎君　理事　斉木　武志君

理事　山岡　達丸君　理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　穴見　陽一君

石川　昭政君　上野　宏史君

大野敬太郎君　門山　宏哲君

神山　佐市君　神田　憲次君

神田　裕君　黄川田仁志君

工藤　彰三君　小林　鷹之君

佐々木　紀君　鈴木　淳司君

髙木　啓君　武部　新君

辻　清人君　出畑　実君

冨樫　博之君　西村　明宏君

深澤　陽一君　福田　達夫君

穂坂　泰君　星野　剛士君

三原　朝彦君　宗清　皇一君

八木　哲也君　池田　真紀君

小熊　慎司君　落合　貴之君

菅　直人君　櫻井　周君

松平　浩一君　宮川　伸君

山崎　誠君　高木美智代君

笠井　亮君　美延　映夫君

浅野　哲君　石崎　徹君

経済産業大臣　梶山　弘志君

農林水産副大臣　宮内　秀樹君

文部科学大臣政務官　三谷　英弘君

経済産業大臣政務官　宗清　皇一君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　杉中　淳君

政府参考人（内閣府知的財産戦略推進事務局長）　田中　茂明君

政府参考人（金融庁総合政策局参事官）　石田　晋也君

政府参考人（消費者庁審議官）　片桐　一幸君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　阿部　知明君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　堂薗　幹一郎君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　大鶴　哲也君

政府参考人（財務省大臣官房審議官）　小宮　義之君

政府参考人（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官）　合田　哲雄君

政府参考人（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）　太田　雄彦君

政府参考人（経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官）　新川　達也君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　萩原　崇弘君

政府参考人（特許庁長官）　糟谷　敏秀君

政府参考人（特許庁総務部長）　小見山康二君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君

経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君

委員の異動

四月二十一日

辞任　補欠選任

畦元　将吾君　出畑　実君

上野　宏史君　神田　憲次君

神山　佐市君　門山　宏哲君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）

○富田委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官杉中淳君、内閣府知的財産戦略推進事務局長田中茂明君、金融庁総合政策局参事官石田晋也君、消費者庁審議官片桐一幸君、総務省大臣官房審議官阿部知明君、法務省大臣官房審議官堂薗幹一郎君、外務省大臣官房参事官大鶴哲也君、財務省大臣官房審議官小宮義之君、文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官合田哲雄君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官太田雄彦君、経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官新川達也君、経済産業省大臣官房審議官萩原崇弘君、特許庁長官糟谷敏秀君、特許庁総務部長小見山康二君及び中小企業庁事業環境部長飯田健太君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。関芳弘君。

○関（芳）委員　おはようございます。自民党の関芳弘でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

日本の特許出願は、昨年、三十万件を割ったと聞きます。企業が特許出願を量から質に転換して絞り込んでいるとも伺いますが、他方では、各国の特許出願は増加傾向にあると伺います。

今回の法改正で、手続のデジタル化など、コロナに対応する取組も重要でございますが、法改正以外での日本のイノベーション力の強化に向けた取組はどのようになっておりますでしょうか。スタートアップ、中小企業を含めまして、我が国の知財、イノベーション力の向上が非常に重要だと考えるところですが、どのように取り組まれておられますか。大臣にお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣　特許制度は、発明の適切な保護

の輸入品じゃないんですけれども、適法なのかどうかというところ、適法となる要件を教えていただいてもいいでしょうか。

○小見山政府参考人　過去の最高裁の判例によりますと、真正商品の並行輸入が商標権を侵害しないものとして許容される要件として、三つの要件を満たすということが挙げられております。

まず、並行輸入品に付された商標が外国における商標権者又は商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること。

次に、外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか、又は、法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、並行輸入品に付された商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであること。

そして、我が国の商標権者が直接的又は間接的に並行輸入品の品質管理を行い得る立場にあることから、その並行輸入品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価されること。

この三つの要件を全て満たす場合に限って、商標権の侵害に該当しないというふうに判断されるものと承知しております。

○松平委員　今の三要件、これは実務上、非常に重要な要件なんです。

そこで、お聞きしたいのが、今回の改正でこの要件、影響があるのかどうか、これを端的にお伺いしたいです。いかがでしょうか。

○小見山政府参考人　今回の改正でございますが、商標法、意匠法上、輸入の概念を拡大し、海外の事業者が郵便などを利用して商標権などを侵害する模倣品を国内に持ち込ませる行為を新たに商標権侵害行為として規制の対象とするというものでございます。

輸入の行為を行う者が、国内の事業者や個人から海外の事業者にも拡大されるということになりますけれども、並行輸入が適法となる要件そのものに影響を与えるものではなく、正規の輸入品でない並行輸入品が適法とされるためには、先ほど御説明申し上げた三要件を満たす必要があるというふうに考えているところでございます。

○松平委員　影響はないというふうにおっしゃっていただきました。よかったです。

もうちょっと具体的に、確認だけさせてください。

海外にいる業者が国際郵便で日本の個人の消費者に貨物を送る場合、この真正品の並行輸入、三要件を満たせば大丈夫なんだということでよろしいんですよね。

○小見山政府参考人　御認識のとおりだと思っております。

○松平委員　ありがとうございます。

今のは、事業者への影響です。

今度、残りの時間、余りないですけれども、消費者への影響をお聞きしたいと思います。

先ほど、宮川委員の質問でもありましたけれども、買った個人、買った消費者に商品が届かないことになるということなんですけれども、ここですね、この差止めされた場合に、この消費者に通知というのはされるんですか。

○小宮政府参考人　お答え申し上げます。

税関におきまして知的財産侵害のおそれがあると思われる物品を発見した場合、関税法の規定に基づきまして、税関は当該物品が知的財産侵害物品であるか否かを認定するための手続を開始いたします。その際、輸入者及び権利者に対しまして、認定手続開始の通知書とともに、分かりやすい文章で記載した税関からのお知らせを送付してございます。また、不明点があれば、税関の担当者に連絡できるよう案内をしてございます。

今回改正された場合におきましても、海外事業者から模倣品を購入した個人に対して、その認定手続が開始された場合、これまでと同様、認定手続開始の事実や、その結果等を通知する必要があるものと考えてございます。

○松平委員　済みません、ちょっと今の確認なんですが、今の、認定開始通知書ということなので、通知の相手方には、消費者になぜ通知するかというと、関税法六十九条の十二の第一項の当該貨物を輸入しようとする者に該当するからということでよろしいんですよね。一言で。

○小宮政府参考人　そのとおりでございます。

○松平委員　そうなると、先ほどちょっと冒頭でも言いましたところの整合性が気になるんです。

今回の改正で、輸入する者が、商標法上輸入する者が外国の事業者なんです。しかし、外国の事業者に通知するわけじゃないと。今の話では、日本の消費者が輸入する者として通知するということになるので、整合性が全然取れていないような気がするんです。

そこを最後、確認させてください。いかがでしょうか。

○小宮政府参考人　関税法におきます輸入につきましては、先ほど御答弁申し上げさせていただいたところでございますけれども、したがいまして、本邦に貨物を引き取ろうとする者が輸入しようとする者になるということでございますので、関税法上の手続として通知をする際は、関税法上、輸入の定義として、輸入しようとする者に通知をするということでございます。

○松平委員　やはり、ここは、輸入の定義が法律でまちまちなので、こういった疑義が生じるんです。そこの部分、大臣、しっかりとよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○関(芳)委員長代理　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日、他の委員会との兼ね合いで、質疑順番に御配慮いただきました。与野党の皆様に感謝を申し上げて、質問に入らせていただきます。

本日は特許法の改正案の質疑ということで、まず冒頭、特許料について取り上げてまいりたいと思います。

今回の改正案によりますと、特許料について、今後、上限額というものを法定し、具体的な金額については政令で定めるように改正をするという内容でございますが、この法定される予定の上限額については、従来よりも引き上げられる項目もあるというふうに理解をしております。

まず、この特許料等の上限金額の決め方、プロセスについて確認をさせていただきたいと思いますが、この上限金額については、これまでどのような根拠に基づいて決定されてきたのか。また、こういった意思決定に関わる部署、そして大臣自身も関与されてきたのか。御答弁をいただければと思います。

○梶山国務大臣　特許料等の特許関係料金は、大きく、出願料、審査請求料等の権利化前に必要となる各種手数料と、特許料等の権利の登録、維持に必要な権利化後の料金に大別をされます。

このうち、出願料等の権利化前の手数料につきましては、政策的に出願を奨励する観点から、実際の事務コストよりも低い水準に設定をしてまいりました。

また、特許料等の権利化後の料金につきましては、排他的な権利を付与する対価として、他の手数料収入と合わせて全体として特許庁の収支が相償する水準に設定をしてきたところであります。

権利化前の手数料は、上限額が法律で定められ、具体的な金額は政令で定められることとなっております。また、権利化後の料金は、そもそも具体的な金額が法律で定められております。したがって、法律案又は政令案の閣議決定という形で経済産業大臣が明確に意思決定を行っているということであります。

〔関(芳)委員長代理退席、委員長着席〕

○浅野委員　どうもありがとうございました。

政策的判断、そして閣議決定、法令に基づいて決まっているということでありますけれども、では、もう一問、今回提案されております改正案で提案されております具体的水準の妥当性について、御説明をいただきたいと思っております。

○糟谷政府参考人　特許庁におきましては、昨年十月から審議会を開催いたしまして、特許特別会計の財政状況や収支改善策について、有識者を交えて議論を行いました。

その結果、各料金の性質や政策の達成状況などを踏まえ、必要に応じて法定上限を見直すことが適当であり、具体的な料金体系の見直しについては、平成二十年以降、料金を引き下げてきたという経緯を踏まえつつ、制度別の収支バランスですとか欧米の料金水準、出願動向への影響等に留意して検討するということとされたところでございます。

これを踏まえまして、出願や審査請求といったユーザーの行動判断に与える影響を最小化する観点から、権利化前の料金につきましては、原則、従来の上限額を維持することとし、権利化後の料金を中心に見直しを行い、特別会計の収支相償を図るということにしたところでございます。

具体的には、値下げの経緯を踏まえまして、特許料につきましては、平成二十八年、二〇一六年の直近の値下げ前の最高料金区分の額を上限としております。

商標の登録料、更新登録料の上限額につきましては、商標について中小企業や個人による出願の割合が高いといったことなども踏まえまして、平成二十八年、二〇一六年と直近の料金の中間、半額の値戻しにとどめるということにしたところでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、権利化前の料金の上限は基本的に引き上げないということにしているところでございますが、国際特許手数料につきましては、国際出願を奨励する観点から、上限も実際の料金も実費を大幅に下回る水準としてきたところでございます。直近では、実費の三割余りの水準しか収入によってカバーができていない状況でありまして、多額の赤字を招く一方で、目的としておりました国際出願数も増えてきておりますことから、上限を引き上げることにいたしたいというふうに考えております。

英語で出願する場合の料金上限を、最新の実費をやや下回る額に引き上げまして、その引上げ幅と同じだけ、日本語出願の料金上限も上げた額としているところでございます。

いずれにしても、具体的な金額は、法律で定める上限額の範囲で政令で定めるということになります。今後、出願数が大きい企業ですとか業界団体など、制度利用者との意見交換を行いまして、料金見直しの影響を含め、様々な要因を考慮して検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員　丁寧な御説明、ありがとうございました。

今回、今、説明の中にもございましたが、やはり特許庁の財政状況等を踏まえて、これまで値下げをしてきた前の水準を一つ参考にしているという御答弁でしたけれども、直近の特許庁の知財の在り方の小委員会の資料を拝見したところ、特許庁としては、今後、必要な歳入として、リスクバッファーの部分、そして、今後、情報システムを刷新するための経費相当として年間百五十億程度の歳入、安定的歳入が必要だというような付言がされておりましたが、それを踏まえて、今回、特許料、手数料等の見直しをしているということであります。

私が今日ちょっと指摘したいのは、資料の一にございます、いわゆる国際出願の手数料についてでございます。

これまで、現行の法定金額では、日本語の場合、十四万三千円が上限、そして英語の場合は二十二万一千円が上限ということでありましたが、改正案では、これが、それぞれ十七万円と二十四万九千円に引き上げられる案となっております。

これは、国際比較をしましたところ、特許庁の資料にもございましたが、一番高いのが米国で、国際特許出願の手数料としては二十四万四千円という数字が載っておりました。これを上回る上限水準に設定をされるというところで、やはり、出願をする側の事業者から見たときに、この上限設定金額、少し不安がある部分でもございます。

あくまでも実際の手数料は政令で定めるということとされておりますので、その辺りは配慮のできる部分があると認識はしておりますが、やはり、できる限り事業者負担を減らしていかないと、これから知財をもっともっと出しましょうという働きかけを国がしたとしても及び腰になってしまうような懸念も残っておりますので、次の質問はそういった観点で質問させていただきたいと思います。

先日の経済産業委員会の中で、私から、大企業も含めた特許料の負担軽減はできないのかと質問させていただきましたところ、糟谷長官からは、特許は独立会計なので、どこかを削ればどこかから取らなければいけない、だから難しいというような答弁がございました。

であるならば、特許会計とは切り離した形で、経済産業省の支援策として、この手数料等の負担軽減を図るための支援策を取れるのではないか、これは理論上可能なのかどうか、これを次にお伺いをしたいと思います。

〔委員長退席、関（芳）委員長代理着席〕

○萩原政府参考人　お答え申し上げます。

経済産業省が支援をさせていただいております研究開発プロジェクトの中では、特許出願に係る費用をプロジェクトの対象経費とすることを通じまして民間企業などの支援を行っております。

例えば、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、ＮＥＤＯでございますけれども、プロジェクト期間中の日本国内及び海外への特許出願に要した費用を研究開発プロジェクトの費用の対象としているほか、経済産業省における事務処理のマニュアルでありますとか研究委託開発の運用ガイドラインの中でも、特許出願関連費用等を必要経費に位置づけるなどの措置を行っております。

経済産業省といたしましては、国の研究開発プロジェクトから生まれた優れた成果が特許出願等に係る費用の負担を理由に権利化できないということにならないよう、引き続き支援を続けてまいりたいと考えております。

○浅野委員　ＮＥＤＯの、ＮＥＤＯプロに採択をされた場合にはその特許出願料の実費部分を経費として落とせるということで、そういった制度があるということなんですけれども、私も今回特許法改正のレクを受ける中で初めて知った制度でありましたが、是非こういったところは活用を促進していただきたいと思います。

その一方で、見方を変えれば、今、全ての事業者が国プロに関わっているわけではないという現状がございます。国家プロジェクトに関われば今のような制度が使えるわけでありますが、そうではない企業の中にも非常に有用性の高い特許技術を開発している企業はもちろんたくさんございます。

やはり、今、隣の中国などでも盛んに出願行為が行われている中で、国内にある、まだ発見されていない、知財化されていない技術をしっかりとすくい上げていく、知財化していく、こういった部分にも政府は目を向けていただきたいと思うんです。

そこで、今、ＮＥＤＯの、ＮＥＤＯプロとして支援をしているというお話を伺いましたが、その枠組みに限定せずに、国内外を問わず、国内の知的財産、知財をしっかりと固めていくためにも、この国際出願の奨励や手数料等についての負担軽減策、幅広く検討していただきたいと思いますが、政府の御見解を伺いたいと思います。

○梶山国務大臣　先ほど事務方から答弁したとおり、我が国の国際競争力強化等に大変重要でありまして、実現までに長期を要するなど、民間企業だけでは取り組むことが困難な技術開発については、国家プロジェクトとして、特許の国際出願費用を含めた企業の研究開発を支援しているところであります。

また、特許庁では、技術内容にかかわらず、海外への特許出願料を実費よりも低く設定することにより、国際出願の奨励を図ってきたところであります。この結果、二〇一九年の日本企業の海外における特許登録件数は、国内における登録件数を上回っているものと承知をしております。

このような状況を踏まえれば、現時点で、国家プロジェクトの対象とならないような技術につい

て大企業の国際出願を奨励する更なる支援措置までは検討していませんけれども、引き続き、ユーザーである企業等の御意見を伺いながら、検討を続けてまいりたいと思っております。

先ほども答弁をしたんですけれども、知財の専門家を企業に派遣をするということで、知財に対する意識を高めていただく取組をしております。四十七都道府県全ての自治体に置いておりまして、昨年、令和二年度でいえば十一万八千五百十四件の支援実績があるということでして、これは年々増えておりまして、こういったことも含めて積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○浅野委員　是非よろしくお願いします。

今大臣が最後に触れられた知的財産に関する知識を有する人材を全国に派遣するというところなんですが、やはり私もそこは同感で、大企業のみならず中小企業、そして個人の皆様、こういった方々が知財の知識をしっかりと身につけて、うまく活用できる環境をもっと広げていかなければいけないと思います。

全国四十七都道府県に派遣をしているという話がありましたが、直近の特許庁の報告書によれば、都道府県別中小企業の数とそれに対して出願をした企業の数の割合を出した資料がございました。これを見ますと、都道府県別にかなりのばらつきがまだある状況だ、東京では中小企業の〇・九%が出願行為をしている、大阪では〇・五%、茨城では〇・二%、一番低い水準の沖縄や秋田ではもう〇・一%を切っているような状況だそうであります。

ですから、やはり人材育成のスキームというのはこれからも更に改善をしていく必要があると思うんですが、現状どういった支援制度があるのか、その利用状況を含めて、課題感もお示しいただければと思います。

○糟谷政府参考人　研究開発の成果を適切に権利保護いたしまして社会実装することで、産業競争力の向上につなげていくことが重要でありまして、それを担う知財人材の育成が非常に不可欠であります。

このため、独立行政法人のＩＮＰＩＴにおいて、知財の初心者から公的機関の職員、知財調査に携わる実務者、中小企業やベンチャー企業の経営者など、幅広い層に対して様々なレベルに応じた研修を行うとともに、ＩＰｅＰＬａｔというサイトなどを通じて、百を超える種類の教材を無償で提供しております。昨年度は二十万件を超える利用がございました。

また、専門高校や高等専門学校の知財教育について、教材や教員の研さんの場を提供し、活動経費を支援をしております。これは、平成十二年度以降行っておりまして、毎年四十校以上に対して支援を行っております。

特許庁でも、知財とビジネスの専門家をスタートアップ企業に派遣をしております。過去三年で四十社でございますが、知財戦略の策定などを通じて得た知見を広く共有することによって、知財人材の育成につなげております。また、過去二年で四十八の大学に対して、産学連携に詳しい知財の専門家を派遣いたしまして、知見やノウハウの移転を行っているところでございます。

○浅野委員　人材育成の観点に関しましては、これをやればすぐ効果が上がるというものではないと思います。本当に着実に継続をしていくことが大事だと思いますので、是非、今後とも進捗状況を含めて確認をさせていただきたいと思います。

時間も限られてきましたので、次、少しテーマを変えさせていただきまして、今後に目を向けた話をさせていただきます。

宇宙に関しての話でありますが、現在、日本も含めて、世界各国が宇宙に関する技術開発を進めております。米国のアルテミス計画などは直近で動きもありました。これから地球外での人類の活動というのが増えていく中で、では、宇宙空間での知財の保護というのをどう考えるか、これについて最後に伺わせていただきたいと思います。

まず、基本的な質問になりますが、宇宙空間においては特許権の効力というのは生じ得るかどうか、シンプルな質問ですけれども、教えていただきたいと思います。

○大鶴政府参考人　お答え申し上げます。

各国で取得されました特許権は、原則として、当該国の領域内でのみ効力を持つというのが原則だというふうに承知しておりますが、一方で、宇宙空間につきましては、宇宙条約第二条に「国家による取得の対象とはならない。」というふうに規定されておりまして、いずれの国の領域主権も及ばないというふうに考えられております。

したがいまして、宇宙空間がいずれの国の領域でもない以上、特許権の効力は原則として及ばない、こういうふうに理解しております。

○浅野委員　特許権の効力は及ばないということでありました。

であるならば、これから、宇宙空間において、あるいは、例えばほかの惑星上、月や火星や様々な場所でこれから活動していくことも想定されているわけですけれども、こういった場所で知的財産権をいかに保護するか、技術を守るか、これに対して、現段階での政府の見解というものがありましたら教えていただきたいと思います。

○糟谷政府参考人　昨年六月に決定いたしました宇宙基本計画におきまして、今後成長が期待される新たな宇宙ビジネスに必要となる制度環境整備を加速するというふうにしているところでございます。

委員の御指摘を受けまして、宇宙における知財保護についてどのような課題やニーズが存在するか、関係府省とも連携し、まずは情報収集、現状把握を行ってまいりたいと考えております。

○浅野委員　時間が参りました。

宇宙空間での知財保護に関しては、事前の説明を伺ったときも、まだまだこれから議論を深めていく段階だというふうに印象を受けました。是非これも、他国も含めて既に検討を開始しているものと思いますので、我が国においても、しっかりとリーダーシップを取っていけるように、スピード感を持った検討をお願いして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○関（芳）委員長代理　次に、小熊慎司君。

○小熊委員　立憲民主党の小熊慎司です。

特許法等の一部を改正する法律についてまずお伺いしますが、先立って、特許庁には感謝を申し上げたいなというふうに思います。

三十数年前、建て替えの折、大学生でありまして、そのとき、建て替えの建設現場に、移動棚の職人さんの補助をして数日間働きまして、そのバイト代で、遠距離恋愛、文通をしていた彼女のデート代に充てさせていただきまして、その彼女とはめでたく結婚して今に至っておりますので、今日の私の家庭があるのも特許庁のおかげが一部あるのかなということで感謝を申し上げつつ、また、この三年間余り、福島県において福島知財活用プロジェクトを実施していただいて、小学生で特許を取った、私の地元ですけれども会津美里町の関本創君にもスポットを当てていただいて、ある意味、復興の、また福島の活力の一助となったということも感謝を申し上げたいなと思います。

今回の改正法の中でも、デジタル化が行われて、いろいろな意味で手続が簡素になったり便利になったりしますけれども、この関本君も、一回チャレンジをして一回特許を断られているんですね。二度目のチャレンジで特許が取れたというところでもありますので、デジタル化になると、そういう人と人との関わりが薄くなる側面もなきにしもあらず、こういうアナログな世界というか、フェース・トゥー・フェースの中で特許が申請をされていく、それが許可をされていく、登録されていくという側面もありますので、デジタル化が促進されて、広く特許申請がしやすい、時間もかからない、省力化になるという反面、こうした人とのやり取りの中で本来登録されるはずのものが、許可されるはずのものが失われないように、これは今後しっかり努力をしていかなければなりませんし、今後しっかりとその辺は注視をしながら

2021年4月28日
経済産業委員会
（質疑要旨）

温室効果ガス排出量46％削減について　産業界に寄り添った情報公開を求める

2021.4.28（Wed）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●4月22日、気候変動サミットにおいて菅総理は2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46％削減することを目指す、と表明。

●従来の目標は2013年度比26％削減であり、46％という数値はハードルが高く、産業界からは懸念の声あり。

●政府はこれまでの会議で積み上げてきた目標としているが、会議ごとにテーマが違いどこで何を議論しているのか見えづらい。

委員会での浅野の発言要約

「産業界にとっての知るすべはそれぞれの調査会や審議会の議事録しかない。是非、一か所にまとめるなど産業界に寄り添った対策を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「これまでの議論については各省のホームページで資料等を公開しているが、ご指摘を踏まえて分かりやすい方法を検討していく。」

矢作政府参考人

高温ガス炉による水素製造について　水素の国内製造に向け、産業界への支援を求める

2021.4.28（Wed）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●2050年CN実現に向けては燃料の大規模な転換が必要不可欠。

●アンモニアやメタンなどの次世代燃料も原料は水素をベースとしており、いかに水素を安定確保できるかが非常に重要。

●JAEAが保有する高温ガス炉（HTTR）では、大量・安価に水素を供給できる可能性があり現在研究が進められている。

委員会での浅野の発言要約

「HTTRを使った水素製造コストの最新状況を伺うとともに、水素の国内製造に対する産業界の投資促進に向け、経済産業省として強力な支援を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「Nm³(※)あたり12円も念頭に水素製造技術の開発を支援していく。また、国内製造を考えた上で、全力で取組んでいく。」

※1Nm³とは，標準状態（0℃，1気圧）に換算した1m³のガス量を表す。

梶山経済産業大臣

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第十号

令和三年四月二十八日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　富田　茂之君

理事　鬼木　誠君　理事　佐藤ゆかり君

理事　関　芳弘君　理事　武藤　容治君

理事　山際大志郎君　理事　斉木　武志君

理事　山岡　達丸君　理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　穴見　陽一君

石川　昭政君　上野　宏史君

神山　佐市君　神田　裕君

工藤　彰三君　小林　鷹之君

佐々木　紀君　鈴木　淳司君

武部　新君　辻　清人君

冨樫　博之君　西村　明宏君

福田　達夫君　穂坂　泰君

星野　剛士君　三原　朝彦君

宗清　皇一君　八木　哲也君

逢坂　誠二君　落合　貴之君

菅　直人君　松平　浩一君

宮川　伸君　山崎　誠君

高木美智代君　笠井　亮君

美延　映夫君　浅野　哲君

石﨑　徹君

経済産業大臣　梶山　弘志君

経済産業大臣政務官　宗清　皇一君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　佐藤　暁君

政府参考人（経済産業省大臣官房商務・サービス審議官）　畠山陽二郎君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　矢作　友良君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　安居　徹君

政府参考人（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長）　佐藤　悦緒君

政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　茂木　正君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（特許庁長官）　糟谷　敏秀君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君

政府参考人（原子力規制庁長官官房審議官）　金子　修一君

政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　市村　知也君

経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君

四月二十七日

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第二三号）

は本委員会に付託された。

四月二十八日

特殊詐欺及び利殖勧誘詐欺等の抑止のための郵便物受取サービス（いわゆる私設私書箱）の適正化を求めることに関する陳情書（東京都千代田区霞が関一の一の三　荒中）（第一一一号）

同月二十六日

飲食店等に対する営業時間短縮の要請に係る協力金の改善を求める意見書（兵庫県議会）（第一八七九号）

営業時間短縮要請の対象となっていない飲食店及びその取引先への財政支援を求める意見書（札幌市議会）（第一八八〇号）

エネルギー基本計画見直しに関する意見書（福井県敦賀市議会）（第一八八一号）

経済対策の更なる充実等を求める意見書（宮崎県議会）（第一八八二号）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する支援の拡充等を求める意見書（新潟県議会）（第一八八三号）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等への更なる支援を求める意見書（岐阜県下呂市議会）（第一八八四号）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食業等への支援を求める意見書（島取県議会）（第一八八五号）

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援拡充を求める意見書（島根県大田市議会）（第一八八六号）

地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書（福岡県飯塚市議会）（第一八八七号）

中小事業者への経営支援の強化を求める意見書（兵庫県議会）（第一八八八号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第二三号）

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮川伸君。

○宮川委員　おはようございます。立憲民主党の宮川伸でございます。

冒頭、新型コロナウイルスのインド変異株についてコメントさせていただきます。

インドで今猛威を振るっている変異株でありますが、この変異株が日本にも入ってきているのではないか、そして、空港検疫で幾つか見つかっていますが、国内でも一例入っているのではないかというふうに聞いております。このインドの変異株、私は、しっかりとこれを抑えないと、またイギリスの変異株と同じように第五波の要因になるかもしれない、また経済に大きなダメージを与え

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官佐藤暁君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官畠山陽二郎君、経済産業省大臣官房審議官安居徹君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長茂木正君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、特許庁長官糟谷敏秀君、中小企業庁事業環境部長飯田健太君、原子力規制庁長官官房審議官金子修一君及び原子力規制庁原子力規制部長市村知也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長　これより会議を開きます。

それから、コロナの影響が長期化する中で、中小企業の資金繰りDIでございますけれども、コロナ前と比較すると、業種によっては依然厳しい状況にはございます。二〇二〇年四月―六月期のマイナス四八・三、これが底であったわけでございますけれども、今年の一―三月期で見ますと二〇・六と、改善傾向にはございます。

他方で、事業者の業績は、業種や個別企業ごとにかなり様々でございまして、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、日本商工会議所の三月の調査ですと、例えば半導体関連ですとか家庭向けの飲食料品関連ですとか、好調であるということでございます。また、東京商工リサーチの調査ですと、三月ですけれども、約三割の中小企業が、コロナ禍前の二〇一九年と比べて、売上げが増加しているというお話もございます。

様々でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、企業の不安感を払拭するためにも、当面の資金繰りの万全を期すために、梶山大臣、麻生大臣らとともに、政府系、民間金融機関などに対して、据置期間などが到来する既往債務のリスケについて長期の延長を積極的に提案するなど、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うことなどを累次にわたって要請しているところでございます。

○美延委員　そこはしっかりやってもらいたいと思うんですけれども、結論から言って、融資ではなくて持続化給付金のような直接助成ができる、手元資金が少ない中小零細企業の不安を払拭するような支援の必要性が、私はやはり、この事態になったらあると思うんですけれども、梶山大臣、どうお考えか。

○梶山国務大臣　持続化給付金は、昨年の状況の中で、使途を限定しないという形で全国対象に、また全企業対象にしたものでありますけれども、今回の蔓延防止対策等はやはり地域が限定をされているということもあり、その中でのでき得る限りの対策は立てていかなければならないと思っております。

ただ、今業況が悪い観光業であるとか、また飲食業、そういったところの融資も五年の据置期間があったんですけれども、できるだけ早く返したいということで、一年以内での設定というものが非常に多いということを聞いております。こういったものの条件変更について柔軟に行うこと、さらにはまた、中小企業といえども、資本性の資金の融資であるとか、そういったものも含めて考えてまいりたいと思いますし、でき得る限りの対策、私どもで考えてまいりたいと思っております。

○美延委員　是非、大臣、よろしくお願いいたします。これに関しては、また改めて質疑をさせていただきます。

本日はこれで終わります。ありがとうございました。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、二十五分間お時間をいただいておりますので、先日、政府の方で発表されました、二〇三〇年に向けた温室効果ガスの削減目標、四六％という数字について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、大臣にお伺いをしたいと思いますが、先日、総理の方が気候変動サミットの中でも発言をされましたけれども、二〇三〇年までに二〇一三年度比マイナス四六％という目標を目指す、さらには、五〇％という高みを目指して努力をするというような趣旨の御発言をされましたが、この発言、当然、対外的に総理が発言されましたので、政府としてもオーソライズされたものというふうに理解をしておりますが、それでよいかどうかというところをまず確認させてください。

○梶山国務大臣　先週、地球温暖化対策本部、また気候変動サミットにおいて、菅総理は、二〇五〇年目標と整合的で野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四六％削減することを目指す、さらに、五〇％の高みに向けて挑戦を続けていくということを表明いたしました。

今後、この総理の発言に沿って検討を進め、パリ協定に基づく二〇三〇年の削減目標として国連に提出すべく、政府としての正式な決定を別途行うことになります。

経済と環境の好循環を生み出し、二〇三〇年の野心的な目標に向けて力強く成長していくために、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の見直しや、投資を促すための刺激策など、集中的に議論を行い、結論を出してまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、世の中的にも、この新たな二〇三〇年目標が設定されたということは大変に大きな注目を集めております。特に産業現場からは、その実現可能性について、ある種の懸念、不安と、それによる産業変革への期待、こういったものが入り交じった感情が今現場にはあるというふうに理解をしております。

今大臣の答弁にもありましたように、今回、一つ、第一印象として思いますのは、ともすると、政治主導的な、政治判断的な要素が大変強く見受けられるところであります。

ただ一方で、産業現場からは、今申し上げたような懸念や不安もありますので、その不安を払拭するための質問をこれからさせていただきたいというふうに思います。

まず、この四六％という目標なんですが、いつ、どのような会議で決定されたものなのか、決定に至るプロセスについて少し詳細に御紹介をいただければと思います。よろしくお願いします。

○矢作政府参考人　お答えいたします。

二〇三〇年に向けましては、これまでも、地球温暖化対策計画の見直しに向けました中央環境審議会それから産業構造審議会の合同会合、それからエネルギー基本計画の見直しに向けました総合資源エネルギー調査会等におきまして、二〇五〇年カーボンニュートラル目標に向けた議論が進められているところでございます。

例えば、環境省と合同で開催している、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた今後の気候変動対策、あるいは、農林水産分野それから廃棄物分野等における地球温暖化対策の取組、それから、代替フロン等四ガスの削減対策、こういった論点について検討を逐次重ねているところでございます。

また、総合資源エネルギー調査会におきましては、例えば二〇三〇年の省エネ量の見通しにつきまして、従来の五千三十万キロリットル、こういった見通しから、五千八百万キロリットルへの深掘りを見込んで、更なるその深掘りを検討する。あるいは、再生エネルギーの拡大につきましては、環境アセスの要件緩和などの政策強化、こういったものも含めまして、約二千九百億キロワットアワー、電源構成にしますと三割前後程度、こういったものを数字として示す、その上で、更なる政策対応によってどの程度の導入拡大が見込めるか、こういった議論を重ねてございます。

それから、原子力につきましても、国民の信頼回復に努めて安全最優先の再稼働を進める、あるいは石炭火力につきましては、安定供給確保を大前提に、できるだけ電源構成の比率を引き下げていく、こういった詳細な議論を重ねているところでございます。

こういった議論の積み重ねを踏まえまして、二〇五〇年カーボンニュートラルに整合させるよう、野心的な目標として、四月二十二日の地球温暖化対策推進本部におきまして総理より表明されたというふうに考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、幾つか会議体を紹介していただきました。中央環境審議会、産業構造審議会、そして総合資源エネルギー調査会等での検討をしてきたということでありますが、私の手元には、先日、三月三十一日に行われた第一回気候変動対策推進のため

の有識者会議の際に配られた資料がございます。

これは事務局資料なんですが、この中を見ますと、今おっしゃっていたようなそれぞれの会議の名称が書かれているんですが、よく事務方から話を聞いてみますと、今答弁の中にもあったように、例えば環境アセスについては中央環境審議会、そして総合資源エネルギー調査会ではまた別のテーマで検討が重ねられているだとか、本当に会議ごとに取り扱うテーマがばらばらで、どこで何を議論しているのかが産業現場からすると非常に分かりづらいし見えづらい、こういう課題があります。

これから九年後の話、二〇三〇年というのは九年後の話ですので、産業現場と足並みをそろえて、心を合わせて取り組んでいくためには、政府で今何が議論されていて、どういう方向性なのかという情報公開という部分には、より一層気を遣っていただきたいと思うんです。

例えば、内閣官房ですとか経済産業省、環境省のホームページからそれぞれの調査会や審議会のホームページに入り、議事録をチェックすることはできますが、これを是非一か所にまとめていただくなり、そういった対策をこれから取っていただけないものか、そういう声をいただいているんですが、いかがでしょうか。

○矢作政府参考人　お答えいたします。

政府のこれまでの議論につきましては、御指摘いただきましたように、各省のホームページでそれぞれの審議会の資料等を公表しているところでございます。

ただ、御指摘のありましたような、どのような分かりやすいやり方があるか、しっかり検討していきたいと思います。

○浅野委員　是非お願いいたします。

これはすごく細かな話なんですが、国民あるいは産業現場から見たら、知るすべはそこしかほぼないわけですね。ですから、情報公開をしっかり行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、これまでは、二〇三〇年時点での温室効果ガス削減目標の数値は、二〇一三年度比マイナス二六％という数字でありました。これを策定したときに、どういう根拠に基づいてマイナス二六となったのか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○矢作政府参考人　お答えいたします。

昨年三月に提出いたしました現行の我が国のNDC、これの中では、二〇一五年に策定した約束草案の、二〇三〇年度に温室効果ガス排出量を二〇一三年度比二六％削減する、この目標を確実に達成する、その上で、この水準にとどまることなく、削減努力を追求していくというふうに記載してございます。

この二六％削減という水準は、二〇三〇年度目標として、現行のエネルギーミックスと整合的に、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏づけのある数字として示したものでございます。

具体的に申し上げますと、二〇三〇年でのエネルギーミックスにおきましては、再生可能エネルギーの電源比率は二二から二四％、あるいは原子力発電は二〇％から二二％とされている等々、その内訳が現行のエネルギーミックスで記載してございます。これによりまして、エネルギー起源の二酸化炭素排出量は、二〇一三年度比で二五％削減できると見込んでございます。

このほかの非エネルギー起源の数値等々も、そこに記載しているという状況になってございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

本日お配りしております資料の三を御覧いただきたいんですが、こちらには、部門別のCO_2排出量の現状と目標ということで、二〇一三年度の実績と二〇一九年度の実績、そして、これまでのNDC、二〇三〇年時点でのマイナス二六％を達成した場合のCO_2排出量が部門別に掲載されてございます。

今答弁いただきましたように、マイナス二六％によって達成する目標のときには、かなりの裏づけをして、積み上げ型といいましょうか、実現可能性が十分にあるというものでありました。

ただ、今回の二〇三〇年の新たな目標は、そうではない。先ほど大臣からも答弁いただきましたように、かなり、積み上げというよりは、政治主導でまず目標を決めて、そこにどうたどり着くかはこれから考えるんだ、そういうような話でありまして、積み上げ型から、まず目標を設定してバックキャストで実現方法を探るというやり方に大きく政府の目標設定の在り方が変わったものというふうに理解をしております。

次の質問に移りますが、じゃ、マイナス四六％という数字が一体どこから浮かび上がってきたのかというところについて、まず答弁をいただきたいと思います。

○梶山国務大臣　先ほど申し上げましたのは手続の話ということでありまして、国連への提出については、政府としての正式な決定を別途行う必要があるということであります。

ですから、あとは、本来ですと、NDCというのはCOP26までに出すものということでありますけれども、アメリカまたEU等が先行して出していくような方針もありました。ただ、それに対しましては、私どもも積み上げをしてきたということであります。産業界との対話というものは、私どもの、経産省で続いているところであります。

二〇三〇年に向けては、総合資源エネルギー調査会、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合等において、二〇五〇年のカーボンニュートラル目標を踏まえて議論が進んでいるということで、先ほど矢作審議官からも説明があったかと思いますけれども、例えば、従来の省エネ量の見通しを五千三十万キロリットルから五千八百万キロリットルに深掘りをしていく、そして、再エネの拡大に向けても具体的な数値を可能性として上げております。これが、削減率、どういった形でつながるかということも説明をしております。

また、原子力の活用ということ、火力発電のフェードアウトということ、そういったものも含めて、あとは、私どもの担当外ですけれども、非エネルギー分野、先ほど委員から提出された資料にもありますけれども、非エネルギー分野がどのくらい可能かということも含めて総理が判断をされたということでありまして、私どもとしては積み上げはしてきているということで、更にまたそれを精緻なものにしていって、正式なものとして国連に提出をするということになります。

○浅野委員　どうもありがとうございます。

経済産業省の中では、今大臣がおっしゃられたように、かなり、各分野ごとにどこまで減らせるかということを検討してきて、積み上げをしてきたと。ただ、今回、総理が決断をされた四六という数字自体はその積み上げられる量を超えているという理解を私はしているんですけれども、なかなか、今の御説明を聞いても、じゃ、そもそも何で四六なのかというところについては答えが見出せていない状況であります。

少し、私もいろいろ話を伺いまして、御紹介させていただきますと、二〇一八年に、IPCC、気候変動に関する政府間パネルが作成した一・五度特別報告書というのがございます。この中では、気候変動に関する国連枠組み条約に加盟する全ての国がもし二〇三〇年までにCO_2排出量を四五％減らせれば、そして二〇五〇年までに正味ゼロを達成できれば、この地球温暖化を一・五度に抑えることは不可能ではないというような趣旨の記載をしているんです、この一・五度特別報告書の中で。まず、ここの中で二〇三〇年でマイナス四五％という数字が出てきたわけですね。

さらに、日本の場合なんですが、今のは世界共通でこういう目標はどうですかという提案がされたという話なんですが、日本国内では、二〇一三年度の実質排出量は十四億八百トンでありました。これを二〇五〇年にゼロにするといったときに、二〇一三年の十四億八百トンから二〇五〇年のゼロというところに、一直線、直線を引くんですね。それで、じゃ、二〇三〇年段階でどの程度

の量かというのを算術的に出しますと、大体七・五億トン、ちょうどマイナス四五％になるそうなんです。ですから、国際的にこういう目標はどうですかというふうに提案をされた四五％という数字と、もし日本が二〇一三年から五〇年まで直線的に二酸化炭素を減らした場合には、ちょうど二〇三〇年段階では四五％ぐらい減ることになるというところで、ある程度整合が取れるわけです。

ですから、私は、四五％という数値自体には、余り、とっぴな点といいますか、ある程度これまでの議論や国際的な提案の中からも予想ができた水準ではないかと思うんですが、ここからは、じゃ、なぜ四五じゃなくて四六なんだというところが今気になっているところであります。政治判断のさじ加減の範疇だという話なのか、あるいはそこに日本政府としての何らかの意図があるのかということでありますが、これに関して、なかなか答えにくいのかもしれませんが、もし答弁できましたらお願いいたします。

○矢作政府参考人　お答えいたします。

どうやって総理の御表明された数値に至ったかという点につきましては、先ほど来答弁させていただいていますとおり、いろいろな議論を積み重ねた上で総理が御決断されたということだと思ってございます。

一方で、今お話のあった、ＩＰＣＣのお話、これは幾つかのベースが、例えば、ＩＰＣＣの議論というのは、温暖化ガス全体ではなくて、二酸化炭素、その部分についての分析であったり、議論に幅がある。例えば、二〇三〇年まで、二〇一〇年水準から、例えば四〇％から六〇％、こういった幅を持って減少した場合、地球温暖化を一・五度に抑えられるという可能性が高い、こういった議論の展開になってございます。

したがいまして、結果からいって、この四六％という水準、これはそのＩＰＣＣの報告書と見比べましても、二〇五〇年カーボンニュートラルを目指す上で整合的という、その言える材料にはなるだろうというふうには考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

ですから、今日の議論の、これまでの議論の中で、四五か四六かというところはあるんですけれども、おおよそ四五％前後というのが二〇三〇年段階で目指すべき水準だということは、ある一定の妥当性はあると思うんです。問題は、これからそれを実現できるかどうかですから、その計画の具体化作業というのが大変重要になってくると思います。

先ほど大臣も、ＣＯＰ26に向けてというような御発言もありましたけれども、これからどのような日程感、スケジュール感でこの具体化が進んでいくのか、教えていただきたいと思います。

○矢作政府参考人　お答えいたします。

経済産業省といたしましては、総理の御発言を受けまして、これから、御指摘の目標達成に向けました具体的な方策、計画、これにつきまして、エネルギー基本計画の議論、あるいは地球温暖化対策計画の見直しの中で検討を進めていきたいというふうに思ってございます。

具体的には、現在進められているエネルギー基本計画の見直しの中で、Ｓプラススリーｅのバランスを取ることを大前提に議論を進めていきたいと思ってございますけれども、それから、地球温暖化対策計画、この見直しに向けましては、これは経済産業省だけじゃなくて、各省庁含めまして、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合について集中的に議論を進めたいと思ってございます。

特に、エネルギー基本計画の見直しにつきましては、総合資源エネルギー調査会、この基本政策分科会、これは本日もこれから開催する、このエネルギー基本計画の見直しだけでも十一回目になるというところでございますけれども、こういったことも含めて、今後も議論を加速してやっていきたい。

タイミングにつきまして、今決まっているものがあるわけではございませんけれども、今後も六月のＧ７サミット、あるいは十一月のＣＯＰ26、こういった一連の国際会議が予定されている中で、今言ったように議論を集中して、加速化して進めていきたい、このように考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございます。是非、計画、具体化されましたら、その都度、先ほど申し上げた分かりやすい方法で、国民に対しても、産業現場に対しても、周知をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

残りの時間は、少しテーマを変えまして、水素の話に移りたいと思います。

これからカーボンニュートラル社会を目指すに当たっては、燃料の大規模な転換というのが必要になってまいりますが、今、これまでもそうでしたが、注目されているのは水素。私自身は、今、水素以外にも合成燃料やメタン、メタノール、そしてアンモニア、こういったものが次世代の燃料として活用できるんじゃないかと議論が進んでおりますが、いずれの次世代燃料も、原料としては水素をベースに、触媒で反応させて、メタンやメタノールやそのほかの物質に変換する。ですから、水素というのは非常に基本的な物質でありまして、これをいかに確保できるかというのが安全保障上も大変重要になってくるというふうに思います。

通告していた順番を少し入れ替えさせていただきますが、水素の製造方法として今少しずつ注目が集まっているのは、ＨＴＴＲ、高温ガス炉の活用による水素製造であります。

今日の資料の最終ページに関連記事を掲載させていただいておりますが、赤線が引いてあるところを御覧いただきたいと思いますが、ＨＴＴＲによって大量、安価に水素を供給できる可能性があるということ、そして、五〇年に天然ガス並みの価格を実現することを目指して、今研究が進められているということであります。

この高温ガス炉を使った水素製造というのが今どこまで進んでいるのか、そして、今後コストの面でどの程度の競争力を持ち得るのか、最新の状況を教えていただきたいと思います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

水素を社会実装していくためには、大規模でかつ安価に水素を製造、供給することが重要だと考えておりまして、その中で、高温ガス炉というものは、通常の原子力の軽水炉と異なりまして、冷却材にヘリウムを使うということで非常に安全であるとともに、七百度、八百度といった非常に高温になり、その高温の熱を利用した水素製造ということで今注目を浴びてきているところでございます。大量かつ安価なカーボンフリー水素製造の可能性があるというふうに我々も認識しているところでございます。

日本の中では、委員御指摘のように、ＪＡＥＡが高温工学試験研究炉、いわゆるＨＴＴＲということを保有してございます。高温ガス炉の分野では、世界の中でも先駆けてこの研究開発を進めてきているところでございまして、まさにその施設を活用した形で水素製造の技術開発ができないかということの検討に今着手したところでございます。

二〇三〇年までに大量かつ安価なカーボンフリー製造に必要な要素技術の開発を目指す、開発を支援していくということについて、昨年末に公表しましたグリーン成長戦略においてもこの実行計画を示したところでございます。

水素製造については、コストがやはり大変重要になってまいります。お示しいただきましたように、ノルマル立米十二円ということをＪＡＥＡの方でも、これは水素製造に加えて発電とか熱供給も併用することが前提になるわけでございますが、いわゆる天然ガス価格並みにするという試算も示されてございます。

実用化に向けては製造コストの低減も重要な課題でございまして、この試算も念頭に置きながら、高温ガス炉を用いた水素製造技術の開発を支援していきたいというふうに考えてございます。

○浅野委員　水素の国内製造というところに関しては、ほかにもいろいろな手段がありますが、是非、経済産業省としても、二〇三〇年に向けて強

力に支援をいただきたいと思います。

あと、最後になりますが、エネ庁が作成した二〇三〇年に向けたエネルギー政策の在り方という資料が最近出ました。これの二百八十八ページを見ますと、今、水素のこれからの供給の在り方として、一つは再エネなどを用いた国内での製造、そしてもう一つは海外からの大規模輸入という二つのアプローチが提言されているんですけれども、これは是非、国内製造が大変重要だと思いますし、優先順位も高いと思いますので、その姿勢を明示していただいて、国内製造に対する産業界の投資促進というのは是非進めていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思いますが、大臣、よろしいですか。

○梶山国務大臣　海外から大部分を輸入している化石燃料に代わって今度は水素を輸入するということでは、日本の将来というのはやはり暗いものになってしまう。やはり国内製造というものを考えた上で、コストをいかに低減できるかということを、技術開発も含めて、全力で取り組んでまいりたいと思います。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○富田委員長　次に、内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。梶山経済産業大臣。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

〔本号末尾に掲載〕

○梶山国務大臣　御説明に先立ちまして、法案の条文案に四か所、条文案以外の参考資料に二十か所の誤りが判明したことにつきましては、国会に法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として、誠に申し訳なく、改めて深くおわびを申し上げる次第であります。今後このようなことがないようにしっかりと対応してまいります。

ただいま議題となりました産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済が戦後最大の落ち込みを記録する中、厳しい状況に置かれている事業者に対し、引き続きその事業継続や雇用の維持に必要な支援を行っていく必要があります。他方、世界各国で新たな日常への模索が続く今こそ、我が国が旧態依然とした経済社会システムから本格的に脱却し、グローバルな構造変化へと一気に適応していくチャンスでもあります。

成長戦略としての二〇五〇年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、新たな日常に向けた事業再構築など、山積する課題に対し必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要です。さらに、人口が急速に減少する中、地域の経済や雇用を支える小規模事業者の持続的発展を図りつつ、中小企業から中堅企業への成長を促すことで海外で競争できる企業を増やしていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、産業競争力強化法の一部改正等です。

第一に、グリーン社会への転換のための施策を講じます。カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を認定し、脱炭素化効果が高い製品の生産設備への投資や、生産工程等の脱炭素化を進める設備への投資に対する税額控除や計画の実施に必要な借入れに対する利子補給を措置します。

第二に、デジタル化への対応のための施策を講じます。デジタル技術を活用した全社レベルのデジタルトランスフォーメーションに関する事業者の計画を認定し、クラウド技術を活用したソフト、ハードのデジタル関連投資に対する税額控除などの措置を講じます。

第三に、新たな日常に向けた事業再構築のための施策を講じます。コロナ禍などで赤字を被った企業が、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、事業再構築等に取り組む場合に、事業者の計画を認定し、繰越欠損金の控除上限の引上げなどの措置を講じます。

このほか、コロナ禍を踏まえ、バーチャルのみで株主総会を開催することができる特例や、大型ベンチャー企業への債務保証制度、事業再編、事業再生の円滑化等に関する制度を措置します。

次に、中小企業等経営強化法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び下請中小企業振興法の一部改正です。

第一に、中堅企業への成長促進のための施策を講じます。中小企業の積極的な事業や規模の拡大を促進する経営革新計画の承認制度等について、新たな支援対象類型を創設し、金融支援等を措置します。

第二に、中小企業の経営資源の集約化のための施策を講じます。MアンドAに先立ち実施する調査に係る事項を記載した経営力向上計画を認定し、MアンドA後の簿外債務等のリスクに備えるために積み立てた準備金の金額の損金算入や金融支援を措置します。あわせて、中小企業が所在不明株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間を五年から一年に短縮する特例を措置します。

第三に、中小企業等の経営基盤の強化のための施策を講じます。中小企業者と連携して事業継続力の強化に取り組む中堅企業に対し、金融支援等を措置します。あわせて、フリーランスに見られる取引を始め、より広い取引を下請中小企業振興法の対象とする等の措置を講じます。

また、これらの措置に加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○富田委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

○富田委員長　この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る五月十二日水曜日午後一時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る五月七日金曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

正午散会

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律

（産業競争力強化法の一部改正）

第一条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条―第十四条）」を

「第二章　新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第五条の二―第十四条）

第一節　新技術等実証及び新事業活動の促進（第五条の二―第十四条の六）

2021年5月7日
経済産業委員会
（質疑要旨）

産業競争力強化法改正案　カーボンニュートラル投資促進税制について

2021.5.7（Fri）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●平成30年の省エネ法改正から連携省エネルギー認定制度※が運用されてきたが、今回からカーボンニュートラル投資促進税制に移行する

※複数事業者が連携して行う省エネの取り組みに関する計画を国が認定し、認定された事業者は定期報告において連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することが可能となる制度

●令和三年3月末時点における連携省エネルギー認定制度の計画認定は、補助金による支援が6件、省エネ税制による支援が0件となっている

委員会での浅野の発言要約

「制度上、複数の事業者間でこの制度を活用することは可能なのか。可能であれば、もっと分かりやすく周知すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「事前に認定を受ける事業適応計画については、複数事業者による共同申請が可能。事業者に分かりやすく周知していく」

矢作政府参考人

産業競争力強化法改正案　税額控除率の水準について

2021.5.7（Fri）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●今回の改正案では、税制における税額控除は最大10％となっている

●アメリカでは最大30％の税額控除により、3ギガワット級の大規模な発電所兼エネルギー貯蔵施設の建設プロジェクトが進んでいる

●ドバイでは2030年までに5ギガワット級のソーラー発電、エネルギー貯蔵施設の建設が進んでいる

委員会での浅野の発言要約

「今回、税額控除は最大10％だが、世界に比べると見劣りしている。エネルギー転換のため大胆な支援を打っていくべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「最大10％の控除は企業が行う設備投資の税制としては前例がなく、企業の投資判断における効果や意義は大きい。この税制は脱炭素化に資する設備投資を広く対象としているところを評価いただきたい」

新原政府参考人

2021年5月7日
経済産業委員会
（質疑要旨）

産業競争力強化法
改正案

DX投資促進税制について

2021.5.7（Fri）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●これまでIoT税制として運用されてきたが、令和二年の3月に廃止され、廃止時点での認定件数は210件

●新たなDX投資促進税制の適用要件には、クラウド技術の活用が含まれている

●クラウド技術の活用は、初めて情報のデジタル化に取り組む企業にとってハードルが高くDXの普及に懸念がある

委員会での浅野の発言要約

「なぜクラウド技術の活用が要件に含まれたのか、その経緯や必要性について伺う」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「日本の場合、部門ごとの縦割りや自前主義がレガシーの要因となっており、それらを打破するべく、この税制では支援する対象として、オープンなクラウド技術を要件とした」

新原政府参考人

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第十一号

令和三年五月七日（金曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長	富田　茂之君		
理事	鬼木　誠君	理事	佐藤ゆかり君
理事	関　芳弘君	理事	武藤　容治君
理事	山際大志郎君	理事	斉木　武志君
理事	山岡　達丸君	理事	中野　洋昌君
	畦元　将吾君		穴見　陽一君
	石川　昭政君		上野　宏史君
	神山　佐市君		神田　裕君
	工藤　彰三君		小林　鷹之君
	佐々木　紀君		鈴木　淳司君
	武部　新君		辻　清人君
	冨樫　博之君		西村　明宏君
	福田　達夫君		福山　守君
	穂坂　泰君		星野　剛士君
	三原　朝彦君		宗清　皇一君
	八木　哲也君		逢坂　誠二君
	落合　貴之君		菅　直人君
	松平　浩一君		宮川　伸君
	山川百合子君		山崎　誠君
	高木美智代君		笠井　亮君
	美延　映夫君		浅野　哲君
	石崎　徹君		

経済産業大臣	梶山　弘志君		
経済産業大臣政務官	宗清　皇一君		
政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）	更田　豊志君		
政府参考人（内閣官房成長戦略会議事務局次長）	野原　諭君		
政府参考人（財務省大臣官房審議官）	江島　一彦君		
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）	中原　裕彦君		
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）	矢作　友良君		
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）	三浦　章豪君		
政府参考人（経済産業省経済産業政策局長）	新原　浩朗君		
政府参考人（経済産業省製造産業局長）	藤木　俊光君		
政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）	茂木　正君		
政府参考人（中小企業庁次長）	奈須野　太君		
政府参考人（中小企業庁事業環境部長）	飯田　健太君		
経済産業委員会専門員	宮岡　宏信君		

委員の異動

五月七日

辞任		補欠選任	
	冨樫　博之君		福山　守君
	山崎　誠君		山川百合子君

同日

辞任		補欠選任	
	福山　守君		冨樫　博之君
	山川百合子君		山崎　誠君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第二三号）

○富田委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房成長戦略会議事務局次長野原諭君、財務省大臣官房審議官江島一彦君、経済産業省大臣官房審議官中原裕彦君、経済産業省大臣官房審議官矢作友良君、経済産業省大臣官房審議官三浦章豪君、経済産業省経済産業政策局長新原浩朗君、経済産業省製造産業局長藤木俊光君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長茂木正君、中小企業庁次長奈須野太君及び中小企業庁事業環境部長飯田健太君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。工藤彰三君。

○工藤委員　自由民主党の工藤彰三です。

経済産業委員会に所属させていただきまして初めての質問でございます。委員長、理事、皆様各位に対して、本当にこの発言の場をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

順次質問させていただきます。

菅内閣総理大臣は、昨年、就任後、令和二年十月二十六日の衆議院本会議場での所信表明演説の中で、グリーン社会の実現に最大限注力してまいりますと発言されました。この発言に、正直、総理、今のお言葉は本当なんでしょうかと私は戸惑いました。

なぜなら、私が当選したのが平成二十四年でありますが、初当選後にある先輩議員がやってまいりまして、工藤、これからは再生可能エネルギーや脱炭素化の時代がやってくるぞ、その一つが水素エネルギーだから、研究会をつくるから参加してほしいと言われ、入会しました。会を開くごとに、参加者は三人から四人、説明者や官僚の皆さんの方が人数がはるかに多く、当初は、水素社会実現、この議連は大丈夫なのか、もつのであろうかと言いながら、ほど遠いなと思っておりましたが、それが、この発言、その前からですが、変わってきました。

この水素というのは、長年、私が生まれる前から研究をされておりまして、学者の皆さん、研究者の皆さん、そして役人、産業界の皆さんが取り組んできた永遠の課題と言われる再生可能エネルギーの一つであります。そのことが、転機が起こり始めて、国内では様々な県や都市で水素の実証実験が行われたり、震災復興の福島では、皆さん御存じの、太陽光発電システム由来の水素を利活用しました東京オリパラ大会の実施、要は、福島でつくった太陽光からの水素、それを持ってきて、選手村やトラック、そして東京都のバスそのものに利活用しようという試みでありますが、是非とも、これは東京オリパラ、今コロナで大変な時期でありますが、成就していただきたいと願っております。

コロナ禍中のヨーロッパにおいては、EU、イギリス以外で、水素利活用から経済を再生するということを打ち出してまいりました。水素発電にかじを切るという大胆なエネルギー政策の転換を発表。本当にこれはびっくりしたんですが、この金額は本当なのかと思ったのが、桁違いな予算

含む生産プロセスの改善やバックオフィス業務のデジタル化などの取組を支援するとともに、中小企業デジタル化応援隊事業によるIT専門家への補助を通じて、昨年九月以降、延べ一万二千者を超える事業者のデジタル化を支援しております。

また、中小企業の新分野展開や業態転換などを支援すべく、令和二年度第三次補正において約一・一兆円を措置した事業再構築補助金では、低炭素技術やデジタル技術を活用して日本の経済成長を牽引し得る案件は審査において高く評価するということで、その旨公募要領に明記しております。

これらの補助金を活用して、生産性向上や事業再構築に取り組む中小企業による低炭素技術やデジタル技術の活用を更に促してまいりたいと考えております。

○美延委員　よろしくお願いいたします。

グリーンとデジタルの投資促進税制の税額控除の上限がそれぞれ一〇%と五%とされていますが、それぞれこれは重要な政策目的であることは変わりありません。なぜこのような差が設けられているのでしょうか。さらに、こうした案件及び支援措置の下、本認定制度はどの程度の利用件数を見込んでおり、その結果として、脱炭素化、デジタル化の実現にどのような効果が期待されているのか。併せて教えていただけますでしょうか。

○新原政府参考人　お答え申し上げます。

カーボンニュートラルの税制については、御指摘のとおり、最大で税額控除一〇%、デジタルトランスフォーメーションの税制については、最大で税額控除五%の措置を講じるという差を設けております。

この差でございますけれども、DXの方については、会社全体でのデジタルトランスフォーメーションの実行を通じた事業変革によって、ある程度短期的に利益の向上に資する可能性が高いというふうに考えております。他方で、カーボンニュートラルの方については、中長期的には脱炭素化と利益の向上を両立させる投資ではありますが、必ずしもすぐに短期的な利益の向上に直結しないものを前倒しして促進する必要があるというふうに考えておりまして、したがって、こちらについてはより高い一〇%という水準の税額控除とさせていただきました。

二つ目の御指摘の、利用件数の見込みでございますが、最終的には実際に民間企業においてこの投資が実行されるかどうかというのは様々な要因で決まってくるものでありまして、現在、コロナによって事業面への影響の見通しも不透明である中でございますので、具体的な数値を目標として設定はしておりません、事務的にはいろいろな議論はいたしておりますけれども。

より多くの事業者において、本法案に盛り込んだ制度も活用して、グリーン社会への転換、デジタル化への対応が進むよう強く期待をしておりまして、この利用を促進すべく、説明会の開催、制度の周知徹底あるいは電子申請など、計画認定実務のスピーディーな執行に努力をしてまいりたいと考えております。

○美延委員　今、利用件数については具体的な数値を設定されていないとのことでしたんですけれども、やはり目標という数値は私はやはり設定すべきだと思いますので、これは、大臣、また考えていただきたい、是非、省庁で考えていただきたいと思います。

次に、中小企業の政策の基本的な考え方についてお伺いしたいんですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束されない中、今後、コロナの影響を受けた企業倒産が増加することが懸念されております。

先日、私、この委員会でも質疑させていただきましたが、帝国データバンクの調査によれば、新型コロナウイルス関連倒産は、感染第三波や緊急事態宣言再発出の影響により、昨年十二月以降急増しております。また、東京商工リサーチの調査でも、事業環境の回復見通しに不透明感が漂う中、コロナ関連破綻は、息切れや諦め型のほか、休業していた企業の債務整理などが進み、引き続き増加の勢いを強める可能性が高いとされています。

全国の中小企業にとって、まずこのコロナ禍をいかに乗り切るかが喫緊の課題と考えられていますが、本改正案の内容を見ると、全体として、大企業や中堅企業、そして中堅企業に成長しようとする企業を対象とした施策が多く、小さいながらも生産性の高い企業や地域に貢献する企業が置き去りにされてしまうのではないかという懸念が払拭できません。

我が国企業の八四・九%は、いわゆる製造業等では従業員二十人以下、商業、サービス業では従業員五人以下の小規模企業が占めております。とりわけ、今般のコロナ禍の影響によって、経営基盤の脆弱な小規模企業への支援の必要性が高まっているところ、中小企業政策の基本的な考え方について、梶山大臣の見解を教えていただけますでしょうか。

○梶山国務大臣　地域の経済や雇用を支える中小企業、小規模事業者は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化により大変大きな影響を受けていると拝察をいたします。厳しい経営状況にあるこうした事業者を支援することは大変重要であると認識しておりまして、これまで、持続化給付金や実質無利子無担保融資を措置するなど、前例にとらわれることなく手厚い支援策を講じてまいりました。

また、小規模事業者の販路拡大を支援する持続化補助金や、中小・小規模事業者の設備投資を支援するものづくり補助金を含む中小企業生産性革命推進事業により、コロナ禍を乗り越えようとする中小企業、小規模事業者の前向きな投資を支援してきているところであります。これらについても、具体的には、令和元年度補正から令和二年度の三次にわたる補正予算で支援をしてきているところであります。

このほかにも、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者に対する一時支援金や月次支援金の支給、事業再構築補助金による支援など、様々な支援により、切れ目のない対策を講じてきているところであります。

小規模事業者も、それぞれの地域やそれぞれの業種によってまた役割を果たしており、そういったことが雇用につながっているということもありますので、最大限の支援をしてまいりたいと考えております。

○美延委員　この後、政策資源の配分についてお伺いしたかったんですけれども、今、質疑時間が終了と来ましたので、次回に繰越しさせていただきます。

ありがとうございました。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、産業競争力強化法の改正案に対する質疑、特に、本日、二つのテーマ、いわゆるカーボンニュートラル投資促進税制とDX投資促進税制、この二つに絞って質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、この二つの制度の中身の議論に入る前に、これまで運用されてきた制度についての総括をさせていただきたいと思います。

まず、今回、カーボンニュートラル社会の実現に向けて投資促進税制を創設することにされていますが、これまで、省エネ法の中で連携省エネルギー計画認定制度というものが運用されてまいりました。これは簡単にどういう制度かをおさらいしますと、今日の配付資料の一枚目、表面を御覧いただきたいんですが、ちょうど二〇一八年の経済産業委員会で改正をした内容になりますが、省エネに取り組む事業者、それまでは単独事業者で省エネに取り組んで認定、評価を受けるものだったものが、三年前の改正の際に、複数事業者で一緒に省エネに取り組んでも適正に評価されるような制度内容に変更がされました。

これは、私、当時、非常にいい制度だということで評価をしていたんですけれども、今回これが廃止になり、そして、次、カーボンニュートラル

を目指していく新たな制度に移っていくわけですが、この連携省エネルギー認定制度の実績と、そしてそれに対する政府の評価をまずは伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○梶山国務大臣　省エネ法では、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対しましてエネルギー消費効率の改善状況等の定期報告を求めていますけれども、複数事業者が連携して省エネに取り組めるよう、平成三十年の省エネ法改正において連携省エネルギー計画認定制度を創設し、同年十二月から施行したところであります。

この制度では、複数事業者が連携して行う省エネの取組に関する計画を国が認定をし、認定された事業者に対しては、省エネ法に基づく定期報告において、連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することを可能としております。

また、認定計画に基づく省エネ投資については、補助金による支援、省エネ税制による支援のいずれかの支援を活用できることとしてきました。令和三年三月三十一日時点で六件の連携省エネルギー計画を認定していますが、この六件については、いずれも補助金による支援が活用されています。

この結果、省エネ税制自体の活用はゼロ件でありましたけれども、連携省エネルギー計画の認定を通じて約五百億円もの大規模な省エネ投資がなされており、事業者間連携による省エネ投資を促す枠組みとして一定の効果があったものと考えております。

引き続き、省エネ補助金等と組み合わせながら、実績の積み上げに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

この連携省エネルギー計画認定制度の実績は六件、計五百億円の投資ということで、この規模が多い少ないというのは今日は議論いたしませんが、若干やはり、一桁というところからすると、何らかの課題があったのではないか、そういうふうな印象を受けましたので、是非これは別の機会にも議論を深めさせていただきたいというふうに思います。

この連携省エネルギーの認定制度の実績を踏まえた上で、今回、カーボンニュートラル投資促進税制の話に移っていきたいと思うんですが、資料二を御覧ください。

委員の皆様はもう既に内容は御承知かと思いますが、今回、この投資促進税制、二つの類型を持っておりまして、一つは、脱炭素効果を持つ製品を造る製造ラインを造る場合。もう一つは、それ以外に生産工程全体の脱炭素化に貢献をする設備を導入する場合。後者の場合は、例えばなんですが、ソーラーパネルを設置して再生可能エネルギーを事業所でより多く活用するようにしたりだとか、蓄電池を導入してうまくその再エネを使うとか、こういったことで二酸化炭素、温室効果ガスの排出量を削減していく、こういう効果が望めるわけです。

二問目にお伺いしたいのは、我々委員に配付されている資料を見ますと、私が今申し上げたような、事業所にパネルをつけたり蓄電池を収めたりというようなイメージで、これはやはり事業者単独で利用するような制度かのように理解をしてしまいがちなんですが、これも、やはり、連携省エネ認定制度と同じように、複数の事業者でこの制度を共同で活用できるようにした方がより効果が高まるのではないかというふうに思うんですが、まず、制度上、複数の事業者間で一緒にこの制度を活用することは可能なのかどうか、御答弁をいただきたいと思います。

○矢作政府参考人　お答えいたします。

このカーボンニュートラル投資促進税制でございますけれども、これを利用するに当たりまして、事前に認定を受ける事業適応計画、これにつきましては、連携省エネルギー計画と同様に、複数事業者による共同申請も可能な仕組みとなってございます。

例えば、複数の事業者が連携して共同利用していくような設備の導入などを想定しておりまして、この場合、炭素生産性などの省エネ要件を満たせば本税制の対象となる、そういうものでございます。

○浅野委員　もう一つ関連して確認をさせていただきたいんですが、仮にこれは、サプライチェーン上で一緒に製造行為を行っている下請企業と発注側のある程度規模の大きな企業が共同でそういった取組をするといった場合にも、認定の対象になるという理解でよろしいでしょうか。

○矢作政府参考人　お答えいたします。

要件につきましては今申し上げたとおりでございますけれども、今先生から御指摘のあったような場合、これも基本的に、連携省エネルギーと同様に、連携した申請としてこの新しいカーボンニュートラル投資促進税制の対象となるというふうに考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

今日の配付資料二の真ん中の右側に赤枠で囲ってありますように、ちょっと今、事前に、複数事業者間で共同申請できるという点は事務方の皆さんにも確認させていただいて、ただ、これは、政府が作成したこういう絵を用いた説明資料の中では、複数事業者でも一緒に申請ができますというのがどこにも書いてないんです。

ただ、条文を読むと、第二十一条の十五の第二項に複数事業者での申請も可能だというのが一文書いてあるだけで、これでは恐らく誰も気づかないだろうというふうに思いますので、今後、これは、運用段階に入った際には、できればそういったところは是非分かりやすくしていただきたいと思います。

なぜかというと、こういった認定制度は往々にしてそうなんですが、規模の小さな事業者、中小企業の方々が使おうとした場合に、やはり申請の手間であったり、あるいはその下準備のいろいろな計算だとか情報収集の負担が高くて、なかなか利用に行き着かない場合が多いです。ですから、取引のある大きな企業の力をかりながら一緒に申請をすることで両者が恩恵を受けられる、こういったことは十分にあり得る話ですので、是非その辺りは御配慮いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○矢作政府参考人　お答えいたします。

先生から御指摘がございましたように、この法案の第二十一条の十五の第二項で、「二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。」このように明記されてございます。

ただ、御指摘ございましたように、事業者に分かりやすく周知していくといったことにつきましては、しっかり対応していきたいと思ってございます。

○浅野委員　よろしくお願いします。

そして、今回、この税制、先ほどもほかの委員の方も話題に上げておりましたが、この税額控除の水準について少し質問させていただきます。

その前に、海外の事例をちょっと御紹介させていただきたいんですが、資料の三を御覧いただけますでしょうか。

これは、アメリカにおける投資税額控除制度の概要をまとめたものになります。太陽光ですとか、あるいは風力発電、地熱発電、ヒートポンプ類、こういったものに設備投資をした場合に、こちらの表にありますように、最大三〇％の税額控除を受けることができるような制度が米国にはございます。

これを活用して、アメリカでは、現在、非常に大規模な太陽光発電と蓄電池を組み合わせたエネルギー貯蔵プロジェクトというのが動いておりまして、まさに三ギガワット級とか、そういうとても大規模な再エネ発電所兼エネルギー貯蔵施設を今カリフォルニアに建設中であります。これを建設する際に活用された政府支援策は、税額控除三〇％というこの制度のみを使ったようなんですが、やはり海外に目を向けますと、こういうエネルギー転換のために政府もかなり大胆な支援策を打っております。

是非日本においても、今回、税額控除最大一〇％というものなんですが、それでも、財務省の方に聞くと、特例中の特例だという答えが返ってくるんですが、やはりそれでも世界には見劣りしてしまうような今印象を受けておりまして、ここは、是非、今後、更に大胆な支援を打っていくべきではないか、そんなふうに思うんですが、政府の御見解を伺いたいと思います。

○新原政府参考人　まず、財務省の方が言われたようですが、最大一〇％の税額控除率なんですが、我が国の税制の中では、特定の地域とか、復興支援とか、インフラ整備とか、そういうものを除きますと、個々の私企業が行う設備投資の税制としては前例のないものになっております。我が国の税制ではそうなっておりまして、正直、企業の投資判断における効果や意義は大きいというふうに考えてはおります。

それからもう一つ、今、再生可能エネルギーの関係の設備を挙げられましたけれども、この税制は、御案内のとおり、それだけに限られたものではなくて、脱炭素化に資する設備投資を広く対象としているというところは是非御評価をいただければというふうに思っております。

その上で、再生可能エネルギーについては、この税制のほかに、御案内のＦＩＴ制度、あるいは予算措置なんかもございますので、そういうところで総合的に政策パッケージを組んで振興していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　対象が非常に広いからということも御答弁にありましたが、大臣の、この法案趣旨説明の際にも、本日も触れられておりましたが、これまでの延長線上ではない、既定の枠を超えたような産業界の大きな転換を生み出すためには、やはり、これまでの延長線上ではない支援策の在り方というのは是非御検討を継続していただきたい、そういうふうに思います。

先ほどはアメリカの例を挙げましたが、ドバイでは更に大規模で、二〇三〇年までに五ギガワット級のソーラー発電、蓄電池併設型のエネルギー貯蔵設備、そして、二〇五〇年までには七五％を再生可能エネルギーで運用するというような、かなり壮大な目標を掲げて、今まさに五ギガワットクラスの発電設備を建設しておりますし、やはり、こういった世界のダイナミズムというものは日本も学ぶべきではないか、そのように思いますので、是非、今後とも議論をさせていただきたいと思います。

次のテーマですが、次はＤＸ投資促進税制の方に移っていきたいと思いますが、こちらの税制についても、これまでは、いわゆるＩｏＴ税制と呼ばれていたデータ利活用のための投資促進税制というのがございました。これは事前に確認したところ、令和二年の三月に廃止をされておりますが、廃止時点での認定件数は二百十件ということでありました。これもやはり私としては、これだけＤＸ、ＤＸと言われていて二百十件かという印象を受けているんですが、この実績に対する評価、そして、これからＤＸ投資促進税制を使って更にＤＸを推進していこうという中で、どのようにこれを進めていくつもりなのか、見解を伺いたいと思います。

○梶山国務大臣　委員御指摘のＩｏＴ税制、製造現場におけるデータ連携、利活用などを促して生産性を向上させることを目的として、平成三十年度に措置した制度であります。制度開始から終了までの二年間で、延べ二百十件の投資計画が認定をされました。

ＩｏＴ税制の認定件数については様々な評価があるかもしれませんが、認定計画に含まれる投資額の合計は約六千百二十九億円に達しており、企業のデジタル投資を後押しする効果があったとは考えております。

また、ＩｏＴ税制では、サプライチェーン上の社外データを活用した取組や他の法人と連携した取組に係る投資計画の認定が行われました。例えば、工具や備品の市場において、ユーザーの購入予定情報やサプライヤーの在庫情報など、双方が有するデータを連携させて市場全体の効率化等を実現する計画、自社で行う設備の日常点検記録と請負業者が行う精密点検記録をデータ連携させることで予防保全の精度を向上させる計画などが認定をされました。

このように取組が広がることで、申請企業のみならず、サプライチェーンや業界全体にもデータ連携、利活用が広がっていく効果があったものと認識をしております。

また、こうした取組のほかにも、産業の現場に蓄積されているデータの利活用を促進するために、デジタルを前提として新しい社会システムの見取図を描くデジタルアーキテクチャーの整備などの取組を進めているところであります。

今般の法改正で措置するＤＸ投資促進税制の活用を含め、様々な政策を動員して、データ利活用を促進してまいりたいと思っております。

○浅野委員　それを伺った上で、ＤＸ投資促進税制について質問させていただきたいんですが、データの連携や利活用環境を多くの企業に持っていただく、これは非常に大事なテーマだと思いますし、そこは今回、ＤＸ投資促進税制の中にも盛り込まれている理念になりますが、さらに今回は、加えて、クラウド技術を活用することというのがこの要件に含まれているんですね。

クラウド技術を活用するという要件は、慣れている方からしたらそんなに難しくもないのかもしれませんが、これから情報のデジタル化だとか初めてＤＸに取り組むという企業からしたら、まずはデータの利活用や連携だけでも大変なのに、更にクラウドまで使わなきゃいけないのかと、むしろ門を狭めているような印象にも映るわけですが、なぜこのクラウド技術の活用というのが要件に含まれたのか、その経緯や必要性について教えていただきたいと思います。

○新原政府参考人　御指摘のとおり、クラウド技術というのを要件にしております。これは、インターネットを介してオープンにデータの処理、保管を行うことができる技術をクラウド技術として位置づけて、その活用を税制の適用の一つの要件といたしました。

その理由でございますが、これもいろいろな議論があると思うんですが、日本の場合、これまで、社内でＩＴシステムを導入する場合でも、部門ごとに割れている、課とか事業部とかですね、それがつながっていないということが、今回のコロナ禍でもそうですが、きちっと連携ができていないというところが非常に問題になってまいります。ということで、部門ごとの縦割り、あるいは自前主義ということを何とか打破をしたいということで、そういう自前主義、縦割りがレガシーの要因ともなってきたものですから、この税制については、特段に支援する対象として、オープンなものということで、このクラウド技術ということを要件にさせていただきました。

これを入れること、設計が促されることによって、社内外とのデータ連携、共有が容易になって、また、全社的な経営の視点での改革が進んで、将来における我が国社会全体でのデータ利活用が後押しされるものというふうに期待をしているところでございます。

○浅野委員　時間が参りましたので、続きはまた次回以降にさせていただきたいと思いますが、やはりこれは、大企業とか技術を知っている方だけではなく、中小企業、これからＤＸやカーボンニュートラルに取り組み始める方の背中を押す制度でなければいけないと思います。そういう意味では、門をできるだけ広くしていただきたいと思いますので、今後も是非議論させていただきたいと思います。

本日は終わります。ありがとうございました。

○富田委員長　次回は、来る十二日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

2021年5月12日
経済産業委員会
（質疑要旨）

産業競争力強化法改正法案　取引の透明性・公正性の確保を求める

2021.5.12（Wed）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●既存の中小企業の多くは取引先が限定的、固定的であるため、独自で新規に受注を獲得することは非常に難しい。

●近年、親事業者と下請中小企業との間に入って下請中小企業の強みを生かせる新たなビジネスを行う事業者が出てきている。

●改正案では取引機会等を創出する事業者の認定制度が創設されるが、取引においては透明性・公正性の確保が必要。

委員会での浅野の発言要約

「取引ネットワークの形が大きく変えられ、本当にプラスの効果だけをもたらすのか非常に懸念される。新設される認定事業者に対する取引の透明性・公正性の確保を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「認定事業者による事業実施の公正・透明性を確保するために、経済産業大臣による報告徴収や指導助言、2年ごとの更新制、さらに基準に適合しなくなった場合の認定取消、を行いながらしっかりと監督していく。」

飯田政府参考人

産業競争力強化法改正法案　発注書面の交付義務付け範囲を拡大すべき

2021.5.12（Wed）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●親会社と下請事業者間の発注書面の交付については下請振興法と下請代金法で、それぞれ範囲が規定。

●他方、発注書面の交付がされないケースが年間500件以上発生しており、不利益を被っている事業者が多数。

●今回、下請振興法の改正で発注書面の交付義務が明記されるが、下請代金法で交付義務の対象外となるケースが存在しており、対策が必要。

委員会での浅野の発言要約

「本来やるべきことをやらずに、それを悪用していることによって不利益を被っている下請事業者がいることも事実。国全体で、あるべき取引慣行を実現するためには下請代金法の改正も行い、取引形態の是正を行うべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「下請代金法は発注の際の書面交付義務を課すとともに、親事業者の事業活動を規制するものである。その規制対象の拡大については、新たに規制されることとなる事業者の状況を勘案すると慎重な検討が必要。」

田辺政府参考人

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第十二号

令和三年五月十二日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　富田　茂之君

理事　鬼木　誠君　理事　佐藤ゆかり君

理事　関　芳弘君　理事　武藤　容治君

理事　山際大志郎君　理事　斉木　武志君

理事　山岡　達丸君　理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　穴見　陽一君

石川　昭政君　上野　宏史君

小倉　將信君　大岡　敏孝君

門山　宏哲君　神山　佐市君

神田　裕君　工藤　彰三君

小林　鷹之君　佐々木　紀君

鈴木　淳司君　武部　新君

津島　淳君　辻　清人君

冨樫　博之君　西村　明宏君

福山　守君　藤原　崇君

穂坂　泰君　星野　剛士君

宗清　皇一君　八木　哲也君

逢坂　誠二君　落合　貴之君

菅　直人君　松平　浩一君

宮川　伸君　山崎　誠君

高木美智代君　笠井　亮君

美延　映夫君　浅野　哲君

石﨑　徹君

経済産業大臣　梶山　弘志君

経済産業大臣政務官　宗清　皇一君

政府参考人（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長）　田辺　治君

政府参考人（財務省大臣官房審議官）　土谷　晃浩君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　富田　望君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　中原　裕彦君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　矢作　友良君

政府参考人（経済産業省経済産業政策局長）　新原　浩朗君

政府参考人（経済産業省貿易経済協力局長）　飯田　陽一君

政府参考人（経済産業省商務情報政策局長）　平井　裕秀君

政府参考人（経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官）　山本　和徳君

政府参考人（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長）　佐藤　悦緒君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（中小企業庁次長）　奈須野　太君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君

参考人（株式会社日本総合研究所理事長）　翁　百合君

参考人（中小企業家同友会全国協議会会長）　広浜　泰久君

参考人（株式会社菊池製作所執行役員副社長）　一柳　健君

参考人（早稲田リーガルコモンズ法律事務所弁護士）　川上　資人君

経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君

委員の異動

五月十二日

辞任

補欠選任

神山　佐市君　門山　宏哲君

武部　新君　小倉　將信君

西村　明宏君　藤原　崇君

三原　朝彦君　大岡　敏孝君

同日

辞任　補欠選任

小倉　將信君　津島　淳君

大岡　敏孝君　福山　守君

門山　宏哲君　神山　佐市君

藤原　崇君　西村　明宏君

同日

辞任　補欠選任

津島　淳君　武部　新君

福山　守君　三原　朝彦君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第二三号）

○富田委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長田辺治君、財務省大臣官房審議官土谷晃浩君、厚生労働省大臣官房審議官大坪寛子君、厚生労働省大臣官房審議官富田望君、経済産業省大臣官房審議官中原裕彦君、経済産業省大臣官房審議官矢作友良君、経済産業省経済産業政策局長新原浩朗君、経済産業省貿易経済協力局長飯田陽一君、経済産業省商務情報政策局長平井裕秀君、経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官山本和徳君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、中小企業庁次長奈須野太君及び中小企業庁事業環境部長飯田健太君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮川伸君。

○宮川委員　おはようございます。立憲民主党の宮川伸でございます。

今日は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案に関連して御質問をいたします。

まず、この背景ですけれども、いただいた資料を見ますと、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面、他方、古い経済社会システムから脱却し、新たな日常への構造変化を図るチャンスだということだと思います。

そういった中で、グリーン社会への転換やデジタル化への対応というようなものがありますが、私は、この中に、もう少しやはりバイオの分野に関しても入れ込むべきじゃないかというふうに思っています。

いまして、官民双方のデジタル化が重要であるということを痛感したところでございます。こうした事情も背景に、中小企業庁の関係の行政手続を二〇二二年度までに原則全て電子申請とする方針で進めてまいりたいと思っております。

また、電子申請と申しましても、やはりその利便性を高めていくということが重要でございまして、政府全体として、一つのＩＤとパスワードで様々な行政手続の認証に活用できるＧビズＩＤでございますとか、汎用的な補助金申請システムであるＪグランツ、こういったものの普及を現在進めているところでございます。

また、不正受給の防止という観点では、第三者の関与が有効であるということが実際の執行を通じた教訓として得られておりまして、今年創設しました一時支援金などでは、第三者による申請時の事前確認を必要としているということでございまして、今後とも様々なこうした得られた知見を中小企業施策の実施や改善に役立ててまいりたいと考えております。

○美延委員　政府がこれまでに実施してきた企業向けの支援策の中には、支援を受けるための要件が厳しいものがありました。

例えば、持続化給付金は、売上げが五〇％以上減少していることが必要であり、四九％では受給できない。そのために、売上げを計上する時期を無理に調整したりする企業が見受けられるなど、制度のゆがみとも言える点も出てきているのではないかなと思います。

もちろん、不正受給というのは絶対許されるものではありませんが、必要なところにちゅうちょなく支援をする必要があることから、支援を受けるためのハードルは極力下げて、ある程度柔軟な運用を行うべきであると考えます。

また、細かな部分はどうしても複雑化することから、サポート体制も十分に手厚くしなければならないと思います。

そこで、伺います。

事業者目線に立った支援の在り方について、政府はどのような見解を持っているのでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

○飯田（健）政府参考人　お答えいたします。

給付金でございますけれども、これは、とりわけ厳しい経営状況にあるという事業者の方々に、使途に制限のない、確定なども行わずに、そういった現金を支給するということでございまして、従来の補助金を超えた対応ということでございますので、単月の売上高については五〇％減を要件としたところでございます。

ただ、五〇％以上いかない方でございますけれども、売上高の減少率に応じていろいろな支援策を用意してございます。

例えば、売上高三〇％以上減少という方々に対しましては、事業再構築補助金の特別枠というものを創設しております。事業規模に応じた補助上限も設定した上で、補助率も引き上げております。

また、売上高が五％減、一五％減、又は二〇％減という方々を対象に利子補給を行うことで、実質無利子無担保の融資を実施するといったようなことも行っているところでございます。

また、政府だけでなく、自治体によっていろいろな工夫もされております。売上げが五〇％以上減少していない事業者向けの支援を含めて、地域の実情に応じた独自の支援策を講じているといったところもあるというふうに承知をしております。

経済産業省としても、関係省庁と連携しながら、引き続き事業者への支援をしてまいりたいと思っております。

○美延委員　どうぞよろしくお願いします。

次に、ベンチャー企業の支援の在り方について質疑していきたいと思います。

経済産業政策の課題の一つとして、ベンチャー支援が挙げられると思います。我が国では、ベンチャー企業育成のために支援策をこれまでも多く行ってきているとの認識はありますが、ベンチャー企業の数は依然として期待値以上に増えていないのではないか、大きく成長した成功事例も少ないのではないかと見ております。

私が大阪市会議員の時代に、ベンチャー企業育成のために、大阪市が、市の所有地であった水道局の跡地活用でベンチャー企業に対して破格の賃料で貸与するということがありました。その際に、ベンチャー企業の創業者の方々と意見交換をする場があったのですが、私のそのときの感想として、専門的な分野で非常に優秀な方ばかりで、こんな優秀な方が起業するのであれば事業は成功するのかなと実際思いました。しかし、残念ながら、それ以降、その方々とお会いすることもなく、その企業が上場を果たしたというような話も実際聞いておりません。少ない人数でベンチャーで起業すること、いわゆる人材の面、そして資金面に関してネックになったのではないかなと想像しております。

そこで、伺います。

まず、ベンチャー企業が我が国において果たすべき役割及び意義についてどのようにお考えか、経済産業大臣の御所見を伺います。

○梶山国務大臣　ベンチャー企業は、我が国経済におけるイノベーションを生み出す主体として極めて重要な存在と認識をしております。特に、ウィズコロナ、ポストコロナの世界においてグリーンやデジタルといった成長戦略を進めるためにも、未開拓の分野に進出し、成長の担い手となるベンチャー企業を創出することが不可欠であると考えております。

一方、我が国では、ベンチャー企業の数は近年増加しているものの、企業年齢ゼロから二年の企業が企業全体に占める割合は一三・九％にとどまり、米国の二〇・五％、英国の二二・四％などに比べて低いままであります。また、日本の上場企業はソニーやホンダなど終戦直後の十年間に設立された企業が百十九社と最多である一方、米国の上場企業はアマゾンやフェイスブックなど一九九五年から二〇〇四年までに設立された企業が百二十四社と最多となっております。

このような状況を踏まえて、今夏の成長戦略では、ベンチャー企業を生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備を重要課題として検討する必要があると考えておりまして、経済産業省としてもしっかりと協力をしてまいりたいと思っておりますし、今委員がおっしゃったような人材の教育、そして、さらにまた資金調達の方法等も多様化をしていく必要があると思っております。

○美延委員　時間が来たから終わります。

またベンチャー企業については、この先質疑をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日もよろしくお願いいたします。

本日は、下請取引をテーマに質疑をさせていただきたいと思います。

今回の法改正においては、下請中小企業振興法の改正が予定をされております。本日は、質疑の順番を少し入れ替えさせていただきますが、まず発注書面の交付について、今回、条文上の取扱いを一部見直す、追記するというような改正が含まれております。これについて質問させていただきたいと思います。

そもそも、下請企業に対して発注に関する書面を交付すること、これは、本来あるべき取引の習慣としては望ましい姿であると思いますが、一方で、これが交付されずに困っている方々がいるのもまた事実であります。

まずは、立法事実から確認させていただきたいと思いますが、発注書面の交付がされないことによってどのような問題が生じているのか、また、その規模等についても分かる範囲で教えていただきたいと思います。

（委員長退席、中野委員長代理着席）

○飯田（健）政府参考人　お答え申し上げます。

発注書面の交付でございますけれども、やはり、下請事業者が親事業者と締結する契約につきましては、発注の内容、納期、価格、支払い手

段、支払い期日、こういった契約条件について、しっかり書面を受け取って明文化しておくことが重要であるわけでございますけれども、他方で、中小企業庁が全国四十八か所に設置している下請取引に関する相談窓口であります下請かけこみ寺、ここに対しまして年間五百件以上、書面が交付されていないということによる相談が寄せられております。

具体例を幾つか御紹介させていただきますが、例えば、契約書を交わしていないことなどを理由に対価を支払ってくれないですとか、あるいは、契約書がなく心配していたところ、相手方の上司から社内の事情を理由に減額されたですとか、あるいは、発注書をもらえない状態が続いていて、途中で中止を伝えられることもあり困っている、こういったような相談が寄せられております。

こうした事案に対しましては、下請代金法に抵触する場合には、公正取引委員会とともに改善指導などに取り組んでいるところでございますけれども、さらに、今回、今御指摘ありましたように、国会における審議のプロセスを経た法律である下請振興法の振興基準に定める事項の一つとして、発注書面の交付と、これを法文上明記するということで、事業者への周知の強化でございますとか、あるいは下請Gメンの活動強化などを図ってまいりたいというふうに思っております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今御紹介いただきましたように、本来、発注に関する書面は交付するのが当たり前だと私は思いますけれども、交付されないどころか、それを一種の悪用しているというような例も散見されております。これは直ちにやはり対処すべき問題だというふうに私は考えておりまして、今回、下請中小企業振興法の条文上にこのことが明記されること自体は評価をしているところであります。しかし、本日、議論したいのはその実効性の部分でありまして、じゃ、それをどう守らせるのかという部分であります。

次の質問に移りたいと思いますが、そもそも、今御紹介いただいた、中小企業の取引慣行を定める、あるべき姿を定める振興基準、私の手元には今その文書があります。約二十ページにわたる文書で詳細に、取引はこうあるべきだというものが書かれているんですが、この振興基準の意義というものを確認させていただきたい。及び、本改正案による法的効力をいかに発揮するのか、どういう効力が発揮されるのか、ここについて答弁をいただきたいと思います。

（中野委員長代理退席、委員長着席）

○飯田（健）政府参考人　お答え申し上げます。

振興基準でございますけれども、御指摘のとおり、下請中小企業の振興を図るために、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準でございます。下請振興法第四条に基づきまして主務大臣が行う指導助言の指針としての機能も有しております。

御指摘のとおり、今回、下請振興法の振興基準に定める事項の一つとして、発注書面の交付を法文上明記させていただきたいということでございます。

その効果でございますけれども、一つは、具体的には、国会におけるこうした御審議のプロセスを経た法律にしっかり明記するということで、親事業者、下請事業者双方にとって、より分かりやすい、よるべき基準として位置づけることで、そのこと自身によりまして更なる周知効果が期待できるわけでございますけれども、政府としても、これを機に一層の周知に努めてまいりたい。これは一つ目でございます。

その上で、実態的なその実効性を高めるということでございますけれども、政府といたしましては、書面交付などを含めたこの振興基準を踏まえた取引がしっかりと行われるように、現在、全国百二十名、下請Gメンという方々によって取引実態の把握を行って、問題事例につきましては、業所管省庁に対して改善への指導助言を要請して、業所管官庁による一層の取組も促してまいる所存でございます。

○浅野委員　ありがとうございます。条文に明記すること、そして、全国百二十名に及ぶ下請Gメンによる管理監督体制というのは分かりました。

ただ、もう一つ、更に言えば、本日の資料二を御覧いただきたいんですが、今御答弁いただきました、この下請振興法の条文上に発注書面の交付という言葉を明記するということ、それによって周知効果を期待するということなんですが、どういうふうに記載されるのかといえば、ここに記載のように、第二項になりますか、「発注書面の交付その他の方法による」というところを追記するということなんです。

確かに、条文上に明記されることによって周知効果はあるかもしれない。だけれども、私が今そもそも問題視しているのは、政府が、大臣が策定し公表することになっているこの振興基準という文章の中には、この発注書面の交付をするようにということがもう既に明記をされております。その上で、今現に、先ほど御紹介いただいたような様々な事例が発生しているということであります。

今回条文に追記するのはいいとして、でも、元々この振興基準の文章の中にはそのことが書いてあったにもかかわらず、実際の市場取引においては問題が解決していないという現状が現にありますので、条文に追記するだけで本当にいいのか、そして、下請Gメンという制度もこれまでありましたし、それをただ何も変えなくてよいのかというのが私の今日の問題意識であります。

この点について、本気でこの発注書面の未交付に関わる不正な取引を撲滅しようとするのであれば、更に打てる手はないのかというふうに思うわけですけれども、ここに関して政府の御見解をいただきたいと思います。

○飯田（健）政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、振興基準でございます、下請振興法における規定でございますので、法律上私どもとしては指導助言といったようなところに限られておるわけでございますけれども、一方で、悪質な事案などにつきまして、公正取引委員会としっかり連携しながら取締りを行うといったようなこと、それから、いわゆる下請関係でございますので、事業との関係が非常にありますので、業所管大臣との連携を、この際、国会審議をいただいているわけですから、更にしっかり連携してまいりまして、取締りの効果を上げていきたい、このように考えてございます。

○浅野委員　是非、そちらの対策はよろしくお願いします。

その上で、今日は一つ私の方から提案をさせていただきたいと思うんですが、資料の三を御覧いただきたいと思います。こちらは、発注書面の交付の義務づけに関する対象範囲を分かりやすく整理したものになります。

今、下請代金法という法律がありまして、この代金法の中においては、限定はかかっているんですが、発注書面の交付が義務づけされている事業者、取引類型というのが存在しています。

右側の絵を見ていただきますと、親事業者の資本金規模を三段階に分けておりまして、縦の方向に見ると、下請事業者の資本金規模を三段階に分けております。三億円以上の資本金の親事業者から三億円以下の下請事業者に発注をする場合、この場合には発注書面の交付というのがこの代金法によって義務づけられている。もう一つ、三億円以下一千万円超の発注者が一千万円以下の下請企業に発注する場合も、これは義務づけられています。

ただ、この制度で義務づけから逃れている例が幾つかありまして、このグレーに染まっている部分、三億円以上の事業者同士で取引をする場合は義務づけの対象とはならない、そして、同じように、一千超、三億円以下の資本金規模の事業者同士で行う場合も対象外、そして、一千万円以下の事業者については発注書面の交付の義務づけはなしというような部分なんです。

先ほど御紹介いただいたような様々な事例が既に確認されていることを踏まえれば、この代金法

を改正することによって書面交付の義務づけ範囲をこれらの者にも拡大すべきではないか、そのように思うわけですけれども、この代金法の改正による対策というのは取れないものなのか、これについて政府の見解をいただきたいと思います。

○田辺政府参考人　お答えいたします。

下請代金支払遅延等防止法は、独占禁止法で規制されております優越的地位の濫用行為に対して、簡易迅速に対処するための法律として制定されたものでありまして、規制の対象となる事業者等の範囲について、独占禁止法の規制における優越的地位が認められやすいケース、これを明確に定めることによりまして、迅速かつ効果的に下請取引の公正化や下請事業者の利益の保護を図るものでございます。

こうした目的を確保するために、下請代金支払遅延等防止法は、下請事業者と取引を行う親事業者に対しまして、発注の際に書面を交付する義務を課すとともに、それを刑事罰により担保するなど、親事業者の事業活動を規制するものでございまして、下請中小企業の振興を図ることを目的とする下請中小企業振興法とは、その法目的や趣旨を異にするものでございます。

こうした法の目的や趣旨を踏まえまして、下請代金支払遅延等防止法の規制の対象範囲を拡大するという場合には、中小企業を含め、新たに規制されることとなる事業者等の状況を勘案するなどの慎重な検討を要するものと考えてございます。

○浅野委員　慎重な検討を要するということですけれども、やはり、本来やるべきことをやらずに、しかも、それを悪用していることによって、不利益を被っている下請事業者がいるのもまた事実であります。

確かに、この新たな規制の対象となり得る事業者にとっては、これは、手間暇が増える、負担が増えるものであるかもしれませんが、このあるべき取引慣行を実現するために、国民全体、国全体でどんなルールを作成すべきなのか、そういう観点に立てば、是非、この下請代金法の改正による取引の是正というアプローチも今後御検討いただきたい、これをお願いさせていただきます。

続いて、次の質問に移りたいと思いますが、今回の法改正によって、親事業者と下請事業者の間を仲介する新たな事業者類型を、認定制度を設けるという改正が含まれております。少し名前が長いんですが、下請中小企業取引機会創出事業者という事業者を認定する制度、これを創設することとなっております。

この本制度をなぜ創設する必要があるのか、その趣旨について改めて説明をいただきたいと思います。

○飯田（健）政府参考人　お答え申し上げます。

下請中小企業取引機会創出事業者認定制度を新たに設けることとしたわけでございますけれども、一般に、下請中小企業でございますけれども、下請分業構造の中で単工程に特化して技術力や生産性を高める、こういった取組を行っていることが多いわけですけれども、一方で、そうした事業者は、受注先も限定的あるいは固定的になりがちということでございまして、独自で新規の営業、受注獲得交渉を行うことは非常に難しいということでございます。親事業者との関係でも弱い立場に置かれて、価格なども含めた契約条件をめぐっても対等な交渉がしづらいというようなことの例も多く聞いております。

こうした中で、近年、親事業者と下請中小企業群との間に入って、こうした下請中小企業の弱い立場を補って、本来これらの下請中小企業の持っている強みをより一層生かせる新たなビジネスを行う事業者が出てきております。

具体的には、提携するたくさんの中小企業者の強みをデジタル技術を活用して分析、把握をする、その上で、自分が発注を受ける大企業などから一括して委託を受けて、提携する中小企業の中から、どの技術を持っている事業者、どういった価格でできるかといったことを、最適な企業群を選定して再委託をする。これによって、従来の取引関係に依存をしないで、中小企業者の技術力などを生かした新たな取引機会をつくったり、あるいは適正な価格形成といったものの取引の透明化を実現しているということでございます。

こうした事業者は、複数の中小企業に発注するというようなビジネスの性質上、やはり発注者と、それから再委託した中小企業者との間での代金受領と支払いとのタイムラグが生じたりする、こういったことでございまして、金融機関の信用が足りなくて当該資金需要に見合う調達が困難な場合が見られて、実際に公的な金融支援を希望するという声も寄せられております。

認定制度でございまして、こういった取組を行う事業者の中から、取引対価の決定に当たって十分に協議を行う、支払い方法の改善に努める、それから、中小企業者の強みを生かした適切な再委託を行う、こういった振興基準に定める事項を踏まえて事業を遂行すると認められる場合に経済産業大臣が認定をいたしまして、この認定を満たす事業者につきましては、幾つかの金融支援を措置するという形で、また、認定によりまして優良な事業者を明確化して中小企業者が安心して取引を行える、そういった趣旨で制度をつくったわけでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

今おっしゃっていたような既存の中小企業の多くは、取引先が限定的、固定的、そして、それを補うために、この仲介する新たな事業形態を創設するという、この必要性については理解ができますが、私が今懸念しているのは、この新たな仲介事業者が本当にプラスの効果だけをもたらすのかどうか、ここについては非常に、一種の懸念を持っております。

先日の本会議でも大臣に対して質問させていただきましたが、私が持っている懸念は、この仲介事業者が間に介在することによって、これまでの取引ネットワークの形が大きく変えられて、そして、取引機会を創出してもらえる事業者がいる一方で、失ってしまう事業者も出てきやしないか、そして、取引先の選定基準が透明性、公平公正性が担保されなければ、いつも同じような事業者に仕事が回り、全然回ってこない事業者が出てきてしまうんじゃないか、この部分を非常に懸念をしております。

ここの取引の公平性や透明性をどう対策をしていくのか、まずは政府の見解を伺いたいと思います。

○飯田（健）政府参考人　お答えいたします。

今回の認定制度でございますけれども、その認定に当たりましては、やはり相当数の中小企業と提携をしているということが必要である。現に、実際、ある事業者も数百社と提携しているということでございます。

再委託される中小企業自身が一定の強みを有しているということも必要になってくるわけでございますけれども、やはり何か認定に当たってそういった制限をかけるということはなかなか難しくて、認定事業者の目利き力や創意工夫などにも期待しているわけでございますけれども、一方で、認定を受けた事業者というのは、その効果として、金融支援などの政策支援を受けられることになります。

したがって、この下請中小企業の振興を図るという本法の法目的、これをしっかり果たしていただかないといけないというふうに考えております。

したがって、例えば認定事業者によりまして、中小企業の選定に例えば極端な偏りが見られたりするですとか、本法の目的に照らして不適切な場合には当該事業者の認定は当然行うべきでないと考えてございますし、事業の認定後も、先ほど申し上げた認定基準に従ってしっかりと事業を遂行していただくということを求めておりまして、これを担保するために、経済産業大臣による報告徴収や指導助言、さらに、基準に適合しなくなった場合の認定の取消しの規定、さらには、認定も二年ごとの更新制といったような形にしておりまして、認定事業者による事業実施の公正、透明性を確保していくように、しっかり監督してまいりた

いと思っております。

○浅野委員　今のような認定の取消しや二年ごとの更新制を導入するということは、本会議の答弁でもいただきました。

私がもう少し踏み込んで質問、最後の質問になるかと思いますが、確認したいのは、資料二、もう一度見ていただくと、今回、振興基準の八番の項に、「下請取引の機会の創出の促進」という部分が新たに追記されます。これによって、この法的効力を発揮しようというところを担保しようとしているというふうに伺ったんですが、先ほどちょっと紹介した、今既にある振興基準の文章の中では、まだこの部分については記載がされていないんです。だから、この取引機会の創出の促進ということだけ書かれてしまうと、とにかく機会をつくればいいのか、そこに公平性や透明性というのが置き去りにされないかどうかが心配なわけですけれども、この振興基準の中では、どのような考え方でこの部分を担保しようとしているのか、最後に簡潔に御答弁いただければと思いますが。

○飯田(健)政府参考人　お答え申し上げます。

これから、法律を通していただきましたら、振興基準を改定する作業に入ります。その中でしっかりと担保してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員　ちょっと答えになっていない答えだと思いますので、またこれは是非今後も議論させていただきたいと思います。

本日は終わります。ありがとうございました。

○富田委員長　午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時開議

○富田委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、株式会社日本総合研究所理事長翁百合君、中小企業家同友会全国協議会会長広浜泰久君、株式会社菊池製作所執行役員副社長一柳健君、早稲田リーガルコモンズ法律事務所弁護士川上資人君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず翁参考人にお願いいたします。

○翁参考人　日本総合研究所の翁と申します。

参考人として本法律案について意見を述べさせていただく機会をいただき、大変光栄に思います。

二〇二〇年から感染が拡大しました新型コロナウイルス感染症により、日本でも、人々の生活、そして経済活動にも様々な深刻な影響が出ております。この深刻な影響を克服して、日本は再び豊かな経済社会に戻り、復活していけるよう、様々な支援を政府は行っていく必要があるというように思っております。

まず、コロナ禍に伴う大きな社会の変化についての認識を述べたいと思います。

昨年三月以降、新型コロナ感染症が拡大し、緊急事態宣言により、テレワークやオンライン教育が始まるなど、人々の生活が大きく変わりました。こうした事態を受けて、内閣府で、昨年五月末から六月初にかけて、一万人に対するアンケート調査を実施しております。そこでは、人々の価値観が大きく変化していることが確認できます。

特に、多くの方がデジタル化の必要性を感じております。行政のデジタル化の必要性だけでなく、リモートワークを経験し、その結果、自宅滞在時間も増えた方も少なくなく、その働き方とか家族との時間とか、こういった柔軟な働き方を志向し、それを可能にする手段としてのデジタル化の重要性につきましても認識が高まるなど、多くの意識変化が生まれています。

加えて、環境への人々の意識が高まっております。まず、地方移住への関心も高まっておりまして、東京圏の二十代の方たちの地方移住希望は約三割ということで、その傾向は次第に高まっております。また、人々が企業を見る目も、環境対応をしているかどうかということに注目して消費をしたり、投資の際の選別もするようになっております。そこに底流しているのは、気候変動、生物多様性など、環境の重要性への認識の高まり、SDGs、持続可能な社会への達成目標の重要性をコロナ禍で改めて認識したということではないかと思います。

また、コロナ禍で深刻な影響を受けている企業が増加しております。それらの企業を支援しつつ、こうした企業の経営悪化で影響を受けている方々が次のステップに進んでいけるよう、しっかりと包摂的な支援を強化しながら、格差が拡大しないように、人への支援もしていく必要があると思っております。

人々の意識が大きく変わりつつある今、この新型ウイルス感染症による危機を長年なかなか変われなかった社会を変革する契機と捉え、日本社会を前進させる必要があると思っております。その意味で、今後の日本社会に必要なのは、グリーン化、デジタル化、そして、コロナで影響を受けているが新たな社会に対応するためにステップアップしようと努力している企業への支援が極めて重要であると考えます。

以下、四点に分けて意見を述べさせていただきます。

第一に、グリーン社会への転換、これは待ったなしと考えております。

欧州では、昨年六月頃から、グリーンリカバリーという言葉が多く議論されるようになりました。グリーンリカバリーとは、文字どおり、コロナ危機で停滞した社会を、気候変動を抑制し生物多様性を保護して立て直すという考え方であり、コロナからの復興を環境保全と結びつけていくことです。私は、これは重要な考え方であると思っております。

そして、欧州などでは、以前からカーボンニュートラルへの動きはございましたが、ドイツなどは、もう去年の夏の早い段階で官民挙げてグリーンリカバリーへの取組を開始しており、欧州の多くの国がそうした動きとなっております。我が国も、グリーンリカバリーを実現していくことにより、持続可能な社会を目指して経済社会を立て直していく必要があると思います。米国では、バイデン新大統領になり、カーボンニュートラルへの動きは国際的に一層加速していきます。まさに国際的に見ても不可逆的な動きとなっておりますので、政策を総動員しながら、時間軸に沿って、実現に向けて民間の動きを後押ししていく必要があると思っております。

国際的に共通の動きとなってまいりますと、脱炭素を実現していない企業は、金融市場から厳しい評価を受け、一層資金調達も難しくなりますし、アフターコロナ時代には、サプライチェーンから外されてしまうリスクもございます。ですからこそ、現時点からグリーン社会への転換を図ろうとする企業を支援することは、とても重要な政策だと思っております。

その意味で、期間を区切り、大きな脱炭素効果を持つ製品の生産設備導入や、生産工程等の脱炭

低下してきておりますが、いまだに高い水準で推移しているようです。

そこで、最後にもう一問、参考人にお伺いしますが、企業の投資マインドを促すという観点から、どのような政策が望まれ、実行していくべきとお考えか、御所見をお伺いできますでしょうか。

○翁参考人　御質問ありがとうございます。

やはり不確実性が高いというのは本当にそのとおりで、特に影響を大きく受けている企業にとっては、投資をしようと思ってもなかなかできないというのは、おっしゃるとおりかと思っております。ですので、やはり業種によってかなり影響を受けているところとそうでないところがございますので、支援の仕方というのも、やはり持続化給付金のような、そういった支援の仕方もございます。

一方で、かなり好調で、アフターコロナが見えてきているようなところ、そういったところについては、まさにそういう方向を支援していくというような、きめ細かい支援をできるようなメニューをそろえていくということが大事だと思いますのと、やはり、できるだけ不確実性を減らしていくということを、このコロナの対応にしましても、またそれから将来のグリーン化やデジタル化の見取図にしましても、明確に表していただくということを、政府の部門でできることでしっかりやっていただきたいなというふうに思っております。

○美延委員　翁参考人、ありがとうございました。

次に、一柳参考人にお伺いしたいんですけれども、副社長を務められている御社、菊池製作所様におかれましては、株式上場されるに当たり、リーマン・ショックを挟んで、大変御苦労の下、会社を成長させてこられたと承知しておりますが、企業が成長していく中で、社内、社外という二面から、それぞれどのようなことに力を入れられて会社運営をされてこられたのでしょうか。日本の製造業に携わっている企業の道筋として、是非、生の声をお聞かせいただければと思います。

○一柳参考人　御質問ありがとうございます。

私どもの企業は、先ほども御説明しましたように、幾変遷をたどっておるのでございますけれども、一番の新しい企業形態といたしましては、まず、研究所を造りまして、今まではただ物づくりをしておったところが、新しい血ということで、当時、中小企業で研究所を造るということは大体なかったと思うんですけれども、研究所というものを造りまして、そこに新しい血を入れまして。それで、最初はまあ余り会社も期待していなかったと思うんですね、本業が元々よかったですから。その中で、わいわいわいわいやっておる間に、大学とのコネもできて、いろいろできまして、その影響で、今では、十五年たちますと、やはり造ってよかったなということになったわけでございます。

それで、我々の仕掛けとしましては、その研究所でいろいろやりまして、スタートアップをやりましたことに対して、やはり出口がないと駄目だと。やはり、六次化産業ということがよく言われているんですけれども、出口ということで、我々は、開発、営業とか、実際のできたものを展示する展示室、それを八王子のところに、東京オフィスといって造っておりまして、そういう展示をまずしておりまして、出口もつくった、一緒に。だから、ただやるだけじゃなくて、出口もつくった。

そういうことと同時に、外に対しましては、その循環をよくするように、スタートアップを二十ぐらいつくりまして、なおかつ、それから百ぐらい、サポートロボットというような、そういう企業群団をつくって、トータル的にサポートロボットは任せてくださいというようなスキームをつくりまして、それによって会社全体が大きな変貌を遂げたというふうな理解でございます。

○美延委員　ありがとうございます。

もう一問、今回のこの法律案で、成長する企業に対して、資本金によらない新たな支援対象類型を創設して、規模拡大パスに位置する企業群を含めるなど、切れ目のない支援を実施していくことが盛り込まれておりますが、このことで、御社は、この新しい類型に該当し、支援を受けることになるのではないかと拝察しておりますが、会社として、実際、この支援が得られることでどのように経営のかじ取りを進めていかれるのか、具体的なイメージがありましたら是非お聞かせください。

○一柳参考人　御質問ありがとうございます。

二つ考えられると思いますけれども、切れ目のない支援ということで、これから我々のような中堅、まあ中小企業のちょっと上の、資源の乏しいというか、人的な資源が乏しい企業においてもスタートアップを今の倍ぐらいできる、例えばの話ですね。そうすると、層が物すごく厚くなりまして、いろいろな企業をもっと支援して大きな事業になっていくんじゃないかということと、先ほど申しましたように、スタートアップの恵まれない層もありますので、要するにその下も支援していけるということで、最終的には企業力が相当ついてくるなということで、要するに、その資金を有効に活用していけるなということと同時に、海外、やはり我々の企業だけでは、もちろん海外に、韓国、中国に我々は工場は持っておりますが、本当の開発センター的なものはまだ持ち得ないということになっておりますので、そういうような分野に、是非とも、そういう縁でもありますれば展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○美延委員　ありがとうございました。終わります。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、参考人の皆様には、大変貴重なお話を伺うことができました。心より感謝を申し上げます。

これからの時間を使わせていただいて、皆様に、今回法改正が議論されている産業競争力強化法等の改正案の中身について少しばかり御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、広浜参考人と一柳参考人のお二人にお伺いをさせていただきたいと思っておりますが、今回我々が議論をしているこの産業競争力強化法の改正案の中身には、これまで、親事業者と下請事業者の間に介在してその取引をコーディネートするような役割を担う、いわゆる仲介事業者の認定制度の創設というものが検討されております。

発注側がある程度の仕様をその仲介事業者に示したら、この仲介事業者がその仕様に従って得意な下請企業を選定して、そこに再発注をかける、そんな仕組みになっているんですけれども、私がこれまでのこの委員会の中で少し懸念を表明してきましたのは、この仲介事業者の存在によって取引の透明性や公平性というものが少し変化してしまうおそれはないのか、これまであった取引機会が、仲介事業者が入ることによって取引機会を喪失するようなことにつながらないのか、こういった懸念をこの委員会の中で議論してまいりました。

中小企業を経営されているお立場から、この仲介事業者という存在に対してどのような御認識を持っているか、もし懸念点などあれば是非教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○広浜参考人　ありがとうございます。

仲介業者のことについては、私どもの組織ではまだ深く議論したことはないので、自分の感覚でしかお答えできないんですけれども。

一般に、親会社、子会社という形というか、初めから取引があるところはいいんですけれども、そうじゃない場合は何が問題かというと、仕事を提供する側とすると、自分たちは何ができますよということを広く世の中に知ってもらう、そういう手だてがないんですね。だから、なかなかよさ

というものが生かされないということがあります。逆に、発注する側は、どういうところでそういういいものがつくれるのかということが分からないので、だから、マッチングがなかなかできないというところが懸念材料だった。

そういう中で、仲介業者というのが適切な形でやってもらえると、確かに、それぞれのよさが生きるという形になっていいのかなというふうに思うんですね。

ただ、その仲介業者が、簡単に言うと、質のいいところだったらいいんですけれども、質の悪いところだと何をされるか分からないぞというのは確かにあるなということをすごく感じています。

私のところの場合でいうと、仲介業者が入っているわけではないんですけれども、やはり実際に販売しているのは缶メーカーが多いんですね。その先のユーザーとの取引というのはほとんどない、一部にあるだけ。だから、我々がどういうことができますよということは、缶メーカーを通じて、その先のユーザーというか、おしょうゆメーカーとか灯油メーカーとかそういったところにお話が行く。

だけれども、それは、いい形でうまく話が伝わっていくこととてもいい、缶メーカーにとってもいい、ユーザーにとってもいい、我々にとってもいいという形ができるんですね。それが、情報がシャットダウンされていますと、我々として改善したくても何もできないというところが過去にもあったということがあるので、適切な形での仲介業者がいてくれたらこんなやはりうれしいことはないんだろうなということを感じているところです。

以上です。ありがとうございました。

○一柳参考人　私の感じとしては、仲介業者と言われるのは、多分、私の理解としては、商社に近いのかなというような感触を持っておりますけれども、優秀な商社、例えば世界を股にかけておるような優秀な商社ならば、我々の実際の、我が社だけの営業力では国内とちょっと海外程度しか営業力はないんですけれども、それが、世界を股にかけて仲介業者さんが新しいことを持ってきていただければ、これはもう十分ウェルカムということでございますけれども、そういう立場になるということを期待しております。

以上です。

○浅野委員　どうもありがとうございます。

もう一問、広浜参考人にお伺いしたいと思います。

参考人は、今日、参考資料の、お持ちいただいた資料の中で、ローカル型経済への転換といいましょうか、地域経済、循環型経済というものの重要性にも触れておられました。私も、それは大変重要ですし、コロナ禍を乗り越えた後で、各地方の地域の経済が循環的に回っていくことも重要だと思います。そしてまた、これまでのこの委員会の質疑の中で、地銀やコミュニティーバンクについても議論がございました。

私自身、今お話に上りました仲介事業というのは、是非、地銀やコミュニティーバンクがこれから担いながら、地域の中小企業の強みを地域の中で把握しているこの地銀、コミュニティーバンクこそ適当ではないかというような考えを持っておりますが、地域循環型経済を実現するに当たって、この地銀、コミュニティーバンクにこういった仲介事業をさせること、これについてどのようにお考えか、御意見をいただけますでしょうか。

○広浜参考人　ありがとうございます。

今御指摘になったように、地域の金融機関がその役割をするというのは私自身も理想的な形だなというふうには思います。

というのは、先ほど、いろいろな金融機関、それぞれ特色があるよねというお話をさせてもらったんですけれども、やはり、地域に根差している金融機関はそこを特色にしなきゃいけないということは感じていまして、まさにそこにこそ特化すべきじゃないかなということを感じているんですね。

地域循環ということでいいますと、やはり、銀行もそうなんですけれども、地域にある全ての事業所、会社は本当にやはり重要で、一社潰れると、その分、地域が消滅するというぐらいの意識でいなきゃいけないだろうというふうに思っているので、できる限り地域で経済が循環していくという仕組みにしないと、なかなか、そういった形で、落ちこぼれているところが出てきてもおかしくないというところがあります。ということで、ローカル、あるいは地域循環というのをとても大切にしている。だから、我々も、一社も潰さないという形で運動しているのは、一社潰れたら、その分、地域が疲弊するよというところが明らかなので、そんな思いを持ちながらやっているところです。

そういう意味で、地域金融機関さんがそういった役割を担っていただけるというのは本当にうれしい話だなというふうなことを感じております。

以上です。

○浅野委員　どうもありがとうございます。

次の質問は川上参考人にお伺いしたいと思います。

仲介事業者というのは、いい面もある一方で、やはり、私も懸念しているように、透明性、公平性が担保されない場合には極めて大きな懸念も出てくるわけでありますが、プラットフォームワークについてのいろいろな課題意識をお持ちだと思います。今回、いわゆる仲介事業者、今現存している該当している事業者というのは、いわゆるインターネットでのプラットフォームを通じて労働者をマッチングさせるようなサービスをしている事業者が主に想定されているんですが、こういう、フリーランスの方がそういったプラットフォームを使って仕事を手にしている例もたくさんあります。

一方で、やはりいろいろな問題が起こっていると思いますが、この仲介事業者の認定制度を設けるに当たって、参考人が御存じの範囲で、どういう懸念が想定されるのか、特にフリーランスの方々に対して、お感じになっている部分があれば、是非教えていただきたいと思います。

○川上参考人　どうもありがとうございます。

済みません、仲介事業者の認定制度というのはどの法律においてという、前提は。（浅野委員「下請振興法ですね」と呼ぶ）ああ、そうなんですか。

労働の分野における仲介事業者の問題というのは、やはり、仲介にすぎないという立場を法的には用いることで一切責任を負わないというふうな、今、立てつけを仲介事業者側が主張しているので、そうすると、働き手としては何の補償も受けられない、誰に対して責任を求めればいいのかというジレンマに置かれていて、例えば、ウーバーで言うと、その配達員と契約をしているのはあくまで飲食店ですというのが、ウーバー、ウーバーイーツの立場なんですね。ウーバーイーツは、配達員に業務委託さえしていないんですね、という立場なんですよ。

でも、社会的実態として見れば、ウーバーイーツというフードデリバリー事業者が配達員の人にこの配達をお願いしますと、業務委託関係、最低でもそこが認められるのは明らかなんですけれども、企業側としては、業務委託関係さえない、業務委託をしているのはレストランなんですというのが会社の立場なんですね。そうすると、もし事故があった、契約に問題があった、いろいろな問題があったら、全部レストランと料金交渉してくださいとか。それがウーバーイーツという会社、仲介事業者の公式の立場として彼らは言っているんですね。

だから、仲介というものになったときに、そういった法的な言い分が可能になってしまっている今の法制度が問題だと思うので、デジタルプラットフォーム透明化法とかは、仲介事業者とされている人に、少なくはありますけれども、一定の法的義務を課すという第一歩ではあったと思うんですね。なので、仲介事業者の特殊性というのはそういったいろいろなところに出てくるので、仲介事業者だから一切責任を負わない、追及できないという今の法制度を何とか考えて、社会実態とし

て社会的責任を負わせるというふうな法制度を早く整備していただきたいなと思います。

○浅野委員　どうもありがとうございました。

仲介といっても、単なる紹介なのか、委託なのかで大きなやはり責任の持ち方の違いがあるというところは、我々もよく肝に銘じながら今後議論をさせていただきたいと思います。

続きまして、翁参考人にお伺いさせていただきたいと思います。

大きく二つ質問させていただきたいと思いますが、一つ目は、今の質問の延長線上で、地方経済の活性化というものを考えたときに、地銀とコミュニティーバンク、先ほど広浜参考人にも質問させていただきましたが、この地銀、コミュニティーバンクが事業者と事業者を結びつける仲介役を担うということについての見解が一つ。

もう一つは、ちょっとテーマが変わりますが、今回、カーボンニュートラル投資促進税制と、あと、ＤＸ投資促進税制という二つの税制の創設も検討されております。こちらについては、税額控除の上限が一〇％というふうに定められておるんですが、諸外国の例を見ますと、例えばアメリカでは三〇％という税額控除を適用しています。日本もこれからグリーン化、デジタル化を加速させていかなければいけないという中で、この一〇％という水準についてどうお感じになられているか。経産省の言い分としては、十分だというふうに主張しているんです。だけれども、産業現場から見るとどうなのか。

この二つについて御意見をいただきたいと思います。

○翁参考人　御質問ありがとうございます。

まず、一問目でございますけれども、マッチングをコミュニティーバンクと地銀がやるということについては、情報が地銀には集まっておりますので、顧客基盤もその地域にはたくさんございますし、そういう意味で、地域での循環というのは先ほどお話ございましたけれども、地方経済の活性化に地銀が果たす役割として、そういったマッチング機能というのは非常に期待できるところではないかと私も思います。

また、地方銀行は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今後いろいろなことができるようになってまいりますので、業務範囲も緩やかになってまいりますし、そういった地方のためにできることについて、いろいろ、手足を縛られずにできるようになっていくといいなというふうに希望しております。

それから、カーボンニュートラル税制、ＤＸ税制については、もちろん、もっと税額控除が大きい方が、それはインパクトがあるんだろうなというふうには思います。この一〇％というのがどういうふうなところからきているのかは分かりませんが、それでも、今非常に、どこに集中的にやっていくのかということと、あと、そのほかにもいろいろ、基金とかをつくったりということで、例えばカーボンニュートラルについても研究開発を進めたりということであると思いますので、予算全体の中でどういう配分をしているのかなということで、こういう数字が出てきたのかなと思いますけれども、やはり、もちろん、規模が大きければ、それだけインセンティブは湧くかなというふうに思ってはおります。

是非、現場の方々の御意見なども御参考にしていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○浅野委員　終わります。どうもありがとうございました。

○富田委員長　これにて参考人に対する質疑は終わりました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

次回は、来る十四日金曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

2021年5月14日
経済産業委員会
（質疑要旨）

産業競争力強化法改正案　地方銀行等を活用した地域循環型経済の構築

2021.5.14（Fri）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●取引機会の創出においては地方銀行やコミュニティバンクなど地域密着型の金融機関が地元の中小企業の情報を多く持っている

●今回の法体系では、認定事業者自らが業務を受諾する必要があるため、地方銀行やコミュニティバンク自身が認定事業者となることは難しい

委員会での浅野の発言要約

「地域循環型経済の構築に向けて、地域のさまざまな中小企業とネットワークを持つ金融機関と認定事業者との連携を進めるべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「地方銀行等の支援機関に、認定事業者と下請事業者、中小企業の橋渡しについて協力要請等を行い、認定事業者の取組みがより効果的なものとなるよう後押ししていく」

梶山国務大臣

産業競争力強化法改正案　DX投資促進税制の適用要件について

2021.5.14（Fri）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●DX投資促進税制の適用要件に、クラウド技術の活用が含まれている

●クラウド技術はインターネット等を介してオープンにデータの処理、保管等を行うことができる技術とされている

●これからDXに取り組む事業者にとって、最初からインターネットを通じたやり取りが必ずしも必要でないケースもある

委員会での浅野の発言要約

「インターネット等を介したクラウド技術の活用要件化については、これからDXに取り組む事業者にとってハードルが高過ぎるのではないか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「クラウド技術を活用したシステムであれば、自社システム、または構築当初は社内のみアクセス可能なクローズドのものであっても、必要な時にインターネットを通じてデータ連携が容易な構成であれば要件を満たすものとしたい」

新原政府参考人

2021年5月14日
経済産業委員会
（質疑要旨）

産業競争力強化法改正案

税額控除上限の撤廃について

2021.5.14（Fri）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●適用される税額控除の上限額は、DX投資促進税制とCN投資促進税制を合わせて、法人税額の20％までとなっている

●日本の税制の中では10％でもかなり高い水準

●海外の事例を見ても、普及に向けて制度を幅広く活用していくためには、税額控除の上限を設けないほうが良いと考える

委員会での浅野の発言要約

「合計の控除上限額については法人税額の20％までとなっているが、上限は撤廃すべきではないか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「DXとCNはかなり親和性があり、両方使うことが想定される。特定の企業が極端に大きな金額の優遇を受けることに一定の歯止めをかける意味で上限を設定したので、ご理解いただきたい」

新原政府参考人

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第十三号

令和三年五月十四日（金曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　富田　茂之君

理事　鬼木　誠君　理事　佐藤ゆかり君

理事　関　芳弘君　理事　武藤　容治君

理事　山際大志郎君　理事　斉木　武志君

理事　山岡　達丸君　理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　穴見　陽一君

石川　昭政君　上野　宏史君

神山　佐市君　神田　裕君

工藤　彰三君　小林　鷹之君

佐々木　紀君　鈴木　淳司君

武部　新君　辻　清人君

冨樫　博之君　西村　明宏君

福田　達夫君　福山　守君

穂坂　泰君　星野　剛士君

細田　健一君　三原　朝彦君

宗清　皇一君　八木　哲也君

逢坂　誠二君　落合　貴之君

川内　博史君　後藤　祐一君

松平　浩一君　宮川　伸君

山崎　誠君　高木美智代君

笠井　亮君　美延　映夫君

浅野　哲君　石﨑　徹君

経済産業大臣　梶山　弘志君

環境副大臣　笹川　博義君

厚生労働大臣政務官　大隈　和英君

経済産業大臣政務官　宗清　皇一君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　藤井　敏彦君

政府参考人（内閣官房成長戦略会議事務局次長）　野原　諭君

政府参考人（内閣官房内閣情報調査室内閣審議官）　池田　克史君

政府参考人（公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官）　藤本　哲也君

政府参考人（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長）　田辺　治君

政府参考人（警察庁長官官房審議官）　猪原　誠司君

政府参考人（金融庁総合政策局審議官）　伊藤　豊君

政府参考人（厚生労働省大臣官房年金管理審議官）　日原　知己君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　小林　洋子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　志村　幸久君

政府参考人（林野庁森林整備部長）　小坂善太郎君

政府参考人（経済産業省大臣官房商務・サービス審議官）　畠山陽二郎君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　中原　裕彦君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　矢作　友良君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　福永　哲郎君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　三浦　章豪君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　後藤　雄三君

政府参考人（経済産業省経済産業政策局長）　新原　浩朗君

政府参考人（経済産業省通商政策局長）　広瀬　直君

政府参考人（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長）　風木　淳君

政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　茂木　正君

政府参考人（資源エネルギー庁資源・燃料部長）　南　亮君

政府参考人（特許庁長官）　糟谷　敏秀君

政府参考人（中小企業庁次長）　奈須野　太君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君

政府参考人（国土交通省道路局次長）　宇野　善昌君

政府参考人（国土交通省自動車局次長）　江坂　行弘君

政府参考人（環境省大臣官房審議官）　白石　隆夫君

経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君

委員の異動

五月十四日

辞任　補欠選任

工藤　彰三君　細田　健一君

冨樫　博之君　福山　守君

菅　直人君　後藤　祐一君

松平　浩一君　川内　博史君

同日

辞任　補欠選任

福山　守君　冨樫　博之君

細田　健一君　工藤　彰三君

川内　博史君　松平　浩一君

後藤　祐一君　菅　直人君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第一三号）

○富田委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井敏彦君、内閣官房内閣情報調査室内閣審議官池田克史君、公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官藤本哲也君、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長田辺治君、警察庁長官官房審議官猪原誠司君、金融庁総合政策局審議官伊藤豊君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官日原知己君、厚生労働省大臣官房審議官志村幸久君、林野庁森林整備部長小坂善太郎君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官畠山陽二郎君、経済産業省大臣官房審議官中原裕彦君、経済産業省大臣官房審議官矢作友良君、経済産業省大臣官房審議官福永哲郎君、経済産業省大臣官房審議官三浦章豪君、経済産業省大臣官房審議官後藤雄三君、経済産業省経済産業政策局長新原浩朗君、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長風木淳君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長茂木正君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君、特許庁長官糟谷敏秀君、中小企業庁次長奈須野太君、中小企業庁事業環境部長飯田健太君、国土交通省道路局次長宇野善昌君、国土交通省自動車局次長江坂行弘君及び環境省大臣官房審議官白石隆夫君の出席

の特例の期限後、なおその納付が困難な事業所につきましては、従来から設けられております既存の猶予の仕組みの活用によりまして、事業所の状況に応じて分割納付も認めるなど、柔軟に対応していくこととしておりまして、こうした既存の猶予の仕組みにつきまして周知広報に努めているところでございます。

○美延委員　そこをしっかりしていただきまして、できるだけ、厳しい形ではなくて、企業側の、事業者側の意見をしっかり聞いてあげていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと一分しかないので、一問だけ、ＲＣＥＰに関してお伺いしたいと思います。

昨年の十一月十五日に署名され、二月二十四日に閣議決定、そして、先日、四月二十八日に参議院本会議で承認されました。私も十一月の二十日に当委員会でＲＣＥＰに関して質疑させていただきましたが、今後、発効までの日本国内におけるスケジュールや準備はどのように行っていくのでしょうか。現段階で分かっていることを教えていただけますでしょうか。

○広瀬政府参考人　お答え申し上げます。

ＲＣＥＰ協定、去る四月二十八日に国会で承認をしていただいたところでございます。

今後のスケジュール、なかなか確たることは申し上げられませんけれども、関連する政省令の整備などの必要な手続を行った上で、日本の受諾書を寄託者であるＡＳＥＡＮ事務局長に寄託する、こういうことになります。

ＲＣＥＰ協定の発効でございますけれども、ＡＳＥＡＮ十か国のうち過半数の六か国、そしてＡＳＥＡＮ以外の五か国のうち過半数の三か国以上が寄託した日の後六十日というふうに定められております。他のＲＣＥＰ署名国の国内手続によりますので、現時点で発効の時点は見通せませんけれども、可能な限り早期に発効させることが重要であるという認識は各国間で共有されておりますので、協定の早期発効と全ての締約国による着実な履行に向けて、引き続き関係国と連携をしてまいりたいと思ってございます。

○美延委員　ありがとうございます。

時間が来ましたので、ＲＣＥＰ協定に関してはまた次回、続きをさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○飯田政府参考人　済みません。先ほどの御答弁の中で、公庫の国民事業の貸付平均額約一千二百億円と申し上げたようでございますけれども、一千二百万円の間違いでございます。大変失礼しました。

○美延委員　どうもありがとうございました。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日、最後の質疑の番となりますが、よろしくお願いいたします。

本日も、私は、今回の法改正で創設される下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度について、まずは何点か質問させていただきたいと思います。

先日の参考人質疑の中では、この認定事業者の機能についても少し参考人の皆様と意見交換をさせていただいたんですが、今回つくることになったこの認定制度を使って事業を行う事業者というもののビジネスモデルというのは、実際には従来からある商社の機能にかなり類似をしている、というか、同じなんじゃないかというような印象を強く受けております。

改めて、まずは、今回の認定事業者と、従来から一般的に言われているいわゆる商社というものが、何が違うのか、その辺りを整理してまずは教えていただけますでしょうか。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

まず、改めまして、下請中小企業取引機会創出事業者でございます。先日も御答弁申し上げましたけれども、どんな事業者かということですが、提携する中小企業の強みを分析、把握をする、自らが発注者から一括して委託を受け、提携する中小企業の中から最適な企業を選定して再委託する、これによって、提携する中小企業者に対して取引機会の創出のための必要な助言や情報提供も行いつつ、従来の取引関係に依存しない、中小企業者の技術力などを生かした新たな取引機会の創出や適正な価格形成などの取引の透明化を期待する、こういうことでございます。

御指摘の商社でございます。これも多様なビジネスがあるんだと思いますけれども、例えば、特定の分野において、地域内の中小企業の強みを把握しながら、自らが発注者からの委託を受けて最適な企業に再委託を行うといった、同様の取組を実施している商社も存在しているというふうに認識してございます。

そのため、今回の認定基準でございますけれども、取引対価の決定に当たって十分に協議を行う、あるいは中小企業の強みを生かした適切な再委託を行う、こういった振興基準に定める事項を踏まえて事業を遂行すると認められる場合には、商社が下請中小企業取引機会創出事業者として認定されるという場合も想定されます。

○浅野委員　ありがとうございます。

結論から申し上げれば、従来の商社の中にも、この認定事業者で想定されている働きと同じ働きをする事業者は存在をしているということなんですが、ちょっと通告内容からは漏れてしまうんですが、今回この認定を受けますと、様々な支援策、支援メニューが用意されております。税制優遇や具体的な支援措置があるわけですけれども、従来からある商社がこの認定事業者と同じ働きをしている場合、商社自体も認定を受け得るというふうに考えることができるわけですけれども、こうした従来からもう既に存在している大きな企業、商社がこの認定を受けることによって今回用意した支援メニューを活用することを想定しているのか。

これまでの説明を聞いていますと、どちらかといえば、いわゆる新興企業でそういった機能をビジネスモデルとして行っている者に対しての支援メニューであるというニュアンスが強かったわけなんですけれども、今の話ですと、従来からある大きな企業、商社に対しても適用し得るような理屈になってしまうと思うんですが、この辺りはどのように整理をしておりますでしょうか。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

今、私の方から御説明申し上げました商社というのは、いわゆる地域商社みたいなところを典型的に想定してございます。

もちろん、これから制度は認定基準なども整えてまいりますのでその中でということになりますけれども、大企業のいわゆる大きな商社さんがこういった事業をされるというよりは、今委員御指摘のとおり、地域のそういった方々が、あるいはベンチャーの方々がされるということを典型的に想定してございまして、そのような基準にしてまいりたいと考えております。

○浅野委員　どうぞ、そこの辺りは十分に御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問なんですが、本日お配りをした資料の一を御覧いただきながら質問させていただきます。

今回、この認定事業者の特徴としては、先ほど答弁いただいたように、まず受注を受けて、周囲に存在している様々な事業者の強みを分析し、それを分析結果に基づいて再発注をするということになります。

私は、従前から指摘申し上げているように、再発注する際には透明性、公平性がしっかりと担保されていなければいけないというところはこれまで何度も申し上げてきましたが、それを条文上どこが表しているのかといいますと、この十五条の一項の三になります。赤枠で囲っておりますが、具体的には、「相当数の中小企業者に対し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。」が条文上明確にされております。

これによって透明性、公平性を担保するという意図がここに含まれているんだと思うんですけれども、ただ、この透明性、公平性の定義というのは非常に、言うのは簡単なんですが、証明が難し

い。ですので、この条文の中でどのようにその運営上反映させていくのかといったところについて、政府の考え方を確認させていただきたいと思います。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、十五条の一項に、次に掲げる事業を行う者は、申請により、経済産業大臣の認定を受けることができるということになってございます。

御指摘のとおり、こうした取組はしっかりやっていただく必要があるわけでございますけれども、やはり具体的な認定基準は十五条の第三項になるわけでございます。第三項第一号の例えば省令なんかで書くわけでございますけれども、これは、下請中小企業の振興を図るという本法の法目的に鑑みた経済産業省令などを定めてまいりたいというふうに思っております。

これまでいろいろ御指摘をいただいたことの中でいいますと、例えば認定事業者が再委託を行う事業者、これを著しく誰かに偏っていつも発注する、こういうことは防ぎたいわけでございますけれども、これは具体的に申し上げますと、この第十五条の第一項の一号を御覧いただきますと、認定事業者はあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託をするということとされておりますけれども、このあらかじめ定めた方法が再委託を行う中小企業を公平な考え方で選定するというものであることをしっかり第三項の方で確認したい、これが一つ目でございます。

それから、赤枠で囲っていただいているこの第三号でございますけれども、再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対して助言や情報提供を行う、これが偏ったものになってしまってはいけませんので、こういったことがしっかり公平に行われるということを確認するための規定も設けてまいりたいと思っております。

それから、この間、先日委員からも御指摘いただいたんですが、じゃ、今度新しく入ろうというふうにする方々が公正に取り扱われないということは防止する必要があると思っておりまして、これは十五条三項の一号を御覧いただきますと、下請中小企業の取引の機会の創出に資することとありまして、これは一部だけではなくて、広く下請中小企業の取引の機会の創出につながるということで経済産業省令を定めることにしておりますので、御指摘の、新たに取引に入ろうとする事業者を排除することがないように取り組むということを確認する規定も設けてやってまいりたいと思います。

そのほかにも、振興基準に沿った取組を行うことを確認するための規定を検討してまいりたいと思います。これは、先日、御答弁申し上げましたように、更新制でございますとか、事業実施中の報告徴収、指導助言、こんなことも活用しながら行ってまいりたいと思っております。

○浅野委員　具体的に御答弁いただきましてありがとうございました。

今、最後にちょっと触れていられました報告徴収について次は質問させていただきたいと思うんですが、やはり省令であらかじめ基準を定めて、それをしっかりと運用していただくことは当然だと思います。事業者にもしっかりそれを守っていただくことは当然だと思いますが、やはりそれでも、外部の点検というのは私は必要ではないかと思います。

今回、一枚おめくりいただきますと、十七条の方には報告徴収に関する規定が設けられておりまして、経済産業大臣は報告を求めることができるというような定めになっております。

今日伺いたいのは、今、いろいろな観点からこういうところに配慮していくというような御答弁をいただきましたが、では、それを確認するためにどのような事項についての確認をしていくのか、報告を徴収していくのか、こういったところの考え方を確認させてください。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、認定事業者の報告を求めるわけですが、これは定期的な報告というものではございませんで、例えば、私どもの下請かけこみ寺というものがございます、そちらに下請事業者から相談がされるということでございますとか、あるいは、下請Ｇメンによって下請中小企業に対する調査なども行っております。こういった中で、不適切な行為が懸念される場合に速やかに実態を確認する、その中でこの報告徴収規定を使ってまいりたいと思っております。

例えば、先ほども申し上げましたけれども、認定事業者の提携する企業とか取引機会を得られる企業が極端に偏っているという場合もございます。あるいは、認定事業者からの一方的な原価低減要請がございますですとか、あるいは百二十日を超える手形サイトでの支払いが行われているでございますとか、あるいは、認定事業者に自分の技術情報を伝えたら、それが漏えいしているですとか、そういった下請振興法上の不適切な情報を得た場合には、この規定に基づく報告を求めて、必要に応じて改善に向けた指導や認定の取消しなど、厳正に対処してまいりたいと考えております。

○浅野委員　その方法は必要だと思います。

その上で、ちょっと私の意見を申し上げますと、例えばかけこみ寺に対する通報できる体制を整える、もう一つは下請Ｇメンを活用して第三者の目で点検を行うこと、これはどちらも必要だと思うんです。ただ、この二つに欠けているものは、事業者自身の自律的な改善の取組という観点が抜けているのではないかというふうに思うんです。

ちょっと通告には含まれていませんが、その観点でいえば、今回、二年ごとの更新制というのが取られる予定なんですけれども、この制度をうまく活用することによって、事業者の自律的改善というのを促すような仕組みにすべきではないか、このようにも思うんですが、その辺りのお考えを聞かせてください。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

今委員から御指摘ありましたように、その認定制度を活用して、次の認定を更新していくために、事業者自らがしっかりとした取組を行うということは非常に大事だと思っております。

そのように制度を運用してまいりたいと思いますし、認定事業者ともそのようなコミュニケーションをしてまいりたいというふうに思っております。

○浅野委員　どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移りますが、これまでは認定事業者自身にフォーカスを当てた質問だったんですが、今度は、この認定事業者と取引をする事業者がどういう事業者なのかというところを確認させてください。

認定事業者に発注をする側の事業者もいますし、認定事業者から仕事をもらう側の事業者もこの場合存在することになると思いますが、そういった事業者は、何らかの手続を経て、その取引の輪の中に入っていくような形なのか、それとも、そうでないのか、こういったところを御説明ください。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

認定事業者が取引を行う事業者につきましては、法制度上の限定は特にございません。特に下請の方に関して申し上げますと、できるだけ多くの下請中小企業者の取引機会の創出を促していきたいというふうに考えてございます。

その上でなんですが、まず実態面で申し上げますと、例えば、今、既にこうしたビジネスを行っている方々につきましても、やはりそのビジネスで成功するためにはかなり相当数の、数百に及ぶ下請中小企業と連携するということがビジネスの成功のためにまず必要となってまいりますので、まず認定事業者自身が広く探していくということがあろうかと思います。

しかしながら、こうした事業者の情報収集が及ばないところにも高い技術力を持っている中小企業が存在すると思いますので、政府としても、認定事業者と提携することができると考えられる中小企業を発掘していこうということを思っており

まして、例えば、認定された事業者を中小企業庁のウェブサイトなどで公表することで、中小企業自らがアプローチをするという道をまずつくっていきたいと思っております。

それから、これも先日も少しお話がありましたけれども、中小企業の経営者の中には、自分の技術力とか生産能力を把握したり見える化する、言語化するということにそもそも意識が向いていなかったり、あるいは積極的に提携を持ちかけていくことに不慣れな方々も多いと思っております。

したがいまして、この事業計画の作成などを通じて、個々の中小企業者が本来有する強みでございますとか、あるいは今後の事業展開の方向性というものを明らかにするために、よろず支援拠点でございますとか、あるいは地域の商工会議所だとか、認定支援機関がございますので、そういったサポートも引き続き促してまいりたいと思っております。

成功事例をちゃんと積み重ねていくということが周知のためにも大事だと思っておりますので、しっかり事例の積み重ねと広報に努めてまいりたいと思っております。

○浅野委員　よろしくお願いいたします。

おっしゃったように、中小企業の社長さんは、必ずしも自己ＰＲがうまい方ばかりではない、自社の強みを対外的に発信することが得意ではない方々もたくさんいらっしゃるのもまた事実でありますから、そこをどうカバーしていくのかというのは大変重要な観点だと思います。

その観点で、次、もう一問、この認定事業者について、最後の質問になりますが、先日の参考人質疑の際には、地方の銀行あるいはコミュニティーバンクといった地域密着型の金融機関というのが大変多くの情報を持っているという事実がございまして、この地銀やコミュニティーバンクを活用して、地域の中小企業の取引機会の創出に資するような取組にできないのかといった話もございました。

事務方に事前に確認しましたら、地銀やコミュニティーバンク自身は再発注側にはなれないということですので、認定事業者になることは難しいというのが今回の法体系になるんですけれども、ただ、認定事業者と地方銀行が連携をすることによって、効率的に地域の強みを持っている中小企業を発見したり、あるいは、うまく地域循環型の経済を構築するということができるのではないかというふうに期待をしております。

この認定事業者と金融機関との連携といったものは是非進めていただきたいと思うんですけれども、これに対する見解をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣　今回創設しました下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度は、中小企業の持っている強みを生かすとともに、中小企業の下請構造からの脱却、取引における交渉力強化を目指すために重要な役割を担うものであります。

この認定事業者は、例えば、自らが機械製造に要する加工や衣服の製造等を受託した上で、提携する最適な中小企業を選定して再委託するとともに、工程管理や品質管理等も一貫して請け負うことが可能なメーカー等を想定しております。

このように、認定事業者は自らが業務を受託する必要があるため、地銀が認定事業者そのものになることは難しいと思いますが、近年、中小企業支援に注力する地銀も増えていると承知をしております。事業のマッチングなんかもよくやっていますし、そういった事業にも精通している地銀もあるということでありますけれども、これは更にまた専門性が高いということと、目利き力が必要だということもありますので、地銀が直接この認定事業者になることは難しいと思っております。

地域の様々な中小企業とネットワークを持つ地銀が認定事業者と連携を進めることで、下請中小企業の取引機会の創出が一層図られるものと考えているところであります。

また、地銀は中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う認定支援機関でもあります。そのため、経済産業省としては、地銀等の支援機関に対して、認定事業者と下請中小企業の橋渡しについて協力要請等を行い、隠れた強みを有する地域の中小企業者の発掘を促進するなど、認定事業者の取組がより効果的なものとなるように後押しをしてまいりたいと思っております。

商社というのは、やはりそこの技術の橋渡しをするということと、本来、例えば商社とか卸売事業者というのは、金融面での機能も果たしてきているわけですよね。ですから、サイトの長い決済だというものを短めに出して、またしっかりそこで利益を出すということもあるでしょうし、いろいろな連携の在り方はあると思いますけれども、これからまたしっかりと、これは運用してまいりたいと考えております。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

これが全国各地域の循環型経済につながるというふうに期待を込めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次はテーマを変えまして、ＤＸ投資促進税制について一問質問させていただきます。

これまで、私は、クラウド技術の活用というものが認定要件に含まれていることに対して、ハードルが高過ぎるのではないかという指摘をさせていただきました。この間も、経産省の職員の方と何度も議論をさせていただいたんですが、クラウド技術というふうに、今回、わざわざ記載をしている。クラウドではなくクラウド技術というふうに記載をしているところに少しポイントがあるのではないかというふうに今感じております。

改めて、今回、クラウドではなくクラウド技術の活用というふうに記載をしたその意図、そして、じゃ、クラウド技術というのはどういう定義を持っているものなのかというのを改めて教えていただきたいと思います。

○新原政府参考人　今、この税制の中で、インターネット等を介してオープンにデータの処理、保管等を行うことができる技術、これをクラウド技術というふうに位置づけております。その活用を税制適用の一つの要件とさせていただきました。

それで、私も同僚から、委員と大分意見交換をさせていただいたということを聞いておりまして、その中で論点になったところについてお答え申し上げると、今のようなクラウド技術を活用したシステムであれば、自社のシステムであっても税制の適用要件を満たすというふうに整理をさせていただきたいと思います。

それから、二つ目でありますが、また、そのシステムが、構築当初は社内のみアクセス可能なクローズドのものであったとしても、他者とのデータ連携の必要が生じた際に、インターネット等を通じてデータ連携が容易なシステム構成となっていれば、これも税制適用要件を満たすこととさせていただきたいと思っております。

同僚からそういうふうに報告を受けておりますので、そういうふうにさせていただこうというふうに思います。

○浅野委員　ありがとうございます。

やはり、これからＤＸを取り組もうとしている事業者にとっては、最初から社外とのやり取りが必ずしも必要じゃないケースもあるということを、やはりこれまで課題視してきたわけです。

今御答弁にありましたように、最初構築した当初は、内に閉じた、社内に閉じたネットワークシステムだったとしても、将来的に外にも拡張できるような要件を備えているのであれば認定要件を満たすというふうな理解ができるものだと思いますので、その点、確認させていただきました。ありがとうございました。

時間も残り僅かになってきましたので、最後に、税額控除、ＤＸ投資促進税制とカーボンニュートラル投資促進税制に適用される税額控除について、最後、質問させていただきたいと思います。

前回は、一〇％というのは、アメリカは三〇％だ、一〇％というのはもう少し何とかならないかという指摘をさせていただきました。御答弁も、これは国内では大変高い水準だという御答弁。そ

こは、是非、将来的に検討を続けていただきたいと思うんですが、もう一つ、今日聞きたいのは、今回、ＤＸ税制とカーボンニュートラル税制を合算して、法人税額の二〇％までは税額控除しますということなんですね。そちらでもキャップをはめているということなんですが、この二〇％というのは、なぜ二〇％なのか。これは私、正直、もうこれだけＤＸだとかカーボンニュートラルと言われているんですから、せめてこのキャップは外してもいいんじゃないかと思うわけですけれども、その点、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○新原政府参考人　これも、同僚から委員といろいろ意見交換させていただいたことの報告を受けております。その際も議論になったようでございますが、無論、控除税額の上限を設けない方が制度を幅広く活用できるということは、これは事実だというふうに思います。

　他方で、今回設けさせていただいた理由なんですけれども、今日も審議にありましたけれども、カーボンニュートラルとデジタルトランスフォーメーションというのは、かなりの程度、親和性があるわけでございます。したがって、両方使うことがかなり想定されるわけでございます。それで、その上で、特定の企業が極端に大きな金額の優遇を受けることに一定の歯止めをかけるという意味で、これをかけさせていただきました。

　二〇％の税額控除というのは、要するに二割棒引きにするわけでございますので、かなりの税制でございます。日本の税制の中でいうと、例えば、類似の税制でいうと省エネ税制、これは税額控除はございません。特別償却だけでございました。それから、ＩｏＴ税制、これはデジタルの方ですけれども、これも税額控除があったんですけれども、控除率が三％から五％というような税制でございました。今回は、カーボンニュートラルの方ですと最大一〇％の控除率になるので、先ほど委員自身が言われましたように、この前、私もその説明で、前例のない措置となっております。

　そういう意味で、趣旨は非常に委員のあれと共感するところはあるわけでございますけれども、その上限をかけたということについて是非御理解を賜りたいというふうに思っております。

○浅野委員　時間が参りましたので終わりますが、税制優遇だけが全てではないとは思います。そのほかにも、是非、活用を促進する工夫をほかにもされていると思いますので、その点を改めてお願い申し上げて、質問を終わります。

　ありがとうございました。

○富田委員長　次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

　午後五時一分散会

令和三年六月二十五日印刷　令和三年六月二十八日発行　衆議院事務局　印刷者　国立印刷局　K

2021年5月19日
経済産業委員会
（質疑要旨）

産業競争力強化法改正案　一時支援金および月次支援金について

2021.5.19（Wed）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●新型コロナ支援策として、これまで持続化給付金、一時支援金があり、今回、月次支援金の制度詳細が公表された

●事業者の方からは、毎回名称が変わる、書類の提出も必要になるなど、分かりにくいという声が挙がっている

委員会での浅野の発言要約

「いずれも似たような支援制度だが、制度名称を恒久的に運用し、申請者に分かりやすくすべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「月次支援金は、宣言地域や時期が変わっても支援金の給付が可能となる。今後申請者が混乱しないよう、分かりやすい制度、仕組みとなるよう周知広報も含めて取り組んでいく」

飯田政府参考人

産業競争力強化法改正案　人権デューデリジェンス（DD）について

2021.5.19（Wed）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●世界各国で人権問題を抱える国やその地域との取引、経済事業活動に対して一種の経営リスクとしてみなされる機運が高まっている

●イギリスやフランス、米国、EUでは、人権デューデリジェンスの実施や開示を義務づける法整備が進んでいる

●人権問題が原因で取引機会を失ったり、国際的なネットワークから排除されることがないよう対策が必要となる

委員会での浅野の発言要約

「人権デューデリジェンス※の取組みの必要性について考えを伺う」

※企業が強制労働や児童労働、ハラスメントといった人権侵害のリスクを特定して、予防策や軽減策をとること。社内だけでなく、サプライチェーンも対象で、取引先で強制労働などが発覚した場合には改善を要請し、その結果も追跡しなければいけない。

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「企業はサプライチェーンも含めて、事業における人権リスクを特定し、対策を講じる必要が求められる。経産省として実態を把握し、情報収集しながら今後の対応を議論していく」

梶山国務大臣

2021年5月19日
経済産業委員会
（質疑要旨）

産業競争力強化法改正案

エネルギーコストの現状と見通しについて

2021.5.19（Wed）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●日本の産業用電気料金は、東日本大震災以降、火力発電の割合が増えて高くなっており、電力多消費産業の経営にも大きな影響を及ぼしている

●再エネの導入拡大や系統への投資によって、電力コストの増加が予想されている

●第5次エネルギー基本計画では、電力コストを引き下げる政策目標が設定されている

委員会での浅野の発言要約

「第6次エネルギー基本計画策定の中で、電力コストについては、現状よりも下げる政策目標になっているのか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今後ある程度の上昇はあると考えるが、システム改革や低コスト電源の活用、競争促進により、最終的には産業界、経済界、国民が安いコストで電気料金を負担いただき利用できる仕組みを目標としている」

松山政府参考人

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第十四号

令和三年五月十九日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　富田　茂之君

理事　鬼木　誠君　理事　佐藤ゆかり君
理事　関　芳弘君　理事　武藤　容治君
理事　山際大志郎君　理事　斉木　武志君
理事　山岡　達丸君　理事　中野　洋昌君
畦元　将吾君　穴見　陽一君
井出　庸生君　池田　佳隆君
石川　昭政君　上野　宏史君
神山　佐市君　神田　裕君
黄川田仁志君　工藤　彰三君
小林　鷹之君　佐々木　紀君
繁本　護君　鈴木　淳司君
武部　新君　辻　清人君
冨樫　博之君　西村　明宏君
福田　達夫君　穂坂　泰君
星野　剛士君　三原　朝彦君
宗清　皇一君　八木　哲也君
伊藤　俊輔君　小熊　慎司君
逢坂　誠二君　落合　貴之君
田嶋　要君　松田　功君
松平　浩一君　宮川　伸君
山崎　誠君　高木美智代君
吉田　宣弘君　笠井　亮君
美延　映夫君　浅野　哲君
石﨑　徹君

経済産業大臣　梶山　弘志君
文部科学大臣政務官　鰐淵　洋子君
厚生労働大臣政務官　こやり隆史君
経済産業大臣政務官　宗清　皇一君
政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　更田　豊志君
政府参考人（内閣官房内閣審議官）　梶尾　雅宏君
政府参考人（内閣官房内閣審議官）　成田　達治君
政府参考人（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長）　田辺　治君
政府参考人（金融庁総合政策局審議官）　油布　志行君
政府参考人（金融庁総合政策局審議官）　伊藤　豊君
政府参考人（金融庁総合政策局参事官）　石田　晋也君
政府参考人（金融庁総合政策局参事官）　井上　俊剛君
政府参考人（総務省統計局統計調査部長）　井上　卓君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　蝦名　喜之君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　宮崎　敦文君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　小林　洋子君
政府参考人（経済産業省大臣官房長）　多田　明弘君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　河西　康之君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　中原　裕彦君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　矢作　友良君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　三浦　章豪君
政府参考人（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長）　須藤　治君
政府参考人（経済産業省経済産業政策局長）　新原　浩朗君
政府参考人（経済産業省通商政策局長）　広瀬　直君
政府参考人（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長）　風木　淳君
政府参考人（経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官）　山本　和徳君
政府参考人（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長）　佐藤　悦緒君
政府参考人（資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官）　小野　洋太君
政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　茂木　正君
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君
政府参考人（中小企業庁次長）　奈須野　太君
政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君
政府参考人（中小企業庁経営支援部長）　村上　敬亮君
経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君

委員の異動

五月十九日

辞任　補欠選任

小林　鷹之君　井出　庸生君
武部　新君　繁本　護君
逢坂　誠二君　田嶋　要君
菅　直人君　小熊　慎司君
高木美智代君　吉田　宣弘君

同日

辞任　補欠選任

井出　庸生君　黄川田仁志君
繁本　護君　武部　新君
小熊　慎司君　伊藤　俊輔君
田嶋　要君　松田　功君
吉田　宣弘君　高木美智代君

同日

辞任　補欠選任

黄川田仁志君　池田　佳隆君
伊藤　俊輔君　菅　直人君
松田　功君　逢坂　誠二君

同日

辞任　補欠選任

池田　佳隆君　小林　鷹之君

五月十八日

新型コロナ危機打開のため持続化給付金の再給付の実施に関する請願（赤嶺政賢君紹介）（第九七七号）
同（笠井亮君紹介）（第九七八号）
同（穀田恵二君紹介）（第九七九号）
同（長谷川嘉一君紹介）（第一〇〇九号）
小規模事業者に対する社会保険料負担軽減支援策等に関する請願（塩川鉄也君紹介）（第一〇二四号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第一三号）

○富田委員長　これより会議を開きます。

二百四十一件であったものが二〇二〇年度に七百六十件と、年々増加をしている状況にございます。

他方で、やはり経営者の高齢化あるいは新型コロナウイルス感染症の影響などによって廃業が増加しているという現状を踏まえますと、中小企業がMアンドAを円滑に行える環境を速やかに整備するということも大事だと思っております。

今回の法案で措置している会社法の特例についての御指摘でございますけれども、これは、相続いたしますと株主がどんどん分散していくという傾向がございます。株主名簿に記載はあるけれども連絡が取れない所在不明の株主が存在するため、MアンドAを含めて事業承継の手続が速やかに進められないということがあるという現場での課題に対応しようとしたものでございまして、少し具体的な話を申し上げますが、会社法では、五年以上連絡が取れない所在不明の株主の株式を買い取ることが認められているわけでございますけれども、本法案では、非上場の中小企業を対象に、会社の代表者が高齢などの理由で事業活動の継続に支障が出ていること及び一定の株主の所在が不明であることにより円滑な事業承継が困難となっていることにつきまして、経済産業大臣の認定を受けた場合に、五年を一年に短縮できる措置を盛り込んでいるところでございます。

本法案の措置も含めまして、あらゆる施策を総動員することで、引き続き円滑な事業承継を後押ししてまいりたいと考えております。

○美延委員　最後に、大臣に、バーチャルオンリー型株主総会の実施に向けて政府の見解、それから大臣の御見解を教えていただきたいんですが。

○梶山国務大臣　我が国の会社法では、株主総会を招集する場合に、その場所を定めなければならないこととされており、バーチャルオンリーの株主総会は認められておりません。

こうした中、現行法の下でもできる取組として、経済産業省では、インターネット等からの出席もできるハイブリッド型のバーチャル株主総会について、昨年以来、実施ガイドや事例集を作成をしてきたところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大等も踏まえて、株主等が物理的に一切集まらず株主総会が開けるよう、本法案において、場所の定めのない株主総会に関する会社法の特例を創設し、バーチャルオンリーの株主総会の実施を可能といたしました。

具体的には、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、バーチャルオンリーの株主総会を開催できることとしており、その活用に向けて、関係省庁とも連携をして対応してまいりたいと考えております。

○美延委員　ありがとうございました。終わります。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日最後の質疑者として、これから三十分間よろしくお願いいたします。

まず、今回は産業競争力強化法改正の議論ということで、これまで様々な論点から議論を深めさせていただきました。本日は、少し視点をやや高く持ちまして、この法案、法改正の内容にとどまることのない企業支援策全般について取り扱っていきたいというふうに思っております。

まず最初は、現在、新型コロナ感染症の拡大によって、事業者の皆様、大変苦しい状況に置かれております。こうした方々を支えるために、これまでに持続化給付金や一時支援金、そして現在は月次支援金という新しい制度も、昨日ですか、制度詳細が公表されました。その中で、一時支援金について本日はまず質問をさせていただきたいと思っております。

今日の配付資料の一を御覧いただきたいと思いますが、一時支援金というのは、今年の一月に緊急事態宣言、二度目の宣言が発出されたことを受けて設けられた支援策でございますが、この一時支援金を受給するためには書類の事前確認が必要だと。この事前確認を手伝った事業者に対して一定の手数料を国が支払うという規定があるわけですけれども、その規定の部分を抜き出した文書をこちらの資料に掲載してございます。

黄色くマーカーをつけたところを見ていただきますと、登録確認機関の確認後受給者数が三十者以上の場合には、この受給者数に千円を乗じた額を国が支払う、こんなことが書かれているわけであります。さらに、その下に目をやっていただくと、ただし、この事務手数料は辞退することもできます、辞退する場合には、確認した事業者が依頼した人から直接その報酬を受け取ることもできますよと。要するに、国から事務手数料を受け取るか、依頼した方から直接報酬をもらうかというのを事業者が選択をできるというような制度になっているわけであります。

ですけれども、やはり今コロナで、依頼する側もかなり経営状況が厳しい中でこういう制度を活用するわけですから、余り高い報酬を要求してしまうと依頼した側も困ってしまうということで、配慮規定もここに明記されております。

まず最初の質問なんですが、まず伺いたいのは、国から支払われる事務手数料、一者当たり千円という水準になります。これがなぜ千円として決まっているのか。一部事業者、事前確認をする事業者からの声としては、この千円という水準は余りにも安いんじゃないか、こんな不満の声も漏れ聞こえているわけでありますが、この千円というものの根拠について教えていただきたいと思います。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

一時支援金の事前登録の事務手数料でございますけれども、御指摘のとおり、国から事務手数料として、一件当たり千円の事務手数料を支払うということにしてございます。

この事前確認における具体的な作業でございますけれども、事務局が定めた書類の、帳簿などの有無の確認や、宣誓内容に関する質疑応答などの形式的な確認ということでございます。その金額につきましては、事務局においてこのような事前確認作業をシミュレートした際に要した時間、それから各府省等申合せの謝金の単価、こういったものを勘案した上で算定したものでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

今御答弁の中には具体的な数字は出ませんでしたけれども、事前に事務方からも教えていただいたら、実際にその作業をシミュレートしてどのくらい時間がかかるのかというのも検証した上で、ある程度、千円というのを出したというふうに伺いました。是非、確認している事業者からは、この千円という水準に対してやはり不満の声が多いのも事実でありますので、その辺りはよくよく丁寧に説明をしていただきたいと思います。

次の質問なんですが、今度はちょっと立場が変わりまして、依頼する側の立場になって質問させていただきます。

国からの事務手数料の給付を辞退した場合には、依頼した側から直接報酬を受けられるというルールになっているわけですけれども、中には一件当たり数万円単位の報酬を要求した例もあるというふうに聞き及んでおります。今度は、依頼する側からしたら、やはりできるだけ報酬は低い方がいいわけです、少額な方が利用しやすいわけですから、この辺りの是非配慮をという声も届いております。

国のこの規定、文章によれば、柔軟に対応するようお願いしますという非常に抽象的な文章になっておりまして、どれくらいの報酬水準が妥当なのか、許容されるのか、こういったところについては情報がございません。この報酬を直接事業者が設定する場合の考え方について、改めてその考え方をお示しください。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

国からの事務手数料を辞退する登録確認機関において、その機関自身で設定した手数料を求めている場合もあるというふうに承知をしております。

これは、個人の士業の方などの場合、申請書類

のコンサルティング、あるいは申請手続のサポートなど、事前登録で、先ほど申し上げましたことに加えまして、追加的な支援を行っている場合もあるためというふうに承知をしてございます。

中小企業庁といたしましては、申請者が登録確認機関を選択するに当たっては、それぞれの申請事業者方々の御自身の状況に基づきまして、日頃おつき合いのある士業の先生方とかあるいは金融機関といったようなこともあると思いますので、様々な要素を踏まえて選択するものと承知しておりまして、なかなか、一義的なあるべき姿、あるいは一義的なあるべき料金水準というものを決めることは困難であるとは考えてございます。

ただし、御指摘のとおり、これらの機関が社会通念上不当に高額と思われる手数料を要求するということは、本制度の利用を予定している事業者が非常に厳しい経営環境にあるということも踏まえると、制度趣旨に反しており、不適切なものと考えております。

したがいまして、私ども、事業者の利便性という観点からは、登録確認機関を見つけることが困難な方を対象ということでございますけれども、三月の二十四日より事務局において無料の登録確認機関を設置して対応しているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

ここまでは一月の緊急事態向けにつくられた一時支援金の内容についてでありましたが、今度は、現在まさに検討がされている月次支援金について質問させていただきます。

この事務手数料の考え方、一時支援金のときには、基本的に申請するたびに書類の事前確認が必要でしたのでこういう関係者の協力も必要だったわけですけれども、今回、月次支援金に関して言えば、一月のときに一回書類を提出していれば、今回は毎月の売上伝票だけでいいんだと、提出書類の簡略化も検討していただきました。そこについては非常に評価をしております。

一方で、ということは、書類の事前確認の回数がかなり大幅に減るのではないかというふうに思っているわけでありまして、これは、今回、三十者以上という最低ラインを超えないと事務手数料の給付対象にならないといったような要件もありますので、この辺り、月次支援金になったときにはこの事務手数料の運用方法が変わるのか変わらないのか、その辺りをお示しいただきたいと思います。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

今委員からも御指摘ありましたように、月次支援金の手数料につきましては、一時支援金と同様のスキームを前提にということでございますけれども、現在検討中でございます。

月次支援金につきましては、緊急事態宣言などの発出状況を踏まえまして、一月ごとに支援金を支給するというものでございますため、登録確認機関に対する事務手数料の支払いにつきましても、一月ごとに一定件数以上の事前確認を行った場合とする方向で検討してございます。

一方で、まさに一定件数以上ということでございますけれども、今委員御指摘のとおり、月次支援金におきましては、一時支援金や月次支援金を受給したことがあるという事業者は登録確認機関による事前確認自体を省略されるということになりますので、事前確認の総数は私どもは減るというふうに考えてございます。

こうした状況を踏まえまして、事前確認の件数につきまして、三十者の基準値につきましても今後改めて検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員　是非お願いします。

この月次支援金については最後の質問になりますが、先ほどからこうやって質疑をしていまして、一時支援金、月次支援金、似たような制度なのに一々言い換えなければいけないのは大変ですし、また、実際に事業者の方々からも、持続化給付金、一時支援金、月次支援金、毎回毎回名前が変わるし、書類の提出もしなきゃいけない、今回そこは改善されますけれども、非常に分かりづらいという声をいただいております。

是非、今後は、月次支援金でも一時支援金でもいいので、名前を恒久的に運用していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございまして、持続化給付金は、昨年、十二か月分の支援ということで実施したものでございます。他方で、一時支援金につきましては、本年一月から三月に発令された緊急事態宣言に伴うということでございまして、三か月分の支援ということでございます。

この度の月次支援金でございますけれども、今度は、四月以降の緊急事態宣言、蔓延防止等重点措置に伴う影響を受けた事業者を対象として、これは一月ごとに支援金を支給するというものでございます。いずれも制度が違いますので、制度趣旨、支援内容が異なりますので、名称を変更したわけでございます。

この月次支援金の制度の下では、今後は、宣言が行われる地域や時期が変わっても、現在の制度や名称によって支援金の給付を行うことが可能となるのではないかというふうに考えてございます。

御指摘のとおり、名称の違いによって申請者が混乱されるということ、これは避けなければならないと思っておりますので、分かりやすい制度、仕組みとなるようにまず取り組んでいきたいと思っておりますとともに、その時々で申請可能な制度につきまして、しっかり私どもとして周知広報も実施してまいりたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございました。

では、続いて次のテーマに移りたいと思います。

産業競争力という言葉を言ったときに一つイメージするのは、産業競争力を強めたいと思ったときには、まずやはり技術力の強化だったり製品の魅力を上げよう、こういうアプローチが広く知られて取られておりますが、もう一方で、取引を行う力、取引を継続する力というのも、これは産業競争力のうちに入るのではないか、このように思っております。

そういった観点でいいますと、最近、日本にとどまらず世界中で人権問題というのが注目をされておりまして、人権問題を抱える国やその地域との取引、事業活動というものに対しては、一種の経営リスクとしてみなされるような機運が高まっております。

日本国内においても人権デューデリジェンスという言葉を最近よく聞くようになったわけですけれども、次のテーマは、この人権デューデリジェンスについて経産省の考え方を伺っていきたいと思いますが、まず、そもそも人権デューデリジェンスというのはどういった意味なのか、その定義を含めて、政府の見解を教えていただけますでしょうか。

○広瀬政府参考人　お答え申し上げます。

人権デューデリジェンス、どういうものかということでございますけれども、国連のビジネスと人権に関する指導原則、ここにも記載がありますとおり、企業が、その企業の活動とか取引関係に関しまして、人権への悪影響を特定して、予防して、軽減し、対処方法を説明すべく、人権への影響評価、調査結果への対処、そして対応の追跡調査、対処方法の周知などを実施することであるというふうに理解しております。

○浅野委員　ありがとうございました。

その人権デューデリジェンスに関する動きといいましょうか、対応が世界各国で今進んでいるというふうに伺っております。

例を挙げれば、ウイグル地区で生産をしたものを輸入しないとか、あるいはその地域に輸出をしないとかいった対応をしている国もあるやと聞いておりますし、それに関する法整備も世界各国で進んでいるという状況を聞いております。

改めて、今世界でどのような対応がされているのか、諸外国における法整備の状況について、簡単に教えていただけますでしょうか。

○広瀬政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど申しました国連のビジネスと人権に関す

る指導原則を踏まえまして、これまでは世界各国、様々な方法でこの企業の人権デューデリジェンスの促進を図ってきたものと承知をしております。

そうした中で、近年、欧米諸国を中心に、企業に対しまして、人権デューデリジェンスの導入、あるいは関連する取組の開示などを義務づける法整備の動きが進んでいるというふうに認識をしております。

例えば、イギリス、フランス、オーストラリア、こういった国々では、一定の売上高あるいは従業員数以上の企業に対しまして、人権デューデリジェンスの実施や開示を義務づける法令を設けているというふうに承知をしております。また、ドイツ、EU、カナダ、こういった国々でも、同様の法案が準備されているというふうに認識しております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今るる御開示いただきましたけれども、本日の資料の二の方にも、併せていただいた資料を少し掲載させていただきました。

これを見ますと、既に、今御紹介いただいた英国、フランス、オーストラリア、さらには米国、EUといったところが、その法整備を既に進めてきている。さらには、現在、法整備の最中なのが、ドイツやカナダなども法整備を進めている状況だということであります。

そして、最近、近年の特徴としては、この表の真ん中あたりになるんですが、「義務違反に対する罰則」という行を見ていただきますと、最近制定された法案あるいは今検討されている法案には罰則規定が盛り込まれているということで、諸外国においてはかなり強い意思で、この人権問題に、人権デューデリジェンスに取り組んでいることがうかがえると思います。

対して、では、日本、我が国はどうなのかということなんですけれども、今度は、国内におけるこの人権デューデリジェンスに関する取組の状況、制度の整備状況等を含めて教えていただきたいと思います。

○広瀬政府参考人　お答え申し上げます。

この人権デューデリジェンスの実施も含めまして、サプライチェーンにおける人権への配慮、これにつきましては、先ほど申し上げました国連のビジネスと人権の指導原則あるいはOECDのガイドラインなどを踏まえまして、企業が自らの経営判断として適切に取り組むべき課題であるというふうに認識をしてございます。

日本政府は、昨年十月に、ビジネスと人権に関する行動計画といったものを策定しましたけれども、ここにおいても、企業に対して、人権デューデリジェンスの導入促進を期待する旨を表明しております。

そうした人権デューデリジェンスの実施方法でございますけれども、既にOECDの責任ある企業行動のためのデュー・デリジェンス・ガイダンスなどにおきまして、人権に関するリスクの特定、評価、対策実施といった一連の実施手順についての実務的な方法が具体的に示されておりますし、また、そのほか、衣類・履物、鉱物、こういった一部のセクターにつきましては産業特有のリスクがあるものですから、こういったリスクを踏まえまして、詳細な手引書が存在をしてございます。

日本政府としては、こうした国際的なガイダンス、あるいは昨年十月に策定しました行動計画の周知啓発を行って、産業界の意識向上、取組の促進を行っているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、政府としての取組状況について教えていただきました。

時間の関係で私の方から紹介をさせていただきますが、日本の産業界においても、この政府からの働きかけに応じて、近年、経団連を始めとして、この人権に、コーポレートガバナンスに関する新たな方針を発表しておりますし、こうしたことが徐々に広がりを見せておるんですが、大臣に、このテーマでは最後にお伺いいたします。

ただ、そうはいっても、人権デューデリジェンスという言葉自体がまだまだ広がっていない状況がございます。そして、国内企業の現場で、今、人権に対する取組というと、例えばハラスメント対策であったりとか男女共同参画だとか、あくまでも職場内での人権問題の解消というところにまだまだとどまっているのかなと。グローバルなサプライチェーン全体に目を向けて、そのサプライチェーン全体の、人権を、リスクを低減する、撲滅していく取組というのがまだまだ私は弱いと感じております。

大臣として、この人権デューデリジェンスの必要性に対して今どのようにお考えか。そして、今後に向けたお考えがあれば、是非お聞かせいただきたいと思います。

○梶山国務大臣　国際社会において人権問題への関心が高まる中、海外事業を展開する企業にとって、企業行動が国際基準に照らして評価される国際的な流れとなってきております。このため、企業は、その原料の調達を始めとするサプライチェーンも含めて、自ら事業における人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要に迫られているのが現状であります。

こうした中、日本政府は、昨年十月、ビジネスと人権に関する行動計画を策定しました。この行動計画では、企業に対して、人権デューデリジェンスの導入促進を期待する旨を表明しております。まずは、本行動計画の周知啓発を行い、産業界の意識向上、取組の促進に努めていくことが重要であると考えております。

経産省としても、昨年十月の行動計画策定後の企業の取組状況についての実態の把握に努めるとともに、国内外の情報も収集しながら、今後どのように対応すべきかについて、関係省庁とも議論をしてまいりたいと思っております。

○浅野委員　是非お願いいたします。

最近、エネルギーの分野では、カーボンニュートラルに取り組んでいる企業に投資が集まるような動きが出てきております。それと同時に、人権デューデリジェンス対策をしている企業にこれからは投資が集まる、若しくは取引が集中する。逆に、人権問題を軽視しているような企業には、取引の機会を失ってしまうような、そんなリスクも含まれているというふうに私は考えております。

産業競争力の強化に向けて、今回、産競法の改正を議論してまいりました。技術や人材への投資、そして、様々な、そのほかの施策を通じて国内企業の競争力を高めるのはいいんですけれども、是非やっていただきたいんですが、高めた結果、一方で、人権問題が原因となって、取引機会を失ったり、グローバルな取引ネットワークから排除されてしまうようなことがないように、是非こちらの観点でも経産省には陣頭指揮を取っていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後のテーマに移りますが、最後はエネルギーの部分についても伺っていきたいと思います。

特に本日は、産業用の電気料金に着目して質疑をさせていただきたいと思うんです。

我が国は産業用の電気料金と家庭用の電気料金という二つの料金体系を持っております。産業用に関して言えば、現在の日本の電気料金はどのくらいなのか、そして、諸外国と比べたときに、我が国の産業用電気料金がどのような水準にあるのか、改めて政府に最新状況を教えていただきたいと思います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

東日本大震災以降、火力発電の割合が非常に増えてございますので、燃料費の増大、また、再エネの導入拡大ということを最大限導入ということで、FIT法によって進めておるわけでございますが、これによる賦課金の増加等がございます。

こういうことを踏まえますと、二〇一九年の日本の産業用電気料金単価は、震災前に比べて約三割上昇しておるところでございまして、一キロワットアワー当たりで約十七・九円となってございます。

これにつきまして、諸外国と比較した場合、日

本の国際的な位置づけということをお問合せでございますので、ＩＥＡのデータに基づきまして御答弁申し上げますと、日本の十七・九円に比較した場合、ドイツが十五・九円、イギリスが十六円という水準でございます。

もっと安い国という意味で申し上げますと、化石燃料が自国内で生産されますアメリカの場合は七・四円、また、公社が電力小売を担っております韓国の場合十・三円、また、原子力発電が安定的に供給されているフランスの場合十二・八円という状況でございます。

なお、日本よりも産業用電気料金が高い国といたしましては、イタリアが二十・二円という状況でございます。

今後、再エネ導入のための賦課金の負担ですとか、脱炭素、安定供給確保のためのシステムとしての追加コストの増加等ということが想定される中で、システム改革による競争の促進ですとか、低コストな電源の活用といったことによりまして電気料金の最大限の抑制に努めていきたい、このように考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

今の答弁からも分かるように、我が国の産業用電気料金というのはかなり高いという印象がございますし、やはり大震災以降、火力発電の割合が増えて、電気料金が相対的に高くなった結果、特に電力多消費産業の負担が増えて、経営にも大きな影響を及ぼしている状況がございます。

是非、政府には、電力コストに対する意識をもっと強く持っていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

次、大臣に伺いますが、今答弁にもありました、これから再エネの導入拡大や系統への投資がかさむことによって、電力コストの増加というものが予想されております。これをできるだけ抑えていきたいというような答弁がありましたけれども、政府が第五次エネルギーミックスを策定したときの資料を見ますと、電力コストについては、策定当時の現状よりも引き下げるという政策目標が設定されておりました。当時の水準よりも引き下げるという政策目標に従って策定されたのが第五次エネルギー基本計画でございます。

現在第六次が検討されている中ということなんですけれども、じゃ、今はどうなのか。電力コストについては現状よりも下げるという政策目標なのか。先ほどの答弁を聞くと、これから上がることをある程度許容しながらも、その上がり幅を最小限に抑えるんだという政策目標なのか。私は、当然前者、あくまでも前者を支持したいと思うわけですけれども、現在はどのように考えているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、今現状におきまして申し上げますと、再エネの導入による賦課金の増大の面もございますし、今後の導入に伴いますシステムコストの増大の面もございます。ある程度時間軸で考えていく必要はあろうかと思っております。

最終的には、カーボンニュートラルな社会を実現していくためには、脱炭素の電源が日本に定着していくことが必要かと思います。しかし一方で、安定供給も非常に重要なことでございまして、私どもの経済、暮らしというものを維持していくためのものというのは不可欠な電力でございます。この部分のコストというものを我々は考えなければならない。

最終的な目標からいたしますと、これまでのエネルギー基本計画に定めてございますような、コストを上げていかないということになってくるわけでございますが、今現状においては、その将来に向けての投資ということをある程度している局面にございますので、ある程度の上昇の局面はあるかと思います。

しかしながら、先ほど御答弁申し上げましたけれども、システム改革を進めていくということ、さらには低コストな電源ということを活用していくこと、競争を促進していくということ、様々なことを通じまして、最終的には、産業界、経済界、そして国民の皆様方が、安いコストで電気料金を負担いただき、利用いただけるような仕組みにしていくということが目標かと考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

もちろん、投資がこれから進んでいく段階においては多少電気料金が上がるかもしれないけれども、その先を見据えてということだと思います。

これから、じゃ、そのコストがどのように動いていくのか、エネルギーミックスをどのように設計するとどういうふうに影響が及ぶのかというのを、先日、このシミュレーション結果が政府から公表されております。

本日、資料の四と五の部分に、そのまとめの部分のみ抜粋して表示をさせていただいたんですが、これは先日出たばかりで、私もよくヒアリングができておりませんが、この分析結果をどう見るのかというところを政府の方から簡単に御説明いただけますでしょうか。

○小野政府参考人　これは二〇五〇年におけるカーボンニュートラルを目指す上でのシナリオ分析ということでございまして、まず前提といたしまして、このシナリオ分析というのは、二〇五〇年におけるいわゆるエネルギーミックスを定めるものではございませんでして、幾つかの複数のシナリオ、これを考えまして、それに基づく政策的な課題、それから、それを解決するための政策、これを考えていくよすがとするというためにシナリオ分析をしているものでございます。したがいまして、複数のシナリオ分析をしているということでございます。

その幾つかの、まず、このシナリオをどうやって選んだかということでございますけれども、まず参考値のケースということでございまして、これは昨年十二月に、大まかですけれども、大体こういうエネルギーミックスにしたらどうなのかと、再エネが五から六割、原子力と火力を合わせて二から三割、それから水素、これを一割というのが参考値ということでございまして、この参考値のケースを実現すると、総発電電力量、再エネ、原子力、水素・アンモニア、ＣＣＵＳ、この割合がどうなるかということで、これが出てきたものでございます。

その過程で、いわゆる電力コスト、これも一応目安が出てくるということでございます。そこは、例えば、参考値のケースの右に書いてございますけれども、電力の限界費用は二十四・九円になります。ただ、これは、今の電力コスト、今答弁を申し上げた電力コストではございませんでして、これにシステムコスト、大体十円というイメージをしていただければと思いますけれども、ですので、参考値のケースですと、電力コストは三十五円ぐらいになる、こういうものでございます。

これは、参考値のケース以外に、例えば再エネを一〇〇％にするとどうなるかということでございまして、この場合は再エネだけに頼るわけでございますので、限界費用のコストが、限界費用が上がりまして五十三・四円、これに十円を乗せる、こういうことでございます。

再エネが飛躍的に増大する場合、それから、それ以下の場合は、原子力の活用は、参考値の上では一割で計算したんですけれども、原子力を仮に二割使ったらどうなるかということでございます。水素・アンモニア、ＣＣＵＳ、カーシェアリング、これは、いろいろな技術が進展して、例えば、水素、アンモニアの価格が下がると、当然、これに依存するわけですから、これの比率が上がるということで、複数のシナリオをやりまして、電力コストがどうなるかということを試算した、こういうものでございます。

○浅野委員　ちょっと時間が来てまいりましたので、残りの議論はこれからも行わせていただきたいと思うんですが、最後にお願いしたいのは、産業用電気料金というものに着目をして、ここの負担をいかに減らすのかという議論、政府内でも是非積極的に行っていただきたいですし、今後の委員会でも取り上げていきたいと思いますので、本

日はこれで終わります。
ありがとうございました。
○富田委員長　これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○富田委員長　これより討論に入ります。
討論の申出がありますので、これを許します。笠井亮君。
○笠井委員　私は、日本共産党を代表し、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案に対し、反対の討論を行います。
産競法は、その前身である産活法以来、株主資本利益率、ROEの向上を最優先とした、大企業のリストラ、人減らしを支援することで、株主資本主義、株価資本主義を推し進めてきました。
本法案は、この間の構造改革と規制緩和によって、多国籍企業の競争力が強化される一方、国民の暮らしや雇用を破壊してきた実態に何の反省もないばかりか、さらに、コロナ禍に乗じた惨事便乗型リストラを推進するものであり、断じて容認できません。
反対理由の第一は、規制のサンドボックスの恒久化が、将来にわたり、国民の日々の暮らしの場を企業の実験場とし、際限なき規制緩和をもたらすことになるからです。雇用や労働に関わる労働法制の引下げや、国民の安心、安全、命に重大な危険を及ぼすことにもなりかねません。
第二は、コロナ禍を奇貨とした大企業のリストラ、事業再編の促進が、一層の雇用破壊と中小企業、地域経済の切捨てを招くからです。規模拡大を目指し中堅企業に成長する事業者への支援の重点化も相まって、地域経済の担い手、雇用の支え手として必死に頑張る小規模事業者の淘汰をもたらしかねません。今やるべきは、一社も潰さない、一人も路頭に迷わせない、誰一人取り残さないための支援を拡充強化すること、そして、コロナ禍のしわ寄せが集中するフリーランスが人間らしく働く権利を保障することです。
反対理由の第三は、グリーン社会への転換、脱炭素を名目に、原発の永久活用を進め、再生可能エネルギーの導入を阻害するものとなっているからです。東京電力福島第一原発事故から十年、事故は終わったどころか、被害はなお深刻で、一層拡大しています。今政治がなすべきは、原発事故の痛苦の反省と教訓を踏まえ、再エネ中心の原発ゼロの道に踏み出すことです。老朽原発の再稼働や新型原発の開発など、一体いつまで原発にしがみつき続けるのですか。省エネ、再エネ中心のエネルギー政策への転換を強く求め、反対討論とします。
○富田委員長　これにて討論は終局いたしました。

○富田委員長　これより採決に入ります。
内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○富田委員長　起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○富田委員長　ただいま議決いたしました法律案に対し、佐藤ゆかり君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党、日本維新の会・無所属の会及び国民民主党・無所属クラブの五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。斉木武志君。
○斉木委員　ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一　我が国が国際的に遜色なくカーボンニュートラルの実現及びデジタルトランスフォーメーションを進めることができるよう、今回追加される支援措置の他にも様々な政策手段を総合的に活用し、官民の投資の一層の促進を通して目標達成を可能とする方策について、更に検討を進めること。
二　カーボンニュートラル及びデジタルトランスフォーメーション等の先進分野において我が国が国際競争力を失うことなく、コロナ後の事業再構築を迅速に進めることができるよう、今回措置される新たな計画認定制度の運用に当たっては、迅速かつ効率的な事業者支援に努めること。
三　新たな計画認定制度を含む多数の計画認定制度を通した事業者支援については、時代状況への適合性や利用者の利便性、その政策効果等の観点からその在り方を不断に検証し、我が国の産業競争力の強化のため真に実効性のある制度となるよう、引き続き整理統合等について検討を行うこと。
四　中小企業に関する制度改革に当たっては、中堅企業への成長を図る企業への支援だけでなく、中小企業にとどまらざるを得ない事業者や地域に根差した小規模事業者が切り捨てられることなく、また従業員の適切な賃金水準が確保されるよう、必要な予算措置も含め、引き続き十分な支援措置を講じること。
五　中小企業・小規模事業者であっても新たな計画認定制度を負担感なく利用することができるよう、認定支援機関による支援や周知の徹底、手数料の適正化等の必要な措置について検討すること。
六　我が国のイノベーション促進に向けて、産業革新投資機構の機能強化も含め、ベンチャー企業への投資拡大に目標を持って取り組むとともに、ベンチャー企業支援策の一層の充実を図ること。
七　相対的に立場の弱い中小企業・小規模事業者及びフリーランスの労働者等の権利が不当に侵害されること等がないよう、引き続き、その地位の向上、適切な労働環境及び公正な取引環境の整備に向けた検討を進めること。
八　下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度の運用に当たっては、自由かつ公正な取引機会が確保されるよう、認定事業者による取引の公平性や透明性の確保に努めること。
九　債権譲渡における情報システムを利用した第三者対抗要件の特例の運用に当たっては、債権譲渡通知を受けた債務者による新旧両債権者に対する二重払いの危険を防止するとともに、詐欺等の犯罪行為の手段として利用されることにより善意の者に不測の損害を与えることのないよう、認定対象となる情報システムに係る厳格なセキュリティ要件等の設定、二重払いの事前防止措置及び過誤払い発生時の返金の確保に向けた対策の検討、当該情報システムを利用する者全てに対する本制度の周知及び注意喚起の徹底を通じた悪用防止、運用状況の継続的な監視等による利用者保護のための有効かつ適切な措置を講じるとともに、その実効性について不断に検証し、適時適切に見直すものとすること。
十　本改正案の条文等に多数の誤りがあったことを深く反省し、再びこのようなことが起こらないよう再発防止策を徹底すること。
以上であります。
附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○富田委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○富田委員長　起立多数。よって、本案に対し附

2021年5月26日
経済産業委員会
（質疑要旨）

新型コロナ事業者支援策について　非指定地域の事業者の努力に報いる支援を求める

※緊急事態宣言及び、まん延防止等重点措置の発令地域。
　または発令地域と取引があり影響を受けている事業者が所在する地域。

2021.5.26（Wed）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●新型コロナ感染症対策として区域に対する措置は「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」の2つ。

●対象区域になった場合は政府方針に基づいた様々な支援策を受けることができるが対象区域に含まれない場合、支援を受けることができない。

●対象区域か否かによって政府の財政的な支援が受けられないケースがあり、不満の声が届いている。

委員会での浅野の発言要約

「指定地域※以外で影響を受けている事業者は、一時支援金や協力金などの支援を受けていない。指定地域以外の事業者に対する支援策の改善を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「それらの地方で必要な予算については臨時交付金等での対応を協議しているが、はざまに落ちて報われない事業者に対し、予算の措置もできるよう最善の努力をする。」

梶山経済産業大臣

電力多消費産業電力コストについて　電力多消費産業の電力コスト負担の軽減を求める

2021.5.26（Wed）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●震災以降、多くの原子力発電所が停止し、日本の産業用電気料金は諸外国と比較してかなり高い水準に。
（震災前と比較し、約3割上昇）

●2020年度の再エネ買取費用総額は3．8兆円、賦課金総額は2．4兆円にのぼる。

●ドイツでは様々な減免策が措置されており、日本と比較し産業用電気料金は約1／3。電力多消費産業において電気料金の上昇は死活問題。

委員会での浅野の発言要約

「今後、再エネ拡大によって電気料金が上がり始めてから対策を考えるのでは遅い。電力多消費産業を守る上でも賦課金減免制度の拡充すべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「2050CNを実現していく上で、様々な構造変化が想定される中、産業界への電気料金水準を含めた競争環境への影響について注視し、対応を検討していく。」

梶山経済産業大臣

2021年5月26日
経済産業委員会
（質疑要旨）

太陽光発電 自家消費について

卒FIT電源を活用した自家消費システムを普及させるべき

2021.5.26（Wed）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●住宅用太陽光発電コストは2019年で13．6円、2030年では5．5円。（蓄電池コストは含まず）

●他方、家庭用電気料金は約25円前後。

●安価な再エネ電源の有効活用および災害時のレジリエンス向上の観点からも蓄電池を併設した自家消費型システムの重要性は増している。

（コストの単位：kWh）

委員会での浅野の発言要約

「これから再エネの拡大や系統に対する投資で、今後電気料金が上昇が見込まれる。その中で国民負担をできるだけ抑制するため、自家消費型システムの普及には特段の力を入れるべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「卒FIT太陽光を活用し自家消費を図ることは重要であり、普及には蓄電池の導入加速が必要。将来市場の予見性を高め、事業者の投資を促進するとともに国内製造設備の増強に対する支援を通じ、蓄電池の量産規模を拡大していく。」

梶山経済産業大臣

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第十五号

令和三年五月二十六日（水曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長	富田　茂之君		
理事	鬼木　誠君	理事	佐藤ゆかり君
理事	関　芳弘君	理事	武藤　容治君
理事	山際大志郎君	理事	斉木　武志君
理事	山岡　達丸君	理事	中野　洋昌君
	畦元　将吾君		穴見　陽一君
	石川　昭政君		上野　宏史君
	加藤　鮎子君		神山　佐市君
	神田　裕君		工藤　彰三君
	小林　鷹之君		佐々木　紀君
	鈴木　淳司君		武部　新君
	辻　清人君		冨樫　博之君
	西村　明宏君		福田　達夫君
	福山　守君		穂坂　泰君
	星野　剛士君		三原　朝彦君
	宗清　皇一君		八木　哲也君
	石川　香織君		落合　貴之君
	松田　功君		松平　浩一君
	宮川　伸君		山崎　誠君
	高木美智代君		笠井　亮君
	美延　映夫君		浅野　哲君
	石﨑　徹君		

経済産業大臣			
内閣府副大臣	梶山　弘志君		
内閣府副大臣	赤澤　亮正君		
厚生労働大臣政務官	堀内　詔子君		
経済産業大臣政務官	大隈　和英君		
政府特別補佐人	宗清　皇一君		
（公正取引委員会委員長）	古谷　一之君		
政府特別補佐人			
（原子力規制委員会委員長）	更田　豊志君		
政府参考人			
（内閣府大臣官房審議官）	佐藤　暁君		
政府参考人			
（金融庁総合政策局審議官）	油布　志行君		
政府参考人			
（金融庁総合政策局参事官）	井上　俊剛君		
政府参考人			
（厚生労働省大臣官房審議官）	宮崎　敦文君		
政府参考人			
（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）	太田　雄彦君		
政府参考人			
（経済産業省大臣官房商務・サービス審議官）	畠山陽二郎君		
政府参考人			
（経済産業省大臣官房審議官）	矢作　友良君		
政府参考人			
（経済産業省大臣官房審議官）	福永　哲郎君		
政府参考人			
（経済産業省大臣官房審議官）	柴田　敬司君		
政府参考人			
（経済産業省大臣官房審議官）	岩城　宏幸君		
政府参考人			
（経済産業省経済産業政策局長）	新原　浩朗君		
政府参考人			
（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策統括調整官）	桜町　道雄君		
政府参考人			
（経済産業省通商政策局長）	広瀬　直君		
政府参考人			
（経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官）	山本　和徳君		
政府参考人			
（資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官）	小野　洋太君		
政府参考人			
（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）	茂木　正君		
政府参考人			
（資源エネルギー庁資源・燃料部長）	南　亮君		
政府参考人			
（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）	松山　泰浩君		
政府参考人			
（中小企業庁事業環境部長）	飯田　健太君		
政府参考人			
（中小企業庁経営支援部長）	村上　敬亮君		
政府参考人			
（国土交通省大臣官房審議官）	木村　典央君		
政府参考人			
（原子力規制庁長官官房審議官）	金子　修一君		
経済産業委員会専門員	宮岡　宏信君		

委員の異動

五月二十六日

辞任　　補欠選任

神山　佐市君		福山　守君	
辻　清人君		加藤　鮎子君	
逢坂　誠二君		石川　香織君	
山崎　誠君		松田　功君	

同日

辞任　　補欠選任

加藤　鮎子君		辻　清人君	
福山　守君		神山　佐市君	
石川　香織君		逢坂　誠二君	
松田　功君		山崎　誠君	

五月二十五日

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第三号）は本委員会に付託された。

五月二十一日

東京電力福島第一原子力発電所におけるアルプス処理水の処分に関する基本方針に係る説明と風評対策に関する陳情書（盛岡市内丸一二の二　遠藤政幸）（第一二七号）

同日

エネルギー基本計画の見直し等に関する意見書（福井県議会）（第一九七四号）

原子力発電所の安全確保とエネルギー政策に対する意見書（新潟県柏崎市議会）（第一九七五号）

タンク貯蔵汚染水を海洋放出する基本方針の拙速な決定に反対する意見書（東京都小金井市議会）（第一九七六号）

東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書（岩手県議会）（第一九七七号）

東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書（宮城県七ヶ浜町議会）（第一九七八号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

く未来社会のデザイン」と定められ、「いのちを知る」「いのちを育む」等の八つのテーマ事業が設定されております。

今現在、大阪は大変なコロナ禍で苦しんでおります。私も、大阪選出の議員の一人として、また本当に一人の国民として、コロナの収束後になって、二〇二五年に大阪で開催される万博に非常に大きな希望を持っております。

経済産業省を始め関係府省では、万博開催に向けたもろもろの取組が進められていると承知しておりますが、現在のコロナ禍も踏まえて、大阪で万博を開催する意義、コロナ対策を含めて参加を表明していただける国を増やすための具体的な取組の状況、また、子供に夢を与えるための具体的な企画内容など、万博開催の成功に向けた検討の状況と今後の見通しについて教えていただけますでしょうか。

○岩城政府参考人　お答え申し上げます。

大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとしまして、昨年十二月に閣議決定しました基本方針におきましてポストコロナの経済・社会への転換を掲げまして、ポストコロナ時代に求められる社会像を世界とともに提示することをうたっているところでございます。

これを受けまして、例えば、従来の、会場を実際に訪れるというリアルな体験に加えまして、バーチャルを融合させる等により世界中から多くの人々の参加を可能とするなど、新しい万博の姿を打ち出していきたいというふうに考えております。

また、委員御指摘の各国への参加招請活動につきましてでございますけれども、現在、政府を挙げて取り組んでおりまして、これまで、二十九か国、そして三つの国際機関から参加表明をいただいているところでございます。今後とも、在京大使への働きかけやオンラインを活用した会談等を駆使しまして、更に積極的に進めていきたいというふうに考えております。

それから、万博会場等での具体的な展示、企画内容等につきましてですが、二〇二五年日本国際博覧会協会等とも連携しながら検討を進めているところでございます。健康・医療、カーボンニュートラル、ロボット、モビリティー等の分野におきまして、例えば、大気中からCO2を直接回収する技術の実証や、スキャンで容易に疾病箇所を特定する技術、あるいは空飛ぶ車を活用した移動体験の提供等、最新かつ高度な日本の技術力を世界にPRしてまいりたいというふうに考えております。

現在のコロナ禍を乗り越え、二〇二五年大阪・関西万博が、世界中の人々に夢や驚きを与え、子供たちがわくわくするようなすばらしい万博となるよう、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○美延委員　そうなんですよね。

実は、一九七〇年の大阪で行われた万博のとき、私は小学校四年生でした。そのときに見た、ちょっと固有の名前を出してあれなんですけれども、三菱未来館というのがあって、その三菱未来館の、今の要するに携帯電話とかそういうのをやっていたのが、子供心にこんなのできるんかなと思ったら、それが現在できているので、是非そういうものを前に進めていただいて、やはり、僕も当時小学校四年生でしたから、そういう小学生や中学生に夢のあるような万博を是非やっていきたいと思います。これはまたこれから何回も、私も質疑をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、カーボンニュートラルについて伺いたいと思います。

昨年十月、菅総理は、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力し、二〇五〇年までに、温室効果ガスをゼロにする、すなわち二〇五〇年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨の発言をされました。この理念自体には大いに共感できるものがあり、我が国が世界の中で環境後進国として取り残されることのないよう、積極的に取組を進めていく必要があるとの問題意識は十分に理解できるものであります。

一方、本年四月に開催された気候変動サミットにおいて、総理は、二〇三〇年度の温室効果ガスについて、二〇一三年度比マイナス四六％とすることを表明されました。これは、二〇一六年五月に決定された現行の地球温暖化対策計画のマイナス二六％と比較すると、目標値が大幅に引き上げられたものと言えます。

我が国のエネルギー政策の在り方について、閣議決定により、エネルギー基本計画が定められております。エネルギー基本計画では、自給率、経済効率性、それから環境適合、それぞれの頭文字のEを取って三つのE、そして安全性でセキュリティーということで、スリーEプラスSとの同時達成が基本理念とされております。エネルギー基本計画はこれまでに五回策定されており、昨年十月からは第六次計画の策定に向けた検討が政府の審議会等で進められていると聞いております。

このような中、気候変動サミットの総理発言によって、スリーEの一つである環境適合の項目が、温室効果ガスの削減目標としてマイナス四六％で固定されてしまうことになるのではないでしょうか。そうすれば、全体としての最適化を図るために、残り二つのE、すなわち自給率と経済効率性に大きな影響が及ぶことになると思われます。

現在、コロナ禍で産業界が経済的に厳しい状況にあり、また電気料金も、今後、FIT制度による負担の増大により更に上昇していく見通しとなっています。今般のマイナス四六％の目標値の設定によって、特に経済効率性の観点から、我が国の産業競争力や国民生活にどのような影響が及ぶのか、その見通しについて教えていただけますでしょうか。

○小野政府参考人　お答え申し上げます。

エネルギーは全ての社会経済活動を支える土台ということでございまして、そのため、産業競争力の維持や国民生活の観点から、委員御指摘のスリーEプラスSのバランスを取りながら安価なエネルギーの安定供給を確保することは、いつの時代、いかなる状況下においても最重要というふうに認識しているところでございます。

御指摘のとおり、二〇三〇年の新たな削減目標を目指す上でも、エネルギーコストを最大限抑制することは重要だということでございまして、安全性を最優先とした原発再稼働や、再エネコスト低減に向けた技術開発を通じた電力コストの低減等を進めてまいります。

エネルギー基本計画の見直しの議論におきましても、エネルギーコストの抑制に向け、安価なエネルギーを安定的に供給することの重要性について、複数御指摘をいただいているところでございます。

エネルギー基本計画の見直しに向けては、二〇三〇年の新たな削減目標と安価なエネルギーの安定供給の両立を目指しまして、集中的に議論を深め、結論を出していきたいと考えているところでございます。

○美延委員　ちょっと残ったんですけれども、時間が来ましたので、また次回にさせていただきます。

本日はこれで終わります。ありがとうございました。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日もよろしくお願いいたします。

冒頭、今日一日の質疑を聞いている中で、ちょっと、一件、私から所感を述べさせていただきたいことがございますので、少しだけ、最初、その話をさせていただきます。

本日の委員会質疑の冒頭で、原子力立地交付金の話が取り扱われておりました。私、まさに東海村が選挙区内にある議員でございまして、本日、石川委員もこの委員会に所属しておりますけれども、東海村における原子力立地交付金の存在意義というものを少しばかりお話しさせていただきたいと思っております。

交付金というのは、まず、原子力発電事業者に入るものではなく、当然ながら自治体に入るものであります。そして、その用途というのはある程度定められておりまして、そこの地域に住む住民の福祉あるいは地域振興に資する取組に対して拠出をされることが定められております。

少し御紹介させていただきたいのは、東海村においては、この交付金を活用してこれまで、昭和五十年から交付がされておりますので、もうすっかり村の財政の中に浸透しているものになっているんですが、近年、この交付金を使って、例えば、子供たちの給食費の補助事業ですとか、給食室の増改築、あるいは村の図書館や小学校、中学校、幼稚園、保育所、こういったものの整備をしております。

大臣は十分に御認識を持たれていると思うんですけれども、原子力発電の今後の在り方、続けるべきかやめるべきか、そして再稼働させるべきか、また避難計画の状況、いろいろな状況があるんですけれども、それによって交付金が仮に何らかの影響を受けることになると、これは事業者ではなく、村でもなく、そこに住んでいる住民がじかに影響を受けることになりますので、是非そこは慎重に議論をしてまいりたい。

これは私自身の自戒も込めて、冒頭、発言をさせていただきました。

それでは、本日の通告に従いまして、質疑に入らせていただきたいと思います。

まずは、コロナ禍における事業者支援策についてお伺いいたします。

私の地元の茨城県は、これまで二回にわたって蔓延防止等重点措置の適用申請をさせていただきましたが、いずれも政府からはその申請を受け入れてもらえませんでした。

現地から今私のところに届いている声としては、やはり、頑張って感染拡大を抑えているんだ、それだけ体力を使っているし、現場の人たちは苦しい中で頑張って抑え込んでいる、なのに、協力金や蔓延防止措置の適用を受けられないことによって財政的な支援が受けられない、これは頑張っているのに不公平じゃないか、こんな声が届いております。

今日、笠井委員の質疑でも、事業者に対する支援拡充の要望がありましたけれども、私も、今検討されている月次給付金を含めて、今後の経産省の支援策の在り方の中で、蔓延防止措置の地域や緊急事態措置の対象地域に含まれない地域で頑張っている事業者をどう支えるのかというのを是非検討いただきたいと思うんです。

少し分かりやすく整理をしますと、非常に単純な例ですが、いずれかの措置の適用地域になれば、飲食店は協力金若しくは月次支援金のいずれかを受け取ることができますし、その取引事業者も月次支援金の対象になります。

ただ、対象地域にならなかった地域においてはどうかといいますと、飲食店については県から協力金が出されています。しかしながら、飲食店と取引のある卸業者や運転代行業者やそのほか、美容室やアパレルショップなどというのはなかなか協力金の対象には含まれておらず、また月次支援金の対象にも今回含まれませんでした。

完全に対象地域でない地域の飲食店以外の業態の方々が今置き去りにされているような状況になっておりまして、是非、指定地域外の事業者に対する支援策の改善を御検討いただきたいと思いますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○飯田政府参考人　お答えいたします。

ただいま茨城県の例でお話がございましたけれども、例えば、茨城県の飲食店と取引のある事業者という方であっても、例えば、茨城県の飲食店がその人流、要するに東京から人が来ないということでその影響を受けているということであれば、そこと取引のある事業者の方々も一時支援金ないしは月次支援金の対象になるわけでございまして、やはり首都圏ですとか、いわゆる緊急事態宣言とかの影響となっている地域との人の流れが緊急事態宣言によって抑えられた、それによって影響を受けたという方々に御支援できるような支援金のスキームになっているところでございます。

○浅野委員　人の流れが減少している地域は対象になるんだという理屈は、それはそのとおりだと思うんですけれども、実際に、じゃ、指定地域以外の地域のそういった影響を受けている事業者が全員この支援策の恩恵を受けているかというと、当然そうではない。現に、茨城に限らず、全国で苦しい状況に置かれている事業者の方々がたくさんいる。今日、東京商工リサーチの調査結果についても何人かの委員の皆様が触れていましたけれども、まさにそんな状況になっておりますので、是非、今後検討していただきたいと思います。大臣、よろしくお願いします。

○梶山国務大臣　緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の地域ということになると休業要請をする、そしてそれに対して、協力金が地方創生臨時交付金を使ってそういったところに支払われるということでありますが、それら以外にも地方で必要な予算については、今、地方と連携を取りながら、地方創生臨時交付金等で地方なりの対応ということも含めて、いろいろな協議をしているところであります。できる限りそういったものが、やはり、はざまに落ちて、なかなか報われない人たち、またそういう業種があるということも含めて、そういったものの対応になるような、協議も重ねていきたいと思いますし、予算の措置もできるように最善の努力をしてまいりたいと思います。

○浅野委員　是非よろしくお願いします。

かぶせるようで大変恐縮なんですが、茨城県においては、自治体独自でできる範疇で、例えば、県が指定した市町村については、感染拡大市町村というふうに指定をしているんですけれども、その指定した日から協力金の対象にしているんですね。例えば、水戸市は何日から、何々市は何日からと本当に小刻みに指定をして、何とか財政をもたせながら支援を継続しようとしている。

このぐらい逼迫した財政の中で都道府県も頑張っているので、月次支援金や臨時交付金の拡充というものについて是非御検討をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

続いては、テーマは変わりますが、先日の委員会質疑の続きで、電力多消費産業の電力コスト負担について質問させていただきたいと思います。

前回も伺わせていただいたと思いますが、産業用電気料金の現状というのは、前回、松山事業部長からは、日本の国内におけるコストが一キロワットアワー当たり十七・九円、そして諸外国は更に安い水準にあるというふうに御答弁をいただきましたが、これがこれからどうなるのかというところを簡潔にもう一度教えていただけますでしょうか。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

東日本大震災以降、現在、多くの原発が止まってございます。また、火力発電のウエートが高まってございます。再生可能エネルギーの固定価格買取り制度によりまして、二〇二〇年度で年間二・四兆円の追加負担が生じているという中で、先ほど委員の方からも改めて御指摘を頂戴しましたけれども、産業用電気料金というのは国際的にもかなり高い水準になりつつございまして、震災前に比べて約三割上昇しているところでございます。

お尋ねの今後の見通しでございますけれども、これは一概になかなか申し上げにくいところではございますが、一般論で申し上げますと、カーボンニュートラル社会の実現また社会経済活動に不可欠な電力の安定供給確保のための投資、様々なことを、将来を見据えますと投資がなされていかなければならない、このコストということを考えますと、今後も一定程度増加する傾向は見込まれるというふうに考えているところでございます。

一方、産業競争力や国民生活という視点から考えますと、電力コストの抑制は大変重要だと考えてございます。安全性を最優先とした原子力発電所の再稼働や再エネのコスト低減といったことの

技術開発などなど、様々な対策をしっかり取っていきたいと考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

今後、電気料金自体は上がっていく傾向にある、ただ、抑制策もしていくということなんですけれども、本日の資料一を御覧いただきますと、これまでの産業用電気料金の価格の推移というのを記載させていただきました。これは分かりやすく言いますと、真ん中辺りに東日本大震災の線が引いておりますが、二〇一一年から二〇一九年までに約三割価格が上昇しております、日本の場合は。

そして、これは過去の委員会でも私取り上げさせていただいたんですが、電力多消費産業においては、事業の生産額に占める電力使用額の比率、要は、生産額の中でどれだけ電気代が含まれるかということの比率、これが増えれば増えるほど電力多消費産業における事業所数が減っていく傾向にあると、明らかな相関が出ております。

要するに、電気代が上がってコストが上がった分、事業所が少なくなったり雇用が減ったりしているという傾向が明らかな統計的な傾向として既に出ているんですけれども、やはり、電気代がしばらくは上がるけれども、そのうち抑えられるから大丈夫だというのは、電力多消費産業においてはもう死活的問題なんですね。それでは遅過ぎる、そういう課題感を今持っております。

そこで、今日取り上げたいのは賦課金減免制度であります。

資料二を御覧いただきたいんですけれども、こちらには、ちょっと参考として、ドイツの産業用電気料金の状況というのを、同じようなグラフ、過去からの推移を書いております。内訳として、電気代本体部分と賦課金部分というのを色分けして記載をしているんですけれども、やはり、ここ十年余りで賦課金部分のウエートがかなり増えているのが分かります。

ドイツでは何をやっているかというと、いろいろな仕組みを導入して、この賦課金部分の負担を限りなくゼロにしているという対策を取っております。結果、どういうことが起きているか。

右側のグラフを見ていただきますと、日本とドイツの産業用電力の減免後の比較が一番左側に載っていますが、日本でいうと、政府がつかんでいる数値とは少し異なるかもしれませんが、日本では十六・一円、ドイツでは六・一から七・四円という水準にまで差が広がっているということなんです。

日本は、減免制度がないわけではないんですが、やはり、このドイツの例を見ますと、そしてこれから電気料金が上がっていくという時代を迎えることを考えれば、電力多消費産業を守る上でも、この賦課金減免制度の拡充を考えるべきではないか、このように思うわけですけれども、これに対して政府の見解を伺いたいと思います。

○梶山国務大臣　ＦＩＴ制度は、再エネ電気の固定価格での買取りを国民全体で支える仕組みであり、賦課金の負担者である国民の理解の下に成り立つ制度であります。

減免制度は、国民負担の公平性と国際競争力維持強化の双方のバランスを踏まえて、制度制定時や改正時の国会での審議を経て措置をされたものであります。

このように、減免制度は、広く電気を利用する方々にその使用量に応じて負担を求めるＦＩＴ制度の例外であり、減免制度の対象とならない方々にも御理解いただけるものであることが重要であると考えます。

減免の対象となる事業者の数や減免率については、海外と一概に比較することは難しいのですが、ドイツは製造業中心に減免を措置しているのに対して、我が国は、製造業、非製造業を含む電力多消費産業を対象に制度を措置をしております。

東日本大震災以降の燃料費の増大や、足下ではＦＩＴを前提とした再エネの導入拡大に伴う賦課金の増加等がある中、二〇五〇年のカーボンニュートラルを実現していく上では、電源の脱炭素化に向けて、再エネ、原子力、ＣＣＵＳ付火力など電源構成が大きく変化することが見込まれること、電化の進展により電力需要の拡大が見込まれることなど、様々な構造変化が想定される中で、グローバルな競争にさらされる産業界への電気料金水準を含めた競争環境への影響については引き続き注視してまいりたいと思いますし、他国との比較も含めてしっかりと検討してまいりたいと思います。

○浅野委員　よろしくお願いいたします。

電気料金がこれから再エネ拡大あるいはシステム投資で上がり始めてからこの対策を考えるのではやはり遅いと思います。先手先手で、電力多消費産業の要望もしっかりと聞いていただきながら対策を検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、太陽光発電について質問させていただきたいと思います。

本日、山崎委員がソーラーシェアリングの話をしておりまして、これから太陽光が活躍する一つの事例だったわけですけれども、もう一つ、卒ＦＩＴ電源というのがこれから大量に発生してまいります。私は、この卒ＦＩＴ電源を活用した自家消費型の電源システムを早く普及させていくべきではないかという立場から質問させていただきます。

まず、これらの再エネの普及というのを考えたときに、やはり発電コスト、これまでよりも得なのか高コストなのか、こういった話が必ず出てまいりますが、改めて、この太陽光発電における発電原価の考え方、どういった定義なのか、教えていただけますでしょうか。

○茂木政府参考人　まず、太陽光発電の原価でございますが、これは、太陽光パネルの資本費ですね、設置費だと思いますが、これに稼働期間を通じてかかる運転維持費を足し合わせたのを総コストにして、これを稼働期間を通じて発電される総発電量で割る、これが太陽光発電の考え方ということになります。

○浅野委員　ありがとうございます。

では、次、似たような質問になりますけれども、最近ではこれに蓄電システムを組み合わせて、より効率的にそのつくった電気を使いましょう、こんな使われ方が普及し始めておりますが、蓄電システムを併設した太陽光発電、電源の場合、発電原価の考え方というのはどうなるんでしょうか。

○茂木政府参考人　これは、蓄電池を併設いたしますと少し考え方が複雑になりまして、一般的な考え方として考えますと、先ほどの申し上げた太陽光発電のコストに、費用に加えまして、蓄電池の、当然、資本費、つまり蓄電池自体のコスト、費用ですね、これに蓄電池を運転するための維持費、それから、一般的には、蓄電の場合には、発電するわけではなくて、充電してこれを放電するということになりますので、例えば、発電したやつを充電して自家消費した場合に、これが外から買ってきた電気との対比で幾らぐらいメリットがあるか、このメリット、それから、ためていた電気を例えば電力需給市場に出して売買した場合には、その売買したメリット、一方で、これは充電したり放電したりしますので、そこのロスをどう考えるか、こういったものを全て加味した形で定義をするということになりますが、今、こうした蓄電池併設型の太陽光の発電コストを試算している例は余りないというふうに承知しています。

○浅野委員　私も事前に少し説明を受けたときには、蓄電池込みの場合のコストの考え方というのはまだ余りはっきりしていないというふうに伺いました。

今日、資料三の方には、最初に御説明いただいた太陽光発電システム、パネル単体で、蓄電池はなしの状態でコストを算出するときの考え方、数式を事前にいただいてこちらに掲載をさせていただきました。

私は、これは蓄電池を組み合わせた場合であっても、結局のところ、蓄電池の価格や運転維持費、そして何年もつのかが分かれば、それらが全

て合わさったものが総コストなので、それでどれだけ発電したのかが分かれば発電原価というのは出せるんじゃないかと。つくった電気を、じゃ、ためるのかすぐ売るのか、どういう使い方をするのかは余りつくるために必要な原価計算には関係ないんじゃないかと思うんですね。つくった後にどう使うかはまた別の話で、つくるために最初に一体幾らの初期投資をして、それでどれだけ発電できるかが分かれば、結局、一キロワット当たり幾らで発電できたという考え方の整理はできると思いますので、これは、これから恐らく蓄電池を普及していくに当たって、その辺りの考え方をできるだけシンプルに統一しておくべきだと思うんです。でないと、計算できない、分かりづらい、じゃ、手を出すのをやめよう、こんな意思決定にもつながりかねませんので、是非そこはシンプルな指標をこれから早期に作っていただきたいと思います。

その上で、次の質問に移りたいと思いますが、じゃ、本題になりますけれども、太陽光発電、卒ＦＩＴ電源を今想定しておりますが、御家庭にある卒ＦＩＴ電源を活用した自家消費型太陽光発電システムの発電原価というのは現状、今どれくらいかかっていて、今後どれくらい下がっていく見通しなのか、御説明をお願いいたします。

○茂木政府参考人　今、自家消費型の太陽光発電ということですが、住宅に載せる太陽光発電ということになると思います。こちらのコストが今、大体、二〇一九年度で十三・六円・パー・キロワットアワーということになっています。二〇二五年度の見通しで八・六円ということになります。

○浅野委員　ありがとうございます。

今後減少、低減していく傾向にあるということなんですが、本日の資料四の方に、少し私の方でも調べた表を載せさせていただきました。

今、二〇二五年で八・六円まで下がるということを御答弁いただきましたが、更にその先、二〇三〇年まで目をやっていただきますと、青い線になりますが、一キロワットアワー当たり五・五円まで見えているということであります。

これは、現状、家庭用電気料金の価格が二十数円というふうになっております。二十五円前後でしょうか。これが、これから再エネの拡大や系統に対する投資がかさむことによって更に電気料金が上がることになる。これは避け難い事実、見通しである。その上で、じゃ、国民負担をできるだけ抑制するためにはどうすればいいか。私は、やはり自家消費型と系統からの買電のハイブリッドにしていくべきだと思うんです。

ですので、是非、この自家消費型システムの普及には政府としても特段の力を入れていただきたいと思うわけですけれども、そろそろ時間が来ておりますが、この自家消費型再エネ電源システムの普及策、そして政策目標、現状どういったものがあるのか、御答弁いただけますでしょうか。

○梶山国務大臣　今委員御指摘のいわゆる卒ＦＩＴ太陽光を活用して電力の自家消費を図ることは、安価な再エネ電源の有効活用や、災害時にも電力が利用可能なレジリエンスの向上の観点からも重要であると考えております。

こうした太陽光発電の自家消費の促進のためには、発電した再エネを一旦ためて最大限消費できるようにする蓄電池について、低コスト化を促しつつ、導入、普及を進めていくことが重要であります。

このため、二〇三〇年の蓄電池の価格を現在の三分の一程度の七万円、キロワットアワー当たり七万円とすることで目標設定をしているところであります。現状は大体十九万円から二十万円というところでありますけれども、様々な支援策で蓄電池の導入を補助する際には、この目標価格に到達するペースで低下させた価格以下の蓄電池のみを支援対象とすることで価格低減を促進し、国内の家庭や工場等に設置する蓄電池市場の見通しを二〇三〇年に現在の約十倍の二十四ギガワットアワーになると政府としては設定することで、将来市場の予見性を高め、事業者の投資を促進するとともに、国内の製造設備の増強に対する支援を通じて量産規模の拡大等を進めてまいりたいと考えております。

このような取組を通じて、自家消費の促進にも資する蓄電池の普及を加速化させてまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

是非、この自家消費型システムの普及には引き続き力を入れていただきたいと申し上げた上で、更にもう一つお願いでございますが、諸外国での実証事例を見ておりますと、新品の太陽光発電パネルと新品の蓄電池を組み合わせた電源構築というのは進めています。これは日本も一緒です。海外では、例えば、電気自動車などで使い終わった蓄電池をこの自家消費型の電源系の一構成要素として再利用する、リユースの取組も加速されております。

最後の質問になりますが、資料五に目をやっていただくと、現在経済産業省が定置用蓄電システムの普及支援をする事業名が並んでいるんですが、いずれも、新品の蓄電池をいかに高度に使うかという実証や研究への支援なんですね。ではなくて、やはり、もう一歩先、リユース品をいかにうまく賢く使うのか、こういったところにも経産省としてはもっと力を入れていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○茂木政府参考人　リユースの電池の活用、これは非常に重要だというふうに私どもも考えています。

今お示しいただきました資料の中の上の二つについては、これはリユース電池も対象にしておりまして、例えば、リユースの電池を系統電池として活用するために実証事業を行うですとか、あるいはＶＰＰとして活用するというようなケースでもこれは支援の対象にしておりますので、こうした蓄電池の車載転用についての促進策もしっかりと進めてまいりたいというふうに考えています。

○浅野委員　では、終わります。ありがとうございました。

○富田委員長　次に、内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。梶山経済産業大臣。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

○梶山国務大臣　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件の提案理由及び要旨につきまして御説明申し上げます。

日本は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする日本を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日以降、北朝鮮からの輸入の禁止などの措置を厳格に実施してきました。また、平成二十一年五月二十五日の北朝鮮による二度目の核実験を実施した旨の発表を受け、同年六月十八日以降、北朝鮮への輸出の禁止などの措置を厳格に実施してきました。

しかし、関連する国際連合安全保障理事会決議は、北朝鮮の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの廃棄を求めていますが、いまだにその実現には至っておりません。また、拉致問題については、現時点においても、解決に至っ

2021年6月4日
経済産業委員会
（質疑要旨）

対北朝鮮輸出入禁止措置について

対北朝鮮輸出入禁止措置の延長期間について

2021.6.4（Fri）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●平成18年以降、北朝鮮への輸出入禁止措置がとられている。当初は半年毎の延長あったが、平成21年から一年毎の延長、平成25年からは二年毎の延長措置となっている

●この間も北朝鮮による核実験や弾道ミサイル発射実験が毎年のように行われており、改善の傾向が見られていない

委員会での浅野の発言要約

「本措置は、事由が変更あるいは解消した時点で見直すことができる。二年毎に延長措置を行う必要があるのか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「措置の中で拉致、核、ミサイルといった諸懸念の解決に向けた具体的な行動をとるよう強く求める観点から、期間を含めて総合的に検討したうえで二年間という期間を定めている」

梶山経済産業大臣

自治体情報システム統一化について

改修作業の過密化によるIT業界への負荷について

2021.6.4（Fri）経済産業委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●今国会でデジタル関連法案が成立し、自治体の情報システム統一化に向けて改修作業が行われていく

●令和4年夏までに17の基幹業務の標準仕様を決め、令和7年度までに導入するスケジュールとなっている

●自治体の規模により、クラウドの導入にはばらつきがある

●改元時には、産業界へのヒアリングや一定の移行期間を設けるなどの配慮があった

委員会での浅野の発言要約

「各府省庁が関わる大きなプロジェクトであり、産業現場に過剰な負担がかからないよう、経産省にも配慮いただきたい」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「関係業界と意見交換を進めながら改修に係る仕様やスケジュールを速やかに周知するとともに、関係府省庁に業界の声を伝えて円滑に進むよう対応していく」

梶山経済産業大臣

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第十六号

令和三年六月四日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　富田　茂之君

理事　鬼木　誠君　理事　佐藤ゆかり君

理事　関　芳弘君　理事　武藤　容治君

理事　山際大志郎君　理事　斉木　武志君

理事　山岡　達丸君　理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　穴見　陽一君

石川　昭政君　上野　宏史君

神山　佐市君　神田　裕君

工藤　彰三君　小林　鷹之君

佐々木　紀君　鈴木　淳司君

武部　新君　辻　清人君

冨樫　博之君　西村　明宏君

福田　達夫君　穂坂　泰君

星野　剛士君　三原　朝彦君

宗清　皇一君　八木　哲也君

落合　貴之君　嘗　直人君

日吉　雄太君　松平　浩一君

宮川　伸君　山崎　誠君

高木美智代君　笠井　亮君

美延　映夫君　浅野　哲君

石﨑　徹君

経済産業大臣　梶山　弘志君

外務副大臣　鷲尾英一郎君

経済産業大臣政務官　宗清　皇一君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　冨安泰一郎君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　岡本　宰君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　曽根　健孝君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　大鶴　哲也君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　有馬　裕君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　三浦　章豪君

政府参考人（経済産業省通商政策局長）　広瀬　直君

政府参考人（経済産業省貿易経済協力局長）　飯田　陽一君

経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君

委員の異動

六月四日

辞任　補欠選任

逢坂　誠二君　日吉　雄太君

同日

辞任　補欠選任

日吉　雄太君　逢坂　誠二君

五月二十八日

新型コロナ危機打開のため持続化給付金の再給付の実施に関する請願（奥野総一郎君紹介）（第一〇四八号）

同（清水忠史君紹介）（第一一三三号）

原発からの撤退に関する請願（本村伸子君紹介）（第一一五六号）

原発ゼロ、石炭火力発電廃止、再生エネルギー普及等に関する請願（赤嶺政賢君紹介）（第一一九六号）

同（笠井亮君紹介）（第一一九七号）

同（穀田恵二君紹介）（第一一九八号）

同（志位和夫君紹介）（第一一九九号）

同（清水忠史君紹介）（第一二〇〇号）

同（塩川鉄也君紹介）（第一二〇一号）

同（田村貴昭君紹介）（第一二〇二号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第一二〇三号）

同（畑野君枝君紹介）（第一二〇四号）

同（藤野保史君紹介）（第一二〇五号）

同（宮本徹君紹介）（第一二〇六号）

同（本村伸子君紹介）（第一二〇七号）

同（横光克彦君紹介）（第一二〇八号）

六月一日

原発ゼロ、石炭火力発電廃止、再生エネルギー普及等に関する請願（生方幸夫君紹介）（第一三八四号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第三号）

○富田委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本件審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官冨安泰一郎君、内閣官房内閣審議官岡本宰君、外務省大臣官房審議官曽根健孝君、外務省大臣官房参事官大鶴哲也君、外務省大臣官房参事官有馬裕君、経済産業省大臣官房審議官三浦章豪君、経済産業省通商政策局長広瀬直君及び経済産業省貿易経済協力局長飯田陽一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮川伸君。

○宮川委員　おはようございます。立憲民主党の宮川伸でございます。

本日は、北朝鮮の輸出入全面禁止措置の延長に関して質問をさせていただきます。

拉致、核、ミサイル、この問題は、我が国においても、安全保障上、極めて重要な問題だというように認識をしております。

これを平和的にしっかりと解決をしていくためにこの経済制裁が必要だということであると思いますが、前回、二年前に同じような延長がありましたけれども、そのとき、我が党は賛成をさせていただいております。

あれから二年がたっておりますけれども、この二年の間でこの経済制裁がどのような効果を示しているのか。これは、漫然と単に延長していく、こういうことにならないようにしなければいけないと思います。それとともに、逆に、経済制裁が強過ぎて、北朝鮮が、私たちがイメージしているような状況とは異なる形で暴発していくようなことがないかどうか、こういったところも注意をしなきゃいけないと思います。

こういった視点から、今日、御質問させていただければというふうに思っております。

最初に大臣にちょっとお伺いをしますけれども、安倍政権のときの二〇一七年頃、北朝鮮に対

対して、全ての大量破壊兵器、弾道ミサイルの廃棄を求めているにもかかわらず、北朝鮮はこの二年間もこれに応じない上に、短距離弾道ミサイル等の発射を繰り返してきております。

また、菅政権の最重要課題であります拉致問題については、北朝鮮に対して一日も早い全ての拉致被害者の帰国を強く求めてきておりますけれども、この二年を経てもなお解決に至っていないということであります。

こうした北朝鮮をめぐる諸般の情勢を総合的に勘案し、政府として、輸出入については、最大限の措置である輸出入全面禁止措置を緩めることなく、二年間延長することとしたものであります。引き続き、対北朝鮮措置を厳格に実施をしてまいりたいと思っております。

○美延委員　そこはもうしっかり、大臣、よろしくお願いいたします。

これまで、この委員会でも各委員から、本承認案件による制裁措置の実効性についても指摘がなされて、政府からの答弁においても、国際社会のみならず個別の国に対しても今後とも働きかけを強めて、国連安保理決議の着実かつ全面的な履行を求めていきたいとの答弁がされております。

国連安保理決議の履行という点から見ると、日本貿易振興機構の発表によれば、コロナ禍前の北朝鮮の二〇一九年対外貿易額は、前年比の一四・一％増の三十二億四千五百万ドルと推計され、先ほど梶山大臣からの答弁もありましたが、最大の相手国である中国のシェアは九五・四％に達しているということになっております。

また、北朝鮮は、コロナ禍で国境や港を封鎖していましたが、今年三月に入って海上の交易を再開し、その中には、国連安保理決議で輸出が禁じられた鉄鉱石を積んだ船もあるという報道があります。やはり国連安保理決議の実効性確保のためには、中国、ロシアといった、北朝鮮との貿易額の大きな国の協力が不可欠であると思います。

そこで、北朝鮮による国連安保理決議の履行の確保に向けて、政府として、アメリカや韓国のみならず、最大の貿易相手国であります中国を含めた関係国とどのような協力関係を構築し、実効性のあるような働きかけを北朝鮮に対して行っていく必要があると認識されているのか、伺わせていただきます。

○大鶴政府参考人　お答え申し上げます。

我が国は、北朝鮮に対しまして、国連安保理決議の下での義務に従うことを求めてきておりますが、これに加えまして、国連安保理北朝鮮制裁委員会ですとか、同委員会の専門家パネルの作業に積極的に協力するとともに、関係国に対し、様々なレベルでの決議の完全な履行を働きかけて、安保理決議の実効性の向上に取り組んでまいっております。

まさに今委員から御指摘ございましたとおり、北朝鮮と緊密な経済関係にあります中国によります安保理制裁の履行は重要であるというふうに考えておりまして、四月に行われました日中外相電話会談を含めまして、関連安保理決議の完全な履行の重要性を中国との間で確認してきております。

また、引き続き、日米、日米韓も含めまして、また、中国、ロシアを始めとする国際社会とも協力しながら、関連安保理決議の実効性の向上に取り組んでまいります。

○美延委員　そこはもうしっかり、本当に実効性を上げていただきたいと思います。

次に、北朝鮮による拉致問題についてお伺いをいたします。

前回の輸出入禁止措置の延長の閣議決定からこの二年間で、本当に残念なことでありますが、有本恵子さんのお母様、横田めぐみさんのお父様がお亡くなりになりました。その他の拉致被害者の家族の皆さんも御高齢でいらっしゃいます。拉致問題の解決には一刻の猶予も許されません。

菅内閣においては、政権発足以来、拉致問題を政権の最重要課題にあると位置づけ、今国会の施政方針演説においても、先ほど梶山大臣の答弁もございましたが、金正恩委員長と条件をつけずに直接向き合う決意に変わりはなく、日朝平壌宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指すということになっております。

しかし、平成二十八年二月に北朝鮮が日朝合意に基づく日本人拉致被害者等を含む全ての日本人に関する包括的な調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を発表して以降、拉致問題の解決に向けた動きは事実上ストップしてしまっているように見えます。

そこで、まず、拉致問題の現状及び解決に向けた道筋について、政府の見解を伺います。

○岡本政府参考人　お答えいたします。

二〇〇二年に五人の拉致被害者が帰国して以来、一人の拉致被害者の帰国も実現しないまま、ただいま委員がおっしゃいましたように、この二年間に、有本嘉代子さんと、そして、明日六月五日は横田滋さんの御命日ですけれども、このお二人が御逝去されました。お二人の御存命中に恵子さん、めぐみさんとの再会を実現できなかったこと、政府として本当に申し訳なく思っております。

拉致問題は、菅内閣の最重要課題です。菅総理自身、累次の機会において、条件をつけずに金正恩委員長と直接向き合う決意を述べているところであります。

引き続き、菅総理、加藤官房長官兼拉致問題担当大臣の下、関係省庁と連携して、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現に向けて、あらゆるチャンスを逃すことなく全力で取り組んでまいります。

○美延委員　もちろん、一日でも早く全員の帰国というのは、これはもう是非お願いしたいと思います。

そこで、拉致問題の解決のためには、米国を始めとした国際社会の協力が不可欠であると思います。本年四月に行われた日米首脳会談では、菅総理から拉致問題の即時の解決に向けた引き続きの理解と協力を求められ、バイデン大統領から拉致問題の即時解決を求める米国のコミットメントが改めて示されたと伺っておりますが、この会談の内容を含め、バイデン政権の拉致問題に対する姿勢をどのように捉えているか、政府の認識を伺います。

○曽根政府参考人　お答えいたします。

バイデン政権との間でも、拉致問題を始めとする対北朝鮮政策について極めて緊密に連携してきているところでございます。

委員御指摘のとおり、四月に行われた首脳会談におきましては、菅総理から拉致問題の即時解決に向けて引き続き理解と協力を求めたのに対し、バイデン大統領から拉致問題の即時解決への米国のコミットメントが改めて示されたところでございます。また、その後、五月の日米外相会談、G7外相会合の折に行われた日米の外相会談におきましても、茂木大臣から拉致問題の即時解決に向けて引き続き理解と協力を求め、ブリンケン国務長官からも支持をいただいているところでございます。

そういう観点で、アメリカ政府としても、この問題、拉致問題についてしっかり取り組んでいくということが確認されているというふうに考えております。

拉致問題は、菅内閣の最重要課題であります。引き続き、米国を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○美延委員　この拉致問題は与党も野党もないと思いますので、一日も早い皆さんの帰国を実現させていかなければならないと思います。

ありがとうございました。終わります。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、北朝鮮に対する輸出入禁止措置について法案審議でございます。冒頭、まずこの法案について質問させていただきたいと思いますが、これまでほかの委員の皆様がるる御質疑されており

ましたので、私からはシンプルに一問、伺わせていただきたいと思います。

この輸出入禁止措置についてなんですが、そもそもスタートしたのは平成十八年以降となっております。初めは半年ごとに延長措置を確認し、延長してきた。そして、平成二十一年からはこの延長の間隔が少し長くなり、一年ごとの延長措置となりました。さらに、平成二十五年からは現在のような二年ごとの延長措置というふうになってきております。

ただ、その間も、北朝鮮による核実験や弾道ミサイル発射実験が毎年のように行われております。我が国に対する安全保障上の問題というものは、現状、改善の傾向が見られていない状況にございます。

こういった期間がずっと続いている中で、この措置の内容については、これまでの質疑でもありましたように、特段の変更や見直しがされてはきておりませんし、二年前、この委員会でその確認をした際も、これまでと同様の措置を継続するという内容でありました。今回も同様であります。

こういったことを考えると、この二年ごとの延長措置というものについて、果たして妥当なのかというところについて確認をしたいと思います。措置事由が変更あるいは解消した時点で見直せば、見直すことも現状可能となっておりまして、二年ごとにわざわざ延長措置を行う必要性が本当にあるのか、この点について、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○梶山国務大臣　北朝鮮に対する制裁措置につきましては、措置を講じている間に、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けた前向きで具体的な行動を取るよう強く求めるといった観点から、その内容、期間を含めて政府全体で総合的に検討した上で、二年間という期間を定めた措置として実施をしているものであります。

今後も、政府全体として、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するために何が効果的かという観点から、措置の期間も含めて、不断に検討していかなければならないと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

これまでも何回か間隔の見直しというのが行われてまいりました。やはり、ここは状況に合わせて臨機応変に、機動的に対応できる形が望ましいとは思うんですけれども、状況が何も変わらない中で、じゃ、この国会で何を議論するのかというところも含めて、是非政府内で御検討いただきたいと思います。また、この経産委員会以外でも、外交、安全保障問題を議論する委員会もございますので、幅広い視野でこの問題は議論していかなければいけないと思いますので、是非ともよろしくお願いいたします。

続いての質問はちょっとテーマを変えますが、今回、今国会でデジタル関連法案が成立したことを受けて、今後、地方の自治体の情報システムの改修作業が行われていくことになります。ちょっと、産業現場からいろいろな声が私のところに届いておりますので、その確認も含めてさせていただきたいと思いますが、まず、自治体の情報システム仕様の統一化、これを踏まえた改修作業の全体的なスケジュール感、どういった内容になっているのか、まず政府にお伺いしたいと思います。

○冨安政府参考人　御答弁いたします。

行政サービスの提供の多くを担っていただいている地方自治体の情報システムにつきまして、統一、標準化を進めることで、個別に開発することによる人的あるいは財政的な負担の軽減、あるいは迅速な行政サービスの提供等を図ることといたしております。

具体的には、住民記録や地方税等の地方自治体の十七の基幹業務につきまして、各地方自治体が利用しているシステムから、令和七年度末までにガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムに移行することを目指しております。

また、標準仕様書の作成につきましては、現在、各制度所管府省において進めていただいておりますけれども、これにつきましては、令和四年夏までに十七の基幹業務に係る標準仕様書を作成することといたしております。

こうした順次作成される標準仕様書に基づきまして、事業者が標準準拠システムを構築する期間を約一年と見込んでおりまして、令和五年度から令和七年度までを標準準拠システムへの本格的移行期間としているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

令和四年の夏までに標準仕様を決めて、令和七年度までに導入をするという全体的なスケジュール感なんですけれども、今、全国の自治体の情報システムで、今回、クラウドの導入というのを進めていくわけですけれども、私の方で少し調べさせていただきましたら、自治体のクラウド導入状況にはかなり今ばらつきがあるということなんです。

例えば、人口二十万人以上の比較的大きな自治体では三分の二がまだ導入していない、五万人以上二十万人未満のやや中規模の自治体では二分の一が導入していない、そして、五万人未満の比較的小規模な自治体では三分の一が導入していないという状況で、一言で言ってしまうと、規模が大きい自治体ほど導入が進んでいないという現状があることが分かりました。

これから標準仕様が決まって、令和七年度までに導入をしようといったときに、この大きな自治体ほど導入がされていない現状を考えると、最終盤で一気に作業が集中して、産業現場に過剰な負担がかかるのではないか、そんな懸念が持たれております。こういった産業界の懸念に対して、現状、どのように認識されているか、そのことを把握しているかどうかも含めて御答弁いただきたいと思います。

○梶山国務大臣　官公庁や自治体等の情報システム改修について、短期間に多くの改修作業が集中した場合には、ＩＴ業界における負荷が高まる可能性があると認識をしております。産業界からも、今後の改修作業の過密化についての懸念の声があることを承知をしております。

こうした状況を踏まえて、システム改修に当たっては、システムの仕様やスケジュールについての詳細な情報を早い段階から周知しつつ、移行期間の中で作業が集中しないようにすることが重要であります。

このため、経済産業省としては、関係業界と意見交換を進めながら、改修に係る仕様やスケジュール等について業界に速やかな周知を行うとともに、関係府省庁等にも業界の声を伝えて、システム改修作業が円滑に進むように対応をしてまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

平成から令和に元号が変わるときも、私、この委員会で同様な質疑をさせていただいたんですが、当時は、やはり経済産業省も迅速に動いていただいて、産業界からのヒアリングや、あるいは、切り替わる瞬間に全部変えなさいという話ではなくて、一定の移行期間を設けていただくなど、いろいろ御配慮をいただいたというふうに聞いております。

今回は更に規模が大きな話になりますので、中長期的な取組にもなりますけれども、是非とも、産業現場に混乱を来さないように、また作業する方々の過剰な負担が生じないように、是非御配慮をいただきたいということを申し上げさせていただきます。

時間も、残り、もうほとんどありませんので、今日の質疑は以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○冨田委員長　これにて本件に対する質疑は終局いたしました。

○冨田委員長　これより討論に入るのでありますが、討論の申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じた

2021年6月11日
経済産業委員会
（質疑要旨）

日本と世界の研究開発投資について

2021.6.11（Fri）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●主要国の研究開発費における政府負担の割合について、日本は低位で推移している

主要国等の研究開発費の政府負担割合の推移

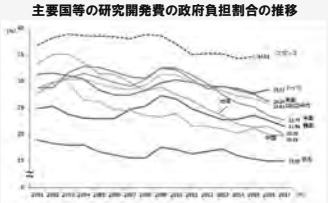

●日本の研究開発投資総額は19兆5,757億円（2019年）、3年連続増加、過去最高となっているが、国内産業の生き残り、勝ち上がりを考えると投資の桁が違う

委員会での浅野の発言要約

「半導体、水素、自動車や蓄電池など、日本の知財力は世界の首位。こういった強み分野をさらに育てるためにも、研究開発の大玉化、重点化が必要ではないか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「国際競争において研究開発は非常に重要な役割となる。今後5年間で約30兆円の政府研究開発投資を確保し、これを呼び水に、官民合わせて約120兆円の研究開発投資を行っていく」

梶山経済産業大臣

日本と世界のビジネス環境（規制見直し）について

2021.6.11（Fri）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●世界銀行は、各国での事業設立のしやすさ、許認可の取りやすさなど、10の要素を総合的にスコアリングして、ビジネス環境ランキングを発表している

●日本は2006年に10位だったが、2020年は29位となっている

●日本で新たに事業を行う場合、国内規制が厳しく、新興企業が海外に出ていってしまった事例もある

委員会での浅野の発言要約

「ビジネス環境改善のために、日本の国内規制の在り方そのものを見直す必要性があるのではないか。要望がきっかけの受動的なものではなく、能動的な規制の見直しを求める」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「まずは規制所管省庁が自己の所管する規制について、海外の規制制度もしっかりと踏まえながら、規制改革の議論を行うことが重要だと考える」

彦谷政府参考人

2021年6月11日
経済産業委員会
（質疑要旨）

直流送電技術の現状と今後の活用見通しについて

2021.6.11（Fri）経済産業委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●今後再生可能エネルギーが増えていく中で、系統の安定性が求められている

●ゲームチェンジャーと呼ばれる「直流送電技術」が今注目を集めている

●直流送電は長距離、一定の電圧で送る場合に効率的に送電することができる

委員会での浅野の発言要約

「昨年、エネルギー供給強靭化法が改正され、電力広域機関の役割としてプッシュ型系統整備計画の立案が加えられたが、今後の直流送電の導入方針や具体的計画はどうか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在、電気工学、洋上風力の専門家、関係団体等による専門の議論の場を立ち上げたところであり、議論を踏まえて、具体化に向けた取り組みを進めていく」

松山政府参考人

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第十七号

令和三年六月十一日（金曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　富田　茂之君

理事　鬼木　誠君　理事　佐藤ゆかり君

理事　関　芳弘君　理事　武藤　容治君

理事　山際大志郎君　理事　斉木　武志君

理事　山岡　達丸君　理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　石川　昭政君

上野　宏史君　神山　佐市君

神田　裕君　工藤　彰三君

小林　鷹之君　佐々木　紀君

杉田　水脈君　鈴木　淳司君

武部　新君　辻　清人君

冨樫　博之君　西村　明宏君

福田　達夫君　穂坂　泰君

星野　剛士君　三原　朝彦君

宗清　皇一君　八木　哲也君

阿部　知子君　逢坂　誠二君

落合　貴之君　松平　浩一君

宮川　伸君　山崎　誠君

高木美智代君　笠井　亮君

足立　康史君　青山　雅幸君

浅野　哲君　石﨑　徹君

経済産業大臣　梶山　弘志君

内閣府大臣政務官　和田　義明君

経済産業大臣政務官　宗清　皇一君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　佐藤　暁君

政府参考人（内閣府規制改革推進室次長）　彦谷　直克君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　小林　高明君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　河西　康之君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　中原　裕彦君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　萩原　崇弘君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　柴田　敬司君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　三浦　章豪君

政府参考人（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長）　須藤　治君

政府参考人（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長）　佐藤　悦緒君

政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　茂木　正君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君

政府参考人（環境省環境再生・資源循環局長）　森山　誠二君

政府参考人（原子力規制庁長官官房審議官）　金子　修一君

経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君

委員の異動

六月十一日

辞任　補欠選任

小林　鷹之君　杉田　水脈君

菅　直人君　阿部　知子君

同日

辞任　補欠選任

杉田　水脈君　小林　鷹之君

阿部　知子君　菅　直人君

青山　雅幸君　美延　映夫君

足立　康史君　美延　映夫君

六月七日

原発を廃止し、再生可能エネルギーに転換する原発ゼロ基本法の制定に関する請願（近藤昭一君紹介）（第一七〇二号）

同（牧義夫君紹介）（第一七〇三号）

同（本村伸子君紹介）（第一七〇四号）

同（笠井亮君紹介）（第一八一五号）

同（重徳和彦君紹介）（第一八一六号）

同（吉田統彦君紹介）（第一九二一号）

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願（藤野保史君紹介）（第一八一四号）

同月八日

原発を廃止し、再生可能エネルギーに転換する原発ゼロ基本法の制定に関する請願（日吉雄太君紹介）（第二一四〇号）

同（牧義夫君紹介）（第二一四一号）

原発ゼロ、石炭火力発電廃止、再生エネルギー普及等に関する請願（篠原孝君紹介）（第二一四二号）

同月九日

原発を廃止し、再生可能エネルギーに転換する原発ゼロ基本法の制定に関する請願（阿部知子君紹介）（第二三一四号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第二三一五号）

同（池田真紀君紹介）（第二三一六号）

同（逢坂誠二君紹介）（第二三一七号）

同（笠井亮君紹介）（第二三一八号）

同（金子恵美君紹介）（第二三一九号）

同（亀井亜紀子君紹介）（第二三二〇号）

同（菅直人君紹介）（第二三二一号）

同（穀田恵二君紹介）（第二三二二号）

同（志位和夫君紹介）（第二三二三号）

同（清水忠史君紹介）（第二三二四号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二三二五号）

同（田村貴昭君紹介）（第二三二六号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二三二七号）

同（長谷川嘉一君紹介）（第二三二八号）

同（畑野君枝君紹介）（第二三二九号）

同（藤野保史君紹介）（第二三三〇号）

同（宮川伸君紹介）（第二三三一号）

同（宮本徹君紹介）（第二三三二号）

同（本村伸子君紹介）（第二三三三号）

同（大河原雅子君紹介）（第二五四一号）

同（志位和夫君紹介）（第二五四二号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二五四三号）

同（道下大樹君紹介）（第二五四四号）

原発からの撤退を求めることに関する請願（田村貴昭君紹介）（第二五四〇号）

同月十日

原発を廃止し、再生可能エネルギーに転換する原発ゼロ基本法の制定に関する請願（小熊慎司君紹介）（第二六八八号）

同（穀田恵二君紹介）（第二六九九号）

同（近藤昭一君紹介）（第二七〇〇号）

同（山崎誠君紹介）（第二七〇一号）

同（生方幸夫君紹介）（第二八四八号）

同（笠井亮君紹介）（第二八四九号）

同（照屋寛徳君紹介）（第二八五〇号）

同（藤野保史君紹介）（第二九四三号）

私の思いをお伝えし、また御答弁をいただいたことは、ある意味で私のこの三期目の総決算ということでさせていただきました。

もう大臣は関係ありませんが、ほかにもいろいろありまして、ちょうど自民党の上野宏史さんが今警察と御相談されていますが、大変なユーチューバーがいるわけです。デマばかり。半導体についても、今、経産大臣を筆頭に、ＴＳＭＣとかいろいろやっていただいている。私も家族に半導体メーカーの人間がいるものですから、それなりに詳しいんですけれども。すごいデマを、それで何か上野さんも被弾していまして、ユーチューバーって怖いんですよ、暴れられると票が減りますから、こっちは。

それで、今、警察と相談されていますが、そのユーチューバーが中国残留邦人についてのひどいデマを流されていたので、私もそれはばっさりと内閣委員会で切らせていただきましたが、これからも政治家として、ユーチューバーは怖いんです、触れない方が得なんですが、あえて票が減るリスクを冒しても、正義は正義、守るべきは守る、そういう観点から、これからもたまに経産委にも来させていただきたい、再選されればですね。再選されれば経産委でまたお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いします。

金子さんも、今日はありがとうございました。済みません。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日最後の質疑ですけれども、よろしくお願いいたします。

本日は、今日委員会の前半でもありましたが、これからの日本国内の産業界が凋落の運命をたどらないようにするにはどうすればいいかという視点で、大きく二つテーマを設定させていただきました。一つは研究開発、もう一つはビジネス環境であります。

その前に、今日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思うんですけれども、こちらには、これまで皆さんも恐らく見たことがあるであろう、ＩＭＦが発表している世界経済見通しの四月発表のデータを載せております。これを見ますと、日本の成長見通しなんですが、二〇二一年には三・三％、そして二〇二二年には二・五％という数字が出ているんですけれども、上下に並んでいる諸外国と比べますと、やはりこれ、どうしても見劣りしている状況にあります。

今年と来年の予測だけがここにありますが、その先も見据えたときに、非常に強い危機感を私は感じておりまして、やはり、将来を見据えた、今はコロナ対策も重要でありますが、その先を見据えた仕込みというのもしっかりと行っていかなければいけないと思います。

まず大臣にお伺いしますが、このＩＭＦの見通しを御覧になって、現在の日本の成長見通しについてどのような所見をお持ちになっているか教えてください。

○梶山国務大臣　御指摘のとおり、今年四月のＩＭＦ世界経済見通しでは、二〇二二年の実質経済成長率は、世界全体でプラス四・四％であるのに対して、日本はプラス二・五％で、先進国のうち、ユーロ圏や英国と比べても低い成長見通しとなっております。

他方、ＩＭＦの見通しでは、日本は、他国との比較で、二〇二〇年の落ち込み幅が相対的に小さかったこともあり、コロナ前の経済活動水準への回復がユーロ圏や英国よりも早期に、二〇二一年後半に実現するとの見方も示されております。日本は二〇二一年にコロナ前の水準に回復するため、二〇二二年は相対的に低い成長率になっていると認識しております。

経済産業省としては、引き続き、経済動向を注視するとともに、必要な対応をしっかりと行ってまいりたいと思っておりますけれども、コロナ前に戻った後の成長がどうなのかということをしっかりと考えなければならないと思っておりまして、そこにはやはり、しっかり成長の土台となるものを、種をしっかりまいていくということもこれからの仕事であると思っております。

○浅野委員　ありがとうございました。

土台をしっかり、種をまいていくことが重要だという大臣の御認識ですけれども、私もその点は同意をさせていただきたいと思います。

そこで、日本と世界の研究開発の環境を簡単に今日はちょっと議論させていただきたいんですけれども、資料の二を御覧いただきますと、これは、主要国の研究開発費のうち、政府負担、政府がどれくらい負担をしているのかというのを各国まとめたグラフを示しております。例えば、一番上にありますフランスでは三四・八％の政府負担割合、そして、ＯＥＣＤ平均では二五・八％、アメリカが二二・七八％、中国がおよそ二〇％ということなんですが、これは一番下をずっと低位安定で推移しているのが日本でありまして、一五％という数値であります。

これは二〇一七年時点の数値でありますが、日本の、これから種をまくためには、やはり、その種をまいただけではなくて、それを育てる肥料も必要、エネルギー源が必要であります。政府としてしっかりとその姿勢を示していただきたいと思っているんですけれども、まず、最新の状況について、これは二〇一七年のデータですから、最新のデータがどのようになっているのか、事実関係を教えていただきたいと思います。

○萩原政府参考人　お答え申し上げます。

日本の研究開発投資総額における政府の負担割合でございますけれども、最新のＯＥＣＤのデータによりますと、二〇一八年は一四・五六％、二〇一九年は一四・六七％となっております。

また、このＯＥＣＤのデータの各国比較は、統計の内容等の差異によって、単純な比較は少々難しい面があることを申し添えたいと思います。

なお、日本の研究開発投資総額につきましては、二〇二〇年の十二月に公表されました総務省の科学技術研究調査によりますと、二〇一九年、十九兆五千七百五十七億円ということで、全体としましては、三年連続で増加して、過去最高となっているというところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

政府負担割合、一八年度、一九年度の最新値を教えていただきましたが、大きく改善はしていないのかなという印象を受けております。

一方で、額自体は過去最高額ということなんですが、恐らく、それが何割増えたというレベルではなくて、上がり幅としては、もう少し、桁が一つちっちゃいのかなというふうに私は認識をしております。

ですから、やはり、根本的に、この研究開発に向けて政府がどう支援していくのかということについては、本当に、世界の中でこれから国内産業が生き残り、そして勝ち上がっていくことを考えれば、その部分も、根本的な部分も是非検討いただきたいということを述べさせていただきます。

その上で、先日、今月、六月に入ってからですけれども、経済産業省が半導体戦略を発表されました。私、これを一通り読ませていただいて、かなり、もう国家事業として半導体分野を支援していくんだ、そんな強い意思が感じ取れたわけですけれども、更に興味深かったのは、過去の反省点が珍しく資料の中に明記されていることなんですね。例えば、日の丸自前主義が間違っていたとか、水平分業、水平分離の失敗をしてしまったですとか、やはり諸外国が国家的な企業育成を取り組んだのに対して日本がそれについていけなかった、こういったことが、かなり、自己批判といいましょうか、明確に書かれていまして、これは大きく評価をしたいところです。

やはり、半導体を今例に挙げさせていただきましたが、直近、これも最近発表されたものなんですけれども、エネルギーに関する年次報告というのも併せて経済産業省は最近発表しております。これを見ますと、半導体も日本の強み分野ではあるんですけれども、半導体以外に、例えば、水素に関する特許、あるいは自動車や蓄電池分野、そして農林水産分野でも、日本の産業競争力というのは、いわゆる知財的な観点からいった競争力と

いうのは世界の中で首位を今走っているということが書かれております。

やはり、こういった強み分野を更に育てて、これから中長期的に我が国の産業界が諸外国の産業界をリードしていけるような環境をつくっていくべきだと思います。そのためにも、研究開発の大玉化、重点化、こういったものが必要なのではないかと思うんですけれども、その必要性について、政府の現在の認識を教えていただけますでしょうか。

○梶山国務大臣　委員がおっしゃるように、これまでと違ったフェーズになってきた、そして、これから技術開発というのが、国際競争、まさに大競争の時代になってくるという中で、研究開発というのは非常に重要な役割を果たしていくと思っております。

半導体でそういった反省を生かしながら、水素の面、そして、これからの、例えばCO_2の回収の問題、そしてリサイクルの問題、そういったものも含めてしっかり対応していくという中で、今言ったテーマの大玉化ということに関しましては私どももしっかりと認識をしているところでありまして、今年三月に策定しました科学技術・イノベーション基本計画において、今後五年間で約三十兆円の政府研究開発投資を確保して、これを呼び水として、官民合わせて約百二十兆円の研究開発投資を行っていくことを明記をさせていただきました。

分野別でも、二〇五〇年までのカーボンニュートラルを実現するべく、令和二年度三次補正予算において、過去に例のない二兆円の基金を造成をしたということであります。具体的な目標へのコミットメントを示す企業に対して、十年間、水素等の重点分野における革新的技術開発を継続して支援をしてまいりたいと思っております。

ただ、この額でも桁が違うというような指摘も受けるわけでありますけれども、やはり技術の進展具合によってしっかりと予算を投入していくということをやってまいりたいと思っております。

○浅野委員　是非、総額規模でいえば、確かに各国の経済規模に準ずる部分もありますから、桁としてそこに追いつくというのは難しいかもしれないんですけれども、やはり、技術分野ごとに見たときに、カテゴリー別に見たときに、しっかりと、コンペティターに対して日本の戦略が十分かどうか、こういった観点での分析、評価も是非行っていっていただきたいなというふうに思います。

続いて、ビジネス環境について質問をさせていただきますが、本日の資料の四に、世界銀行が定期的に発表しております各国のビジネス環境ランキングというものの、日本と中国を今回例に挙げているんですが、掲載させていただきました。

このビジネス環境というのは、この資料に書いてありますが、例えば、事業設立のしやすさだったり、許認可の取りやすさであったり、金融へのアクセス性だったり、こういった要素を総合的にスコアリングして各国の順位を決めているものなんですけれども、日本を見ていただくと、二〇〇六年段階では十位でした。それが直近、二〇二〇年では二十九位ということであります。中国は、二〇〇六年のときは九十一位だったものが、二〇一四年を過ぎたあたりから順位を徐々に上げ始めて、特にここ二、三年の間にジャンプアップしておりまして、現在三十一位と、日本よりも二つ下のポジションにあるということであります。

何が言いたいかといいますと、市場規模の大きさだけでいうと、中国の市場規模はかなり巨大ですから、事業者から見たときに魅力的な市場です。日本の強みはこれまで何だったかというと、市場へのアクセスのしやすさという観点で日本は優位に立っていたという分析ができると思うんですけれども、それが、ここに来て、二〇二〇年、ほぼ横並びになってしまったということは、やはり、これから、日本以外の国、例えば中国などに、事業、ビジネス機会を求めて出ていく企業がどんどん増えていくんじゃないか、このように懸念しております。

そこで、質問なんですが、この二十九位という状況ですね、中国は三十一位という状況もありますが、日本の規制の在り方、ビジネス環境について、どのような政府は認識を持っているんでしょうか。

○和田大臣政務官　お答え申し上げます。

御指摘のありました世界銀行のビジネス環境ランキングですが、事業規制等に関する手続の数、時間、それからコスト等の定量的な評価に加えまして、手続のオンライン化の有無など質的な評価を行い、十の分野について総合的な評価を行うものでございます。

我が国に対する評価は、国際的に見て手続の数が多い、時間がかかって長い、オンライン化が不十分などを理由に、二〇一六年には百九十か国中三十四位まで順位が後退してございます。

このため、二〇一七年十一月に事業環境改善のための関係府省庁連絡会議を設置いたしまして、世界で一番企業が活動しやすい国の実現に向けて、世界銀行の調査に対して積極的に協力し、我が国のビジネス環境が適切に反映されるようにすること、また、法人設立や契約執行等の十の分野において改善策を検討、実施することで、世銀のビジネス環境の現状二〇二〇では、百九十か国中二十九位まで順位が改善してございます。

更なる取組として、法人設立や不動産登記、そして民事訴訟などのＩＴ化というものを直近進めておりまして、一番直近のこの調査におきましてはランクが上がるであろうというふうに予測をしております。

その一方でございますけれども、この調査のやり方についても、少々、日本のほか、先進国、フランス、ドイツ、イギリス等々では疑義を示している部分も実はございます。

例えば、元々この調査につきましては、途上国の応援ということをベースにつくった調査でもございましたので、なかなか先進国になじまないといった部分もございまして、例えば法人設立の分野におきましては、中小企業の有限責任会社設立を前提にしている調査のみであったりとか、また、ヒアリングを行う相手であったり、また、輸出入のところも、少量の貨物の陸送における簡易検査と大規模な貨物を動かす海運、これを同基準で比較をしているといったこともございます。ですので、世銀に対してはこういったところの改善も求めてございます。

いずれにいたしましても、二〇一三年の六月に、二〇二〇年までにこのランキングにおいてＯＥＣＤの中での三位を目指すといったＫＰＩを閣議決定してございますので、今後とも内閣官房としては、関係機関による取組状況をしっかりと進捗管理して、必要に応じて世銀に対しても改善方法等々を提示、指示して、更に取組を加速させるために精進してまいりたいと思います。

○浅野委員　御答弁ありがとうございました。

このビジネス環境ランキングの評価手法自体も改善が必要な点も今おっしゃっていただいたようにあろうかと思いますし、新興国支援というのも分かりますが、やはり何よりも公平な評価環境の構築というのが重要だと思いますので、そこは是非これからも取り組んでいただきたいと思います。

今日、もう一つこのビジネス環境の観点で言いたいのは、今のランキングは、どちらかというと、規制というものがもう既にあったという前提で、いかにその規制をクリアしやすいか、許認可を取りやすいか、あるいはアクセスしやすいか、そのしやすさという観点でランキングをつけた場合にこうなるよというものなんですが、そもそも、日本の規制が厳し過ぎるんじゃないかという、規制そのものに対する改善の問題意識というのも存在しております。

資料五を見ていただきますと、これは六月八日の日経新聞一面に載った記事なんですけれども、要するに、国内で生まれた新興企業が日本の国内市場にチャンスを見出せず海外に出ていってしまったという記事なんですね。

この記事を読んでいただければ分かるように、

例えば医療分野などでは、国内規制、国内の法律が壁になって新しい事業が行えない、例えばＡＩとオンライン診療みたいなのを組み合わせた、ＩＴ事業者がオンライン診療分野に参入しようと思ったときに、医療法人、非営利団体でないと参入できなかったりという問題があって、国内の市場進出を断念したというものなんですが、やはり日本の今の国内規制の在り方そのものを見直す必要性というのがあると思うんです。

それに関して、政府における取組体制の現状や現状の体制に対する問題意識があれば、是非お聞かせいただきたいと思います。

○彦谷政府参考人　お答え申し上げます。

規制はその時々の社会経済上の必要があって設けられているものではございますけれども、その後の技術革新や経済環境の変化に伴いまして、適時適切に見直しを行うことが重要でございます。昨今であれば、デジタル社会の進展、それから経済社会のグローバル化を踏まえた規制制度の見直しが重要な課題であると考えております。まずは規制所管省庁が規制の見直し、自己の所管する規制の見直しを、海外の状況もしっかりと踏まえながら、規制の見直しの議論を行っていただきたいと考えております。

それに加えまして、規制改革推進会議におきましても、これまでもそういった視点を取り入れて議論をしております。個別の事例で申し上げますと、例えば電波オークションの制度、それから放送・通信の融合、こういったものについても海外の事例を参考とした規制の見直しを求めているというところでございます。

今後とも、海外の規制制度を踏まえながら、しっかりとした規制改革の議論を行うことが重要だと考えているところです。

○浅野委員　ありがとうございます。

お願いなのは、事前のレクの中で分かったことは、例えば業界団体とか消費者から、あるいは個別の事業者から、この規制を見直してほしいという要望があったときに、それを受けて検討する機能というのは今の政府の中にあるそうなんですが、諸外国の市場動向、規制動向をモニタリングしてそれを国内に能動的にフィードバックする仕組みあるいはその担当部局というのが、現状ないそうなんです。ですから、今後の日本国内市場の魅力度向上に向けても、そういった取組は是非政府としても取り組んでいただきたいと思います。

最後、一問だけ、エネルギーの話をさせてください。

これから再生可能エネルギーが増えていく時代がやってくる中で、やはり系統の安定性の確保というのが問題になってきます。そんな中で、今、直流送電技術が注目を集めています。これもいわゆるゲームチェンジャーと呼ばれる技術の一つですけれども、この直流送電について、電力広域機関で、昨年の法改正で、中長期的なプッシュ型の系統整備計画を広域機関が立てるということになりました。この中で直流送電技術がどういうふうに位置づけられているか、計画されているか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

二〇五〇年カーボンニュートラルに不可欠な再エネの大量導入のためにも、そしてまた災害時にも安定供給を継続できるためのレジリエンスのためにも、日本のネットワークを次世代化し、安定的なものに変えていくことが大変重要なことだと考えてございます。

委員から御指摘ございました、昨年成立しましたエネルギー強靱化法に基づきます広域機関におけるマスタープランの策定というのを今順次進めているところでございまして、二〇二二年度中の策定を目指しているところでございます。

先月、中間整理を公表したわけでございますが、その中で、再エネの適地となります北海道ですが、需要地から遠いところ、直流送電というのは交流と違いまして、長距離、一定の電圧で送る場合に効率的に送れるというメリットがあるわけでございますので、こういう場合における長距離の直流送電の必要性も含む検討結果というのを今公表しているところでございます。

国内では、一部にはございますけれども、長距離で行っているものはまだございません。ですので、現在、今年の三月でございますけれども、電気工学、洋上風力の専門家、関係団体等に御参加いただいた専門の議論の場を立ち上げたところでございまして、こうした議論を踏まえ、ＦＳなども通じまして、具体化に向けた取組を進めていきたい、このように考えてございます。

○浅野委員　その検討結果を是非分かりやすく産業界にも周知していただき、再エネの普及拡大に資してもらうことをお願いして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○富田委員長　次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

2021年3月18日
経済産業・原子力問題調査特別委員会連合審査会
（質疑要旨）

東京電力柏崎刈羽原子力発電所 核物質防護設備の一部機能喪失について

2021.3.18（Thu）経済産業委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会（一般質疑）

現状・課題意識

●1月17日に協力企業の社員が、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備において、侵入検知装置を誤って損傷させる事案が発生した。

●調査の結果、侵入検知装置の一部が破損して30日以上不正侵入が検知できない可能性があったことが判明した。

●これを受けて原子力規制委員会は本案件の重要度を「赤※1」、深刻度を「SLⅠ※2」と評価した。

委員会での浅野の発言要約

「具体的に検知できない期間がどの程度あり、なぜ復旧に時間を要したのか」
「見過ごされていた要因として従業員の業務過多はなかったか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「核セキュリティの情報管理の観点から具体的な情報開示は差し控えさせていただきたい」

小早川参考人

東京電力柏崎刈羽原子力発電所 評価による東京電力の事業活動への影響は

2021.3.18（Thu）経済産業委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会（一般質疑）

現状・課題意識

●侵入を検知する設備の故障について、法律上は規制当局に通報する義務はないため、東京電力は一部の機器の故障について一つ一つ通報する運用を取っていなかった。

●東京電力に対して重要度を「赤※1」、深刻度を「SLⅠ※2」とする評価がなされた。また、検査区分も第二から第四へ移行※3する。

委員会での浅野の発言要約

「今回の評価の確定により、東京電力の資格や権能、事業活動に制限が発生するのか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「評価によって東京電力が何かできなくなるということはない。検査区分が第二から第四に移行するため、2,000時間に相当する追加検査を行っていく」

更田政府特別補佐人

2021年3月18日
経済産業・原子力問題調査特別委員会連合審査会
（質疑要旨）

東京電力柏崎刈羽原子力発電所 経済産業省としての課題認識について

2021.3.18（Thu）経済産業委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会（一般質疑）

現状・課題意識

●経済産業省は、原子力を含め、エネルギー行政を所管する立場にある。

●東京電力固有の問題ではなく、他の事業所にも同じようなリスクがある可能性がある。

委員会での浅野の発言要約

「東京電力柏崎刈羽以外の事業所についても、同様の検査を行い、報告を聴取すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「この事案が発生してから他の事業所にも注意するように経済産業省から指導している」

梶山国務大臣

（参考）原子力規制検査の評価について

原子力発電所については、原子力規制庁により日々行われる日常検査と、一定の頻度をもうけて行われる専門的な知識を持ったチームの検査が行われます。これらの基本検査とは別に、必要に応じて追加検査、特別検査が行われます。

※1 重要度について

重要度の評価は、事業者の安全活動において指摘された事項に応じて「緑」「白」「黄」「赤」の４段階に色付けされます。事業者は、内容に応じた改善措置を行います。

【重要度の評価】

	重要度		内　容
高	指摘事項	赤	● 安全影響が大きく、施設使用等が許容できない水準
↕		黄	● 安全影響があり、発電所の通常状態からのリスクの増加が大きい水準
低		白	● 発電所の通常状態からのリスクの増加は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
		緑	● 事業者の改善措置活動により改善すべき水準
	軽微		● 事業者が原因を除去して対応完了とする水準

※2　深刻度について

深刻度（ＳＬ：Severity Level）の評価は、指摘された事項の重要度の評価結果を参考に、原子力安全または核物質防護への影響等により、「ＳＬⅣ」「ＳＬⅢ」「ＳＬⅡ」「ＳＬⅠ」の４段階で評価され、内容に応じた規制対応措置がなされます。

【深刻度の評価】

	深刻度	内　容
高	SL Ⅰ	● 原子力安全上または核物質防護上重大な事態をもたらしたもの
↕	SL Ⅱ	● 原子力安全上または核物質防護上重要な事態をもたらしたもの
	SL Ⅲ	● 原子力安全上または核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたもの
低	SL Ⅳ	● 原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの

出典：東北電力ＨＰ「原子力規制検査制度の概要」より

2021年3月18日
経済産業・原子力問題調査特別委員会連合審査会
（質疑要旨）

（参考）原子力規制検査の評価について

※３　検査区分について

検査指摘事項の重要度の評価および安全実績指標の分類を踏まえて、総合的な評定として、原則年に１回、対応区分が設定され、原子力規制委員会へ報告されます。

区分	総合的な評定の区分				
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	活動目的は満足しており，自律的な改善が見込まれる状態	活動目的は満足しているが，安全活動に軽微な劣化がある状態	活動目的は満足しているが，安全活動に中程度の劣化がある状態	活動目的は満足しているが，安全活動に長期間にわたるまたは重大な劣化がある状態	活動目的を満足していないため，運転が許容されない状態
評価基準	全て緑	白 1または2	白 3以上 または 黄 1	黄 複数 または 赤 1	運転が許容されない状態
追加検査	追加検査なし	追加検査１	追加検査２	追加検査３	

出典：東北電力ＨＰ「原子力規制検査制度の概要」より

第二百四回国会　衆議院　経済産業委員会　原子力問題調査特別委員会連合審査会議録　第一号

令和三年三月十八日（木曜日）

午後二時四十四分開議

出席委員

経済産業委員会

委員長　富田　茂之君
理事　鬼木　誠君　理事　佐藤ゆかり君
理事　関　芳弘君　理事　武藤　容治君
理事　山際大志郎君　理事　斉木　武志君
理事　山岡　達丸君　理事　中野　洋昌君
畦元　将吾君　穴見　陽一君
石川　昭政君　上野　宏史君
神山　佐市君　神田　裕君
工藤　彰三君　小林　鷹之君
佐々木　紀君　鈴木　淳司君
髙木　啓君　辻　清人君
冨樫　博之君　西村　明宏君
星野　剛士君　三原　朝彦君
宗清　皇一君　八木　哲也君
落合　貴之君　菅　直人君
黒岩　宇洋君　松平　浩一君
宮川　伸君　山崎　誠君
高木美智代君　笠井　亮君
美延　映夫君　浅野　哲君
石崎　徹君

原子力問題調査特別委員会

委員長　渡辺　博道君
理事　伊藤　忠彦君　理事　江渡　聡徳君
理事　津島　淳君　理事　中村　裕之君
理事　細田　健一君　理事　長尾　秀樹君
理事　山内　康一君　理事　中野　洋昌君
井林　辰憲君　石川　昭政君
泉田　裕彦君　岩田　和親君
城内　実君　北村　誠吾君
齋藤　健君　斎藤　洋明君
土井　亨君　西田　昭二君
野中　厚君　福山　守君
古田　圭一君　星野　剛士君
三原　朝彦君　宮澤　博行君
簗　和生君　吉野　正芳君
阿部　知子君　荒井　聰君
菅　直人君　斉木　武志君
日吉　雄太君　宮川　伸君
山崎　誠君　伊佐　進一君
浮島　智子君　藤野　保史君
足立　康史君　浅野　哲君

経済産業大臣　梶山　弘志君
経済産業大臣政務官　宗清　皇一君
政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　更田　豊志君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　堀内　義規君
政府参考人（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長）　須藤　治君
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君
政府参考人（原子力規制庁次長）　片山　啓君
政府参考人（原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官）　山田　知穂君
参考人（東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長）　小早川智明君
経済産業委員会専門員　宮岡　宏信君
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

本日の会議に付した案件

経済産業の基本施策に関する件（東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案）

○富田委員長　これより経済産業委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

経済産業の基本施策に関する件、特に東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案について調査を進めます。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。小林鷹之君。

○小林（鷹）委員　自由民主党の小林鷹之です。

本来であれば、こうして質疑に立たせていただくのは大変ありがたいことなんですけれども、正直、今回は不本意でなりません。またか、これが多くの国民の率直な気持ちだと思います。

先月の予算委員会の分科会でも、私、質疑に立たせていただきまして、そのときに、梶山大臣に、カーボンニュートラルを実現するには原発は不可欠なんだ、また、グリーン成長戦略に原子力への依存度を可能な限り低減すると書かれているけれども、それはミスリーディングなんだ、そして、国民に対して正面から向き合い、もっと明確なメッセージを国として出す必要がある、私は大臣に対してそう申し上げたんです。

今回の報道に接したときに、本当にがっかりしましたし、正直、怒りが込み上げてまいりました。今日は、その気持ちを抑えつつ質疑に臨んでいます。

まず、東京電力に伺っていきます。

私たちは、福島第一原発の事故を経験して以来、原発については、その再稼働を含めて、国民との信頼関係こそが基本であることを学んできたはずであります。特に、東電の社員の皆さんは、この十年間、失われた信頼の回復に向けて汗をかいてこられたわけです。

私の地元千葉県には原発はございません。ただ、一昨年、大きな台風被害に見舞われまして、大規模停電を含めた甚大なる被害が生じたときに、世の中から当時の対応には厳しい声がありましたけれども、その中で現場で必死になって対応に当たった多くの社員の方々の姿を私は承知をしています。そういう姿がやはり信頼関係を築いていく原動力になるんだろうな、そのときはそう思っておりました。

しかし、昨年の九月にＩＤの紛失事案が起こって、その舌の根も乾かぬうちに今回の事案です。国民との信頼関係を大きく傷つけることになったと思います。この責任をどう感じていらっしゃるのか、国民の皆様に対して語っていただきたいと思います。

○小早川参考人　東京電力ホールディングス社長の小早川でございます。

柏崎刈羽原子力発電所において、ＩＤ不正使用に続き、核物質防護設備の機能喪失に関して原子力規制委員会から大変厳しい評価結果の通知を受けたことにつきまして、大変重く受け止めております。また、安全対策工事の未完了を含め、地域の皆様を始め、広く社会の皆様に大変な御心配をおかけし、改めて深くおわびを申し上げます。

当社は、十年前の福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓に立ち、安全へのおごりや過信などについて社員全員が心の底から反省し、二度とあのような事故を起こさないと志を共有して、安全の向上に向けて、謙虚に一歩ずつ改革に取り組んでまいりました。

そうした中で今回の事案が起きてしまったことは私としても痛恨の極みであり、まず、福島の事故の反省、教訓に立ち返り、なぜこうしたことが

案という結構大部な法律を作って、誰も相手にしてくれませんでしたが、多分相手にしてくれなかったのは大部過ぎたんじゃないかと思いまして、ちょっとアップデートする、もう少し読みやすい、発展的なアップデートをした新しい法律を、先日、三月十日に参議院に提出をさせていただいている。それが今お配りをしているものです。

再稼働についての責任、政治責任をしっかり明確にするということ、避難計画の問題、損害賠償の責任の問題、それから最終処分、これらについて、やはり無責任体制が今も続いているのではないかという観点から、僭越ながら、我々が政府ならこうするという僭越な法案を出させていただいています。

大臣、規制委員長、あるいは小早川社長、お三方に同じ問いを申し上げたいのは、今こうして連合審査会を開かなければならないような事態を招いている原因はどこにあるかです。私は、東電の体質にもあると思うが、やはり原子力発電を取り巻く制度、法令です、法律のたてつけがやはり問題があるんじゃないかと思いますが、いや、それはもう完璧だ、悪いのは東電の体質だということなのか、あるいは制度にも問題があると考えるのか。その辺、政府から答えにくいと思いますが、議事録は後で削除をしても構いませんので、率直なところをお願いしたいと思います。

○梶山国務大臣　いろいろな要因があるとは思っております。これから規制委員会で大がかりな検査がされるわけでありますけれども、そういった中で、その結果を見てしっかりと対応していかなければならないと思っておりますし、直すべきものはしっかり直していく。

そして、私はいつも原子力で思うんですけれども、川の河口の遠い対岸で石を投げ合っていても仕方がない、やはりしっかり議論すべきだ、場合によっては少しけがをすることがあっても、やはり右も左も、右も左もというのは思想的なことではありませんけれども、両岸にいる人たちがしっかり議論をして直すべきところは直していく、そういう姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

○更田政府特別補佐人　行政機関の長としてお答えできることに限りはありますけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の一つに、それぞれの責任はやはり独立して果たされるべきであろうということがあります。規制当局としての責任、それから事業者としての責任、さらに御地元等の関係者の御理解を得るという地元のプロセス、そして国会での御議論、こういったものはやはり変な混じり合い方をするべきではないと考えておりますので、そういった意味で、大変申し訳ありませんけれども、国会で、立法府で御議論されるべき内容についてコメントを差し上げることはするべきでないというふうに考えております。

○小早川参考人　まず、当社は福島原子力発電所の事故の当事者という立場とそれからエネルギーを安定供給する立場の二面性がございますが、いずれの立場からも、原子力発電につきましては、Sプラス、S＋3Eの観点の下、エネルギーの活用という観点は非常に重要だというふうに考えております。

ただ、今更田委員長もおっしゃいましたように、事業者として安全性が確保されることが大前提でありますし、また、しっかりとした稼働をしていくためには地元の御信頼を得ることが必要だと考えております。

その上で、今般の当社が引き起こしました一連の事案につきましては大変痛恨の極みでございますし、まずは徹底的な原因究明、再発防止など、安全性向上に努めるべき立場にあるというふうに考えております。

先生の御提案の法案につきましては、安全規制、地域振興、処理水の処分の在り方など、政策として議論すべき事項が様々盛り込んであると認識しておりますが、当事者である当社としましてはコメントを差し控えさせていただきたいというふうに思います。国会において是非御議論いただければというふうに思います。

○足立委員　ありがとうございました。

大変短くてもうすぐ終わっちゃうんですが、あと一問いきたいんですが、今申し上げた私どもの提案の中の一つ、賠償責任の原賠法というのがありますね。今日は文科省にお越しいただいていますが、もう時間がないのであれですが、ほかの委員会で何度か文科省にも質問していますが、原賠法の枠組みの例えば無限責任の枠組み、これはもうこのまま変えない、変えることは検討もしていないという御答弁を確認させていただきます。

無限責任のよくないところは、結局私は無責任体制になるからだと思います。原賠法には、御承知のとおり、十六条に最終的には国が援助するからと書いてあるわけです。電力会社に無限責任を付与しながら、足りないときは国が援助するからと原賠法には書いてある。すなわち、まさに国策として国が最終的な面倒を見るということになっているものだから、何か規律づけがむちゃくちゃになっているわけです。一体、無責任体制です。

規制委員会だけは、新しくできたから、私は評価していますが、やはり、そこの制度をもう一回見直さないと、世界標準の有限責任にする。有限責任にするというのは、別に、電力会社を許してあげる、助けてあげるという意味じゃなくて、果たすべき責任、国の責任と電力会社、民間会社の責任を法令の中でしっかりと位置づけていかないと、いや、最後は援助するから、で、実際援助しているわけです。

小早川社長、こういう、例えばこの賠償責任、今、無限責任です、しっかり変えるべきだと思いませんか。

○小早川参考人　事業者であり当事者である当社としては、コメントを差し控えさせていただければというふうに思います。

○足立委員　いや、だから、東電の最大の問題は、別に東電だけではない、日本の企業みんなそうですよ、言わない。言ったらいいんですよ。こんな事態になっているのは法律が悪いんだと言わないから、ずっとそういう無責任。ごめんなさいね、政府・与党の皆様には失礼ですが、私も経産省にいましたけれども、担当したことはありませんので今言っているんですが。

やはり、福島第一原発事故の教訓を踏まえれば、日本維新の会が五年以上前に提案をし、さらに、電力市場化の流れの中で、最新の政府の制度の上にもう一回位置づけ直した、新しい、かつ読みやすくなっています、枚数も減らしました、皆さんに読んでいただけるように、発電用原子炉の運転が政治主導により行われることの明確化のための改革の推進に関する法律案、これを国会に出しておりますので、是非また、この十年で終わりじゃなくて、まさに改革の次の十年をつくっていくことを国民の皆様にお誓いして、また関係の皆様に御協力をお願いして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○渡辺委員長　次に、浅野哲君。

〔渡辺委員長退席、富田委員長着席〕

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

よろしくお願いいたします。

まず、本日、急遽、連合審査がセットされましたけれども、これまでの議論を聞いておりましてもそうであるように、本当にゆゆしき事態であるというふうに私も認識をしておりますし、通常であれば、国会の中で大臣所信そして更田委員長の所信を聞いてしっかりと議論が始まるという慣例でしたけれども、それを、かつてなかった対応をして、今回、今日を迎えているということで、是非、小早川参考人には真摯な答弁を、正確な答弁をお願いしたいと思います。

本日、私は、まず事実確認を中心にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、小早川参考人に伺いますが、今回のこの事案、東京電力が公表した資料を見ますと、まず最初にどの時点で気づいたのかというと、一月二十七日に協力企業が侵入検知装置を誤って損傷させる事案が発生して、それで分かったということ

であります。

ここについて少し細かく教えていただきたいのですが、誤って損傷させた瞬間を目視で確認したのか、それとも、壊してしまったことを離れた場所から遠隔的に確認したのかということを教えていただけますでしょうか。要するに、遠隔地からこういった損傷をちゃんと検知できる能力を持っていたかどうかというところも含めて確認させていただきたいと思います。

○小早川参考人　済みません。御質問にお答えしたいと思いますが、検知した方法自体はつかんでおりますけれども、核セキュリティーの情報の管理の観点から、差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○浅野委員　では、質問をちょっと変えます。

協力会社が装置を破損させてしまった瞬間、破損したということは既に確認されていたんでしょうか。確認できたのでしょうか、その現場で。

○小早川参考人　直ちに確認できていたというふうに報告を受けております。

○浅野委員　ありがとうございました。

では、次の質問に移りたいと思います。

今回の報告の中では、「不正な侵入を三十日を超える期間で検知できない状態になっていた可能性がある」というふうにございます。この三十日という数字だけを見ても本当に大変深刻な事態だというふうに思うわけですけれども、具体的に、一か所以上検知できない状態がどのくらいの期間、延べあったのか。三十日以上という情報は我々聞かされていても、じゃ、実際、具体的に何日だったのか、この辺りの事実確認をさせていただけますでしょうか。

○小早川参考人　現時点でお答えできるのは、検査をいただいた二月の時点での十五か所中十か所で三十日以上経過しているという箇所が、代替措置が不十分な状態で三十日以上経過しているという御指摘があったということで、そこの部分についての事実は確認しております。

先生からの御質問において、どのぐらいの期間でとか何か所でということについては、これからしっかりと調査をしてまいりたいと思いますが、核セキュリティーに関わることなので、先ほど別の先生の御質問にもお答えしましたとおり、どういうような故障がどういう状態で、どういうふうな故障が放置されているかとか、どういうふうな復旧に時間がかかるかなどの情報全てが、外部の脅威に対しての、外敵に対する脅威となり得ることだというふうに考えておりますので、この場での情報開示は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○浅野委員　では、続いての質問をさせていただきますけれども、今回、装置の一部の機能が不全状態にあったことが分かって修復に時間がかかったということで、これまでの議論の中でも指摘をされておりましたが、復旧にどれくらいの時間をかけたのかということと、なぜそれほどかかったのかというところを改めて整理して教えていただけますでしょうか。

○小早川参考人　御質問にお答えします。

復旧に要する時間は、故障の状況や交換部品の調達のしやすさなどによって変わってまいりますが、具体的な復旧日数につきましては、核物質防護に対する外部侵入の脅威や脆弱性に関わる内容となることから、回答は差し控えさせていただきたいと思います。

○浅野委員　これまで約三問質問してきたんですが、全て核セキュリティーを理由にしっかり答えていただけていないんですけれども。

じゃ、次の質問は少し観点を変えますが、今回、こういった不正侵入を検知できないような状況がずっと見過ごされていた。なぜなのかという原因究明は今されているということなんですけれども、一つの要因として、やはり、原子力に限らず、発電事業所の従業員の方々の業務過多というのがこれまで何度も指摘されてきておりますが、今いわゆる働き方改革も進められておりますけれども、こういった業務の現場の繁忙感、これが一つの要因になっていたという可能性はどのように認識されていますでしょうか。

○小早川参考人　先生が御指摘の核物質防護の要員、いわゆる社員、社員要員は限られておりますので、御指摘の点も踏まえまして、今後、関係者からの聞き取りなど様々な観点から調査してまいりたいというふうに思います。

現時点で、業務の繁忙によって起こったかどうかはまだ特定できておりませんので、今後しっかりと調査してまいりたいと思います。

○浅野委員　次の質問からは、更田委員長に、規制庁の皆さんにさせていただきますが、これまでの質疑を通して、やはり、核セキュリティーの観点から答弁できない、詳細を説明できないことが一定程度あるのは理解するんですけれども、その上で、その問題の原因と対策の妥当性ですとか、これからどのような形で我々に、国民や我々国会に説明をするのか、これは、こういう情報の隠され方をされながら幾ら説明を受けても、理解しろという方が難しいと思います。

ですから、今後の原因究明、そしてその説明の仕方については、東京電力の方でしっかり御検討いただいて、是非納得できる説明をお願いしたいと思います。

では、続いての質問に移りたいと思いますが、規制庁に伺います。

先ほども指摘されておりましたが、平成三十年の一月から令和二年の三月までにも同様なケースがあったということであります。当時はこれは把握に至らなかったわけですけれども、今回検査の仕方が変わったという部分はこれまでも言及がありましたが、それだけが要因なのでしょうか。それ以外の原因があれば是非教えていただきたいと思います。

○更田政府特別補佐人　まず、こういった侵入を検知する設備の故障というのは、法律上は故障が起きても規制当局に通報するという義務を負わせておりません。法律上は、事業者は、十分な代替措置を取ることの義務を負ってはおりますけれども、機器の故障そのものについては通報する義務を負っておりません。

しかしながら、規制当局として、やはり核物質防護の状態がどういう状態であるかというのを常に知っておくことは重要であるということから、いわゆる通達といいますか、行政指導の形で各事業者に、機器に故障があった場合には速やかに連絡をするようにという通知をしております。

そこで、これから先、ちょっと中身が申し上げにくいところはあるんですけれども、ある地点の侵入検知装置に不具合があったときに、東京電力以外の各事業者は、一部に不具合があるとすぐに個別に規制庁に対して知らせてきます。ところが、東京電力の場合は、ごく一部の場合は、CAPという、今こういう改善活動をしていますという情報の中では伝えてくるんですが、個別に連絡をするのではなくて、一部の機能喪失ではなくて、より深刻になって初めて連絡するという、これはもう東京電力の選択の問題ではあるんですけれども。

一月二十七日に私たちが報告を受けたのは、一部の機能喪失よりも少し、少しといいますか、一部の機能喪失よりも深刻になった状態で連絡があったことによって、そのほかのということなのです。

したがいまして、これは個別の事業者の裁量の問題ではあるんですけれども、東京電力の場合は、一部の故障については一つ一つ規制当局に通報してくるという運用を取っていませんでした。そのために、私たちの、こういった、過去に一部の機能喪失があったと言っていることを知るのが遅れたという事実はあります。

それから、ちょっと、ついでで申し訳ありませんけれども、遠隔で確認する方法があるかというお尋ねにつきましては、核セキュリティーに関しては、情報セキュリティーの観点もありますので、遠隔で検知するようなシステムというのはむしろ禁じております。システムは外部から遮断するように要求をしております。

○浅野委員　追加の御説明もありがとうございま

した。

その上で、次の質問なんですが、先ほど委員長の方から、重要度、赤、深刻度、ＳＬ１という仮の処分が、これは暫定の処分だったわけですけれども、これが反論なしということで確定的になったという御発言がありました。

これが確定したら、じゃ、どうなるのかというところを伺わせていただきたいんですが、これが確定した場合、東京電力が有する資格や権能、できることの幅に制限が設けられたり、あるいは、これまでできたことができなくなったり、こういったことは起こるものなんでしょうか。

○更田政府特別補佐人　今回の評価の確定そのものによって東京電力が何かできることができなくなるということはありません。

○浅野委員　明快な御答弁ありがとうございます。

その上で、対応区分も第四区分となるというふうにございましたけれども、第四区分となると、これまでが第二だったものが第四になるということで、より深刻度としては増すわけでありますが、東京電力の事業活動上、どのような、こちらについても同じような質問になりますが、制限が発生するのか。こちらについて簡潔にお願いいたします。

○更田政府特別補佐人　今回は検査区分が四に移行いたしますので、私たちは二千時間人に相当する追加の検査を行います。ですので、東京電力はこの検査に応じる義務がありますので、これは東京電力にとっては大きな資源を使うということになるだろうと思います。

また、こういった深刻な評価を受けて、私たちが更に別の行政的な処分、何かを命ずる、命令を出す出さないについては、今後、引き続き、この部分は公開で議論ができますので、公開の委員会で議論をしていきたいと思います。

命令を発出した場合には、東京電力の活動を制限することになります。

○浅野委員　そろそろ時間が来てしまいましたので、最後、大臣にお伺いしたいと思います。

今回、このような事例が発生してしまいましたけれども、これは決して東京電力固有の問題ではないと思いますし、ほかの事業所にも同じようなリスクがあると考えるのが妥当かと思います。

規制庁の方も追加の検査を求めているということだったんですが、これは経産省としても、エネルギー行政を所管する立場として、東京電力の柏崎刈羽以外の事業所についても、同様な検査をしっかりと徹底して行い、報告を聴取するべきだと考えるんですが、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣　この事案が発生をしてから、他の事業者にも、注意をするようにということで、今、経済産業省から監督、指導をしているところであります。

今委員がおっしゃったことも含めて、今後の検討課題であると思っております。

○浅野委員　以上で終わります。ありがとうございました。

○富田委員長　以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

令和三年四月八日印刷　令和三年四月九日発行　衆議院事務局　印刷者　国立印刷局　C

2021年4月8日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

原子力防災における避難計画の策定義務について

2021.4.8（Thr）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●原子力災害対策特措法第28条によって読み替えられる災害対策基本法第40条及び第42条において、自治体は防災基本計画に基づいた避難計画を作成しなければならないことになっている

●福島地域の3自治体、東海地域の9自治体及び浜岡地域の2自治体では、まだ策定されていない

委員会での浅野の発言要約

「避難計画が策定されていない状況は、災害対策基本法などに抵触するのか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「未策定の自治体においては今作成が進んでいる状況のため、直ちに災害対策基本法などに抵触するものではないが、防災基本計画の趣旨に鑑みると可能な限り速やかに策定する必要がある」

佐藤政府参考人

原子力防災における避難計画の検討体制について

2021.4.8（Thr）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●避難計画の策定について、それぞれの担当者からの意見
【市町村】
「国や県の決定、予算措置がないと動けない」
【県】
「市町村の判断、国からの支援がそろわないと動けない」
【国】
「自治体が一番よく分かっているのだから、自治体が自主的に動くのを期待する」

●10年経っても策定されていない地域がある。このような状況を変えなければいけない

委員会での浅野の発言要約

「避難計画の策定は国、県、市町村のどこが責任をもって進めるのか。責任を明確にして、速やかに策定すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「原子力防災協議会の枠組み中で関係自治体と一体になって、原子力防災体制の充実強化にしっかりと取り組んでいく」

堀内副大臣

2021年4月8日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

東京電力柏崎刈羽原子力発電所

再発防止策については透明性のある説明を求める

2021.4.8（Thr）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●核物質防護設備機能の一部喪失事案について、核セキュリティの観点から、情報が公表されにくいため、事象の確認や対策等が評価しにくい

●規制庁作成の重要度評価に関するガイドには、具体的な数値が示されている
（例えば、3日以内であれば緑判定、31日以上であれば黄判定以上など）

委員会での浅野の発言要約

「核セキュリティを確保しつつ、再発防止を図るうえでは、規制庁が示している数値をもとにして、透明性のある対策内容の検討、公表ができないか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「法令要求では設備故障時に直ちに十分な代替措置を実施し、速やかに復旧を行うこととなっている。情報公開についても、核セキュリティに影響のない範囲で公表を検討する」

小早川参考人

第二百四回国会
衆議院

原子力問題調査特別委員会議録　第三号

令和三年四月八日（木曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　渡辺　博道君
理事　伊藤　忠彦君　理事　江渡　聡徳君
理事　津島　淳君　理事　中村　裕之君
理事　細田　健一君　理事　長尾　秀樹君
理事　山内　康一君　理事　中野　洋昌君
井林　辰憲君　石川　昭政君
泉田　裕彦君　岩田　和親君
城内　実君　北村　誠吾君
齋藤　健君　斎藤　洋明君
土井　亨君　西田　昭二君
野中　厚君　福山　守君
古田　圭一君　星野　剛士君
三原　朝彦君　宮澤　博行君
簗　和生君　吉野　正芳君
荒井　聰君　逢坂　誠二君
菅　直人君　近藤　昭一君
斉木　武志君　日吉　雄太君
宮川　伸君　山崎　誠君
伊佐　進一君　浮島　智子君
藤野　保史君　青山　雅幸君
浅野　哲君

内閣府副大臣　堀内　詔子君
経済産業副大臣　江島　潔君
政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　更田　豊志君
政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　佐藤　暁君
政府参考人（資源エネルギー庁長官）　保坂　伸君
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君
政府参考人（原子力規制庁長官官房緊急事態対策監）　山形　浩史君
政府参考人（原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官）　山田　知穂君
政府参考人（原子力規制庁長官官房審議官）　金子　修一君
政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　市村　知也君
参考人（東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長）　小早川智明君
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動

四月八日

辞任　補欠選任
阿部　知子君　近藤　昭一君
足立　康史君　青山　雅幸君

同日

辞任　補欠選任
近藤　昭一君　阿部　知子君
青山　雅幸君　足立　康史君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
原子力問題に関する件

○渡辺委員長　これより会議を開きます。

この際、御報告いたします。

第百九十三回国会、原子力問題調査特別委員会理事会の決定により、本委員会の活動等について専門的見地から助言を求めるため、会員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。

本アドバイザリー・ボードにつきましては、各会派の理事等の協議により、今国会においても設置することとなりました。

以上、御報告申し上げます。

○渡辺委員長　この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力問題に関する件の調査のため、本会期中、アドバイザリー・ボード会員から意見を聴取する必要が生じました場合には、参考人として出席を求めることとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長　原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。更田原子力規制委員会委員長。

○更田政府特別補佐人　原子力規制委員会委員長の更田豊志でございます。

衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御説明申し上げます。

原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、様々な課題に取り組んでおります。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ強化した規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について十一の事業者から二十七基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について九つの事業者から二十一の施設に係る申請がなされております。

このうち、発電用原子炉については、令和二年二月二十六日の東北電力女川原子力発電所二号炉に対するものを含め、これまでに計十六基に対して設置変更許可を行いました。また、核燃料施設等については、核燃料物質の加工施設、使用済燃料の貯蔵施設と再処理施設及び廃棄物管理施設に対して、これまでに十件の事業変更許可を行うとともに、試験研究炉に対して、これまでに二件の設置変更承認及び五件の設置変更許可を行いました。

発電用原子炉の運転期間延長については、これまでに関西電力高浜発電所一号炉及び二号炉、美浜発電所三号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所の計四基に対して認可を行いました。

発電用原子炉の廃止措置計画については、これまで計十四基に対して認可を行いました。このほか、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」を始め計七件に対しても、廃止措置計画の認可を行いました。

また、平成二十九年に改正された原子炉等規制法に基づき、昨年四月から新たな検査制度の運用を開始し、事業者のあらゆる安全活動について監視を行っています。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所において、ＩＤカード不正使用事案に続き、核物質防護設備の機能の一部喪失事案が発生しました。核物質防護設備の機能の一部喪失事案については、核物質防護

ように、きちんとした検査に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中野委員　是非よろしくお願いします。

そして、最後に、この核セキュリティーの事案、文化を根づかせるというのは、会社にそういうのを促すということだとは思うんですけれども、守秘性も高く、事案の共有もしにくくて、そういう中で、この核セキュリティーの文化が各原子力事業者に定着しているかどうかを確認をしたり促したりしていくという規制の在り方、これは非常に難しいものがあろうかというふうに思うんですけれども、今回の事案を通じて今後どのような取組をしていくのかについても、併せて最後に委員長にお伺いをしたいと思います。

○更田政府特別補佐人　二つのことを申し上げます。

まず一つは、情報管理の観点から、閉ざされた集団の中での監視という形になりますので、それだけに、その集団の中でのコミュニケーションが重要であろうと思っています。今後、原子力規制委員会、規制庁として、核物質防護事案に関しては、これまで以上に事業者との間の、事業者の状態の把握に努めてまいりたいと思います。

もう一つは、これは具体的な方策としまして、やはり核物質防護に関しては、情報管理を気にし過ぎる余り、専門性のない職員が検査に当たれないというような思いが強かったように思います。今回国会でお認めいただいた新たな検査制度では、常駐する検査官が二十四時間いつでも検査に入れる形になっています。こういった常駐している検査官を核物質防護事案についても活用する、これは既に始めておりますけれども、今後ともこういった活用について前へ進めていきたいというふうに考えております。

○中野委員　以上で終わります。ありがとうございました。

○渡辺委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、与野党の皆様には、質疑順を変えていただく御配慮をいただき、ありがとうございました。

これから質問に入らせていただきますが、まずは、本日は、避難計画についてから質問させていただきたいと思います。

まず、政府の方にお伺いいたしますけれども、原子力関連施設の周辺自治体においては避難計画を策定することが求められておりますが、直近のこの避難計画の策定状況について、全国各地域に原子力関連施設がございますけれども、この策定状況についての最新状況を教えてください。

○佐藤政府参考人　お答えいたします。

いわゆる避難計画と呼ばれるものには幾つかございます。

まず、原子力災害対策特別措置法第二十八条によって読み替えられる災害対策基本法第四十条及び第四十二条において、自治体は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて、原子力災害に係る地域防災計画を作成しなければならないとされております。

防災基本計画において、この原子力災害に係る地域防災計画につきましては、施設から周囲おおむね五キロ圏内のＰＡＺ及びＰＡＺの外側で施設から周囲おおむね三十キロ圏内のＵＰＺ、この圏内の自治体が作成することとされており、対象となる二十一の道府県及び百三十五市町村の全てで策定済みでございます。

その上で、避難先や避難経路などを具体化する観点から、防災基本計画において、ＰＡＺ内の自治体は避難計画を、ＵＰＺ内の自治体については広域避難計画をあらかじめ策定することとしております。防災基本計画に基づき策定する避難計画及び広域避難計画については、福島地域の三自治体、東海第二地域の九自治体及び浜岡地域の二自治体の計十四の市町村を除く百二十一の市町村で策定済みでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

是非皆様には本日お配りさせていただきました資料の三の方を御覧いただきたいと思いますが、こちらに今答弁していただきました内容の一覧表を掲載しております。今ありましたように、福島地域、東海地域、そして浜岡地域においては、まだ一部の地域で避難計画の策定が済んでいないという状況であります。

もう少し踏み込んで、この策定していない地域についての認識を聞きたいと思うんですが、今答弁の中でも触れていただきましたように、この避難計画というのはそもそも法的な位置づけがされております。

資料の四と五の方に、その条文の方を掲載させていただいておるんですが、原子力災害対策特措法二十八条適用後の災害対策基本法の第四十条及び第四十二条にはこのように記載がされております。

まず、都道府県の方は、赤線のところになりますけれども、抜粋して申し上げれば、地域防災計画を作成しなければならないというふうにありまして、下の方に目をやっていただくと、その内容については、避難に関する事項別の計画という記載がされております。これは都道府県のもので、第四十二条、資料五の方に掲載されているものは、これは市町村に対するものですが、こちらも同様の記載がされております。

やはり、避難計画については法的にもこのように明確に位置づけられているものと認識をしているんですけれども、じゃ、先ほど紹介していただいた、まだ策定していない自治体もあるというのもまた現実でありまして、策定していないということはこれらの法律に抵触しているのかしていないのか、それを御答弁いただきたいと思います。

○佐藤政府参考人　お答えいたします。

委員が今御指摘されましたとおり、避難計画、広域避難計画はあらかじめ策定するものということでございますけれども、東京電力の福島第一原子力発電所事故後に改正された防災基本計画に現在はのっとって避難計画を策定するということでございまして、対象となる自治体においては今策定が進んでいる状況でございます。

このため、直ちに災害対策基本法などに抵触するとは考えておりませんけれども、防災基本計画の趣旨に鑑みますと、可能な限り速やかに計画を策定する必要がございます。したがいまして、私どもも関係自治体と一体となって取組を進めているところでございます。

○浅野委員　そうはいいましても、あの事故からもう十年が経過をいたしました。やはり、これは福島での事故の教訓を踏まえて法改正をしたものでありますので、しっかりと迅速に対応すべきだと思います。

今できる限り速やかにというような表現もされておりましたけれども、じゃ、その策定に要する期間として、期間に対する言及というのは特段法令の中ではされておりません。政府の認識として、おおむねどの程度の期間内に策定するべきであると考えているのか、その時期の目安についてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○佐藤政府参考人　お答えいたします。

私ども、特段時期について目安というものをお示ししているわけではございませんけれども、この部分は、やはりこの地域防災計画は、現地について、地元について一番熟知している自治体がお作りいただく、そういうこと、さらには、各地域には各地域ごとの事情というものがあるということ、そういうことを踏まえまして、そういう意味で、私ども、自治体と一緒になって、できるだけ速やかに作りたいというふうに、作成していくものというふうに考えておりまして、そういう意味での期限的なものを示しているものではございません。

○浅野委員　地域の事情があることも分かりますし、私、先ほど質疑をされていた石川代議士と同じ茨城でございまして、非常に人口が多い地域でもあります。時間がかかる、そして検討事項が多いのも十分に承知をしておりますが、そうはいっても十年です。十年という期間は決して短い期間ではありませんし、今回、地元の東海第二原子力発電所の水戸地裁の判決以降、様々な議論がされ

ておりますが、一つ私が地元の方に聞いたのは、この避難計画というのは、たとえ再稼働がされなくとも、そこに核物質がある限り作成をしなければいけない、いつ何が起こるか分からない、今策定されていないことに対する不安の声というのもたくさんございます。

これは国民の命を守る取組ですので、できる限り早くという便宜的な表現を使わざるを得ない事情も分かりますが、十年間たってまだおつくれていないということは厳しく受け止めていただいて、これは国民の安心、安全に関わる話ですので、是非、これまでと同じような取組ではなく、ギアを一段、二段上げるべきじゃないか、そういうふうに考えております。是非よろしくお願いします。

その続きで、じゃ、これからどのような支援を自治体にしていくのか、国としてという考えを聞きたいと思います。

先ほど、本日の資料の最終ページ、資料六にも、現在、避難計画策定に向けた国の支援体制の図を掲載しておりますが、私もこれまでヒアリングを重ねてまいりまして、自治体、そして都道府県、また内閣府防災担当、それぞれの話を聞きました。それぞれを集めて話もしました。一つ思っているのは、これは最終責任の所在がどこにあるんだということなんです。

市町村は、県や国の決定や予算措置がないと動けない、県からしたら、市町村の判断、そして国からの支援がそろわないと動けない、国の方は、自治体が一番分かっているんだから、自治体が自主的に動くのを期待する、こんな言いぶりなわけですよ。だから、皆さんお互い連携はしているんだけれども、果たして最終責任の明確化、そして着実に前進させるという力をどこが発生させるのかというところが極めて分かりづらい構造になっているんじゃないかと思います。

ですから、これまでの十年間はそのやり方でやってきた、でも、現にできていない地域がこれだけある、じゃ、これからどうするんだ、何を変えていくんだ、そういったところについて是非御答弁をいただきたいと思います。

○堀内副大臣　政府といたしましては、例えば人口が非常に多い地域では住民の避難先確保が大きな課題である、県内に加えて県外にも避難先を確保するべく、自治体の中で広域避難に係る協議、締結などの取組を進めていたり、また、避難手段として相当数の車両を確保することも大きな課題であるといった中で、自治体やバス会社との緊急協定の締結など、そういった具体的なことを一つ一つ進めているところでございます。

今後、その地域の実情に応じた様々な課題を一つ一つ解決すべく、原子力防災協議会の枠組みの中で、関係自治体と一体となって、原子力防災体制の充実強化にしっかりと取り組んでまいりたい、そのような決意でございます。

○浅野委員　是非、目に見える形で改善点というのを示していただきたいということをお願いしたいと思います。

ちょっと改めて一度、政府の参考人の方に確認させていただきたいんですが、先ほど、避難計画が策定されていないという状態が直ちに法令に抵触するわけではないという御答弁でしたけれども、じゃ、これからも策定されない状況が続いた場合、抵触するという可能性もあるんでしょうか。

○佐藤政府参考人　お答えいたします。

私どもとしては、災害対策基本法という法律に基づいて、市町村にいわゆる避難計画について策定をする責務があるということで理解しておりますので、私どもとしては、その責務が果たせるように、国としてはあくまで徹底的に支援していくという立場でございます。

○浅野委員　ここは明確な答弁をいただけていないと思うんですよね、抵触する可能性があるのかないのかですから。抵触しないように支援していくのは当たり前なんですよ。だから、そこは、この認識を自治体や国がしっかりもっとはっきり持つべきだと思うんです。これをこのまま放置すると法に抵触する可能性があるのかないのか。そこは、多分これはやり取りしていても同じような答弁だと思うので、しっかり自治体の皆さんや国自身がその認識をはっきり持って、そして着実にこの防災計画の策定作業を進めていただくようにお願いをしたいと思います。

続いては、東京電力の柏崎刈羽の核セキュリティーに関して質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと質問を少し、時間の関係から飛ばさせていただきますけれども、本日の資料の一枚目の表、資料一のところには、三月十六日に東京電力が発表した柏崎刈羽発電所における核物質防護設備機能の一部喪失事案のプレスリリース資料になります。御注目いただきたいのは、赤線を引いた部分、十五か所のうち十か所で代替措置が不十分な状態が三十日以上あったということがここに書いてあります。

核セキュリティーの観点からすると、具体的な数値というのは余りむやみに出せないのも理解はできますが、ここには十五、十、そして三十日という具体的な数字が三個も出ている。これはなぜ公表できたのか。その理由について教えていただけますでしょうか。

（委員長退席、津島委員長代理着席）

○小早川参考人　御質問にお答えいたします。

当社は、基本的な公表スタンスとして、核物質防護事案におきましては、防護措置の脆弱性が解消されないうちは公表を差し控えさせていただいております。また、それが公になることにより核セキュリティーに影響が生じる可能性がある情報についても、同様に公表を差し控えております。

今回の公表に当たりましては、三月五日に全ての設備が復旧し脆弱性が解消されたことから、規制庁の判定に関わる事実関係のうち、核セキュリティーに影響のない範囲で公表させていただきました。

なお、今後、公表の在り方につきましては、核防護措置の脆弱性が公にならない範囲において適時適切なタイミングでお知らせするよう、原子力規制庁とも相談の上、検討してまいります。

○浅野委員　なぜ核セキュリティーに抵触しないのかという理由部分を聞きたかったんですが、余りここについても答弁ができない、答弁がしにくいというのは事前にも聞いておりましたので、ちょっと私、見方を変えて次の質問をさせていただきたいと思います。

私があらかじめ調査をさせていただいたところ、この三十日以上という日については、既に、本日の資料二を御覧いただきたいんですが、原子力規制庁が作成している核物質防護に係る重要度評価に関するガイドという資料がございますが、この資料の中に三十日という一つの基準となる数字が使われていたんですね。

ここに四つの表が載っていますが、左下の表になります。「物理的防護に関する重要度スクリーニング」という項目の中で、三日未満で物理的防護の機能不全が解消された場合にはグリーンだ、三日から三十日の間に解決した場合には白である、白判定だ、そして、三十一日以上だった場合は黄色以上の判定になるということで、今回は様々な重大な問題も重なって赤判定になったわけですけれども、ここに三日未満、そして三日から三十日、そして三十一日以上という明確な基準値が載っています。

今後、東京電力内で核セキュリティー対策、再発防止に向けてどのような対策を取るのかという議論をし、そしてそれを公表することを考えた場合に、当然ながら国会の理解、国民の理解を得なければなりません。そこには透明性ある議論が必要になりますが、ここに規制庁が既に設けている基準値をうまく活用していくのはどうかというふうに思います。

例えるならば、今回、核物質防護が三十日以上機能不全である状態だったわけです。その期間内に点検がされていたかされていなかったのかについては私はちょっと存じ上げませんが、今後の対策を考えるに当たって、例えばこの三日という数

字を活用して、三日未満の期間内に必ず機能確認を行う、点検を行うとか、そういう形で明確な対策方針を示していただければ、国民も、既にこの規制庁が緑判定だとしている閾値、それを上回る基準で点検、対策を行うんだということを言っていくことで透明性ある議論ができるんじゃないか、そのようなことを考えているわけでありますす。

これは一例示でありまして、このような考え方に基づいて、是非今後は透明性ある対策内容の検討そして公表をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔津島委員長代理退席、委員長着席〕

○小早川参考人　御質問にお答えいたします。

先生御指摘の機能復旧や代替措置がどのように行われていくかという観点は重要な論点ではありますが、法令要求においては、設備故障時に直ちに十分な代替措置を実施し、速やかに復旧を行うことと認識しております。

今後、こうした法令要求を満たしていくためにどのような対応が必要か、原因究明や再発防止策の中でしっかり検討してまいりたいと思います。

情報公開の方針につきましては先ほど申したとおりでございますが、そうした過程において、核セキュリティーに影響のない範囲で公表の方針も検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員　時間が参りましたので、最後はお願いにとどめさせていただきますが。

昨日、東京電力ホールディングス株式会社がこのような資料を公開をいたしました。今回の「核物質防護を含む一連の事案に対する今後の対応方針」という資料なんですけれども、中身を読ませていただきまして、一つ気になることがあります。それは、対策の方向性というのは、今の時点ではそうだろうというようなものなんですけれども、じゃ、これをいつまでにやるのかというところに、時間的な言及がありません。

本日、冒頭、更田委員長の発言の中では、今回の改善措置活動の計画等を六か月以内に提出することを要求しましたという発言がございました。明確にこのような期限が切られておりますので、しっかりと時間軸を意識して、これは国民も大変な関心事ですから、そこは是非対応をお願いしたいというふうに思います。

お願いにとどめさせていただきますが、これで私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○渡辺委員長　次に、菅直人君。

○菅（直）委員　今日は、福島原発事故から十年を経た中での原子力特別委員会ということで、更田委員長に加えて東電の小早川社長にもお出ましをいただきまして、どうもありがとうございます。

さて、この十年たった段階で、いろいろな新たな検証が発表されています。

例えば、船橋洋一さんが書かれたこの「フクシマ戦記」上下というのを私も詳しく読んでみました。私自身、当時渦中の人間でしたから、かなりいろんな状況は知っているつもりでしたけれども、例えば、この中で、アメリカ、特に軍が当時どういうことを考えていたのか、当初は五十マイルまでの避難、しかし、海軍は二百マイルまでの避難ということを検討していたというようなことがいろいろと出ておりまして、そういう意味では、この十年を経て、改めて再検証の重要性というものを感じたところであります。

そこで、まず、更田委員長の方に、この事故後、原子力災害対策マニュアルというものを作られておりますけれども、例えば福島原発事故のような過酷事故が再び起きた場合に、放射能のモニタリングの実施体制というのはどのようになっているのか。

実は、最近、グレゴリー・ヤツコさん、当時のアメリカのＮＲＣの委員長が日本の新聞にコメントを出しておられますけれども、それなどを読むと、やはり、当時の日本のモニタリングというものに対して、簡単に言えば、十分な情報が全く来なかった。一方で、アメリカでは、エネルギー省の下に被害管理チームが、空中測定システムと呼ばれる航空機モニタリング装置で上空からガンマ線を測って地上一メートルの線量を算出できる能力を備えていたなどと述べておられます。

私も、もちろん二度とあした過酷事故が起きてはほしくないんですけれども、しかし、そういう過酷事故が起きたときに、果たして今のようなモニタリングの体制で十分なのかどうか。特にこのマニュアルは、改めて読ませてもらいましたけれども、各省庁が協力するとか自治体と協力するということは書いてありますが、本当にそういうときに、無人飛行機とかヘリを飛ばして実際にモニタリングができる機能、私が考えるところでは、当時のことを思い出してみても、やはりそれは自衛隊にあらかじめそういう装備も備えていただいて、万一のときには、そういう自衛隊が中心となったモニタリングも従来のものと加えてやっていただくような体制が必要じゃないか、そう感じたものですから、これは更田委員長にその見解を伺いたいと思います。

○更田政府特別補佐人　先生御指摘の広域のモニタリングにおきましては、確かに航空機モニタリングが大変有効な手法であろうと思っております。

原子力規制委員会は、原子力災害対策マニュアルに基づいて、放射性物質が大量に放出されたような事故に対して航空機モニタリングが必要になった場合は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と連携をして、必要に応じて、自衛隊等の関係機関の支援を受けて、航空機モニタリングを実施する体制を整備しております。

このための準備としまして、昨年度は新型コロナ感染症の影響もあって原子力総合防災訓練を行うことができませんでしたけれども、毎年実施をしております原子力総合防災訓練において、防衛省と共同しまして航空機モニタリングに係る実動訓練を実施しておるところでございます。

引き続き、こういった広域のモニタリングの体制と機能の維持及び強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○菅（直）委員　今の委員長の説明を受けて少し私も安心したんですが、少なくとも、この原子力防災対策マニュアルを読むと、横並びの一つとして自衛隊が書かれていて、自衛隊にそういうときに備えた装備をしっかりと持つことが可能になっているのかどうか、必ずしも明らかになっておりませんでした。

そういった意味で、今の更田委員長のおっしゃることを前提として、やはり万一に備えて、今の日本の場合のモニタリングというのは、私もいろいろ聞いていて、当時から、文部省が管轄しているとか、あるいは、もちろんサイト内は各電力会社が管轄しているとか、今言われた航空機によるモニタリングというのは当時は必ずしも準備されていなかった、当時、私、責任者ですけれども、そういうことを感じておりますので、そこはしっかりと万が一に備えての対応を、今の更田委員長が言われたことの実践を是非お願いをしておきたいと思います。

さて、今日は小早川東電社長においでいただいておりますが、まず、あの十年前の福島原発事故当時、小早川さんはどういう部署でおられましたか。

○小早川参考人　御質問にお答えします。

事故当時、私は当時の神奈川支店営業部に所属しておりました。計画停電の対応や電力需給が厳しかったことなどもあり、お客様への節電、使用制限のお願いなど、様々なお客様対応に従事しておりました。

○菅（直）委員　当時、直接には福島原発事故の対応には当たっておられなかったというように、今の答弁も含めてお聞きをいたしております。

そこで、ちょっと具体的なことになるんですが、当時責任者でなかったことは分かった上でお聞きするんですけれども、例えば、二〇一一年三月十二日十五時三十六分に福島の一号機が水素爆発をしたことが、これは東電も含めて認めておられます。しかし、当時、原災本部の本部長は私でしたけれども、その報告は届きませんでした。そ

第二百四回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第四号

令和三年四月二十七日（火曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　渡辺　博道君

理事　伊藤　忠彦君　理事　江渡　聡徳君

理事　津島　淳君　理事　中村　裕之君

理事　細田　健一君　理事　山内　康一君

理事　中野　洋昌君

井林　辰憲君　石川　昭政君

泉田　裕彦君　岩田　和親君

城内　実君　北村　誠吾君

齋藤　健君　斎藤　洋明君

土井　亨君　西田　昭二君

野中　厚君　福山　守君

古田　圭一君　星野　剛士君

三原　朝彦君　宮澤　博行君

簗　和生君　吉野　正芳君

阿部　知子君　荒井　聰君

石川　香織君　菅　直人君

斉木　武志君　日吉　雄太君

宮川　伸君　山崎　誠君

浮島　智子君　太田　昌孝君

藤野　保史君　足立　康史君

浅野　哲君

参考人（アドバイザリー・ボード会長）（政策研究大学院大学名誉教授）　黒川　清君

参考人（アドバイザリー・ボード会員）（東京理科大学経営学研究科教授）　石橋　哲君

参考人（アドバイザリー・ボード会員）（国際大学副学長・国際大学大学院国際経営学研究科教授）　橘川　武郎君

参考人（アドバイザリー・ボード会員）（長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授）　鈴木達治郎君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動

四月二十七日

辞任　補欠選任

逢坂　誠二君　石川　香織君

伊佐　進一君　太田　昌孝君

同日

辞任　補欠選任

石川　香織君　逢坂　誠二君

太田　昌孝君　伊佐　進一君

本日の会議に付した案件

原子力問題に関する件（原子力規制行政の在り方）

○渡辺委員長　これより会議を開きます。

原子力問題に関する件、特に原子力規制行政の在り方について調査を進めます。

本日は、本件調査のため、参考人として、アドバイザリー・ボード会長及び会員の、政策研究大学院大学名誉教授黒川清君、東京理科大学経営学研究科教授石橋哲君、国際大学副学長・国際大学大学院国際経営学研究科教授橘川武郎君及び長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授鈴木達治郎君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れれば幸いに存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からそれぞれ十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得ていただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず黒川参考人にお願いいたします。

○黒川参考人　このような機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。

思い出せばといえばそうなんですが、もうあれから十年の年月がたちました。

お手元に用意した私の書類でございますが、ここにリストがありまして、ちょうど十年ということで、いろんなところから、十年についてといって、いろんなセッションが行われました。世界中で四百を超える原子力発電所もあるわけですし、科学技術とかエンジニアリングには非常に強いはずの日本で起こったので、大変、みんなびっくりしたわけですけれども、私がやったのは、あれは全部公開しておりましたし、英語でも同通を入れていましたから、関係者はかなりあれを見ておりますし、そのことで、いろんなところからのインタビュー、セッションがありましたので、私としては、今日は、どんなことがあったかということをまず御紹介させていただこうと思っております。

お手元のものですが、日本の大新聞、いわゆる朝日、毎日、読売は取材を受けまして、デジタルあるいは新聞に出たものの資料をつけております。そのほかには、ハーバード大学とかUCLAのセンターなどがそのセッションを持ちまして、ここにあるのが、そんな中でありまして、半分以上は英語でやっているものですが、一応サイトを書いてありますので、また見ていただければと思っております。

二枚目に行きますと、講演という形でやっているのもありまして、日本の外国人記者クラブ、いろんなところでやっているのもあるということを参考にしておりまして、いつでも見られるようにしておりますが、一部だけ今日コピーを添付させていただいておりますので、後でゆっくり見ていただければと思います。

ということで、これから、地球の温暖化その他の問題はあるんですけれども、日本で起こったあの事故ということで、一体その後がどうなったのかという話がテーマの中心でありまして、私としては、このようなものが世界的にも、今これについては、相変わらず、どうなっているのかという話は、皆さんがしっかりと学ぼうという気持ちが非常にあるんだろうと思います。

その中で、日本のやったことはどこが悪かったのか、いろんな話についての理解が十分いっていない部分もあるのかもしれません。

もう一つ、今でも問題になっているのは、まず、使ったスペントフュエルをどこに入れるかということですね。これがまたどうなるかというのは大きな問題ですが、始めたときからこれは決め

わけで、後で出たときに大騒ぎになる。先生のおっしゃるとおり、やはり透明性が大事ですので、元のあるデータをそのまま出した上でやっていただきたいなというのが私の主張で、皆さん、新聞もそうですけれども、トリチウムと言っているから間違っちゃうわけで、トリチウムはどこでも流していますよね。だけれども、今、汚染水が流れてきちゃっているので、これを処理したらトリチウムだけのはずはないわけで、それがどのぐらいあるのかということを常に透明性を持っていればいいわけで、それが後で分かっちゃったときには、この濃度ならいいんだよと言っても、先生のおっしゃるとおり、透明性が、出たときに違って出たら、途端にもう信頼がなくなっちゃう、これが私が一番恐れていることなので、先生のおっしゃるとおりだと思います。

○津島委員　ありがとうございます。

透明性ということは、かつて私はフランスのラ・アーグの再処理を視察したときに、日々のデータをちゃんとつまびらかにしているところ、非常に地味なことなんですけれども、これは大事なことだというふうに感銘を受けた記憶がございます。

それから、今、黒川先生おっしゃった、元を断たなきゃいけない、福島の話です。元を断たなきゃいけないという、地下水の動きをしっかり解明して、できるだけ止めるということをやらないと、処理水の元の汚染水が生まれる状態も止めていかなきゃいけないということも私は大事だと思っています。そういったことも全部つまびらかにしていくということが極めて重要なことであろうというふうに思っております。

質問時間、あと三分ほどですので、ちょっと今度は、リプレース、そして廃炉、これは実は私はセットだと思っています。原発はもう要らないという方は、もう廃炉だけで十分だろう、リプレースはという話はあるかもしれませんが、いやいやと。やはり、新しい知見を入れた、新しい技術で造った炉というものを、今造っているのであれば、大間がそうですが、これを生かしていく方が、相対的なリスクという部分では低いのではないかという議論は、これはあり得ると思うんですね。そして、新しいものに置き換えるということを議論せずにエネルギーのベストミックスということを考えるのは、これは非現実的。これは、誰しも、それはそうだよねと納得いただけることだと思うんですね。

さあ、じゃ、廃炉ということは、いずれにしろ日本が避けては通れない。これはいつかはやらなきゃいけない。

私は、かつて、この委員会、あのときは高木先生、そして吉野先生、そして藤野先生も御一緒でした、アメリカに視察に行かせていただきました。なかなか面白い面々だと皆様お感じになるかもしれません。勉強になりました。

アメリカでは、結局、廃炉になる炉をその電力会社から切り離しちゃうんですね。だから、廃炉に関する負担というものをその電力会社からなくすということ、このことについて、アメリカのモデルというのを、橘川先生と鈴木先生、特に鈴木先生は福島の廃炉ということに特化してお聞きしますけれども、それぞれ、ちょっとお一言ずついただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○橘川参考人　時間がないので手短にお答えさせていただきます。

私は、アメリカと日本の非常に大きな違いは、例えばスリーマイルでも、二つ炉があって、片方がメルトダウンしたんですけれども、八年ぐらいたったらそれをまた、もう一個の炉は使っているわけですね。非常に現実的な、調整能力が高いやり方をしていると思いますが、その大きな力は海軍の力だと思います。そういう、日本の場合に、第三者的な調停を行う人がいないというところが日米間の一番大きな違いだと思っております。

以上です。

○鈴木参考人　アメリカの原子力発電所の廃止措置、一般的には日本と同じで電力会社がやる責任を持っておりまして、ただ、費用については、電気料金から回収するもので基金をつくるという制度になっています。スリーマイル島の事故の廃止措置については、御指摘のとおり、特別の措置が行われておりまして、不足分をほかのところから調達していいと。ただし、基本は民間が責任を持つということであります。

以上です。

○津島委員　ありがとうございます。

以上で終わりにいたします。どうもありがとうございます。

○渡辺委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、アドバイザリー・ボードの皆様には、お忙しい中、大変貴重なお話を伺わせていただきまして、ありがとうございました。本日お話しいただいた内容も含めて、これから少し質問をさせていただきたいと思いますが、私からは、まず黒川参考人と石橋参考人にお伺いをしたいと思っております。

冒頭おっしゃっておりましたように、東日本大震災から十年が経過をいたしました。当委員会も、この事故調の提言を受けて発足をし、それ以降様々な議論をしてまいっておりますが、私自身は三年半前の選挙で初当選をした身ですので、そこから三年半、この委員会に所属をして、議論の経過を見させていただいております。それ以前の議論についても議事録等で勉強させていただいておりますが、本日も石橋参考人からありましたように、この十年間、この委員会が、当初、提言の一に込められた思いに対して、どのような評価、思いを皆様が持たれているかというところを、まず最初にお二人から伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒川参考人　私は本当に原子力とかそういうところは全く素人だったんですけれども、あの事故が起こったときに私はアメリカで十四年、大学のキャリアをつくっていましたので、アメリカのナショナルアカデミーの方のメディスンのメンバーになっておりましたので、あそこは、必ず何かがあったときに、政策もそうですし、ナショナルアカデミーが、これはリンカーンがつくっているんですけれども、これをつくったときに、あなたたちは、そういういろんなところの科学者たちなんだから、政府の法律とか政策について常に評価をし、また提言をしてくださいということを最初に言っておられるんですね。

だから、このアカデミー、これは今学術会議ですけれども、アメリカではそのナショナルアカデミーがそういうリンカーンのイニシアチブでできているんですね。それが、マンデートとして、政府について、いろんなクリティカルなことを言ってくださいという話をしているので、僕はそれを必ずやるようになっているんです。

ところが、イギリスの場合もそうですけれども、トニー・ブレアのときにイラク戦争に参戦しましたよね。だけれども、あれはちゃんとしたプロセスを取っていなかったんじゃないのかという話を、やはりこういう独立な委員会を作って、十四か月かかって、あれは確かにちゃんとしたプロセスを踏んでいなかったという結果を出しています。トニー・ブレアは、辞めていましたけれどもまだ元気でしたから、そんなことはないんだと言っていたけれども、みんな無視しちゃいましたね。だから、その行政のプロセスとかそういうことを、必ずインディペンデントな委員会をしてやるという、非常に健全なところがあるなと。

これが、私たちがやったのは、国会が新しい法律を作って、独立した人に調査をやらせたという話自身が日本では初めてなんですね。だから、私が名指しされたのは、私は本当に素人なのに、そういうやり方を知っていたので、なるべく全部公開してやったというのもそうなんですけれども、そういう意味で、かなり歴史的な違いがあるなと思っています。

ですから、あれをきっかけに、またこういう独立した委員会をどんどんどんどんつくるといいんじゃないかなとおっしゃっているのが、実を言うと、今の大島衆議院議長があるところにコメント

をされておりまして、議運というのはすごく大事だと。衆議院も参議院も議運が大事なんだけれども、これをもっと活用しろと。活用するときに、何も国会議員だけじゃなくて、ほかの人たちも入れたらいいんだよ、その一番いい例が国会事故調だということをおっしゃっているんですね。

私、だから、去年ですけれども、大島先生のところにお話しに行っていろいろ話をしていったら、そのとおりなんだよとおっしゃっていましたけれども、これが初めてだったということ自身に、日本の、行政をチェックするとか、メカニズムが十分じゃないなというのは、それは、国会の先生たちだけではやはりいろんなところが限りがあるので、私、国会事故調をやっているときに非常に感じたのは、あのときは民主党政権ですけれども、役所の人も呼んでいろいろ聞きました。議員さんも呼びました。菅総理も呼びましたけれども、私があのとき一番感じた違いは、役所の人たちと違いを感じたのは、やはりさっきのお話どおりに、国会議員の方は、皆さん選ばれてきますので、いろんな違ったスペクトラムの、選挙をする人たちのことを知っているわけですよ。だから、議員さんに質問しているときの返事が、非常に国民に近い答えをされるんですね。ところが、役所の人というのは全然やはり違うんですね。あれで、私は呼んでいろいろな話を委員会のときに聞いたときに、あっ、こんなに違うんだ、最初から違うということをすごく感じました。

それで、やはり議員さんの力の多様性、それから、地元の人たちの、多様な人たちをリプレゼントして、代表しているんだなということを本当にあのとき感じて、どこかに書いたことがありますけれども、役所の人とは全然違うなという、その感覚が私は大事だと思って、先生がおっしゃることは一つ一つがすごく私、腑に落ちたような気がするし、先生の言うこともそうだと思ったので、余計なことも言いましたけれども、そういうことでございました。それで、大島議長にもちょっとお時間をいただいて、その話をちょっとしに行ったことがございます。

ありがとうございます。

○石橋参考人　ありがとうございます。

今のこの衆議院の原子力問題調査特別委員会のこれまでの活動をどう評価しているかというお言葉だったと思いますので、まず先生はどのように評価されているんでしょうかということをまずお伺いしたいんですけれども、質問してはいけないというふうに初めにお伺いしましたので、是非いつか教えていただきたいというふうに思います。

今お手元にお配りしてくださっております国会事故調のダイジェスト版というのがございます。これをちらっと見ていただきますと、めくっていただいた二ページ目の一番上に、「提言一　規制当局に対する国会の監視」という項目がございます。当委員会はこの提言一に基づいてできたというふうにお伺いをしております。

このタイトル、「規制当局に対する国会の監視」というところが非常に大きく出ていますので、この委員会そのものは原子力規制委員会若しくは原子力規制庁を監視するのだとされているというふうに、当初のこの委員会の設置のときの与野党申合せでそのようになったというふうにお伺いをしております。

ただ、実際、これは中身を御覧いただきますと、別添でついております付録二というのも今回お配りさせていただいておりますが、この3)のところ、多くの問題に関し、実施状況について監視活動を行う、国会による継続監視が必要な事項として本編に添付と書いています。この「本編に添付」というのが、付録二の必要な事項というものでございます。

項目を御覧ください。規制委員会、規制庁を監視するだけでできるとは思います。何のためにこれがあるかというと、規制のとりこが再び生じないように、国民の代表である立法府の先生方が行政府を監視、監督してください、そういう体制をつくってくださいということを申し上げております。

さて、それをするためにはこの提言七つを全部やってください、フルセットですというふうに申し上げているんですが、先ほども御覧いただきましたとおり、先ほどのダイジェスト版の九ページ目の右側です、「提言の実現に向けて」というところがあります。第一パラグラフの四行目ですね。「当委員会は国会に対してこの提言の実現に向けた実施計画を速やかに策定し、その進捗の状況を国民に公表することを期待する。」と書いております。

先ほども御質問させていただきましたけれども、ああ、質問してはいけないんですね、私の意見として申し述べさせていただきましたけれども、実施計画の御議論はどこまで進捗されていらっしゃいますでしょうか。二〇一九年の十二月の五日、私は同じ質問を、たしか三回目、させていただきました。是非その進捗をお聞かせいただきたいというふうに思っております。意見でございますので。

以上でございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

今いただいた御意見を踏まえて、私としても、今後の当委員会の内容については引き続き改善に貢献できるように全力を尽くしてまいりたいと思っております。

次の質問ですけれども、当委員会の役割の一つとして、石橋参考人がおっしゃったように、規制行政の監視というのがございます。次は橘川参考人に少し御意見をいただきたいと思っておりますが、さきの柏崎刈羽原子力発電所での核防護設備の不全の事案がございました。現在、この委員会でも規制当局に関連質疑を行っているところでありますが、私が今日伺いたいのは、そもそもこの不全が発覚した経過を聞いておりますと、どういう異常が起こったときに報告するかというルールがいまいちまだ不完全であったのではないか、そのような懸念を持っております。あくまでも事業者の裁量性にある程度委任をした形で報告を求めていた結果、ほかの事業者は一つ一つ丁寧に報告していたのに対して、今回、東京電力は、これまでは包括的に報告していたので詳細が伝え切れなかったというような話も聞いております。

こうしたことを聞くと、規制側が事業者の裁量に任せる部分については再点検をする必要があるのではないかということ、また、少しこの問題に関連して、これから規制委員会は約二千時間に及ぶ審査、調査を行うということになっていますが、二千という数字がなぜ出てきたのかというと、このガイドラインに二千という数字が書いてあるからなんですが、やや画一的ではないかというような印象も持っております。やはり異常の内容に応じてしっかりそれにふさわしい調査時間を確保するのが筋であろうかと思います。

そういったことを考えますと、この規制行政の在り方について、事業者側の裁量に任せ過ぎていた部分があるのではないか、そして、その規制側の対応としても、個別の事案によらず、やや画一的な数字が、二千という数字が今回書かれていることを見ると、やはりこの規制の行い方について私は課題感を持っているんですが、橘川参考人の御意見、この件について御開陳いただければと思います。

○橘川参考人　御質問ありがとうございました。

まず、今回の件は、いろいろ、裁量に任されている問題の中のいろいろある中で、それ以前の問題なんですね、全て。先ほど言いましたけれども、危険性の最小化というのが原子力を動かすときの大前提なので、そこの本当に大前提に関わる問題なので、これはほかの問題とちょっと区別して考えた方がいいんじゃないか、それぐらいの深刻な問題があると思います。物によってはいろいろな規制の中で裁量に任せた方がかえって進むというような部分があると思いますけれども、この核防護のことに関して言うとそれは違うんじゃないかというふうに思います。

それから、二千時間の件は、私、専門家でないので、専門家でない人間が割と何でもしゃべっちゃうところが有識者の問題だと思っていますの

で、私、文科系の歴史家なので、そこのところはお答えできません。

ただ、一般論として、規制委員会について私が思っていることは、反原発派の人も推進派の人も両方文句を言っているんです、規制委員会に対して。ということは、規制委員会は頑張っているんじゃないかというのが私の意見であります。

○浅野委員　ありがとうございました。

私も今回の不全の事案については、本来やるべきことをやっていなかったという原因、ここに対しては大変遺憾に思っていますし、しっかり再発防止を、私としてもこの委員会の中で対策の内容についても深めていきたいと思っております。

続いては、鈴木参考人に、核燃料サイクルについてお話を伺いたいと思います。

本日、お話しされたテーマは別でしたけれども、以前この当委員会でお話しされた内容、大変私も印象に残っておりまして、全量再処理を見直し、部分再処理というところ、また本日、橘川参考人におかれましては直接処分の併用ということもおっしゃっておりました。

選択肢としては検討をすべきだというふうに、私、現在思っておりますが、この直接処分というものについては、じゃ、可逆的なものなのか不可逆的なものなのかという論点もあると思います。私自身は、やはりエネルギーに関してはあらゆる選択肢を常に持っておくべきである、これから技術の進歩に従って使えるものは使う、捨てるならそのまま捨てたままにするという選択肢も検討に値するのではないかと思うんですが、この処分の際の不可逆性、可逆性についてどのようにお考えを持っていらっしゃるか、是非お願いいたします。

○鈴木参考人　御質問ありがとうございます。

直接処分をしようが、再処理した後のガラス固化処分であっても、今、可逆性ということは非常に重要なテーマになっております。

というのは、今の知見でできる範囲のことをやるということなんですが、長い期間を考えますと、将来の知見で、あるいはやっているうちに不都合が出るかもしれないということで、ガラス固化体にしても、今の基本計画、放射性廃棄物処分の基本計画の中にも、可逆性を考慮するということになっています。だから、地層処分全体の考え方として、そのような可逆性の考え方は今重要になっているかなというのがまず第一点でございます。

それから、将来エネルギーが必要なときどうするかという御質問については、そのときは、多分、原子力発電所がたくさん動いているという前提だと思うんですね。そうすると、使用済燃料は、新しい使用済燃料がいっぱい出てまいりますので、そちらの使用済燃料をまず使う方が当然優先されると思います。それでも十分にプルトニウムが回収できるはずですので、わざわざ地下にあるものを取り出して利用するよりは、新しい使用済燃料のプルトニウムを使った方が効率的だということで、海外で、将来の資源のことを考えている場合でも、直接処分はとにかくやる、もし必要になったら、将来のための再処理の技術や新型炉の技術開発は行う、こちらの方が合理的ではないかと私は考えております。

とにかく、今、使用済燃料で再処理に適さないものがもう既に出ておりますので、これをどうするかと考えた場合には、当然、直接処分はもう不可避であるというふうに考えておりますので、是非これを法律で可能にできるように国会で検討していただきたいと思います。

以上です。

○浅野委員　ありがとうございました。

時間が残り少なくなってきましたので、次が最後の質問になりますが、もう一問、鈴木参考人にお伺いしたいと思います。

人材の確保、技術の伝承についてであります。

本日、皆様のお話の中には余りありませんでしたけれども、全員が恐らく共通する問題意識ではないかというふうに思います。

十年前の事故から、当時、例えば、施設を責任を持って稼働する責任者であった人たちというのは、既に十歳年を重ねておりまして、産業の現場でいえば、十年たつと世代が一つ変わります。だんだんと時間が経過していくと、当時の経験を有する人材がいなくなる、そして引き継ぐ者も少なくなっていく。現に、大学でもこの原子力関連の学科に入学希望する学生が減っているという話も伺います。

これについてどのように対応していくべきなのか、お考えをいただければありがたいです。

○鈴木参考人　ありがとうございます。

この件、以前、たしか、この国会、この委員会でも発言させていただいたと思うんですが、三つほどあります。

まず、どのような人材が本当に今後必要なのかというニーズの把握ですね。これをまずすることですね。

そのときに、原子力技術全般というふうに考えるのではなくて、今最も必要なのは、今動いている既存原子力発電所の安全確保等、それから廃棄、廃止措置や廃炉、これは確実に必要なものなので、これについても人材確保を考えていかなきゃいけない。一番最後に、多分、新規原発の人材確保になると思うんですね。その優先順位を間違えないこと。というのは、新規原発に必要な人材と、廃止措置や廃棄物処分、運転に関わる人材は違ってきます。

それから第二に、人材確保といったときに、将来の世代を考えた場合には、当然ながら、研究基盤、これを維持することが大事だ。

これは、当時の事故直後の原子力委員会の提言にも出ていますし、最近の原子力委員会の原子力白書にも書かれているんですが、今までの研究開発がどうしても、核燃サイクルとか高速炉とか、プロジェクト志向なんですけれども、そうではなくて、しっかりと将来の技術、革新技術を維持できるような人材確保ができるような研究基盤のインフラを確保する、これが二番目の問題です。

最後に、原子力産業なんですけれども、海外を見ていますと、国内だけで維持するということではなくて、国際協力で人材を確保するという仕組みも必要ではないか。

これは、当時も、原子力産業の方々にお話を伺ってみますと、いずれ日本の原子力市場が大きくならないかもしれないということで、人材確保を、海外からちゃんと調達する、あるいは海外での経験を有効に使うということを考えておられますので、何も国内だけで維持する必要はないのではないか。

このような幾つかのポイントを考えながら、おっしゃるとおり、これは大変重要な問題ですので、これも推進、脱原発かかわらず検討していただきたいと思います。

○浅野委員　どうもありがとうございました。終わります。

○渡辺委員長　次に、中野洋昌君。

○中野委員　公明党の中野洋昌でございます。

貴重な御質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

そして、本日は、アドバイザリー・ボードの黒川先生、石橋先生、橘川先生、鈴木先生、本当にいつも大所高所から様々な御意見を頂戴をして、本当に感謝しております。

とにかく、この原子力をめぐる課題というのは、本当に、賛成、反対、いろんな御意見がある、非常に合意形成の難しいテーマであるというふうに思っております。であるからこそ、やはりこうしたアドバイザリー・ボードの先生方を始め、忌憚のない様々な御意見をこの国会の場で議論をしていくというのは本当に貴重な機会だというふうに思っております。

今日は、何点か先生方に、今日発表していただいたことも踏まえて御質問させていただきたいと思います。

まず、ＡＬＰＳ処理水の問題について、冒頭、少しお伺いをしたいと思います。黒川先生と鈴木先生の方に、今日の発表で触れておられましたので、少しお伺いをしたいと思っております。

2021年5月27日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

避難生活を余儀なくされている方々に十分なケアを求める

2021.5.27（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●東京電力福島第1原子力発電所の事故以降、今なお28,171名の方々が福島県外での避難生活を余儀なくされている。

●NHKの調査によると、避難生活を余儀なくされている方々の中で、長引くコロナ禍によって孤独を感じている割合が非常に高い。

●心身の健康維持のために、コロナ禍だからこその対策が早急に求められる。

委員会での浅野の発言要約

「平時とコロナ禍において、打つべき対策が同じ内容では駄目だ。戸別訪問や個別のケア体制の強化が必要であり、十分なケアを求める。」

政府の答弁要約

「孤立防止が大切であり、丁寧な支援の継続が重要だ。復興庁としても地域住民を交えた交流会の開催などの取組みを支援していく。」

原子力関連事業を支えるため、戦略的な取組みを求める

2021.5.27（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●東京電力福島第1原子力発電所事故から10年が経過。

●震災から20年後の2030年頃には熟練人材の多くが現場を離れることが想定。

●原子力発電所の新設が滞るなか、廃炉やバックエンドも喫緊の課題であり、技術・技能の伝承が危惧される。

委員会での浅野の発言要約

「それぞれの技術分野で省内の所管部署が異なっており、育てるべき人材像の全体を把握できていない。全体を包括的に把握した人材育成戦略を求める。」

政府の答弁要約

「ご指摘は今現状の課題として深く受け止め、人の育成・産業の基盤整備については統合化しながら政策を形成するなどしっかりと対応していく。」

2021年5月27日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

将来にわたって技術革新を継続するための支援を求める

2021.5.27（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●これまで国の取組みとして研究開発については核燃料サイクルや高速炉などのプロジェクト型が主だった。

●これらは長い時間軸で取組むプロジェクトではあるもののマクロ的な視点で見れば単発のプロジェクト。

●プロジェクト型の場合、時の政治判断によって、プロジェクト自体が中止となり、それまで積み上げてきたものが無くなるケースもある。

委員会での浅野の発言要約

「研究というのは長期的に継続してこそ、実用化までつながるものだ。継続性の担保は重要な要素であり、しっかりと守るべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ご指摘通り、国としての長期的なビジョンをしっかりと示していくことが重要だ。国が進むべき道の方向性を念頭におき、検討を進めていく。」

松山政府参考人

第二百四回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第五号

令和三年五月二十七日（木曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　渡辺　博道君

理事　伊藤　忠彦君　理事　江渡　聡徳君

理事　津島　淳君　理事　中村　裕之君

理事　細田　健一君　理事　長尾　秀樹君

理事　山内　康一君　理事　中野　洋昌君

井林　辰憲君　石川　昭政君

泉田　裕彦君　岩田　和親君

城内　実君　北村　誠吾君

齋藤　健君　斎藤　洋明君

高木　啓君　土井　亨君

西田　昭二君　野中　厚君

福山　守君　古田　圭一君

星野　剛士君　三原　朝彦君

宮澤　博行君　簗　和生君

吉野　正芳君　阿部　知子君

荒井　聰君　逢坂　誠二君

菅　直人君　日吉　雄太君

宮川　伸君　山崎　誠君

伊佐　進一君　浮島　智子君

藤野　保史君　足立　康史君

浅野　哲君

経済産業副大臣　江島　潔君

文部科学大臣政務官　三谷　英弘君

経済産業大臣政務官　宗清　皇一君

政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　更田　豊志君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　酒田　元洋君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　佐藤　暁君

政府参考人（復興庁統括官）　開出　英之君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　堀内　義規君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　間　隆一郎君

政府参考人（経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官）　新川　達也君

政府参考人（経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官）　山本　和徳君

政府参考人（資源エネルギー庁長官）　保坂　伸君

政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　茂木　正君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（環境省環境再生・資源循環局長）　森山　誠二君

政府参考人（原子力規制庁次長）　片山　啓君

政府参考人（原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官）　山田　知穂君

参考人（東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長）　文挾　誠一君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動

五月二十七日

辞任　簗　和生君

補欠選任　高木　啓君

同日

辞任　補欠選任

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○渡辺委員長　これより会議を開きます。

原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府大臣官房審議官酒田元洋君、内閣府大臣官房審議官佐藤暁君、復興庁統括官開出英之君、文部科学省大臣官房審議官堀内義規君、厚生労働省大臣官房審議官間隆一郎君、経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官新川達也君、経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官山本和徳君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長茂木正君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、環境省環境再生・資源循環局長森山誠二君、原子力規制庁次長片山啓君及び原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官山田知穂君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。岩田和親君。

○岩田委員　自由民主党の岩田和親でございます。

本日は、この原子力問題調査特別委員会で質問をする機会を得ましたことに心から感謝を申し上げながら質問を進めていきたい、このように思っております。

ちょうど福島第一原発事故から十年という節目を迎えるこの年でありますが、改めてこの原子力という問題は安全が大前提である、こういった思いを新たにしているところであります。

今回は二つのテーマについて質問していきたいと思っておりますが、やはり安全というふうなことをしっかりと担保していく、このことをしっかり進めていきたい、こういう思いで質問をさせていただきます。

まず、原子力防災について質問をしてまいります。

佐賀県でも令和二年十一月に実施をされました原子力防災訓練ですが、やはり今の新型コロナの感染拡大といったものを踏まえた内容になっております。こういった原子力防災訓練が各地で実施されているんだろう、このように承っております。各地での訓練の開催状況について、また新型コロナ感染対策の内容についての例示も含めて、説明を求めたいと思います。

○佐藤政府参考人　お答えいたします。

昨年度、各地域で実施されました原子力防災訓練につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、住民の参加を見送った地域も一部ございますけれども、佐賀県などの玄海地域を始め多くの地域で感染症対策を講じた上で訓練を実施しております。

その際の感染症対策の具体策としては、マスクの着用、手指消毒、人と人との距離の確保などの

戦略省が次世代原子炉、ＳＭＲの一般設計評価プロセスを始めたと。

研究しているんじゃないんですよ。もう実用化に向けてみんなが歩み出しているのに、日本だけがぼっとしている。恐らくエネルギー基本計画が障害になっているんですよ。松山さん、そう思わない。エネルギー基本計画でちゃんと、リプレースとか、そういうことをいろいろ言っていないから。だから今みんながこうやって我慢しているわけでしょう、さっき共産党が指摘をしたような。

軽水炉を伸ばしていくのもいいけれども、どんどんどん新しい分野に踏み出していかないと。既存のレガシーに拘泥しているだけでは日本は繁栄しないですよ、こんなもの。松山さん、官僚生命はどうでもいいからさ。要は、政治がエネルギー基本計画を仕切らないから駄目なんだ。だって、別にリプレースとかは踏み込まなくてもいいよ、ちゃんと新しい原子力のを。でも、そうか、リプレースみたいなことにゴーサインが出なければ、新しい原子力の技術を実用化に向けて動き出す理屈が立たないよね。

そこでみんなが悩りついているのが日本の今の原子力ですよ。気候変動とか言っているのがほわほわして、骨太方針も見ましたけれども、グリーンとかデジタルとかいろいろやっているけれども、結局、本当の意味での国家戦略が中期戦略ですよ。中期的に日本が繁栄していくための戦略では足りない。ちょっと、松山さん、思いのたけを言ってくださいよ。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

今御指摘いただきました原子力に関する技術開発の未来に向けてということでございますが、現在のエネルギー基本計画の中でも、二〇五〇年に向けて脱炭素化を進めていく上で、次世代のより安全な炉の開発ということを追求していくということは現在も規定しているところでございます。

ただ、今現状において申し上げますと、安全性を第一としまして再稼働をまず進めていくということがベースにございますし、まず現実として、新増設、リプレースというものを想定しているわけではないというのが現時点の状況でございます。

いずれにしましても、現在エネルギー基本計画の見直しに向けての検討を進めているところでございまして、二〇五〇年のカーボンニュートラル、未来の社会に向けてエネルギーの形はどうあるべきかということにつきましては、審議会の中の議論、また様々な御議論、御指摘を頂戴しながら鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

○足立委員　済みませんね、無理させて。

規制委員長、新しい原子力を推進しようとすれば当然規制基準もアップデートされていかなければならないわけですが、まだそういうところまで来ていない。もしかしたら、ちょっと私も勉強不足ですが、経産省あるいは民間、ただ、先ほどＩＨＩの話がありました。そのお金はどこに行っているか。アメリカに行っているわけですよ。じゃ、なぜ日本で次世代炉に民間のお金が流れ込まないか。それは、経産省もそういうレベルにとどまっているし、規制体系も足踏みをしているからです。

ただ、規制については、それは別に、規制当局がリードするわけにいきませんから。規制当局が一人で、やるぞと言っても仕方ないわけで。それは、民間から対話の申入れがあり、申請があり、要請があり、そして規制当局が必要な枠組みをつくっていくということだと思いますが、これまで次世代炉について何か、規制当局として、何か動きがあれば御紹介ください。

○更田政府特別補佐人　まず、次世代炉、特にＳＭＲについては、米国、カナダ、イギリスを始めとして、規制当局もその導入に対応する必要があるために、規制当局間で覚書を交わすなどとして議論が高まっています。また、ＩＡＥＡもＳＭＲに対する規制に関してのコミュニティーを設けています。

私たちは、特定のＳＭＲ、炉型に関心を持っているわけではないんですが、一般にこういった新しい技術に対する議論が行われるときには、規制のための新しいアプローチ、よりよいやり方等の議論がなされますので、こういったところに私たちが耳を塞いでしまうと国際的な議論から後れを取ってしまうおそれがあるということで、ＩＡＥＡのコミュニティーにはオブザーバーとして参加をしております。

また、新技術に対してどう対応すべきかという一般論ですけれども、ＳＭＲに限らず、ＡＴＦ、アクシデント・トレラント・フュエルと言いますけれども、ああいった燃料が溶けてしまうような事故に至っても水素を出しにくい燃料の開発ですとか、安全面の開発も盛んに進んでいます。こういった新技術の導入を促すというのは規制当局にとっても重要な役割ですので、こういった議論には参加をしているところであります。

○足立委員　ありがとうございます。

そういう国際的なアリーナでのいろいろな議論はされているということですが、国内の企業、産業、経産省はちょっとおいておいて、日本の国内の民間からのアプローチはありますか。

○更田政府特別補佐人　事業者からの要望があれば、意見交換なり、公開の席上で意見交換をすることに全くやぶさかではありませんけれども、これまでのところ、そのような申出は受けておりません。

○足立委員　そうなんです。だから、それは、結局、私の私見ですよ、私の私見で言うと、エネルギー基本計画がブレーキをかけているんです。共産党とか立憲民主党がいろいろ、原発ゼロとか四十年やめろとかいろいろ国会でおっしゃる。それは自由でありますが、チェックはしたらいい。チェックはしたらいいけれども、未来に向けた議論を是非立法府でしていきたい、こう思っているわけです。そうしないと霞が関も崩壊するし、何よりも日本の国力が衰退を余儀なくされると危惧をしている。

今規制委員長からあったように、今、民間は規制委員会にアプローチしていないんです。何をしているか。民間はアメリカに行っているわけです、今日の報道にもあるように、副大臣。この状況を是非何とかしていただかないと、私もまた選挙で悪口を言わざるを得なくなるので、副大臣、ちょっとその辺をしっかりと大臣とも相談いただいて。

また、六月に入ると経済産業委員会でも一般質疑の機会があると聞いていまして、久しぶりに私は経産委に出向く予定であります。まさに維新以外の野党による後ろ向きの議論ばかりの国会に異議を申し立て……（発言する者あり）だって、原発ゼロだろう、君たちは。だから、そうじゃなくて、新しい原子力の未来を議論するために経産委に出向きます。

是非副大臣にお願いしたいのは、九日かな、多分、経産委があると思う。まだ決まっていませんが、是非、今日のこの議論を受けて、大臣は造詣が深いと思いますし、大臣ともう少し。いや、先ほどの予算では話にならないですよ。予算があっちもこっちもといって大変だけれども、切るところを切ればいいんです。あるいは日本はお金を刷ることもできるんだから、成長のための投資をいとう必要はありません。すばらしい、今日は与党がいい感じですね。大臣と相談するということでお願いできませんか。

○江島副大臣　委員の御意見はしっかり承りました。

○足立委員　もう会期末が近づいてきていまして、ほとんど最終盤でありますが、私たちは、今日は原子力の話ですが、社会保障も財政も経済活力も全て、未来をどうつくっていくかという提案をいろいろな各所で今しておりますので、来る解散・総選挙で政府・与党のプランＡに対して私たちのプランＢをぶつけていくことをお誓いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○渡辺委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日最後の質疑者ということで、よろしくお願いいたします。

本日は、大きく二つのテーマ、まず、震災から十年が経過したということで、避難生活者に対するケアの状況についてまず最初に確認をさせていただきたいと思います。

最初の質問ですけれども、十年前の事故以降、今なお福島県外で避難生活を継続している方々は最新の値では二万八千百七十一名に上ると聞いております。今はコロナ禍ということもありますけれども、こうした方々に対するケアが今どのように行われているのか、概要についてまずは政府から説明を求めたいと思います。

○開出政府参考人　お答えいたします。

原子力災害等による県外避難者につきましては、避難生活の長期化や避難者が置かれた状況の多様化が指摘されておりまして、丁寧な支援の継続が重要と認識しております。

具体的には、全国二十六か所の生活再建支援拠点で各種の相談対応を行いまして、その中で、専門的な支援が必要な課題に対しては関係機関と連携して対応しているほか、避難者同士や地域住民との交流会等を開催しているところでございます。また、心のケアのための相談窓口の開設や、避難者の見守りを行う復興支援員等による戸別訪問などの支援に、関係自治体やＮＰＯ等と連携しながら取り組んでいるところでございます。

本年三月に取りまとめた復興の基本方針におきましても第二期復興・創生期間以降も丁寧な支援を継続するとしているところでございまして、引き続き県外避難者に寄り添った取組を推進してまいります。

○浅野委員　ありがとうございました。

相談窓口であったり、コミュニティーでの交流促進であったり、あるいは支援員による戸別訪問、心のケア、いろいろな取組をされているということが分かりましたけれども、少し、まず概要ですので、特に直近の状況、コロナ禍の状況に目を向けていきたいと思います。

先般、ＮＨＫが調査したところによりますと、避難生活を続けている方々の中で、コロナ禍が長引く中で外出を控えるようになった、あるいは家族と友人と会えない、そして孤独を感じているという方々がそれぞれ六〇％とか四〇％とかいう数字になっていることが分かりました。非常にやはり孤独、孤立を感じている方々の比率が高いというふうに理解ができますけれども。

今説明いただいた様々な支援策の中で確かに心のケアや交流促進という支援をされているんだと思うんですけれども、やはり、平時の支援策とコロナ禍という中で打つべき対策とで、その内容というのはそのままでは駄目だと私は思うんですね。また、健康不安を抱えている中で誰にも相談できないような状況に置かれている方も中にはいるというふうに聞いております。ですので、こうした方々、避難生活者の心身の健康維持のために必要なコロナ禍だからこその対策、こういった対策は今どのようなことがされているのか。もしされていないのであれば是非検討いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○開出政府参考人　お答えいたします。

原子力災害等による県外避難者の心身の健康維持につきましては、例えば、避難者を対象とした交流会で健康相談コーナーを設けて心身の健康に関するアドバイスを行う、あるいは復興支援員等による戸別訪問に精神科の看護師が同行する、こういった取組のほか、孤立防止が大事でございますので、そのための、例えば地域住民を交えて農作業を行う体験型交流会の開催などの支援が、感染拡大防止策を講じつつ行われているところでございます。

復興庁としても引き続きこうした取組を支援してまいりたいと考えております。

○浅野委員　御説明をありがとうございます。感染拡大防止策を取りつつ交流を続けているということなんですけれども。

避難生活をされている皆様に限った話ではありませんが、人と会えないことに対して孤独感、孤立感を感じている方々がいる一方で、そういった方々にはまた、外に出ることで感染するリスクを恐れている方々もいて、交流を続けているからとはいえ、そこに行けない方々もいらっしゃいますので、どちらかというと戸別訪問であったり、個別のケア体制の強化みたいなものの必要性が高まっているというふうに感じております。コロナ禍はすぐに解決するものではないと思いますし、是非その辺りの十分なケアをお願いしたいと思います。

続いてのテーマに移りますが、二つ目のテーマは、原子力人材の維持確保、技術の継承について伺っていきたいと思います。

こちらは、四月二十七日、アドバイザリー・ボードの参考人の方々から、私から今後の人材の確保や技術の継承についてどういった課題感があるかという質問をさせていただきました中で、鈴木参考人の方から次に申し上げる三点について御提言をいただきました。本日は、その三点について政府の考え方をお伺いしていきたいと思います。

まず一点目なんですけれども、今後の原子力関連産業を支えるために必要な人材像の的確な把握が必要だという指摘がございました。現在、政府としてどういう人材ニーズがあるのか、どのような把握をされているのかについて、まずは答弁を求めていきたいと思います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

原子力発電事業というものは非常に大きなプラントであり、かつ、建設から事業の実施、さらには廃棄物の処理、対策を含めまして非常に大きな、時間軸についても非常に長いプロセスの中でこれをしっかりと支えていかなければならないというふうに考えられるものでございます。

そう考えますと、必要となる人材像といいますと、発電所の建設、また、でき上がった後の安全かつ着実なる運転、保守、さらには核燃料のサイクルに関するもの、廃炉や廃棄物対策といった、それぞれの分野のそれぞれの専門性を持った人材が必要になる。すなわち、研究開発を担う研究者の方々、設計、製造、保守等を担う技術者の方々、また発電所の現場を支えていただいている作業の従事者の方々、こういった様々な職種の人材が必要となるわけでございまして、かつ、こういった方々によって支えられているものだというふうに考えているところでございます。

そうした中で、東京電力福島第一の事故以降、技術継承ですとか現場経験を蓄積するための機会が減少しているというのは事実でございまして、原子力産業を支える人材の高齢化、減少といった課題に直面している現実を考えますと、今申し上げましたそれぞれの人材の、すなわち研究開発という部分、そういうところについて言えば、軽水炉の安全性向上ですとか、放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、様々な技術に関しまして研究開発をするところをしっかりと応援していかなければならない。

また、今度はメーカーの方々も中心になってくるわけでございますが、機器、燃料等の設計、製造、保守といった技術の部分についての、メーカーの方の技術の方への技能の伝承といった部分を支えていくようなプログラムを作って、かつ支えていかなければならない。

そしてまた、実際の現場という意味でいうと、これを支えていただいている方が非常に重要になってくるわけでございますので、現場人材、保守、メンテナンス、こういったことに対する研修等の支援、現在様々講じておるところではありますけれども、実際に生じております課題ということを直視しながら、更なる向上が図れないかということを委員会での御議論等も踏まえながらしっかりと検討していきたいと考えてございます。

○浅野委員　研究開発、そして技術者、また作業者の皆様、要するに川上から川下まで全体が必要なんだというような御答弁だったと思います。

二つ言いたいことがありまして、一つ目は、そういった中でも特にこれから需要が急激に増えていくであろう廃炉やバックエンド事業については

より喫緊の課題がございますし、やはり川上から川下の作業をされる方々の中でも特に戦略的な意識を持っていただきたいというのが一つです。

二つ目は、事前にいろいろ事務方の方から聞いておりますと、それぞれ技術分野によって担当する経済産業省内の所管部署が異なっていて、部署ごとにターゲットとしている人材の種類が違うんだと。だから、どこか一つの部署がこれから育てるべき人材像の全体を把握しているわけではないという課題が今回分かりましたので、是非そこは経済産業省として全体をしっかり包括的に把握して、これからの人材育成戦略をしっかりと検討できる体制を整えていただきたいというふうに思います。

更問いになってしまいますが、この二点について、もし何か所見があればいただきたいと思います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

委員の御指摘は、私どもの今現状の課題というところの御指摘として深くしっかり受け止めて対応してまいりたいと思います。

恐らく、それぞれの分かれたテーマごとに、予算の執行ですとか、現場はそれぞれが向き合ってやっているというところだと思います。ただ、やはり、人を育成し、相手となるところは同じような研究機関であったり企業であったり現場になってくるわけでございますので、人の育成、産業の基盤の整備ということはしっかり取り組んでいきたい、まとめて統合化しながら政策を形成していきたいと考えます。

また、研究開発のところは特に中心になってくるとは思いますけれども、社会的な要請の高い部分、特に委員御指摘のようにバックエンドですとか廃棄物の処理というところは大変喫緊の課題だと考えています。ですので、研究開発をこれから進めていくというところにつきましても、社会の要請といいますか、政策的な要請といいますか、こういうことをより我々もよく重視しながら、国の方が方針を示しながら、研究開発の進むべき道ということについては我々がリーダーシップを取るつもりでしっかりと検討を、もちろん現場の声若しくは産業の声というところを聞きながら進めてまいりたい、このように考えます。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

続いて、今、産業基盤が大事だという御発言もありましたが、人材確保や育成に向けた産業基盤、まさに事業基盤だったり研究基盤だったりする、いろいろな種類の基盤がありますけれども、これまで、国の取組としては、研究開発については多くがプロジェクト型でした。

例えば、核燃料サイクルのプロジェクト、あるいは高速炉のプロジェクト、こういったプロジェクト単位で人を集めてそこで人材育成をする、そのプロジェクトが終われば、また別のプロジェクトに移っていったりするということなんですけれども。それでも十分長い時間軸で取り組むプロジェクトではあるものの、マクロ的な視点で見れば単発のプロジェクトなんですね。だから、持続的に技術の積み重ね、蓄積がしていけるような研究開発基盤というのをしっかりと持つべきじゃないか。

先ほど、新型炉の開発ですとか新技術の開発に関するやり取りもありましたけれども、例えばそういうものも一つのやり方でしょうし、基礎研究の部分に重点を置いた研究基盤整備をする、これも人材育成のためには欠かせないことだと思っております。

こういった産業基盤の在り方、もっと踏み込んで言うと高等教育ですね、今日、文科省にも来ていただいていますが、学校教育の段階から、そして社会に出た後の研究開発、技術開発までを含めて、どういった継続的な技術開発、人材開発基盤を持つのか、この辺りについて政府の考えをお伺いしたいと思っております。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

委員の御指摘につきましては、私もよく分かるところでございます。ただ、ちょっと悩むところもございまして。

結局、具体的に物事を進めていくということになりますと、どうしてもプロジェクトをベースとしながら、関係する企業の方々、技術者の方々にお集まりいただきながら開発をしていく、課題を克服していくということにならざるを得ないという面もございます。ただ、御指摘いただきましたように、そのときに、プロジェクトが乱立していって、結果的に目標が達成できなくなってしまう、若しくはそれが変わっていってしまうということになりますと、なかなか、せっかく行っていました国主導のプロジェクトというのが意味を成さなくなるところかと思います。

そういう中で考えますと、私どもが今検討している中身について申し上げますと、やはり原子力のイノベーションということを、社会的な要請、今対応していかなければいけない課題ということをしっかりと念頭に置きながら、すなわち、例えば原子力のイノベーションについて言いますと、安全性、信頼性、効率性という発電の事業に関する最終的なゴールでございますとか、再生可能エネルギーとどう共存していくかというような形での制御の技術に関するものですとか、若しくは水素の製造ですとか熱利用という多目的利用のようなものですとか、さらにはバックエンドの話、様々な目標、社会的な要請、ゴールというものをしっかりと念頭に置きながら、委員が御提案いただいておりますように、小型炉のお話でありますとか、若しくは高温ガス炉、高速炉といった、一つの炉の開発というターゲットかもしれませんけれども、国としてのビジョン、若しくは長期的なビジョンというものをしっかり示していくことが、恐らく、民間の企業の方々、研究者の方々の創意工夫、知恵を生かしながら一つの目標として進めていくための非常に重要な鍵なのかなというふうに考えてございます。

まさに今エネルギー基本計画の議論を進めているところでございますが、そういう視点をしっかり踏まえながら、国が進むべき道、研究開発、人の育成ということを進めていく上での方向性というものをしっかり念頭に置き検討を進めていきたい、これをしっかり示していけるように努力していきたいと考えてございます。

○堀内政府参考人　お答えいたします。

将来にわたる技術革新の推進や、原子力の安全確保、信頼性の向上に当たっては、大学や研究機関における人材の育成、基礎・基盤的な研究開発、これらを支える研究基盤の構築に総合的に取り組んでいくということが必要であるというふうに認識してございます。

このため、文部科学省におきましては、多様な原子力分野で活躍できる共通基盤的な人材育成を進めるため、大学や高等専門学校などが連携して、共同カリキュラムの開発や単位互換の推進、講義資料のオンライン化、さらに、原子力施設や大型実験施設等の共同利用による実習機会、内容の充実などを進めてございます。それについては国際原子力人材育成イニシアティブ事業というものを実施してやらせていただいておりまして、そこで基盤的な教育機能を補完する拠点を形成する取組をしっかりと支援させていただいてございます。

また、原子力システム研究開発事業というものがございまして、大学等の研究者が産学官でチームを組んで、戦略的に原子力分野の課題に取り組む研究開発や、実用化に向けた技術的ボトルネックを解消する研究開発などを進めることで、将来の技術革新に向けた研究開発や若手研究者の育成に取り組んでいるところです。

さらに、国立研究開発法人であります日本原子力研究開発機構におきまして、東京電力福島第一原子力発電所の安全な廃炉に向けた中長期的なニーズに対応する研究開発、原子力の安全性向上のための研究開発、原子力イノベーションに資する革新炉に関する研究開発など、中長期的な観点から基礎・基盤的な研究開発を総合的に推進するとともに、これらに必要な試験施設等の研究基盤の維持、構築を図っておるところでございます。

文部科学省としましては、経済産業省とも連携

しながら、引き続き原子力の人材育成や将来の技術革新に向けた取組をしっかり進めていきたいと思ってございます。

○浅野委員　私が一つ気にしておりますのは、プロジェクト型ですと、様々な政治判断によって、例えば五年なら五か年計画でそのプロジェクトが積み上げてきたものが、六年目以降は日の目を見なくなる可能性がある。やはり研究というのは長期的に継続してこそ研究開発、技術開発から実用化までつながるものですから、ある程度大規模化も必要だと思いますけれども、先ほどの議論にありましたように。だけれども、継続性の担保というものはしっかり、これもまた重要な要素だと思いますので、是非そこも、人材がいなければ、何をするにしてもやる人がいなくなってしまいますから、ここはしっかり守っていかなければいけないというふうに思います。

　時間も参りましたが、最後に一問だけ。国際的な連携協力による人材の確保、育成ということも、前回、参考人の方から指摘をいただきました。国際的な連携協力による人材の育成に関しての考え方、そしてその中における国内事業者の役割について、是非、最後に一問、政府の見解を伺いたいと思います。

○渡辺委員長　申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

　国際連携協力の原子力分野の話でございますが、今、グローバルに様々なプロジェクトが、実際の開発のプロジェクトもそうでございますし、研究開発のプロジェクトも進んでいるところでございます。今や国境がない時代でございます。大学、企業、そして政府、関係機関、グローバルに具体の案件及び研究開発について取組が進んでいるところでございますので、これに対してしっかり後押しができていくように、政府としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○渡辺委員長　次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

原子力問題調査特別委員会議録第四号中正誤

一〇ページ二段末六行「思います。」は「思えません。」の誤り。

2021年4月21日
国土交通委員会
（質疑要旨）

建築物の省エネ計算　中小事業者に寄り添った支援を求める

2021.4.21（Thu）国土交通委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●我が国の新築戸建注文住宅の約4割が中小事業者により供給されている。

●建築物を建てる際には、省エネ法において、供給する住宅の規模に応じて省エネルギー計算結果の届出義務がある。

●しかし、中小事業者の中で約5割の方が「計算ができない」と回答。対処が難しい事業者に寄り添った支援が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「設計・建設をされる作業者の方がしっかりと技能を身につけ、活用することが何より重要。オンライン講座のみならず、現場に足を踏み込んだ支援の在り方も検討するべきだ。」

政府の答弁要約

「中小事業者の方々にとって、丁寧で分かりやすく技能を取得できるように取り組んでいく。」

省エネ住宅の促進　建替時の支援策の同時併用を求める

2021.4.21（Thu）国土交通委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●全国各地で空き家問題発生しており、住宅の省エネ性能改善のためにも住宅ストック（中古物件）の活用は重要。

●他方、その中で現行の省エネ基準に適合している割合は約11％にとどまっており、リフォームに多額の費用が発生。

●古い住宅を更地にして省エネ住宅を新築する場合、取り壊し費用に対しては補助制度があるが、新築の際の補助制度と同時併用できない。

委員会での浅野の発言要約

「ZEH※1やLCCM※2などの省エネ住宅を推進するためにも、支援策の同時併用を柔軟に検討すべきだ。」

※1　Net Zero Energy House の略称
家庭で使う電力をプラスマイナスゼロにする住宅

※2　Life Cycle Carbon Minus の略称
トータルのCO2排出をゼロにしていく住宅

政府の答弁要約

「リフォームの補助制度も用意しているが、思い切って建て替えることも重要な選択肢。現行の支援制度の中で、省エネ性能の高い住宅に建て替えることを誘導していく。」

2021年4月21日
国土交通委員会
（質疑要旨）

ドローン レベル4飛行　安全性確保に向け実効性のある対策を求める

2021.4.21（Thu）国土交通委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●政府は3月9日、ドローンのレベル4飛行（有人地帯を補助者なしで目視外飛行）を解禁する改正案を国会に提出。

●改正案では機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度、この両方が創設される。

●仮に全ての機能が停止した場合、ドローンは重力に従い落下する。有人地帯での落下事故を防ぐためにもフェールセーフ機能を重要視すべき。

委員会での浅野の発言要約

「電子機器に絶対は無く、何が起こるか分からない。完全に機能を喪失した場合に備えたハード的な安全装置の搭載を検討すべきだ。」

政府の答弁要約

「フェールセーフ機能が正常に作動することや衝突を緩和するためのパラシュート等を装備すること等を含め、ハード・ソフト両面から技術的な検討を進めていく。」

特殊車両 通行時間の見直し　特殊車両の通行許可制度の緩和を求める

2021.4.21（Thu）国土交通委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●新型コロナウイルス感染拡大によりネット購入等が増加し、運送業界の繁忙感は高い。

●現行では、特殊車両の通行可能時間帯は21時～6時までと制限されているが外出の自粛要請により日中の一般乗用車の通行量は減少。

●国内の物流の円滑化、運送業界の繁忙感の緩和に向けた対策が必要。

委員会での浅野の発言要約

「大型特殊車両の通行時間帯の見直しについて、本年2月の分科会で赤羽大臣から『一定の結論を出していきたい』旨の発言があったが、現在の状況について伺う。」

政府の答弁要約

「市街地の交通や通勤時の混雑への影響があるため、一律に拡大することは困難だが、昨年12月に実施したアンケート調査をもとに、近く勉強会を開催して具体的検討を進める。」

第二百四回国会　衆議院　国土交通委員会議録　第十三号

令和三年四月二十一日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　あかま二郎君

理事　古賀　篤君　理事　谷　公一君

理事　土井　亨君　理事　平口　洋君

理事　簗　和生君　理事　城井　崇君

理事　小宮山泰子君　理事　岡本　三成君

秋本　真利君　井上　貴博君

泉田　裕彦君　小里　泰弘君

加藤　鮎子君　門　博文君

金子万寿夫君　金子　恭之君

菅家　一郎君　工藤　彰三君

小林　茂樹君　鈴木　貴子君

田中　英之君　田中　良生君

髙木　啓君　中谷　真一君

中村　裕之君　鳩山　二郎君

深澤　陽一君　堀井　学君

三ッ矢憲生君　村井　英樹君

山本　拓君　荒井　聰君

伊藤　俊輔君　岡本　充功君

辻元　清美君　広田　一君

松田　功君　道下　大樹君

山花　郁夫君　山本和嘉子君

北側　一雄君　吉田　宣弘君

高橋千鶴子君　井上　英孝君

浅野　哲君　古川　元久君

国土交通大臣　赤羽　一嘉君

国土交通副大臣　大西　英男君

国土交通大臣政務官　小林　茂樹君

国土交通大臣政務官　朝日健太郎君

国土交通大臣政務官　鳩山　二郎君

政府参考人（警察庁長官官房審議官）　新田　慎二君

政府参考人（出入国在留管理庁出入国管理部長）　丸山　秀治君

政府参考人（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）　浅沼　一成君

政府参考人（厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官）　達谷窟庸野君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　宮崎　敦文君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　福永　哲郎君

政府参考人（国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官）　久保田雅晴君

政府参考人（国土交通省大臣官房土地政策審議官）　里見　晋君

政府参考人（国土交通省水管理・国土保全局長）　井上　智夫君

政府参考人（国土交通省道路局長）　吉岡　幹夫君

政府参考人（国土交通省住宅局長）　和田　信貴君

政府参考人（国土交通省鉄道局長）　上原　淳君

政府参考人（国土交通省自動車局長）　萩川　直也君

政府参考人（国土交通省航空局長）　和田　浩一君

政府参考人（観光庁長官）　蒲生　篤実君

参考人（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構副理事長）　水嶋　智君

国土交通委員会専門員　武藤　裕良君

委員の異動

四月二十一日

辞任　補欠選任

岩田　和親君　金子万寿夫君

岡本　充功君　山花　郁夫君

古川　元久君　浅野　哲君

同日

辞任　補欠選任

金子万寿夫君　村井　英樹君

山花　郁夫君　岡本　充功君

浅野　哲君　古川　元久君

同日

辞任　補欠選任

村井　英樹君　岩田　和親君

四月二十日

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）

国土交通行政の基本施策に関する件

○あかま委員長　これより会議を開きます。

国土交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構副理事長水嶋智君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官久保田雅晴君、大臣官房土地政策審議官里見晋君、水管理・国土保全局長井上智夫君、道路局長吉岡幹夫君、住宅局長和田信貴君、鉄道局長上原淳君、自動車局長萩川直也君、航空局長和田浩一君、観光庁長官蒲生篤実君、警察庁長官官房審議官新田慎二君、出入国在留管理庁出入国管理部長丸山秀治君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官浅沼一成君、大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官達谷窟庸野君、大臣官房審議官宮崎敦文君及び経済産業省大臣官房審議官福永哲郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○あかま委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○あかま委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。田中英之君。

○田中（英）委員　おはようございます。自民党の田中英之でございます。

今日は、こういった機会を与えていただきまして、ありがとうございました。限られた時間でありますので、早速お伺いしていきたいと思います。

この国交委員会でも、先般から、流域治水の関連法案の議論があったわけであります。衆議院の方では可決をして、今、参議院でこれから審議、議論がなされていくものだと思いますが、一点だけ少し確認したいこともありましたので、まずそのことからお伺いしたいと思います。

治水の方法なんというものは本当にいろいろな

る立場から、関係省庁と連携して、きめ細やかな対応をしているところでございます。

例えばですけれども、トラック運送業であれば、地方運輸局や各県の運輸支局に窓口を設置しまして、いろいろな疑問等に御相談できる体制を整えてございます。

引き続き、関係省庁や運送事業者と連携を取りながら、輸送力の確保に万全を期していきたいというふうに考えております。

○高橋（千）委員　細かな契約は、それはファイザーとの関係でお話しできないことが多いとは思うんですが、今のお話、厚労省と国交省それぞれ答えていただいたように、大変な、ワクチンを守り届けるということは極めて緊張を強いられる重要な仕事だと思いますので、それに従事する方たちをしっかりと支えていくということは国交省の役割かなと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○あかま委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は質疑の機会をいただきまして、ありがとうございます。

これから質問させていただきますが、本日は、大きく三つのテーマで質疑をさせていただきたいと思います。一つ目は建築物の省エネ化、二つ目がドローンのレベル4飛行、三つ目が特殊車両向けの新制度の検討状況、こういった順番でやらせていただきたいと思いますが、まず、建築物の省エネ促進に関する施策の在り方について、政府の方の見解を確認させていただきたいと思います。

まず、本日お配りした資料の一枚目には、規模別の省エネ基準適合率の推移ということで、グラフを掲載させていただきました。これを見ますと、特に右側にあります住宅分野、近年、省エネ基準適合率が上昇傾向にあることが見て取れるかと思います。

ただし、まだ一〇〇％ではないということで、これからカーボンニュートラル社会を目指す中において、やはり住宅分野のエネルギー消費が占める割合というのは相当程度ございますので、こういったところをしっかりと詰めていく必要はあろうかと思います。

まず一問目、政府に伺いたいと思いますが、建設に関わる中小事業者の省エネ性能を評価する能力の現状、そして、そこから見出す課題について御見解を伺いたいと思います。

○和田（信）政府参考人　先ほど委員の御指摘のとおり、住宅分野は、こうやって省エネ基準の適合率、まだまだ一〇〇というまでにまいりませんが、少しずつ頑張ってきているところでございます。

この住宅分野、我が国の新築戸建て注文住宅でいいますと、約四割が中小事業者により供給されています。このため、住宅における省エネ対策を進めていくためには、中小事業者を始めとする事業者の技術力の向上、これが非常に大事なことだと思っております。

国土交通省では、本年の二月に中小事業者等にアンケートを実施しましたところ、省エネルギーの計算が可能、あるいは仕様基準を用いて確認をすることができると回答した事業者は約六割となっております。このため、更なる省エネ関連の技術力の向上ということが課題となっていると考えております。

国土交通省としましては、これまでも、中小事業者を始めとする事業者が省エネ基準を満たす住宅の設計、施工が十分にできるように、講習会等の実施を通じて技術力の向上に努めているところでありますが、住宅における更なる省エネ対策の強化にも対応できるよう、実地訓練も含めて関連事業者の技術力の向上に取り組んでまいります。

○浅野委員　ありがとうございました。

訓練制度の充実というのはもう間違いなく必要な施策になろうかと思いますし、その実効性、効果を高めていく工夫というものは、是非、まだまだ検討代があると思いますので、現場の声も聞きながら改善を続けていただきたいということを申し上げたいと思います。

次の質問なんですが、今答弁いただきましたように、いわゆる省エネ適合の住宅を建てるためには設計と建設というものがありまして、やはり現場の皆さんの声を聞くと、設計士の方がしっかりその技能を身につけることが大事なんだということであります。

ただ、先日も、私、ちょっと現場の方の意見を聞いてきたんですが、建築士の方々からすると、今の規制の現状からするとそれでも十分な仕事量があるから、この中で複雑な省エネ評価の計算方法を勉強したりだとか、それを適用することによって手続が煩雑になり、受けられる案件数が減ってしまうことに対する懸念もまた一方であるようでありました。

そういった中で、政府は、ちょうど今月、四月から、省エネ性能を評価するための方法として、モデル住宅法というものを適用を開始したということを伺いました。

従来、標準計算法と呼ばれる従来型の評価方法では、非常にたくさんの項目について計算をして、この住宅の設計図面ではしっかりこの基準を満たせるかどうかというものをかなりの労力をかけて計算をしていたものを、今月からは比較的簡易な計算でこの評価ができるような仕組みも導入されたということでありますが、問題は、その精度がどうなのかという話にとどまらず、これがしっかりこれから浸透していくのかどうかなわけです。

従来の計算方法と比べれば、確かに入力する項目数は大幅に減ったような印象を私も受けているんですけれども、現場の方からすると、それでも多いという意見もあるんですね。ですから、この簡易的な評価方法というのは今後住宅の省エネ性能を計算するに当たっての標準的な評価方法となれるのか、そうなるためにはどういった工夫、対策が必要なのか、こういったところの課題意識をお伺いしたいと思います。

○和田（信）政府参考人　建築物の省エネ法におきましては、供給する住宅の規模に応じまして、省エネルギー計算の結果の届出義務、あるいは説明義務を事業者に課しております。国土交通省では、このため、モデル住宅法など複数の評価方法を用意してございます。簡易な評価方法でありますモデル住宅法につきましては、先ほど委員おっしゃられましたように、説明義務制度、この四月に施行になったものですが、この施行に合わせ、中小の事業者が評価を十分にできるよう用意したものでございます。

モデル住宅法は、住宅の断熱性能等について、断熱材のカタログ値から手計算でも評価できるように簡素化したものでありまして、従来の表計算ソフトを利用した詳細な計算に比べてかなり取り扱いやすくなっており、数多くの中小事業者に利用いただけるものと見込んでございます。

国土交通省としましては、昨年度、建築士や中小工務店を始めとする事業者の方々に、省エネ基準を満たす住宅の設計、施工が十分できるよう、モデル住宅を含む断熱性能などの省エネ性能の計算方法について、コロナ禍のこういう影響下でもありますので、オンライン講座を開設し、受講いただいているところです。

今後も、こういったオンライン講座をしっかりとやるとともに、技術的な課題については、専用の窓口で相談を受け付けて、引き続き必要なサポートを行ってまいりたいと思いますし、評価方法につきましても、もちろん正確なものでなければならないということに留意しつつ、使い勝手、そういったようなことについても随時しっかりと見てまいりたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、やはり、設計をされる方、建設をする作業者の方がしっかりこの技能を身につけ、活用することが何より大事だと思いますので、その点でいうと、少し議論の繰り返しになってしまうかもしれませんが、本日準備した資料の二の方には、先ほど答弁の中でも話されておりましたが、中小工務店や建築士の省エネ基

準への習熟状況の調査結果のグラフを掲載させていただきました。

御覧のように、計算ができないと答えた方が約半分いるという現状。先ほど六割ぐらいという数字を出されておりましたが、このグラフでいうと、約半分の方が計算できないという現状があるということであります。

今回の、今のモデル住宅法の習熟支援についても、オンライン講座を実施しているということを今おっしゃっておりましたが、現場からは、実践的な研修プログラムの実施や、あるいは建築士の方が地域で集まって勉強会や研修会を行うような事例もあるそうなんですけれども、こういった行為に対する支援を受けられないかという声も出てきております。

ですから、実践的なトレーニング、そして自主的な研修会に対する支援、オンラインでの研修機会の提供のみならず、こういった現場に足を踏み込んで支援をするような形の在り方も是非御検討いただきたいと思いますが、ちょっと通告しておりませんが、この件について何か御見解ありましたら、よろしくお願いいたします。

○和田(信)政府参考人　おっしゃるように、こういった新しいことをやっていく上で、中小の方々、やはり一番、手に手を取ってというのが分かりやすく身につくものだと思います。先ほどオンライン講座でと申しましたのは、この一年間、やはりちょっとコロナの影響もあったものですから、少しそれに配慮してオンラインという形を取っております。

今後、こういったコロナがどうなっていくかということもございますが、そういった中でも、どんなことをしたら一番丁寧に分かりやすく習得できるようになるのか、こんなことも考えて、習得に至る過程といいますか、講習といいますか、そういったことを丁寧にやっていきたいと思っております。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

続いては、今、これから新しい家を建てる方はかりではなく、既にある住宅を利用、省エネ性能を上げるという方も中には出てくると思いますが、その関連した質問をさせていただきます。

資料の三を御覧いただきたいんですけれども、こちらも国交省の資料の抜粋になりますが、円グラフがございます。右側の円グラフを見ていただきますと、住宅のストック、今、約五千万戸あるそうですけれども、この断熱性能の内訳というものがグラフ化されておりまして、現行基準に適合しているものが全体の一一%、そして、平成四年以前の基準に適合しているものが合わせて大体六〇%ですか、それ以前の無断熱の住宅が全体の約三割というような状況だそうであります。

今、全国各地で空き家の問題も出ておりますし、その中で、住宅の省エネ性能の改善ということを考えていった場合に、こうしたストックされている住宅を利用するというのは当然選択肢に含まれるわけでありますが、少し私の方で国交省から情報をいただいたところ、省エネ基準に既存の住宅を適合させるために一体どのくらいのお金がかかるのかというのを確認させていただきましたら、平成四年の基準に適合した住宅を今の基準に適合させるために必要な費用がおよそ二百三十一万円だそうであります。

ただ、既存の住宅を二百三十一万円かけて改修して住み続けるのか、新しい家を建てて住むのかということで、二百三十万円も払うぐらいだったらいっそのこと新しい家を建てようというようなニーズもある程度あるそうでありまして、やはり、こういった既存住宅をいかに利用してもらうのか、こういったところで、是非政府の見解を伺いたいと思います。今使える支援の内容ですとかも踏まえながら御答弁いただければと思います。

○和田(信)政府参考人　ただいま委員御指摘のとおり、そういった省エネ基準が十分でないものについてリフォームしますと、二百万を超える形のお金もかかりますし、また、多くの場合、新しく中古既存住宅を購入して住まわれようという場合には、水回り、例えばシステムキッチンだとか、トイレだとか、あるいはバス、こういったものも併せて新しいものにされることが多いと思います。そうしますと、合計五百万を超えるようなお金というのはすぐいってしまうことがございます。またさらに、旧耐震とかそういったことであれば、リフォームも更に大変になってまいります。

こういったストックの中でも、割と、ただ古いというだけではないんですが、耐震性も伴わない、あるいは省エネ性能も余り十分でない、かなり十分でないというものにつきましては、もちろん既存住宅を有効に活用していくというのは非常に大事なことではございますし、そのためにリフォームの補助制度等々も用意してございますが、その選択肢とともに、今のようにかなりストックの性能が低いものについては、思い切って建て替えるということも一つの重要な選択肢だと思ってございます。

また、このために、もちろん建て替えですから、一般住宅に建て替えるということで、耐震性は義務になっていますから確保されますが、これにとどまらず、省エネ性能の高い住宅に建て替えることを誘導していくというために、長期優良住宅やあるいはＺＥＨについての支援、こういったものもございますし、また、住宅ローン減税や住宅金融支援機構のフラット35において、省エネ性能の高い住宅の新築に対する支援、こういったものを行っております。

ストックのその状況によって、リフォームというのがいい場合もございますし、また、これについてもしっかりと支援していきたいと思います。一方で、ストックの状況によっては、建て替えるという選択肢も一つの大事な選択肢かなと思ってございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

今言ったように、建て替えをする場合の支援策も少し紹介をいただきましたが、これについてはちょっと要望にとどめさせていただきますけれども、事前に確認したところ、今、耐震性のない住宅を、古い住宅というのはおよそ最新の耐震基準を満たしていませんので、古い住宅をリノベーションして新しい基準に適合させようとする中で、耐震補強をする必要がありますが、いろいろそこら辺の費用も含めると、本当に、五百万どころか一千万近くまでいってしまうんですね。

ですから、今政府が設けている支援策の一つに、一旦、今ある家を解体をして、更地にしてから新しい家を建てる場合には、元々あった古い家に耐震補強をするために必要なお金の部分を、一回更地にして新しく建てる場合には補助してあげるよという制度があるそうであります。

ですけれども、一回壊して、取り壊し部分の費用にそれを充てることができるわけなんですが、ただ問題は、じゃ、その支援策を適用した上でＺＥＨを建てましょうといった場合に、ＺＥＨを建てるときに本来もらえるはずの支援金、大体今百数十万円のお金が出るんですけれども、両方の支援策を同時併用ができないという問題があるようであります。

ですから、是非ここは、これからストック住宅を建て替えて、新しいＺＥＨとかＬＣＣＭを建てようとする方もこれから出てくると思いますが、せめてこうした支援策の同時併用というのは柔軟に活用できるようにすべきではないか、このことは是非国交省の中で御議論をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次のテーマに移りたいと思いますが、次は、ドローンのレベル4飛行について伺いたいと思います。

今回の国会では航空法の改正案が出されておりまして、その内容にも含まれている内容でありますが、まず、ドローンのレベル4飛行というものがどういうものなのかというのを少し簡単に教えていただけますでしょうか。

○和田(浩)政府参考人　お答えいたします。

レベル4飛行というものでございますけれども、これは、無人航空機を有人地帯で補助者なしで目視外の飛行を行うものを指しております。

○浅野委員　ありがとうございます。

有人地帯の上空を目視外飛行をするということで、非常に、ですから、町中の上空を遠隔操作でドローンを飛ばす場合はこのレベル4に相当するという理解でありますが、今回、ドローンのレベル4飛行を検討するに当たって、操縦ライセンスの取得要件というものが国交省内で議論をされてきたそうでありますが、年齢制限や身体的要件について、本日はまず確認させていただきたいと思います。お願いします。

○和田（浩）政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘のありましたライセンスに関してでございますが、技能証明というものを取得する際には、諸外国における無人航空機の操縦ライセンス制度でありますとか、ほかのモードにおける免許制度も参考にいたしまして、十六歳以上という年齢制限を設けることとしております。

それから、身体的要件の方でございますけれども、技能証明に当たりまして、無人航空機の安全な飛行を確保するために必要な最低限の身体の状況を確認することとしております。

例えば、視力が弱い場合には眼鏡等を着用したり、身体に障害がある場合には操縦を補助する機器を装着するなど、無人航空機の操縦に際しての条件を付すことによりまして、技能証明を取得することができる制度としております。

いずれにいたしましても、様々な無人航空機の利用者利便を考慮いたしまして、関係者の御意見等も踏まえながら、技能証明制度の適切な運用に努めてまいります。

○浅野委員　ありがとうございました。

是非これは今後の検討に加えていただければと思うんですが、この身体的要件の部分、今御答弁いただきましたように、例えば、身体的に障害をお持ちで手が動かせない方ですとか足が不自由な方ですとか、いろいろな立場の方がいらっしゃいますけれども、そういった方々が社会参画をしていく、その際の手段として、このドローンの操縦ライセンスを活用した新たな仕事というところも、今実際には議論がされております。

是非、この身体的要件を議論する場合には、安全確保は大前提なんですけれども、様々な立場の方々が社会参画をすることを念頭に置いて、包摂的な制度としていただきたいと思いますので、これは要望をさせていただきたいと思います。

続いて、じゃ、この操縦ライセンスを取得する機関について質問させていただきたいと思いますが、今回、今検討されている中では、全国で民間機関一つのみを指定するという方向性で議論がされているそうであります。全国にドローン関係の事業者が今いる中で、一者だけを指定して、その一者に操縦ライセンスの指定試験機関になってもらうということで、これは非常に公平性、透明性が求められる部分だと思うんですが、そこについて、考え方、妥当性を御説明いただきたいと思います。

○和田（浩）政府参考人　お答え申し上げます。

指定試験機関についてのお尋ねでございますけれども、技能証明に係る試験を実施する機関につきましては、民間能力活用の観点から、一定の要件に適合する民間主体を指定し、国に代わって当該試験を実施させることができることとしております。

試験の実施に当たりましては、試験内容や合否判定の基準の統一性でありますとか公平性を確保する必要がございます。そのために、他の国家試験の実施例も踏まえて、全国で一者のみを指定することを想定しているものでございます。

一方で、試験の実施に当たっての詳細につきましては今後検討していくこととなりますので、既存のドローンスクールなど関係者の御意見を踏まえながら、技能証明制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

ここは是非国交省には今後丁寧に説明をいただきたいと思うんですが、私も事前のレクチャーを受けたときに、今、いわゆる自動車の運転免許センターのように、一つの法人が全国にあって、そこで免許を交付するというようなイメージなんですけれども、実際には、今、全国に様々なドローンスクールがあって、このドローンスクールで実地講習をして一定の試験に合格した場合でも、ライセンスを、交付を受けることができるというふうな説明を受けたんです。

ですから、これはともすると、免許を取るためにはこの指定試験機関で受講するしか方法がないというふうに理解をされてしまうおそれがありまして、でも、実際には、全国のドローンスクールで講習を受ければ、試験で合格すればライセンスが交付されるというルールなのであれば、しっかりと、その二つの手段があるんだよというのを分かりやすく説明する必要があると思います。ですから、そこは是非今後の議論の中でも改善をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、次の質問に入りますが、ドローンはやはり空を飛びます。安全対策、どう考えていくのか、大変重要な課題であります。

車の場合は、全ての機能が失われても、地上にありますから、そこに停止をするということになりますが、ドローンの場合は、上空を飛んでおりますので、万が一全ての機能が停止をした場合には、地球の重力に従って落下をすることになります。落下をした先に人がいたら、当然ながら事故が起こる可能性があるわけで、こういったフェールセーフ機能というものは是非重要視していくべきだと思いますが、この辺り、どのように今対策を打とうとしているのか、お聞かせください。

○和田（浩）政府参考人　お答えを申し上げます。

レベル4飛行を行う無人航空機につきましては、第三者上空を飛行することとなりますので、高度な機体の安全性を求めるとともに、万一不具合などが発生した場合に備えて、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要であるというふうに考えております。

このため、航空法の改正案におきましては、機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度、この両方を創設することとしております。

その上で、レベル4飛行に関しましては、技能証明を受けた者が認証を受けた機体を飛行させることを必須とし、さらに、非常時を想定した対処方針でありますとか緊急着陸場所の設定等について飛行ごとに国が審査することによりまして、飛行の安全を担保するということとしております。

機体の方でございますけれども、具体の要件については、例えば、不具合発生時でも安全に制御できる機能、いわゆるフェールセーフ機能、これが正常に作動することや、衝突を緩和するためのプロペラガードでありますとかパラシュート等を装備することなどを含め、ハード、ソフト両面から技術的な検討を進めていく必要があると考えております。

それから、済みません、先ほどの指定試験機関の方でございますけれども、全国にドローンスクールが多数ございますが、それは登録講習機関になり得ます。この登録講習機関での講習を受けた場合には、実際の試験の全部又は一部を免除することができるというふうに予定をしているところでございます。

したがいまして、実際にライセンスを取っていただくには、やはりその指定試験機関の試験を受けていただく必要がございますので、念のために補足させていただきます。

○浅野委員　ありがとうございました。

パラシュートの装備も含めた検討をしているということなんですが、やはりドローンは電子機器ですから、電子機器に絶対はありません。何が起こるか分からない。完全に機能を喪失した場合に備えたハード的な安全装置の搭載というのも、これは是非御検討いただきたいと思っております。

また、ドローンの試験機関についての説明もありがとうございました。是非、今後、そういったところを併せて説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

では、時間が限られてまいりましたので、テー

マを移りまして、最後、特殊車両の通行制度の検討状況について伺いたいと思います。

二問通告しておりますが、ちょっとまとめて質問させていただきます。

まず一つ目は、大型特殊車両の通行時間帯の見直しについて。今年の二月の分科会で、赤羽大臣からは、一定の結論を出していきたい、検討していきたいというような発言もいただきましたが、現状どのような状況なのか、教えていただきたいと思います。

二問目は、新たな通行許可制度に向けた道路情報のデータ化の現状について教えていただきたいと思いますので、二問、よろしくお願いいたします。

○吉岡政府参考人　お答え申し上げます。

特殊車両の通行条件の在り方を検討するために、事業者からの要望を踏まえまして、昨年二月に事業者や有識者から成る特殊車両の通行条件の在り方に関する勉強会を立ち上げまして、誘導車の配置条件や夜間通行条件の在り方について検討を進めてきているという状況でございます。

このうち、誘導車の配置条件につきましては、昨年十二月に、二台から一台に緩和するなど見直しを行ったところでございまして、あと、御指摘の通行時間の見直しにつきましては、市街地の交通や通勤時の混雑への影響等がありますので、一律に拡大することは困難でございますけれども、昨年十二月に、運送事業者それから道路管理者に対しまして、見直しが可能と考えられる地域や箇所などについてアンケート調査を実施しました。

現在、そのアンケート調査を踏まえまして、具体的な見直しの考え方について整理してございまして、近く勉強会を開催いたしまして、交通への影響なども考慮しつつ、実証、検証など、今後の進め方について検討を進める予定でございます。

また、データ化の進捗状況でございますけれども、既に高速道路、直轄国道では電子化が完了しておりまして、地方道、つまり都道府県道、市町村道についてどうするかというのが一番の課題であるというふうに思っております。

平成二十八年度に許可の申請がありました都道府県道や市町村道の約八割はもう既に電子化を昨年五月までに完了しているということでございまして、これは、二十八年時点で年間五件以上の申請があった道路を優先して進めた結果でございます。

残りの電子化に当たりましては、国において、物流拠点等のラストマイルを中心に利用者のニーズを把握して効率的に電子化を推進するということ、それから、地方自治体に対しても、自ら管理する道路の電子化の取組を要請していきたいというふうに考えています。

今後も、御指摘がありました新たな制度をできるだけ多くの特殊車両の通行に適用できるように、引き続き電子データ化を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

終わります。

○あかま委員長　次に、吉田宣弘君。

○吉田(宣)委員　公明党の吉田宣弘でございます。

本日も質疑の機会をいただきましたことに御礼を申し上げます。また、今日は様々な調整をしていただきました委員長、理事各位始め委員の皆様に重ねて御礼を申し上げたいと思います。

それでは、質疑に入らせていただきます。

先般審議させていただいた流域治水関連法においては、私の地元にあります筑後川水系を例に数点質疑をさせていただいたところでございますけれども、今日は、関連して堤防について質問をさせていただきたいと存じます。

浸水被害がどのように起きたかについては、これは様々な形態があろうかと思います。河川の水位が堤防の高さを越えてあふれてくる越水、これは視覚的に確認が、あくまで比較的ですけれども容易なので、避難などの対応というものは取りやすいのかなと思われます。一方で、堤防が決壊したとき、この決壊というものは突然やってくると思われますので、対応は急を要します。

そこで、堤防の決壊について研究していくことは、人命を守る意味でも極めて重要だと私は認識しております。そこでです、堤防の決壊について、どのような要因があるかについてお教えいただきたく存じます。

○井上政府参考人　お答えいたします。

河川堤防の決壊要因には、越水、浸食、浸透の三つがあります。

越水による決壊は、河川の水位が上がり、川の水が堤防を乗り越え、住宅地側に流れ落ちる際の水の流れにより、堤防の斜面や斜面底部が削り取られることにより、堤防が崩れるものです。

浸食による決壊は、洪水時の水流によって、堤防の川側が削り取られて堤防が崩れるものです。

浸透による決壊は、更に二つに分けられ、堤防本体に河川水等が大量に浸透し、強度を失った結果、堤防全体が崩壊するものと、堤防本体の下にある基礎地盤の砂の層に水が浸透し、ここに水の通り道ができて、住宅地側に砂混じりの水が噴出するパイピングによって基礎地盤に空洞ができ、堤防が沈下、陥没するパイピング破壊の二種類がございます。

○吉田(宣)委員　御説明ありがとうございます。

では、ちょっと具体的にお聞きします。

平成二十四年の七月、九州北部豪雨で矢部川が決壊をいたしました。昨年の七月豪雨でも筑後川で漏水が発生をしております。この要因は何であったかについて、国土交通省の認識をお聞きしたいと思います。

○井上政府参考人　平成二十四年七月の九州北部豪雨では、矢部川右岸の福岡県柳川市西津留地先の堤防が決壊し、甚大な浸水被害が発生しました。

決壊後に九州地方整備局の有識者委員会が調査したところによると、決壊の要因は、先ほど御説明した浸透による決壊の一類型であるパイピング破壊と推定されました。具体的には、水を通しやすい砂の層が堤防の下を横断する形で存在していたこと、河川水位の高い状態が長時間継続し、砂の層に高い水圧がかかり続けたことによって砂の層が流出し、堤防の下に空洞ができて堤防が崩壊しました。

また、昨年七月の豪雨の際、筑後川右岸の福岡県久留米市北野町金島地先において、堤防の決壊までは至りませんでしたが、有識者委員会の調査によれば、矢部川と同様の現象により、基礎地盤を構成する砂の層が流出するパイピングが生じたと推定されております。

○吉田(宣)委員　御説明ありがとうございます。

それでは、国土交通省では、このパイピングに関する調査をどのように進めてきたかについてお聞かせいただきたいと思います。

○井上政府参考人　連続する長大な河川堤防全体の安全性を確保するためには、局所的な弱部をきめ細かく把握した上で、弱部の特性に応じた強化策を的確に行う必要があります。

パイピングの危険性を把握するためには、堤防本体や基礎地盤の土質特性を詳細に把握する必要がありますが、堤防は、歴史的にかさ上げや拡幅等が繰り返されてきており、堤防本体の内部の土質が均質でないことに加え、基礎地盤の土質についても、粘土層や砂の層が複雑に混じるなど、不均一であるという性格を有しております。

そういうことを踏まえ、これまでは、百メートルから二キロメートルの間隔で、ボーリングによる土質調査等によって、堤防本体や基礎地盤の土質特性を把握してきましたが、調査地点間の土質特性を把握することができないため、発見できていない弱部が残されている可能性があります。

そこで、それらを補完するために、これまでのボーリングによる詳細な土質調査に加え、三次元的に連続して土の種類や層の厚さを推定することができる電気探査等を積極的に活用することにより、パイピングを含む浸透に対する弱部の把握を着実に進めているところでございます。

○吉田(宣)委員　丁寧な御説明、本当にありがと

2021年5月14日
国土交通委員会
（質疑要旨）

航空法等の一部を改正する法律案　現場の実態を把握した上での基本方針の策定を求める

2021.5.14（Fri）国土交通委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●これまで保安業務は航空会社が主体となり行なってきた。

●改正案では保安検査に国が関与できるよう、新たな規定が明記される。

●国の関与については、今後策定される基本方針に示される予定。

委員会での浅野の発言要約

「今後の保安業務の強化に向けた基本方針の策定においては、有識者をメンバーとして含む会議を開き、現場の実態と要望を尊重した上で策定すべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本法案が成立次第、国が主体的な役割を果たすという観点から、現場の課題についてしっかりと関係者の皆さまの声を反映して、より良い制度に変えていく。」

赤羽国土交通大臣

航空法等の一部を改正する法律案　航空保安の確保に向け、責任主体の見直しを求める

2021.5.14（Fri）国土交通委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●政府の観光立国推進などにより、今後、訪日外国人の急速な増大が見込まれ、テロ・ハイジャックのリスクが高まっている。

●改正案では法律上、保安検査に関する規定がはじめて明記されるが、責任の主体はこれまで通り、空港施設内のエリアごとに民間に委ねられる。

●世界的にも民間（航空会社）が責任を負っている例はほとんどなく、責任分担の在り方について検討が必要。

委員会での浅野の発言要約

「エリアによって異なる主体が管理する現状は、リスク管理の観点から保安管理の脆弱性に繋がる懸念がある。
世界的な実態も踏まえ、責任主体の見直しを求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在我が国が行なっている、『航空会社が警備会社に委託をする保安検査』については見直すべきだ。今後、国がどう関与するのか具体的な対応を議論していく。」

赤羽国土交通大臣

2021年5月14日
国土交通委員会
（質疑要旨）

航空法等の一部を改正する法律案

国家レベルの課題に対し、適切な費用負担を求める

2021.5.14（Fri）国土交通委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●新型コロナウイルスの感染爆発により、航空業界は深刻な打撃を受けている。

●航空保安の費用は国と航空会社が半額ずつ負担しており平成28年度からはボディスキャナーなどの先進的保安検査機器導入費用として、国が1／2の補助を導入。（令和2年には補助が1／4に）

●テロ・ハイジャック対策は国家レベルの課題であり、責任主体の明確化とあわせて、適切な費用負担の在り方が必要。

委員会での浅野の発言要約

「テロ対策は事業者の責任だけではなく、国としてしっかりと守り抜く責任がある。この補助については国が責任をもって継続・拡充していくべきだ。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「主要空港における導入が一巡したことを受け、対象を国内線等に拡大し、国の補助を1／4とした。基本方針の中で国が主導的に取り組むことを明確に位置づけ、関係者と連携しながら課題について議論していく。」

和田政府参考人

航空法等の一部を改正する法律案

安全性確保に向け実効性のある対策を求める

2021.5.14（Fri）国土交通委員会（法案質疑）

現状・課題意識

●政府は3月9日、ドローンのレベル4飛行（有人地帯を補助者なしで目視外飛行）を解禁する改正案を国会に提出。

●改正案では機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度、この両方が創設される。

●仮に全ての機能が停止した場合、ドローンは重力に従い落下する。有人地帯での落下事故を防ぐためにも十分な対策が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「最悪の事態を想定し、ソフトウェアのフェールセーフ機能のみならず、パラシュートなど物理的な安全装置も含めた要件化を求める。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「有識者会議の議論を踏まえつつ、ハード・ソフトの両面から機体や飛行のリスクに応じた技術的な検討を進め、レベル4飛行に求められる高い安全性の確保していく。」

和田政府参考人

第二百四回国会　衆議院　国土交通委員会議録　第十六号

令和三年五月十四日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長	あかま二郎君		
理事	古賀　篤君	理事	谷　公一君
理事	土井　亨君	理事	平口　洋君
理事	簗　和生君	理事	城井　崇君
理事	小宮山泰子君	理事	岡本　三成君
	秋本　真利君		井上　貴博君
	泉田　裕彦君		岩田　和親君
	小里　泰弘君		加藤　鮎子君
	門　博文君		金子　恭之君
	神田　憲次君		菅家　一郎君
	小林　茂樹君		高村　正大君
	田中　英之君		田中　良生君
	髙木　啓君		中谷　真一君
	中村　裕之君		野中　厚君
	鳩山　二郎君		深澤　陽一君
	細田　健一君		堀井　学君
	三ッ矢憲生君		宮澤　博行君
	八木　哲也君		山本　拓君
	荒井　聰君		伊藤　俊輔君
	岡本　充功君		辻元　清美君
	広田　一君		松田　功君
	道下　大樹君		山本和嘉子君
	北側　一雄君		吉田　宣弘君
	髙橋千鶴子君		井上　英孝君
	浅野　哲君		古川　元久君

国土交通大臣　赤羽　一嘉君
国土交通副大臣　大西　英男君
国土交通大臣政務官　小林　茂樹君
国土交通大臣政務官　鳩山　二郎君
政府参考人（内閣官房小型無人機等対策推進室審議官）　島田　勘資君
政府参考人（警察庁長官官房審議官）　檜垣　重臣君
政府参考人（警察庁長官官房審議官）　宮沢　忠孝君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　福永　哲郎君
政府参考人（国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官）　久保田雅晴君
政府参考人（国土交通省自動車局長）　秡川　直也君
政府参考人（国土交通省航空局長）　和田　浩一君
政府参考人（運輸安全委員会事務局長）　城福　健陽君
国土交通委員会専門員　武藤　裕良君

委員の異動

五月十四日

辞任　補欠選任

秋本　真利君　高村　正大君
工藤　彰三君　細田　健一君
鈴木　貴子君　野中　厚君
浅野　哲君　古川　元久君

同日

辞任　補欠選任

高村　正大君　秋本　真利君
野中　厚君　鈴木　貴子君
細田　健一君　宮澤　博行君
古川　元久君　浅野　哲君

同日

辞任　補欠選任

宮澤　博行君　神田　憲次君

同日

辞任　補欠選任

神田　憲次君　八木　哲也君

同日

辞任　補欠選任

八木　哲也君　工藤　彰三君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）

○あかま委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、航空法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官久保田雅晴君、自動車局長秡川直也君、航空局長和田浩一君、運輸安全委員会事務局長城福健陽君、内閣官房小型無人機等対策推進室審議官島田勘資君、警察庁長官官房審議官檜垣重臣君、長官官房審議官宮沢忠孝君及び経済産業省大臣官房審議官福永哲郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○あかま委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○あかま委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。辻元清美君。

○辻元委員　立憲民主党の辻元清美です。

航空法等の一部を改正する法律案について、まず初めに、保安検査の受検の義務づけ等に係る制度の創設についてお伺いしたいと思います。

大臣にお伺いします。

今回の改正によって、国は、危害行為防止基本方針を策定することとなっております。テロの危険については今までもずっと指摘されてきたわけなんですけれども、なぜ今になって方針を策定することになったのか、もっと早くすべきだったんじゃないかと思うんですが、なぜ今か、まずお答えください。

○赤羽国務大臣　特に、保安検査につきましては、私、一昨年の九月の十一日に大臣に就任をいたしましたが、就任直後から検査をめぐるトラブルが、発生が続きました。また、私自身も様々現地の調査をしながら、保安検査員の担い手の不足ですとか、現場での労働環境、待遇の問題等々、構造的な要因の存在などがあるということに直面したわけでございます。

こうしたことは、国交省として保安検査に係る課題を抜本的に解決していくべきだということを私自身も指示をいたしまして、昨年六月から学識経験者ですとか保安検査の関係者で構成する有識者会議で議論を重ね、本年三月に中間取りまとめを行ってきたところでございます。

これを受けまして、保安検査の受検義務ですとか検査会社に対する国の監督の強化等に加えまして、国土交通大臣が基本方針を策定する。これは、基本方針の中身は、ハイジャックですとかテロ等の危害行為を防止するための基本方針を策定するということにしたところでございます。この基本方針におきまして、国が主体的に保安対策全体の総合調整を行うとともに、諸課題の解決に向けて国が主導的役割を果たすということも明記させていただいております。

こうした課題の解決を全力で図りまして、より一層の航空安全対策の強化を図ることとしたく、今国会に法案を提出させていただいた、そうした次第でございます。

○辻元委員　今、大臣の御答弁の中にも、保安検

保安検査が実施されるよう取り組んでいきたいと考えております。

それから、御指摘のあった二点目でございますけれども、委員御指摘のとおり、保安検査の実施主体は、日本は航空会社がやっておりますけれども、これが国であったり、それから空港会社であったりというケースがございまして、それぞれにメリット、デメリットがあります。

したがいまして、そのメリット、デメリットをしっかりと把握した上で、誰にやっていただくのが一番適切なのか、効果的なのかということをしっかり議論をしていきたいと思っております。これにつきましても、基本方針の中でしっかり書いて、できる限り早期に議論をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○井上(英)委員　局長、答弁ありがとうございます。是非お願いしたいと思います。

そしてまた、保安検査の義務違反なんかを取り締まっていく上において、やはり警察の役割というのは重要だというふうに思います。宮沢審議官、これの実効性をしっかりと担保できるか、取組方針について答弁いただきますようにお願いいたします。

○宮沢政府参考人　お答えいたします。

警察におきましては、空港におけるテロやハイジャック等の未然防止を図るため、平素から空港管理者等と緊密に連携をして、空港施設内でのパトロール、保安検査場付近での警戒等に当たっております。また、保安検査に際して違法行為等が発生した場合には、保安検査員等と連携して適切に対処しております。

警察としては、この度の法改正により保安検査の義務づけがなされた後においても、引き続き、空港管理者等と緊密に連携しながら、警戒警備を徹底し、テロ等の未然防止に万全を期してまいります。

○井上(英)委員　ありがとうございます。是非よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、ドローンについてお聞きしたいんですけれども、和田航空局長にお聞きをしたいと思います。

今回の法案で、昨年は登録制度について少し改正があり、今回は安全性それから認証制度についての議論ということになっています。安全性をしっかりと確保していくということももちろんですし、そしてまた機体の認証制度ですね。ですから、これも充実させていってもらうというのはいいですし、この法の改正後のドローンというのは非常に安全にいけるんじゃないかなというふうには思うんですけれども、私は、去年の登録制度から非常にこだわっている点があって、そこを改めてちょっとお聞きをしたいと思うんです。

法改正されたことによって、登録が事後になっていって、そして、性善説で、自主登録をしていただく、届出をしていただくという形になります。もちろん、しっかりとした所有者は申請をして登録してくれると思いますけれども、例えば、犯罪を企てるなどの性悪説的発想の方も恐らくおられるのではないか、警察もそういうところが心配されるのではないかなと思うんですけれども、そういったものをしっかりと監視、管理できるような体制というのをやっていくべきだと思うんですけれども、和田局長、ちょっとお答えいただけたらと思います。

○和田政府参考人　お答え申し上げます。

無人航空機の登録制度におきましては、他の交通モードの例と同様、無人航空機の所有者が申請をし、国土交通大臣が登録を行う仕組みとなっております。単に制度を創設したのみでは、所有者に確実に登録していただくことは難しいと考えております。

このため、登録の確実な実施を担保できるよう、まずは、登録を受けずに無人航空機を飛行させた場合や、登録記号の表示の措置を講じずに飛行させた場合には、罰則を設け、強制力を持たせているところでございます。

また、運用面におきましても、できるだけ簡便で申請者負担の少ない手続とするためのオンラインシステムを構築すること、また、利用者の団体やメーカー等に御協力をいただき、周知の徹底を図ること、それから、販売店に対しまして、購入者が購入時に登録手続を行えるようにするための補助、助言について協力を要請することなど、関係省庁や民間ともしっかりと連携をしながら、あらゆる取組を講じて、無人航空機の所有者の方が確実に登録を行っていただけるよう、施行に向けて全力で取り組んでまいります。

○井上(英)委員　局長、済みません、ばたばたさせて。ありがとうございます。

是非、抑止力になって、そういったドローンの犯罪に使われないようになるべくしていくということが大事なのではないかなと思います。

機体の認証制度については、私はすばらしいことだと思いますので、しっかりと安全飛行が確保できるようにしていただきたいと思います。

最後に、ドローンも含めて、やはり非常に魅力的な業界だと思います。ただ一方で、ほとんどのドローンが今中国製ということになっています。

今日は経済産業省にも来ていただいていますけれども、今後のドローンの活用が拡大していく中で、情報セキュリティー面を含めて、安全性、信頼性の高いドローンの開発、流通を後押ししていくべきだと思います。さらには、二〇二五年の空飛ぶ車もしっかり推進していただくように、経産省、お答えいただけますでしょうか。

○福永政府参考人　お答えします。

ドローンは、警備、災害時対応、インフラの点検といった、政府を含めた様々な業務用途でニーズが拡大しております。サイバーセキュリティーを含めた、先生御指摘のとおり、安全性や信頼性を確保していくことが重要となってきております。

このため、経済産業省としては、令和元年度の補正予算において、高い飛行性能や操縦性、セキュリティー、低コストを実現するドローン基盤技術の開発を支援し、安全、安心なドローン作りを推進しております。既に機体開発はおおむね終了し、現在、量産体制の構築を進めており、年内には政府の調達市場に投入予定でございます。

加えて、この安全、安心なドローンに対して電力会社等の民間事業者からも関心が寄せられておりまして、今後、政府のみならず民間事業者における導入を進めることで、低コストで安全性、信頼性の高いドローンの利活用を促していきたい、こう考えております。

あわせて、御関心の空飛ぶ車の実現に向けては、二〇二三年の事業開始、二〇二五年の大阪・関西万博での活用を見据え、引き続き、国土交通省、民間事業者、万博協会、大阪府、大阪市とも連携しながら、制度整備の議論や技術開発の支援をしっかり進めていきたいと思っております。

○井上(英)委員　どうもありがとうございます。

大臣、済みません。

○あかま委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、よろしくお願いいたします。

時間が限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

本日は、航空法の改正ということで、二つ、テーマを絞りまして質問いたします。一点目は保安業務、二点目はドローン規制についてです。

まず、保安業務についてなんですけれども、まず大臣にお伺いできればと思いますが、今回の法改正によって、今後の保安業務の強化に向けた危害行為防止基本方針について大臣が定めることとされておりますが、こちらについては、空港等の設置者など及び有識者をメンバーとして含む会議を是非開催いただいて、しっかり現場の実態、現場の要望を尊重した上で策定をしていただきたい、しかも早期に策定をしていただきたいというふうに思います。そして、現場からもこういった要望が届いておりますが、これについて、大臣の御見解をまずは伺いたいと思います。

○赤羽国務大臣　ありがとうございます。

今回の法改正によりまして、航空における保安検査に国が関与できるような形というのを、法改

正をお願いしております。成立次第、そこを国が主導的な役割を果たすという観点から、今現場で懸念とされている課題について、有識者の方々、また関係者の皆様、現場のことをよく知っている方たちの声を反映させていただきながら、しっかりいいものに変えなければいけない、こう決意をしております。

○浅野委員　ありがとうございます。

今、大臣もおっしゃっていたように、これまで、保安業務というものは航空会社が主体となって行ってきている実態がございます。ただ、この重要性に鑑みて、これから国も関与していくということで、これ自体は私は評価をしておりますけれども、やはり業務経験、現場の知識等を十分に踏まえたものであるべきだとも思いますので、今の大臣のお言葉をしっかりと実行に移していただきますように、改めてお願いをさせていただきます。

続いて、二問目になりますが、今回の法改正によって、第百三十一条の二の三第一項では事業者の責務というものが規定をされているんですが、ここには、事業者が危害行為を防止するために必要な措置を講じなければならないというような記載がございます。この中に国という言葉は入っていないんです。

やはり、今大臣のお考えにもありましたように、国がこれから主体的に関与し始めるということで、国の関与も明記すべきではないか、必要なのではないかというふうに思うわけですけれども、なぜ事業者のみの責務規定となっているのか。

そして、別の法律になりますが、交通安全対策法第三条という部分では、国がこういった安全に対しても実施する責務を有するというふうに明記がされております。この交通安全対策法第三条と矛盾は生じないのか、この辺りを御答弁いただければと思います。

○和田政府参考人　お答え申し上げます。

航空保安対策は、国が全体の制度を設け、航空会社、空港会社、ターミナルビル会社等、それぞれの関係者が必要な対策を実施しているところでございます。これに加えまして、今般の制度改正により、航空保安対策における国の主導的な役割を強めていくこととしております。

具体的には、新たに国土交通大臣が危害行為防止基本方針を策定することとし、その中で、国が主体的に航空保安対策全体の総合調整を行うことを位置づけることといたします。また、先進機器の導入や検査員の労働環境の改善など、現場における様々な課題の解決に向けて、国が主導的に取り組むことなどを明確化いたします。

さらに、国は、必要に応じて、基本方針に基づき、関係者に対し指導助言を行うこととしており、これらの取組を通じて、航空保安対策の一層の強化に向け、国としても主体的に関与してまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今の答弁、少し専門的で分かりにくい部分もあるかもしれませんが、要するに、国が、交通安全対策法の第三条で規定されている国の責務というのは、ただ単に保安業務とかピンポイントな業務を実行するにとどまらず、方針の策定や助言指導も含めた広範な役割を実施する責務であるというふうに解釈をしているのだというふうに理解をいたしましたが、それはそのとおりだと思います。

ただ、ほかの委員の方も今日の質疑の中で触れておられましたけれども、やはり保安業務については、この役割分担について、私も、その見直しがこの後も必要ではないか、このような考えを持っておりますので、これからその点についても質問をさせていただきます。

まず、この保安検査に対して、昨年、令和二年に、保安検査に関する有識者会議というものが行われてまいりましたけれども、この中でも有識者から指摘されていたように、空港関連施設内ではエリアによって異なる主体が管理をする体制となっております。一般的に、リスク管理の観点からいえば、このような体制というのは保安管理の脆弱性につながるのではないかという懸念が持たれるのは至極当然で、実際、有識者会議の中でも指摘されておりました。

保安検査については、世界的に見ても、先ほどの答弁にもありましたが、国や空港会社が担っている国も多くございます。むしろ航空会社が担っている国というのは全体的に見れば少ない、こういう実態がございますので、先ほどの答弁でもありましたが、大臣が今後定める予定の計画の中では、この役割分担の在り方についても記載したいというような答弁がございました。是非これは検討いただきたいと思いますが、改めてその方向感も含めて御答弁をいただければと思います。よろしくお願いします。

○赤羽国務大臣　現在我が国がやっている保安検査につきましては、航空会社が委託をして警備会社が現場で行っている、こうした状況はやはり私は見直すべきだというふうに思っております。有識者の皆様からも様々な意見をいただいておりますし、今回の法改正が成立次第、この点が一番、ある意味では主要なところだと思いますので、国が主体にやっているところもあれば、空港会社が、まあ、空港会社が主体でやっているところが多いかと思いますが、いずれにしても、そこに、具体的な主体はどうであれ、国がどう関与するのかといったことも是非議論していただいて、今回、国が主導的な役割を果たすということでの法改正でございますので、法改正の趣旨が反映できるような具体的な対応を議論していただきたい、こう思っております。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

これは私からの意見になりますが、その際、是非、基本、航空会社が保安検査を行う場合、万が一、例えばハイジャックや事故が起きて賠償責任が生じた場合には、モントリオール条約というのがございまして、賠償の上限が設定されているということであります。

ただ、これが、じゃ、国が行う場合や空港会社が行う場合、どうなのかといったところの考え方の整理というのは非常に重要な観点だというふうに私は考えておりますし、有識者会議の中でも指摘されておりました。

是非その辺りの、仮にほかの事業者がこれから関与する可能性が生じた場合には、その辺り、事業者側の不安を払拭するような検討は早期に行っていただき、しっかり公表していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いてなんですけれども、この保安対策費用について一問、質問させていただきます。

テロ、ハイジャック対策費用については、昭和四十五年のよど号ハイジャック事件以降、検査設備の強化が進められてまいりましたが、この中で、政府は、平成二十八年度から、ボディースキャナーなどの先進的保安検査機器導入費用の半分を補助しております。

今日の午前中、道下委員の質問に対する回答の中でも、機器に百十三億の補助、人件費として八十三億の補助をしてきているという答弁がございました。

私もその施策というのは評価をしたいと思いますが、ただ、これ、令和元年はそうだった。令和二年はどうなのかというと、令和二年度については、この補助率が二分の一から四分の一に減らされているという話も聞いております。

今、コロナ禍で、ただでさえ事業者が苦しい中で、さらには、テロ対策の重要性が依然として高い中で、なぜこの補助率が低下してしまったのか、その理由を教えていただきたいことと、望ましくは、この補助率というのは国が責任を持って補助を継続、そして拡充していくべきだと思いますが、この点に関する見解を伺います。

○和田政府参考人　お答え申し上げます。

我が国では、ハイジャック対策として航空会社が検査機器を設置しており、その費用は、航空会社と空港管理者が二分の一ずつを負担をしております。

国際テロ対策や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえまして、平成二十

八年より、国際線定期便が就航する空港を対象として、ボディースキャナーなどの先進的な検査機器を緊急的かつ集中的に導入するため、航空会社負担分である設置費用の二分の一を国が補助してまいりました。

昨年夏以降は、主要空港における導入が一巡したということを受けまして、補助対象を国内線等にも拡大をしたということでございます。その際、航空会社負担分の二分の一、すなわち設置費用の四分の一を補助することを通じて、導入を今図っているところでございます。

先進的な検査機器の導入や検査体制の強化につきましては、今般策定する危害行為防止基本方針の中で国が主導的に取り組むことを明確に位置づけるとともに、関係者ともしっかりと連携をし、いろいろと課題について考えてまいりたいと思います。

○浅野委員　オリンピックに向けた措置としての性質があったということでありますが、やはりテロ対策や、この保安、守る業務というのは、これは航空会社、事業者の責任だけではなく、やはり国としてしっかりと安全、安心を守り抜くという責任も当然ながらあると思います。

先ほど大臣も答弁されていたように、これから基本方針を作成する中で、その辺りの役割分担、責任範囲の明確化がされるのであれば、その際には、この費用補助についても、その在り方を含めて、是非見直しをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間が僅かになってまいりましたので、次はドローンの質問をさせていただきます。

私も、これまでこの委員会で、ドローンが今後レベル4の飛行をする際、要するに、人が存在している地域の上空をドローンが飛行する場合が想定されるわけですけれども、これまで、有人地帯でない地域で飛ばすのと、有人地帯で飛ばすのとでは、万が一のときに対する備えの考え方というのはやはり変えなければいけないと思います。

特に、上空を飛行している間、どんな異常が起こるか分からない、そして、飛んでいるのはドローンだけではありません。様々な動物、ほかのドローン、障害物がございます。こういった中でも、間違いなく地上にいる人間を、国民を保護できるように対策を打っておく必要があると思いますので、レベル4で飛行するドローンについては第一種機体認証における安全基準を満たす必要があるというふうに今回されておりますが、この安全基準には、是非、最悪の事態を想定したフェールセーフ機能、ソフトウエアのフェールセーフ機能のみならず、ハードウエア的な、例えばパラシュートという例も有識者の議論ではありましたが、そういった物理的な安全装置も含めて要件化すべきではないかと思うわけですけれども、政府の見解を伺いたいと思います。

○和田政府参考人　お答えいたします。

第一種機体認証は、第三者上空を飛行することが前提となるために、特に高度な機体の安全性を求めるとともに、万一不具合などが発生した場合に備え、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要と認識をしております。

第一種機体認証の安全基準の検討に当たっては、例えば、不具合発生時でも安全に制御できる機能、いわゆるフェールセーフ機能が正常に作動すること、また、落下した際の衝撃を緩和するためのプロペラガード、パラシュート等を装備することなどを含めまして、関係者の御意見を踏まえつつ、ソフト、ハードの両面から機体や飛行のリスクに応じた技術的な検討を進め、レベル4飛行に求められる高い安全性の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

ドローン自体は、これから新しい産業の創出や利便性を高める重要なものになっていくと思います。是非、確実な安全確保の下で更なる普及策を取っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○あかま委員長　これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○あかま委員長　これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

○高橋（千）委員　私は、日本共産党を代表して、航空法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

新型コロナ感染拡大の下で航空業界は深刻な苦境に陥っており、航空ネットワークを維持、確保するため、国が支援に乗り出すことは必要なことです。しかし、最大の問題は、雇用の維持が明確でないことです。

昨年十二月に改定されたコロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージにおける雇用維持に対する支援策は、厚労省の、コロナ特例措置が一部を残して終了した雇用調整助成金や産業雇用安定助成金だけです。

これまでも政府は、経営難に陥った航空会社への支援の前提として、経営基盤強化の名による徹底した合理化、人件費等コスト削減を求めてきました。リーマン・ショック後の日本航空の経営破綻に際し、国の支援と引換えに、再生計画に基づき一万六千人の人員削減が実施され、二〇一〇年末には百六十五名の整理解雇が強行されました。ILOから四次にわたる勧告を受け、不当労働行為が最高裁で確定したにもかかわらず、解決に至っておりません。

本日は、雇用の維持について、国の方針に書くとの答弁がありました。新型コロナ感染拡大による苦境を、リストラ、人員削減の口実にすべきではないことを、改めて指摘をしておきます。

さらに、支援施策パッケージは、航空ネットワークの維持、確保といいながら、訪日旅行者二〇三〇年六千万人の政府目標に固執したポストコロナの成長戦略にほかなりません。国管理空港運営権者などに対する無利子貸付けも、その内容は成田空港の第二滑走路延伸、第三滑走路新設など、既存の開発計画を支援するにすぎず、ネットワークの維持とは無縁のものです。そもそも、コンセッション空港に対する国の財政支援は、民間の知恵と資金の活用等により空港経営の徹底的な効率化を図るなどといって推進した当初の目的の破綻と言わざるを得ません。

法案に反対する第二の理由は、ドローンのレベル4、有人地帯上空の補助者なし目視外飛行を解禁することは時期尚早であるからです。

ドローンの機体認証及び操縦ライセンスについては必要なことです。しかし、第三者上空の飛行については、国交省自身も安全確保の手法、技術を確立できていないとし、電波断絶による墜落の危険など、安全面で多くの課題が指摘されています。なお、機体認証と操縦ライセンスの取得によって、これまで毎回必要だった許可、承認が不要となることにも懸念があります。

また、第三者上空の合意なしの飛行は、民法に基づく土地所有権の侵害に当たることが指摘されながら、未解決のままの見切り発車になります。コロナ禍で遅れているレベル3の実証実験などを丁寧に積み上げていく中で、実現性について慎重に見極めるべきであります。

なお、保安検査を航空法上明確にし、国がハイジャック、テロ等を防止する危害行為防止基本方針を策定し、保安検査の受検義務づけなど、国の関与を強めることは必要なことです。

しかし、航空会社や警備会社など民間任せの仕組みは変わらず、保安検査員の処遇改善につながる踏み込んだ支援もなく、実効性が担保されていません。米国では、二〇〇一年の同時多発テロ以降、それまで民間が担っていた保安検査を国の機関である運輸保安庁、国家公務員が担うようになっています。日本でも、保安検査員の処遇改善、地位向上を図りながら、将来的に保安検査を国が責任を持って実施するよう検討するときだと思います。

以上述べて、討論とします。

○あかま委員長　これにて討論は終局いたしました。

閉会中審査

2021年6月17日～2021年9月9日

2021年6月17日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　五輪競技会場内や周辺エリアにおける酒類提供について

2021.6.17（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言解除）

現状・課題意識

●飲酒を伴う会食は、飲酒を伴わない場合に比べて約2倍程度感染リスクが高い

●まん延防止等重点措置は酒類の提供を停止させる命令権限がある

●五輪の競技会場内や周辺エリアにおける酒類の販売、提供は今の状況では控えるべき

●競技会場内での飲食提供はIOCや組織委員会、周辺エリアは東京都が検討している

委員会での浅野の発言要約

「競技会場内での飲食提供について、IOCや組織委員会が検討しているとのことだが、東京都知事が停止命令をかけた場合、従う義務が生じるのか」

政府の答弁要約

「今、承知しているのは、IOCや組織委員会で引き続き検討されているということで、その点については承知していないため確認したい」

新型コロナウイルス緊急事態宣言　五輪に参加する選手等の行動管理について

2021.6.17（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言解除）

現状・課題意識

●先日発表された五輪のプレーブックでは、参加する選手などが日本到着から三日以内に活動する場合には、GPSによる行動管理を義務づけることとなっている

●プレーブックの内容遵守について本人同意を得た上で、行動に疑義があった場合や陽性が判明した場合に、地図アプリの位置情報保存機能の活用により行動履歴を確認する

委員会での浅野の発言要約

「事後的な追跡調査だとリアルタイムでの捕捉、未然防止というのは難しい。具体的な方法をどうするのか」

政府の答弁要約

「プレーブックに違反した場合には、大会からの失格、金銭制裁、退去強制手続きも明記されており、運用の在り方について引き続き検討を進めている」

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第四十八号（閉会中審査）

令和三年六月十七日（木曜日）

午後二時開議

出席委員

委員長　髙木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

高村　正大君　武部　新君

本田　太郎君　吉川　元君

塩川　鉄也君　遠藤　敬君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

六月十七日

辞任　補欠選任

武内　則男君　吉川　元君

同日

辞任　補欠選任

吉川　元君　武内　則男君

六月十六日

一、行政監視院法案（辻元清美君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三一号）

二、国会法の一部を改正する法律案（辻元清美君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三二号）

三、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案（階猛君外三名提出、衆法第六号）

四、国会法の一部を改正する法律案（階猛君外三名提出、衆法第七号）

五、国会法等改正に関する件

六、議長よりの諮問事項

七、その他議院運営委員会の所管に属する事項

の閉会中審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の事前報告に関する件

○髙木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について御報告いたします。

国民の皆様の御協力により、全国の新規陽性者数は減少が続いておりますが、現在、緊急事態措置を実施している十の都道府県のうち、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の七都道府県については、各指標についておおむねステージ3相当以下であり、特に医療提供体制への負荷の軽減が見られておりますが、人の流れが増加傾向にある中で、変異株も想定し、リバウンドを防ぐ必要があることから、飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請を始め、引き続き、強い対策を継続する必要があります。

また、沖縄県については、新規陽性者数は、減少に転じたものの、依然としてステージ4相当の高い水準であり、病床使用率も高い水準が継続していることから、感染の水準を抑えて安定的に引き下げ、病床を安定的に確保できるようにする必要があります。

一方で、岡山県及び広島県については、新規陽性者数の減少が続き、医療の逼迫もおおむね解消され、ステージ3相当から2以下となっております。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、緊急事態措置については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県を六月二十日をもって除外し、区域を沖縄県のみに変更するとともに、期間を七月十一日まで延長すること、そして、緊急事態措置から除外したうちの北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、六月二十一日から七月十一日まで蔓延防止等重点措置の対象とすることについて、御了承をいただきました。

なお、緊急事態宣言延長の要請があったのは沖縄県からのみであり、その他の都道府県からはいただいていない旨申し添えます。

また、蔓延防止等重点措置を実施している五つの県についても、それぞれの地域における感染状況等を勘案し、埼玉県、千葉県及び神奈川県の三県については、新規陽性者数の減少傾向が鈍化し、横ばいになってきていることや、東京都との一体性を考え、期間を七月十一日まで延長すること、一方、岐阜県及び三重県については、感染状況が落ち着き、病床も安定しており、おおむねステージ2以下となっていることから、六月二十日をもって終了することについて、御了承いただいたところであります。

この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

今般、緊急事態措置から蔓延防止等重点措置の対象区域とされる都道府県においては、引き続き、飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請を徹底するとともに、酒類の提供について、事業者の方々の理解を得ながら、感染対策を効果的、持続的なものとするため、感染対策にしっかり取り組んでいる店舗は十九時まで提供できることとし、それ以外の店舗には、酒類の提供を行わないよう要請することとします。ただし、地域の感染状況等に応じ、知事の判断で酒類提供を停止していただくこともできるものといたします。

また、引き続き、日中を含めた不要不急の外出の自粛や、テレワークの徹底等による出勤者数の七割削減などの協力の要請など、ステージ2相当以下に下げることを目指し、徹底して感染拡大を抑え、病床を安定的なものとすべく取り組んでまいります。

本日の分科会においては、多くの委員から、変異株、デルタ株による感染拡大を念頭に、今後リバウンドが起きることを想定しながら、引き続き、強い措置を継続、強化することについて、御意見がありました。

特に、ワクチン接種を加速すると同時に、検査の拡充を図り、ＱＲコードなどＩＣＴ技術を活用した対策や下水サーベイランスなど新たな手法も導入していくべきこと、また、東京都では人流の増加が見られリバウンドの兆候もあることから、リバウンド対策の徹底を行い、感染再拡大があればちゅうちょなく緊急事態宣言などの対策を講じるべきことなど、いわば分科会としての強い御意

見をいただきました。こうした議論をしっかりと受け止め、取組を強化、徹底してまいります。

感染状況や病床の状況に応じて必要となれば、緊急事態宣言あるいは蔓延防止等重点措置について、ちゅうちょすることなく機動的に対応してまいります。

国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、ワクチン接種を円滑化、加速化させながら、都道府県と緊密に連携し、感染拡大の防止に向けた取組を徹底し、何としても感染拡大を抑えてまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○高木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。武部新君。

○武部委員　自由民主党の武部新です。

新型コロナ感染症で亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。

そして、これまで感染防止対策に御協力をいただいている全ての国民の皆様方に心から感謝を申し上げます。

今回、沖縄県を延長、それ以外の都道府県について、緊急事態宣言の解除、あるいは蔓延防止等重点措置へと移行することになりました。その根拠と理由について伺います。

また、依然、医療提供体制が逼迫している地域もあります。感染力の強いインド型変異株の感染拡大の懸念もあります。引き続き蔓延防止策をどう講じていくか、質問いたします。

○西村国務大臣　沖縄県につきましては、新規陽性者数が依然として非常に高い水準であること、そして病床も逼迫しているということで、緊急事態宣言の措置を延長することといたしました。

その他の地域につきましては、病床を安定的に確保できておりますけれども、まさに変異株を念頭に、リバウンドも起こる可能性、そうしたものも想定しながら、蔓延防止等重点措置の対象にしたところでございます。

医療につきましては、例えば北海道におきましては、病床確保について各省から、道と連携しながら、所管する、関係する公的病院あるいは準公的病院について、増床について協力要請を行って、六月十五日時点で四月末に比べて七十九床増床をしてきておりますし、さらに、道においても、増床すべく今全力を挙げているというふうに伺っております。厚労省からも、ＤＭＡＴのチーム四名、クラスター班二名、二名ずつですね、現地と遠隔でこうした支援も行っているところであります。

変異株につきまして、特にデルタ株のスクリーニングを全陽性者数の四割実施するということを目指して今取組を強化しているところでありまして、現在、二十の都道府県においては、既に地方の衛生研究所でゲノム解析も行っております。さらに、国立感染症研からこうしたゲノム機器の無償提供を二十二の研究所に更に追加で行っていくということで、技術移転を実施しております。

いずれにしても、変異株の状況も含めて、感染状況、病床の状況を見ながら、必要となればちゅうちょなく緊急事態宣言措置あるいは蔓延防止等重点措置、機動的に対応し、感染を抑えていきたいというふうに考えております。

○武部委員　飲食店などの営業時間の短縮や酒類提供の制限等が経済に与える影響が大きく、経営者の方々から限界という声も聞こえています。どのような支援で経済を維持する、あるいは再開をさせていきますか。

また、この局面で、国民の皆様方にどのような行動をお願いされますか。

○西村国務大臣　御指摘のように、長引くこの対策の中で、事業者の皆さんには大変厳しい状況に置かれていると思います。支援策をしっかりと講じていきたい、迅速に講じていきたいというふうに考えております。

特に、飲食店の皆さんには、事業規模に応じてということで、日額最大二十万円、月額で最大六百万円の協力金の支援、これをできる限り早く行っていくということで、都道府県と連携して対応していきたいと思っております。

また、酒類を提供する飲食店と直接間接に取引のある、いわゆる酒類の販売業者、この皆さん方も大変厳しい状況に置かれております。

今、中小法人二十万円、個人事業者十万円の月次の支援金、これについても、期間を延長すべく最終調整を行っているところでありますけれども、この月次支援金に加えて、酒類の販売事業者に対しては、この上限額に上乗せしたり、あるいは要件を五〇％減少から緩和する場合に、地方創生臨時交付金を活用して、都道府県と連携して支援拡充を行ってきているところであります。

いずれにしましても、事業者の皆さんに御協力いただけるよう、支援策をしっかりと充実させ、また、迅速に対応していきたいと考えております。

そして、今日も、分科会で専門家の皆さんからは、リバウンドに対する対処、このことを強く御指摘いただいたところであります。

ワクチン接種を加速すると同時に、それも見ながら、検査の拡充とか、あるいは様々なテクノロジーを使って検知していくこと、こういったことを進めていきたいと考えておりますが、国民の皆様には、まさに、ワクチン接種が進む中で、今が我慢のときだと思いますので、引き続き、マスクを隙間なく着けていただくことなどを含めて、感染防止策を徹底していただければというふうに考えております。

○武部委員　最後に、ワクチンについてお聞きします。

ワクチン接種が感染拡大の抑制に効果が高く、国民の皆様も、早く、一日も早く接種したいと、期待も非常に大きいと思います。しかし、医師など医療資源が不足している地方では、職域接種を開始したくてもなかなか難しいという声も聞きます。

ワクチン接種の更なる加速化を政府はどのように進めますか。質問いたします。

○西村国務大臣　まず、医療人材を確保するために、歯科医師、救急救命士、薬剤師などの協力を得ながら、接種単価の引上げ、上乗せなど財政支援も含めて取組を行ってきているところであります。

また、医師が足らない、あるいは看護師さんが足らないということに対応して、尾身先生、尾身会長が共同代表を務めておられますＮＰＯが支援をしております。その団体で医師五千四百名を超える登録がありますし、また、それぞれの看護協会が運営するナースセンターに看護職一万四千名以上登録がなされておりますので、是非御利用いただきたいと思いますし、私どももマッチングに全力を挙げていきたいと思います。

あわせて、中小企業の皆さんも含めて、しっかりと支援をしながら、職域の接種を更に進めていきたいというふうに考えております。

様々な自治体あるいはそうした職域を進めようとしておられる事業体の皆さん方から相談を受けながら、私の立場でも全力を挙げてサポートしていきたいというふうに考えております。

○武部委員　以上で発言を終わります。ありがとうございました。

○高木委員長　次に、吉川元君。

○吉川（元）委員　立憲民主党の吉川元です。

この場に総理がいらっしゃらないこと、大変理解に苦しみます。そのことを申し上げて、質問に入ります。

東京では、前回の宣言解除時に比べて、新規感染者が約三〇％多い状態です。にもかかわらず、今回解除に至った理由を教えてください。

○西村国務大臣　本日の分科会でも議論のあったところでありますけれども、各指標についておおむね3相当以下、特に、今日は、病床が安定してきている、逼迫するのを抑えて安定しているということから、除外をするということで、専門家の皆さんの御意見もいただいた上で、ここは最終的には全会一致でそのように了解をいただいたところであります。

ですけれども、いきなり五〇％になるんではなく、一万人というのを一か月程度置いてから、更に状況を見て緩和するかどうかということを判断していくということで、この一万人という判断に当たっても、専門家の皆さんから満場一致で了解をいただいたところであります。

○塩川委員　このような夏に更に人の移動を拡大するオリンピックを開催すれば、一層の感染拡大を招く懸念があります。子供の運動会や修学旅行が中止になっているのに、何でオリンピックだけ特別にやるのか、こういう国民の声にどう応えますか。

○西村国務大臣　国民の皆さんの中には、様々な御意見、御心情を持っておられると思います。私どもとして、丁寧に御説明をしながら、感染のリスクをできる限り下げていく、このことに全力を挙げて、できる限り多くの方に御理解をいただけるように取り組んでいければというふうに考えております。

○塩川委員　オリンピックだけ特別扱いなのかという声に応えているとは思えません。

菅総理は、国民の命と健康が守れないなら五輪をやらないと述べました。

コロナ対策担当大臣として、総理に五輪の中止を進言すべきではありませんか。

○西村国務大臣　菅総理も、先般、国会で答弁されましたとおり、国民の皆さんの命と健康を守るのが最優先ということであります。そのことが第一ということは当然であります。

感染リスクをできるだけ下げるべく、専門家の意見もしっかりと受け止めながら、対応していきたいと考えております。

○塩川委員長　終わります。

○高木委員長　次に、遠藤敬君。

○遠藤（敬）委員　日本維新の会の遠藤敬でございます。

西村大臣、本日もよろしくお願いいたします。

今日は、大規模接種についてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、時期によりましては八割空いていると。八割埋まっているのかなと思ったら、八割空いているというのも報道に、耳にいたしますが、これはなぜ八割も空いているのか。来週はちょっとましなんですかね、今週が厳しいんですかね。

そういった時期で、早く打たなければということで職域も進んでまいりますけれども、なぜ行かないかとちょっと地元の人に聞いてみると、遠いところに行くのは嫌だという方もおられます。一方、ファイザー社が一次承認されて、二次承認がモデルナだということで、どうも、これは報道もそうでありますけれども、違いというのがよく分からないということでちゅうちょしているという方が多くおられるとお聞きしますが、その辺の見解は、どう政府として考えておられますか。

○西村国務大臣　御指摘のように、大規模接種会場に行くには交通機関なり歩いたりすることが必要になりますので、高齢者の皆さんにとっては少し心理的にハードルがあるんだと思います。

今、かかりつけ医の接種が各地で始まっていますから、やはり親しみがあって、ふだんからなじみのある先生に打ってもらおう、しかも近いということで、その接種が進み始めたことによる空きが出てきているんだろうというふうに思います。

その上で、ファイザーのワクチンとモデルナのワクチンについては、これは京大の山中教授がまさに言っておられるとおりなんですけれども、同じ技術から、メッセンジャーＲＮＡの技術から誕生していますので、まさに双子のワクチンとも言われております。そういう意味で、これまでの臨床結果なども、ほぼ同等の発症効果、あるいは重症化を予防する効果が報告されておりますので、もうほぼ同じものということだと思います。

私自身も、職域接種の機会が今後あれば、モデルナのワクチンを接種したいというふうに考えておりますし、加藤官房長官も先般の記者会見で、自衛隊の大規模センターでモデルナのワクチン接種を予約されている旨、たしか発言されたものというふうに承知をしております。

○遠藤（敬）委員　もう本当にそういう部分だと思いますので、特に西村大臣に早く打っていただいて、国民に安心を与えていただきたいと思いますし、報道も、その違いというのはないんだよということを、いろいろな場面で国民に説明を求めたいと思っております。

それで、ファイザー社のワクチンが七月以降どんどん供給が減ってくると言われていますが、それは事実でしょうか。

○西村国務大臣　ちょっと今、正確な供給量は手元にないんですけれども、一定数は確保しておりますので、市町村が打つワクチンにつきましては引き続きファイザー社のワクチンをしっかり提供していくというふうに聞いております。そこにモデルナを流すと、二回目の接種の期間が違いますし、保管の仕方も違いますので、混乱することのないようにということで、引き続き、市町村が行う接種についてはファイザー社のものを使うというふうに承知をしております。

○遠藤（敬）委員　私の聞いているところによると、ファイザー社からモデルナに替えていく、転換が難しいと聞いております。是非、ここは説明が求められると思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

空きがあれば、どんどん若い人にも打ってもらう。空いているところをどう埋めていくかという、もう年齢制限なく、券がなくても、三回も四回も打つ人はいませんから、どんどん打っていただくというのは、これはどうですかね。

○西村国務大臣　私も、空いているなら現役世代にどんどん打ってもらったらどうかということも、いろいろ意見交換しているんですけれども、二回目の接種、高齢者の二回目が始まっていきますので、今ちょっと隙間ができて、ここは大分空いているということのようでして、したがって、券なしで全部打つとなると、物すごくまた殺到してしまうということも想定されて、今、接種券を既に六十四歳以下の方に送付している自治体も出てきておりますので、ちょうどいい感じぐらいでその方々がそこに行かれているというふうに承知をしておりますので、いろいろなそういう状況を見ながら判断をしていければというふうに思います。

いずれにしても、河野大臣の下でそうしたものを調整しながら進められているというふうに承知をしております。

○遠藤（敬）委員　話は変わりますけれども、いつも西村大臣に申し訳ないんですけれども、不平等の話をさせていただいております。

私どもの地元でよく聞くのは、税務署さんが一番地域の事情とか企業の状況を分かっておりますので、国の方針として、補助金であったりとか法人税であったりとか、まあ減免措置もありますけれども、昨年は免除していただきましたが、今年になって、ない袖を振ってお金をお払いしたということもあります。

是非そういったことも、国全体で、一番地域のことを把握している税務署を活用するというのも御検討いただきたいと思っております。この不平等の解消、まさに日本人の、頑張った人が報われる、そういった部分を失いかねないと思いますので、国また地方併せて税務署も活用していただきたいと思います。

○西村国務大臣　御指摘のように、様々な支援策を行ってきておりますけれども、やはり公平にやるのが一番大事だと思いますので、十分でなかった面もあるかもしれませんけれども、御指摘の税情報も実は二人親世帯の支援とかには活用もしておりますので、今後、様々な視点から、できる限り公平になるように、いただいた御意見も踏まえて対応していきたいというふうに思います。

○遠藤（敬）委員　終わります。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

感染拡大の勢いを表す指標に、実効再生産数というものがあります。

本日は、滞留人口とこの実効再生産数との相関

関係に注目したいと思っておりますが、大臣に伺います。

この実効再生産数は、滞留人口に単純比例しておらず、飲酒する割合というものが大きく影響しているように見えますが、これについて政府の分析結果を教えてください。

○西村国務大臣　なかなか難しい点でありまして、引き続き分析を進めておるんですが、専門家の分析では、例えば、東京の繁華街における二十二時から二十四時の夜遅くの滞留人口といわゆる実効再生産数の推移との間に関係があるということで、指摘をされております。その上で、夜遅くのその時間帯の人流は、やはり、お酒を飲んだ、飲酒と関係があるという、二段階の指摘がなされております。

他方、飲酒については、クラスター発生状況をいろいろ調べてみますと、発生したクラスターのうち半数以上は飲食を伴うものであったり、あるいは、スーパーコンピューター「富岳」を用いた分析も行っておりますけれども、やはり飲酒を伴って声が大きくなるとリスクが高まること、それから、飲酒を伴う会食時間は飲酒を伴わないものよりも約二倍程度になるというふうなことも私どもの調査で分かってきておりますので、こういった分析を更に重ねながら、引き続き、御指摘の点についても分析を進めたいというふうに考えております。

○浅野委員　更なる分析が必要ではあるものの、飲酒、酒席が原因であることは否定できないと思います。

先ほど大臣は、知事の判断で酒類の提供を停止していただくこともできるというふうに発言されておりましたけれども、言い換えると、蔓延防止等重点措置は、酒類の提供を停止させる命令権限があると解釈してよいのでしょうか。

○西村国務大臣　法律上、酒類の提供を停止するように要請をし命令ができるというふうに理解しております。

○浅野委員　ありがとうございます。

では、続いて、五輪の方に話を移りますが、先ほどもありましたように、五輪の競技会場内やその周辺エリアにおける酒類の販売、提供、これは、できれば今の状況を考えれば控えるべきではないかと思うんですが、ＩＯＣが今検討中だと先ほど大臣はおっしゃいました。

これは、仮に都知事が停止命令をかけたときに、従う義務があると思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○西村国務大臣　まず、競技会場内の飲食提供については、ＩＯＣや組織委員会で引き続き検討が行われているというふうに承知をしております。

周辺エリアについては、感染状況に応じて様々な対応が考えられますので、東京都の判断でどういう上乗せをするかということにもよってくると思いますが、いずれにしましても、その時点での感染状況などを踏まえて、東京都と連携しながら、適切な対策を講じていきたいと考えております。

○浅野委員　もう一度確認させてください。

競技会場内では、ＩＯＣや組織委員会が検討中なんですけれども、そこに対して知事が酒類の提供を禁止するように命令を出した場合に、従う義務があるのかどうか、その辺りは整理して教えていただけますでしょうか。

○西村国務大臣　申し訳ないんですが、私、直接の担当じゃないものですから、その点については承知をしておりませんので、確認をしたいと思いますが、私が承知しているのは、ＩＯＣや組織委員会で引き続き検討が行われているというふうに聞いております。

○浅野委員　これは、後ほど、また改めて確認させていただきます。

続いて、先日発表された五輪のプレーブックの中にもありますが、参加する選手などが日本到着から三日以内に活動する場合には、ＧＰＳによる行動管理を義務づけることとなりました。その具体的方法をどうするのか、伺いたいと思います。

○西村国務大臣　御指摘のＧＰＳの活用についてでありますが、先般の、公表されましたプレーブックの第三版におきましては、入国するアスリートや大会関係者について、まず、プレーブックの内容全体を遵守することについて本人の同意を得た上で、行動に疑義があった場合や陽性が判明した場合に、地図アプリの位置情報保存機能の活用により、行動履歴を確認することとしているというふうに承知をしているところであります。

○浅野委員　それですと、やはり事後的な追跡調査になって、リアルタイムでの捕捉、未然防止というのは難しくなると思います。この辺りをどう考えているのか、大臣のコメントを最後にいただきたいと思います。

○西村国務大臣　ルールの徹底のため、このプレーブックに違反した場合には、まさに大会からの失格とか金銭制裁とか退去強制手続などもなされることが明記をされておりますし、更に言えば、今後、このルールの詳細や具体的な運用の在り方については、ＩＯＣ、組織委員会において引き続き検討が進められるものというふうに承知しております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○髙木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

2021年7月8日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　デルタ株に対するワクチンの効果について

2021.7.8（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●ワクチンには感染予防効果、発症予防効果、重症化予防効果がある。

●7月5日にイスラエルの保健省がデルタ株に対するワクチン効果が下がったというデータを公表したという報道があった。

委員会での浅野の発言要約

「デルタ株に対するワクチンの効果についてのイスラエル政府の発表内容について、政府の認識を伺う」

政府の答弁要約

「ファイザー社のワクチンについて、感染予防効果は約95％、発症予防効果は約97％だが、デルタ株の影響で、それぞれ約64％に低下したというデータが示された。ただし、重症化予防効果は90％以上となっている」

新型コロナウイルス緊急事態宣言　ワクチン接種率と緊急事態宣言期間について

2021.7.8（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●7月6日時点で東京都内のワクチン接種の状況は、1回目を終えた方が18.4％、2回目は9.2％となっている。

●6週間後には欧州並みの接種率（6割程度）にすることが目標となっている。

●ワクチン接種は国民と医療機関が一体となって進めるべき。

委員会での浅野の発言要約

「今回の緊急事態宣言は、ワクチン接種率が6割程度になるまで解除しないといった強い決意で進めるべき」

政府の答弁要約

「宣言解除の要件にワクチン接種率を加味できるかどうかについては、十分な知見が蓄積されておらず、現段階でそういう判断には至っていない。海外や国内のデータを分析して基準の改定なども検討していく」

2021年7月8日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

事業者支援の拡充について

2021.7.8（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●今回、基本的対処方針の中に、協力金の先払いを検討する旨が新たに追加された。

●国民民主党は、事業者支援として事業規模に応じた経費支援法案を提案している。

委員会での浅野の発言要約

「地方創生臨時交付金を追加交付して、事業者の固定的な経費を支援する制度を拡充すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「既に配分した3,000億円を活用して月次支援金の上乗せを行っている。状況を見ながら、残る2,000億円の配分、予備費4兆円の活用し、機動的に対応していく」

西村国務大臣

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第四十九号（閉会中審査）

令和三年七月八日（木曜日）

午後二時四分開議

出席委員

委員長　髙木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

高村　正大君　武井　俊輔君

根本　幸典君　日吉　雄太君

塩川　鉄也君　遠藤　敬君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の事前報告に関する件

○髙木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について御報告いたします。

全国の新規陽性者数について見ますと、約三十の県で一桁台と安定しており、地方部を中心とした地域では感染を抑えられてきている状況にある一方で、特に東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の首都圏など大都市部で増加傾向が顕著になっていることから、感染の再拡大に警戒感を強めているところであります。

このような中、緊急事態措置を実施している沖縄県については、新規陽性者数は減少傾向となっているものの減少速度は鈍化し、依然としてステージ4相当であり、また、病床使用率、入院率はステージ3から4相当であり、特に重症者病床の使用率が五〇％を超え、厳しい状況が継続しています。今後、夏休みのシーズンに向け、人々の活動や移動が活発になることも踏まえ、緊急事態措置を引き続き実施する必要があります。

蔓延防止等重点措置を実施している十都道府県のうち東京都については、昨日の新規陽性者数が九百二十人、最近一週間の十万人当たりで三十二人とステージ4相当であること、人流が増加し続けている中で感染力の強いデルタ株への置き換わりも進んでいること、七月の四連休、夏休み、お盆と続き、人々の移動、活動が活発となり、昨年もこの時期に陽性者が増加していること、また、医療提供体制を見ると、ワクチン接種の効果もあり、高齢者の陽性者数は低い水準で推移し、重症化する割合も一定程度抑えられているものの、四十代、五十代の入院者数などが増えてきており、先手先手で医療提供体制を確保する必要があることなどから、緊急事態措置の対象として、より強い対策を講じる必要があります。

具体的には、緊急事態措置の対象である東京都及び沖縄県については、飲食店等における酒類提供の停止や、飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請などの取組を徹底いただくことになります。また、イベントについては、人数上限五千人かつ収容率五〇％を適用しつつ、二十一時までの営業時間短縮要請を行うこととなります。

酒類提供の停止要請を行うに当たっては、自粛要請が長期化することや協力金の支給迅速化への要望があることを踏まえ、飲食店関係者に御協力いただけるよう、飲食店に対する協力金の先渡しが可能となる仕組みの導入など、支給の迅速化に向けて必要な取組を進めることとし、同時に、酒類提供の停止を徹底するため、酒類販売事業者に対し、酒類提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引を行わないよう要請し、さらに、特措法に基づく命令、罰則を厳正に適用するなど、取組の更なる強化も行っていくこととしたいたします。

埼玉県、千葉県及び神奈川県につきましては、東京都との一体性を考え、引き続き、蔓延防止等重点措置の対象とし、措置区域における酒類提供の原則停止など、東京都と同等の強い対策を一体的に講じる必要があります。

大阪府についても、新規陽性者数は増加傾向にあり、大阪市はほぼステージ3相当であることや、リバウンドが生じた場合に影響が大きい大都市であることを考慮し、引き続き、強い対策を継続する必要があります。

以上の状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、緊急事態措置については、七月十二日以降、沖縄県に加え、東京都を追加するとともに、期間を八月二十二日まで延長すること、そして、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、蔓延防止等重点措置を実施すべき期間を八月二十二日まで延長するとともに、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県は、期間とされている七月十一日をもって蔓延防止等重点措置を終了することについて、御了承をいただきました。この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

なお、沖縄県の取扱いについて議論があり、地元からは蔓延防止等重点措置の要望をいただいていましたが、新規陽性者数や医療提供体制の指標がステージ4相当であることなどから、結論としては緊急事態措置を継続することとなりました。その上で、改善が一層進めば八月二十二日を待つことなく解除すると分科会として確認されたところであります。沖縄県の皆様にとっては厳しい措置ではありますが、感染拡大を抑えるべく、事業者、県民の皆様の御協力をお願いし、国としてもしっかりと支援をしていく考えであります。

また、ワクチン接種の促進と抗原簡易キットを活用した検査の拡充を組み合わせ、車の両輪として対策を進めることとし、夏の時期に人々の活動や移動が活発になることを踏まえ、航空会社、旅行会社に対し、国内線利用等に際して事前にＰＣＲ等検査の勧奨を周知するよう協力を依頼するとともに、夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道及び沖縄県へ向かう利用者に対して、無料のＰＣＲ検査、抗原定量検査を行うことといたします。さらに、沖縄県において、那覇空港での現行のＰＣＲ検査に加え、抗原簡易キットを活用した検査を拡充するなど、都道府県とも連携しながら、感染拡大防止に万全を期してまいります。

国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、ワクチン接種を円滑化、加速化させながら、感染力の強いデルタ株への置き換わりの拡大や、夏の時期に人々の移動、活動が活発になることを念頭に置きつつ、都道府県と緊密に連携し、感染拡大の防止に向けた取組を徹底して、先手先手で機動的に厳しい対応を講じ、何としても感染拡大を抑え、医療提供体制を確保してまいります。各党の

皆様におかれましても、何とぞ御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。福田達夫君。

○福田（達）委員　今回、四度目の緊急事態宣言となります。

三回目の緊急事態宣言のときに、私、社会全体で潮目が変わったというものを感じました。

確かに、マクロの経済指標から見ますれば、K字回復と言われるとおり、国全体で見ると総崩れではない。実際、地元を回ってみましても、つぶさに見ていると、確かに苦しんでいる方もいらっしゃる、しかし活況な方もいらっしゃいます。また、矢継ぎ早に打たれてきた政策効果で、これまでの景気停滞局面に比しましても極端に悪い状態とは言えない、そういうふうに感じております。

しかし、一年半にわたる生活で、経済指標に表れない、人の心、そして社会が疲れ、すさんでいる、これもまた事実であると思います。

会社を潰すかもしれない現実。実生活上の不便。あおられる不安。学生や若年層にとっては、貴重な青春の時間が無為に失われていくという現実。それらの現実の重さに耐えながら、しかし、感染症を抑え込むという目標を理解するがゆえに、皆さんが自分自身を納得させてきた。それが三度目の緊急事態宣言のときに限界を迎えた、そう私は感じております。

今回、四度目の緊急事態宣言の効果を得るためには、この国民の感情に真っ正面から政治が向かい合って、分かりやすい見通しと、そして具体的な対策を示す必要があると私は思っております。

そこで伺います。今後の見通しについてでございます。

政府ですら現在の経済社会の動きについて明確な見通しが立てにくい、これはよく理解いたします。しかし、そうであれば、より小さな存在である事業者、これはますます経営判断が難しい。また、これまで支えてきた金融機関もなかなか投資判断が難しい。

例えば、今年中に、希望する国民全てにワクチンが接種されるのであれば、集団免疫が得られる中で、来年春には限定的にも経済生活、社会生活を再起動することができる。それまでは七割経済をこのように政策的に支えていく。そのことを国民が一体となって目指せるような、そういう目標が立てられないのか、示せないのか、そう思います。

また、経済対策につきましても、是非、この現状について更に深掘りをした経済対策が必要だと思っております。現状のではなく、更に深い対策について御意見をいただきたいと思います。

○西村国務大臣　もう一年半近くなるこうした様々なコロナへの対応で、自粛など要請をお願いする中で、それぞれの国民の皆さん、苦しい思いを感じられたり、人と人とのつながりが少なくなったり、あるいは勤労意欲などにも影響を与えて、様々な形で御負担をおかけしてきていること、本当に改めて御協力に感謝を申し上げたいというふうに思います。

その上で、御指摘のように、ワクチン接種が進む中で少し明かりが、光が見えてきたような状況。七月末までには高齢者二回接種が全ての自治体で可能だということでこれまでも回答をいただいているところでありますので、しっかりと接種を進めていくことで、そして八月二十二日まで今回この期間の延長をお願いすることになると思いますが、その頃には、順調に進めば、今から四十数日後でありますので、今のヨーロッパ並みの接種の状況にはなっていくものということも期待をされます。

そうなると少し景色が変わってくるのかなということも期待をしておるところでありますけれども、この辺り、どういった活動が可能になるのか、マスクを外すことができるのかできないのか、こういったことを含めて、今日も分科会の専門家の皆さんに、専門家として分析を進めていただいて、将来の絵姿、その時点でどうなのか、あるいは、更に多くの方々が、十月、十一月、希望する方全員が打つことができる、その段階でどうなのか、こういったことを含めて先の見通しを是非専門家としてお示しをいただきたいというようなこともお願いをしたところであります。

いずれにしましても、ワクチン接種を進めながら、毎回、最後にしたいと思ってここに立たせていただいておりますけれども、今回、特に、もうできれば最後にしたいという思いで緊急事態宣言の発出を今日諮問させていただいたところであります。

是非皆さんにも御協力いただいて、何とか医療提供体制を守っていかなきゃいけない。足下、東京で四十代、五十代の感染が増えていく中で、入院する方も増えていく中で、医療提供体制を確保するという観点で何とか御協力をお願いしたいと思いますし、厳しい状況にある皆さん方に支援策を早くお届けする、しっかりとお届けするという観点から、今回、飲食店の皆さんには先払いをするという枠組みも構築をさせていただくことといたしました。

さらに、多くの都道府県で地方創生臨時交付金を活用して、月次の、中小企業の皆さんへの二十万円、個人事業主への十万円の支援の上乗せを三十五の都道府県で対応がなされておりますので、そういった取組もしっかりと見ながら、予備費四兆円もございますので、必要な対策を機動的に講じていければというふうに考えております。

○福田（達）委員　終わります。

○高木委員長　次に、青柳陽一郎君。

○青柳委員　立憲民主党の青柳陽一郎でございます。

まず冒頭、熱海での土砂災害を始め各地の自然災害で被害に遭われた方々に心から御冥福、お見舞いを申し上げます。

そして、本日の開会が遅れたのは、総理が御出席されないからです。同じ横浜選出の議員として非常に残念に思います。

オリンピック目前で、東京の緊急事態宣言の再発令。コロナの抑え込みに失敗した。政策の失敗です。この原因は何か。そして、責任は誰にあるのか。知事ですか、総理ですか。お答えください。

○西村国務大臣　これまでも何度も申し上げておりますけれども、ハンマー・アンド・ダンスという言葉がありますが、感染が増えてくれば強い対策を講じてそれを抑える、そして収まってくれば対策を解除する。これは、緊急事態宣言を解除すれば、当然、人々の活動も活発になりますので、ワクチン接種が行き届くまでの間は、再び感染が起こる、機動的にこうした対応をするということで申し上げてきたところであります。

今回、ワクチン接種が進む中で、高齢者の方々の感染者の割合あるいは重症化する割合は一定程度抑えられていますが、若い方の感染が増え、四十代、五十代の入院が増えてくる中で、医療提供体制を守るために、緊急事態宣言という強い措置をお願いすることとしたものであります。

いずれにしましても、御協力をいただきながら、何としても感染拡大を抑え、医療提供体制を確保していければと考えております。

○青柳委員　西村大臣が最前線で頑張ってくれていることには心から敬意を表しますが、しかし、責任は総理にあると思います。

今、国民の暮らしも経済も国家の危機状態。復興五輪という言葉も消えました。コロナに打ちかったあかしの五輪でもありません。緊急事態宣言下で安心、安全な五輪、こんな言葉は説得力が全くありません。

総理がまさにアスリートや国民に向けてこの国会の場でメッセージを出すべきでしょう。いかがですか。

○西村国務大臣　今日のこの私の出席説明につきましては、様々御議論はあったものとは思いますけれども、最終的に国会でお決めになったことでございますので、私として、この法律の責任者として、コロナ対策の担当大臣として、できる限り

いうことで、予防接種、臨時接種の対象ということになっております。

御指摘のような接種後のことでありますけれども、児童が医療機関等でワクチン接種を受ける場合に、なかなかその期日、場所の選択が困難であって、接種場所までの移動に長時間を要する場合など、校長の判断によって、出席停止とかそうした日数として欠席にしないなどの柔軟な取扱いということが可能とされておりますので、そうしたことも踏まえて、それぞれの御判断ではありますけれども、保護者も含めて正確な情報を伝え、そうした学校の協力も得ながら、接種されたい方には接種するという判断がなされるように、そうした取組も、情報提供を含めて、進めていければと考えております。

○遠藤（敬）委員　終わりますけれども、是非、同調圧力みたいなことにならないように、クラブ活動も、次の日は公休にならないとかそんなことにもならないように、調整をしていただきたいと思います。

以上です。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

大臣、今回で四回目の発令になりますが、仏の顔も三度までという言葉もございます。

先ほど大臣は、できればこれで最後にしたいというふうにおっしゃいましたが、この局面で、できればなんという言葉は本当に使ってほしくない。国民の皆様に対して、必ず今回で最後にする、その強い決意でこの六週間を過ごしていただきたいと思います。

まず最初に、ワクチンについてお伺いします。

最近、ワクチンには発症予防、重症化予防、感染予防などの効果があるとされていますけれども、イスラエルで、デルタ株に対するワクチンの効果が下がるのではないかといった報道がありました。

この件について、分かりやすく御説明をお願いいたします。

○西村国務大臣　イスラエルの保健省が、ファイザー社のワクチンについて、まず、五月時点での感染予防効果は約九五％、発症予防も約九七％ということで公表がなされておりましたが、六月以降にいずれも六四％に低下をしたというデータを公表されたというふうに承知をしております。イスラエルではこの時期にデルタ株による感染が拡大しておりますので、この効果の低下についてはデルタ株の影響が指摘をされているというところであります。

ただし、重症化予防効果は九〇％以上ということで、引き続き高い効果を示しているものというふうにも承知をしております。

私自身ができればと申し上げたのは、海外でもこういったデータが示されたり、イギリスやイスラエルでも若い方々を中心に感染が広がったり入院者数が増えたりもしておりますので、もちろん、毎回、最後にするという決意で臨んでおりますが、こうした様々なデータも分析をしっかり進めながらワクチン接種を進めて、必ず効果はありますので、感染拡大を抑え、また医療提供体制もしっかりと確保していければと考えております。

○浅野委員　七月六日の時点での東京都内のワクチン接種の状況なんですが、一回目を終えた方は一八・四％、二回目は九・二％です。

先ほど大臣は、六週間後には欧州並みの接種率になると。つまり、これは六割程度を想定されていると思うんですが、今回の緊急事態宣言、ワクチン接種率がこの六割前後に到達するまで解除しない、そのくらいの強い決意で国民と医療機関の皆様一体となって進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘のように、高齢者は二回の接種の方もかなり進んできておりますし、一回の方はもう七割を超えて接種をされているということでありますので、かなり接種は進んできているんですけれども、他方、宣言解除の要件としてワクチン接種率を加味できるかどうかという点、これについては、まだ十分な知見が蓄積されていないということもあって、専門家の皆さんの間でも、何か基準を今の時点で変えるというようなことは、様々議論はこれまでもありましたけれども、そういう判断はなされていないところであります。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、八月二十二日の段階で今のヨーロッパ並みに、これは順調に進めば接種率がそのぐらいまで行きますので、そうした段階でどういう絵姿が描けるのか、あるいは、それ以前にもワクチンの効果で入院者の数など減少することも期待もできますので、専門家の皆さんには、引き続き、様々な海外での事例、そして国内での様々なデータの分析を行っていただきながら、今後、必要に応じて、状況を見ながら、こうした基準の改定なども検討をいただきたいというふうに私からも申し上げているところであります。

○浅野委員　続いて、事業者支援についてお伺いします。

今回の基本的対処方針の中には協力金の先払いを検討する旨が新たに追加されましたけれども、それにとどまらず、地方創生臨時交付金を追加交付して事業者の固定的な経費を支援する支援制度の拡充をしていただきたいと思います。予備費四兆円があると先ほどから大臣はおっしゃっておりますが、これを使うタイミングは今だと思いますので、是非御検討をお願いしたい。

○西村国務大臣　御指摘のように、長引く自粛あるいは協力要請の中で、事業者の皆さんへの支援をしっかりと、そして迅速に行っていかなきゃいけないというふうに思っております。

そうした中で、既に配分しました御指摘の地方創生臨時交付金の三千億円を活用して、それぞれの都道府県、三十五の都道府県でいわゆる月次支援金の上乗せなども行っておりますので、そういった状況も見ながら、そして、今回延長することによって様々な経済への影響もあると思いますので、そうした状況も見ながら、この地方創生臨時交付金の残る二千億円の配分、あるいは御指摘の四兆円の予備費の活用、これも、状況を見ながら、必要とあらば機動的に対応しなきゃならないというふうに考えているところであります。

いずれにしましても、状況をしっかりと見て判断をしていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　最後に、私ども国民民主党は、今年の通常国会の冒頭、新型インフル特措法の改正を行う際、蔓延防止等重点措置を創設することで制度のめり張りがなくなり、緊急事態措置の効果が損なわれることを指摘して、反対をいたしました。今まさにそのような状況になっていることから、この制度のめり張りを是非今後意識して運用していただきたい、このことを心からお願い申し上げて、発言を終わります。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

2021年7月30日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　感染拡大対策の実効性について

2021.7.30（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●都内の新規感染者の世代別内訳は、20～40代の若い世代が増加傾向にある

●今回改正された基本的対処方針の案では、路上や公園等における集団での飲酒などに対する呼びかけの強化、人員の強化が追記された

●菅総理は4月23日の会見で新たな措置の創設について言及した

委員会での浅野の発言要約

「路上や公園等での飲酒などに対する呼びかけの強化で効果が上がるのか不安。特措法の改正により、実効性を高める議論をすべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「多くの飲食店に協力いただいている中で、路上等での飲みに対しては都道府県と連携して幅広く呼びかけを行っていく。特措法に基づく対応の在り方について、不断の検討をしていく必要があると認識している」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言　局所的なワクチン接種の加速化について

2021.7.30（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●緊急事態宣言、まん延防止等重点措置をとっても、感染拡大が続いている

●首都圏を中心に感染爆発が懸念されている

●限られたワクチンを効率よく供給することが重要と考える

委員会での浅野の発言要約

「宣言が出ている地域に、局所的にワクチンの供給を重点化して、接種を加速させるべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「自衛隊による大規模接種センターや、都道府県の大規模会場も首都圏では複数設置されていること、職域、大学での接種を進めていくことが、大都市部でのワクチン接種の促進につながると考える」

西村国務大臣

2021年7月30日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

イベント中止・延期に対する支援について

2021.7.30（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●オリンピックが開催されている一方で、多くのイベントが中止、延期となり、文化・芸能業界に影響が出ている

●キャンセル代等の支援については、要件が厳しい、募集期間が短いなどさまざまな課題があり、支援内容の拡充が求められる

委員会での浅野の発言要約

「イベントのキャンセル代等に対する支援の要件を大幅に緩和して、申請期限も延長すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在、演劇やコンサートなどのキャンセル費用を最大2,500万円まで100％の補助率で支援しているが、今後も現場の声をしっかりと聞きながら対応していく」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言

アフターコロナの日本の経済再興について

2021.7.30（Fri）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●先日、IMFは日本の経済成長見通しを2.8％に下方修正したが、アメリカ（7％）や中国（8.1％）、ヨーロッパ（4.6％）は据え置きとなっている

●アメリカでは、経済再興のために、200兆円規模の予算を編成している

●日本もコロナ禍の支援と併せて、大規模な産業界への投資を決断すべき

委員会での浅野の発言要約

「経済再生担当大臣として、日本の経済をどのように再生していく考えか」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「経済成長はワクチン接種が進むことで、来年にかけて上方修正される見込み。リベンジ消費だけでなく、中長期的にしっかり成長できるように民間投資を引き出す政府の支出あるいは規制改革を行っていく」

西村国務大臣

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第五十号（閉会中審査）

令和三年七月三十日（金曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　髙木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

古賀　篤君　武井　俊輔君

武部　新君　原口　一博君

塩川　鉄也君　遠藤　敬君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

七月三十日

辞任　補欠選任

武内　則男君　原口　一博君

同日

辞任　補欠選任

原口　一博君　武内　則男君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の事前報告に関する件

○髙木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について御報告いたします。

全国の新規陽性者数は、昨日、一万六百八十七人となり、東京都は三千八百六十五人、いずれも過去最多となっております。ワクチンの効果により高齢者の感染者数は抑えられている一方で、四十代、五十代の感染者や入院者は増加しております。特に、高流量の酸素投与を必要とする中等症から重症化に近い方々が非常に増えており、このまま高いレベルで新規陽性者の数が推移すれば、医療機関の負荷が増大し、病床が逼迫するおそれがあり、適切なタイミングで適切な医療を受けられずに重症化するケースが増加することも懸念され、極めて強い危機感を持っております。

このような中、八月二十二日まで緊急事態措置を実施することとしている東京都及び沖縄県については、新規陽性者数などの指標はステージ4相当で継続しており、引き続き、緊急事態措置の対象として、強い措置を講じていく必要があります。

また、蔓延防止等重点措置を実施している埼玉県、千葉県及び神奈川県については、昨日、三県の知事とテレビ会議を行い、緊急事態措置の要請を受けるとともに、感染状況や医療提供体制の厳しい状況について共有いたしました。各県とも新規陽性者数は急激に増加しており、最近一週間の十万人当たりの新規陽性者数はステージ4相当となっております。また、医療提供体制についても、埼玉県の病床使用率はステージ4相当となるなど、医療機関への負荷が増加をしております。こうしたことから、三県についても緊急事態措置の対象とし、病床の確保や検査の拡充及び徹底を行うとともに、東京都と併せて首都圏で面的、一体的に強い措置を講じ、感染を抑えていく必要があります。

また、同じく蔓延防止等重点措置を実施している大阪府についても、新規陽性者数が、昨日、九百三十二人となるなど、継続的に増加しており、最近一週間の十万人当たり新規陽性者数はステージ4相当となっております。また、医療提供体制についても、入院率がステージ4相当であることから、緊急事態措置の対象とし、より強い措置を講じていく必要があります。

あわせて、京都府及び兵庫県についても、新規陽性者数が急激に増えており、指標がステージ3から4相当になっていることを踏まえ、蔓延防止等重点措置の対象とし、大阪府と併せ二府一県一体となった取組を行う必要があります。

さらに、北海道、石川県及び福岡県についても、新規陽性者数が急激に増加しており、それぞれの地域の感染状況や医療提供体制の状況等を踏まえ、蔓延防止等重点措置の対象とし、強い対策を実施する必要があります。

以上の対象区域の追加を行った上で、措置の期間については、足下で新規感染者数の増加や医療提供体制への大きな負荷が懸念される中で、現役世代にもワクチン接種が進むこと等による効果を見極めるため、八月三十一日までとすることとし、あわせて、新規感染者数が増加傾向にある東京都及び沖縄県についても八月三十一日までとする必要があると考えております。

以上の状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、ただいま申し上げた各措置の対象区域の変更及び期間の延長について御了承をいただきました。この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

なお、本日の分科会では、人々と危機感を共有し、行動変容につなげるためには、正しい情報提供や発信が必要であること、人々の理解を得ていくためには、将来の絵姿を示すことや新たな技術の活用なども組み合わせていくべきといった御議論がありました。こうした議論も踏まえ、感染拡大防止策の強化に取り組んでまいります。

なお、緊急事態措置を実施する区域においては、不要不急の外出自粛や、外出する必要がある場合にも、極力家族やふだん行動を共にしている仲間と少人数とすることを徹底していただくこと、また飲食店等における酒類の提供の停止、飲食店に対する二十時までの時短を徹底いただくこととしており、また、重点措置を実施する区域においても、厳しい感染状況を踏まえ、酒類の提供を原則停止するなど、強い措置を講じることで感染拡大防止を徹底してまいります。また、こうした中で飲食店に協力に応じていただけるよう、今般、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店への協力金について、要請開始後速やかに給付の申請を受け付け、要請期間の終了を待たずに、早期給付を行うこととしております。

また、ワクチン接種の促進と併せ、抗原簡易キットも活用した検査の拡充について、車の両輪として対策を進めることとしております。高齢者施設や大学等、そして職場や診療所での抗原簡易キットを活用した検査を促進するとともに、効果的なモニタリング検査を実施してまいります。夏の時期に移動が活発になることに備え、羽田、成田、伊丹、関空、福岡空港において、北海道及び沖縄県内の各空港に向かう便の搭乗客に無料のＰＣＲ検査、抗原定量検査を推奨しておりますが、

八月二日搭乗便からは、出発地に中部国際空港、到着地に福岡空港を対象に加えることとしております。さらに、テレワークの活用や休暇の分散取得などを引き続き経済界に働きかけ、人流の抑制にも努めてまいります。こうした取組を通じ、感染拡大防止に万全を期してまいります。

ワクチンが行き渡るまで、命と健康を守ることを第一に、医療提供体制を確保していくとともに、機動的に厳しい対応を講じていくことで感染拡大を抑えてまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、先般、七月八日の議院運営委員会におきまして、酒類販売事業者に対し、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引を行わないよう要請する旨申し上げましたが、その後、現場の皆様のお声をお聞きし、要請を行わないこととといたしましたので、発言を訂正させていただきます。

○高木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。松本洋平君。

○松本（洋）委員　自由民主党の松本洋平です。

冒頭、コロナでお亡くなりになられた皆様の御冥福と療養中の全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者を始めといたしまして、コロナと戦っていらっしゃる全ての皆様方に、敬意と感謝を表したいと思います。

さて、私の地元東京都では、七月十二日に緊急事態宣言の対象地域に追加されましてから、間もなく三週間が経過をしようとしております。感染は収束をするどころか拡大をしている現状にあります。極めて遺憾であり、残念な事柄であります。これは、西村大臣を始め政府の皆さんも同様の思いを持たれていることと思います。

東京オリンピックでは、世界から選手が集まり、感動的な熱戦が繰り広げられております。それを支えるスタッフやボランティアの皆様も、大会を成功させるために必死の努力を続けてくださっております。

国民の命と健康を守り、大会を成功させ、現場で懸命に努力をする皆さんの思いに応えるためにも、国民の皆様の理解と協力をいただいてコロナを克服していかなければならないとの認識で、質問をさせていただきます。

最初に、今回の決定につきまして、国民の中には、またかという思いが強くあると思います。今回の措置は、当然、何かしらの想定と根拠に基づいて決定しているものと思います。本当に収束できるのかという国民の疑問に対しまして、三十一日を期限としたことの根拠と見通しを示していただきたいと思います。

○西村国務大臣　全国の陽性者数が一万人を超える中で、東京都も四千人近い数字となっております。

まさに国民の皆様に御協力をいただきながら対応してきておりますけれども、自粛疲れも含めて、もう一年半にも及ぶ中で、飲食店の皆さんも含めて、なかなか御協力いただけない面もございまして、そうした中で、私ども、こうした状況を踏まえながら、そして危機感を共有すべきだという専門家の皆さんの御意見を踏まえて、正確な情報をお伝えすると同時に、真摯に皆さん方に御協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

そうした中で、まさに若い世代の感染が増えておりまして、そうした若い方々が家庭内や職場内で、両親を始め、四十代、五十代の方に感染が広がっております。そして、その中には重症化する方が増えておりまして、まさに適切なタイミングで適切な医療を受けられない状況になりかねない、そうしたことに対して極めて強い危機感を持っております。極めて厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

そうした中で、若い世代の方々にも、風邪と同じだという思いを持っておられる方も多いと思いますが、重い後遺症のリスクもありますし、また、四十代、五十代の方にも感染が広がっていくということもございます。こうした方々に理解を得られるよう、丁寧に説明をしながら取り組んでいかなきゃいけないと思っております。

その上で、ワクチン接種、高齢者の皆さんには進んできております。この後、職域接種も八月に入って更に加速をしていくことで、現役世代にも接種が進むと思います。四十代、五十代の方々への接種が進むことの効果、これもしっかり見ていきたいということで専門家の皆さんともお話をしております。そうした効果を見極めるためにも、八月三十一日までとさせていただきました。

何とか病床をしっかり確保し、重症化をしないような取組、そして若い方々にも理解をいただいて協力いただけるように、各知事とも連携しながら、全力で取り組んでいきたいと考えております。

○松本（洋）委員　次に、今回の緊急事態宣言の地域の拡大と期限延長でありますけれども、現に東京都では緊急事態宣言が新型コロナウイルスの感染拡大を抑止できていないことがあります。これをどのように考えるのでしょうか。

また、国民の皆様が理解、納得の上、真に協力いただける新たな施策を検討するべきときが来ていると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○西村国務大臣　多くの皆さんに御協力をいただいて、緊急事態宣言を発出した後、二十日頃以降、夜間の人流、昼間の人流も、人出が減ってきております。以前の緊急事態宣言ほどの減りではないんですけれども、減少傾向にあります。

やはり、過去のデータの分析によれば、特に夜間の人流を減らすことが感染拡大を抑えていく、非常に有効であるということが分かっておりますので、まさに飲食店の皆さんには厳しい状況でありますけれども、八時までの時短など、協力に応じていただけるよう、今回、協力金の早期支給の仕組みを取り入れまして、東京都においては、既に昨日から給付が開始されている。今回の緊急事態宣言の分について、早期支給、終わってからいつも支給していたのを先渡しのような形で支給をするということで、先行して始まってきております。こうしたこともしっかりと広報しながら、早く協力金をお渡しすることで、しっかりと御協力いただけるように取り組んでいければと。

ただ、取り組んでいただけない店舗が数千店舗あるというふうに伺っております。東京都も呼びかけ、見回りを強化するということで人員も百人増やすということでありますので、是非協力いただけるように取り組んでいければというふうに思います。

あわせて、検査の拡充ということで、抗原簡易キットの検査を、昨日から、学校など四千七百校に、全国、四十五万回分の配付を始めました。ちょっと具合が悪い方を検知していくということであります。今後、職場や診療所でも活用を広げていくという方針で、しっかりと検査をしながら早期に探知をしていく、こうしたことを都道府県と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○松本（洋）委員　時間がありませんので、二問、残りを続けます。

ワクチン接種は国民の大きな関心事であります。七月二十三日、総理がファイザー社ＣＥＯと意見交換をされたと承知しておりますけれども、どのような意見交換がなされたのか、また、結果を教えていただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症の長期化によりまして、国民生活も事業者も厳しさを増しております。追加経済対策に関する報道がされておりますけれども、国民生活と事業者を下支えする、補正予算も含めた追加経済対策を早急に検討し行うべきではないかと考えますが、大臣の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○西村国務大臣　七月二十三日に、菅総理は、アルバート・ブーラ・ファイザー社ＣＥＯと会談を行ったところであります。

れて、この五〇％というのをわざわざ決めたんです。それを目標に大阪府民、市民、頑張ろうよということをやっているところに、上からがばっとかぶせられると、やる気も何もなくなるんです。これが今の国民の気持ちだと思うので、そういうところもやはり把握しながらやっていただきたいと思うんです。何のために自治体にお任せしているのか。そこさえも、戦意を喪失する、努力する思いがなくなるんです。自治体が考えたことはきちっと政府も見守って、前の日ですからね、是非そこは理解いただきたいと思います。

最後に、これは答弁は要りませんけれども、前々回、西村大臣にワクチンの話をして、七月以降にファイザー製薬のワクチンの供給が減ってくると聞いていますが、どうですかと聞いたところ、西村大臣は、確保しているので大丈夫ですとおっしゃいましたが、実際に供給が減ってきました。モデルナまで減ってきた。

こういうことで、是非、私はこれは西村大臣の責任と言っているわけじゃないんですよ。情報の共有というのか、政府が一緒になって、打て打て と言って、打て打てと段取りしたはええわ、打つところがない、じゃ、これ、どないしてくれるのと、そんな話にならないように。これもまた萎えます。

だから、三千人や、大阪でも九百人になっていますけれども、増えてきたら増えているだけ、早く打ちたいという国民の心理も働きますので、その国民の期待を裏切らないように、できないことはできない、できることはできるとはっきりと、余り大きな風呂敷を広げても意味ないと思いますので。混乱を招くだけです。

どうかよろしくお願いします。

○髙木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

大臣にお伺いします。

本日、大臣は、何回か、若い世代が増加傾向にあるというふうにおっしゃいました。推定される原因とそれに対してどう対応するのか、お答えください。

○西村国務大臣　一つには、長引く自粛の中で、もう去年からいえば一年半以上になるわけでありますので、そうした中で自粛疲れということ、これは専門家も御指摘をされております。そのことによる、外に出て活動を活発に行うということ。それから、若い世代にとってはただの風邪と同じだという認識が広がっていることも背景にあると思います。

実際には、若い方の中にも、特に基礎疾患などあれば、肥満の方とかですね、基礎疾患を持っている方は重症化するおそれがありますし、また、重い後遺症が残るということも報告されていますので、御自身の健康を、命を守るためにも、是非取り組んでいただければ、感染防止策を徹底していただければというふうに考えております。

○浅野委員　今回、新たに改正された基本的対処方針の案では、路上や公園等における集団での飲酒などに対する呼びかけを強化する、人員強化が記載されていました。これで本当に効果が上がるのか、私は正直不安です。

総理は、四月二十三日の会見で、新たな措置の創設についても言及をしました。特措法の改正によって実効性を高める議論をすべきだと思いますが、政府のお考えはありますか。

○西村国務大臣　飲食店の多くが協力いただいている中で、外で飲むということで、路上であったり広場であったり、様々なそういう対応が広がっていますので、これは、それぞれの都道府県と連携して、幅広く呼びかけを行って対応していきたいというふうに考えております。

その上で、委員の御指摘、恐らく四月二十三日の総理の会見ではないかと思います。総理は、病床の確保を念頭に、緊急事態の際の特例措置、特別措置について発言しておられると承知をしておりますが、まさに、今広がっているような変異株、これは更に変異をして、更に強い変異株が出てくるかもしれませんし、また、新たな感染症の出現、こういったことも当然あり得るわけでありますので、特措法に基づく対応の在り方についても不断の検討をしていく必要があるというふうに認識をしております。

○浅野委員　今、遠藤委員との議論の中でも、蔓延防止等でも緊急事態措置と同等の厳しい措置を取るというふうに大臣はおっしゃいました。この蔓延防止等重点措置の存在意義が今問われているんじゃないかとも思っております。根本的な議論をこれから是非していきたいというふうに思っております。

続いて、そんな状況の中でも、やはり感染が続いています。限られた数のワクチンをいかに効率よく打つのかという観点で、今、繰り返し宣言が出されている地域にワクチンを重点的に供給して局所的に接種を加速させるべきではないかという意見もあります。これについて、どうお考えですか。

○西村国務大臣　確かに、このウイルスは大都市部を中心に、やはり密になったところで広がるという傾向がありますので、そういった地域にどういうふうに接種を進めていくかというのは、大きな問題意識を持っているところであります。

河野大臣とも様々意見交換はしておりますけれども、まさに、各自治体のワクチン接種に加えて、モデルナ製のワクチンを活用して、職域の接種、あるいは大学も含めてですね、大規模接種会場での接種なども進めているところであります。

まず、自衛隊の大規模接種センターを東京及び大阪に設置していること、また、都道府県が設置をする大規模接種会場も首都圏でも複数設置をされておりますし、職域接種あるいは大学での接種、これを進めていることによって、こうしたことから結果として大都市部のワクチン接種の促進につながっているものというふうに考えます。

さらに、今後どういった対応が可能なのか、河野大臣ともよく連携をしながら考えていきたいというふうに思います。

○浅野委員　事業者支援策についてお伺いします。

今、オリンピックが開かれている一方で、多くのイベントが中止あるいは延期、予定変更を余儀なくされておりまして、文化、芸能業界が悲鳴を上げております。

国が行っているキャンセル代等の支援については、極めて要件が厳しい、あるいは募集期間が短い、いろいろな課題がございます。この要件の緩和、支援内容の拡充を是非御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　まさに、文化芸術活動を行っておられるイベント関係の皆様、またエンターテインメント関係の皆様、本当に厳しい状況にあること、本当に申し訳なく思っております。何とか継続してやっていけるように、支援をしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

そうした中で、経産省のＪ－ＬＯＤｌｖｅの補助金あるいは文化庁のアーツ・フォー・ザ・フューチャー、こういった支援策で、演劇やコンサートなどのキャンセル費用を最大二千五百万円まで一〇〇％の補助率で支援を行っております。

それぞれ経産省、文化庁においては、現場の声を聞きながら、要件緩和あるいは申請期間の延長なども行ってきているところでありますが、引き続き、こうした取組を、現場の声をしっかりと聞きながら、私の立場でも経産省と連携して対応していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　最後の質問です。

先日、ＩＭＦは日本の経済成長率を下方修正しました。アメリカや中国やヨーロッパは据え置かれています。

経済再生担当大臣として、これから日本の経済をどのように再生させていこうとお考えですか。

○西村国務大臣　足下の緊急事態宣言などありますので、暦年ベースでいいますと、本年については少し下方修正になりましたけれども、ＩＭＦのエコノミストも発言しておられますけれども、本年後半からは、ワクチン接種が進むこともあり、来年にかけて、これは上方修正されておりますので、成長率が高まるということであります。

足下、今たまっている自粛疲れ、これが落ち着けば、消費したいという、いわゆるペントアップ需要とかリベンジ消費とか言われますけれども、こうしたものだけではなく、その後も中長期的にしっかりと成長していけるように、民間の投資を引き出すような、呼び水となる政府の支出あるいは規制改革、こういったことをしっかり行って、まさに、デジタル、グリーン、地方、そして子ども・子育ての関連、こうしたところに重点的な投資を行って、成長力をしっかりと確保していけるように対応していきたいというように考えております。

○浅野委員　是非、具体化をお願いします。

終わります。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

令和三年八月五日印刷　令和三年八月六日発行　衆議院事務局　印刷者　国立印刷局　A

2021年8月5日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　基本的対処方針について

2021.8.5（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●東京を中心に感染の急拡大が発生しているにも関わらず政府の「基本的対処方針」の中で見直された箇所が少なく対策の実効性に懸念が残る

【主な見直し個所】
・区域と期間の変更
・アストラゼネカ社のワクチン使用可能
・デルタ株の拡大を受けた対策の再徹底

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年8月5日変更）↓

委員会での浅野の発言要約

「基本的対処方針を履行すれば新型コロナの感染拡大は抑えられるのか」

政府の答弁要約

「基本的対処方針にあることをしっかりと徹底できれば、必ず対応できるといった趣旨で取りまとめている。国民の理解を得ながら危機感を共有して対応していく」

新型コロナウイルス緊急事態宣言　緊急事態宣言・まん延防止措置の発出基準について

2021.8.5（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●基本的対処方針には、緊急事態宣言発出・解除の指標としてステージⅢ、ステージⅣ相当との基準が示されている

●デルタ株により感染拡大のスピードが明らかに高まっている。宣言発出の基準（ステージⅢ、ステージⅣ）の見直しが必要

委員会での浅野の発言要約

「緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出基準を見直すべき」

政府の答弁要約

「ステージの基準の考え方については、常に専門家の議論を行っており、状況を見ながら不断の見直しを行っていく」

2021年8月5日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

原則自宅療養とする政府方針について

2021.8.5（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●8月2日の関係閣僚会議において、医療体制の在り方の見直しが行われ、原則自宅療養とする方針が示された

●一方、基本的対処方針には「軽症者等は宿泊療養を基本とする」と記載されており、上記の判断と矛盾する恐れがある

委員会での浅野の発言要約

「原則自宅療養とする政府の方針は決定事項か。基本的対処方針には『宿泊療養を基本とす』と記載されており矛盾するのではないか。政府の見解は」

政府の答弁要約

「原則自宅療養は、全国一律ではなく、感染が拡大して患者が急増しているエリアでの対応として取りまとめたもの。最終的には自治体に判断いただくため、基本的対処方針は変えていない」

新型コロナウイルス緊急事態宣言

飲食店の取引事業者に対する支援拡充について

2021.8.5（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言）

現状・課題意識

●感染状況が更に悪化、長期化する中で、飲食店は引き続き酒類提供を停止している

●飲食店に酒類を卸している酒類販売業者にとっては、厳しい影響が続いている

●飲食店へは協力金が支給されているが、飲食店の取引事業者への支援は、月次支援金のみとなっている

委員会での浅野の発言要約

「飲食店への協力金はあるが、取引事業者に対しての支援拡充を行うべき」

政府の答弁要約

「酒類販売業者については、月次支援金の要件緩和や上限額の上乗せの支援を可能とした。しっかりと早急に支給し、必要な対策を機動的に講じていく」

第二百四回国会
衆議院

議院運営委員会議録　第五十一号（閉会中審査）

令和三年八月五日（木曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　高木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

古賀　篤君　高村　正大君

武部　新君　伊藤　俊輔君

塩川　鉄也君　杉本　和巳君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

八月五日

辞任　補欠選任

遠藤　敬君　杉本　和巳君

同日

辞任　補欠選任

杉本　和巳君　遠藤　敬君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更の報告に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更について、西村国務大臣から報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、蔓延防止等重点措置の区域変更について御報告いたします。

全国の新規陽性者数は、先週と比べ二倍を超えるなど急速な増加が続き、昨日、一万四千二百四人と過去最多となっております。首都圏だけでなく、関西圏や北関東を始め多くの地域で新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大が継続しております。これに伴い、これまでは抑えられていた全国の重症者数は、七月中旬に三百八十人程度であったのに対して、昨日は八百二十三人と倍以上になっております。

さらに、感染拡大地域においては感染経路不明とされる割合が六割を超え、どこで感染したか分からない人が増えております。職場、家庭、学校などで感染が拡大し、飲食店、ライブハウスなどに加え、これまでクラスターの発生がほとんど見られなかった百貨店、学習塾、理美容店などでも発生していると承知をしております。感染力の極めて強いデルタ株による感染が全国の新規感染の五割近くまで拡大しつつあるとの分析もある中、局面が全く変わり、極めて強い危機感を持っております。

こうした中、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県では、いずれも新規陽性者数が増加傾向にあり、直近一週間の十万人当たり新規陽性者数はほとんどの県がステージ4相当、また、医療提供体制の指標である病床使用率がステージ3又はステージ4相当となっており、強い措置を講じることで感染拡大を抑えていく必要があります。

こうした状況やそれぞれの県からの要請等を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域として先ほど申し上げた八県を加えることとし、その期間を八月八日から八月三十一日までとすることについて、御了解をいただきました。この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

これらの地域では、現在、蔓延防止等重点措置を実施している五つの道府県と同様、酒類やカラオケの提供の原則停止、飲食店や路上飲みへの見回り、呼びかけの強化等、厳しい措置を講じることで感染拡大を何としても抑えてまいります。

なお、広島県から蔓延防止等重点措置の適用について要請がありましたが、新規陽性者数はステージ2相当から3相当になったところであり、増加傾向であるものの、医療提供体制の指標はステージ2相当であることから、引き続き、県と連携して感染状況の分析を進め、必要となれば機動的に対応していくこととします。

このほか、本日の分科会では、全国的な急速な感染拡大を踏まえ、全国に緊急事態宣言を発出すべきである、また、人々の行動変容を促すためにメッセージ性のより強い厳しい措置も検討すべきであるといった御議論がありました。こうした御議論も踏まえ、ワクチン接種の促進、医療提供体制の確保に加え、検査の拡充などの感染拡大防止策の徹底、強化に取り組んでまいります。

今回追加の対象となる八県だけでなく、既に緊急事態措置等を実施している東京都を始めとする十一の都道府県においても、新規陽性者数が増加し、医療提供体制への負荷が高まるなど厳しい状況が続いております。新規感染者を減らし、医療の逼迫を避けるためには、人流や人と人との接触の機会を減らす必要があります。不要不急の外出を控えることや出かける場合でも少人数で行うことを徹底すること、買物なども混雑の時間を避けること、また、夏休みやお盆の期間は帰省や旅行は控えていただくこと、どうしても必要な場合には出張なども含めて検査を受けていただくこと、さらには、テレワークの徹底などについて、全国知事会や経済団体と連携し、重ねて国民の皆様に御理解と御協力をお願いしてまいります。

ワクチン接種については、七月末までに、全国の六十五歳以上の高齢者の七七％の方が二回目の接種を終えたと承知しております。引き続き幅広い世代へのワクチン接種を進めるとともに、また、感染が拡大し、患者が急増している地域においても、重症者、中等症者及び軽症者のそれぞれの方が症状に応じて必要な医療を受けることができるよう、医療提供体制の確保に万全を期してまいります。

引き続き、国民の皆様の御理解を得ながら、ワクチンが行き渡るまで、命と健康を守ることを第一に、検査を拡充し、医療提供体制を確保していくとともに、機動的に厳しい対応を講じていくことで感染拡大を抑えてまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。武部新君。

○武部委員　自由民主党の武部新です。

感染防止に御協力いただいている全ての国民の皆様に感謝を申し上げます。

質問させていただきます。

感染力の極めて強いデルタ株が猛威を振るい、全国で感染者数がこれまで経験したことのないスピードで拡大しています。昨日は、全国で感染者

ですが、民間主導。愛知県名古屋の、コルゲンコーワの興和さん、バンテリンドームの興和さんが一生懸命やってくださっています。

予算は、三十兆残って、今年に参ってきています。そういったお金も活用しながら、民間の力をもっと使うということで、この治験をもっと加速化させるということは考えられないかどうか、この点。

あと、パルスオキシメーター等も、民間の力で、ホームセキュリティー会社との連携で、実際、数値が上がったら自然と警報がそのホームセキュリティー会社に行くような、こういった民間の力を使ったことはできないかどうか、この点も伺わせていただければと思います。

以上です。

○西村国務大臣　まず、御指摘のイベルメクチンにつきましては、私も、ノーベル賞を取られた大村教授と何度かお会いをしていますし、実際に北里大学にもお伺いしまして、イベルメクチンの成果などについて御説明をいただいたところであります。

国産の治療薬でありますし、もう毎年何億人という人がアフリカなどで寄生虫対策で使っていまして、そして、副作用はほとんどないということでありますし、ちょっと正確な数字はあれですけれども、三ミリグラムの粒三つを一回飲めばいい、効果がある……（杉本委員「四錠を三回と聞いています」と呼ぶ）三ですかね。私、そのときはそういうふうに伺ったと記憶しているので。ただ、何度も何度もという、アビガンのように十日間続けて飲まなきゃいけないということではなくて、少量で効果があるということも、その時点で、実験の結果では説明をいただいたところでありますので。

今、興和さんが中心となって、いわゆるジェネリックということだと思いますが、進められていることを、私自身、個人的には期待しているところであります。速やかに治験が進み、そして申請がなされれば承認なされることを私自身は期待しているところであります。

いずれにしても、有効性、安全性を、安全性はかなりもう確立していると思いますけれども、有効性をしっかり確認して、そういうような方向に進むことを期待したいと思いますし、御指摘のように、国産の治療薬あるいは国産のワクチン、これは体制をしっかりと整備して、技術力はありますので、これを国の支援もしっかりと行いながら進めていきたいというふうに考えているところであります。

あわせて、二点目のパルスオキシメーターの件でありますね。この点につきましても、緊急包括支援交付金を活用してこれを各自治体が購入する、そんな支援を、活用できることにしております。まさに、自宅療養あるいは宿泊療養の方の、往診やオンライン診療に加えて、健康観察の有効な手段だというふうに考えておりますので、そういったこと。

さらには、いわゆる健康観察も外部委託する、それの費用もこの包括支援交付金で見られることになっておりますので、民間の皆さんの力を活用しながら、自宅療養、あるいは宿泊療養施設におられる方も、しっかりと健康観察をし、何か急変があれば直ちに入院できるような体制をつくっていければというふうに考えているところであります。

○杉本委員　終わります。ありがとうございました。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いします。

西村大臣、現在の感染状況、昨日、大臣は、桁違いに増加しているとおっしゃりました。そして、本日の冒頭も、局面が全く変わったというふうにおっしゃっています。

その割には、今回見直された基本的対処方針、非常に修正箇所が少ない印象があります。全体を通じて約五か所。主な変更点は、区域と期間の指定、アストラゼネカのワクチンが使用可能になったという事実、そして、デルタ株の拡大を受けて対策の再徹底をしますという意思表明、こういった修正点だけなんです。政府のコロナ収束に向けた決意が余り感じられないと私は受け取りました。

本当にこの基本的対処方針を履行すればコロナの感染拡大を抑えることができると考えているかどうか、まず伺います。

○西村国務大臣　今日も、分科会で、今の現状について、あるいはその対策について、様々な議論が行われました。

御指摘のように、私自身、これだけの急速な感染拡大、もう既に、これまでのどの波よりも大きく、緊急事態宣言のときよりも大きな流行となってきております。まさに、桁違いという表現を、これは今朝だと思いますが、させていただきました。

それに対してどう対応していくか。最終的に尾身座長は総括をされましたけれども、まさに、基本的対処方針にあることをしっかりと徹底できれば、危機感を共有してこれが徹底できれば、これは必ず対応できるという、そういった趣旨の取りまとめも、御発言もいただいたところであります。

まさに、必要な検査を必要な方が受けられる仕組み、これは、私ども、抗原検査キットも活用しながら、医療機関、高齢者施設には、もう既に四百五十万回、配付したところでありますし、今、大学や高等学校、専門学校、日本語学校、こういったところに四十五万回分を順次配送しているところであります。

ちょっと具合が悪い方をこれで見つけていただいて、そして、陽性が出れば、その現場の判断で、保健所ではなくて現場の判断で、小さな企業であればもう全員検査をする、クラブ活動は全員検査をする、学校の学年、関係者はもう全員検査する、行政検査で行う、そういった取組を徹底していければというふうに考えておりますし、移動に伴う検査につきましても、モニタリング検査を充実させることによって対応してきているところであります。

いずれにしましても、国民の皆様の理解を得て、まさにできる限り、これだけの感染で、どこで感染するか分からないような状況になっておりますので、不要不急の外出自粛、買物に出るとしても混雑を避ける、人混みを避ける、これまで以上に、人と人との距離を取る、そういった努力をお一人お一人にお願いしながら、感染防止策を徹底して対応していければというふうに考えているところであります。

○浅野委員　徹底できればということですが、具体的に幾つか質問します。

まず、緊急事態宣言、そして蔓延防止等重点措置の発出基準についてお伺いします。

基本的対処方針の十二ページにはステージ3あるいはステージ4相当の基準が示されていますけれども、デルタ株になってから、感染拡大のスピードが明らかに高まっています。こういった状況下では、この発出基準、ステージ3、ステージ4、これを見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　まさに、このステージの基準につきましては、感染状況などに応じてこれまでも変更させていただいてきたところであります。

専門家の皆さんにも常に御議論いただいておりますが、御指摘のように、感染状況は、もう桁違い、急速な感染拡大。十万人当たり二十五人以上としておりますが、もう全国で今六十人となっておりますので、急激な感染拡大になっております。もちろん、一桁に抑えている県も幾つかあるわけですけれども、大都市圏を中心にそういった状況。そして、その中でも、比較的、例えば蔓延防止等重点措置のエリアは重症者の数は今のところ低く抑えられてきています。ただ、大都市部を中心に、これも先ほど申し上げたように、急激に増えてきておりますので、対応しなければならない。

ワクチン接種の効果もこれからどういうふうに

見ていくか。高齢者の重症化は抑えられていますけれども、四十代、五十代の重症化が増えてきているということでありますので、そういったことも踏まえながら、今後、こうした感染力が強い変異株が出てきた、デルタ株への対応。それから、四十代、五十代の方が中等症から重症になるケースが今増えている。この辺りの指標をどう見るか。

こういった点について、ステージの考え方については、常に専門家の皆さんに御議論をいただいているところであります。状況を見ながら不断に見直しを行っていく必要があるというふうに考えているところであります。

○浅野委員　続いて、先ほども取り上げられておりました原則自宅療養とする政府の方針について、これは決定事項ですか。

○西村国務大臣　まさに、八月二日の関係閣僚会議におきまして、医療を必要とされる方に必要な医療を提供するための、その在り方の見直しとして取りまとめられたものというふうに理解をしております。

○浅野委員　であれば、この基本的対処方針案の五十四ページ、「軽症者等は宿泊療養を基本とする」という文言が今回修正されませんでした。なぜ書き換えなかったのか。そして、原則は、自宅療養ではなく、ここに書かれているとおり、宿泊療養を基本とする、この考え方が基本ということでよろしいですか。

○西村国務大臣　まさに、今回取りまとめたものにつきましては、重症者、中等症、そして軽症の方、それぞれの状況に応じ、症状に応じて必要な医療を提供できる在り方について取りまとめられたものであるということであります。

その上で、これは、特に感染が拡大して患者さんの数が急増しているエリアについて、必要な医療をしっかり提供するために取りまとめられた。全国一律ではございませんので、そういう意味で、最終的には自治体の判断というところが残りますので、今回、基本的対処方針は変えなかったというところでございます。

○浅野委員　続いて、最後は、事業者支援について質問いたします。

今、飲食店への協力金というのはあるんですが、酒類の卸売業者に対しては一時支援金、月次支援金というものしかなく、不満の声が出ています。感染状況が更に悪化、長期化する中で、取引事業者への支援拡充を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘の酒類提供の停止の影響を受けておられます酒類販売事業者の皆様には、最大月二十万円の月次支援金につきまして、上乗せ、それから要件の緩和、こういったことを行ってきているところであります。

例えば、売上げ減少五〇％以上の方が月次支援金を受けられますけれども、酒類販売事業者の方は、売上げ三〇％以上減少すれば可能となる。あるいは、この七月、八月は厳しい状況ということで、二か月連続で売上げ一五％以上減少の場合も対象とする。あるいは、売上げが九〇％以上減少した場合には上限額の四倍までの上乗せ、つまり月額最大八十万円までの支援を可能としたところであります。

こういった支援を地方創生臨時交付金を活用して行っておりまして、既に、緊急事態、蔓延防止の地域においては、こうしたことを基本とした支援策の上乗せあるいは要件緩和が行われているところであります。

いずれにしましても、酒類提供の販売事業者のみならず、様々な事業者が、飲食店以外、あるいは取引のあるところ、それ以外の方々も影響を受けますので、地域や業種を限定しないこの月次支援金をしっかりと早期に支給すること、そして、さらには、今回の緊急事態、蔓延防止等重点措置の影響にしっかりと目配りしながら、四兆円の予備費の活用を含め、必要な対策を機動的に講じていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　基本的対処方針の文章を見ながら、自治体や事業者の皆様は対応を考えます。会議の中身や記者会見の中身だけでなく、この文章にその思いを込めていただくことをお願いして、質問を終わります。

以上です。

○高木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

2021年9月9日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言　自宅療養者への健康観察サポートについて

2021.9.9（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言延長）

現状・課題意識

●自宅療養者が増える中、自宅療養者への健康観察サポート体制不足が指摘されている。

●医療機関への委託や連携のみならず、問診マニュアルなどを活用した大規模コールセンターの設置や、LINE、スマホアプリなどを活用した頻回観察が必要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「全ての自宅療養者を漏れなく細やかに健康観察できる方法を検討すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「各自治体で様々工夫されているが、国としてもHER-SYSを活用して自動で電話をかける仕組みやスマホを使った健康管理システム・アプリを活用し、自宅療養者の健康管理に努めていく」

西村国務大臣

新型コロナウイルス緊急事態宣言　自治体が行うコロナ検査費用の財源について

2021.9.9（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言延長）

現状・課題意識

●各自治体が行うコロナ検査（行政検査）費用の助成財源については、国と都道府県が二分の一ずつ負担しており、都道府県の負担分については、地方創生臨時交付金が充てられている。

委員会での浅野の発言要約

「各自治体が行うコロナ検査費用の財源を全額国負担とし、各自治体が迅速かつ大規模にコロナ検査を提供できる体制を整備すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「自治体の地方創生臨時交付金（地方単独事業分）については、約7,400億円が今年度に繰り越されており、自治体ごとに有効に活用していただく」

西村国務大臣

2021年9月9日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

若い世代へのワクチン接種枠について

2021.9.9（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言延長）

現状・課題意識

●各自治体において高齢者から順にワクチン接種が進められているが、子どもや若い世代でワクチン接種を希望される方の接種が進んでいない。

●新学期が始まり、子どもや若者がコロナウイルスのキャリアとならないようにする必要がある。

委員会での浅野の発言要約

「若い世代を対象としたワクチン接種枠を設けるべき」

政府の答弁要約

「各自治体において、それぞれ創意工夫して取組みが行われているが、若い世代の方々へのワクチン接種が着実に進むようにサポートしていく」

新型コロナウイルス緊急事態宣言

臨時休校中の子どもの居場所確保について

2021.9.9（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言延長）

現状・課題意識

●新学期が始まり、臨時休校や在宅学習（オンライン学習を含む）となる学校がある。

●児童虐待の潜在化を防ぐために、該当期間中に子どもの居場所を確保する必要がある。

委員会での浅野の発言要約

「子どもが希望する場合には、学校側に受入れをしていただくよう、国が働きかけるべき」

政府の答弁要約

「文科省において、臨時休校中に、学校の教室を用いた自習活動、地域住民による放課後子供教室の活用、教職員が児童クラブやデイサービスの業務に携われることを自治体に周知している」

2021年9月9日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス緊急事態宣言

雇調金や失業保険給付の財政について

2021.9.9（Thr）議院運営委員会（緊急事態宣言延長）

現状・課題意識

●雇用調整助成金についてはこれまで4．3兆円が支給されており、これにより失業率を抑え、雇用が維持されてきた。

●雇用調整助成金の財源である雇用保険財政は非常に厳しく、積立金が今年度末時点で約4,000億円まで減少する見込みとなっている。

委員会での浅野の発言要約

「当面は国費投入により、何としても雇用調整助成金制度や失業保険給付等を維持すべき」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「雇用保険の財政運営について、雇用調整助成金などの支給に支障を生じさせることなく、セーフティーネットの機能をしっかりと発揮していく」

西村国務大臣

第二百四回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第五十四号（閉会中審査）

令和三年九月九日（木曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　高木　毅君

理事　御法川信英君　理事　盛山　正仁君

理事　松本　洋平君　理事　井上　貴博君

理事　福田　達夫君　理事　井野　俊郎君

理事　小川　淳也君　理事　青柳陽一郎君

理事　佐藤　英道君

木村　次郎君　武井　俊輔君

武部　新君　広田　一君

塩川　鉄也君　遠藤　敬君

浅野　哲君

議長　大島　理森君

副議長　赤松　広隆君

国務大臣　西村　康稔君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

九月九日

辞任　補欠選任

武内　則男君　広田　一君

同日

辞任　補欠選任

広田　一君　武内　則男君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の事前報告に関する件

○高木委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について御報告いたします。

新規陽性者数は全国的に減少の傾向が見られており、国民の皆様の御協力に感謝申し上げたいと思います。

他方、昨日の全国の重症者数は二千百七十三人と依然として極めて高い水準が続いているなど、医療提供体制はいまだ厳しい状況にあります。国民の皆様には御不便をおかけしますが、引き続き御協力をお願いするとともに、政府としても強い危機感を持って、自治体と連携し、医療の確保、感染防止対策、ワクチン接種に全力で対応していきたいと考えております。

現在、二十一都道府県で緊急事態措置を実施しておりますが、昨日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「緊急事態措置解除の考え方」が公表され、ステージの考え方そのものを現時点で変更するものではありませんが、新規陽性者数の動向はもとより考慮するとしても、医療逼迫の状況を今まで以上に重視して判断すべきとの考え方が示されました。

具体的には、これまでの病床使用率や重症病床使用率に加え、重症者数が継続して減少傾向にあること、自宅療養者及び療養等調整中の数の合計値については大都市圏では十万人当たり六十人程度に向かって確実に減少していること、また、一般医療に関する指標として、救急搬送困難事案が大都市圏では減少傾向であることなどが新たに示されたところであります。

こうした考え方の下、現在緊急事態措置を実施している地域のうち、宮城県及び岡山県については、病床使用率及び重症病床使用率が五〇％未満となっていること、自宅療養者及び療養等調整中の数の合計値が減少傾向となっていること、救急搬送困難事案が県の中心都市である仙台市及び岡山市でいずれも減少傾向にあり、一般医療への負荷についても軽減が図られていることなどから、緊急事態措置の対象から除外すべきであると考えられます。ただし、引き続き、医療提供体制への負荷を軽減していく必要があることなどを踏まえ、蔓延防止等重点措置の対象とすべきと考えております。

他方、現在緊急事態措置を実施しているその他の十九の都道府県については、例えば、東京都は、病床使用率や重症病床使用率が五〇％を超え、重症者数も依然高い水準でいまだ減少傾向とは言えず、また、自宅療養者及び療養等調整中の数の合計は減少傾向にはあるものの、十万人当たり百二十二人であり、指標とされる六十人に対して高い水準にあるなど、医療提供体制がいまだ厳しい状況にあり、他の道府県も同様の状況にあることから、それぞれの都道府県の意向も踏まえ、引き続き、緊急事態措置の対象とする必要があります。

また、現在蔓延防止等重点措置を実施している十二の県のうち、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の六県については、病床の使用率及び入院率が安定しており、重症者病床の使用率もおおむねステージ2相当と低く抑えられていること、また、新規陽性者数はステージ3相当以下あるいは減少傾向が明らかであってその水準に向かっていることなどから、それぞれの県の意向も踏まえ、期限どおり同措置の対象から除外することとし、他方、その他の六県については、それぞれの指標に照らし、引き続き、医療提供体制の負荷の軽減を図り、新規陽性者数を確実に減少させていく必要があることから、同措置の対象とすることとします。

以上の対象区域の変更を行った上で、各措置の期間については、今後、シルバーウィークなどで都道府県間の人の移動が予想され、感染対策に万全を期す必要があること、また、現在の新規感染者数の減少傾向が続けば、医療提供体制の強化と相まって、今月末には医療提供体制の逼迫状況が相当程度改善することが予想されることなどを踏まえ、今月三十日まで延長したいと考えております。

以上の状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、ただいま申し上げた各措置の対象区域の変更及び期間の延長について御了承をいただきました。この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

なお、本日の分科会では、ワクチン接種率の向上が足下の新規陽性者数の減少の一因と考えられることから、更なる向上に取り組むべき、医療への負荷を軽減するため、特に中等症や重症の患者を減らすための強力な対策を講ずるべきといった御議論がありました。こうした議論も踏まえ、都道府県と連携して具体的な対策に取り組んでまいります。

これらの地域においては、混雑した場所への外出半減に向けた呼びかけに加え、大規模商業施設での入場整理を徹底するなどを講じてまいりますす。テレワークへの積極的な取組も引き続きお願いしたいと考えております。

また、飲食店に対する対策については、緊急事

態措置及び重点措置の対象である地域において、二十時までの時短要請や酒類、カラオケ設備の提供停止に取り組んでいくこととします。要請に応じていただける飲食店に対しては、都心でも固定費相当をおおむねカバーできる月額最大六百万円の協力金を支給するとともに、パート、アルバイトも含め雇用者一人当たり月額上限三十三万円の雇用調整助成金についても十一月末まで継続としたところであります。協力金の早期支給も含め、しっかりと支援してまいりますので、御協力を是非ともよろしくお願い申し上げます。

さらに、水際対策について、国内外でのワクチンの接種が進む中において、ワクチンの有効性等も踏まえ、行動管理や検査も組み合わせた入国者への管理措置等を講じるなど、経済界からの要望を踏まえ、水際措置の段階的な見直しに取り組むこととしております。

いずれにしましても、感染状況はまだ高い水準にあり、まずは、各地域の医療提供体制を強化するとともに、今の感染の減少傾向を継続して確実なものとしていく必要があります。引き続き国民の皆様の御協力をいただきながら、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、感染を低い水準に抑え、医療や保健所の負担を下げていけるよう、全力を挙げてまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○高木委員長　ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。武井俊輔君。

○武井委員　自民党の武井俊輔でございます。

早速質問に入らせていただきます。

先ほど西村大臣からもございましたが、国民の皆様の多大なる御協力によりまして新規陽性者数も全国的には減少傾向でございますが、これまでの感染者数の急速な増加により、重症者数は昨日時点で二千百七十三名と依然高い水準にございます。こうした中、昨日の新型コロナウイルス感染症対策分科会にまいりまして、緊急事態措置の解除の考え方が示されたところであります。

そこで、今回の緊急事態宣言解除等について、政府としてそもそもどのような考え方に基づいて判断をされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

加えまして、また、隣県、近県の状況などから、なぜこの県は解除でうちは継続なのかということ、もちろん基準の上ではありますけれども、やはり納得という点では、これはなかなか難しいところもございます。今後、期間内であっても解除基準に達すれば順次解除を進めていくなど、柔軟な対応が必要と考えますが、併せて対応をお伺いします。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

解除の考え方につきましては、昨日、専門家から提言がなされまして、ステージそのものの考え方を今の時点で変えるわけではありませんが、まさに、感染者の数ももちろん重要なんですが、それ以上に、医療の逼迫の状況を何より重視して判断していくべきという考え方が示されました。

そうした考え方に基づいて幾つかの指標も示されましたので、判断をしてきたわけでありますが、特に、新規陽性者数が十万人当たり二十五人というステージ4の基準を超えたとしても、ワクチン接種なども進んで、医療が逼迫する、必ずしもそれに結びつくわけではないということから、新規陽性者数が二十五を超えても許容できるようになってきていると専門家も指摘をされているところであります。

そうした状況を踏まえて、各県の病床の状況などを確認し、さらには、それぞれの県の意向も確認した上で、今回、判断をさせていただきました。できる限り隣県との経済圏とか生活圏の一体性なども考えてきておりますけれども、判断に当たっては勘案しておりますけれども、まずは、病床の状況、特に医療の状況、そして、それぞれの県の意向を尊重して、最終的に総合的に判断したものでございます。

○武井委員　政府としては、この危機を乗り越えるために、医療体制の構築、感染の防止、そしてワクチン接種、この三つを柱として、全力で進めておられることを承知しておりますが、国民の命を守り抜くことがもちろん政府・与党の何よりの使命でございます。

そういった中で、自宅や宿泊施設で療養されている方々に適切に医療が提供されるように、入院待機ステーションの整備、また臨時の医療施設、そしてまた人材の確保と早急に進めていく必要があると考えますが、現在の進捗状況について、大臣の見解をお伺いいたします。

○西村国務大臣　御指摘の点、私どもも最も重要な点だと思っております。

今回の判断に当たりましても、自宅療養者の方の数あるいは入院調整中の方の数というものも非常に重視をされております。自宅療養であっても、急変することもございますので、連絡がしっかり取れる、外部委託も含めてその体制をそれぞれの都道府県で組んでいただいておりますし、何かあったときに迅速に治療を受けられるような仕組みが大事だと思っております。

そうした中で、御指摘の入院待機ステーション、酸素ステーション、これは全国十六の都道府県で四十二の施設が開設をされておりますし、また、臨時の医療施設、これにつきましても全国十八都道府県で二十八施設が設置済みであります。医療法や建築基準法の特例が使えて、迅速に設置ができます。

宮崎県知事とも私も何度かお話をしながら進めてきておりますけれども、様々な対応、準備も進められているというふうに聞いております。

また、中和抗体薬は、非常に、重症化を防ぐ、有効であるという評価をいただいております。これを宿泊療養施設で使える、あるいは外来でも使える、こういったことの取組も進めてきているところであります。

いずれにしましても、国民の皆様の命を守るということが何より最優先でありますので、しっかりと医療体制、厚労省中心ではありますが、私の立場でも自治体と連携して対応していきたいというふうに考えております。

○武井委員　今回、行動制限の緩和がテーマになっておりますけれども、特に大きな打撃を受けております運輸業、観光業、旅行業などでは、移動の自粛の緩和に大変大きな関心が集まっております。

もちろん、専門家の皆様からもリバウンドの懸念なども指摘をされておりますので、また、ワクチンパスポートなどを用いての対応というふうになるかと思いますが、この緩和の方法。例えば、私は宮崎県が地元ですが、鹿児島など隣県から始めるとか、九州域内から始めるとか、様々な対応があると考えますが、どのように進めていこうと考えておられるか、見解をお伺いします。

○西村国務大臣　ワクチンの効果で重症化はかなり防げるようになってきておりますが、それでも、やはり、打っていない方を中心に、中等症、重症化される方もおられますので、先ほど御指摘の医療の体制をしっかりするということが何より大事であります。今後も、海外の例を見ていましても、ワクチン接種が一定程度進んだとしてもリバウンドは起こる、これは私どもも頭に置いて、想定をして対応していかなきゃいけないと思います。

そうだとしても、病床がしっかり確保されていれば、これは専門家も御指摘のとおり、ある程度の数が増えたとしても対応できる社会になっていくわけでありますので、そうしたことができるように、そして、感染を一定程度に抑えていくためにも、専門家が、いわゆるワクチン・検査パッケージという、ワクチン接種をしている方、又は、接種ができない方、していない方は検査で陰性を証明して、そして様々な活動に参加できる、こうした枠組みを御提言いただいておりますので、御指摘のあった観光、運輸の方々、あるいは飲食店やイベント関係の方々との意見交換、議論も重ねながら、国民的に議論を深めて、そして、

でない方を明確に動線を分けるなどの対応が必要となってまいりますので、そういったことに対応できない医療機関もあることも事実でありますので、ちょっと個別の事情についてはまたそういった確認をしながら考えていかなければなりませんけれども、いずれにしても、御指摘のように、正当な事由がなければ診療を拒んではならないという規定があるのは事実でありますし、厚労省からも周知をしているところでございます。

○遠藤（敬）委員　実態として医療現場も大変なわけですから、よくよく分かるんですけれども、地域医療を守っていくという上では、どこに行ったらいいのかも分からない、どこに相談したらいいのかも分からないということは、非常に、今、このコロナ禍の中で、頭を打った子供さんですら病院で診てもらえないということがあったというのも最近お聞きしました。是非、そういうことは改善をしていただきたいと思います。

中には、東京なんですけれども、今まさに大臣がおっしゃっていただいた、感染予防のため、発熱やせきなどの症状のある患者様は受診はお断りしますという張り紙を貼っている診療所もありますし。大半は、きちっとされている診療所が多いんだと思いますが、実際、そういう事例もあるんですね。

じゃ、どこで診てもらったらいいのということもありますので、こういうところは厚労省さんもこの医師法第十九条一項に基づいてきちっと御指導していただかないと地域医療がもたない、そういう認識なんですけれども、改めて確認をしたいと思います。

○西村国務大臣　まさに、頭を打っただけなのに診察が受けられないというのはあってはならないことでありますので、今回の専門家の提言の中でも、いわゆる一般医療に影響がどれだけ出ているかをちゃんと見て判断するようにということで、救急搬送の困難な事例がちゃんと減少しているかということ、搬送できない事例が増えていないかということはちゃんと見るようにということで言われております。

まずは、熱がある場合は、先ほど申し上げたように、医療機関によっては、区別できない、動線を分けられていないところもありますので、そういったところのことを踏まえていただければ、まずは電話をしていただいて発熱外来の受診、あるいは相談センターにしっかりと電話をしていただいて適切な医療機関に診療していただくことが大事でありますけれども、いずれにしましても、厚労省にも今御指摘の事例もしっかりと伝えて、一般医療も含めて、国民の皆さんの健康を守れるように対応していきたいというふうに考えております。

○遠藤（敬）委員　終わりますけれども、まさに救急車まで呼んで、その対応は、どういうことをおっしゃったかというと、入院されるなら診ますよと言われるんですね。入院するかどうかも分からないから診てもらいたいと言っているのに、いやいや、入院されるなら受け付けますよ、そういう話に今なっているので、これはまさに医療崩壊だと思います。

命を守るという上では、別にコロナだけじゃないので、是非、そういったことはきちっと対処していただけるように指導いただきたいと思います。

以上です。

○高木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

早速質問に入ります。

まず、大臣に三点提案をいたします。

まず、自宅療養者へのサポート体制不足が指摘されています。医療機関への委託や連携のみならず、問診マニュアルなどを活用した大規模コールセンターの設置や、ＬＩＮＥ、スマホアプリなどを活用した頻回観察など、全ての自宅療養者を漏れなく細やかに健康観察できる方法も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

二点目です。各自治体が行うコロナ検査費用の財源については、地方創生臨時交付金から独立させて、予備費を活用するなどして全額国負担とし、各自治体が迅速かつ大規模にコロナ検査を提供できる体制を整備していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後、三点目です。子供や若者をコロナウイルスのキャリアとさせないように、若い世代を対象としたワクチン接種枠を僅かでも設ける必要性があるのではないかと思うんです。

以上三点、政府の見解を伺います。

○西村国務大臣　お答え申し上げます。

一点目の、自宅療養中の方が不安を感じないように、急に状態が悪くなった場合に適切に治療が受けられる、迅速に受けられることが何より重要であります。

御指摘のように、例えば、東京都では、医師会や医療機関への委託、それから、外部の委託も、民間事業者も活用しているというふうに聞いておりますし、また、御指摘の健康確認を行うためのＬＩＮＥの活用あるいはコールセンターの設置、こうしたことによって保健所や医療機関の負担を軽減するなど、それぞれの自治体で様々な工夫が行われております。

国としても、ＨＥＲ－ＳＹＳを活用して、自動で自宅療養者に電話をかける仕組みであるとか、あるいはスマホ、スマートフォンを使った健康管理システム、アプリの提供であるとか、こうしたものが、既に四万件、四万人ぐらいの方が使っているというふうに聞いておりますけれども、こうした活用を引き続き、自宅療養者の健康管理に万全を期すよう努めていきたいというふうに考えております。

それから、検査費用につきましては、行政検査については法律に基づいて国と都道府県で二分の一ずつ負担をしているところでありますが、都道府県の負担分については、御指摘のように、地方創生臨時交付金の算定対象に含まれておりまして、支援を行ってきているところであります。

自治体の地方単独事業分については、約七千四百億円が今年度に繰越しをされているところでありますので、この繰越分についても自治体において有効に活用していただければと思います。

いずれにしましても、しっかりと必要な検査が行われるよう、都道府県と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

そして、三点目の、子供や若い方へのワクチン接種についてでありますが、各自治体においてもそれぞれ創意工夫で取組が行われております。

委員御地元の茨城県におきましては、例えば、水戸市で、九月八日から、市内在住の十八歳から二十九歳までの方の優先枠の予約を開始しております。また、自衛隊の大規模接種センターにおいても、九月四日から二十五日までの約三万人分を、十八歳から三十九歳の若い世代を対象とした優先枠としたところであります。深夜に枠を設けたりしている自治体もございます。

いずれにしても、御指摘のように、若い方々へのワクチン接種が着実に進むように、河野大臣や田村大臣をしっかりと私の立場でもサポートしていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　是非、そのベストプラクティスを全国に国の指導力で展開してください。

二点要望いたします。

まず、新学期が始まりまして、臨時休校中や在宅学習となる学校がある中、児童虐待の潜在化を防ぐ必要性が出てきています。そのため、子供の居場所を確保する目的も含め、当事者が希望する場合には学校側には受入れをしていただくよう国の方で指導していただきたいという声がありますが、国の対応状況と見解を伺います。

二点目。雇用調整助成金の財源である雇用保険の積立金が今月にも枯渇するという懸念の声が出ていますけれども、実態はいかがでしょうか。また、枯渇したとしても、当面は国費の投入により、まして何としても雇調金制度そして失業保険制度の維持というのをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上二点です。

○西村国務大臣　まず一点目の、子供の居場所の確保、重要な課題であるというふうに認識をしております。

文科省においても、その観点から、学校が臨時休業する場合においても、学校の教室等を用いて行う自習活動、それから地域住民の参画を得て行う放課後子供教室の活用、それから学校の教職員が放課後児童クラブや放課後等デイサービスの業務に携わることが可能であるということを自治体に周知しているところでもあります。

自治体においてはそれぞれ学校預かりなどの取組が行われておりますが、文科省において、このような事例を取りまとめて、まさに好事例を公表することで横展開しているものというふうに承知をしております。萩生田文科大臣を私の立場でもサポートしていきたいというふうに考えております。

それから、雇調金につきましては、これまで、四・三兆円を支給し、まさに失業率を抑え、雇用を守ってきたところでございます。

こうした中、雇用保険財政は非常に厳しい状況にあるというのは御承知のとおりであります。積立金を活用して、失業等給付の積立金から借入れも行っているところでありますけれども、この積立金も今年度末の時点で約四千億円まで減少する見込みということで聞いております。

雇用保険の財政運営につきましては、まさにこの雇調金などの支給に支障を生じさせず、セーフティーネットの機能をしっかりと発揮していく、そのためにも厚労省において適切に対応していくものというふうに承知をしておりますけれども、感染状況あるいは雇用状況など、私の立場でもしっかり目配りしながら、田村大臣と連携して対応していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　最後に一問お伺いします。

大臣は、経済再生担当大臣になってからあさってで丸二年、そしてコロナ対策担当大臣になってから一年半となります。これまでの経験を踏まえまして、第五波の次、第六波を何としても防ぐためには何が最も重要だと考えるか、その見解を伺って、質問を終わります。

○西村国務大臣　これは、就任した当時から申し上げておりますし、専門家の皆さんから聞かされていることでもありますけれども、まさに何回も波は起こるということであります。

感染が増えて医療が厳しくなってくれば、緊急事態宣言など厳しい措置で感染を抑えていく。そうすると、解除をする。そうなると、人々の活動が活発になりますから、また感染が増えてくる。これは、ゼロにはできないウイルス、世界中で、ゼロにはできない、みんな、そういう中で工夫しながら、そして試行錯誤もしながら対応してきております。

これまで四度の緊急事態宣言で、今回も減少傾向になりましたが、何とかこれを確実に安定的に下げて医療を安定的なものにしたいと考えておりますが、ワクチン接種が進んだとしても、海外の事例を見ますと、次の波もまた起こります。海外では、ワクチン接種が六割進んでも二万人、三万人という感染も出ておりますので、日本でも、特に冬に、寒い時期、乾燥する時期、部屋を閉め切る、こうした時期に感染が起こることを想定しながら対応していかなきゃいけないと考えております。

そうしたときに、緊急事態宣言などの強い措置もまたお願いしなきゃいけない場面も来るかもしれませんが、緊急事態宣言も、もうこれだけ長く続くと、皆さん、慣れてしまっている面があると思います。私自身は、やはり必要な対策をもう一度しっかりと見直して、国民の皆様に御協力をいただける、いわば緊急事態宣言の再定義のようなこと、これは法律改正も視野に入れてそうした検討を進めていかなきゃいけないというふうに考えております。

○浅野委員　是非、臨時国会の中でそのことを議論することを望み、発言を終わります。

○髙木委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十分散会

第207回国会
委員会質疑

2021年12月15日

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和三年十二月十五日

○第二百七回国会 衆議院会議録 第四号

令和三年十二月十五日（水曜日）

令和三年十二月十五日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件
令和三年度一般会計補正予算（第1号）
令和三年度特別会計補正予算（特第1号）
令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（内閣委員長提出）
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

午後四時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

○議長（細田博之君）　御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員森山眞弓君は、去る十月十四日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

森山眞弓君に対する弔詞は、議長において今十五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに本法に関する特別委員長の要職につき　またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章　森山眞弓君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

○議長（細田博之君）　永年在職議員として表彰された元議員鹿野道彦君は、去る十月二十一日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

鹿野道彦君に対する弔詞は、議長において去る九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに運輸委員長　予算委員長の要職につき　またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章　鹿野道彦君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

○山田賢司君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和三年度一般会計補正予算（第1号）、令和三年度特別会計補正予算（特第1号）、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（細田博之君）　山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。

令和三年度一般会計補正予算（第1号）
令和三年度特別会計補正予算（特第1号）

○議長（細田博之君）　令和三年度一般会計補正予算（第1号）、令和三年度特別会計補正予算（特第1号）、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長根本匠君。

令和三年度一般会計補正予算（第1号）及び同報告書
令和三年度特別会計補正予算（特第1号）及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔根本匠君登壇〕

○根本匠君　ただいま議題となりました令和三年度一般会計補正予算（第1号）外一案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算二案の概要について申し上げます。

一般会計補正予算については、歳出において、十一月十九日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、既定経費の減額を行うこととしております。

また、歳入において、租税及び印紙収入の増額、前年度剰余金の受入れ、公債金の増額等を行うこととしております。

これらの結果、令和三年度一般会計予算の総額は、歳入歳出共に当初予算から三十五兆九千八百九十五億円増加し、百四十二兆五千九百九十二億円となります。

特別会計予算については、労働保険特別会計、エネルギー対策特別会計など十特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

なお、財政投融資計画については、経済対策を踏まえ、九千二百二十一億円を追加しております。

この補正予算二案は、去る十二月六日本委員会に付託され、十日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、十三日から質疑に入り、本日、質疑を終局いたしましたところ、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブから、それぞれ、令和三年度補正予算二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算二案及び両動議について討論、採決を行いました結果、両動議はいずれも否決され、令和三年度補正予算二案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　両案につき討論の通告があります。順次これを許します。道下大樹君。

〔道下大樹君登壇〕

○道下大樹君　立憲民主党、道下大樹です。

私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました令和三年度補正予算二案につきまして、反対の立場から討論いたします。（拍手）

その前に、今朝の新聞報道で、国土交通省が、建設業の受注実態を表す国の基幹統計の調査において、建設業者から提出された受注実績データを八年前から無断で書き換えていたという事実が判明しました。言語道断であります。予算案などにも関連する重大な事案であり、令和四年度予算案の審議前に、この事案について集中審議することを強く求めます。

さて、日本国内において新型コロナウイルス感染症が発生してから間もなく二年です。

これまで新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。

また、この間、医療関係の皆様を始めとした各分野において国民の生命と健康、生活を守るため奮闘してこられた全ての皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

私たち立憲民主党は、これまで、新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期すため、政府や与党に対して様々な提案を重ねてまいりました。本年六月の通常国会会期末においては、このまま国会を閉じてしまうと補正予算の編成ができなくなるとして、その時点で必要な新型コロナ対策を内容とする三十三兆円規模の補正予算案を作成して発表するとともに、通常国会を延長して、直ちに補正予算編成を行うべきであると声を上げました。

しかしながら、自公連立政権は、私たちの意見に全く聞く耳を持たず、通常国会を閉じてしまい、その結果として生じたのが今夏のオリンピック期間前後における感染第五波であります。政府は、その後も、私たち野党の憲法五十三条に基づく臨時国会の召集要求を拒否し続けました。これは、明らかに憲法違反であります。

政府は、私たちの提案から遅れること約半年、ようやく十二月になって補正予算案を国会に提出しましたが、これは余りにも遅過ぎる対応であったと言わざるを得ません。

もちろん、これから新型コロナ第六波の感染拡大が心配される現段階において、しっかりとしたコロナ対策や経済対策を打ち立て、その裏づけとなる補正予算を編成することの重要性に異存はありません。しかしながら、今回の補正予算案を精査すると、いささか疑問な点が見受けられます。

本補正予算案では、夫婦いずれかの年収が九百六十万円以上の世帯を除き、十八歳までの子供一人当たり十万円相当の給付がなされることになりました。

この給付について、政府が五万円相当はクーポンで給付することをかたくなに原則としたことで、事務的経費は、現金で一括給付するのに比べて九百六十七億円も高い、約一千二百億円にも上ることが明らかになっております。到底容認できません。

なぜ九百六十七億円もの高額な予算を投じてクーポン給付を行うのでしょうか。政府は、現金よりも、クーポンであれば貯蓄に回るのを回避し、子育て関連の支出に限定できるためとしていますが、一九九九年に実施された地域振興券について、当時の経済企画庁は、消費喚起効果は三〇％程度とする一方、交付金額の六〇％以上が結局貯蓄に回ったと指摘しています。

政府は、我が党や国民、自治体の意見を受けて、一括現金給付も容認すると方針転換しました。このことは一定の評価はしますが、既に年内一括現金給付に間に合わない自治体もあり、なぜ自治体の意見を聞いてから制度設計しなかったのか。なぜ、自治体独自の所得制限の撤廃は容認するが、そのために必要な額の補助はしないのか。政府の対応遅れで、結局、振り回されるのは国民や自治体であります。

また、今回の補正予算では、マイナンバーカードの普及促進を目的として、国民一人当たり最大二万円相当のマイナポイントを付与する事業に一・八兆円もの予算を計上しています。

そもそも、政府はこれまで直近二年間でマイナポイント事業に約三千億円も計上してきています

て、ようやく、今回、一括十万円を給付することが認められました。

しかし、決定が遅れた今となっては、事務手続は間に合わず、年内に十万円を給付が可能である市町村は一部にすぎません。もし先週決定していれば、年内給付ができる市町村は多かったかと思います。政府の決定の遅れは、ただただ現場である市町村に混乱をもたらすだけでした。十万円を一括給付できるという決定は歓迎いたしますが、決定が遅過ぎた、そう言わざるを得ません。

また、子育て世帯への給付ではなく、国が財源を市町村に渡して、市町村の責任で真の困窮世帯に給付すべきであったことを改めて申し上げます。

三つ目の理由は、臨時特別給付金が公平ではないことです。

給付対象者になる方は、一時的に喜ぶかもしれません。給付対象にならない方も含めて、将来にツケを回すだけのものでしかありません。また、給付者を限定することにより、その境界の両側の人たちの公平性を欠き、給付されなかった人たちの不満を招きます。十八歳の子供一人に十万円給付する一方、十九歳には給付がない、その理由がよく分かりません。

経済政策としては、一部の条件を満たした世帯にばらまきを実施するよりも、日本維新の会が提案をしている消費税減税の方が、公平性の点で、そして広い効果をもたらすことも考えれば、優れていると思います。国民全体が長かったコロナ禍から徐々に通常の暮らしを取り戻そうとしている今だからこそ、国民全体の消費意欲を広く喚起する消費税減税が適切です。

政府は、未来社会を切り開く新しい資本主義を起動させるとしています。そして、科学技術立国の実現の中において、最先端半導体等の技術開発に予算を割くとしています。世界において最先端半導体といえば、神戸のポートアイランドに設置されたスーパーコンピューター「富岳」で使用される半導体と同等以上の高度なハイエンドのものを指します。残念ながら、現在の日本では作ることができません。社会を支える必須技術である半導体産業を育成することは、安全保障面も含めて重要です。しかし、ミドルレンジが日本で製造できるようにすることをもって最先端半導体等の技術開発と呼ぶのは、余りにも無理があります。

少子高齢化の中で、国民の多くは、自分の老後に不安を覚えています。そのために、消費よりも貯蓄を選んで、消費が喚起をしません。コロナ禍から脱しても、消費縮小の傾向を引きずり、消費が拡大して経済が拡大するモードには変わっていきません。消費拡大には大きな政策転換が必要です。私たちの提案に対し、岸田総理は一貫して否定的ですが、改めて検討を求めます。

岸田文雄総理による政権は、新しい方向性を持った政権であると理解しています。コロナ禍によって低迷した経済を回復させるためには、効果的な経済政策を打たなければなりません。

まず、岸田政権に今必要なことは、アベノミクスがどういった効果があったのかなかったのかをしっかり検証することではないでしょうか。それなしに、新しい資本主義といった造語を先行させ、国民に御理解を得ようとしても、国民の皆様には伝わりません。

ワクチン接種が進み、コロナ禍をある程度コントロールできるようになったときこそ、規制改革を実行して、成長する日本にかじを切るべきときであります。

社会保障制度についても国民の皆さんは不安を感じています。小手先程度の施策の微修正ではなく、制度を根本から変えなければ、不安は解消されません。日本維新の会では、日本大改革プランを提案しています。

政府及び与野党の皆さんに申し上げます。日本の未来に向けて、あるべき大改革について、我々と議論をしてください。

日本維新の会は、本補正予算には反対しますが、感染拡大対策と社会経済の両立を進めることは大切であると考えています。そのために日本が進むべき方向は消費税減税であることを改めて訴えまして、私からの反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。（拍手）

冒頭、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、療養中の方々の早期の御回復をお祈り申し上げます。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の令和三年度補正予算二案に対し、反対の立場から討論を行います。

今年の春から秋にかけては新型コロナウイルスの感染が拡大し、緊急事態宣言と蔓延防止等重点措置が繰り返し発出されました。この間、多くの事業者は休業や営業時間短縮による影響を受け、七月から九月の実質経済成長率は年率換算でマイナス三・六％まで下がるなど、経済活動の低迷が長期に及んでいます。その結果、国民の皆様の多くが生活上の困難を抱えたまま現在に至っていますが、政府の補正予算案はこうした現状に十分対応できるものとはなっておりません。

以下、本案の主な問題点について、私たちの具体的提案とともに申し述べます。

まず、十八歳以下への十万円相当の給付について、私たちは、膨大な経費をかけてクーポン活用や所得制限を設けることの妥当性を指摘したところでありますが、岸田総理は、さきの予算委員会

で、全額現金による給付を認めることを明言しました。さらに、昨日は、山際大臣が、自治体の裁量で所得制限なく全員に給付することを認める発言をされております。そこまで認めるおつもりならば、私たち国民民主党が提案してきた、事前審査なしの一律現金給付を行った上で、高所得者からは年度末の納税時に逆還付をしていただく方が、迅速、公平、かつ合理的で、真に困っている人々に支援を届けることができる制度となるはずです。

また、二・八兆円の予算をつけた事業復活支援金は、所定額の給付となっており、事業規模に応じた支援ができないため、コロナの影響で疲弊した企業への支援としては力不足と言わざるを得ません。危機の中にある事業者を国の責任でしっかりと救済するためにも、事業者支援の予算を大幅に増やして、業種や地域を問わず、事業規模及び売上げの減収幅に応じた支援金を支払う減収補塡制度を実現すべきでした。このままでは焼け石に水となり、制度名の事業復活など、到底望むことはできません。

そもそも、補正予算は、財政法第二十九条の規定により、国の経費不足を補うか、当初予算の作成後に生じた特に緊要な経費を補う場合などに限り認められているものです。しかし、今回の補正予算には、防衛装備品の前金払いの実施、公共事業関係費、国際分担金及び拠出金、基金への支出など、緊要性を満たすのか疑わしい経費が多く含まれています。これらは、本来であれば、十分な国会審議により必要性を精査し、令和四年度予算として計上すべきものであると考えます。

例えば、マイナポイント事業費一・八兆円は、マイナンバーカードの新規取得者、健康保険証としての利用登録を行った者、公金受取口座の登録者へのポイント付与を使途としていますが、いずれも緊要性がある事業とは思えません。この財源を生かせば、例えば、自治体負担なく、所得制限もなく、十八歳以下の子供たち全員に給付を行うことができるだけでなく、生活に困窮している住民税非課税世帯への給付予算を倍増させることもできます。現在の社会情勢を鑑みれば、マイナポイント事業については次年度予算での補強、再計上を決断した上で、今苦しんでいる人々を一人でも多く救済し、少しでも継続的に支援できる方法を選択すべきではないでしょうか。

以上のように、政府案は過去最大の補正予算を編成したにもかかわらず、国民が直面する困難を解消するものとは言えず、更なる改善の余地があると考えます。真に国民生活を支えるための予算として再構築すべきと考え、本案に反対するものです。

以上で私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　宮本徹君。

〔宮本徹君登壇〕

○宮本徹君　私は、日本共産党を代表して、政府提出補正予算案に反対の討論を行います。（拍手）

反対の最大の理由は、コロナ禍で苦しむ国民への支援が不十分な一方で、軍事費と特定企業に異常な大盤振る舞いをするからであります。

岸田総理は、総選挙前、この壇上から、非正規、子育て世帯など、お困りの方々を守るための給付金を公約されました。しかし、本補正予算案では、子供がいない世帯では、年収が百万円台の非正規労働者ですら十万円給付の対象外です。給付金は、生活にお困りの方々や収入が減った方々を広く対象にすべきであります。子育て世帯への十万円給付について、五万円を国民が望みもしないクーポン支給にすることにより、千億円もの事務費が増えることへ、血税の浪費との批判が沸き上がりました。クーポンそのものをやめるべきであります。

コロナ関連の経営破綻は三か月連続で過去最高を更新しています。本補正予算案の事業復活支援金の規模を倍増し、家賃支援給付金を再支給すべきです。コロナ融資の返済減免や社会保険料減免措置も必要であります。

また、看護、介護、保育、福祉の現場で働く方々の賃上げ幅が余りにも不十分です。抜本的な引上げを求めます。

他方、本補正予算案には七千七百二十八億円という空前の軍事費が計上され、補正後の防衛省予算は初めて六兆円を超えます。自民党がGDP比二％以上を掲げる下で、アメリカ製兵器の爆買いに加え、実質的な敵基地攻撃能力の保有につながる護衛艦の空母への改修、空母に搭載するF35Bの導入、相手国のレーダーを無効化する電子戦機の開発などを来年度予算案に盛り込もうとし、膨張する軍事費の一部を前倒しで補正予算案に大規模に組み入れたものであります。到底、予算編成後に生じた事由に基づき特に緊要な経費の支出とは言えず、財政法違反は明白であります。憲法九条の精神に立った軍縮平和外交こそ取り組むべきであります。

重大なのは、辺野古の新基地建設に八百一億円の予算を計上していることです。沖縄県の玉城デニー知事は、政府が申請していた設計変更を不承認としました。沖縄県民の民意を無視し、破綻した新基地建設を強行するなど、断じて許されません。戦没者の遺骨が眠る土砂を基地の埋立てに使うことは、戦没者の尊厳を踏みにじるものであり、人の道にも反します。国際法に違反して住民の土地を強奪して造られた普天間基地は、アメリカに無条件返還を迫るべきではありませんか。

また、海外、台湾の半導体メーカー、TSMCの工場建設に四千億円もの国民の血税をつぎ込むことなど、到底認められません。本来、半導体の安定確保は、半導体メーカーに加え、電機や自動車等のユーザー企業が自助努力で行うべきものです。これらユーザー大企業の五十四兆円に上る内部留保のごく一部を半導体確保の投資に充てれば済む話であります。税金投入は、国民の理解は得

一期目活動記録

2017年10月～2021年10月

【議員立法一覧】

【 議員立法提出一覧 】

	提出回次	議　案　名
1	195回国会	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
2	195回国会	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
3	196回国会	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
4	196回国会	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
5	196回国会	国家公務員法等の一部を改正する法律案
6	196回国会	国家公務員の労働関係に関する法律案
7	196回国会	公務員庁設置法案
8	197回国会	公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
9	198回国会	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
10	198回国会	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案
11	198回国会	エネルギー協同組合法案
12	201回国会	電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案
13	203回国会	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
14	203回国会	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案
15	204回国会	新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案
16	204回国会	自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案
17	207回国会	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

※国会回次
195回　(2017.11.1　～　2017.12.9)
196回　(2018.1.22　～　2018.7.22)
197回　(2018.10.24 ～　2018.12.10)
198回　(2019.1.28　～　2019.6.26)
201回　(2020.1.20　～　2020.6.17)
203回　(2020.10.26 ～　2020.12.5)
204回　(2021.1.18　～　2021.6.16)
207回　(2021.12.6　～　2021.12.21)

一期目活動記録

2017年10月～2021年10月

【質問主意書】

【 質問主意書提出一覧 】

提出回次	議　案　名
198回国会	託児所における補助金適用の範囲に関する質問主意書
201回国会	障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充に関する質問主意書
201回国会	保育所における食物アレルギーへの対応に関する質問主意書
201回国会	国家公務員の倫理の保持に関する質問主意書
204回国会	温室効果ガス削減目標四十六％の根拠に関する質問主意書

※国会回次　195回　(2017.11.1　～　2017.12.9)
196回　(2018.1.22　～　2018.7.22)
197回　(2018.10.24 ～　2018.12.10)
198回　(2019.1.28　～　2019.6.26)
201回　(2020.1.20　～　2020.6.17)
203回　(2020.10.26 ～　2020.12.5)
204回　(2021.1.18　～　2021.6.16)
207回　(2021.12.6　～　2021.12.21)

194

令和元年五月二十八日提出
質問第一九四号

託児所における補助金適用の範囲に関する質問主意書

提出者　浅野　哲

託児所における補助金適用の範囲に関する質問主意書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律では、企業主導型保育事業により最大五万人の保育の受け皿を整備するとしている。その一方で、二〇一六年の制度創設以降、多額の助成金をあてにしたずさんな経営を行なう一部の事業者も出ており、短期間での閉鎖や事業から撤退する等の事例が確認されている。

他方、二〇一六年の補助金導入前から運営を行なっている企業内託児所の中には、堅実な経営を行ない、実績があるにもかかわらず、補助金の対象外となり、厳しい運営を迫られている事業所も存在する。

今後、持続的に待機児童解消に取組んでいくためには、本制度の創設前から存在する一定以上の実績がある事業者についても補助金の対象とすべきと考える。

この件に関連し、以下質問する。

一　二〇一八年三月二十九日の参議院内閣委員会において、矢田わか子参議院議員から既設の事業所内保育所に対する支援の問いに対し、当時の松山国務大臣から「従来の事業所内保育施設は、雇用保険から運営費が出ているところと出ていないところもあるかと思います。様々なケースがあろうかと思いますので、先生の御指摘踏まえて検討させてもらいたいと思います。」と答弁されているが、約一年が経過した現在

における政府の検討状況を問う。

右質問する。

二

内閣衆質一九八第一九四号
令和元年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員浅野哲君提出託児所における補助金適用の範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

衆議院議員浅野哲君提出託児所における補助金適用の範囲に関する質問に対する答弁書

一について

待機児童の解消については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」（平成三十年六月十五日閣議決定）において、「待機児童問題が最優先の課題である」としており、平成二十九年六月二日に公表した「子育て安心プラン」に基づき、令和二年度末までに約三十二万人分の保育の受皿を整備することとしている。その上で、企業主導型保育事業を実施する事業者等に対する当該事業の実施に要する費用の助成については、新たな保育の受皿を整備することを目的としていることから、御指摘の「事業所内保育施設」については、平成二十八年四月一日以降に新たに定員を増やす場合、同日以降に定員に余裕があるとしてそれを活用して新たに児童を受け入れる場合（それまでに設置事業主が雇用する労働者の監護する児童以外の児童の受入れを行っていない場合に限る。）等に限り、それらに要する費用を当該助成の対象としているところ、当該助成の目的、御指摘の「事業所内保育施設」には雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十六条第一項に規定する事業所内保育施設コース助成金による助成が行われている場合があること等を総合的に勘案すれば、現行よりも対象を拡大することには慎重な検討が必要であると考え

ている。

225

令和二年六月三日提出
質問第二二五号

障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充に関する質問主意書

提出者　浅野　哲

障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充に関する質問主意書

いわゆる障害者雇用促進法が定める障がい者差別禁止と合理的配慮の提供義務が二〇一六年四月に施行、二〇一八年四月からは精神障がい者を雇用義務の対象とした上で、法定雇用率が引き上げられ、就労促進と雇用の定着を図ることが極めて重要となっている。他方、令和元年の集計結果では民間の法定雇用率二・二％に対して実雇用率は二・一％に留まっており、障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充が求められる。

この件に関連し、以下質問する。

一　障害者雇用助成金のうち手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金について、支給対象障がい者の認定は現行、雇用されてから一年以内が原則とされている。業務の拡大等を進める中で入社二、三年が過ぎてから通訳配置を必要とする職場へ異動するケースが考えられるが、申請が認められるのは雇用継続が困難になった場合に限られているため、一年以降の認定は難しい状況にある。障がい者が働き続ける上で必要とする合理的配慮が適切かつ有効に提供されるよう、随時申請が可能な仕組みとすべきと考えるが政府の見解を問う。

二　支給期間は十年間と定められているが、「障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（二〇一九年六月六日　参議院厚生労働委員会）を尊重し、支給期間の年限については撤廃すべきと考えるが政府の見解を問う。

三　手話通訳者の登録は県単位で行われるため、県をまたいだ業務が必要となった場合、手話通訳者の派遣が困難な場合がある。事前に「手話通訳者の委嘱変更手続き」を行い、出張先である県外の手話通訳者と再度委嘱契約を交わせば可能となるが、事務手続きの負担が大きい。出張先での手話通訳が必要になった際は委嘱変更手続き対応ではなく、スポット対応として助成を認めるなど柔軟な措置を講ずるべきと考えるが政府の見解を問う。

四　法定雇用率達成企業の割合は約四十八％に留まり、財源となる障がい者雇用納付金制度においては、未達成企業が達成企業に拠出するような構図になっている。

障がい者雇用は社会全体で考えるべき問題であり、したがって未達成企業からのみ納付金を徴収するのではなく、すべての企業から一定の納付金を集めた上で、達成状況に応じて給付配分を調整するような制度づくりが必要と考えるが政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇一第二二五号
令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員浅野哲君提出障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

衆議院議員浅野哲君提出障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「随時申請が可能な仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第一項第二号ニに規定する手話通訳、要約筆記等を担当する者（以下「手話通訳担当者等」という。）の委嘱に係る助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る業務を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）においては、助成金の支給に当たり、支給対象となる障害者が雇用されてから一年以上経過している場合であっても、人事異動等により手話通訳担当者等を委嘱する十分な必要性が認められる場合には、当該人事異動等から一年以内であれば支給対象としていると承知している。

二について

お尋ねについては、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元年五月十日衆議院厚生労働委員会）の八及び「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元年六月六日参議院厚生労働委員会）の十一において、職場介助者

や手話通訳者の派遣等の人的支援に関し、現行制度上の年限の撤廃及び制度利用の促進について検討することとされていることを踏まえ、必要な検討を進めているところである。

三について

御指摘の「スポット対応として助成を認める」の意味するところが必ずしも明らかではないが、機構においては、事業主が機構の認定を受けた助成金に係る事業計画（以下「事業計画」という。）に定めた手話通訳担当者等を変更する場合には、事業主に対して、原則として、事前に、事業計画の変更承認の申請を行うことを求めているところ、必要に応じて、事業主が手話通訳担当者等を変更した後に、事業計画の変更承認の申請を行うことも認めていると承知している。

四について

障害者雇用納付金制度については、「今後の障害者雇用施策の充実強化について」（平成三十一年二月十三日労働政策審議会障害者雇用分科会意見書）において、「納付金制度は、障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるという社会連帯責任の理念に立ち、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るための制度であり、納付金が果たしてきた機能を維持するためにも・・・納付金制度を引き続き適切に運用することが適当である」とされていることを踏まえ、引き続き適切に運用していくこととしている。

236

令和二年六月九日提出
質問第二三六号

保育所における食物アレルギーへの対応に関する質問主意書

提出者　浅野　哲

保育所における食物アレルギーへの対応に関する質問主意書

二〇一六年に厚生労働省と東京慈恵会医科大学が行ったアンケート結果では、食物アレルギーの児童が在籍する施設は全体の約八割を占めている。二〇一九年十月からは幼児教育・保育の無償化が始まったが、女性の社会参画や少子化対策として一定の効果が期待される一方で、多くの施設で食物アレルギーへの対応が課題となっており、未対応を理由に疾患を抱える児童の受け入れを拒否するケースも全国で発生している。

少子高齢化が急速に進行する日本において、子どもは国の宝であり、平等に制度の恩恵を受けることができるような制度設計をすべきと考える。

この件に関連し、以下質問する。

一　今の時代、食物アレルギーを抱える児童はごく一般的であることから、まずは受け入れを徹底させるべきと考えるが政府の見解を問う。

二　現状、自治体や保育所ごとに食物アレルギーへの対応が異なっており、自治体によっては独自に食物アレルギーに対応する補助金制度を創設している。厚生労働省からは「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の発出や、栄養管理加算の拡充などの取組が行われているが、全国で十分な対

策が講じられるように国から自治体に対して、より実効性を高める取組が必要と考える。政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇一第二三六号
令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員浅野哲君提出保育所における食物アレルギーへの対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

衆議院議員浅野哲君提出保育所における食物アレルギーへの対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

保育所における食物アレルギーを有する子供への対応については、保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）において、「食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと」、「体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること」等としているほか、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（二千十九年改訂版）」（平成三十一年四月厚生労働省作成）において、「給食の提供を前提として、食物アレルギーのない子どもと変わらない、安全・安心な生活を送ることができるよう、調理室の設備、人的環境など、安全に提供できる環境・体制を整備する」等としているところである。

また、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成二十九年四月一日付け雇児保発〇四〇一第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」においては、「保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修」である「保育士等キャリアア

ップ研修」における「専門分野別研修」の一つとして、「食育・アレルギー対応」に係る研修を行うよう示しているところである。

政府としては、引き続き、保育所における食物アレルギーを有する子供への適切な対応が図られるよう、地方公共団体や保育所における取組を促してまいりたい。

249

令和二年六月十一日提出
質問第二四九号

国家公務員の倫理の保持に関する質問主意書

提出者　浅野　哲

国家公務員の倫理の保持に関する質問主意書

国家公務員倫理法（以下、「倫理法」）は、中央省庁幹部職員の不祥事の続発を背景にして一九九九年八月に議員立法で成立し、倫理法の規定に基づき国家公務員倫理規程（以下、「倫理規程」）が制定された。倫理法は公務員の行動規範に関する倫理原則を定め、具体的に規制される行為は政令である倫理規程の中で定められている。

倫理法および倫理規程において、次に示す各項の基準を明確化するために以下質問する。

一　倫理法第一条には「職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為」とあるが、国家公務員が職務として行った行為であって、当該行為に対し国民が当該行為の公正さに対する疑惑や不信感をもつに至った場合には、当該行為は「職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為」とみなすことができるのか政府の見解を伺う。

二　倫理法第三条には国民に対する不当な差別的取扱いの例示として「職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする」とあるが、「有利な取扱い」とは具体的にどの様な行為があたるのか政府の見解を伺う。

三　倫理規程第二条には利害関係者として定める者の中に「当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人」および「当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人」とあるが、「明らかである」と判断する基準について政府の見解を伺う。

四　倫理規程第三条第一項で定める「遊技」の定義について政府の見解を問う。

五　倫理規程第三条第一項で定める「公務のための旅行」は国外への出張に該当するのか政府の見解を問う。

六　「公務のための旅行」の途中において、利害関係者とともに遊技することは禁止行為に該当するのか政府の見解を問う。

七　倫理規程第三条第二項で定める「多数の者が出席する立食パーティー」について「多数の者」の定義について政府の見解を問う。

八　倫理規程第八条で定める「利害関係者と共に飲食をする場合の届出」について自己の飲食に要する費用が自己負担か公費負担かを問わずに、届出の対象となるのか政府の見解を問う。

九　国家公務員本人が計画段階より関わった会合（パーティー等）であって、且つ一部の国民のみが認知可能な会合であって、尚且つ利害関係者が当該会合に参加し、当該国家公務員との間で当該国家公務員の業務範囲に係る内容を含む会話や飲食を伴う相互交流が図られた場合、それらの行為は「職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為」に該当し得るか政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二〇一第二四九号
令和二年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員浅野哲君提出国家公務員の倫理の保持に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣

衆議院議員浅野哲君提出国家公務員の倫理の保持に関する質問に対する答弁書

一及び九について

お尋ねについては、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

どのような行為が国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第三条第一項に規定する「有利な取扱い」に該当するかについては、同法第二条第一項に規定する「職員」（以下単に「職員」という。）が行った行為の内容や状況等を総合的に考慮して実質的に判断する必要があるものと考えており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三について

一般に、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号。以下「倫理規程」という。）第二条第一項第一号に規定する「明らかである」については、同号に掲げる事務に携わる職員が、また、同項第二号に規定する「明らかである」については、同号に掲げる事務に携わる職員が、それぞれ通常の判断力をもってすれば認識することが可能な状態を指すものと解している。

四について

倫理規程第三条第一項第七号に規定する「遊技」については、一般に、麻雀やポーカー等がこれに該当するものと解している。

五について

倫理規程第三条第一項第八号に規定する「公務のための旅行」については、一般に、外国への出張も含まれるものと解している。

六について

職員が、倫理規程第二条第一項に規定する「利害関係者」とともに、四についてで述べた「遊技」をすることについては、これが倫理規程第三条第一項第八号に規定する「公務のための旅行」の途中で行われたか否かにかかわらず、同項第七号の規定に基づく禁止行為としているところである。

七について

倫理規程第三条第二項第二号及び第六号に規定する「多数の者」については、一般に、二十人程度以上の者がこれに該当するものと解している。

八について

御指摘の「自己の飲食に要する費用が自己負担か公費負担かを問わずに」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、倫理規程第八条の規定に基づく届出については、同条において、「職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるとき」は、「多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき」や「私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき」を除き、「あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならない」等と規定しているところである。

209

令和三年六月十一日提出
質問第二〇九号

温室効果ガス削減目標四十六％の根拠に関する質問主意書

提出者　浅野　哲

温室効果ガス削減目標四十六％の根拠に関する質問主意書

四月二十二日に開催された米国主催気候サミットにおいて、菅総理大臣は二〇五〇年カーボンニュートラルの長期目標と整合的で、野心的な目標として、我が国が、二〇三〇年度において、温室効果ガスの二〇一三年度からの四十六％削減を目指すことを宣言した。

二〇一五年に我が国が提出したＮＤＣ（国が決定する貢献）の約束草案においては、二〇三〇年度に温室効果ガス排出量を二〇一三年度比二十六％削減すると記載されているが、この二十六％削減という水準は、現行のエネルギーミックスと整合的に、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏付けのある数字として示されている。

これまでの委員会質疑に対する答弁では、今回の四十六％という新たな目標について、総合エネルギー調査会、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合等の議論を踏まえ、四月二十二日の地球温暖化対策推進本部にて総理より表明されたとのことであるが、なぜ四十六％になったのか、具体的な積み上げ根拠が示されていない。

産業界では、その実現可能性について懸念や不安、あるいは産業変革への期待が入り交じった感情がある

ものと理解している。これら産業界の不安を払拭するために、以下質問する。

一　ＮＤＣでは、二十六％という温室効果ガス排出量の削減目標について、いずれも二〇一三年度比で、我が国の温室効果ガス排出量の九割を占めるエネルギー起源二酸化炭素を▲二十五％、非エネルギー起源二酸化炭素を▲六・七％、メタンを▲十二・三％、一酸化二窒素を▲六・一％、ＨＦＣ（ハイドロフルオロカーボン）等４ガスの排出量を▲二十五・一％の水準とすることとし、それぞれの目標の積み上げの基礎となった対策・施策が示されている。

今回、目標が四十六％となったことで、これらの目標数値については見直しされるものと承知しているが、現在までの検討の経過について伺う。

二　ＮＤＣの削減目標積み上げに用いられているエネルギーミックスは、二〇三〇年度に再生可能エネルギー二十二から二十四％程度、原子力二十から二十二％程度、石炭二十六％程度、ＬＮＧ（液化天然ガス）二十七％程度、石油三％程度とされている。

四十六％の目標達成に向けたエネルギーミックスでは、石炭火力発電や原子力発電については増やしていくのか、政府の考えを伺う。

なお、本質問は、ＪＣＩ（気候変動イニシアティブ）の事務局団体であるＷＷＦジャパンは、政府の四十六％という野心的な目標を評価しているが、その達成に向けては、次の具体策の策定が必要であると提言していることを踏まえたものである。

・石炭火力を二〇三〇年までに全廃止すること

・既設ガス火力の稼働率を六十から七十％程度にあげること（ガス火力発電所の新設なし）

・自然エネルギー（風力・太陽光）の電力比率を約五十％に引き上げること

・省エネルギーにより最終エネルギー需要を二十一・五％減（二〇一五年比）

・原発は稼働三十年で廃止、稼働中及び再稼働が見込まれている原発のみ想定し、二〇三〇年には約二％、二〇四〇年までに全廃

ＷＷＦジャパンは、このエネルギーミックスの実現で、エネルギー起源二酸化炭素排出量は二〇三〇年に二〇一三年比四十九％の削減が可能としている。

三　四十六％に積み上げの不足分があれば、それは政府の野心的な政策目標と推測するが、不足分は四十六％のうち何％になるのか。また、その値はどのように決まったのか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第二〇九号
令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員浅野哲君提出温室効果ガス削減目標四十六％の根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣

衆議院議員浅野哲君提出温室効果ガス削減目標四十六％の根拠に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「目標数値」の「見直し」については、中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合及び総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において審議中であり、検討を深めているところである。

二について

お尋ねの「四十六％の目標達成に向けたエネルギーミックス」については、「二〇五〇年カーボンニュートラル」や新たな二千三十年度温室効果ガス削減目標を踏まえ、現在、総合資源エネルギー調査会において審議中であり、その結果が出ていないため、現時点でお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「四十六％」の内訳については、現在検討中であり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

内閣衆質二〇四第二〇九号
令和三年六月二十二日

内閣総理大臣　菅　義偉

衆議院議長　大島　理森　殿

さきに送付を受けた貴院議員浅野哲君提出「温室効果ガス削減目標四十六％の根拠に関する質問」に対しては、国会法第七十五条第二項に規定する期間内に答弁することができないため、同項後段の規定によってその理由及び答弁することができる期限を別紙のとおり通知するので、よろしくお取り計らい願います。

内　閣

衆議院議員浅野哲君提出温室効果ガス削減目標四十六％の根拠に関する質問に対する答弁書について

一　所定の期限までに答弁できない理由

質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため

二　答弁することができる期限

令和三年六月二十五日

国民民主党
党 内 役 職

・国会対策委員長代理

・青年局長

・エネルギー調査会長

・税制調査会　副会長

・新型コロナウィルス対策本部　事務局次長

・第26回参議院通常選挙総合選挙対策本部　事務局長代理

2021.12.31現在

スタッフ名簿

浅野哲事務所　スタッフ名簿

2021.12.31現在

No.	役　職	氏　名	備　考
1	最高顧問	大畠章宏	
2	事務所長	渡辺正幸	
3	事務局長	平塚宣行	
4	政策秘書	小澤　弘	12月31日退所
5	第一秘書	大川一弘	
6	第二秘書	田中洋和	
7	秘　　書	髙山秀樹	
8	秘　　書	中越範義	
9	秘　　書	森田亜希人	
10	秘　　書	徳田敏夫	
11	秘　　書	助川忠光	
12	事 務 員	阿部夏樹	
13	事 務 員	北沢さとみ	
14	事 務 員	齋藤遊亀	
15	事 務 員	田沢美代子	

顧問を務めていた 故 菊地孝義 儀は、2021年5月27日に永眠いたしました。
長年のご高配に感謝するとともに謹んで哀悼の意を表します。

国会質疑全集4
二〇二一年一月～二〇二一年十二月

発行　国民民主党
衆議院議員　浅野　哲　事務所
森田　亜希人
齋藤　遊亀
〒一〇〇-八九八一
東京都千代田区永田町二-二-一
衆議院第一議員会館　四〇六号室
TEL　〇三-三五〇八-七二三一
FAX　〇三-三五〇八-三三三一